防災科学技術研究資料

第35号

東海地方地震津波史料（I・上巻）

——静岡県・山梨県・長野県南部編——

都司嘉宣編

昭和54年3月

科学技術庁

国立防災科学技術センター

刊行にあたって

国立防災科学技術センター所長
大平成人

去る昭和五十一年十月いわゆる「駿河湾地震説」の発表以来、東海地域の地震・津波について国民の注意と関心が集っている。同地域はすでに「観測強化地域」に指定されており、五十二年四月には「東海地域判定会」が発足した。また「大規模地震対策特別措置法」が五十三年十二月に施行に移され、これに基づく「対策強化地域」の第一回の指定も近くなされようとしている。この時にあたり、この地域における過去の地震・津波の記録を集め分析することは、この地域の地震の性癖を知り、今後の地震の予知と対策に資する上できわめて重要であることが認識されるようになった。

わが国の歴史地震の史料としては、先覚者の努力により纏められた「大日本地震史料」・「日本地震史料」（武者金吉編）があるが、まだ多数の有用な史料が埋没していることが予想されたので、五十二・五十三両年度の特別研究促進調整費による「東海地域の地震予知に関する総合研究」のうち「歴史津波の研究」として当センターが分担してその調査を進めた。この調査は歴史津波を主対象としたが、津波を伴わない地震や、類似・関連現象、各種の地変などの記録も集められた。その内容はなお解析中であり、総合研究としての成果は別途報告される予定であるが、収集された史料をできるだけ原典に近い形で刊行提供することの緊要性から、ここにとりあえず印刷することとした。

東海地域の大地震としては、明応七年（一四九八年）、慶長九年（一六〇五年）、宝永四年（一七〇七年）及び安政元年（一八五四年、二日続けて二回発生）の四つが主なものとされているが、今回の調査でそれ以前の地震・津波についても多数の史料を発見できた。明応地震については従来ごく僅かの断片的史料しか知られていなかったが、今回多数の有用な史料が収集された。安政地震については従来も多くの史料が紹介されていたが、今回はさらにきわめて多数の科学的評価に堪える史料が得られた（この分は多数なので特に別冊とした）。宝永地震と安政地震と被害規模に大差のあることも判明した。年代不明の地震・津波の史料もあり、地震の前駆現象と思われるもの、地震時の心得、流言飛語の戒めなど、現在の目で見てもそのまま参考になるような記事も少くない。

これらの史料を一見すると、古人の観察はきわめて注意深く、記録も予想以上に精密であり、昭和十九年（一九四四年）の東南海地震や昭和二十一年（一九四六年）の南海地震の記録を質・量ともに上廻るものがある。これらの史料を解析するに当って、地名の比定、震度・加速度や津波の高さの推定など数量化の方法、その他の難問も多いが、「史料地震学」ないし「史料災害学」ともいうべき分野が開けつつある時代の一つのマイルストーンとして、過去を未来に生かすための役に立てば幸いである。

なお三重県その他の地域の史料も続刊する計画である。

まえがき

本書は「東海地方地震津波史料Ⅰ」として、伊豆諸島、静岡県、山梨県および長野県南部地方の地震・津波・火山噴火、地変およびこれに関連すると思われる記事で、明治十六年以前の史料のうち、武者金吉編による「増訂大日本地震史料」三巻、「日本地震史料」一巻（以下これら計四巻をカッコをつけて「史料」とよぶ）に収録されていないものを掲載した。

近年、各地の旧家に遺存する「地方文書」と呼ばれる近世文書が、多くの熱心な郷土史研究家の手によって刊行されるようになった。これらの中には、ローカルで具体的な地震状況の記された良い史料が多く含まれている。さらに各地の教育委員会などの手によって編さんされつつある市町村誌（史）の中にも特に「災害」の一章をもうけ、歴史地震に関する「地元の人の知識」を教えてくれるものがある。大正から昭和のはじめにかけて刊行された旧郡誌などにも寺院記事、人物伝などの項目に、「史料」に収録されなかった少なからぬ地震記事があった。また各地図書館、郷土史料館などに保存されている古文書などのいくつかを閲覧する機会を得ることができた。とくに静岡県立中央図書館蔵の各郡町村誌は質、量ともに史料価値の高いものである。本書に収めた史料の過半数は、各地の図書館での郷土史料調査により集めたものである。これらの図書館史料の外に、伊豆半島、磐田市、新居町、湖西市などで、教育委員会の人や郷土史の方々の協力をえて、旧家の古文書や、古老の伝承の編者による現地調査によって採集したものが若干ある。失われやすい古資料の発掘、保存という立場からはこのような現地調査にもっと時間をかけるべきであったが、滞在日数の制約から、きわめて限られた地方しか調査することができなかったことは、編者の最も心のこりとするところである。必ずや重要な文献が少なからず未発掘のまま眠っているに違いない。しかし東海地方が地震に関して特に重大な関心をもたれているおりから、あえて現時点で編者の手元に集まった史料を刊行し、各地の地震研究者、防災業務担当者の利用に供することにした。

本書を編するにあたり東京大学地震研究所の宇佐美竜夫教授にはいろいろの御指導をいただいた。静岡県立中央図書館、山梨県立図書館、飯田市立図書館、浜松市立中央図書館など各地図書館の方々には貴重な史料を閲覧させていただき、所蔵文書の刊行の許可をいただいた。また、湖西市教育委員会・彦坂良平氏、新居関所資料館・柴田澄雄氏、磐田市郷土館・徳橋伸一氏、下田南高校教諭・青木一男氏、下田市・松本竜雄氏など各地で郷土史研究にたずさわっておられる人々には、貴重な時間をさいてのご支援をうけた。整理にあたっては菊地原初子、島道子の両嬢に古文書の解読と原稿の浄書を手伝っていただいた。これらの方々に記して感謝の意を表わしたい。

この史料の収集作業、本書の刊行に要した費用は科学技術庁の昭和五十二年・五十三年度の特別研究促進調整費によった。

なお、本書の原稿の浄書、整理を完成した後にも本来本書に掲載するべき文献が見つかりつつある。これらはいずれ刊行するであろう「東海地震津波資料・補足編」の方へでも掲載しようと思っている。また新たな文献をご存知の方がおられたら編者あてにお知らせ下されば幸せである。

一九七八年十月

編者　都司嘉宣（つじよしのぶ）記す

国立防災科学技術センター　平塚支所沿岸防災第一研究室

本書の利用上の注意

一、本書には静岡、山梨、および長野県南部の地震に関する郷土史料の中から、武者金吉著「大日本地震史料」三巻、「日本地震史料」一巻、計四巻に収録されていない文献を掲載した。本書の体裁もこれらの「史料」にならった。ただし、たとえば東海道全般についての被害状況を記してあるような文献については、そのうち静岡県部分だけを切りとるようなことはせず、なるべく全文を本書に収めるようにした。

二、本書には年代の定め難い地震・津波史料や地変に関する伝承なども掲載した。

三、より正確に文章を理解するため原典にまでさかのぼって検査しようとする読者の便宜を考えて、引用関係、著者、成立年、所蔵場所など文献そのものに関する注を多く付した。これらはまたその文献の信ぴょう性を推定する目安にもなるであろう。

四、本書の体裁は、武者の「史料」にならい、各年代の地震の状況を略述した総括文、引用文の順にならべ、必要に応じてさらに注釈文を付した。それぞれの総括文には通し番号を付した。この番号は巻末の年表の番号に対応している。

五、一つの文章の中にいくつもの年代の地震の記事が現われる時には、その文章をこまかく分割して、年代別にふり分けるようなことはせず、その文章が最も重点をおいている地震の項にのみその全文をかかげることにした。

六、原典の中で相当はなれた個所に、同じ地震の記事が現われた場合には、○印でそれら両記事の区切れ目を表わした。

七、武者の「史料」全四巻を対照する時には（Ⅱ－27）、（Ⅳ－48）などと表記した。これらはそれぞれ「大日本地震史料第二巻」二十七ページ、「日本地震史料」四十八ページを参照せよという意味である。ある一つの地震について武者の集めた史料以外の史料を見出さなかったものは、その地震の総括文のみをかかげた。「史料」全四巻を持たない人にとっても、本書だけで一応完結な史料集となるよう考慮したためである。

八、西暦は一五八二年以前、一五八三年以後を通じて一貫したグレゴリオ暦を記した。武者の「史料」第一巻、「例言」には一五八二年以前はユリウス暦を記したと書いてあるが、実は本文では一貫してグレゴリオ暦が使ってある。理科年表の地震・火山に関する表、あるいは宇佐美竜夫著「資料・日本被害地震総覧」など、地震に関する多くの書物はグレゴリオ暦によっている。一五八二年十月十四日以前の月日をグレゴリオ暦からユリウス暦に直すには表Ⅰの「補正日数」だけ日付を減ずればよい。

たとえば、明応七年八月二十五日はグレゴリオ暦では一四九八年九月二十日であるが、ユリウス暦では九月十一日となる。

九、地震発生日は和暦、グレゴリオ暦日の他にユリウス日（ＪＤと略す）を記しておいた。日付のあとにある七桁の数字がそれである。これは天文学の方でよく使われる紀元前四七一三年一月一日から数えた日数で、たとえば一九七九年一月一日はＪＤ＝2443875である。日の干支とユリウス日の間には次の関係がある。すなわちＪＤの末位が1の日は甲、2の日は乙、……、0の日が癸である。また12で割って割り切れる日が丑、1余る日が寅、……、11余る日が子である。

グレゴリオ暦日	補正日数
AD 200-Ⅲ-1 ～ AD 300-Ⅱ-28	0
300-Ⅲ-1 ～ 500-Ⅱ-28	1
500-Ⅲ-1 ～ 600-Ⅱ-28	2
600-Ⅲ-1 ～ 700-Ⅱ-28	3
700-Ⅲ-1 ～ 900-Ⅱ-28	4
900-Ⅲ-1 ～ 1000-Ⅱ-28	5
1000-Ⅲ-1 ～ 1100-Ⅱ-28	6
1100-Ⅲ-1 ～ 1300-Ⅱ-28	7
1300-Ⅲ-1 ～ 1400-Ⅱ-28	8
1400-Ⅲ-1 ～ 1500-Ⅱ-28	9
1500-Ⅲ-1 ～ 1582-Ⅹ-14	10

表Ⅰ　グレゴリオ暦日からユリウス暦を求めるさい減ずるべき日付の数。

十四、津波を伴った主な地震に対しては、横浜港、伊東港、あるいは清水港の、その日の潮汐表を与えておいた。その計算には気象庁の潮位定数表に基づき、M_2・S_2・K_1・O_1・S_a・N_2・P_1・K_2・Q_1・M_4・S_{sa}・μ_2・L_2・ν_2・MS_4の十五分潮を採用した。計算は国立防災科学技術センター平塚支所のMELCOM−COSMO−500によった。

十一、原文献に明らかに誤りがあると思われる場合には、もとの文は改めることはせず、（○ママ）と小字注書きを添えた。またくずし字などの原文の判読の難しい文字を強いて読んだ個所には（○カ）と注書きした。○印のついていない（ママ）、（カ）は編者の参照した原典にもとから付してあるものである。

十二、用字については、なるべく原文献の体裁を損なわないことに注意を払ったが、更に次の基準を設定した。

(イ) 当用漢字表に簡体字のあるものはそれを使った。

(ロ) 異体字は通常の字体に改めた。たとえば、扣→控、迠→迄、逓→違、など。

(ハ) かな文字は現行の字体を使ったが、候文中の「江」「而」「ゟ（より）」はそのまま表記した。

十三、延宝八年八月六日(1680−Ⅷ−29)、(Ⅰ−887)、および元録十二年八月十五日(1699−Ⅸ−8)、(Ⅱ−23)の津波はともに風津波であることが判明したので、本書ではこの両者に関する記事は掲載しなかった。

十四、文献の注書きで「著」は文の原著者の、「編」は編さん・編集者の、「刊」は古文献を謄写版本、あるいは活字本などに印刷刊行した人の名に付した。江戸時代以前の古文書の原著者の名を特に記すときには「原著」と注記した。

市町村誌の編集者が、その市町村の教育委員会、あるいは「誌編さん委員会」などの場合には注記を省略した。

十五、寺社などの所在地を示す記事は、すべて原典にある通り掲載してある。従って刊行年の古い書物によるものは現在の行政区画による番地表示と異なるものがあるので注意を要する。

十六、書名の角カッコの上に△をつけたものは、同書の記事の一部がすでに「史料」に収録されており、本書にはその未収録部分のみを掲載していることを表わしている。

十七、近時の印刷物で、概説的に歴史地震、津波について述べているのみで、他の史料から独立した情報を含んでいないと判断される場合、その文章は本書には掲載しなかった。

十八、近隣数カ町村の町村史・誌などにほぼ同一の文が載っている時には、そのうち一つのみを本書中に掲載し、他は採らなかった場合がある。

十九、元禄十六年十一月二十二日と安政二年十月二日の江戸地震、弘化四年三月二十六日の善光寺地震の記事は山梨、伊那地方、および静岡県に関する記事のみを掲載し、これらの地震の中心地である江戸や長野県中部、北部での記録は本書には掲載しなかった。また中世以後の浅間山の噴火記事で静岡、山梨、長野南部に影響を及ぼさなかったものは掲載しなかった。

二十、一つの地震に多数の文献がある時、掲載の順序はおおむね、(イ)全国的な視点に立った記事を先とし、ローカルな記事を後とする。(ロ)静岡県東部を先とし、以下中部、西部、山梨、伊那の順とした。

二十一、「静岡県立中央図書館所蔵文書」を「静県図蔵」と略記した。また「市立図書館」は「市図」とした。

二十二、本編は大部のものとなり、都合上二分冊とした。とくに、No. 281(1854年)安政元年十一月四日・五日の地震史料が多いので、これだけを一つにして下巻に収録した。

上巻　No. 1(BC 391年)〜No. 280(1853年)、No. 282(1855年)〜No. 318(1883年)、及び年代不詳の地震・津波史料、参考史料。

下巻　No. 281(1854年)安政元年十一月四日の地震・津波史料のみ。

二十三、本文は手書きオフセット印刷にした。印刷の都合上、通し番号のところで改頁にしたところもあり、空白になっているところもあるが、右の事情によるものである。

1. 孝安天皇二年二月三日（BC393～　）、富士山出現の伝説あり、四十四年（BC349）と。

（駿東郡玉穂村誌）　○静岡図蔵

(1) 人王六代孝安帝二年（紀元二七〇）辛卯二月三日申刻、天地震動疾風充雲霧、而四方晦冥経数月、十月三日晴天午刻也、茲出現富士山

(2) 同帝四十四（紀元二二〇）壬申、出現（富士大縁起）

2. 孝安天皇二十一年（BC372）、伊豆諸島に噴火あり。

（富南史）

（○孝安天皇）二十一年、伊豆国の海大に焼けて諸島噴出するものあり、土人はこれを称して、三島大神諸島を焼出し給ふといふ。（豆州志稿、三宅記）

3. 孝安天皇九十二年（BC303～　）、富士山出現し、孝霊天皇五年（BC285）、琵琶湖を生ずという伝説あり。

（富南史）

（○孝安天皇）　九十二年、駿河国富士山始めて現出す、或は曰、孝霊天皇の五年、近江の湖水陥没すると共に、富士山成ると、（中略）又云ふ、相伝ふ、孝霊天皇五年、一夜に地坼けて湖となる、是ぞ琵琶湖なり、其土大山となる、駿河の富士山是ぞなり、江州三上山は、嶺より益ぶして成る、故に相似たりと云云。（諸国里人談）

（御司注）富士周辺の町村誌にも右の伝説を載せるものあり。

4. 孝霊天皇五年（BC285）、六月、富士噴火出現し、琵琶湖、浜名湖生ずという。

（駿東郡玉穂村誌）　○静岡図蔵

孝霊天皇五年（三七四）乙亥六月近江湖水初湧
同時富士山現、（以上富士大縁起）
（庵原郡西奈村誌）○静岡県

龍爪山由来之事

駿河国安倍郡に龍爪山といへる大山あり、駿御城の艮の方に当り、麓迄上之道三里行程也、高きこと又三里に余れり。石巌峨々として峙ち老樹枝をつらね、栖猿梢に群れり、山の半に権現の社有り、抑々此の龍爪山の由来を尋ね承るに、人皇第七代孝霊天皇の御宇五年六月天地震動して富士山顕はれ、近江の国に湖水湧き出つるとかや、この龍爪山も同年同日に顕はれ、遠江の国橋本の北にあたり湖水湧き出づと、此の旨帝都に注進しければ、其の頃はいまだ国号も定うざりけるにや近江国湖水湧ける故に帝都に近き江なりとて国号とす。また虎国より湖水湧き出づると奏しければ、是は都遠き江なりとて遠江の国と名け給ひけるとかや。

（富士郡大宮町誌）

浅間神社ハ元社殿ナク富士山ヲ御神体トシテ斎キ奉レリ。然ルニ人皇第七代孝霊天皇ノ御代富士山噴火シテ鳴動久シク止マズ、人民恐レテ四方ニ逃散シ国中甚シク荒レ果テタリ。

○

人皇第七代孝霊天皇ノ御代ニ頂上噴火シテ鳴動久シク止マズ人民恐レテ四方ニ逃散シ国中甚シク荒レハテタリ、

5、仁徳天皇四十年（ＡＤ３５２）、冬、賤機山に怪異ありという。

（駿河国新風土記）上　○新庄道雄原著

仁徳天皇四十年壬子冬、令紀曰宿禰将軍河国安弁郡志豆渡山、及夕陽非常之光輝出山上、列卒為怪異、于時神殿鳴動而鳥獣逢失害、以百数之、有

赤翼之蛙而不動、兼紀門宿称乾悵損之、奏之、終有百済之役。

6. 清寧天皇三年（四九二）、四月、富士山噴火する。

（駿東郡玉穂村誌）。静岡県図蔵

清寧天皇三年（二四二）（ママ）十六三四月、富士山焼崩熄灰降（伊豆山縁起）

7. 宣化天皇の時（五三五～五三九）、海より富士山湧出すという。

（駿東郡玉穂村誌）。静岡県図蔵

大内記録所日記云、宣化天皇御宇（一一九六～一一九九）ノ日海中湧出此号不尽山云々（詞林采葉（ママ）抄）

8. 欽明天皇のころ（五三九～五七一）、駿河つるぎ池鳴動する。

（駿河記）十六 ○桑原藤泰原著

都留岐乃池　水旱無其変。辺所々之因宝、欽明帝之御宇一夜池辺鳴動、翌日池辺有二神剣一。取之送官。故号此池。

9. 欽明天皇十三年四月十二日（五五二－ビー二二）から二十三日震動し江ノ島出現するという。

（東海道駅路の鈴）。浜松市立図書館、志太図文庫出蔵寺和泉塚、宝永六年刊

（前略）ゐ八人皇三十代欽明天皇十三年壬申四月十二日より里廿三日迄大地震動して天女雲乃上にわらえる其後海中にひとつ乃嶋出現すと是を江の嶋と云。

10. 金光六年（ビーハ六）、甲斐大地震あり。

（妙法寺年録）。山梨県、御室神社蔵

（○金光）六、大地震

（都司注）「金光」は「九州年号」の一つ。

11. 仁王三年五月十四日（686－ユリウス暦694年5月14日）甲斐大地震あり、

（妙法寺年録）。山梨県御坂村妙法寺蔵

（○仁王）　三、五月十四日大地震

（編者注）「仁王」は「九州年号」の一つ、

12. 天武天皇十二年（白鳳十三年）十月十四日（684年－ユリウス暦684年11月29日）諸国大地震あり、土佐国最も激しく田地五十余万頃没し津波おそう、伊予国の温泉止まる。京都で東方に鼓のような音聞こえる。伊豆大瀬崎と八丈島にこの時土地隆起するという伝説あり、（ト－ン）「白鳳大地震」

（増訂豆州志稿）八　○静岡県史蔵

大瀬明神　江梨村御社祭神引手力命ナル可シ、大瀬崎ニ鎮座スト按スルニ天武天皇紀ニ白鳳十三年十月壬辰遠江大地震ス　五々土左国田苑五十余万頃没為海、是夕有鳴声如鼓、聞于東方、有人曰伊豆島、西北二面、自然増益三百余丈、更為一島如此音、者神造是島響也、卜有ルハ即此地ナル可シ此地本州西北隅ニ在ル岬角ニシテ其東北ニ突出スル半島ナリ八町ナルハ此丈ニ符合スル処是島ノ称アルヲ思フニ往昔ハ別ニ一島ヲ為セシナラム而テ当時土佐国地ヲ引来テ此島ヲ造リシト云伝説アリテ其神裏ニ感シ引手力ノ神名ヲ負セ奉リシナル可シ。

（静岡県大正風土記）

大瀬神社

西浦村江梨字大瀬にあり、延喜式に見へたる引手力命神社なり、伝へいふ天武天皇白鳳十三年大地震あり、土佐の南岸陥没して伊豆の西北に一島増益すと、即此処なりと、（下略）

（八丈実記）六　○「抜書」

日本書記曰天武天皇ノ白鳳十三年十月二嗚ユ上報

ノ如ク東方ニ南シヲ其時或人奏シテケ奉リシニハ彼ノ響ハ伊豆国ノ島西北ニ面増益スル事三百余丈トアリ、是ハ大島ノ事ナルヘシ西北ニ増益シタル事外島ニハ聞ズ、今ハ大島ノ富士山ト称スルモノ其時涌出セシ山ナル歟、長享永正度長ノ神火吹出スト記セシハ皆同所ノ事ナリ。

13. 和銅元年（七〇八）、三月、駿河国安倍郡慈悲尾村椎田の池夜五月まで鳴動する。（エー一〇）

14. 霊亀元年五月二十五日（七一五―ⅥⅡ―4、一九八二三九二）遠江国大地震、山崩れて有玉川を埋め、数十日後くずれて民家田畑を損う。（エー一〇）

15 天平十九年三月三日（七四七―Ⅳ―二〇、一九九四〇〇五）、駿河国鯨ケ岡俄かに大水噴出する。

（富南史）一

三月三日、駿河国鯨ケ岡、俄かに大水を噴出して池沼となる。此池、駿河山北西の麓に当り、東西二町三十五間、南北三町十二間、面積五町一段余深一丈二尺、周囲十町四十四間あり、是小国より後世計る所なれども略ぼ当時の概状を知るに足らんか。此地もと鯨鯢の形したる立隊なりしを以て其名を負ひたるに、池沼となるに及で尚ほ其名を改めず。今も鯨ケ池と称す。

16. 天平宝字六年五月九日（七六二―ⅥⅡ―9、一九九五一一六）、美濃、飛騨、信濃、越後大地震あり。（エー一一）

（善光寺縁起）四。「新編信濃史料叢書」所収

大風震動不破寺塔事

仁王四十七代大炊天皇御宇号淳仁天平宝字六年歳四月二十四日、大風吹起大地震動、水内郡神社仏寺堂塔并殿人民等之私宅、乃至樹木皆悉無残破壊

顚倒八十余所也、而尚諸仏像堂塔亡、於善光寺精舎少無有破壊、故上自太上天皇下至田夫野人無不帰依渇仰、御葬昌自上古至末来際、此仏舎難盛徳不可称計者也。

17. 宝亀十一年七月（一七八〇）、駿河国、富士山灰ふる。

（庵原郡江尻町誌）　○静岡県

宝亀十一年七月発亥、駿河国言富士山下雨灰、灰之所及木葉凋萎。

（都司注）続日本紀では、翌天応元年のこととしている。何の書に拠るか不明（I-20）

18. 天応元年（一七八一）　駿河国大地震あり、(?)

（島田、六合、大津、大長、四ヶ町村郷十一年代記）　○紅林時次郎著

天応元年、大地震

（都司注）「郷土年記」に富士噴火と降灰の記事はあるが、地震の記事はない。何か他の書に拠るか不明（I-20）

19. 延暦十九年三月十四日（八〇〇－二－八）、富士山噴火し、降灰のため足柄路埋まる。（I-24）

20 延暦十九年六月六日（八〇〇－七三－九）、雨のように灰ふる。三月十四日（八〇〇－二－八）の富士噴火による。

（I-24）

（日本逸史）　○静岡県の歴史（岩波書店）より抜粋

灰下如雨、山下川水皆紅色

（大宮町誌）

後桓武天皇延暦十九年山焚アリ、宮殿甚ダ危険ナリシカバ平城天皇大同元年坂上田村麻呂勅命ヲ受ケテ山宮ヨリ現今の地桜ケ丘ニ遷シ奉レリ、

21. 延暦二十年二月（八〇一）、磐田海静まり、こ以後水減じて陸地となる。

（遠江国風土記伝）

世に伝ふ、田村麻呂この行遠江国に至り、船岡山の旧址に陣し、将に磐田海を渡らんとするや、逆風俄に起きて波涛山の如くなれば、田村は又望洋の歎に堪へざるのみなりしが、忽ち思出づ千珠のあるを、千珠は彼の赤蛇の遺したるものなり、因てこれを試みんと、取出して滄海に投ずるに、激浪急に静りて常の如くになりければ、田村は故なく渡るを得たりける。磐田海は是より水漸く減じて陸地となり、彼の巨蛇も漸く其居を失し、彼の今も水沫湧をなすといふなる、今洲浪の聚洲に身を潜め、永住の所と定めけるを、国人恐れて洲上に一社を創め、開龍神と崇め祭りければ、茲もまた再び害を為すことなしと、椎河明大明神是なり。

22 延暦二十一年正月八日（八〇二年二月一七日）、富士山東斜面より噴火し、何日も止まず。（日本紀略）

（駿河地誌） ○駿東地区教育委員会編

富士浅間神社、小山町須走一二六に鎮座。

延暦二十一年正月、富士山の東脚が噴火して日を経るも鎮火せず、しきりに震動してその響きは雷鳴のようで、砂礫を降らし山野を焼いたので里人の恐怖はその極に達した。時の国司や郡司がこれを憂えて、富士東面の地に斎場を設け、鎮火の祈祷を執行した。噴火が鎮まってのち、大同二年神威を畏み神徳報賽のためにこの斎場に社殿を創立して長く鎮護の神と崇めた。

（日本逸史） ○「静岡県の歴史（若林淳之著）」所収

昼夜炬燵砂礫如霰

（駿東郡須走町誌） ○静岡県

富士浅間神社由緒

延暦二十一年正月、富士山の東御噴火して、天地

暗黒、頻リニ震動して、その響き雷霆の如く、砂礫を雨らし、里人恐怖して寝食を忘るゝに至れり。当時の国司郡司深く憂慮せられて、富士山東面須走の地に斎場を設けて、噴火の鎮静を祈祷せられしに、同年四月初申の日に至りて、雲煙散して新く天日を拝し、震動も止みたれば、里人初めて皆に安するに至れり、是に於て、神助を報賽せんとして大同年度に、前に斎場を設けし地を日向と称し、其に社殿を造立せり、爾来毎年四月初申の日を以て、例祭日と定めたりき。

（都司志）「駿東郡誌」にも同旨の文あり。

23 延暦二十二年（八〇三）、有玉郡の海干上つて陸地となる。

（遠江国風土記伝）

将軍（○坂上田村麿）は御子を育給ひて、上京して復命給へり、而後延暦廿二年東夷再叛けり、爾時御子八歳、号は俊光、詔曰、将軍及俊光京夷に征てまつらはぬ国を治めと退らせ遣賜き、御軍京を発してあら五の郷に着給ふ時に、逆風俄に吹て海潮大急、時に俊光、み母の授けし一箇の珠を採て、滄海に投棄賜者、潮忽涸て陸地となれり、爾大蛇者水涙うつきく今洲渡の深淵に身をかくしき故淵上に二ツの社を建。

（都司志）延暦二十年の項にも似た文あり。

24 弘仁三年一月十五日（ゆ／ろ一日一ら）20/22)

駿河国駿(はや)馬山鳴動する。（ムーろゆ）

25. 天長四年七月十二日（ゆろろ一七三一二）

ろろろろゆ、より十月まで京都、越後、信濃地震続く、信濃では十二十一回を数えた。

（原氏信濃国六郡大地震満水之図・序文）

○「善光寺志」（坂井衡平著）より所引。

往古天長四年丁未月七月より十月迄、震動千二十一回。

26 天長九年（ゆ3ン2）神津島噴火し、熔岩海に入り、二十町の沖に達す。（I－35）

27 天長十年十月二日（ゆ33－X/－20，2025ゐ2）遠江国大神郷に津波おそう。また猪鼻駅家流失す。

（浜名郡白須賀町誌）　○静岡県

大神郷：天長十五年十月二日当大神郷流レタリト伝ヘ書ス、（此時大神社モ共ニ流レテニノ宮ノ宮ハ何レモ現今ノ中ノ郷ニ流着シニノ宮ノミ残留シタリト是即チ今ノ神明宮ナリ）其後大神ノ郷ハ度々ノ海嘯ニテ人民多ク当時一漁村ニ過ギザリシ郷内ノ浜名ニ移住シ遂ニ橋本駅ヲナスニ至リタルモノナラント推セラル。

（三ヶ日町史）上　○年表中

天長一〇、遠江大震津波、猪鼻駅家流失。

28 承和二年（ゆ3ゐ）、伊豆国に温泉湧き出で走り湯という。（一説に養老のころ（ゆンゐ～ゆ2ゑ）ともいう。

（岳南史）二

此年（○承和二年）伊豆国に温泉湧出す、称して走湯といふ。（行基抄、豆州志稿）一説に云ふ此の温泉已に養老の頃湧出せりと、何れが是なるを知らず。

29 承和三年（ゆゐゐ）、三月、富士山墜石（？）を噴出する。

（岳南史）二

（○承和）三年三月、この頃一日、駿河の富士山頂球簇を並び、須臾にして又球玉を四方に雨らす。而して玉に皆な小孔あり、説者曰く。蓋し是蒼仙の珠簇に翫ける珠玉ならばなりと。当時世人の富士山頂を談ずる者の言に曰く、富士山頂には平地ありて広さ一里許、中央窪下して形炊飯の如く、頗底に神池あり、池中に大石あり、石形怪奇

にして恰も蹲踞せる虎の如し、而して頭中常に蒸気を噴出して、其色紺青なり。是小其底に水あり炎沸して熱湯を成すに因ると。又云ふ。山頂は白砂堆をなし、攀登する者みな中腹に止まり、決して頂上に達するを得ず。白沙流下すればなりと。

（本朝文粋）

30. 承和五年七月五日（ユリウス一八三一、八二三年）神津島近海で海底噴火あり、江戸、東海、関東諸国に九月まで灰降る。（ユリウス）

31 承和八年（ユリウス八四一年）、七月、伊豆大地震あり。

（日本紀略）

（三島市史）

承和八年（八四一）には六月及び七月と三回に亙って伊豆国に地震があった。特に七月の地震は激しく、多くの死傷者を出した。この年は所々に変事が起って、租税を免除し米穀を分け与え家屋修復、死者の埋葬等を助けり小たことが続日本後紀に見えている。

（都司注）六月に地震があったこと、三回あったこと等は「続日本後紀」には書いてない。他の文献により右の文が作り小たのか、単なる筆者の思いちがいか不明。

32 嘉祥三年（ユリウス八五〇年）、八月、浜名湖口の地の守護神、舎那座彦神社を官社に列する。

（文徳実録）　○静岡県大正風土記」所収

嘉祥三年秋八月戊申詔遠江国浜名郡舎那座彦社列二官社一先是彼国奏言此神叢社瞰二大湖一湖水漲挙土積利二湖口一口閉塞無二通湖口一則民被二水害一湖口開則民致二豊穣一或ハ開キ或ハ塞ク神宝ニ為ニ祟典一為ニ民祈一利従フニ之ニ。

33 仁寿元年（ユリウス八五一年）、十月、伊那（？）に地震あり（ユリウス）

34 貞観六年五月二十五日（ユリウス八六四年六月七日）、富士山大噴火、多量の落岩を

流出して「せの海」をうずめ、西湖、精進湖に分かれる。（Ⅱ－69）

〔神部町誌〕

貞観六年五月二十五日、富士山噴火、地震三度と古書にあり、

（郡司注）この噴火を伝える「三代実録」には「地震三度」とは書いてない。「古書」とは何をさすか不明

〔今泉村誌〕。富士郡町村誌

八幡宮

字本郷島二在り（中略）

コノ神社ハ六所浅間神社の摂社タリ貞観六年ノ創建ナリ社伝ニ貞観六年甲申五月富士山噴火ノ節此所ヘモ焼石転ビ出デ其勢甚シカリシニ依リ時ノ宮人一向ニ浅間大神ノ擁護ヲ祈リシニ今ノ社地ニ至リテ焼石止リシニ依テ社ヲ立テ大神ヲ奉斎セシトイフ之レニヨリテ考フニ本社ハ貞観六年ノ噴ユノ地ニ創建シタルモノナルベシ今ノ社殿ハ数回目ノ建築ニナルモノナリ

35 仁和二年五月二十四日（８８６－Ⅶ－３、２０４４０４９）、安房国で黒雲、地震、雷鳴、降砂を観測する。伊豆着島に噴火起るか。（Ⅱ－１０２）

36、仁和三年七月六日（８８７－Ⅷ－４、２０４５２４５）越後、信濃に地震あり、越後は津波おそう。（Ⅱ－１０３）

〔原氏信濃国六郡大地震満水之図・序文〕。

「若光寺史上（坂井衡平著）」所引

仁和三丁未年七月六日、地震数日、

37 仁和三年七月三十日（８８７－Ⅷ－26、２０４５７６８）五畿七道諸国大地震、摂津はじめ近海の地、津波の害甚しく、信濃国では山崩川溢れて牛馬人民の死多く出す。（Ⅱ－１０３）

〔扶桑略記〕

（○仁和三年七月）

「卅日、辛丑申時（中略）　五畿七道（諸国、同日脱）大震、其中摂津国尤甚云々（云々なし）信乃国大山嶺崩、巨海（河）溢流、六郡城廬払地漂流、牛馬・男女流死成丘云々、（云々なし）」

38　承平二年十月十三日（932-XI-18，2096/788），富士山噴火する（I－173）

39.　承平七年（937）十一月富士山噴火し溶岩を流し湖を埋める．（I－176）

40　寛弘五年（1008）　三月から四月にかけ、富士西麓噴火あり．

（並南文）

（○寛弘）五年四月、去る三月より駿河国富士山焼け、煙人穴より出でて未だ消えず．

（都司注）何の書に拠るか不明、単なる樹木の山火事である可能性もある．

41　寛仁元年（1017）、富士山北方三ヶ所から噴火する．（I－183）

42　治安元年（1021）、ごろ伊豆仁科に津波おそう．

（増訂豆州志稿）ㇹ　○藩県図蔵

三島明神　浜村

佐波（サハ）ハ地名ニシテ今社ヨリ沢田（サハタ）ト云

八幡、神功皇后三韓ヲ征シ賜フ時始テ此ニ祀ルト云大永七年ノ上衆文ニ曰仁科ノ荘本郷総社八幡ト

今ニ仁科五村ノ総鎮守也五百年前迄ハ海涯ニアリシニ海溢ニテ今ノ地ニ止マル、就テ三島明神ト相ヒ並ヘ立ツト云

（都司注）大永七年（1527）より五百年前は治安元年（1021）に当る．

43　治安二年（1022）、五月、諸国大地震あり死者が多くでた．駿河国富士郡柚木の大水の霊威により、治まるという．

（史話と伝説）　○松尾四郎著、「富士市の伝説」

柚木（ゆのき）村の名

伝えによると、治安二年（一〇二二）、五月大地震あり、諸国に災死する者多く、又旱魃がつづいた。その頃この地に柚の大木があつて、高さ五丈八尺、枝は五十坪をおおつて、根は三抱えもあつた。その時ここの芝切百姓の彦安と云う者が、この柚の木の葉を諸国に献上したので、その威徳で地震がおさまり、天下安然国家豊饒となつたと云うので、お褒美として金五十枚を下賜されそうである。

（富士郡加島村誌）　○柚木神社由緒

当村牧田佐十郎右文書左ノ如シ　本書虫喰多シ　抑源頼光公御治世治安二年五月ヨリ大地震二国中ノ人死多ク諸国千魃ノ時柚之木芝切百姓彦安トイフ人、古木柚木ノ葉諸国へ献上仕リ其ノ依位徳二九月上旬大地震相治天下安全国家豊饒毎年九月九日御祭礼被仰渡御褒美ト而百姓彦安方へ黄金五十枚被下置候尺古木柚木高五丈八尺蓋五十歩根根三囲有奇野人ト吉凶誠二難有御幸也、

駿州富士郡柚木村

文永二酉年正月、外木治部少輔盛有花押、

調査人注二源頼光ハ治安元年二年シタル人ナリ、

44　長元元年（一〇二八）、十二月、富士山噴火あり、

（五南史）

（一〇長元）元年十二月、駿河国富士山焼く、頂上より山腹に至るまで、悉く煙炎ならざるはなし。

（都司志）　右の記事原出典名も記さず、噴火ではなく樹木の火事である可能性もある。なお長元五年の記事の誤写である可能性もある。（ハイキ）

45　長元五年十二月十六日（一〇三二ハイキ）、

2098380）富士山噴火する。（エー一八七）
（亜南京二
（〇長元）五年十二月十六日、駿河国富士山
焼く、（大日本史）

46 長久二年（一〇四一）諸国大地震あり、駿河国
庵原郡小島村鎮座田神社の裏山崩れ
（庵原郡小島村誌）〇静岡県

庵田神社
人皇三十三代伯瀬部天皇元号広元三月庵原二遷
座シ奉ル伯瀬部ノ尊ト云フ此神社ハ元庵原（宍原
ノ古名）字庵ノ入ト云フ山林ニアリ、田畑
アリ宮ノ平ト云フ、長久二年辛巳諸国大地震ノ時
山崩レ本社ハ谷底ヘ埋没セシガ後神体丸山
ブト云フ、今ノ森ノ山是レナリ、明暦四　乙亥
今ノ地ニ遷宮スト云リ、
（部国志）「大日本地震史料」によると長久二年二月一日、
三日、七月二十日の京都地震、十二月二十二日武蔵国の震の記事が
あるが「諸国大地震」とされるような地震記事は見当らない。（エー一八七）

47 永保三年二月二十八日（一〇八三ー三ー二五）
ユリウス暦、富士山噴火する。（エー一八七）

48 永保三年（一〇八三）十月、富士山七カ所から
噴火する。（エー一八七）

49 応徳二年（一〇八五）、三宅島噴火する。
（エー一八七）

50 永長元年十一月二十四日（一〇九六ー一二ー一七
ユリウス暦）、畿内大地震あり、伊勢、駿河
は津波におそわれ被害を出す。（エー一九一）

51 天仁元年七月二十一日（一一〇八ー八ー五、ユリウス暦）
浅間山大爆発し、火山弾を出し、田畑に大き
な被害を出す。（エー一九八）

52 天永元年（？）二月九日（一一一〇ー三月一九、
ユリウス暦）、八丈島噴火し、五年間続く
（八丈実記）六

八丈島年代記云、永長十五庚寅年正月九日神火出ル五年続テ焼ル。

（都司注）永長という年号は一〇九六年と一〇九七のわずか二年しか続かなかった。一〇九六を元年として仮に永長十五年を求めると西暦二一〇五年すなわち天永元年に相当する。ただしこの年は庚寅年である。

53 天永二年（一一一一）十月、伊豆若島に噴火あり。（？）

（岳南史）

（○天永二年）十月、伊豆国の海上、火光あり。て鳴動すること雷の如し、其声京師に達し月を踰えて止ます。

54 天治元年（一一二四）、浅間山噴火する。

（上伊那郡誌）

一、天治元年、浅間山噴火す。

（都司注）天仁元年の誤か。

55 久寿元年（一一五四）、一月、三宅島噴火する。

（H－一一九）

56 久寿二年（一一五五）、十月、三宅島噴火する。

（岳南史）

（○久寿二年）十月、伊豆国三宅島噴火す。

（豆州志稿）

57 文治元年（一一八五）駿河湾に地震津波あり、

（？）

（駿河志料）四六。中村高平原岩

縁起に、当山に安置し奉る地蔵尊は、自然石の尊像なり、昔文治元年、薩陀山の麓、田子の浦に海中夜な〳〵稲妻のごとく光をはなつ、ある日海上震動し、浪逆立、光明をはなつ処に、海士海中よりいだき上しに、不思議なるかな、地蔵尊の石像なり、よりて山上に安置し、後に今の所に移しける。云々、とりありて、当御治世となり、慶安

年中御印章を賜はりしと云.

58 建久六年十二月十六日（一一九六－一一九七）、伊豆願成就院、怪異震動あり。

（増訂豆州志稿）一 ○諸景図歳、建久六年の条

十二月十六日、豆州願成就院、無故有二怪異等一、前後弐以テ被レ破レ堂舎扉ヲ一、天井動揺（ユスルコト）如シ二人足之歩ガ一、震響。

59 承元元年九月四日（一二〇七－メートル、一九二八）伊那地方大地震動して亜日卯の時に及ぶ。

（熊谷家伝記）一 ○下伊那郡吉原村誌郡

震して、其翌年改元有て承元々年に当る丁卯八月下旬頃脳心悪有けるが、九月朔日空に音来聞へて身心苦痛もなく、四日にもなれば、伝聞老若男女の差別なく熊谷の城下に満て群集する事数千万という数を不知。蓮生沐浴して袈裟を着し、上人より賜りたる弥陀来迎の画像を懸、端坐合掌して念仏の声と共に息止りぬ。日より光明を発て、紫雲

鐘鳴、音来聞へ、霊香等薫じ、大地震動する事亜卯ノ時迄に至ル。

59 寛治元年（一〇八七）、一月、伊豆国地陥没する。

（一－二三二）

60 建長四年（一二五二）、甲斐国大地震あり。

（妙法寺年録）

（○建長） 四、大地震.

61 弘安五年十月十三日（一二八二－メートル、一九四六）、武蔵池上大地六種に震動する。

（三島市誌）中

弘安五年（一二八二）十月十三日辰の刻、宗祖日蓮不滅の滅を現ぜらるるや、即時に大地六種に震動する中、臨滅悲嘆の鐘をつきたるも日昭であり、この鐘は今日池上本門寺に格護さ小ている。

62、正応三年八月十四日（一二九〇－メートル、一九二六）、遠江相良大震動する。

（「平田寺草創記」）○「相良只」所収

正慶三年、鎌倉騒動久、八月十四日自午前至晡時大震動、人人作杯有想。

63 永仁三年（一二九五）、鎌倉大地震して大鳥居笠木落ちる。

（「妙法寺年録」）

（○永仁）三、大地震鎌倉浜大鳥居笠木落

64 徳治元年（一三〇六）、伊豆片瀬に津波おそう。

（「南豆風土記」）

大沢山竜淵院、片瀬

往昔はうきが原にありしに、徳治元年（一九六六）津波の為めに流没す。同二年現地に遷して再建す

（「都司志」）地震津波か風津波か不明

65 正和元年四月十二日（一三一二-V-26, 2200404）

相模湾をはじめ駿河から房総に至る海水赤く変色する。

（「吾南史」）

正和元年四月十二日、相模の海、潮水変じて赤色となり、西は豆・駿より、東は武・総に至るまで、沿海凡そ三百余里に亘れり。凡そ当時の里程を計るに、上道は三十六町を一里とし、東道は六町を一里とす。

（「梅園日記」）因云、延宝頃にも、奥州加佐古の海一町許、沖辺遠に紅となり、浪平に悪臭を放つ事ありき。

虎関禅師文集云、通衢云、正和壬子四月十二、相之海水変レ赤、自二豆駿東一距二武総一、沿二海浜一三百餘里、朱漪汗漫、汪洋然也、人民驚怪、望洋咨嗟、予時寓二稲山一、往二海浜一見レ之、紅浪浩渺、不レ見二涯涘一、無二須臾一時一清之碧一、予亦怪レ之、以レ手掬レ水、熟視レ之、猶レ藍二紅粟於盎水一、粘如レ漿也、滑如レ脂也、粒粒如レ珠、亦似二魚子卵一、残二於掬底一

也、予使剖レ視乞レ水、其紙雖レ濕不レ破、携帰而呈二諸友一、或曰、滄溟大変、恐二国家之災一乎、予曰、玄中記曰、東方有二大魚一、行レ海者二一日一逢レ魚頭一、七日逢二魚尾一、尾則百里、水為レ血、恐是乎何災之有矣、三日後海復レ碧、四海無レ事。云云。

66 嘉暦年中（一三二六～一三二九）、駿河国桃沢池山崩れのため埋まる。

（「駿河志料」）○中村高平原音、駿東郡の章、

（桃沢池跡）

山中に池の平と呼ぶ地あり、其所なりとも又下長久保と上小林との村境に、字池田と唱ふ所あり、池代凡長五町許、幅二町もあらんと思ほし、里人云、右へ嘉歴年中堤崩れ、山中土砂押出し、埋もれて後水田となりしと云ふ。残闕風土記に、桃沢池東西三里、南北四里程云々、池畠有レ神、祈レ祭鳴沢女神也、と見えたる此地なるべし。

67 元弘元年七月七日（一三三一―一三三三）、駿河国地震して富士山一部崩れる（一一九九）

（「安倍郡服織村誌」）○静県四歳

元亨元年七月七日富士山崩レテ大地震アリ、

（一九九一）

（「郡司注」）元弘の誤りであろう。

（「静岡市史」）

常住山感応寺　寺町二町丁目にあり、日蓮宗久遠寺末にして本尊は十界曼荼羅である。正和元年元七二　佐渡公日向尊者が創立するところで、元弘元年一九九一第三世僧日慧の時震災にて壊滅し、後文明年間二元二四六　僧日朝岩越刑輔を檀那として當地浅間神社横耳小路に再建し、更に第五世僧日景が今の地に移転した。

68. 延元三年（一三三八）、伊豆大島噴火する。
（T-299）

69 正平十五年三月四日（一三六〇－Ⅱ－29、22／78←9）遠江国震あり、（T-324）

70 正平十六年三月四日（一三六一－Ⅲ－19、22／8233）遠江大地振動する。二十六日夜また地震あり。

〔大福寺文書〕

（裏書）　辛丑三月四日、夜、刻大地振動、同廿六日、夜丑刻地振、堪忍如元、

71 元中の末年（一三九二 二乃）、信濃国大地震、東筑摩郡に大山崩を生じた。（T-943）

72 応永三年八月三日（一三九六－Ⅸ－13、223／25）遠江国大地震あり、洪名橋敗壊し、松原を損う。

〔菊川町史〕

応永三、遠江大地震、長橋洪名橋こわれる。

（都司注）何の書に拠るか不明

〔岳南史〕＝

（○応永三年）　八月三日、遠江国地大に震ふ。此頃洪名橋已に大に破壊せしが、此の地敗に因て愈く敗壊し、其の松原の地も、亦大に崩潰せり。（土人伝説）

73 応永四年三月四日（一三九七－Ⅱ－9、223／403）

遠江自須賀に津波おそう。

〔駿遠豆靈〕　○自須賀の条

潮見観音、潮見坂の中央ナル北側松樹ノ間ニアリ、（中略）　又備前少将綱政応永四年三月四日白須賀駅ニ宿陣ノ節観世音ノ霊夢ニ感ジ夜中急ニ駕ヲ命ジテ此駅ヲ発シ彼ノ著名ナル此日ノ海嘯ヲ免レタリト此潮見坂ハ元白砦（今ノ白須賀）ノ西端ナリシカ宝永四年ノ海嘯ヨリ今ノ地ニ移シ潮見坂ハ其東方トハナリシナリ、

（都司注）地震津波か高津波か不明。

応永十二年（一四〇五）秋、遠江国津波おそう

浜名湖口大いに損う。

（岳南史）二〇応永十二年の条

秋、遠江国の海荒れ、激浪山の如く寄せて海岸を侵し、沿海の地害を被るもの少なからず就中荒の崎の被害も甚だしく海岸の破壊するもの多かりき荒之崎は、後の所謂新居の地にて、西源太山に、起り、東舞沢駅家に対し、長凡そ一里ありて、当時の駅路なり。幅の広き所は拾余町に余り、狭き所も二三町を減ぜず、上に青松枝を交へて繁茂し恰も浜名湖と遠江灘とを限れる長堤の如し。崎の中央に庄界の碑石立ち、其色赤紫色を帯びたり。此の碑石は、北方村櫛崎と相対し、南北の一直線を画せり。想ふに是れ二郡の境界なるべし。土人の称びて庄堺石と称するは是なり。（遠江風土記伝、文徳実録）、

（郡司注）明応七年（一四九八）、永正七年（一五一〇）の津波の説明文にこの年の津波とも見るものが多い時として応永十三年とするものがあって、いずれが正しいのか、あるいは二年連続して津波があったのか判然としない。

（神宮寺由緒書上）　○「新居町史、資料編七」

（○町史編者注）、この史料は年次である為、寛保二四年に幕府の寺社領調査が行なわれているからその際における書上げであることに疑いない。

覚

一、遠江国敷智郡新居（平安時国司係郡衙所在地）町禅宗白毫山神宮寺

二、応永年中之大地震津波故、日ケ崎ノ郷町屋寺院共ニ漂流仕、其後日ケ崎ノ郷ヲ荒井ノ宿ト改テ、寺ヲハ当寺ニ世越山格和尚之建立ニ而、寛正二年（ママ）ニ年開闢ト前々より書上申伝候、此外ニハ由緒無御座候、

（浜名郡誌）

八社神社、村御村にあり、

旧記摘録

応承（ママ）十三年戌八月二十五日、大津波、其後永正七庚午八月二十二日、今切崩流、当時神殿・仏本豊為怒濤変滄海、民宅没水底、土出子孫美哉尽御

舎造而仕幸ル。

（都司注）「康永」の誤と考えておく。「康応」は四年までしかないからである。

75 応永十三年・八月二十五日（一四〇六・X－一八、
ユリウス暦九月一日）、遠江国駿河国大地震、浜名湖口
津波におそわれる。駿河国安倍郡不二見村万象
寺倒潰し、火災に焼亡する。

（静岡県安倍郡誌）

（○不二見村誌）、万象寺、鎌倉建長寺開
山大覚禅師の法嗣兀外創立す応永十三年震災
のために諸堂頽毀す、後四世信信翁再建す。

（安倍郡不二見村誌）○静県図蔵

万象寺駒越ニアリ

応永十三年震災ニ遇ヒ堂宇頽壊シ記録灰燼トナ
レリ、

応永十三年ニ。六六震災アリ、駒越万象寺火災ニ
罹リ悉ク灰燼トナル（駒記）

（都司注）万象寺の倒潰の日日と示す史料はないが、遠江国で大地震のあった八月二十五日であると推定しておく。

76 応永十七年一月二十一日（一四一〇－II－5、
ユリウス暦一月一五日）、那須山噴火し、伊豆大島も鳴動
する。（I－367）

77. 応永二十二年四月四日（一四一五－V－21、
ユリウス暦四月八日）、夜、伊豆大島噴火し、海水湧騰
する。（I－369）

78. 応永二十三年八月二日（一四一六－IX－2、
ユリウス暦八月八日）、伊豆大島噴火する。（I－364）

79. 応永二十八年四月四日（一四二一－V－14、
ユリウス暦四月二〇日）、伊豆大島噴火して海水湧騰、魚
多く死ぬ。（I－366）

80. 応永三十四年六月四日（一四二七－VII－7、
ユリウス暦六月一日）、富士山と浅間山噴火する。
（I－377）

81 永享四年（一四三二）、伊豆下河津に地震あり、
山崩れて那蘭陀寺埋もれる。

〔南豆神徴誌〕
賀茂郡下河津村谷津に南禅寺という廃寺がある。伝へいふ。かって那蘭陀寺と称する大寺ありしが、永享四年ニ。震災の際、崩壊し来る土砂の為に埋没されたのを、天文十年ニ。僧南禅によって再興されたと。

82 永享四年（一四三二）、九月伊那地方大地震、地割を生じ、翌年井水温泉となる所あり。（I－379）
〔熊谷家伝記〕 ○伊那（I－379）

一、永正元甲子正月五日当所之観音の祭礼を初る。是は去ル永享四年之地震の節、立願にて東方ニ三尊の弥陀堂を建立す。

83 永享五年九月十六日（ユリウス暦一四三三年一〇月一七日）夜、相模、座奥、甲斐諸国大地震。（I－353）
〔三代記〕 ○甲斐

発灰 五（○永享） 九月十六日夜半ニ大震動、山崩ケツレ屋ウマレ。

84 嘉吉二年（一四四二）七月、伊豆大島活動を始め翌年に及ぶ（I－391）

85 宝徳二年（一四五〇）浅間山噴火する。（I－401）

86 享徳三年十一月廿三日（一四五四年一二月二五日）夜上総、上野、会津大地震、甲斐でも感ず。奥州では津波山の奥に百里入り、人民をさらうという。（I－411）
〔王代記〕 ○甲斐
甲戌三（○享徳）十一月廿三夜半ニ天地震動、奥州ニ津波入テ、山ノ奥百里入テ、カヘリニ人多取ル。

87 文明元年十二月十二日（一四六九－一三－二四、ユリウス暦一四六九－一二－二九）、三宅島噴火する。（I－414）

88 文明七年（一四七五）、浜名湖口へ津波おそう。
〔岳南史〕三

此歳（○文明七年）、遠江洋波浩高く、轟々たる響は山岳の崩るるが如く、激浪天を衝きて至り、荒之崎を破壊すること多し。（「文徳実録」、遠江風土記伝）

（都司注）明応七年（一四九八）、永正七年（一五一〇）の津波のことを述べる多くの文献中に、文明七年にも津波があったことを言及するものが多い。地震津波か風津波か不明。

89. 長享元年十一月十三日（一四八七－XII－7、ユリウス暦1487/12/16）、八丈島噴火し、島に飢饉がくる。

（T－443）

〔八丈実記〕＝

八丈島旧記ニ長享元年山燃、永正中地火出而成山、慶長十年復燃烏ニ高山トアリ、西山ハ地火ニ焼失シテ古跡ナヒヌ。

90 明応七年六月十一日（一四九八－VI－9、ユリウス暦1498/6/23）

京都、三河、熊野大地震、田畑でも大地震あり

（T－449）

〔高白斎記〕 ○一名「甲陽日記」

明応七戌年、正月六日、信虎公（武田）誕生、同六月十一日大地震。

9) 明応七年八月二十五日（1498－IX－20, 2268450）
東海地方全域に大地震あり．津波は房総半島から紀伊半島全域にわたる．静岡県では伊豆仁科，安良里，江梨，駿河では大里，焼津に津波の被害記録あり．焼津では二百六十人の死者を出した．駿東郡小山で温泉湧き，遠江国小笠郡で山崩れ，地裂，水の吹き出しあり．なお浜名湖方面での被害は明応八年六月十日の暴風による湖口決潰が直接の原因と考えられその誘因が明応七年八月二十五日のこの大地震であると推定される．くわしくは「明応地震津浪の日付について」を参照のこと．「明応東海地震」（ﾄﾗﾌﾞﾙ）
明応七年八月二十五日前後の清水港の潮汐表をかかげる．

8月	満潮	ft	干潮	ft
24日	14h 19m	126cm	5h 54m	59cm
	23h 22m	124cm	18h 57m	115cm
25日	15h 21m	137cm	7h 31m	54cm
			20h 55m	107cm
26日	1h 36m	127cm	8h 46m	44cm
	16h 0m	148cm	21h 45m	95cm

明応7年8月 清水 平均潮位面は基準面の92cm上方にある．

（八丈実記）三〇八丈島年代記

一同年（〇明応七年）代官役長戸路七部左エ門二渡ル、八部ノ節新嶋ナカクラニテ津波上リ舟荷物トモニ浪ニ取ラル　水主一人死ス　此津浪ハ伊豆ノ国江大ニ上ル　人多ク取ル　由此嶋ヘモ上ル也

（岩田文書）〇静岡県小山町　伴野宗治刊

明応七年八月二十四日（ママ）　天下大地震亡者不知員湯舟郷湧湯三所伝湧出

△（増訂豆州志稿）八〇静県図蔵

田トハヤ橋ノ上リ二在リ明応中今ノ処ニ移ス其旧地ヲ無神（カミナシモリ）社ト云今ハ伐木シテ畠ト為ス

〇

神明神社　羊川村　〇上和田　土神　神像ノ背ニ明応七年十一月九日大天下刻ス

〇

天神足保村

初宇古足保ニ在リ明応中宇上ノ当ニ移シ明治十九年現地ニ転ス

△（同書）九

咯胡神社　田子村

咯胡神社　両扉　右八幡　左若宮　文亀癸亥ノ上梁文ニ云太部右衛門ノ尉　津波（ツナミ）以後成ニ就ス当社大咯胡鎮守ノ神社ヲト背ニ和歌一首ヲ記ス（ソノタニガヒサシクイニシエモノイマモアマネクヤトルツキカナ）ト能谷流ス以前ハ衛今モ安永補具屋取月度（ママ）」好次ト疑ラク八衛ノ下モ字ヲ脱スルカ

△（同書）十

発万行寺　江梨村　万行山ニ在リ干　明応七年八月海道ノ時当時ノ薬師堂殿ヲ現ストテ今航浦院ニ安ス

（南豆風土誌）

咯胡神社　字台浦

（式内）咯胡神社なるべし〇初め大田子に鎮座せしが、明治十四年現地に遷祀せり。相殿三島大神は旧

井田子にありしを同所に合祀す。文亀元年（一三年二二六三）の上梁文に云ふ、太郎右衛門尉津波以後成就当社大多胡鎮守神社と。背に和歌一首を記す。「八龍谷流久以爾之衛㊧今も安未禰具屋取月陰」と（○は補）印ち「やつのたに流れ久しく古へも今もあまねくやどる月影」と訓む。

○

佐波神社　浜田　海涯にありしが明応七年（一二一五八）海嘯の為に神体流れて此の地に留まるを以て、現地に遷座すと。

（安良里風土記）○清水真澄着

明応七　仁科の津波陸地に上り寺川以下の田全部浸田子村にも津波

（安倍郡入江町誌）○静県図蔵

明応七年八月二十五日（一二一五七）駿河国一円大地震嘯海の苗村は海嘯の災を蒙れり　余部河左重ねたり（地震史料）

（郡司注）「祖師村誌」「辻村誌」すべて同文あり

（祖師村誌）

明応七年八月二十五日　駿河湾一帯　地震に伴う津波来襲

（同書）○年表中

明応七年八月二十五日　富士山噴火　駿河国一帯に及び余震一ヶ月

（明応七年　室永四年　嘉永七年　地震資料）○清水市総務部編

「日海記」（清水市村松　海長寺蔵）

解説

（海長寺九世日海上人の日記で　九世の日浩の代の応永三十年（一四二三）のころより日海上人入山役

のことにおよび、永正十年（一五一三）上人が隠居したことまで書いてある。明応大地震に関することのほか、今川氏親が三保見物のため宿泊したことや連歌師宗長と臼海上人との連歌のことなど書かれており、昭和三十八年に市指定文化財となった郷土史料である。）

資料

八月二十五日の辰刻（午前八時頃）に大地震が起った。希代不思議のことであり、前代未聞のことである。非常な大浪がまた襲って来た。海辺の堂舎・仏閣・人宅・草木・牛馬・六畜などことごとく水没し死ぬ。この時に小川（焼津市）の海長寺末寺の御堂や坊などはことごとく大浪に取られて、ただ河原のようになってしまった。そして臼園上人と上人と同宿していた僧はすべて浪に没してしまった。必ず大浪は大地震の時にあるものである。この地震の時に海長寺の諸堂・大坊・寺中がことごとく破損したのである。

（安倍郡大里村誌）○静県図蔵

明応七年八月二十五日海嘯アリ　瀕海ノ諸村其害ヲ受ク

○

明応七年八月二十五日大地震アリ

（安倍郡服織村誌）○静県図蔵

明応七年八月二十五日駿河国一円大震瀕海ノ諸村ハ海嘯ノ災ヲ蒙リ余勢月ヲ重ヌヘニ一五七）

（訂駿河国新風土記）上○新庄直雄（天保十六年没）

原着　足立鍬太郎　飯塚伝太郎修訂

寺田テラダ

丸子宿の東南につづきたる村なり（中略）又此村の山にさしむ山といふ所あり。此山の半腹に海浜の小石多し。古老の伝に昔大津波の荒ありし時、此山

まで波をうちあげし事ありて其時の石なりと云り
今を以てみれば　海辺とは大にへだゝれども古へは
大和田のあたりまで入海ありしといへば　ほど遠か
らず　いづれの年の事にや考へからず　もしくは益
津郡坂本の条にいふ明応年間の洪波の事にはありざ
るにや。

（駿河記）十六　○菜原蓁泰原著　志太郡三

伝云　明応年中観誉上人は鎌倉光明寺の八世たり。
時に某年天下干魃　因て雨乞の祈祷の為上京す。然
るに明応七年秋益頭郡海立涌死する人夥し。上人帰
国の時此郷に小院を建立　涌死人の屍を取集て骨堂
を建て　亡霊の供養を修せられしと云。近頃まで田
中に地蔵を建て其印とす。今は地内に地蔵を移し建。

○

此村明応年間　会下島並に小川本郷の北田野辺三ヶ
名の辺まで海水涌て狂瀾入しと云。又慶長にも川成
せしとて古堤の跡処々に残れり。又筒井は五六尺堀
ば水を得。水赤く濁りかなけありて悪水なり砂こし
にて用ふ。

（中世大井国原考）○相田栄著

応仁の乱の渦中に文明三年（一四七三）師の第二法
子賢仲察詰は駿河国益津郡の地　東海の古道を押え
る小川駅の長谷川法永長者の招きに応じてここに一
寺を開いたが明応六年（一四九七）護法神の危難予
言に　精舎を高草山下坂本に移し　林叟院と命名し
た。翌七年秋八月　豪雨と洪水と大地震が起り大津
波のために旧地は海中に没し　死者は二万六千人を
かぞえたという。

注一　賢仲察詰

文明三年小川の法永長者の招請に師の許可をえて
駿河益津の小川駅の近くに林叟院を開き禅風を揚
道に宣布しようとしたが　ここに留ること二十七年

護法神のおつげにより坂本に寺を移し、初祖氏の祓
義をつけ又その主今川義忠の尊崇をつけたことと思う。

注2　坂本に寺院を移した理由

護法神の助言によって小川から坂本へと精舎を移したという伝説も一応理解されるが、果して坂本へ移転した根本的な理由はそれに尽きるだろうか。筆者はむしろ次の条件によるものではないかと推定する。

第一に賢仲は寺域が海浜で一般寺院の所在地から考えて街道からはなれ山谷静寂の禅律に適する地をえらびたかったこと。第二に坂本は長谷川正宣（法永長者）の子孫初祖義久のよる方の上御領で地頭となっていて禅宗の宣布に熱心なことであろう。

（林叟院五百年史）○大房喜昌　昭46

林叟院は文明三年創立以来　賢仲禅師は道風を四海に宣揚したが、早くも二十七年の星霜を経て明応六年を迎えた。ある日異変――普通とは異った徴が――林双院を訪れた。そして賢仲院と談笑したが、恰も長年交際した友達のように親しかった。賢仲禅師が時どき目を上げて異変を見ると顔色には威厳があって、眼光は人を射るようであるが言葉は軟くて、しかも低い声であった。この時異変が顔色を正して言うには、惜しいことにこの地は尼難がある。願くば尊師よ私の言を信じて移転するのがよかろうと忠告した。賢仲禅師はその言葉を不思議に思ったが異変をつれだって適地を探がすため門を出た。足は自然と高草山麓に向っていた。杉や松の密林の中を進んで山の曲り角に出た。異変はここに立留って指さして言うには「此の処こそ寺として最適の地である。もし此の言を信ずるならば私は師のために永く護法の山神になろう」と告げた。賢仲禅師が首を廻わして四囲の情況をみるに山

には松杉が生い繁り　二つの渓流は集って一水となり、静寂な霊域で　寺を建つには絶好な土地であった。賢仲禅師が欣然として振り、かえると異賢の姿は無く　一片の石を遺すのみであった。師は護法の神であることを信じて　合掌低頭して帰院した。

事の次第を法永居士に告げ　間もなく寺をこの地に移し、林叟を改めて林叟とした。思うに法永居士の実父加納彦右エ門は　今川義忠に仕え　諱の一字を賜って義久と名乗った人物で　坂本村の地頭をつとめ、方の上城を守衛し　坂本に居館を持っていた事実を考え合せると　坂本の地を選んだこともうなづける。

果せるかな、聖明応七年八月には大雨があり　二十五日は大地震　駿河の海は津波が起って　異賢の予言通り　林叟の旧地は海となった。この時　不幸にも溺死したものは二万六千人と言われている。この二万六千人は二百六十人を草体で書いた文書を読み誤ったもので　他の記録に溺死百数百人と記されていることを参酌すれば二百六十人が正しいと言えよう。

林叟院は異賢の忠言によって　この難を逃がれ明応九年になって著堂が設備し　小川の旧観に勝るようになった。

（郵司主）「西豚首洞宗史」にもほぼ同一の文がある。

（小川町誌）○小川町は現在焼津市

会下之島

会下之島は六七百年前は　現在より遙かに海中に延びていたことは　記録　伝説によって明かである。又同地は東益津坂本にある林叟院とは深い関係にあり又会下とは仏教語であって修行僧の集りをいう。往古信香院が道場であった為に此の地を会下島と名

付けたのである。林叟院開創記に依れば　今から四百八十二年前即ち後土御門帝の文明三年（四四七一）で境内は今の波打際より五丁程の海中にあり　現在の汐除堤防の側（乙ヶ丘）に三門田と称する字があり　現海洋道場辺が第三門になっていたものである。又林叟院開創当時の波打側は　寺院を海岸直ぐ近くに建立するとは考えられない故まだ遠かった筈であったに違いない。海辺より四丁程沖合　約一町四方に四基の大花石が波浴み底が眺められる秋風穏かな日には発見出来るが　この石は第一門である。

林叟院が現在の坂本に移ったのは明応六年（四九五）であったが　その翌年即明応七年八月八日より大雨初り同二十五日大地震大津浪来り民家五百数十戸波寿に没し溺死者二万六千という大災害をうけ　その寺跡は遂に海中に没した。被害は田中領駿遠西国合せて三十七ヶ村であるということから言語に絶する大きなものであった。

（部司注）同書二百十五ページ元禄十二年八月十五日の風津波の説明にも「田中領内駿遠西国にて津浪に逢った村数は三十七ヶ村」とあり、次の三つの可能性が考えられる。すなわち　(A)明応地震津波、元禄関津波とも田中領三十七ヶ村に被害が出た。村数が一致するのは偶然である。(B)元禄風津波に三十七ヶ村の被害が出たが　それが明応の津波によるものと誤り伝えた。(C)逆に明応の津波で三十七ヶ村の被害が出たのを元禄風津波によるものと誤り伝えた。

元禄の風津波の折三十七ヶ村に被害が出たというのはその遭難者の一人とおぼしき島田五郎右衛門の文書の写本に現われるので(C)の可能性はうすいと考えられる。

○

明応七年（西一四九八）の津浪は林叟院創記によれば溺死者二万六千余人とあるから古来未曾有のものであったことが推測される。

駿河記には　明応年間会下島並びに小川本郷の地田野辺三ヶ名の辺まで海水湧き侵入りし、と記されているが同地不動院裏の田中の小祠のある森は此の時大舟の繋着した跡であるとの言伝があり又一区公会堂裏の芝原の小字名も　此の時浪の為荒れ果てて芝原となった為名付けられたと云われている。此時遠州では浜名湖の口が切れて今切が出来淡水変じて海水となり　其の国名となる遠き淡海国もその意味を失って終った。

伊豆の海も又暴溢しに科郷　害を被ること最も甚しく波浄の陸上に上る事凡そ十八丁　中村の手門以下国皆浸水せり（豆州志稿）とある辺を見ると震源地が駿河湾より遠州灘にあったことが推測される。

この津浪に関連して　林叟院（口碑林叟院と明応の地震参照）の坂本移転　教念寺の創立　小川地蔵尊の漂着等のことがあった。教念寺の創立は寺記によれば天文元年（西一四六六）となっているが　駿河記其他には明応七年秋観音上人京より東へ下る途中益頭郡海立数百人の溺死する者を見　此郷に小院を建立しその屍を集め骨堂を建て亡霊の供養を修せられた。とある。

○

豊栄長者（長谷川次郎左エ門政宣）
（又は法永）

明応六年異人来り天変地異を予言したので豊栄再び賢仲禅師と謀って林叟院を高草山下坂本に移した。（以后林叟院と改寺名）翌年八月大津浪があり溺死する者二万六千　会下島林叟院跡は海底となった。

翌年林叟院の伽藍完成し、政宣は永正十三年六月朔日八十七才にて没した。法名林叟院殿扇庵法永居士と号し林叟院に葬る。

（修訂駿河国新風土記）下〇新庄道雄（天保十六没）

原著　正立錦太郎　飯塚伝太郎修訂

益津郡上

古は今より土地も大なりしにや　風土記　和名抄に本郡に収めたる地名今は志太郡に入るもの多し。

又明応七丁午年八月八日　大雨　同二十五日の大地震にて　海水大に涌　洪涛を起し　村里変じて海となる所多くして古を考がたきもの多し。

〇

法永も此事を異なりとして　不日寺を今の所に移し林叟を改め林叟院とす　今の山神石と云は　則　彼異叟の遺跡也　其翌　明応七年秋八月八日大風雨同二十五日大地震動し　海水大に湧き　溺死する者凡二万六千余人　異人の言の如く　果して林叟院の旧地　忽変じて巨海と為る　と彼院の古伝に見ゆ。

（郡司注）「志太郡誌」「林叟院由来」を参照

（H-1-ホ-6）

保福山　報念寺〇焼津市

伝云　当寺開山観誉上人は相州鎌倉光明寺の八世也明応年禁中并仁の御祈祷あり召に応じて上京す。帰郷の節にや然るに明応七年此浦海立近郷の里民溺死するもの数千人　こゝに溺死人の骸をあつめて骨堂と称し地蔵を安置　又小院を建立して溺死人の供養をすとかや　今の報念寺是也と云。

〇

長谷川次郎左衛門尉政平屋敷頭（長者屋敷）

在小川邑　長谷川氏先祖未詳　大和長谷川の流か世々駿河益頭郡小川に居住（今静岡県志太郡）　家宮館にて長者と称す　今川家の幕下に属す　政平或云正宣　性文武

あり　連歌をたしなみ常に宗長法師に会す　又仏法を信じ賢仲禅師を帰依して精舎を郷中浜方に草創す　明応六年異人の告に因て賢仲瑞に天変を悟り政平に告て高草山麓に伽藍を遷さんことを謀る　同七年秋八月海立果て溺死するもの二万六千余人　林叟旧地巨海となる　同九年諸堂を坂本に建立す　政平永享五年誕生　永正十三年六月朔日卒　寿八十七歳　号林叟院殿扇庵法永居士　林叟院に葬す

長谷川氏今川義忠　氏親に仕

〔寺院名鑑〕○静岡県仏教会刊

海長寺

文徳天皇仁寿二年（八五二）天台宗慈覚大師有度山麓に開創　村松山峨岳寺と称し　寛元八年現在の地に移転　文永九年　寺主慈証阿闍梨　日位上人の説化に依て改宗　龍水山海上寺と称し　後更に海長寺と改めた　八世日円の代　明応六年（ママ）大地震海嘯により全山流失　弟子九世日海が再興した。（中略）

静岡県清水市村松二九九

○

高草山　林叟院治革

開創当時は　現焼津市小川町に建立せられたが　建立後二十七年　或る修験者の天変地変の予言により現在地に移転した。

果して翌明応七年八月八日大洪水　同二十五日大地震と大津波により　小川の寺跡は海中に没し去った。

当院はその修験者を守護神として祀っている。尚その時「林叟」の寺号を「林叟院」と改めた。

焼津市坂本一四〇〇

〔浜岡町史〕

◎普巌山開田院　本院は明応五年　遠州佐野郡原田の円通院松堂高盛の創建と伝えられる。

（中略）明応七年東海地方大震災大洪水の模様を克明に記した記録などは「松堂禅師語録」五巻となって残され、文学書としても史書としても不朽の名著となっている。

（円通松堂禅師語録巻ノ一ニ「普済善全書語録」所収

上堂之類

震二驚大地一曼眠徒。一

○

示衆之類

因二大風大雨地震氷雪等一示衆。曼老二十余歳。向二林下一而安禅。枯淡寂寞不レ期二明日一。飢来喫レ飯。困来打眠。出息不レ渉二衆縁一。入息不レ居二陰界一。現在不レ住。過未不レ存。無念為レ念。常住二涅槃一。是謂二三世不可得心一也。只箇不可得心。金剛般若正体也。只這正体。毗嵐吹面不レ動。却火起而不レ焼。地震動而下レ裂。筆論四不壊是謂レ之也。是故経曰。如来已離二三界火宅一。寂然閑居。安二処林野一。今此三界皆是我有。其中衆生悉是吾子矣。曼老今臨二千時一。憶二昔此而行文一。大師之深恩実銘二於肝胆一耳。爰明応七年。歳次二戊午一。七月十四十五日。疾風迅雨。怒濤横流。江河泛溢。左右之田疇尽崩落。遠近之民屋総吹倒。海辺之怒潮数年而打二砕塩竈一。老父無レ由レ焼レ塩。林里之黄塵漫爛而朽二廃稼苗一。疲民不レ反二秋収一。是一不熟也。自二同八月八日晩一。至二来九日午前一。大風大雨。万年巨松為レ根而推倒。官家民戸挙レ楫而摧残。数囲大樹和レ根而推倒。官家民戸挙砕而化二微塵一。仏宇神社頽落而為二瓦礫一。破壊廻廊舞二於天一飛揚。粉砕之枝葉飜二於空一蕩。走獣出レ巣似レ失レ処。飛禽迷レ枝雛レ投レ宿。男女老幼携レ手悲号。山叟野老損レ眉驚歎也。是二凶年一也。同月二十五日辰之刻。忽然而大地震動。万民恐怖。或

剏レ地而匍匐。或抱レ柱而待レ滅。老弱者合レ掌而念二仏名一。幼弱者叫喚而号二父母一。平地破裂而立涌二出三五尺波濤一。巨岳分破而忽崩二谷万仞余之懸崖一。延前圀甫破落之残家残屋。一挙震卻而半陥二塗炭地中一。就レ中一最可レ憐者。旅泊之海辺。漁浦之市廛。聚者遠国之商人。群者近隣之貧客。八宗之仏民。一架二寺院僧房一。并歌舞伎楽遊廓之輩。一朝不レ渉二半時刻一。洪濤沿レ天来。而一弾指頃掃レ地総巻去矣。不レ識二俗舎仏宮幾千間一。不レ記二縞白貴賤幾万人一。牛馬鶏犬等数頼豈レ足二称計一哉。此外当年中之洪水充満。大風暴二乱民一。欲レ為レ魚已及二度度一。并五月之氷雹庭上積如レ玉。田頴之麻麦等湯損無レ限。如レ是之事浦不レ堪二記録一也。

（ふるさと豊田）○豊田町、郷土を研究する会・年表中

一四九八　明応七　5　大震降る。この年大風雨により大洪水　大地震もあり（六月十日と八月二十五日）大津波あり（八月二十五日死者五十人）七近畿・関東にも地震あり

（浅羽風土記）○原田和著

明応七　八　二六　大地震　高潮

（新町育ちの思い出）○加賀美著

今の馬込川は天竜川の本流に当っていたので大天竜池田寄りの流れを小天竜と称していた。だから南北朝期迄では河口にあり　白羽港は遠州灘での良港であった。延元三年九月十一日　宗良親王が暴風にあわれて同港に上陸なされた史実からも大天竜であった事が立証されよう。

浜名湖が今切れという異変で海に通ずるようになったのは室町末期　明応七年から永正五年にかけての数度の大地震があったからだ。この地震で北部天竜河沿いの山岳地帯には大小無数の山崩れがあった。

その為に小天竜が大天竜に昇格　大天竜が小天竜に
転落するというような大地変が起った。現在の馬込
川の上流一帯は東の天王田面をはじめとする良田可
能の沃土が突如として出現した。後年　浜松宿が発
展したのは此の方面の裕富な人士に負うところが多
いのはその遠因がここにあるのだと言っても過言で
はない。桑田変じて海となる言葉があるが河川変じ
て良田となるとでもいっておこう。

（王代記）○甲斐
戊午七（一〇明応）壬十月　北斗（一記事
北斗八月二十　日夜大雨大
風　草木折　同二十四辰剋　天地震動シテ国所々損
金山クツレカヽミクツレ中山損
（中略）
庚申　九　此年迄三年震動ス

△（能谷家伝記）○下伊那郡神原村波部（IーAらA）
一　同（一〇明応）八未年八月二十五日大地震なり

（一〇同記事頭注）
大地震なり　宮下本云　日本国中大地震動スル

（浜名実論）上○高橋佑言著　年表中
明応七（一四九八）　八月二十五日大地震あり東海
道一帯大海嘯を受け浜名橋流失す。

（浜名橋頭考証抄出）○「新居町史ニ」所収
歴代編考大成十二ハ
明応七年戊午六月十一日。諸国大地震とのみあり
て。八年の事とぼのせず。一年の誤なるか。

（ふるさと百話）十○蒲田新蔵社「今切の渡しと
舞阪」
明応七年（一四九八）八月二十五日　大地震と津波
で一瞬のうちに舞沢は押し流され湖底に没した。難
を逃れた三十六戸の人々は　東方松原に居を求めて
移り住み　舞沢の復興に努力して今日の舞阪を築き
あげた。舞沢の切れた所をそれから今切と呼ぶよう

になった。縁談がまとまった若い女性は　今切れの呼名をさらって　湖北の岸を通る本坂峠道を選ぶようになり　この道を姫街道と呼ぶようになったともいわれている。

弁天島は　この津波のため大石が崎の先端が切れ離れ島となった。この島に今切り渡船の海上安全の守護神として弁天神社を建立したのは　宝永六年（一七〇九）のことである。

○

○「渡船の宿・新居」

古代の新居は　「正倉院古文書」によると　「新居郷は当十戸　人口六百七十七人」とあり　浜名湖に突き出した安礼之崎（あれのざき）で湖水が太平洋に通ずる浜名川の川口の右岸にあった。この辺一帯は波浪が荒かったので荒江　荒井などともいわれた。明応七年（一四九八）の大地震で今切ができ　古来の淡水湖が海水湖と変わった。その後元禄五年（一六九二）同十二年　宝永四年（一七〇七）とたびたびの津波で被害甚大のため宿場を西方に移し　三回目に現在の関所の地に定めた。

○

○「国境の宿・白須賀」

「（中略）今坂の上に住む所以は　明応より以来急波（はやなみ）数々ありて　宿駅既に潰ゆ。元禄十年駅家を移し　旧地を謂って本白須賀と号す」と。また「東海道名所図絵」は「荒井まで一里二十六町　又白賀とも書す。須賀は東国の俗語に真砂のあつまりたる所をいふ。洲賀と書くべし。賀は助字なり。横須賀　蜂須賀もこれに同じ……」とあって　現在潮見坂の東方崖下に元町という半農半漁の閑素な部落が残っている。この付近が移転前の白須賀宿の位置だったといわれているが　元禄年間の移転で（ママ）　白

須賀の移転は宝永四年の大地震津波の被害によって、その翌年（一七〇八）とみるのが妥当のようだ。

（浜松市史）

平安時代の東海道はこの砂州の上を通っていたので浜名川には五十六丈の長橋が架せられていた。鎌倉時代における橋本取の繁栄は海道に並ぶものがないといわれていたが、宝町時代以後に襲ったたびたびの津波とくに明応七年（一四九八）のものは猛威をふるい、今切の口が決潰して湖海相通じた。また西端も切れて離れ島となった。これが弁天島である。浜名川も埋没し、現在の小川にその跡を示すに過ぎない。

92 明応八年一月二日（1499－Ⅲ－20、2268609）。甲斐国地震あり。（Ⅰ－459）

93 明応八年一月五日（1499－Ⅲ－23、2268612）。甲斐国地震あり

（妙法寺記）○山梨県南部西郡波山村

明応八酉

正月五日大地震動スルセ

94 明応八年五月二日（1499－Ⅴ－19、2268729）甲斐国地震あり（Ⅰ－460）

95 明応八年六月十日（1499－Ⅵ－27、2268766）浜名湖に津波おそう。浜名湖口にあった橋本千軒の宿流失し、浜名川は消失、かわって今切を生じ湖は塩湖となる。舞坂、白須賀、宇布見もことごとく被害をこうむる。湖水岸佐久米の南宝田寺付近は一集落陥没して湖底に沈む。猪鼻湖でも津々崎辺に陥没があった。なお日牟については異説あり、本項の末尾「明応地震津波の日牟について」の文を参照されたい。（Ⅰ－459）

△（遠江国風土記伝）

三箇曰、旧名英多河加多後云二中之郷一、慶長以後号二

三箇日、（中略）

駅家、西三二本坂谷一一里十五町、東至二引佐山一一里余、按、続日本後紀曰「（承和二）淳和天皇（八三四）天長十年猪鼻駅廃一更令二興復一云云」後小松天皇（一四〇五）応永十二年、後土御門天皇（一四七五）文明七年、明応八年（一四九九）後柏原天皇永正七年（一五一〇）等有二急波一、湖水変為二潮海一、蓋当二此時一、猪鼻駅水没、古道廃而、新以二英多郷中三箇一為二駅家一乎、俗以二新井宿一曰二猪鼻一者非也、

宇志高三百七拾三石三升三合、旧地水没而百姓移二居高平之処一、猪鼻湖中礎石存、本多百介生二于茲一、

俊名鈔宇智郷是乎

○

猪鼻駅家　今亡焉

続日本後紀曰「淳和天皇（八三三）長十年冬十月癸酉、遠江国浜名郡猪鼻駅（スタレテヨリコノカタヤヒトカシ）廃来稍久、今依二国司言一、還レ使復二其利害一、更令二興復一レ、式浜名郡猪鼻神社、駅馬曰猪鼻、按、湖水為二潮海一、地理大変矣、猪鼻所在当猪鼻岩之海中也、与二荒井宿一不レ同、今視レ之、駅社共没而存者、一小社与猪鼻岩而已

○

橋本郷

和三、関正西十五町、湖水与潮海之間有二洲崎一、昔通二舞沢駅家一、水入レ海所、渡二黒木橋一、故曰二橋本一、

橋本、昔宿駅、而行旅宴会所也、明応八年（一四九九）以後、有二急波一、宿駅破壊矣、

○

小篠道沖曰、式内大神神社、曰須賀宿大神宮也、昔有二浜波（アナミ）一、本社流矣、俗依二大神之文字一、称二大神宮一、今書二神明社一、

（同書）二

昔迴沢（タヌキ）与橋本之間、座地駅路也、半途有二庄堺石一、石与村、越崎南北相対、是浜名与渕二郡之堺敷、堺内

有レ村　号ニ堙田・赤坂・柴江・旧荒井一　応永十二(一四〇五)
年　明応八年(一四九九)　永正七年(一五一〇)等　有ニ大波一　断ニ駅路一
併ニ郷村一　水没為レ海　故ニ郡之旧地大変矣　長上
与ニ敷智二郡堺亦古今不レ同
〔同書〕三
引佐郡〔中略〕
東南限ニ麁玉・敷智二郡之山野一　西限ニ細江与引佐
山一　北限ニ三河与遠江二国堺山峯一也　応永十二年(一四〇五)
明応八年(一四九九)　永正七年(一五一〇)　宝永四年等有ニ急波一　細江変
為ニ潮海一依レ之地形古今不同

○

當聞　応永十二年(一四〇五)　文明七年(一四七五)　明応八年(一四九九)　永正七年(一五一〇)
宝永四年等有ニ急波一　細江変為ニ潮海一　当ニ此時一
古駅没　古道廃　駅路変　自レ是以来置ニ三箇日一　及ニ
気賀駅一　半　殿牧伝曰「凡諸道須レ置レ駅者　毎ニ
三十里一置ニ一駅一云々」三十里凡今道程五里

○　細江

変じて潮海と為る　下文に註す

○　古説

按ずるに続日本後紀に「淳和天皇天長十年猶置駅
を廃すと雖も　更に興復せしむ」　文徳実録　巻一
嘉祥三年五月に「遠江遠江国板築の駅に行き到る
云々」とあり　今ニ駅廃す　嘗て聞く　応永十二年
文明七年　明応八年　永正七年　宝永四年等に急波
有り　細江変じて潮海となると　此時に当り古駅没
し　古道廃し　駅路変る　是より以来三箇日及気賀
駅を置くか
〔浜名郡誌〕
〔前文略〕湖口と今切とは、其の間約三町許り　直に外洋に通
て一様なるべしといへども約三町許り　直に外洋に通

ず。蓋し、此の湖　元猪牙湖と称せられ　往時は外海と隔絶し　浜名川と称する一河に依りて海に通ぜしものなれども　明応七年八月二十五日（紀元二二六六年後土御門天皇）（一説には明応八年六月十日とあり）及び永正七年八月二十七日（紀元二二七〇年後柏原天皇）等　数度の海嘯のために海岸崩壊して　遂に今日の状を呈するに至れりという。

○

浜名川

往古浜名湖水の大洋に注ぎし川を　浜名川と云う。西南に流れて　橋本小松茶屋の間を過ぎ　帯の湊に至りて　海に注ぐ。此の川　明応の変に埋没して今は　西川の名残を存するのみ。

○

諏訪神社

新居町新居字中町裏にありて建御名方命を祭る。而して本社創立の由緒・年度は詳らかならずと雖も　新居町の氏神として古くより崇敬したるものなり。抑々新居町は　明応・永正・元禄年間数度の海嘯により　一町挙って移転せしこと再三　ために古文書等も散逸流亡せしものか　創立由緒遡って考うべきもの絶えてなし。棟札の如きも　元禄四年已来のもののみを存せり。

○

神明宮　白須賀町に二社あり。一は字元町にあり。当町は明応以降　屢々海嘯に襲われ　古文書散亡し創立年代不詳なりと雖　古伝に此地は大神宮なりといい　宝永八年五月以来の棟札あり。（中略）又一は町内字妻池にあり。

○

附記

古来浜名湖口に鎮座せりと称する　延喜式内大社両

遠彦神社は　明治四年五月十四日国幣中社に列せられしが　明応年中湖口潰決の際退転して所存分明ならず　明治十八年六月二十二日を以て右社列を除かる。是に於て大正十四年春第五十議会に於て本郡選出代議士山本勝次　参元要一両氏は本社の再興建議案を提出して可決せられたり。

○

浜名湖の変遷　それに伴へる外当

附　今切の沿革

浜名湖は　古人の所謂遠淡海にして　その水は　往昔欵容なる湾道により外海に落ちしを以て　全く淡水湖に属たり。此の湾道を浜名川と云ひ　小松茶屋（今は潰決して跡形なし）と橋本駅（今は流失して跡形なし）との間に架する浜名橋下を流れて海に注ぐ。これを「帯の渓」と云ひたり。今の新居町浜名松山の西に当る。此の湖　形珊瑚樹に似たり。故に珊瑚湖の名あり。明応七年八月二十五日（国士記伝には明応八年六月十日とあり）及び永正七年八月二十七日　地震海嘯のために湖口決潰し　其の後　永正の山崩　元禄の海嘯に由り　底地陥りて水底となる所多し。又　数年前　西湖岸を距る二十五町の所（新居）に於て　一井を穿ちしに　地下四丈にして　腐しき介殻ありたりと。蓋し　永正以前山岳（現今丘陵の存するのみ）のありて　崩潰の際　湖水を埋没し　地形を一変せしならん（此の説学者間に異説あり）。伝ふる所によれば　天災以前　浜名村と称し　今の今切辺に家屋を連ね　浜名橋として数十間の橋梁ありて　東岸舞坂への通路なりしかど　海嘯の際挙村漂うて庄内（十二ヶ村の総称にして　該湖の東北に当る）の西遠半島の地に漂着し　名ケて村越村と云ひしが　爾後人口繁殖して　現今二百有余戸となり　村名は亜訛して村櫛村と云ふに至れりと。何れにせよ　現所人家概ね新

居は　吉時は大半湖底となりし事　疑ふべからざる事実なりとす。（中略）浜名橋は　第五十六代清和天皇貞観四年　勅して四大橋を架す。浜名は其の第二橋なり。長五十六丈　広一丈三尺　高一丈六尺。廿余年を経て陽成天皇元慶八年九月朔　勅して彼の国の正税稲一万三十六百三十束を給ひ　改め作らしむ（以上三代実録に出づ）。後　之れが修繕を加ふる十有一度（安徳天皇寿永二年一月焼失）。明応八年全く流失すと。今切は　明応年間海嘯の変に　前沢（今舞坂）の西潰決して海となり　橋本・白ヶ崎・猪鼻及び浜名橋辺の家屋流失　溺死数を知らず。海辺の田園壱万五千余町は　全く白砂と化す。是れによりて白菅（今白須賀）より荒江（今新居）へ　直路を開きて街道とし　前沢の間に船路を通ず（海程一里七町）是れ今切渡船の嚆矢なり。後慶長五年の秋（明応を距る百三年）　始めて関所を今切に置き　服部権左衛門（慶長）之れが関守たり（以上三河記による）其の後元禄年中　急波ありて大いに渡船の不便を来たす。之れによって　宝永年中　幕府　有司に命じて　今切の岸頭に　数万の杭を樹て逆流を防ぎ　或は舞坂の前岸に　波除を築きて風波を穏かにし　以て渡船をして間断なからしむ。

（湖西の文化）の序坂良平著

猴島井中納言雅康卿ノ歌

明応八年六月十三日引馬（浜松市）と立て登りけるに、二吉美の妙立寺にて明保野の富士　有明の月さだかに見え行りければ横雲の引まの里とへたて来てまたたくひばりこゑしの明ほの

此ノ本書今ハ亡失セシト雖トモ　先年浜松住人当寺へ参詣ノ折　正ニ拝見セシコトアリト口碑ニ伝ハレり。明応八年遠州橋本駅甚雨大風海涌キ湖溢し浜名湖ト外海ノ間切レ　今切トナルト古書ニ見ユ　是ヲ

以テ浜松ヨリ舟ニテ湖水ヲ渡リタルナルベシ。
飛鳥井中納言ノ此行ハ富士歴覧ノ為メニシテ、只旅事
ハ関東海道ニアリ

○

明応八年六月十日ニ此ノ日大海嘯ノ為メ白須賀又流
サル。
此時潮見坂上ノ笠子山ニ太郎左衛門、新左衛門、勘
右衛門、覚右衛門、三右衛門、庄左衛門、又五郎ノ
七人移住シタリ、之ヲ笠子山芝切ノ七人衆ト伝ヘ来
レリ。
因ニ云フ、帯ノ湊モ此ノ時ニ破滅シタルモノナリト。
○笠子山移住ノ始ニ白須賀人ノ始メテ笠子山ニ移リ
シハ明応ノ津浪ノ時也。

○

郷社　神明宮　内二宮
内宮
元町鎮座
外宮
菱池鎮座
（中略）小磯道仲曰　式内大神社白須賀宿大神宮也
昔有洪浪本社流失俗依大神之文字称大神宮今書神明
宮。

○

庄原勘右衛門
先祖ハ笠子山芝切七人衆ノ一人ニテ　即チ明応ノ海
嘯ノ際ニ塩見坂下ヨリ笠子山ヘ移住セシモノニシテ
代々当地ニ住ミシ百姓ナリキ。
（浜名郡新居町誌）○静岡県回顧
橋本ノ昭沼草
「遠江国浜名郡橋本の駅家数十軒白ヶ崎千軒北山千
軒の里有リ　橋本の駅場より猪ノ鼻の駅場（今ハ津波
ノ為メニ跡形モナシ）前沢の駅（今舞阪町トミフ）と往来す

る猪鼻は家数三百軒ばかり曰ヶ崎は橋本と猪鼻の間の里なり　浜名の橋向に小松茶屋といふて家数二三十軒有り　南は汐海北は湖なり　橋は浜名川帯の湊への流にかゝれりト云フ古書ヨリ按ズルニ　橋本ノ駅ハ浜名川ノ西岸浜名橋ノ本ニアリタルヲ以テ其名ヲ負ヘルナリ　橋本駅ヨリ浜名橋ヲ渡レバ小松茶屋トテ白砂青松ノ間ニ人家ノ点在セル所アリ　其東ニ曰ヶ崎　猪ノ鼻　角材(ママ)アリテ前沃(今舞阪町)前郡(今馬郡)ニ連ル右ノ中小松茶屋　曰ヶ崎　猪ノ鼻　角材(ママ)　教度ノ海嘯ノ為メニ流失シテ其形跡ヲモ止メザレドモ　橋本駅ハ其離ヲ免レ依然トシテ今日ニ及ベリ　橋本駅ハ明応ノ変以前ハ海道ノ要衝ニ当リシヲ以テ繁栄ヲ極メシガ　天災地変ノ為メ湖海相通ジテ今切ヲ生ジ海道ハ源太山南ヲ過ギテ元新屋(大元屋敷)ニ至リ北折ヨリ渡船ニヨリテ対岸舞阪町ニ渡ルニ及ンデ其繁栄ハ新居駅ニ移レリ」

○

郷社諏訪神社

一所在地　新居町新居字中町裏

二由緒　永社創立　由緒事蹟ハ詳ナラズト雖モ新居町ノ氏神トシテ古ク崇敬シメルモノナルベシ

(別紙甲号参照)

新居町ハ明応　永正　元禄年間教度海嘯ニヨリ一町挙テ移転センモノ画ニ為メニ古文書等モ殆ド流亡セシモノ欤

○

村社須神社

由緒　往古ハ　ノ渓ノツヾリ字角材(ママ)ト云フ地ニ鎮座ノ所人皇第百四　後土御門天皇ノ御宇明応七年八月洪水ノ変有リテ水海今切トナリタルニ因テ宇大元荒井ト云フ地ニ遷座ツ(以下略)

由緒　当社ハ○村社諏訪神社ノ之儀ハ明応　宝永再
三ノ天災ニテ地勢大ニ変シ古書等ナリ創立年代亦不
詳只棟札ニ寛永十二年霜月ト記スルモノト古ク正長
元年正月社入所所ノ札ニヨレハ今ヨリ四百八十余年
以前ノモノナリ

○

新居山隣海院

所在地　浜名郡新居町新居九十九番地（泉町ノ沿岸
当寺ハモト白ヶ崎ニアリシガ明応ノ変ニ流失セシテ
以テ元新居ニ移シ元禄ノ変ニ現今ノ所ニ移転セリ
元白ヶ崎山隣海庵ト称ヘシテ移転後新居山ト称フル
ニ至レリ

○

浜名川

往古浜名湖ノ淡水湖時代ニ太平洋ニ注ギタル川ヲ浜
名川ト云フ　此ノ川ノ海ニ注グ所ヲ帯ノ湊トイヒテ
今新居町浜名松山ノ西ニ当ル　明応七年八月二十五
日ノ地震津波ノ為メニ湖口沃漠シテ今切ヲ生ズルト
共ニ埋没シテ今、其一部用水堅トナリ　其元西川ト
云フ池トナリテ僅カニ其痕跡ヲ存スルノナリ
（浜名郡新居町誌）○静県四畝
当町ニハ川ト称スベキモノナリ只西部高地ノ立岐中
ヨリ発シテ北ニ流レ浜名湖ニ注ブ　三ツ谷沢ト往昔
湖海ヲ通ゼシ浜名川ノ名残ナル西川アルノミナリ
当町ノ中新居ハ救度ノ海嘯ノ為メニ三ケ所モ征量ヲ
変ゼシガ其他ハ余リ変遷ヲ見ズ
（同書）○静県四畝
明応ノ変以前浜名湖水ノ外洋ニ注ゲル川ヲ浜名川ト
イフ　安礼之崎ヨリ西南ニ流レテ橋本駅　小松茶屋
ノ間ヲ過ギ帯之湊（今松山ノ西）ニ至リテ海ニ注グ
注古帯之湊ノ東ニ栗原トテ遠ヲ焼ク里アリシト云フ
浜名川ハ明応七年八月二十五日ノ海嘯ノ為メニ埋没

シテ田畑トナリ其一部分用水路トナリ池（現今西川ト称ス）トナリテ今ハ昔ノ名残ヲ存スルノミ　コノ浜名川ニツキテ古歌アレドモ　此所ニハ之ヲ省キ名所旧跡ノ條ニ記スコトトセリ

明応ノ変

第百三代後土御門天皇ノ御宇明応七年八月二十五日（遠江国土記ニハ明応八年六月十日トアリ）大地震大海嘯アリ　并天角材ノ東方沃濱シテ浜名湖水直ニ十二太平洋ニ通ジ所謂今切湊口ヲ生ズ　是ニ於テ古来ノ淡水湖ハ一変シテ鹹水湖トナレリ

（浜名橋記）○蒲原小二郎家旧記　静県図蔵

人皇百五代後柏原院御宇永正七庚午八月廿七日（四百五年前大正十三年）橋崩今切ハ　応永十年ニ始テ切ルル　次ニ明応八年ニ切　又永正七年ニ大キニ広ク湊トナル　以上三度切ル　永正七ヨリ享保亥年迄二百十一年ニ成ル而ハ三百三十六年ニ成　橋ヲ往来スルこと六百二十四年

（浜名郡村櫛村誌）○静県図蔵

其頃ノ曰ヲ崎ニ奉安シ諸人ノ信仰少カラズ　後明応八年津浪スモ永正七年八月二十七日ノ地震津浪ニ堂塔加藍モ一変ス

（浜名郡雄踏町誌）○静県図蔵

村社金山神社

明応八年六月十日震災大海嘯ニテ今切断開ノ節依神夢諸人当社中ヘ遁登リ溺没ヲ相免候テヨリ　報賽ノ為其日ヲ当社ノ例祭日ニ相定供再建

（今切御関所留）○静県図蔵

遠州今切渡温暢

遠州国敷知郡笠子新居駅ハ　往古ヨリ繁華ノ地ニテ橋本村千軒曰ヶ崎村千軒北山村千軒トイフ　明応ノ頃風波ノ難ありて民居流潰シ　村地滅没シテ浪リト成ヨシいひ伝ふ　編年小史云　明応八年己未六月十

曰遠州橋本是府大風海潮翻溢洪居曰潟湾湖海之間
(ママ)
駅路亦所没困成舟船是曰今切駅宿曰新居云三明応八年
より慶長五年迄百三年　慶長六年より正徳四年迄百十五年也
二れ所に三伝ると同じ明応の頃には庭地続きけるを
彼雄に地裂て湖海ひとつに成てけり　往還舟渡をな
す　新居舞坂の間今切と名つけて海上四拾町ばかり
有　旧の橋本村は今の橋本村の白洲浜の方也　北山村といひしは
今の北山村の浜のかた　曰ヶ崎は新居の向白洲浜住吉森と八王
寺森の間也　関所より十町ばかり南にあたる　之新居舞坂の間を
がしは弐十町ありしが度々怒濤のために破られて新居の方へ広が
りたるも　新居より大崎村まで弐拾弐ヶ村西海辺と云
舞坂の方村柳村迄東海辺という、一統西海別　東海別と云
是は即海岸に傍て北の方に主れは庭地つゞきて本坂
越と云気賀通とも云北所は近藤氏代々鎮して関と守る険
難の地也

（岳南す）二〇　明応八年六月
〇十日　遠江国暴風暴雨甚だしく　南海は殺浪天を
衝き、奔馬水に驟るが加し、就中荒崎最も激甚を極
め　忽ち崖岸を侵して土砂を崩壊し　浜名湖と外洋
との中間にありし駅路　没して海となる。曰潟崎十
戸　北山千戸は素より　橋本駅附近の村落も　亦悉
く没して海底に入りたれば　人畜の死したるもの数
を知らず。曰畑凡そ一万五千町歩没して海となれり
是れ後世江戸時代に置く所の　新居関より東南十町
許に在りて　白洲浜と　住吉八王子森との間に当る
所にして　世に之を今切と称す。時に尾崎孫兵衛と
いふ者の祖某は　柑樹の杪に駆りて　僅に其の生命
を存せりといふ。以て其の災害の甚だしきを想ふべ
し。（振姫考証・日本政記・遠江国土記拾遺・文徳実録）孫兵衛
の家は橋本に在り、湖水の東岸　舞坂の地も荒井に
劣らぬ災害にして土地は皆底に沈み　民家纔少人当

の死すもの数を知らず。四顧茫茫たる其広は、名広すべくもあらざりしが、時に堆積せる砂石の上、僅に梢をあらはせる古柳の下に、一神祠の漂着とるものあり。駅長浅野美府といふ者、捧げ還て之を見れば、敷知郡岐佐神社とありけり。因て新に社殿を営みて之を奉安し、歳時祭典を挙ぐ。美時是より氏と高柳と改む。美時の先は、浅野三郎兵衛尉実美と称し、嘉禎四年、将軍頼経卿の上洛に陪従して此地に至り、土着して去らず。世世駅長となれりといふ。

土御門殿東行説話に、当時の打続を記すものあり。

嘗聞後土御門帝、明応四年乙卯（きのとう）有（テ）二山崩成（テナル）一レ海、変二以来一、荒井・舞坂之間、折（テ）レ地為（ス）二遠海（ヲ）一、是旧志所（ロナリス）レ謂矣。今案（ニ）問（フニ）二其説於村人田夏（ニ）一、聞（フ）昔明応八年六月十日、地震（ヒ）北山鳴（リ）、而暴螺迸出（ヅ）、略既而白（リ）レ荒井（ニ）至（ルマデ）二舞坂（ニ）一湯湯海路（タル）、凡（ソ）一里有半、俗（ニテ）呼（テ）謂（フ）二今切（ト）一者是（レ）也。

此書簡単なれども亦以て当時の次を知るに足るものあるべし。是より此地渡船場となり、土人四十人許りに、船頭の免許を与へ、新居舞坂の間を往復し東海道交通の連絡を取らしめしが、旅人はなほ海路の危険を慮りしにや、天正の頃までは、本坂越に出づるもの多かりしといふ。又書紀通証に云、

遠州荒井者、相伝、古大螺無数、自レ山発入レ海、其跡接レ海（ス）、明応八年九月、洪水湖決水漲（レ）成レ陸、今名二今切（ト）一者其決端也。一説、永正七年八月也。

云云

按ずるに洪水の時、貝の出づること其例少なからず。慶長十九年五月、筑前国、野村より、法螺貝三ツ出でたり。其時大風雨、洪水して、山の麓横二間長二町許り、忽ち地崩れ深き湖となる。今に其跡あり。三ツの貝、流れ転びて海に入る。其の大さ一丈に余れり。里人多く是を見て、おのおの立かかり、いろ

いろとして　やうやう一ッを取とめたり。救人榑・材木を片ち出でて障へ、或はうちなどしけるに　其の叫えうめく事　忍しがりしと。今其員は靈門山の福供とり分に寄附してあり。云云（茨城縣軍）

聊かうけ難き所あれども　因みに記しおくなり。○世に伝ふ　遠州猪鼻湖神社　この海嘯の為に流亡し橋本村に勧請祠中に合祀すと。此社の側に巨岩あり。其形野猪の鼻に似て　常も之が湖水に臨み居れば、猪鼻湖神社・猪鼻湖等の名も　起れるなり。（大日本史・口碑）

（雄踏町誌・資料編）四〇「雄踏町沿革史遺稿」松倉茂氏述

蓋し　浜名湖は明応年間（今切決開其後数度の震災にて地形着しく変化せり）の震災以前には今より其面積多少狹かりしを想像し得べく　而して磐田湖は今は見渡す限り黄金波打つ沃野と化し昔の面影を止めず。（中略）明応大震災以前の旧図に拠れば宇布見は今日より遙かに広く　西は殆んど村櫛に近く庄内川を隔て、相望み　南は入野川を境にして馬郡、舞阪に接し　北は弘忍寺前は二　三百年前には湖水湾入して両目網を営みたる田を開けり。

斯くて村櫛に面せる丘上には松を植きあるを見る　明応年間の大震　海嘯は浜名湖に甚大の変化を生ぜしめ　依り今切決潰のみならず　湖岸の変形すこぶる大なるものありたり。即ち西岸にありては荒井の里に於ける安礼の崎　角避彦大社の流失は全然その跡だに留めず　北は猪鼻湖の奥地に於てさえ堂崎久科之郷　妃賀崎等　何れも水底に沈没し了りたる事　宇志村利正院縁起に明かなるところにして　我宇布見郷も当時大半を亡いたるものと考えられる。

これに関連して引佐細江の如きもその名より類推すれば震災前は笠山寺附近迄は都田川に由る細江にて

ありしもの猪鼻湖と同様沿岸数個村の沈没に由り現状の如き入江となりたるにあらざるか。（中略）

敷智郡（ウチ）と称せし所以は細江の水湖となりたる為誤とあり。敷智「シキチ」と訓むは誤り。

又記。昔遠江（今の静岡）と橋本（新居町の西部）との間に陸地の駄路なり。半途に堺石あり。村越（今の村櫛）と南北相対す。これを以って浜名と湖と二郡の堺としもの、如し。

堺内に堅田　赤坂　柴江の諸村ありとの記事を発見せるも堺石の東なるか将た西なるか判明せず。

又応永十二年　明応八年　永正七年等数度の大災に水没して海となると。

（本朝通記）三十二

明応八夏六月。大雨洪水と未当（リテ）ニ北時一遠州橋本宿辺海水涌潮（チ）溢浜辺民屋悉漂溺（ス）。潮与（ト）レ海之間駄路亦没為（メ）レ海是（ト）曰ニ今切渡（リ）一

（浜名史論）下　○高橋市三著

（前文略）しかるに明応七年一四九八　八月二十五日東海道全般に亘った大地震は大海嘯を招来して浜名橋を流失し橋本宿一帯の地を海底に葬って遂に今日の今切湊口を生ぜしむるに到ったのである。元もその以前に於ても応永十二年一四〇五　文明七年一四七五等にも津浪によって損傷を受けていたらしく　更に明応の災永正七年一五一〇　八月二十七日の地震海嘯により完全に今日の状態を形成したものゝ様である。かくて浜名湖は半鹹湖から完全に鹹水湖に変じ　太平洋の潮流の干満に依る水勢甚だしく東西両岸の距離広くして到底橋を架する術もなくなり豊川の渡しと同様船を以て交通することになったのであり（以下略）

（静岡県大正国土記）

「眞応海道記」

湖口と今切と云ふ後土御門院御宇明応八年六月十日大地震して湖と潮とのあひだ三れて海とひとつに成る（下略）

（浜名郡篠原村誌）○静県図蔵

宝町寺代ハ本村ニ大変事アリシ時代ナリ　即ち後土御門天皇明応八年反後相原天皇永正七年大津浪　大地震アリテ長里郷ハ大部海ト化シ（長里郷ハ現今舞阪町弁天島ノ北方）住民難ヲ避ケ東方ニ移リ　篠原村ノ基ヲナセリ神社　寺院ノ大部分が当時ヨリ由緒ヲ記載スルヲ見テ　其伝説ノ信ズベキヲ知レリ　長福寺ト云ヘル寺名ハ　当時舞阪町ノ西北方ニ在リ今日ニ至リ長福寺裏ノ地名舞阪反口（ママ）ニ而本小学校ノ西北方に存スルヲ以テ徴証スベシ　但シ当時ノ守護地頭ノ誰ナリシカ相祝ノ重ノ幾何ナリシヤ保テ考フベカラズ

○

八坂神社（無格社）

祭神　建速須佐之男命

由緒　遠江国敷知郡長里御東海道前沢駅ノ西北数町ニアリシ地　明応八年七月十五日（ママ）高津浪大地震アリ注浜名橋以東数村水浸シテ潮海トナリ　土砂ヲカブリ十余ノ年月ヲ経テ修理ス

○

今切反長里ノコト

明応八年己未年七月十五日（ママ）大震高津浪ニテ浜名橋（潮見坂ノ下）ヨリ打込ミ其ノ橋ノ形モナク田畑土砂ヲカブリ　為メニ十余年ヲ費シテ修理シタルニ、又モヤ永正七庚午歳八月二十九日暴風雨ニテ昼夜闇黒トナリ　奥山ヨリ嘯出発シ　山里ヲ崩シ神社仏閣民家悉ク流シ死者不知其数聞々助カリシモノ当所ヘ移リテ住居シ　新規開発シテ渡世シタリト　此時

海ト化シタルコトニ郡二及ビ　長里ト三ヘル地ノ庄民モ生テルモノ十七人当地ヘ来ル　依リテ古郷長里に近キ方ヲ図方トゾ云ヒ伝フナル　開祖ノ古キ以東ノ地ヲ本村ト云ヒ伝フ　故ニ長里曰ケ嶋ハ海中トナレリ

（浜名郡舞阪所誌）○静景四蔵

浜名湖ハ古ヘ全ク大湖ニシテ　湖濱僅ニ小松茶屋（今潰壊ニテ跡ナシ）ト橋本駅（今流失ニテ跡ナシ）トノ間ニ架スル浜名橋下ヲ流シテ南ノ湊ニ朝スル河流ナリシカ　明応八年六月十日狂瀾怒涛ノ為メニ湮沢（ママ）シテ哀海トナリ　自来渡船ヲ以テ橋ニ換ヘ春秋景明波瀾動カザルノ候ニ至テハ又艀舟ニ棹シ順風ニ馮ルルノ興アリト雖モ一旦風雨ヲ催シ狂瀾雪ヲ捲クノ秋ニ当テハ行旅渡絶ノ歎ナキ能ハス

明応八年六月十日浜水変ニ湖海ノ間湮沢シテ朝水湖中ニ浸下ス　故ニ称シテ今切トス

今切ハ明応八年高浪ノ変ニ前沢ノ西湮沢シテ海トナリ橋本日ケ崎　猪鼻及浜名橋辺ノ田園三方五十余町一朝白砂ト化ス　是ニ因テ白菅ヨリ（今日猪鼻）荒井村（新屋）ヘ陸路ヲ開キテ海道トシ　前沢ノ間ニ船路ヲ通ス（海程廿七丁）（宝永度一里半）是ヲ今切渡船嚆矢トス（旧記）後　慶長十一年ノ秋（明応八後）始テ関ヲ今切ニ置キ板部崖左衛門（徳川氏ノ旗本）之ヲ関守セリ（以上三河記）其後元禄年中急波アリテ大ニ渡船不便ヲ来ス　是レニ因テ宝永中幕府有司ニ命シ今切　波頭ニ数万ノ杭ヲ打テ逆流ヲ止メ或ハ舞阪ノ前岸ニ波戸ヲ築キテ（凡三十丁）風波ヲ禦ニシ　以テ渡船ヲ纜タサラシム（旧記並東海道名所図絵及陸中の存）

（浜名郡舞阪町誌）○静景四蔵

東馬郡村ニ当リ面日ケ崎猪鼻ヲ以テ橋本駅ト陸路相通ズル

一寒村アリシカ明応海ノ変ニ湮没セラル戸数僅ニ

三十六戸ヲ余ス　所謂前沢ノ三十六屋敷是ナリ（口口御伝長役人三十六戸ト）

三十六屋敷反別八反五畝六歩北歩二十五百五十六、歩但一人ニ付七十一歩分米八百五十二升　又慶長六年巨人面ニ四十歩宛ヲ給フト

（浜名郡舞阪町誌）　○静県図誌

弁天島

此ノ地明応及び応永ノ変ニ前沢ノ地ヨリ分離シテ初メテ島トナレリ

○

明応八年六月十日地震ニテ道橋ヲ壊シ、海潮一ニャル　従是今切ト云フ　尚十二年ヲ過テ後柏原院永正七年八月廿七日探出山崩レ川埋リ舞沢ノ原ヲ押破リ　海洲白洲トナル　此時多クノ人家流失シ　広野トナル　其時広野ニ柳ノ古木アリ　其ノ本ニわけ千神祠止マリ有テ　元祖浅野美時御扉ヲ開キ見レバ、敷知郡政近ノ神社トアリ　ソコニ家ヲ作リテ之レヲ祭ル　此ヲ高柳ト改メ是レヨリ以来此海辺ニ蛤多ク生出ル　此大神ノ帰シ給マツルナリト申伝リ

（吾妻路之記）　○貝原益軒原著「岳南史五」所収

○新居より、前坂へ廿三町（弁渡し也）　近年大潮にて　今一里半の渡しという、御番所　左の方しとろという所にあり。　此渡むかし陸路にてありしに　後土御門院明応八年六月十日　大地震して湖と海との間さけて海とひとつに成　入海となる。　今切是なり。　一説には　後柏原院永正七年八月廿七日　洞の貝という物出で　山くづれ川うづもれ　きひざ、かの原を破りたりければ　それより今切という也。

（詩と史の浜名湖巡り）　○牧野晋哉著

（前文略）又　村櫛とは元来　云い伝えによれば明応の津浪の折　新居から村全体が避難して逃して来た。「ムラコシ」だと云う。本来は「村串」と書

いたが「村越」の字を用いた。昔時　水没して今その場所が判らないと風土記伝に見えている。現地に立って見れば　或は地形語としてそのままでも頷かれる。

（遠州今切御関所記）○「新居町史」所収

今切の海の開く事を考ふるに編年小史に曰く明応八年己未六月十日、遠州橋本甚雨大風、海涌き湖溢浜屋皆漂ニ湾、湖、海の間、駅堅亦所没因成舟航、是曰ニ今切渡一と駅宿曰ニ新居一

又明応八年より　慶長五年迄百三年に至るか、小史に載する所　俗伝ふも略ぼ相似れり、往古を伝へて云ふ、橋本千軒

元橋本は、今の橋本の白洲の方なり、

北山村千軒

今の北山の浜の方なり

臼ヶ崎千軒

臼ヶ崎は新居の白洲浜、往古森、八王子森の間、新居御関所より　十町程南に当る

と云ふ、明応之難に或は潰れ　或は没す　此時臼ヶ崎村悉皆没して　今の新居の駅と成す　果て小史に記す所と相合す

橋本村に尾崎彦八と云者有り　彼が先祖臼ヶ崎に住す　此の時の難に　柑子木に登りて助命すと　代々云伝ふ也

慶長五年は　関ヶ原御陣に当る、御勝利の後、関東益御手に入りて　国に遁す草木の如し　爰を以て鑑みるに　此今切の御関所と置き給ふは　賊を固うするの基い敷

（遠江国浜名橋記）○叡恵手本、鷹羊之誤写、「新居町史」所収

一浜名橋は人皇五十六代清和天皇貞観四年（ニホン）天朝に　四ツ橋をかけ給ふ、浜名橋は第二橋なり　長五十

六丈　広さ丈三尺、高さ丈六尺　二十余年を経て
破壊すると以て　陽成天皇元慶八年九月勅　新給
二依国正税稲一万二十六百三十束一段米壱と三代
実録に出　夫より十一度修覆あり　安徳天皇寿永
二卯年橋焼る　百五代後柏原院永正八年未八月廿
七日高浪の大変にて　橋其外数里一面の海となり
猶昔は是より　光淳和天皇天長十五年ひと度流失
ありしと云伝ふ、　或明応八年未六月十日高浪の変
有ども
（〇右の文の頭注に左の文あり）
橋本不残流失の後今北小民家多く住居ス　大波ノ
時尾崎孫兵衛ト云者有一人大木ニ登りテ命助カリ
橋本ニ住居ス　今跡絶テ三州吉田新町ニ孫兵衛子
孫アリ今橋本屋ト云也明応ノ頃ヨリ凡三百年ニ至
ル訛ニ吉キ家ナリ

（大和本草）十四
明応八年六月十日　大風雨ノ夜。遠州橋本ノ陸地ヨ
リ。ホラ貝多ク出テ。浜名湖ト海トノ間ノ陸地。低
ニ切レテ湖水ト大海ト続テ入海トナル。今ノ荒江ト
前沢ノ間。今切ノ入海コレ也。故ニ今ノ浜名湖ハナ
シトアリ

（引佐郡誌）
郷社細江神社の由緒
郷社細江神社は素戔嗚尊を祭り毎年七月十二日より
十五日に亘り祭典を行ふ、昔明応八年六月十日地大に
震ひ地形変じて震海となる時に浜名郡鎮座両社比古
の神霊甲福の郷吉村字赤地に漂流着御す斎蔵兵衛大
輔為富迎へて仮りに宮殿を造営し（今の仮屋町）千
頭天王と勧請し奉る永正七年更に八社神社境内へ現
今の地）に奉遷す此年の由緒になり毎年正月六日六
月十五日（改暦後一月三日七月十五日）清浄なる御

洗米三合を献納すると例とす是を御三合と称へ亮内に穢を清め祭祀を始む

（松山記）○「新居町史　史料編五」所収

往昔芳川の流　浜名宿のありし頃其西南に栗原と云ふ里あり　人煙少く塩焚きを業となして生活を営み居りたるが

　　七年八月廿五日津浪とも云
　明応年間
　　八年六月十日ともあり

永正八年未八月廿七日高浪にて浜名橋之宮始めより塩海切込三六百四拾五間となる。

此時地変じたる為に里人退去し荒蕪の地と成しこと数年なり。

（雄踏町誌・資料編）二○浅羽・加茂栄吉氏所蔵資料

（前文略）又この金山彦神社は、式内息神社にして文徳天皇の朝宮社に列せらる。明応八年六月十日の震災海嘯の時　村民皆此の山上に逃登りて危難を免る。依って浮島の林あり。故に奉賽の為毎年六月十日を以て大祭を執行し来れり　往昔は繁栄の神社なりしが徳川家康浜松城にありし時　社領悉く没収せられて、神社も衰廃せり。

（同書）四○「神社誌帳（神宮中村大鏡氏蔵）」

村社　金山神社　宇布見村字中村

（前文略）亦六月十日祭礼ノ義ハ、明応八年六月十日　震災大海嘯ニテ今切断開ノ節、依神要害ノ為　其日ヲ当社ノ例祭日ニ相定候。再建　文明五年　寛永十一年営繕致シ候

○

村社　金山神社　宇布見村鎮座

（前文略）亦明応八年六月十日震災海嘯ニテ今切即永開ノ前　依神夢諸人当社中ニ登リ溺没ヲ相免候ヨリ　敬寡ノ為其日ヲ当社ノ例祭日ト相定候

（静岡県神社志）○静岡県郷土研究会編

郷社　岐佐神社　浜名郡舞坂町舞坂字砂町鎮座

延喜式神名帳所載敷知部六座の一にして　和名抄見島郷に鎮座の大神なり。明応八年六月海嘯の為殿宇悉皆流失　殿長浅野美時神祠を奉じて舞坂の松原に社殿を建つ即ち当社なりと言ひ　美時は姓を改め高部と称し爾来社家として奉仕すと伝承する。

○

郷社　諏訪神社　浜名郡新居町大字新居字中町鎮座

明応　永正　元禄の海嘯にて屢々御遷座になり　宝永五年四月九日現在地に御鎮座あらせらる　創立の年月を詳にせずと雖も　社記竈永十三年十一月二十四日再建の棟札には　猶皇神社の社号がある。往昔猶皇湖神社と称へられし故か。

○

郷社　神明神社　浜名郡白須賀町白須賀字荒地鎮座

此地湖海の通路に沿ひにる為明応以来数度の海嘯に流され　史料と最伐し　創立の年月を詳にせず　僅に宝永八年五月以降の棟札を有す。

○

郷社　神明神社　浜名郡白須賀町白須賀大字元町鎮座

創立の年月を詳にせず。社地は古来神森山と称せられ　里人内宮と呼ぶ。（西山荒地鎮座神明宮を外宮

と言ふ、社伝によれば明応八年の洪水以来数度の海嘯によりて古資料を散佚すと言ふ。宝永八年以来の棟札を有す。

○

郷社　細江神社　引佐郡気賀町気賀鎮座　明応八年六月大地震大海嘯の際浜名郡鎮座両度比古神社流没、神霊漂流して伊目郷吉村（現村気賀村旧名ハ字赤池に暫御あり、里人尊崇社殿を建立牛頭天王と奉称した。

（「振裾考記」）○「新居町史ニ」所収

十　阿撰浜名橋

初山法源禅師武蔵国ニ入皇五十八代光孝天皇御宇仁和元乙巳依テ勅命ニ初造長五十六丈後柏原院御宇永正七庚午八月廿七日崩橋断タリ云々前記三代実録ノ記事ト比較前ニ八一年後也

松院陰中転スル御歟ニリ　浜名河処処ニ荒タル村ハ永正御柏原

橋初光孝仁和成　川尽テ

螺貝抜レ山埋レ海口ヲ　巨霊烈レ地蔵ニ湖源ヲ

駅亭移替シル新居住　橋本民家今尚存ス

しらすけの入海遠くさす汐も

たへて浜名の橋本の里

浜名川こゝろにかけていひおかは

人やたつねん　はし本の里

新居為ニ旧往ニト　今漸成ニエル古渡ニト

風烈テ波瀾鳴ル　潮来波浪怒ル

浜名浮ニフ江上ニ　富士聳ニル眼前ニ

元政不聞知　法源無ニ好句ニ

（中略）　分類本朝年代記ニ十二葉

今切渡後土御門院御宇　明応八年六月十日大地震大山崩而成レ湖在ニ遠州ニ名ニリ新居ニ道中記等ニ荒井又ハ新江ト在リ

（引佐郡誌）下

八柱神社

境内三百九十坪創立年月不詳寛正六年の棟札に鎮守御宝殿大日本東海道遠江国浜名郡贄代とあり尚明応七年寛永二年の二回に修造の棟札各一枚あり明治十二年九月村社に列せらる祭典は十一月十五日に執行す境内に神明社稲荷社八幡社八柱神社山神社河合神社と社名不詳の一社とを合祀す

猪鼻湖神社

境内百坪あり古老の伝ふる所によれば本社は其位置海浜にあるが故に大風雨に際し流失せしこと数多度征つて其創立反再建の年月等詳からず宝文化元年七月七日修造の棟札のみは現存せり明治五年村社に列せらる祭典は九月九日

猪鼻湖神社（風土記伝）

下尾奈村神明社也称迫戸明神未詳神田高拾壱石社地猪鼻岩之湖辺なり又称大神汲八幡社謂式社未詳文和風土記曰浜名郡猪鼻湖神社二座景行天皇十九年八月所祭猿田彦也按浜名肥前守頼親之末有猿田氏者此社辺所生乎

神風抄大神宮領尾奈御厨図云三故有神明社猿田彦別社也尚古老の言に由れば本社日所謂式猪鼻湖神社なるが如くなるも吉田東伍氏著大日本地名辞書所載に由れば左の如し今暫く記して疑を存す

猪鼻郷（地名辞書）

和名抄浜名郡駅家郷注喜式遠江国猪鼻駅今の白須賀町並に新居町の中なるべし此駅は中世橋本と称したりしが明応年中洪浪によりて江岸一変し橋本の駅家を廃し近世は新居を以て関津となしたり風土記伝に応永十二年文明七年明応八年永正七年等有怒浪湖水変為湖海蓋当此時猪鼻駅水没古道廃而新以三箇日為駅家乎沿以新居宿曰猪鼻非也と論せるは採り難し橋

本の名へ湖南荊居の傍にの存する土は猪鼻駅浜名橋も此所なること疑なし三箇日大崎、など湖北に猪鼻駅を求むべからず然れども右より湖南の猪鼻を大路とし湖北の本坂引佐を支路としたること自然の形勢とすされば続後紀に

天長十年遠江国浜名郡猪鼻駅家廃来稍久今依国司言遺使検其利害更令興復

と載せ当時湖南の路の中廃したることも見え本坂を以て一時東海道とせる次も推知せらる家祇の名所方角抄に浜名橋も湖南にありと録したるは如是の事情に因りて謬説を生じたるならん更科日記に

入江海（中略）いみじく面白しそれより猪の鼻といふ坂の得もいはずわびしきを上りぬれば三河国高師の浜といふ、

と述べたるは橋のありし当時の経歴にして海浜なる高師の山の続きに猪鼻坂のありけるを証す

延喜式浜名郡猪鼻湖神社東海道図会云此神は湖の岸の上に鎮座と見えたり後世の八王子社が此八王子もと浜辺の岡にありしを宝永四年橋本転村の諏訪明神の社中へ移すと国土記云「猪鼻湖神社は或は大知波八幡宮とも又尾奈村の瀬戸明神ともいへり」按に猪鼻の湖は湊とよみ万葉集仙覚抄に引ける阿波国風土記逸文に其例あり　文徳実録に「湖有一口」とある湖口の神とす後世浜名の水海の文湾（大崎湖）を猪鼻湖といふものと其義相異なり此神は橋本の諏訪明神一名湊明神といふもの即ち是なり

（曳駒拾遺）○「浜松市史・史料編四」所収異本正略

或紀に　むかしは此国に浜名の水うみ有しが　後土御門の院の明応八（一四九九）とせの水無月（六月）十日ばかりにあらさ水のゆさわひ有て　此によりてのち今切れといふよし見へたり　また或紀には　後柏原の院の永正七（一五一〇）とせの葉月（八月）廿日ばかりに大なへふりけるによりて　浪

のうちあらしけるよししるせり　これはかみつせ(はやせ)の
事はしら糸のみだれてそのすぢりつれともさはめて
よりかたし　また浜名の水うみといふこと　嘉祥三
とせの秋葉月に　遠江の国浜名郡舟遊彦の神のやし
ろ水うみを見のそむ湖の水そそく所土をあけてよろ
しきによる　此湖にひとつの口有　此口ひらきとつ
ること常なし　湖の口とつる時は民水にそこなはる
ひらく時は民ゆたか成にいたる　或はひらき或は閉
これ神の誡になす所なりとていやまひまつり給ひ
民のためによろしきをいのりて此神をつかさ社とし
給ふよし　文徳実録巻のふたまきに見へたり　さ(しか)れ
は此事を見れは浜名の水うみといふ事あらはにそし(あらはにそし)
られぬ　むかしは湖(うみ)と塩うみとの間に行かひし(こ)
ける一すぢの道ありと見へたり　猶舟行雅経家集の
下に

誰うへて海と川とをへたつらん浪と分たる舟の村立

と有　源の親行が記にも　南には潮のうみあり　北
舟なみにつかふ　北には水うみ有　人家さしにつら
ねたりとしるせり　また阿仏の尼のうたなねの巻に
も　浜名の浦そおもしろきところなりける　浪あら
き塩のはるはると生ひつつきたる松のこだちはと絵
にかかまほしと、かけり　又元応去師京にかへる時此
所を過けるとせ(にけり)　左海右湖同一碧　長亭并飲舟波潮
と鎌禅師のつくりしは　此所なりけりとかきぬ　鎌
禅師は東福寺(の事)聞和尚なり　彼和尚の集済北集に全
篇あり　かかる筆のたちとを見れば　塩うみ湖うみ
のへだての道もひとすぢにあらはなり此画の中に水
うみよりにかれ出る口有　これにかけたる橋をはま
なのはしとそいひける　浜名の橋は長さ五十あまり(八十三)
六又広さ一又あまり三丈高さ一又あまり六尺　負観
四とせにつくられけれとも　はたあまり四とせをふ
りぬるまゝに　元慶八とせ(八四)の秋長月朔日にそつくり

あらためられけるよし　三代実録巻のふたまたに見へたり　それより年浪のいくかへりをかへて　このはしヌくちわにけりけるらん

（浜名記）○「三ヶ日町史料六」所収

分類本朝年代記巻之一　十二葉二三

今切之渡後土御門院　百四代　之御宇明応八年六月十日大地震泰山崩テ成レ湖遠江号ク二新居ト一

道中記二荒井　新江　本ト有リ

（三ヶ日町史）上

なお宇志津々崎地方の条里制施行の址と調査された愛知大学歌川教授は宇志津々崎地域の現在ある陸地（水田）のみでは条里と区画するには余りに狭い。現在湖面になっているところも相当広い範囲が陸地であったのではなかろうかといわれて居り　地元の伝説にも遠か沖合まで昔は陸地であったと伝えて居り津々崎の南方遠か沖合に周囲を石積にした沖の瀬御殿と称する浅瀬が海底にあるのは陸地が陥没したためであろうといっている。又　庄久米村の南西にも高瀬村という村があったが陥没してしまったのだという伝説がのこっている。此の様な伝説がもし事実を伝えているものとすれば其の所の伏宮はさぞ広大なものであったことと推察されるが伝説と海中の浅瀬以外に証明するものがない。

○

高瀬と宝田（庄久米）　万葉海岸南方五〇〇m程に高瀬といって湖底の浅くなった所がひろがっている。此所には数百戸の村があったが明応の大地震大津波で陥没して僅かに七戸の住民が助かったのみであると伝えている。此の高瀬の東北部を特に宝田とよんでいるがそれは宝田寺という寺院があったからであるという。

長崎（大崎）反び七ヶ井の浪しへ（庄久米）　大崎弘

法皇より庄内内山に長橋がかかっていて往来が出来たとか、明応の大地震大津波で陥没したと伝えられる高瀬村より庄内に渡る狭いヒがいの渡しがあり、時に架橋されたことがあり、太古の主要な街道は多米より瀬戸をこえ大崎とかこの高瀬より庄内に渡り、東方に向ったのだという伝説も伝えられている。

（静岡注）　宇志津で崎の沈下は明応地震時とは断言できない。

（浜松市史）一

遠江の天変地異

明応七年（一四九八）八月、近畿地方に大地震があり、伊勢（三重県）・三河（愛知県）・駿河・伊豆の各国沿岸では海水があふれた。二十五日遠江の海もあふれ、荒井崎を破壊し、浜名湖と通じた。「遠江国風土記伝」とか「東海道名所図絵」によると、このことは明応八年六月十日に生起したとある。しかし明応七年の地震は、「御湯殿上日記」・「後法興院政家記」・「実隆公記」・「子孫簡記」・「別法寺記」などその時点の日記に書かれていていささかの疑いもない。しかも飛鳥井雅康は明応八年五月、富士山遊覧のため下向し、帰途六月十日小夜中山、十三日引馬里、十五日汐見坂を通過している。しかしその記事（「富士歴覧記」）のなかに風雨・地震のことや沿岸に罹災のことはみえない。

（浜名橋蹟考証抄出）の「新居町史二」所収、歴代備考十には

永正七年庚午八月七日、地震、同廿七日遠州今切前レ出ッとあり、武蔵、延、記法源法師にも、同年八月廿七日の事とせり。

明応八年より八十三年後なり。

東海道名所図絵には

明応八年六月十日、大地震して、湖と汐海との間切れて、海と一になりて入海となる。永正七年八月廿七日、螺貝出て鳴れ。川埋れて、舞沢の原を破り、深淵となる。云々といへり

さて橋の絶にし事は、いつの代ころといふ事詳ならねど、かの明応の大波に、其あたりなる松原を打ち崩したりし時、跡なくなりしなるべし。それは其年より六十二年以前なる

永享四年足利将軍義教公、富士遊覧の時の、藤原雅世卿、発句法師等の紀行に、まさしく橋ありし事を記せればなり。

〈節司注〉明応地震津波の日付について

以上の各文献に見る限り浜名湖周辺の史料以外すべて明応地震、津波は明応七年八月二十五日に起ったとしている。静岡県地方から遠くへだたった京都、紀伊、房総などの史料もすべてそうなっている。この点からみると、明応大地震が起り、伊豆や駿河湾や伊勢、熊野、房総の各地方を津波がおそったのは明応七年八月二十五日であることを否定することはできない。ところがこれに反して浜名湖周辺での津波を主とする史料は㋐「遠江風土記伝」㋑「続史愚抄」㋒「東海道名所図会」㋓「編年小史」をはじめとして〈以上出典の「史料」にあり〉

㋔宇布見金山彦神社由来

㋕舞坂町波乗神社社伝

㋖気賀細江神社社伝

㋗本朝通記

㋘分切御関所留

などの各種の史料がすべて津波は明応七年六月十日であるとしている。このような史料状況について、明治37年版「大日本地震史料」の編者、田山実は、明応七年六月十日とするのはすべて誤りであると断じており、武者金吉もほぼこの見解によっているようである。その根拠として田山は飛鳥井雅

康の「富士歴覧記」と用いている　すなわち当時在康は富士山を見物し終り京都への帰途にあった。仮は明応八年六月十日は小夜中山にあり　十三日は引馬野（浜松）、十五日に遠江三河の国境汐見峠を通っている。しかるに仮はその紀行文「富士道電記」の中で六月十日に起ったはずの地震のことと津波の事には全くふれていない。それゆえ明応地震　津波が明応八年六月十日に起ったというのは全くウソであって　一つの祖本に生じた日付の誤りが各書に誤ったまま伝写されたのであろうと　田山は考えているのである。浜松市史の編者も同じ見解をとっているようである。

しかしながら上にあげた㋐―㋖の九通の本は、その述べる事柄がかなり異っており、文章の類似もない互いに原初性（オリジナリティー）をもっているように見える。ことに㋑の金山神社由来にいう「宇布見の住民は津波の時山へ逃げて助かった　その日を記念して毎年六月十日を列祭日と定めた」という伝承、さらに㋒の中で新居関の関司富永政憩が宝永四年十二月に書き残した文に「日ヶ崎十戸の尾崎采兵衛がみかんの木の枝にしがみついて助かった　その子孫が橋本にいる。」という証言。いずれも容易に「誤り」と決めることの出来ない原初性　素朴さをもっているのである。さらに浜名湖の各史料をよく見ると「地震と暴風雨によって浜名新口が切れた」と言っていることに注意したい。ところで一方浜名湖には直接関係のない地方に次のような史料があった。

㋓（渡会氏神名帳考証）

三河国高師浜（豊橋市　豊川河口）、明応八年六月十日洪水

㋔（桑名年代記）○三重県桑名

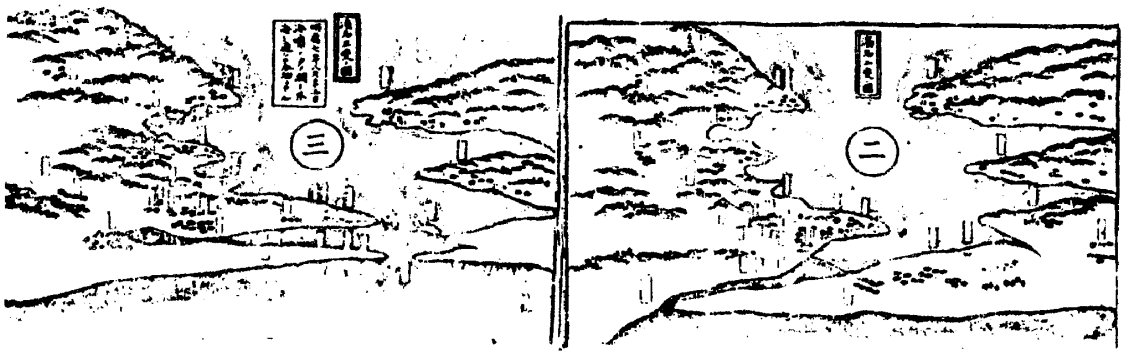
明応八年六月十日　桑名地方大洪水

この二つの史料に見る限り　明応八年六月十日に

「地震は起らなかったが　各地に大洪水を引き起すような暴風雨が東海地方をおそった」ことはこれまた疑う余地がないのである。

さらに新居関所資料館に所蔵されている「浜名湖口変遷図」の第二図（明応地震前）と第三図（後）によると、地震前は浜名湖と海は川でつながっていたものが　地震後は口が開いてしまったという大変化が描かれている。そして各種伝承は「この時浜名湖は淡水から塩水に変化した」ことを証明している。つまり地震前第二図において川は潮汐の干満にかかわらず常に湖海へ流れていたのである。これは浜名湖の水位が外洋より高かったことを意味する。それが地震後浜名湖は外洋と同水位になったのである。

以上の考察から編者（御司）は次のような過程を想定する。諸賢のご批判を迎えたい。



浜名湖口変遷図　新居関所史料館蔵

㊁は明応地震前　㊂は地震後

(A) 明応七年八月二十五日東海沖に三大地震が起こり、その直後房総から紀伊に至る外洋には高い津波がおそった。

(B) 浜名湖はその時水位の高い　開ざされた湖であったので津波は湖の中まで侵入することはなかった。

(C) ただ地震時開口部の崩壊はあったかも知れない。また浜名湖の水位（地盤全体）下ったのは地震時であったかも知れない。あるいは地震後何日か経るうちにゆっくり沈下したのかも知れない。

(D) 大地震のおそった後の最初の暴風雨が翌年（明応八年）六月十日にやってきた。この時湖口は破壊され地盤全体の下がった浜名湖へ外洋水がなだれこんだのである。

(E) 浜名湖畔辺の人々は、この浜名湖へ浸入した高波の主原因がその前の年の八月二十五日の地震による湖口破壊、湖水の低下であることを知っていた。つまり前年の大地震によって火薬が準備され　今年六月の暴風雨によってマッチがすられた事を認識していたのである。

(F) それゆえ彼らは「明応八年六月十日に急波（高波）が来た。大地震・暴風雨が原因であった」と記録した。彼らは「明応八年六月十日に地震があった」とは　いっていないのである。

(G) 飛鳥井雅康はこの日小夜中山にあった。暴風雨には遇ったであろうが五十キロも西で遅った災事には気がつくはずもなかった。「富士歴覧記」は紀行文とはいっても「どこどこへ着く」「そこでよんだ歌」という文章だけでつづられている。浜名湖口を通過した時どうぜん彼は五日ほど前に起きた災事を見聞したであろうがそれは和歌集である「歴覧記」にすべきことではなかった。彼は現代のジャーナリストではなく足利将軍の保護のもと京都の郊外を優雅に徘徊する高位の公家だったのである。

(H) 田山と同じ見解をとる近代の郷土史家　研究中の中に、浜名湖に津波がおそったのは明応七年八月二十五日であると記した人がいく人かいる。

96 明応九年六月四日（1500-VII-10, 2269114）
甲斐国地震強く余震続く（I-4612）

97 永正元年（1504） 八丈島潮位低下する。
〔八丈島年代記〕○「八丈実記」所収
一永正元年甲子春大潮干ル 閏二月十日雪降 前年ヨリ海冷ル 鮫大ニ奇ル 日干耕作悉ク失ル

98 永正年中（1504-1521） 三宅島噴火あり
〔八丈実記〕○三宅島の記
永正中地忽然出而成ル山

99 永正六年八月二十七日（1509-XI-11, 2272464）
遠江海岸に津波おそい 人民多数死す（？）
（I-470）
〔岳南史〕＝
（○永正）六年八月廿七日 遠江の海 波激し 廿八日に至て尚ほ止まず。海嘯陸地を侵し 数多の民家を漂はし 人民の死する者数を知らず。陸地三十余町悉く海となり 旅客の東西に行く者 みな船を備うて過ぐ 後の所謂今切渡とは此所なり。（応仁記・松屋筆記）聞く 京都も去る七日夜 大地震動すること甚だしかりしな 今日に至るも尚ほ止まず。各所の堂塔仏院 大家・民家等の顚倒する者 其数を知らず。天王寺の石華表も倒壊せるな。此の震動は 各国を通じて 凡そ七十余日に亘り 其の災害の状も 各国同じからざりきと。（応仁後記）
（都司注）京都の地震は永正七年八月八日未明に起った。また永正七年八月二十七日に今切が破れたとする他の多くの文献がある。いずれにしろ右記事の年月日には誤りがあるようである。

100 永正七年（1510）春 八丈島大地震あり
〔八丈実記〕六
同七年庚午正月朔日大風吹正日二月大雨降
奥山日記云 洪水大風大地震大旱魃同四月大雪降
五月ヨリ洪水六月七日ヨリ所々大水文

101 永正七年八月八日（1510-IX-21, 2272839）未明 摂津・河内・山城・大和大地震あり 摂津では津波おそう。静岡県でも大地震を感じ 安倍

郡沿岸は津波おそい田畑を損う。餓死疫病死する者が多かった。甲斐でも強い地震を感じた。（ハーメンロ）

（安倍郡不二見町誌）○静県図蔵

永正七年二一七。大地震村松一帯大海嘯家屋田畑尽ク流出ス　餓死疫病ニ死スルモノ算ナシ（村松記　震史）

（庵原郡袖師村誌）○静県図蔵

永正七年八月七日（二一七。）大地震ニ共フ大海嘯アリ　家屋田畑等多ク流出シ餓死セルモノ疫病ニ死セルモノ等算ナシ（地震史料）

（安倍郡大里村誌）○静県図蔵

永正七年八月七日大地震アリ

（安倍郡服織村誌）○静県図蔵

永正七年八月七日大地震大海嘯瀕海ノ家屋田畑尽ク流失餓死疫病ニ死スルモノ算ナシ

（庵原郡辻村誌）○静県図蔵

永正七年八月七日（紀元二一七〇年）大地震大海嘯家屋田畑尽く流失す　餓死疫病に死するもの多し　地震史

（安倍郡入江町誌）○静県図蔵

永正七年八月七日（二一七。）大地震大海嘯家屋田畑盡く流失す　餓死疫病に死するもの算なし（地震史料）

（都司注）昔は一部に日の出時刻に日付を改める習慣があり「八月八日未明」は「八月七日夜」と記されることがある。「入江町誌」「不二見町誌」いう「地震史料」「震史」が田山実の「大日本地震史料」ではないことは確実であるが、何の書であるか不明。静岡近郊町村誌に引用されたこれら記事の拠る原古文書が何であるか不明。また傍証すべき他系統の史料なく真偽を定めることができない。

（王代記）

庚午七（○永正）八月七日夜寅時震動　天王寺クツレ石鳥居損　河内藤井寺損　人多死

（高白斎記）○一名「甲陽日記」

同（○永正）七庚午年八月七日大地震

102 永正七年八月二十七日（1510・X・10, 1272 8ヶ月）

この日から翌日にかけて津波が浜名湖口をおそい 今切を生じた。（ハーキンス）

（浜名郡條原村誌）○静県図蔵

永正七庚午年八月廿九日（ママ）急波アリテ再長里郷水浸ヒ減し一里ノ間潮海トナル 然ルニ牛頭天王社ハ浜名湖ニ接臨シタル高丘ニ鎮座シ 住古ヨリ神霊著シキ神社ニシテ平生奉仕セル社司数名ハ高潭逆浪ノ間ニ於テ僅ニ生命ヲ全ウシ 大神ノ御神体ヲ守護シ奉リテ辛クモ流木ニ扶ケラレ五十町余東方ノ地ニ漂着シ 笹原ノ清浄ナル地ヲ択ミ勧請シ奉リ 其后社殿ヲ新営セリ 此社地ハ則チ現今ノ社地ニシテ旧社趾ハ今ノ塩田ト化シ條原ノ地盤ニ有之

○

神明宮 牛頭天王社事

永正七年諸国大地震大津浪ニテ浜名橋以東小松荘屋 長里 荒井等一里の湖海ト化ス 天災地変ト八云ヒナガラ悲惨ノ極ミ言語道断ノ至リナリ 此時長里ノ住民ニ生ケルモノ十七戸長里ノ住人鈴木六太夫ハ牛頭天王社ヲ條原ニ移シ奉ル 鈴木藤太夫 鈴木惣平 鈴木惣八 鈴木惣十八神明宮ヲ西條原ノ地ニ移シ奉ル

（岳南史）ニ ○永正七年八月

○廿七日 遠江国大海嘯あり 廿八日に至りて稍静かならんとする趣はあれども 未だ恐怖の域を脱する能はず 人民戦戦兢兢として其堵に安ぜず。先是 明応八年の怒涛あり 去年の暴波あり 新居の海辺崩壊少なからざるに 今又この海嘯ありければ 東海の駅路は 破壊して通路絶え 浜名河口は 土を挙げて河水通ぜず 浜名の橋は破れ 浜名の淡水湖も 已に変じて鹹湖となり 全

く修築の望なきに至り　橋本駅も没して水底に沈みたれば　僅に砂土を盛りて湖口を塞ぎ　新に新居駅をば置きたれども　浜名橋は破壊したるままにて　此後また営造するに至らずして止みぬ（橋本記）

浜名・敷智二郡の村落も　没して水底に入るもの多ければ　是より二郡の地勢は大に変じたり。湖水の漲沢して外海に通ずる所は　即ち今の今切にして　もと新居宿の在りし所なれば　是を称して元新井とは云ふなり。（柳荼随筆渡字篇・歴代備考・振裾考記・和漢合運・初山法源禅師武蔵路記）

永正七年八月廿七日　辛亥　遠江国　山裂水湧（ケ）　海浪上リ陸（ニ）忽陸地三十余町　人家数千　滅亡（シテ）為（ル）湊海（ト）（按明応七年所（モ）為（ル）湖　亦倶（ニ）今度為（ル）海嘯（ト）号（ス）今切渡（ト）ス）（続史愚抄）

又今見て　松原の在る所を中荒居と称するは　当時　元新居より逃れ来て移住せし所にして　後々海波の浸害甚だしきに恐れ　再び逃れて　今の新居に移住したるより起りたる称にして　今尚ほ礎石存すといふ。或云　此の海嘯は　其勢最も激甚にして　一撃浜名湖口を破り　突進して湖輿を衝きければ　猪鼻駅忽ち没して水底に入る。猪鼻駅浸して古道廃し　古道（ママ）廃したれば　此に新に美多（アタ）郷三箇日を以て駅家とし　尋で気賀にも駅家を置き　新に官道を通じたるが　是より天正の頃に至る迄は　水道に出て　本阪を越ゆる者最も多かりきと。（遠江風土記伝・文徳実録）

世に伝ふ　此時　湖水暴漲し　逆流して気賀村をも犯しが　偶ま神幣の漂ひ来るものあり　赤池という所にとどまりぬ。赤池は　気賀村の内　仮屋の裏　堀りの辺にあり。郷人斎藤兵衛太夫為富之を見て畏み敬ひ　急に宮殿を営作りて　之を奉安せり。是れ今の細江社にして　祭神は素盞嗚尊なり。初め神幣の漂着くや　人とりどりの噂ある中に　角避彦神社は　浜名湖の辺二ノ□□□□□□□□□□□□□□

敬して措かざる神なれば、此の御神にもやあらんといふ者多きものから、未だそれとは定めがたかり。さるほどに、いよいよ角避房大神の神幣たること、疑なきに至て後は、崇敬の心いや増しに増し、更に社殿を改造るに、未だ催さざるに、駆歌して来たる人は、子の親を慕ふがごとく、日ならずして造り畢へたりとぞ。但し今の宮祠は、天正二年の頃鎮座ましましし所にして、八幡神社境内にあり。（改老物語）又仮屋の名は、神幣漂着の時、仮りに其処なる仏堂に奉安せしより起れる名とぞ。遠江の湖は、浜名の湖、又猪鼻の湖とも云へり。明応八年六月十日の洪水に、湖と海との間切れて、湖はなくなりたり。故に今切と云ふ。（東海道名所図会）永正七年八月廿日地震して、松原をふりたわし（ママ）ければ、湖、大海ひとつになりぬ。夫より所のもの、今切の渡と呼来れる由、老いたる人の物語に遺れり。（岡部長渕記行）新井駅より、三四里東北、瀬口村の江水の中に岩山あり、此社（猪鼻湖神社）其処にありといふ。今、民俗この処を猪鼻湖（ちょびこ）と、字音に云ふとぞ。或云、今の荒井駅の北方の坂路、猪鼻なるべし。振裾記に、社号に依て考ふるに、此神は湖の岸上に坐しと見えたり。今八王子社、もとの荒井の岡辺の岡の上にありしを、宝永四年所移のとき、諏訪の社中の今の所に移すといへり。然れば八王子、もし猪鼻湖の神にあらずや。又云、今の荒井駅の旧名猪鼻と云へりと。（神社考）

参考云、在＝敷知郡下尾奈村瀬戸口＝（神社覈録）

浜名湖口の未だ潰決せざるや、一河あり、南流して海に朝せり。即ち浜名橋の懸れる所にして、風景の明媚なることは、決して琵琶湖に遜らず。故に此地の吟唱に入ること、古来少なしとせず。

（中略）

浜名湖　　初山法源禅師

松樹陰中転脚跟　浜名何処過荒村
橋初光孝二和歳　川居永正後柏原
螺貝掘レ山埋海口　巨壑裂レ地徹湖源
駅亭移昔新居住　橋本民家今尚存

（振裾考記）

同　　無名氏

新居為旧住　今断成古渡
風起激滄鴎　潮来波浪怒
浜名浮江上　富士露眼前
文政不聞聞　法源無好句

（振裾考記）

遠江浜名淡海図　　空海

外院。呉松広浦為青竜。智婆長岳為白虎。東海大道為朱雀。賛岐高山作玄武。鱗徒愁詠恩四大海。賀類破翔八徳池。巍巍哉淡海之作。蕩蕩矣江湖之勢。先聖是以定国城之名。後賢員レ此作詠歌之飾。引佐郡家始レ良。和知江口通レ甲。敷智邑口当レ震。雄踞田畷開レ乙。栄江堤防遠レ巽。栗原駅家儲レ丙。比美松原亘レ離。駅路挙橋度レ丁。浜名郡家居レ伸。売買大原帯レ庚。越智茂山延レ辛。賛代宅村停レ乾。松柏鬱林発壬高。山険厳張坎艮多。神里竟レ癸。（石川寺蔵）　（中略）

荒井も　古は今の庄とはかはりて　浜名の郡にてや有しも知るべからず。其浜名川の末にかけたるなれば　浜名のはしともいへるか。三代実録云云　応永三年云云　永正七年云云　それより南海北湖の隔うせて　一つに成て　昔の跡もなし。それよりして　此所を今切の渡しといふ由聞及ぬ。此等の二と人のいへると　又はしるしをきし　紀行の類と考合せてしるし付ぬ。猶土俗に問て究め正すべし。（柳庵随筆）

浜名橋の位置につき　諸説あれども　大崎と館山寺と相対する　海中一里許の処は　細江の橋

場にて　近世まで橋杭の残れるものありき．即ち本坂道通り　猪鼻駅の橋場なり．故に浜名橋に二あり．橋本と大崎と是なり。（遠江風土記伝）

浜名川　今切なりてより廃す。古は　遠湖より流れて　白菅の東　帯ノ湊より海に入る．今は田となり沼となりて　又池ともなりて　昔の川筋の形大畧見ゆ．（古道中記）

今切　後柏原天皇　永正七年八月廿七日　堰見出で．山崩れ川埋もれ　舞坂の西を破り　深渕となる．（古道中記）

浜名川址　　中務（中務敦慶親王女　伊勢）

浜名川湊はるかに見渡せば
　松風めぐる海士の釣舟　　（夫木集）

橋本の泊夜をこめてたち浜名の橋
　打渡して　　藤原雅世

浜名川よるみつ汐の跡なれや
　渚に見ゆる海士の小舟は

此等の和歌文章にも今切以前の面影はほの見ゆれども殊議雅経の其歌集に

　誰うゑて海と川とをへだつらん
　　浪をわけたる松のむら立

と歌ひて．「昔は舞沢の辺より　浜名の橋までにつづきて　緑の松生つらなり　水海汐海を南北にへだてて　中に一筋の大路あり。」と附記せるを見又澄月が　歌枕名寄に記したるものに

　高師山こえ来て見れば浜松の
　　一筋とおき浦の入海

と詠じ．「海と湖とをへだてたる大路の有たる民家どもにて知るべし．古老云　むかしは　橋本の東福寺より　木履にて　舞坂の町へ斎（上年）にゆきし」云云とあるをも　一通り読み過して味ひつつ　更に又東福寺の旧記など繙きて

浜名川　浜名の湖より流れて　白菅の浜　帯の湊へ出づる川なり．浜名橋も　此川にかかり有

たるなり　この川筋に　栗原という塩焼里、また船つなぎ松など、古図に見えたり。此川辺き頃まで、西川といひて、残りありしを　松山、松本などいう新田の開墾出来て、今はむかしのさまもなし。されど元池、親川などいふ田の字そこここにありし、浜名川のなごりならん。

云云

などあるを　読み去り読み来り　親しく其地をそぞろ行きて見ゆたせば　数百年を隔てたる今日の我も　(9字)低回去り難きものあるなり。況や　晴昔まで、木履を穿ちて往来せし道の　今日はしも　そこひなき八重の汐路となりて　激浪天を衝くを見たる。当時の人どもは　果して如何なる感をかいだきつらむ。此の地異の　当時の人心に与へたる影響は　到底今人の　想像だも及び難き所なるべし。○駿州の海も　免るる能はざりき。当時の九世曰海上人は　此地の閥家　池田氏の子なりしが偶ゝ身延山に在りて之を聞き　愕きて馳帰り　生家池田彦右衛門宗家と謀り　之を恢復せり。されば池田氏を　此寺中興の開起とすと伝ふるなり。

〔遠江浜名橋記〕○静県図蔵

〈前文略〉百五代後柏原院永正八年未ノ八月廿七日高浪の大変にて橋其外駅里一面の海となる。猪の鼻は是より先淳和天皇天長十五年ひと度流失ありしと伝ふ。或明応八年未六月十日高浪ノ変アリ

○

今切之事

今切と成る事は永正八年八月廿七日　又明応八年六月十日　高浪大変あり。前沢の西荒海切通海水一面になる。橋本の駅日ヶ崎猪鼻浜名橋海辺の民家不残流出す。溺死数をしらす。海辺の田畑壱万五十余白砂となる。依而白菅より若江村へ住還を作り前沢駅迄船にて通路する。領主船越えもの四拾余人地所免許せられ　上下の渡船いたすとや。

（都司注）永正七年の誤であろう。

（浜名郡新居町誌）○静岡県図蔵

村社神田神社

所在地　新居町浜名字松山三十六百番地（向山）

由緒　往昔当ノ港ノアリシ頃浜名川ヲ隔テヽ南海二瀕シタル高地ヲ向フ山ト云ヒ　永正年中津浪ノ為メ陸地流失シテ今切トナリシヨリ港ノ代リタルト共ニ浜名川一帯ハ沙原又地沼と変シタリケルカ（引佐郡誌）

赤池

気賀町仮屋の裏　堀川に沿へる所にあり　永正年中細江神社の御神体の漂着せし所と云伝ふ。今亜場として石碑を建つ。其の碑文左の如し。

安嘉池碑陰誌

細江神社紀素盞嗚尊也永正年間地震海溢潮水逆上及気賀市街是時有神輿漂流而主村人望見大驚偕須作宮之及天正年中鎮座今処云　父老相伝角避彦祠在浜名湖上遠迩崇敬以為掌舟船之神一旦逢震漂流而至人知其為角避彦之輿也故驚喜奉迎作宮役詎歌子来不日成之敬神之俗至今異他村鳴呼是其感然矣然事有千口碑者毎々異辞終以赴湮滅自然之数之数也　有志者欲建碑以存之託撰文于予予嘉其敬神之篤也於是乎誌

明治十有九年八月十七日（鈴木角平建碑）

（松島吉平撰文）

○

細江神社

神社の境内二千三百四十三坪

遠江風土記伝に気賀生平頃（ママ）天王社とあるもの是なり伝説によれば当社の創立は永正九年（二二七ヶ）海嘯の時浜名郡鎮坐角避彦神社々趾沼没の際祠宇流失し当町赤池と称する所に漂着せりという初めは傍側の仏堂に安置し其の地を崇びて御仮屋と言ひたり其の後天正二年（二二三四）地を八柱神社

境内即ち現今の所にトし新たに宮殿を造営し之に奉遷し遂に気賀七ヶ村の総産土神とせり漂着地赤池は今尚霊場として本社と共に歳時例祭を行ひ仮屋の地は慶長七年地頭石川半三郎の時町名（気賀）を立てゝ市街とせり

（「岳南史」）＝

（〇永正七年）八月廿日　遠江国地震　外洋　海波荒れて　航路絶ゆ（後鑑・足利季世記・高代日記）

（「明治初期静岡県史料」）五〇「旧記調（遠）明治十年」の項静岡県史料刊行会刊

遠江国敷知郡

村　櫛　村

当村今切前ハ橋本舞坂ノ間ニ居村浜名郡ニ属シ白ヶ崎村ト称シ候処永正七庚午年八月廿七日ノ津浪ニテ今切ト成リ新居湊出来シタリ其節流村致シ村越村ト称シ其後新居東北村越ノ庄ノ一字ヲ置カレ候ヨリ村櫛ト改称敷知郡ニ属シ夫ヨリ庄内ノ親村ト唱エ庄内中ハ村櫛ノ庄何村ト唱エ候由聊旧記口伝ナリ

（「浜名橋之記」）〇「新居町史」所収

一人皇百五代後柏原院御宇　永正七庚午　八月廿七日橋崩れ　今切は応永十二年に始めて切れる。次に明応八年に切れ　又永正七年に大きなる湊となる。以上三度切れる。

（「遠江国風土記伝」）

釈増基の遠江道中記に　重道引用　浜名の橋のこぼれたるを　中絶て渡もはてぬ物ゆゑになにゝ浜名の橋を見せけむと　按ずるに永正七年八月廿七日急波橋を破り土を挙げて湖口を塞ぐ　是より以来造営なし　古老曰ふ正保年間橋柱を見たり　其跡は田と為ると　長暦年間菅原孝標の女更科日記に曰ふ「浜名の橋下りし時は黒木をわたしたりし此度は跡だに見えねば船にて渡る　入江にわたせ

る橋なり」と

（「浜名史論」上　○高橋佑吉著　年表中

永正七（一五一〇）　八月廿七日大地震海嘯にて

橋本駅海底に入り今切渡出現す

（「曳馬拾遺」）

或記にむかしは北国に　浜名の水海ありしが　後

土御門の院の　明応八とせの水無月十日ばかりに

あらき水のわざわひ有りて此により今切と云ふ

よし見えたり　又或記には　後柏原の院の　永正

七とせの葉月廿日計りに大なへふりけるにより

波の打あらしけるよし記せり　さればはやき世の

事は　白糸のみだれて　そのすぢいつれとも極め

てよりがたし　又浜名の水海と云ふこと嘉祥三と

せの秋葉月に　遠江の国浜名郡角避彦の神の社水

海を見望む湖の水そゝぐ所土をあけてよつしきに

よる此湖に一つの口あり　此口ひらきとづることと

常なし　湖の口開づる時は民水にそこなはる　開

く時は民豊なるに至る　或は開き　或は開づ　こ

れ神の誠になす所なりとて敬ひまつり玉ひ　民の

為に宜敷を祈りて此神をつかさ社とし玉ふよし文

徳実録巻の三巻に見えたり　さればこの事を見れば

浜名の水海と云ふことありわにそ知られぬ　昔は

水海と　塩海との間に　行きかひしげき一筋の道

ありと見えたり。

（「静岡県神社志」）○静岡県郷土研究会編

郷社　八柱神社　浜名郡村櫛村村櫛大字中明

社伝によれば　往昔村の東南白ヶ崎村に鎮座あり

せられ　庄園十八ヶ村の産神と崇められる。境内方

八町を有し　建久元年源頼朝神領五十石を寄進せ

られたが　永正七年八月二十七日海嘯の為　神殿

流失し　社地湖水に没した。依って今の地を卜し

社伝を再建し奉祭すと言ふ。

（「新居橋本古事」）○「新居町史」所収

今切之事

今切となる事は、永正八年八月廿七日又明応八年己未六月十日ト云高波の大変有り前沢西荒海切込み湖水一面になる、橋本の駅、日ヶ崎、猪鼻、浜名橋海辺の民家残らず流失す、溺死す、海辺の田畑凡そ万五千余石砂となる、依って白菅より荒江村江往還を作り、前沢の宿まで舟にて通路する、領主より舟越のもの四十余人、地所免許せられ、上下の渡船いたすと也、

（部司注）以上の文献の他に、明応八年六月十日の津波のところにも、この永正の津波に言及した文献が数多くあるので、そちらの方もあわせ参照されたい。

103 永正八年（一五一一）富士山鎌岩から噴火する（I-479）

〔鷹岡町の史跡と伝説〕○鷹岡町教育委員会編

永正八年（一五一一）富士山東側噴火

104 永正十一年（一五一四）八丈島噴火する

〔岳南史〕二 ○永正十一年の条

八丈島噴火す、遠く望めば火烟の山の如し

105 永正十三年（一五一六）八丈島潮位低下し海水温度下る

〔八丈島年代記〕○「八丈実記」所収

今年大旱芋失飢饉也、大ニ潮干テ海冷ル万之魚死シテ寄ル、蚤八吉

〔八丈実記〕六

同（○永正）十三年丙子大旱芋失饉也、大ニ潮干テ海冷万魚死ス

106 永正十四年（一五一七）八丈島大地震あり

〔八丈実記〕六

同（○永正）十四年丁亥大風吹大地震此後大旱大雪降五月雨降初六月七日大水出ル六月鯉釣始十月迄釣其後カシカミ魚オビタヽシク喰

107 永正一五年一月九日（1518-II-28. 2275556）八丈島噴火し数年止むことがなかった。

（I-480）

〔岳南史〕三

（○永正）十五年正月九日　伊豆国八丈嶋噴火す。是より噴火数年に渡りて滅せず。嶋人は伝へて神火となす。或云　嶋中の西山は　此時噴出せし山なりと。世に八丈富士と称するは即ち此山なり。（豆州志稿・海嶋志・白浜社記）然れども八丈富士に就いては　一の伝説ありて　いとも事ふりたれば　此時の噴出とは定めがたきにや。

（増訂豆州志稿）一

永正中八丈島燃出而如ジ山，（海島志）

（八丈島年代記）○「八丈実記」所収

一永正十五年戊寅正月九日神火出ル　五年続テ焼ル

108 大永二年から三年にかけて（1522－1523）

八丈島大岡郷の富士山噴火する（I-498）

（八丈実記）一

八丈年代記云大永二年壬午同三年　未嶋ノ内大岡郷ニ有ル富士山焼ル煙人里ニ掛ル。

（同　書）六

同（八丈島年代記）云　大永二壬年同三癸未年島ノ内大岡郷ニ有ル富士山煙ル煙人里ニ掛リ蚕麦ニアタリ悉ク失ル

奥山式部クルマア山ノ人塚ヨ城ニ拵エ岩崎ニテ人塚ヨ田ニ堀是ヨ明神御名アリテ神火出ル由嶋ノ田地多ク損失

109 大永五年九月四日（1525－IX－30 2778 327）

夜伊豆国方郡　本立寺の裏山崩れる。

（静岡県田方郡誌）○本立寺の条

大永五年九月四日夜山崩の為め堂宇破毀し　永録（ママ）六年正月堂宇再建に着手し　同六年竣工し　同二十日入仏をなす。

110 大永七年（1527）　八丈島強震あり。

（I-498）

111 大永七年（1527）四月　浅間山噴火し砂石を降らせる。（I-498）

〔上伊那郡誌〕

一 大永七年 浅間山噴火。

112 享禄四年十一月二七日（1532-I-14 2284）浅間山噴火して砂石を降らす。（I-502）

113 天文三年（1534）浅間山鳴動する（I-504）

114 天文五年（1536） 甲斐国地震あり（I-505）

115 天文十三年十二月十六日（1545-IV-25 2285397） 伊豆朝日村田牛に津波おそう（I-945）

116 天文十八年（1549） 八丈島西山一夜に噴出す（?）

〔八丈実記〕五

一 世俗ニ申伝候ハ西山之儀山焼之砌 神之煙三筋立候由申伝 又三牛山と申伝も有之 宗福寺ニ而ハ香炉山阿弥陀寺と申 往古之寺有之候旨申之 并山焼ハ天文十八辛酉年一夜ニ西山吹出シ候由 先年江戸御役所へ書上有之由之儀も信用致かたく被存候

117 天文十八年四月十四日（1549-IV-14 2285494）甲斐国地震強く 余震三十日に及ぶ。（I-514）

118 永禄年間（1558-1570） 浦原北平村に地震があって山崩れおこり善福寺埋もれる。

〔一 庵原郡浦原町誌〕○静県図蔵

近ク慶長ノ頃迄ハ庵原郡北平村ト称セシガ後冠氷ノ頃ヨリ善福寺トナリテ浦原宿ニ合セラル浦原城跡ニ隣リテ寺山ト称スル丘陵アリ昔時諸寺院ノアリシ処ト里人相伝ヘリ

昔寺又本村ニ善福寺南泉山ト号ス臨済宗ニシテ永禄年間泰応順天和尚ノ開ク所ニシテ霊験多クシテ参詣スルモノ甚ダ多ク為メニ現今ノ村名モ

出デタルトイフ。不幸ニシテ永禄年間ノ地震ニ罹リテ埋没セシモノト見ヘ地下深ク白骨ヲ掘リ出スコトアルハ旧善福寺ノ墓地ノ跡ナルベシトイフ。

○

山崩ノ天災アリテ永禄以前ノ歴史ハ煙滅シテ深ルニ手段ナク唯当時鎮守ノ神体タリシ像流失セシガ遠ク伊勢ニ至リテ彼レニ記シアリヲ後年発見シテ遙々参詣セリトイフ伝説アルノミニシテ永禄以前ニ遡リテ歴史ヲ探ルコトヲ得ズ

119 永禄三年（1560） 富士山噴火する（T. 527）

120 天正元年（1573）夏、駿府に鉄砲のような音あり。（T. 542）

121 天正二年六月三十日（1574-7-28, 2296160）駿河国大風のため久能山、薩埵山等崩壊する。この年諸国地震多しという。〔岳南史〕五

三十日、駿河国、大風あり、久能山、薩埵山等崩潰し、必ず海嘯の恐あらんと、其故を問へば曰く「今年は、在在所所の村落に、蟹の這ひ上ること殊に多きが、斯る年は、風涛の害あるものなり」と。此に至て、果して其言の如くなりき。但し、独り駿州のみならず、東海道関東共に、水の害甚だしと聞ゆ。（徳川実記、玉露叢）

野州日光辺も、此月八日より十三日まで、降雨止むときなく、殊に十三日は、疾風甚雨あり、為に稲荷川増水し、山崩れ谷溢れ、幕府より差遣せらるし、日光目附田中三右衛門、並に其の従者十五人溺死し、日光町家十余軒流失し、水死都て百三十人に及べりといふ。

都べて今年は、各地に屢〻大地震ありし中に、京師最も甚だしかりしが、独り豊国廟のみ、其事なかりければ、見聞する者、みな之を奇としけりといふ。

（都司注）天正三年は「増訂大日本地震史料」によると閏十月二十四日の仙台の地震以外記録されておらず　右の記事何によったか不明。

122 天正六年（一五七八）　豪雨続いて大井川岸崩壊し　蛇崩を生じた。

（「岳南史」）＝（〇天正六年七月）此頃二三日豪雨降りつづき　水勢激しく　漲り流れて渡るに便ならず。兵を止めて減水を待つ程に　偶〻夜に入て河岸崩壊して水中に入りしが　其音響雷の如く甚だしかりしかば　二将等敵の襲撃となし　狼狽して溺れ死する者少なからず。（東武談叢）里俗これを蛇崩と称し　遺跡今なほ存し　止駄郡大井河に在り。（里人談）

123 天正六年十一月二十九日（一五七九・一・六、ユリウス暦）静岡県地震あり

（「岳南史」）＝（〇天正六年十一月）　廿九日　地震

124 天正十三年一月二十九日（一五八五・三・八、ユリウス暦）遠江国大地震あり（?）

（「編年相良史」）〇川原崎次郎著　年表中（〇天正）十三・一月二九日　大地震　津浪ある

（都司注）典拠不明　十月二九日の誤か　津波は何によったものか不明

（「浅羽風土記」）〇原町和著　災害年表中　天正一三・一・二九　大地震　海嘯

（都司注）十月の誤りであろう。海嘯については何の書によるか不明

125 天正十三年十一月二十九日（一五八六・一、ユリウス暦）畿内　東海　東山　北陸の諸道大地震　越中木船城崩れ　飛騨白川谷で三百人の死者を出す。伊那地方　浜名湖地方でも大地震を感じる。

（「三・一・五五三」）「天西地震」

（「信陽雑志」）

（〇天正十三年）十一月二十九日大地震　五畿内

東海　東山　北陸道　社寺仏閣民家数多崩　圧死
者数千人
（「部田村年代千鑑」）○「浜松市史史料編」所収
一（○天正）十三　酉年
△考古公くわん白ニ仕ス　十一月大地震
（「武徳編年集成」）三十一　○天正十三年十一月
廿九日大地震ス今年飢饉疫癘メ死スル者勝テ量ルベカラズ

126
天正十六年（一五八八）九月　駿河　遠江
地震あり
（「浅羽風土記」）○原田和著　年表中
（○天正）一六、九、―　駿河　遠江地震
（部司注）何の書に拠るか不明
（「編年相良史」）○川原崎次郎著
九月　駿河　遠江に大地震がある。
（部司注）右の文　何の書に拠るか不明

127
天正十七年二月五日（一五八九-旧-2/23 0/5 10）
駿河　遠江　三河　大地震　駿遠二国の人家
多く壊れる（一-五六）
（「庵原郡油師村誌」）○静県図蔵
天正十七年二月五日（一二四九）駿遠二国ノ地大
二震ヒ家屋多ク倒ル（大年表及史料）
（「安倍郡服織村誌」）○静県図蔵
天正十七年二月五日大地震民家多ク倒ル（一二四九）
（「静南史」）二
五日　東海道の諸国地大に震ひ　又降雨あり・駿
河・遠江殊に甚だしく　屋舎多く壊る・（武徳大成
記・逸史・野史）地震は申刻にして　興国寺・長久保
・沼津等の城塀破壊し　損害二階に及べりしな
尚ほ其他にも　破壊の所多かるべしといふ・（松平
家忠日記）
（「武徳編年集成」）三十三　○天正十七年二月
五日東海道大地震
（「安倍郡入江町誌」）○静県図蔵

天正十七年二月五日（二二四九）大地震民家多く倒る（史料）

〔安倍郡大里村誌〕○静岡図蔵

天正十七年二月五日大地震アリ　人家多く倒ル

〔庵原郡辻村誌〕○静岡図蔵

天正十七年二月五日（紀元二二四九年）　大地震民家多く倒る　史料

128 文禄四年十月二十一日（1595-XI-20, ユリウス暦）三宅島噴火あり（I-598）

129 慶長元年五月二日（1596-V-28, ユリウス暦）伊豆国地震あり　翌月まで余震が続いた。（I-598）

130 慶長五年、か六年（1600, 1601）伊豆大島噴火する。（I-598）

131 慶長九年（1604）駿府音あり　浅間山の破裂音か。（I-599）

131-2 慶長九年（1604）十一月　浅間山噴火する。

〔上伊那郡誌〕

慶長九年十一月十八日暮に入る大雪降るも結氷せず　如斯暖気近年になしと云ふ。此月、浅間山焼く。

132 慶長九年十二月十六日（1605-II-3, ユリウス暦）東海　南海　西海の諸道大地震　大津波を伴い土佐　阿波に溺死者多く出る。房総も津波おそわれる。伊豆仁科　浜名湖今切に津波来襲の記録あり。八丈島にも津波上る。（I-599）

〔掛川城概説〕○関七郎著

この間一六〇五（慶長九）年慶長地震と呼ばれる大地震があり東海道筋にも可成の被害があり一豊改築の間もない掛川城も相当の損害を受けた模様であるが城と町との被害と記す資料もなく明確でない。当時の城図と思われる主図合結記系の図と正保城絵図の相違点や元和七年松平定綱による天

宇閣両建は山内一豊の築いた城が相当の被害を蒙むったことを物語っている。

〔岳南史〕四

伊勢国海浜は、此時俄に数町の干潟を生じ、魚貝あまた其跡に残りしかば、漁人等之を見、先を争て干潟に集り、人を排して多く自ら取らんと欲しまた他を顧みる遑なかりしに、俄然高浪襲ひ至りければ、一人の逃るる者なく、悉く水底の藻屑となれりと。

又、上総国小田喜は、海声殊更に強く、人馬の死亡するもの数百、村落の流失するもの七村に及べり。然るに、西方摂津国兵庫辺は、毫も此害なかりきと。（徳川実記）

〔江馬氏と今切関所〕○柴田澄雄著「雄踏町誌」資料編九〕所収

志都呂番所と今切関所

浜松市立図書館蔵の遠州古地図には志都呂の地名のところに「元荒井御関所跡」と記され、荒井へ移築した今切関所は、ここ荒江崎に建てられていたことを表わしている。

豊橋市小松原の東観音寺（馬頭観音寺とも呼ばれている）は家康のよく行った寺で、この寺の家康関係の古文書にも慶長九年に今切関所を荒井につくるということが記されている。

これを以ってしても志都呂番所が今切関所になったと判断される資料である。

志都呂の今切関所は慶長九年（一六〇四）十二月十六日大地震、大津波がこの地方を襲った際、その為に潰滅して仕舞った。

〔掛川志稿〕○伊豆半久須の条

八王子　紫の宮崎にあり　慶長十年の札には、浦宮八王子とあり。

（都司注）右の記事、慶長九年十二月十六日の津波に関係あるか。静岡県内ではこの地震に関する記事が非常に少いので特に載せる。宝永四年五年　安政元年　三年などの棟札を

もつ神社も数多くあったが、とくに地震・津波の関係を明記していないものは本書に載せなかった。

133 慶長十年二月十日（1605-II-29, 2307362）
駿府に地震あり（I-678）

134 慶長十年九月十五日（1605-X-27, 2307547）
八丈島西山噴火する。三根村の田畑砂に埋もれる。（I-679）
〔八丈実記〕五
同云、慶長十乙巳年九月十五日神火出ル三根村ノ田地多失ル
案スルニ天明六丙午年長栄寺訴状云、西山ノ内字安蔵ニ寺山ト申ナラハシ昆迄宗福寺建居候由申伝候得共西山ハ慶長十年十二日神火ニテ大焼有之同十五日一夜ノ内右山吹出候由略世俗ノ伝ニハ西山ハ山焼御神火ノ煙三筋立由又三牛山ト云フ
宗福寺ニテハ香炉山阿弥陀寺ト申往古アリ、山焼ハ天文十八辛酉年一夜ニ西山吹出ト八不信用也
〔八丈島年代記〕○「八丈実記」所収
同十年乙巳九月十五日神火出ル　三根村ノ田地并大岡之郷田畑過半失ル　此年御年貢多ク引ル
〔八丈実記〕一
一外島には島やけと申事有之分、其島には無之哉、此儀島ニ而ハ神火と申伝へ　古来当渡(島)山やけ御座候由。其後慶長十口口(ヲヒ)年八丈島西の方ニ立候山ゟ焼出し　此節三根村ニ而田畑砂石ニ而埋今以稼も不罷成場所歩数御座候、惣而都合三度(分)之山焼ニ而　大賀郷三根村地面宜作場ハ過半焼砂ニ而埋リ　今以稼も罷成不申候。

○

後案スルニコシキ山ナリ。海島志云　頗峯ハ慶長ニ燃出シタル山也、頗ニテ物ヲ蒸カ如クナルヨリ名ク、一名香炉山ト云。

〔同書〕五

寛延度御尋書云、外島ニハ島ヤケト申事有之其島ニハ無之哉、答云島ニテハ神ト申伝ニ古来当島山ヤケ御座由(ママ)其後慶長十年八丈島西ノ方ニ立候山ヨリ焼出シ此節三根村ニテ田畑砂石ニテ埋今以稼モ不成場所野数怱而三度之山焼大賀郷三根村地面宜場過半焼砂ニテ埋リ今以稼不成候

135 慶長十年十二月十五日（1605-I-23, 2307662）

八丈島付近に海底噴火あり、新島を生ず。

（H-680）

〔島南史〕㈣ ○慶長十年

十一月(ママ)十五日、東海波高く揚がり、八丈島の近海に於て、一夜の中に、大島を生ず。（御年譜、旧章録、野史）或は之を十月に作る。（年代略記、有書、松屋筆記）

〔同書〕二

慶長十年十二月十五日復燃突然為(トシテ)高山一山燃ノコト神火ト申伝フ、慶安十年トモ古来ヨリ三度燃ユ

〔同書〕五

一西山之内字安蔵山ニ寺山と申ならハし是迄災福寺住古建居候由申伝候得共、西山之儀ハ慶長十年十二月神火ニ而大焼有之候処、其頃同月十五日之夜一夜之内右山吹出候由、其砂之嶋支配人神ニへ祈念立願いたし、何卒人家ゟ内へ焼不申様印を立祈候得は、印立候所迄焼、夫ゟ内ハ無難ニ有之候間、其頃ゟ毎年十二月(ママ)十五日宮巡りと名付、神主并嶋預り役人五ヶ村相廻り神ニ拝し候由、今以毎年相廻り申候、其節嶋預り役人ハ現光と申候、今以村々ニ而神ニ祭申候、当織部先祖之由申伝候、然は寺山と申場所にては無之、焼残り候地面ハ所々ニ今以有之候、右慶長十年山焼之書留当寺ニ所持いたし候処、去ル頃左門見度旨申候ニ付、借シ遣シ候処、其後催促仕候得共、置失ひ候旨申之、今以相知レ不申候、将亦同年五月日本国中大留大地震いたし、京大

仏大地へゆり有候由申伝ニ大座候(ママ)

(都司注) 慶長十年五月の地震は他書に記すところがなく疑わしい。

〔同書〕六 〇「坂書ニ」

旧記云 慶長十年乙巳十二月神火ニテ大焼コレ有リ十五日一夜ニ西山吹出ス其砌嶋支配人現光トテ菊池織部ノ先祖神々ニ祈念立願イタシ何卒人家内ニ焼申サザルヤウニ印ヲ立祈ルニ夫ヨリ内ハ無難ニコレ有リ現光ヨバ村々ニテ神ニ祭リ其頃ヨリ毎年十二月十五日宮巡(ミヤメグ)リト名附 神主并嶋預リ役人五ヶ村ヲ相廻レリ文

真偽ハ知ラス時代ヲ其家ノ系図ニ考レバ三代目菊池市右エ門武蔵ニアレタリ 其肖像アリオジン火ノ神ト称ス

〔同書〕六 〇「坂書ニ」

長楽寺訴状云 西山ハ慶長十年乙巳十二月神火ニテ大焼有レ之同十五日一夜ノ内ニ右山吹出候由天文十八年辛酉一夜ニ西山吹出トハ不信用也文

覚延度御尋書答云 古来当嶋山焼御座候由其後慶長十年乙巳八丈嶋西ノ方ニ立候山ヨリ焼出此節三根村ニテ田畑砂石ニテ埋ム 都合三度ノ山焼(下略)

守真考ルニ天文年中山焼ノ事年代記ニ見エス

海嶋志云 飯峯コレ慶長ニ焼出シタル山也 烟タツコト甑ニテ物ヲ蒸カ如クナルヨリ名ク 一名香炉山又西ノ方ニ在ル故西山トモ云 高サ二里周リ七里巓(テンヘン)ニ焼ケシ洞アリ 回リ二十町許深サ十五六丈中ニ水アリ 焼石尖々トシテ重畳シ人到コト能ハス

136

慶長十一年(1606) 焼津に津波おそう。

〔焼津町誌〕

貞善院 焼津町焼津字南屋敷五十五番地

当山ノ慶長十一年茲ニ開基スル以前ハ浜当目ノ遥カ沖迄院地アリ 其ノ他ニ大運寺ト称スル禅宗寺アリシカ同年中ノ海嘯ノ為メニ陸ハ滄海ト変シ寺

八流サル　依テ遂ニ今ノ地ニ移ル

〔焼津市史〕

光心寺

焼津市北新田九十六番地にあったが、昭和十年七月（二十一世忍良和尚代）小川町小川一一〇四番地に移転し、旧地には弁天堂・山口水産翁碑が残っている。

由緒

昔当目浜は遙か沖合まで陸地が続き、その地に大運寺という禅宗寺があった。慶長年中海嘯（しょう）のため流失し、本尊は用宗海岸に漂着し、阿弥陀仏（あみだ）は光心寺の本尊となったという。この阿弥陀仏は高さ二尺一寸六分の立像で、前述の本尊仏と同巧甚だ優雅な作である。

137 慶長十二年六月十三日（1607-VII-5, 2308212）

駿府地震あり。（I-685）

〔駿国雑志〕

一慶長十二年六月十三日駿府地震あり。

138 慶長十三年二月十三日（1608-II-29, 2308458）

駿府で夕日ごとに紅く、うき上るようにみえた。（I-685）

139 慶長十五年十月二十一日（1610-XII-6, 2309440）

駿府で北の方に音する。（I-687）

140 慶長十六年二月二十二日（1611-IV-5, 2309560）

駿府地震あり。（I-688）

141 慶長十六年七月七日（1611-VII-14, 2309691）

駿府国庵崎大南高波のためゆり崩れる。また清水貝島潰滅する。

〔神師町誌〕〇年表中

慶長十六年七月七日　大南水　庵崎半減す。

〔駿河志料〕〇中村高平原著

【廬崎】　志賀昌澄の説に、廬崎は廬原崎の略にして、此辺（〇興津清見寺附近）の浜を云。又磯崎とも云。里人は古へは海岸に突出し洲先ありて

廬崎と称す　慶長十六年辛亥七月七日　大雨洪水の時　波にゆり崩れ　洲崎と失せしと云

（清水港木材史）○清水港木材協同組合編

慶長十六年（一六一一年）七月七日の暴風高浪により茅崎と失　貝島壊滅す。

（袖師町誌）

駿河記に鈴木島を「往昔廬崎押出したる時の州着島なるべし、清水湊長中田氏の旧記に　慶長十六年辛亥七月七日大雨水に蒼崎も半減たりと云り今は洲崎皆と失せり」と書いてあり　波多打川口の西側から廬崎神社の前方へかけて突出した土地をいい　今も廬崎の小字名が残っている。駿州名勝志には廬崎は庵原崎の略訓で庵原の前浜を云せとあり　許奴美浜の別称ともいえる、と失前の地形を明らかにする資料がないのは残念である。

142 慶長十六年十月三日（1611-X-7, 2309776）
駿府小地震あり。（I-694）

143 慶長十六年十月十日（1611-X-14, 2309783）
伊豆三島、地震あり。（I-694）

144 慶長十七年一月三日（1612-II-4, 2309865）
駿東郡長窪村、桃沢神社の神木鳴動する。
（「富士南史」四 ○慶長十七年正月三日の条
駿河国、駿東郡長窪村、桃沢神社の神木、鳴動すること甚だし）

145 慶長十七年（1612）又は一八年春、伊豆大島噴火する（I-703）

146 慶長十七年二月二十日（1612-III-22, 2309912）
夜、駿府、地震あり。（I-703）

147 慶長十八年（1613）冬、駿河国安倍郡大河内村大地震あり、大谷崩れ崩壊の度を加える。
（「安倍郡大河内村誌」○著景図蔵
享禄三年諸国大洪水アリ大谷崩此ノ時ニ始マリ以後漸次崩壊スサレド最初ノ崩壊ニアリテハ土砂岩石ハ山麓ニ堆積シ未ダ流失ノ惨害ヲ逞フセズ 慶長十八年冬大地震アリ是ニ至リテ猶崩壊ノ度ヲ高メ越エテ四年元和二年八月ノ大洪水ニ至リテ非常ニ土砂ヲ搬出スコレ当地ガ人家移転ヲナセシ始メナリ夫レヨリ約三十年ヲ経テ正保元年ニ至リ大洪水アリ本村ニテハ有東木ニ於ケル惨害最モ甚ダシク西側ニ於ケル字人通リ崩レヨリ浄神垂東方ワンザシヤイガレ山等一時ニ潰決シ岩石土砂押出サレ人家ニ十八戸ノ内ニ十五戸ハ倒潰セラレ此ノ時南方下嶋ニ至ル迄ノ地域双方ヨリ土砂ノ堆積スルアリテ横山人家ノ移転モ此ノ時ニアリ神社ハ上両東ニ移シ萩野ニ分霊ス萩野相洲等ハ此ノ害ニ遇ヒシ人家ニ三戸ニ過ギザリシガ皆居ヲ転セシメリ平野ニアリテハ元和ニ年正保元年及ビ延宝二年等ニ現位置ニ移リシナリ中平渡等モ元和正保ノ頃此ノ害ヲ受ケ居ヲ転セシメリ。

148 慶長十九年三月二十八日（1614-V-6, 23/0680）
大陽色赤くなり数日続いた（I-705）

149 慶長十九年八月二十五日（1614-IX-28, 23/0832）
駿府地震あり（I-706）

150 慶長十九年九月八日（1614-X-9, 23/0845）駿府
地震あり。

151 慶長十九年十月二十五日（1614-X-26, 23/0891）
越後高田大地震し津波あり、相模、紀伊、山城、
伊予、伊豆も地震あり（I-707）

152 元和二年二月二十二日（1616-IV-8, 23/1390）
駿河国地震あり（I-712）

153 元和二年（1616）遠江国地震あり.
〔ふるさと豊田〕○豊田町の郷土を研究する会編
元和二、遠州地方に地震あり、
（都司注）右の記事、何の書に拠るか不明

154 寛永二年（1625）二日、奥州山鳴動する.
（I-724）

〔都田村年代手鑑〕○「浜松市史・史料編二」所収
一、（○寛永）二 丑
△二月、おう州山なりうごく

155 寛永四年（1627）一月、遠江国引佐郡に大
地震あり、
〔引佐郡誌〕下
同（○寛永）四年正月大地震あり次で洪水あり都田
川氾濫す.
〔都田村年代手鑑〕○「浜松市史・史料編二」所収
一、（○寛永）四 卯
△正月大地震、八月洪水
〔磐田郡誌〕
王子神社
西浅羽村富里元鳥羽野字門田に在り、承久三年二月
十六日長田庄司貞家といふ者、尾張国より当村に移
住し、同人の寄付に依り本社の拝殿を造立せしこと
古老の申伝へなり。其の後文正元年及寛永四年の震

災に罹りて潰壊し天保五年の火災によりて神器書類等焼失すと雖も、其の後本殿を建立せり。

156 寛永五年（一六二九）駿河国富士郡村山に大地震あり、浅間神社本殿潰廃する（？）

（静岡県神社志）○静岡県郷土研究会編

県社浅間神社、富士郡富士根村村山字水神本殿は間口七間奥行三間、幣殿は間口三間奥行二間、相殿は間口四間奥行五間にして、結構壮麗なりしも寛永五年（ママ）（？）の大震災にて潰廃した。

（都司注）宝永四年の誤写か

157 寛永五年十一月十八日、（1628-XI-13, 23/6022）浅間山大噴火する（H-729）

（上伊那郡誌）

一、同（○寛永）五年十一月十八日、浅間山大噴火。

（都司注）宝永五年十月八日にも同文の記事あり、いずれか一方が誤写であろう。

158 寛永八年（一六三一）、暴風雨激浪のため清水沿岸地欠壊する。

（清水町沿革誌）

寛永八年暴風雨激浪

寛永八末年暴風強雨激浪大ニ起リ洪清水海岸被害多シ、田畑壱町七反弐畝九歩高拾七石弐斗三升一合ノ地欠壊シ海面トナル妙度寺朱印地壱石四斗五升地亦此内ニアリテ埋没ス人畜ノ死傷モ亦多シト云、

○

初メ慶長十四年徳川頼宣封ヲ受クルノ歳駿府町奉行彦坂九兵衛洪清水ノ検地ヲナシ石高ヲ改メ九十六石八斗七升七合トス寛永八年暴風雨怒濤ノ為メ清水町瀬岸ノ欠壊甚シク一町七反二畝九歩ノ地全ク浪荒地トナル寛永十六年駿府代官ノ検地アリテ流失地十七石二斗二升ヲ除キ清水町ノ高七十九石六斗四升六合ト定メラル

○

（前文略）

然ルニ寛永八未年暴風雨怒涛ノ災ニ罹リテ反別一町七反弐畝九歩ノ地ハ決潰シテ海面トナル、寛永十六卯年検地アリ決潰浪荒地ヲ除去シ現反別六町弐畝廿六歩此高七十九石六斗四升六合ト定ム

本町妙厳寺ハ今川家ノ文書及徳川家ノ朱印ニ由リテ反別一反歩高四斗五升ノ寺領ヲ有シタリシガ其地所ハ寛永八未年ノ変災ニ由リ決潰シテ海面トナル。

159 寛永八年（一六三一）諸国甘露（？）降る、十月灰降る（H-734）

（郡田村年代手鑑）○「浜松市史、史料編二」所収

一、（○寛永）八　未

△諸国甘露ふる、十月はいふる。

160 寛永九年（一六三二）暴風高波のため浜名湖御浦湖が本湖と連なる。

（湖西の文化）○彦坂良平編

寛永九年暴風高浪ノ為メ御浦湖口広マリ、湖水浸入シテ湖中塩分ヲ含ムコト多キニ至リ、鯉、鮒滅ジテ遂ニ絶種シ鰡ノ游泳スルコト夥シキニ至リ、

161 寛永十年一月二十一日（一六三三－旧一、二三、一五六一）、相模、駿河、伊豆大地震、小田原市中の潰家おびただしく。箱根山所々崩れ死者百五十人あり。（H-737）

（安部郡入江町誌）○静岡図蔵

寛永十年一月廿一日（二二九三）駿河国伊豆地方地震あり、就中小田原震も甚たしく余震月を越えたり（史料）

（都市注）「駿徴村誌」「袖師村誌」も同文

（安倍郡大里村誌）○静岡図蔵

寛永十年一月廿一日駿河地方一円地震ヲリ

（袖師町誌）○地震年表中

寛永十年一月二十一日、同（○富士噴火）小田原を中心に余震数十回

（都司注）「富士噴火」は東海入明、

（郡田村年代手鑑）○「浜松市史、史料編二」所収

一、（○寛永）拾　酉

△正月廿日、小田原大地しん。

162 寛永十年一月二十三日（1633-Ⅲ-3, 2317763）
松本地震あり。
〔松本市史〕

寛永十年正月廿三日地震東の下刻、

163 寛永十四年七月七日（1637-Ⅷ-26, 2319200）
伊豆大島噴火し翌年二月に止む（Ⅰ-760）

164 寛永十九年三月一日（1642-Ⅲ-31, 2320878）
伊豆三宅島噴火する。（Ⅰ-763）

165 寛永末年（1643〜5）駿州奄崎、暴風激浪のため崩壊する。
〔益南史〕○寛永の末年
近頃、駿・遠二国に暴風雨あり、所所の損害少なからず。駿州奄崎は、もと清見寺の辺、磯須賀といふ所より、遠く海中へ突出したる所なりしに、此の風清のために、崩潰して海底に陥り、今は其址だに知り難くなりぬ。

166 寛永二十年二月十二日（1643-Ⅲ-31, 2322443）
三宅島雄山噴火し、焼石降下し、人家をうめ農作物を損なう。（Ⅰ-774）

167 正保二年一月二十六日（1645-Ⅱ-22, 2322937）
浅間山大噴火する（Ⅰ-770）
〔土伊那郡誌〕
一、正保二年正月二十六日、浅間山大噴火。

168 慶安元年四月二十二日（1648-Ⅵ-12, 2323443）
相模国強震、箱根山坂路崩る　駿東郡富士岡でも大震災。
〔駿東郡富士岡村誌〕○萩葛部落誌　前兆図載
慶安元子年　大震災　損害不詳

169 慶安二年六月二十日（1649-Ⅶ-29, 2323555）
江戸地震強く、伊那でも地震を感じた（Ⅰ-791）

170 承応元年（1652）、清水美濃輪町岸激浪のため侵食を受ける。

（清水町沿革誌）

承応元辰年暴風雨激浪沿岸ノ地被害多シ美濃輪町前岸崩壊シ高弐石壱斗地欠底埋没ス翌二年幕府ニ請フテ美濃輪町ヨリ本邑町ニ至ル弐百三十間石垣官費築造トナル

171 承応元年（一六五二）青ヶ島池中から噴火する

（日ー九〇ホ）

（八丈実記）一

青ヶ島ニ而茂承応元辰年山焼御座候へ共、吹出し候迄ニ而御座候処ホ6段ニ地底烈しく焼廻り、当時も余程之場所地底焼候而、地上エ煙立候得共火ハ吹出し不申候。

（同　書）六

青ヶ島モ承応元壬辰年山焼吹出シ夫ヨリ段々地底エト焼廻り当時モ余程ノ場所地底焼而地上エ煙立火ハ吹出シ不申

（五南史）五〇　承応五年

伊豆国青ヶ嶋焼く。然れども地底に燃えて噴火せず、地上には只、煙を立つるのみなれば、風なく波静なる日、遙に之を眺むる時は、長煙一空、高く天に連り、古人の詩歌にも見えたる、こながらの好風景なさにしもあらざるなり。（豆州志稿）

172 承応三年（一六五四）青ヶ島噴火する。

（増訂豆州志稿）一

承応三年甲午青島（アヲガシマ）山燃ル然レトモ不ニ吹出一地底ヲ西へ焼工会所ノ所迄上ニ煙立ノミ覚文十年迄ヨリ新砂湧テ流出スルコト丸十年ニメ止ムト海島志

173 承応三年（一六五四）、春、白須賀南海に怪異ありという。

（湖西の文化）〇「白須賀浦見聞世書綴起書」（蔵法寺）

彦坂良平編

伝へ言フ、承応三年ノ春トカヤ、白須賀ノ南海ニ霊光赫々トシテ空ニ冲シ四辺ヲ照燭シテ白昼ヲ欺キ、潮音雷ト異リテ天鼓ノ如ク聞エルニソ（まま）激天等

異ミテ船ヲ泛ベ、異光ノアル所ヲ遠近ト尋ネケル、サレド唯ダ一様ノ霊光ノミニテ何処ヲ其処ト定メ難カリシモ、尚屈セズシテ二日三夜ガ間怠ラズ網モテ之ヲ探リシニ、屢応意ニ空カラズ其三月ノ十日ノ夜、漁舟ニ近ク霊光ノ波ニ浮ビテ来レルアリシカバ、漁夫ハ恐レツ喜ミツ船ニ引上ゲ熟々見レバ正観世音ノ尊像ニテ、御丈一尺九寸ナル妙相端厳ニマシマセシカバ、喜ビ迎ヘテ手近キ松樹（此松樹現ニ境内ニ存ス、之ヲ観音松ト叫ブ。即チ潮見坂ニシテ今ニ蔵法寺ノ境内ニ属ス。）ノ下ヲ択ビテ聖像ヲ安置セシモ、古代ハ何事モ質朴ナレバニヤ、斯ル尊キ霊像モ久シク風雨ニ妙相ノ曝ラサセ給ヒシヲ竜谷（蔵法寺ノ山号）ノ住僧某深ク憫ミテ信者ヲ語ラヒ、茅宇ヲ松樹ノ陰ニ営ミ以テ霊像ヲ奉祀セリ。

174 明暦二年（一六五六）、清水美濃輪町沿岸の田畑、激浪のため欠壊する。

（「清水町沿革誌」）

明暦二申年大風激浪清水沿岸ノ地殊ニ被害多ク美濃輪町沿岸田畑四反三畝九歩欠壊海面成

175 寛文二年五月一日（一六六二－Ⅵ－16，ユリウス暦6月20日）近畿、中京地方に強い地震あり、京阪地方を中心に大きな被害を出す。駿河で有感（T-85）

（「安部郡服織村誌」）○静岡図書館

寛文二年地大ニ震フ（二三一六）

176 寛文二年八月二十七日（一六六二－Ⅹ－9，ユリウス暦1662年10月9日）伊豆洪水のためほうぼうに山崩れおこる。「亥の満水」とよぶ。

（「岳南史」）五

八月廿七日、伊豆国洪水あり、至る所の山山、根ぬ崩壊して、濁水を噴出し、所謂山津浪となって、浮じき形勢を呈せしが、田中・多賀の辺最も甚だしく、家屋の流失倒潰、人畜の死傷、田畑の荒廃等、数ふるに遑あらず。之が為に、今年の貢物も減免せられけるが、土人は伝へて、之を亥の満水

と称し、長く談柄として恐怖せしめたり。（風俗）

吉奈新田の奥、棚場山七軒百姓の、原田一族も、身を以て逃れ、其の宝蔵院の如きは、遂に船原の地に移転せり。松崎村の害も亦甚だしく、清水山浄泉寺は、遂に流没せりといふ。（豆州志稿）

177 寛文十年（一六七〇）、伊那に土砂降る（I-864）

178 寛文十年（一六七〇）、青ヶ島噴火し、以後およそ十年火山灰を噴出する。（I-864）

179 延宝四年（一六七六）、清水向島、激浪により寄洲を生じ出来島という。

（清水港木杭史）○清水港木杭協同組合編

延宝四年（一六七六年）台風激浪により向島に寄洲を生じ本町裏に至る。之を出来島と云う。（巴川東岸現市街地）

（清水町旧記）

延宝四辰年近海怒涛起り向島ノ地寄洲ヲ生シ洲角延テ本町裏ニ至ルノヲ出来島ト称ス是現今ノ富士見橋ヨリ南港橋ニ至ル巴川東岸ノ地域ニシテ即チ清水受新田ノ濫觴トス。

（清水町沿革誌）

延宝四辰年近海怒涛起り向島ノ地附寄洲ヲ生シ洲角延テ本町裏ニ至ルノヲ出来島ト称ス是今ノ不二見橋ヨリ南、港橋ニ至ルノ地域タリシナリ。

180 延宝五年九月九日（一六七七－X－5、ユリウス暦1677-10-15）八丈島、青ヶ島に津波打上る。（I-892）

（八丈実記）ヵ

八丈島日記云、延宝五丁巳年九月九日ノ夜津波打谷ガ里半迄浪入当島湊舟島中ニ而十三艘波ニトラル、青ヶ島舟波ニ被取水手一人死、

181 天和二年（一六八二）、清水本魚町沿岸風浪に田畑欠壊する。

（清水町沿革誌）

天和二年大風浪荒

天和二戌年大風浪荒甚シ本魚町沿岸屋敷地反別弐

及五畝田歩次壊海面トナル

182 天和三年（一六八三）安部郡大河内村に地震あり、

（安倍郡大河内村誌）○静景図蔵

天和三年ニ地震アリ

183 天和三年五月二十四日（一六八三・七・一九、ユリウス暦）、日光大地震あり、（H-八九三）

（郡田村年代手鑑）○「浜松市史、史料編二」所収

一、（○天和）三　亥

△日光山大地震

184 貞享元年二月十六日（一六八四・三・三〇、ユリウス暦）伊豆大島噴火、溶岩を噴出し海に押出す、三宅島もまた噴火する。（H-九〇〇）

（岳南史）五

七七日、去る十六日、伊豆国大島の三原山、自然に噴火せし以来、三宅島も亦火を発し、伊豆の海上は、忽ち火の海と化し、炎炎として天を焦し、又、火花を散らしければ、遠まじき中にも、奇観乙極むること、今日に至るまで、凡そ十二日間、最も猛烈を極め、火焔蒸蒸、音響轟轟、併も其間に流出でたる熔土は、悉く海に押せしが、其の堆積したるものは山の如く、水面を抜くこと七八町の高さに及びたり、又、この震動によりて、島中の民屋器財等、総べて破壊し尽して、惨状見るに忍びざるものありければ、島司は、細さに其状を具して、幕府に注進せりとぞ。（徳川実記・豆州志稿・分類・野史）

185 貞享元年（一六八四）八月、伊豆新島に津波おそい流没家屋、船および溺死者を出す。

（岳南史）五

伊豆国海嘯あり、新島村の人家六十余戸、及び廻船・漁船六十余艘流没し、溺死する者四人ありき。

（豆州志稿）

（耐司志）地震、津波か風津波か不明、

186 貞享三年八月十六日（一六八六・一〇・三、ユリウス暦）、遠

江、三河地震強く、荒井で家屋少々破損あり。（H-922）

187 元禄元年（一六八八）富士噴火あり

（駿東郡主要村誌）○静岡図蔵

元禄元年（二三六〇）富士山火起（野史暴害）

188 元禄三年（一六九〇）九月から翌年二月まで八丈島地震あり、一ヶ月に二十度という（H-930）

189 元禄八年三月二日（一六九五-IV-14 ユリウス暦50）伊豆大島噴火あり。（H-13）

190 元禄九年六月十九日（一六九六-VIII-17 ユリウス暦）江戸大地震あり。（H-16）

（都田村年代手鑑）○「浜松市史、史料編二」所収

一、（〇元禄）九　子

△六月、信濃雪降、江戸大地震。

191 元禄九年（一六九六）十月から翌年二月まで八丈島しばしば地震あり。（H-19）

「八丈実記」

同九丙子年十月晦分ヨリ一ヶ月ニ五度七度ニ十度ニ十度ニ十

の崩れたる所東西九十歩、南北六十歩、見之築地の崩れと云、是より先慶長十年、三島大明神の標札の背書に、戊午の十三年川のおほせさまで、又其後九十年と申に、甲辰十二月十六日、かきの内横なはてまて入也、末世に其心得可有之候とあれは、昔津浪にて浜より中村まて大に荒たりと見ゆ、おほせさかさの内は中村の地なり、海より七八町隔る、

193 元禄十三年（一七〇〇）、富士山噴火する。（日-ん）

（鷹岡町の史跡と伝説）○鷹岡町教育委員会編

元禄十三年（一七〇〇）、富士噴火、この頃山頂に噴煙なし、

194 元禄十四年（一七〇一）九月小田原大地震あり、小田原城大破損する（？-）

（駿東郡誌）○須走浅間神社由来

其後元禄四辛未年、小田原城主大久保加賀守、社殿の修補あり、同十四辛巳年に至り、又社殿再建造営を企つ、会々同年九月大地震の災あり、小田原城中大破損に罹り、為めに本社の工事果さず、

（都司生）日付は不明、元禄十六年十一月二十三日の誤りか、

195 元禄十四年（一七〇一）十一月、小田原大地震あり、小田原城大破損する。（？-）

（駿東郡須走村誌）○静岡図蔵「富士浅間神社由来」元禄十四年-

同年十一月の大地震のため、小田原城中多大の被害を受けて、改築計画の実行を為すこと能はざるの際会となるに至れり、

（都司生）元禄十六年の誤か、

196 元禄十五年十一月二十六日（一七〇二-1-13, ユリウス暦）伊東に大地震津波おそう、溺死者多く出す（？-）

（伊東町誌）

元禄十五年霜月二十六日大地震津波寄来る、和田村溺死者百六十四人、外村々にも溺死者数多あり、

（郡司注）元禄十六年十月二十三日の誤と思われるが原文のままとしてここに載せる。

197 元禄十六年（一七〇三）八月、安倍郡不二見村に地震あり、家屋に被害あり

（安倍郡戎蔵村誌」○静岡図蔵

元禄十六年八月震災アリ（二三六三）

（安倍郡不二見村誌」○静岡図蔵

元禄十六年二三六三八月震災アリ、下清水元興寺諸堂皆潰ユ（下清水記）

198 元禄十六年（一七〇三）十月、伊那地方地震あり（日－34）

199 元禄十六年十一月十八日（一七〇三－XII－26，J.M.J.）伊那強い地震あり、（日－35）

200 元禄十六年十一月二十三日（1703-XII-31, 2343年32）未明、関東南部に大地震あり、江戸、小田原の被害ことに大きかった。津波は房総、鎌倉、伊豆、大島八丈島にをおそい各地に被害を出し紀伊半島にまで影響が及んだ。大島では波浮港が口をひらいた。御殿場、清水、甲府、伊那でも強く地震を感じた。震災全般を通じ潰家約二万百六十軒、死者約五千二百三十三人に達するという。「元禄江戸地震」（日-45）

横浜港、伊東港、清水港の潮汐表を次にかかげる。

元禄16年11月		満潮		干潮	
横浜	22日	9h 48m	158cm	2h 49m	43cm
		21h 1m	139cm	15h 48m	96cm
H0 = 112cm	23日	10h 32m	155cm	3h 39m	58cm
		22h 27m	131cm	17h 1m	88cm
	24日	11h 22m	154cm	4h 42m	74cm
		24h 16m	130cm	18h 17m	74cm
伊東	22日	9h 56m	132cm	2h 51m	39cm
		20h 52m	116cm	15h 55m	87cm
H0 = 91cm	23日	10h 40m	131cm	3h 39m	51cm
		22h 25m	109cm	17h 4m	78cm
	24日	11h 27m	130cm	4h 36m	64cm
		24h 20m	109cm	18h 15m	65cm
清水	22日	10h 27m	131cm	3h 23m	33cm
		21h 43m	110cm	16h 32m	75cm
H0 = 92cm	23日	11h 14m	128cm	4h 14m	45cm
		23h 23m	108cm	17h 41m	68cm
	24日	12h 4m	127cm	5h 17m	57cm
		25h 3m	106cm	18h 51m	56cm

平均潮位面は基準水面よりH0だけ上にある

「当山本宮記」。「浅間文書纂」所収、富士宮市。

一元禄十六癸未年十一月廿二日ノ夜七ツ時大地震、江戸小田原人家前レテ人多ク死ス。

「松原村明細帳」。「伊東市史・資料編所収」、松原区、伊豆町、文化六年十二月記。

一、元禄十六年未ノ十一月廿二日夜八半時大地震、当村江津波上リ、海辺通之家計残リ、諸道具ハ引取、平地之所ハ弐町程陸へ波揚リ申候、村中之者共及飢命罷有候処ニ、宇佐見村御年貢米郷蔵ニ有之、汐入ニ罷成、濡米五百九拾俵為御救米、宇佐見村・湯川村・松原村・竹之内村・和田村・新井村右七ケ村江被下置候、御慈悲を以、当分飢を相助ケ申候、

「静岡県田方郡誌」

元禄十六年十一月二十三日夜、伊豆沿岸一帯大海嘯あり、人畜の死傷挙げて数ふべからず。宇佐美村のみにても死者三百余人或は五百余人と称す。伊東にては死者百六十四人、多賀地方の口碑にては、海面より十丈も高き高地の樹枝に海藻の懸りしとて、未年の津浪と称して、今に人口に膾炙せりと。（多賀、宇佐美、小室村誌）

「宇佐美村誌」

地震海嘯

元禄十六年霜月（十一月）二十二日夜八ツ半（午後十一時）大地震起リ海嘯トナリテ各地数万ノ死者ヲ出ス、本村ニ於テモ其ノ為メニ死スルモノ実ニ五百有余人ト云フ（又一説ニハ三百有余人トモ称ス）。

（駿遠豆鑑・全）。伊豆国田方郡の項・和田村（現伊東市）

秀衡ノ臣荻野某遺跡

同村字初津ノ旧家荻野氏ハ奥ノ秀衡ノ臣荻野某ノ遠裔ニシテ土地の富豪ナリ（中略）家ノ前隣ニ長秀院ト号シ累代の菩提寺アリ本尊観世音ハ秀衡ノ守護仏ナリシト云フ然ルニ元禄十四年十一月ノ海嘯ニ殿堂

ト共ニ流亡シ今僅ニ其旧墟ヲ存スルノミ

（都司注）元禄十六年の誤か。

〔静岡県伝説昔話集〕。静岡女子師範学校、郷土歴史研究会編

十本松

（田方郡伊東町）

玖須美海岸汽船扱所の裏にある老松は、昔は十本あったそうであるが、今は七本しかない。その下に元禄十六年の津浪の紀念碑がある。（三枝菊江）

〔伊東誌〕上

十劫山浄円寺　和田村

伊豆志日昔は草庵にて岡村にあり、寛永中霊誉上人和田村移し寺となし智国院と隷す。元禄癸未の浪立（ツナミ）あい又今の地に立つ。

出山釈迦坐像

今はかの坐像は江府某の寺にありという。ここに昔語り有この釈迦仏元禄十六年の浪立浄円寺逆寺の為に流失し仏像ことごとく流亡せる中、ここの出山の釈迦の立像は岡村最善寺本堂の床の下に留り残れり、依えつなみ済同寺より貰とりてここに安置すとむかしよりの寺伝せ。

〔同書〕下

和田村温泉

元禄十六未年津浪にて村中湯舎共引取られ、（中略）近き頃は元禄十六霜月廿　日大地震津波より来る。和田村溺死の者百六十余人、外村にも多あり。年代を記したるものに関東大震災とある是時なり。

〔伊東沿革志〕。武藤次郎著

和田大湯

元禄十六未年津浪にて村中湯舎共　なかれ（中略）、また「伊豆順行記」和田村の條に元禄十六年十一月廿三日地震ツナミの為め浴室を失す。然とも湯は存するなり。

〔静岡県田方郡誌〕

湊明堂址　湊明堂は今日の所謂灯台なり。此灯台

たる湊明を、徳川時代に点して、航路の標識としたること伝ふるに足るべし。址は小室村川奈崎の岬上字灯明平にあり、其の創設時代を詳にせず、既に元禄十六未年大津浪の砌、流失し記録等を失ひたるを以て不明なりと云へば、少くも其の以前に建てられたることは明なり。

△「増訂豆州志稿」一 ○静嘉堂蔵、(ヨ-12) 和田、(○現伊東市元禄十六年十一月二十三日夜、地震海溢して人死者百六拾余人、田地皆湯尽して沙原となる。これより別して寒村たり。

○

同(○元禄)十六年癸未十一月廿二日大島大震海立(ツナミ)富池鉄壊与(分)海運浦島(増)同日地震伊東、川奈、宇佐美、諸村海嘯和田村民居百六十余田畠湯尽(ツナミ)シテ沙原トナル 濃泉川口氏記、経済録三十一月廿二日夜関東大地震東国皆然ル二種ルト

(都司注)「豆州志稿」原本は寛政十年秋山富南の著である。萩原正平は明治二十四年発行の刊本「増訂豆州志稿」において、これに多量の増訂記事を加えている。(増)印はその増訂部分を示すものである。右文の一部は(ヨ-12)にあるが前後文脈を示すためあえて再掲した。

「同書」三

須美村 和田

伊東祐親滅ビテ 此地衰工伊勢宇雲、伊東氏世々ノ居所故下田町八幡町等町類毛頗多ク武具許リ造ル毛一町有シ元禄十六年十一月廿二日ノ夜地震海溢(ツナミ)シテ人死スル者百六十余人田地湯尽シテ沙原トナルヨリ別シテ寒村タリ

「同書」十一

十劫山浄円寺(増)岡村

神竜庵ナリ寛永中僧観誉ノ時岡村ヨリ和田ニ移シ寺ト為ス(増伊豆志ニ開山三世観誉トアリ)元禄癸未歳海嘯ニ罹リテ現地ニ転ス

回向山浄信寺同(○宇佐美)村

元禄十四年海嘯ニ流浸シテ中絶ス

(都司注)元禄十六年の誤か。

「田方郡小室村誌」○川奈区ノ部　静岡図書

元禄十六年十一月廿三日夜

此ノ年諸国ニ大地震アリタル由、歴史年表ニ見ユ、時恰モ此ノ災ト時期ヲ等フセルモノニアラザルカ。伊豆近海一帯ノ大海嘯アリ、此ノ地モ亦大被害ヲ蒙リタルコト等伝説アリ。然モ時代ノ変遷セル今日時ノ状況ヲ詳カニ探ルコトヲ得ズ。然シ古来ノ旧家大部分ノ罹災セシコトハ正ニ記スルヲ得、

人畜死傷亦多数ナランモ今ニ判明セズ。唯恵鐘院過去帳ニヨレバ、其ノ壇徒ノミニシテ三十二名トアリ。其ノ他皆不明。

「八丈島日記」○「八丈実記三」所収

元禄十六癸未年十一月廿二日ノ夜八ツ時大地震一時ホトユリ立方モ知レス大キナルナリモノイタシ其上大波打揚ケ（谷トケ里）ヤトカ原半分イナミヤ（稲宮）弓デ□テ打払イ蒔付タル麦芋アシタ損亡ス、此節御蔵役道具屋形石垣共ニ引払イ当嶋漁船諸道具とも引払三峯村樫立村中ノ郷ニテモ漁舟引払末吉村小嶋ヘハ波強ク揚ス漁舟残ル、此節中ノ郷にて女壱人波ニ取ル、但是近一日記也

「八丈島年代略鑑」○「八丈実記七」所収

十一月廿二日大地震大津波

「八丈実記」ニ

波浮池、差木地村ノ東北半里ニ在リ、長三町余、広二町余ノ池ナリシカ元禄ノ海溢（ツナミ）ニテ海ト池トノ間六十歩許リノ処崩壊シテ海ト連ナル、故ニ自然ニ島船及ヒ往来ノ船カヽリテ碇泊（ママ）トナル

○

此島（○大島）ニ船入之湊無之候処元禄十六未年十一月廿二日夜大地震ニ而津浪打揚ケ此島之内差木地村之南ノ方波浮之池と申御手洗之波打込ノ間壱町程之所打切申候、

△「下田年中行事」十○下田略通記之事（自一至二）・森義男刊

（前文略）抑此地草味開けて今に至るまでの経歴を

稽るに古き書ものハ元禄十六癸未の津波に流亡し往古の事明かならず僅かに残れる書もの又ハ古老の口碑に伝ふるを以て会考するに上古の事迄々としてよる処なし

△「同書」十

元禄十六癸未十一月廿二日丑の刻ニ至り大地震津浪打寄家数四百九拾弐軒流亡内三百三拾弐軒流失百六拾軒半潰船大小八拾壱艘破船痛船也溺死男女三拾七人又廿人共ニ有り此時月ニツ現ルと言怪異前代未曾有の事也と（此時波先ず福寺大門迄浸来ト此寺ノ記録ニ見ルナリ）御代官小長谷勘左衛門様御支配の節ニて金八百八拾三両拝借被仰付候事

（都司注）右の文はすでに「史料」（自一九）に載っているが、そこにある欠き部分を補った結果を示すため右に掲載した。

△「同書」十三

一下田町之儀慶安年中之頃迄ハ高七百石之由此節御料所私領所と二ツ二分ヶ御料所ト申ハ御代官所之事此時ノ御代官竹村九郎右衛門様也私領所と申ハ御番所御奉行今村伝四郎様御知行所之事也此之町三町目之方と新田町中嶋町之辺ハ御料所也原町伊勢町岡方之辺ハ私領所此節下田と岡方と分り候由申伝ふ分り候節之書付ハ其節の名主原町松本九郎左衛門方ニ有之候処元禄十六未年十一月廿二日の夜津浪ニ而流失いたし申伝而已にて書物ハ無之候処（以下略）

△「同書」

乍恐以書付奉申上候

下田町御検地請候年歴并御役人御姓名等御尋ニ御座候処往古之儀古き書物等無御座相知不申候尤寛永年中下田御番所之節御奉行今村伝四郎様御検地之由申伝候得共御水帳之儀元禄十六未年十一月津浪ニ而流失仕享保十六亥年名寄帳所持仕相用申候

右御尋ニ付奉申上候処相違無御座候以上

文化元子年三月

豆州賀茂郡下田町
年寄　源兵衛
同　久次郎

名主　源次郎

（中略）右反別拾弐町四反壱畝廿七歩と有之反別寄セ引合見申所拾六歩違右米高百三十八石三升壱合と有之町ゝ米高寄引合申所壱升違右何茂如何様成訳ニ而違候哉相知不申高反別納米共前ゝ相如此ニ御座候尤水帳流失仕石盛之儀是又相知不申候

△〔同書〕三九

浪除川除之事

一当所浪除武ヶ浜長三百間曲尺之手四拾壱間往古ゟ御普請所之儀元和年中当所ニ船手御開所御建始右御奉行今村伝四郎様御支配之節新規石積寛永二十未年ゟ御築始正保二酉年迄御入用ニ而御普請成就仕候

一元禄十六未年十一月廿二日大地震津浪ニ而右石積打崩候節其砌御代官小長谷勘左衛門様御掛りニ而宝永二酉年御目論見御入用金九百八拾五両

御普請出来仕候

△〔同書〕

字武ヶ浜

一川除浪除長弐百間　平均馬踏五尺（高七尺敷弐間）

是は元御普請長三百間曲尺手四拾壱間下田御番所御奉行今村伝四郎様御支配之節寛永二十未年ゟ正保二酉年迄ニ御築立丈夫ニ有之候処元禄十六未年津浪ニ而打崩レ其後御代官小長谷勘左衛門様御掛りニ而宝永二酉年御普請被成下候右証拠書物之儀津浪ニ而流失仕無御座候得共村差出帳ニ書付来則宝暦十亥年村差出帳所持仕候近来ニ而は天明六午年七月満水ニ而打崩右古来之仕来を以其節御代官江川太郎左衛門様御支配御掛ニ而松平主殿守様御手伝を以書面弐百間之堤其外所ゝ出来仕候外御普請所之儀は別紙出来形帳入御覧候通ニ御座候

○

一元禄十六未年小長谷勘左衛門様御代官所之節津浪
ニ付御願申上被仰付候得共金高相知不申候
△「同書」二十
御割附之事
一御割附の事古来の分ハ元禄十六未年洪潮に流失又
ハ出火焼亡等にて伝らす
「豆州下田湊地震津波噺」
元禄十六年未年地震大津波　十一月十四日夜
八ツ時
御代官　小長谷勘左エ門様御支配
一、家数四百九拾弐軒　此内三百三十二
軒流失。百六十軒半潰。
一、人数　男女共　二十人　溺死
一船　大小　八拾一艘　破船痛共
御米　弐百俵　拝借　此年大困窮
「三島市史」
元禄十六年（一七〇三）十一月二十三日夜丑刻（二時）
には大地震が起り、三島でも多くの家屋や土蔵が破
損した。このとき箱根町は家屋が残らず倒れ、小田
原は特に激しくて城の石垣や屋倉等が崩れ　町は火
災を起して焼死する者も出た。宇佐美では津波が起
り人馬共溺死するものが出た。これから翌年までの
間、度々地震が続発したという。（寺尾・河辺）
「御殿場旧記」○「御殿場市史二」所収、同市山の尻滝口賢雄
氏文書
元禄十六年大地震及び宝永四年富士山噴火覚書
元禄拾六未年、耕作何にても万作仕候へども、十一
月廿二日の夜八つ過に大地震致し、居家・馬屋・雪
隠共不残つぶれ、当郡も富新田迄潰れ、伊豆の国は
かろく候、郡内領もかろく、当所井堰或は堤土手悉
く揺り、山崩れ、殊に相州小田原御城并ニ町方大地
震ニて揺り潰し、其上御天守より火るんも之出し、
御城并ニ町方焼はらい、死人行通リの着迄も其数し
れず、夥敷事候、夫より相州西郡・武蔵江戸迄大

地震と承り候、当所も死人ハ其数不レ知、其節より地震揺り止事なし、然所、来十二月十日朝六つ時、同十二月廿八日明六つ時に、又々大地震仕、石仏ら ん塔等おもにゆり転し、或は下水ためこいなどゆりこぼし、或は地震はかろくハなれども、亥年迄五年の間揺り止事なし、（中略）

元禄年中之大地震の節、小田原町大揺り仕候て、死人之数を不レ知、其死人を谷津村へ持行候て埋申候、其所に今の慈眼寺を立ル、（中略）

杉原鎌野氏ト居老人の書れたるを写

「駿東郡北郷村誌」○静県図蔵

元禄宝永富士破裂ノ記

元禄十六癸未歳十一月廿三日夜丑刻、大地震動シテ家屋破却シ、横死スルモノ甚多シ。爾来日々動揺止マズ、人々恐怖シ仮屋ヲ造リテ棲息ス。同十二月二十八日早朝、又激震シテ大地破裂シ家屋大半倒レ、仮屋又大ニ破レ、人畜壓死セラルルモノ前日ニ加フ、其後動揺スルコト日ニ五六度ヨリ七八度、明々酉年五月に至リテ漸ク止ム、当郡ノ惨状実ニ言フ可カラス、然レ共富士ノ西南方ハ唯動揺ノミニシテ、未タ家屋ヲ破損スルニ至ラサリシ。此ノ時相模全国大地震、小田原城火災ニ罹ル。武蔵亦大地震動家屋破損ス、其ノ他ノ隣国皆動揺セシカトモ幸ニ大惨害ナシ、駿豆、相武房総ノ六国津浪高ク人家破損シ、人畜溺死スルモノ夥シ、歳暮ノ前夜江戸火災ニ罹リ老少ノ撲死スルモノ二十余万人、本朝未曽有ノ殃ト称ス。当村ハ幸ニ家屋ノ破損ヲ免ル、然レトモ沢畔ノ田富深ク埋リテ井堰断絶シ、極メテ困窮ニ及ヘリ、故ニ記録シテ後覧ニ供フ云云

（都司注）末尾「然レトモ」以下は宝永四年の富士噴火のことをさすと思われる。

「大泉寺文書」○「静岡県史料」所収、駿東郡能野堂

僧教悦元禄大地震覚書

元禄十六年癸未十一月□日之夜丑之刻大地震事。

駿河之国ヨリ東相州箱根小田原辺分大分ニユリ。家皆ユリツブレ・火事出来。人大分ニ損ジ。大久保加賀ノ。守殿城モユリツブシヤケ。人モ不知、数ヲ死ス。伊豆之国之内モ。・下田ヨリ東浦浜方ノ分。皆津波上リ。家モ人モ皆ヤ・破損ナリ。関東小田原ヨリ東ノ方ヘ向キタル浜方ノ分ハ・東ノハテマデ無残破損イタシ。人モ家モスキトツブレ。惣・メ地震ト波トデ打死スル仁惣合三十万余ト書上申ス・是ヨリ西国ノ方ハ地震モ少ク波モナシ。是ヨリ山家ノ方ハ。天盛ヨリ上尾尻ヨリソロソロ地震強クユリ。二枚橋ヨリ御・殿場竹ノ下ナドヽ云処ハ家モスキトツブレ人モ大分ニ死ス。・大地七尺八尺ホドヅヽワレ。山ナドモ崩レ。寺ナドモブチウメ・夥敷事也。扨此辺ハ同ク廿一日ヨリ日ニ五度三度ホドヅヽ・ユル。明ル正月末マテソロソロユリ。ミクリ(御厨)ヤナドハツネモ大ユリ・ニテ。小屋ニテ年ヲ取ナ□(リ)・此辺ニテハ小屋ニ□ハ住ルコトハ・極月十三日ノ比マデ夜□申。

極月廿八日ナドニハ・ヨホドツヨクユリ。ミクリヤナドハ朝ヤ卯ノ刻ヨリユリ・出シ。一日ユリ。小屋ナドヲモユリクヅスヤウニユリ。皆々迷・惑仕。地震大分ニユリ候。□(極)月廿二日ノ夜斗ナレドモ。小田・原筋ニテ人大分死去スル故ニ。此辺モ用心イタシ油断・イタズ(サ魔)。夜ニ取分シケクユリ候ユヘニ。油断ナリガタク候。扨又・極月晦日ニハ富士山ナリ。正月二日三日両日ニハ大分ニナ・リ。ソレヨリ地震少ヅヽニナリ。自然トユリヤミ候。地震大ニ・ユリ候ハ。是ヨリ跡七十二年以前大ゼシンニテ。其時モ小・田原大分ニユリ。町方モ城モスキトユリツブシ申ト。年ヨリタル・衆咄シ伝ヘ申。其時ノゼシンハ昼ノゼシンナルユヘニ。人多ク死ニ・不申ト申伝候。地震トアラバ必ス火ヲ消スガヨシ。

末ノ代ニ見ル為ニ右ノ通リアラアラシルシヲキ候。

元禄十七暦甲申二月五日

敬悦之記

〔芝川町誌〕

元禄十六年一一月二二日、当地方に大地震が発生して、被害甚大であったという。

〔静岡県安倍郡誌〕

一、同年（元禄十六年）十二月夜八つ頃より海嘯来襲し、三保村民御宮に避難す。（三保村誌）

（都司ま）日付不明、あるいは二十二日夜の元禄江戸地震によるか。

〔安倍郡三保村誌〕○静岡図蔵

元禄十六年未ノ十二月二十二日夜八ツ時頃ヨリ申ノ正月二十四日マデ、家ノ前へ浪入ル、人々御宮へ逃ル、

〔宝永年中より年代記〕○駿府・小西源三覚書、静岡図蔵

小田原地震

此節も盛暑在江戸　同（元禄）十六癸未極月廿三日

〔旅篭町平右衛門記録〕○「浜松市史・史料編二」所収

一元禄拾六年癸未之十一月廿二日夜八ツ時に大地震仕候、此節小田原宿別而之大地震にて、家大分つぶれ人多ク死申候由、

宝永元申年、此節大山ふどうつぶれ申候ニ願申上、御公儀様ゟ御普請被為仰付候故、江戸とうりつ衆御見分上り、金高八千両之積り申上候得共、其所え着弐千両ニて請負申候由、

〔諏訪神社元文三年棟札〕○「浜松市史」所収

元禄十一歳戊寅之年春正月十八日。赴公室而以聞神殿之破。日伏与修営。癸未之歳夏六月。公室使大匠鈴木氏察検神殿。冬十一月十七日許可修之事。然二十二日自関以東大地震。由此見停修営焉。

〔都田村年代手鑑〕○「浜松市史・史料編二」所収

一、（○元禄）十六　未　松平半右衛門様御知行所ニ成

△十二月廿二日関東大地震、廿九日大火事

〔浜名郡舞阪町誌〕○静岡図蔵

元禄年中地震津浪ニテ海上荒レテ風強キ時ハ浪高ク渡舟の災多ク（以下略）

（都司注）この地方は元禄十二年八月十五日に風津波におそわれている。被害はそれによるとも考えられるが「地震津浪」の文字を尊重してここに掲げる。

〔甲斐国歴代譜〕○「甲斐叢書」所収

一同（○元禄）十六癸未年十一月廿二日夜大地震

〔飯田地方に影響を及ぼしたと思われる地震記録〕○飯田市図蔵、元禄十六年十月

地震記録によっては元禄十六年十一月二十二日と記されたものがある。

この地震で当地方に潰家あり、元禄年録によると、武蔵、相模、安房、上総諸国に大地震が起こり「江戸並びに近国の死人ただ今までに死骸相知れ候分、263,700余人のよし風聞に御座候」

武江年表には圧死、焼死、溺死の人数小田原にて2,300人、小田原より品川までの間にて凡そ5,000人、房州100,000人、江戸37,000余人、合計154,300余人と云うことで、江戸では二十九日の火災のときの両国橋にて死んだもの1,739人、崩潰家屋の被害数うるにいとまあらずと、こうした大地震の余波はこの山国にまで及んだ。

201 宝永元年（1704）六月下旬、箱根に大地震あり。

〔三島市史〕

宝永元年（一七〇四）には六月二十三日から七月一日まで雨が降り続き、箱根には大地震・大風雨があった。（月堂見聞集）というが被害の程度はわからない。

202 宝永二年六月一六日（1705-VII-5）富士郡芝川で白鳥山崩壊し、富士川をせき止めた。そのせきが切れた時の洪水に三十六人溺死者を出した。

〔芝川町誌〕

宝永二乙酉年六月十六日、塩出村に山崩が発生した。夕方村人は手製の麦酒などをのんで一日のつか

れをいやし、寝についた真夜中の頃、轟然たる鳴動とともに、七、八戸の家屋が浸水した。これは豪雨によって白鳥山の一角が崩れ落ち、境川をせきとめたために浸水したのであった。しかるにそのせきが切れるや、たちまち塩出部落の民家を押し流し、中には大木によってようやく流失を免れた家もあったが、余りにも急な出水と、熟睡中であったので、皆溺死し、その数は三六人を数えた。しかもその下流の富士川へ合流する地点までの一七〇〇メートル位の間に一人の死体も発見することができなかったという。これによってもその凄惨悲絶の情況を推しはかることができる。遠藤源治氏宅に残る古文書によってそのひとびとをみると次の通りである。

妙円（佐次兵衛妻）、法喜（六右衛門子）、蓮珠（与左衛門）、蓮正（良右衛門子）、円心（同夫）、宗知（同人子）、浄閑（利在衛門）、妙正（同人母）、妙行（六衛門）、宗秋（市右衛門子）、宗春（市衛門子）、法誉（同弟）、妙通（与平内）、妙行（六右門）、妙浄（市右門内）、妙受（与左衛門子）、妙長（与左衛門子）、妙秀（同人子）、妙体（佐次平下女）、妙心（同人母）、法清（同人子）、宗修（五良衛門）、浄林（大宮田宿平兵衛）、法心（佐次平子）、蓮入（作右衛門）、蓮浄（同人子）、妙修（同人内）、宗林（作左衛門子）、法円（六左衛門子）、妙閑（同人妹）、宗閑（同人子）、妙悟（同人娘）、妙喜（同人子）、妙珠（六左衛門子）、法教（同人子）

右三五霊八宝永二乙酉年六月、大雨洪水塩出村山崩関川切而忽流家え節死亡ナリ。

とあって、また「島」の屋号に残っているように流失をまぬかれた家もあった。

〔静岡県庵原郡誌〕

宝永二年白鳥山山崩　宝永酉年六月十六日、内房村白鳥山々崩レ、境川流域ヲ塡塞シ、一時河水ヲ瀦留

ス、已ニシテ潴水漲溢シ、汎濫甚シク、同村ノ民家三十六戸ヲ流亡シ、死者若干名ヲ出ス、惨害殊ニ甚シ。

〔奄原郡江尻町誌〕

宝永乙酉（〇二年）年六月十六日字塩出ニ山崩アリ、此ノタ村人ハ手製ノ麦酒ナド飲ミテ床ニ就キタルニ真夜中頃ニ至リ轟然タル鳴動ト共ニ同字七八戸浸水シタリトイフ、之白鳥山ノ一角崩レ落チテ此ノ谷合ヲ流ル、境川ヲ堰キ止メシタメナリ、而シテ堰ノ切ル、ヤ家屋ハ押シ流サレタリ、中ニハ大木ノタメニ漸ク流失ヲ免レタルモノモアリタリト云フ、事余リ急ナリシカバ熟睡シ居タルモノハ、盡ク溺死シ其数三十六ヲ数ヘ而シテモ其下流富士川ニ合スル地点迄十五六間ノ屍体モ見エザリシト云フ、以テ凄壮悲惨ノ情況推シテ知ルベシ、生キ残リタル人々一基ヲ建テ、水難者ノ霊ヲ祀ル、現時尚同字ノ中空高ク聳ユル柿ノ大木アリ、里人呼ンテ波木トイフ、当時濁流ニ洗ハレシモノナリト、又屋号ヲ島ト呼ブ家アリ、遭難ノ際残リシ様子ニヨッテ此ノ名アリ、

203 宝永四年十月四日（一七〇七・十一・廿八）

五畿七道に亘って大地震あり　九州から伊豆半島までの沿岸はすべて津波におそわれ特に大阪に大被害をもたらした。震災地全部を通じて潰家二万九千戸、死者四千九百人という。土佐で地盤変化を生じた（日-一〇二）

「宝永地震」

静岡県内では下田ほぼ全戸津波に流失、富士宮では五日の余震が本震より大きく建物の被害大きかった。清水では陥没、御前崎から天竜川口にかけて1メートル以上の隆起、浜名湖北岸では陥没した。清水、相良、天竜河口、舞坂、新居、白須賀などで津波の被害が出た。

伊東および清水港の潮汐表を次にかかげる。

宝永4年10月	満潮		干潮	
伊東 H_0=91cm	4日	6h 33m 142cm	(3日) 23h 59m	21cm
		17h 22m 156cm	11h 53m	90cm
	5日	7h 12m 137cm	0h 29m	21cm
		17h 44m 154cm	12h 13m	97cm
清水 H_0=92cm	4日	7h 13m 150cm	0h 33m	22cm
		18h 10m 153cm	12h 39m	84cm
	5日	7h 50m 144cm	1h 1m	32cm
		18h 31m 149cm	13h 3m	92cm

(注) 平均潮位面は基準水面より H_0 だけ上にある。

△〔下田年中行事〕十 ○森義男刊（Ⅲ-210）

宝永四丁亥十月四日未刻亦大地震津波打寄家数九百拾弐軒流亡内八百五拾七軒流失五拾五軒半潰船大小九拾三艘破船痛船也 此時波先宝福寺中後園竹林ノ際ニ至ルト云 此時も小長谷勘左衛門様御支配之節にて御蔵米弐百俵急夫食として被下置又願上金弐千両拝借被仰付候事

（都司注）右の文すでに（Ⅱ-215）にある為、その文の中の欠字部分を示すためあえてここに掲載する。

△〔同 書〕十一

一下田町住古の水帳及び寛永年中今村伝四郎様御検地の水帳等享保已前の流失焼亡等にて伝らす依に元禄六酉正月写と有て大浦神主宅に持伝ふ水帳の写あり

△〔同 書〕十三

是ハ先年下田町高之内与力同心屋敷ニ成分ハ反七畝四歩五厘明暦二申年寛文五巳年ニ屋敷高之内御引被成候処諸書もの両度之津浪ニ流失ニ付石盛相知不申候右御地ハ下田両方村と分り候迄ニ而場所面之処則両方村分地之内屋敷石盛を以分米書上申候処相違無御座候

右明地両度ニ高ニ入申候

（都司注）「両度の津浪」とは元禄十六年十一月二十三日と宝永四年十月四日の地震津波をいう。

△〔同 書〕三十九 ○浪除川除之事

一宝永四亥年十月五日大地震津浪ニ而打崩候節段々御願申上享保三戌年御代官江川太郎左衛門様御見分之上御目論見御普請被仰付候得共此節之諸書物出火之節焼失仕金高相知不申候

△〔同 書〕○宝暦十辰年「村差出し帳」

一「前 略」

一波除石積御普請所

是者下田波除弐之決石積古来ら御座候処 元禄十六未年十一月津浪ニ打崩候処 御代官小長谷勘左エ門様江御願申上 翌申年御普請被仰付石積長三百四拾七間 高九尺敷弐間馬踏壱間出来上候処

其後宝永四亥年十月又々津浪ニ打崩浜斗ニ罷成候

処　享保十九寅年六月八日両度之満水ニ而之洪押切
浪立候節者、直ニ町家近波打懸候処　斉藤喜六郎様
御代官之節段々御願申上候者　御普請被仰付右切所
内川面長七拾三間高六尺馬踏六尺敷九尺洪面長五拾
壱間　高敷馬踏右同断ニ石積此横幅弐拾間埋立洪柵
内川面長百九拾間洪面長百九拾八間此横弐拾間ニ砂
ニ而上置仕候」（下略）……。

〔一同　書〕

元禄十六未年十一月十一日下田町地震津浪ニ而家敷四
百九拾弐軒流失潰候節御救為夫食金弐百三両余御拝借
金六百八拾両被下置子年迄ニ返上納仕候此節武之洪浪
除石垣御普請為御入用金九百八拾五両余被下置候
宝永四亥年十月四日同難之砌家数九百拾弐軒流失潰候
節御救夫食米弐百俵御拝借金弐千両被下置同年ゟ御年
貢弐年半分御救免被下置候
十九代目　岡田佐太郎様

宝永三戌年ゟ同亥年迄御勤役

右佐太郎様御儀宝永四亥年十二月三十五日於下田御
病死ニ付御後役被仰付候迄御代官小長谷勘左衛門
様御書附御預ニ相成候

○

一波除川除石積御普請所　壱ヶ所

是は下田波除川除武之洪石積古来ゟ御座候処ニ
元禄十六未年十一月津浪ニ而打崩候ニ付御代官小
長谷勘左衛門様江御願申上翌申年御普請被仰付
石積長三百四拾壱間高九尺敷弐間馬踏壱間ニ出
来仕候処

〔一同　書〕○享保六年の文書、以下　拾壱年前の津波とは宝永四年の津波のこと

岡方村高百来両六拾石其後百四拾石余ニ減候儀下田
寺社除地岡方村地内ニ有之由申伝此訳ニ而減候武又
ハ如何様成訳ニ而高不足相知不申候尤古キ書物拾五
年以前亥年津波ニ流出外控ニ以書上申所ハ此御座候
（中略）凡八十年余以前覚永四卯年今村伝四郎様御

知行之節御納所御定之砌右銭高辻二御結被為成候訳
船相止無之節は地子高へ御割附之積り然共船何程減候
節地子高へ懸り候訳無御座候尤船無之節は右地子高へ
御割付之積ヲ以高辻二御結被為候由二御座候尤古キ書
物去ル十五年已前亥年津波二流出外控ヲ以如此御座候
（中略）尤古キ書物拾五年已前亥年津波二流失（中略）
右下田町諸納所古来之訳御尋二付書上申候尤本控帳ハ
拾五年已前亥年大地震津波之節流失外控ヲ以書上申所
如斯御座候以上

享保六年丑十月　　五州嶋茂郡下田町惣代
　　与仁右衛門

河原清兵衛様
御役所

〔一同書〕

一室永四寅年御同人様御代官所之節又津波付御拝借御
願申上金六百両余被仰付候

〔一同書〕の式、浜波除堤の条

其後室永四亥年十月又々津浪二打崩浜斗二相成候処
享保十九寅年六月八月両度之満水二武ノ浜押切浪立
候節は町家二浪打懸候故斉藤喜六郎様御代官所之節
段々御願申上候処御普請被仰付右切所内川面長七拾
三間高六尺馬踏六尺敷九尺浜面長五拾壱間高敷馬踏
右同断二石積仕此横幅弐拾間埋立浜柵内川面長百九
拾間浜面長百九拾八間此横幅廿間二砂二而上置仕其
後天明六午年七月満水二而打崩候二付御代官江川太
郎左衛門様江御願申上候処御普請被仰付石堤長弐百
間平均高七尺馬踏五尺敷弐間其外所々欠所共御入用
金八百三拾両被下置松平主殿守様御手伝二而出来仕
候

〔一同書〕

一室暦十二午年御林御奉行牧野惣十郎様御越之節御
尋二付書上候控左二写

差上申一礼之事

下田町御林之儀は古書物等ハ元共両度津波ニ流失仕無御座候得共所ニ而申伝候ハ往古清水上野助(ママ)様御城地ニ有之小田原落城之後今村伝四郎様御知行所ニ相成則右伝四郎様御屋敷地ニ相成候而(以下略)

(部司注)「両度」とは元禄十六年と宝永四年の津波をいう

(下田市の口碑)○下田南高校青木一男教諭口述

七軒町は、昔津波の時、家が七軒残ったのでそう呼ぶようになったのである。

(部司注)元禄十二年の「下田町水帳」(「下田年中行事」所収)には「七軒町」の名は記されておらず、ただ「坂下町西がわ」と記されているのみである。また天保年間の下田絵地図にはすでに「七軒町」の名がみえる。元禄十六年津浪では下田は過半数の家屋が無事であったので、右の口碑にいう「昔の津波」がこの津波をさすとは考えにくい。以上のことからここにいう「昔の津波」とは宝永四年十月四日の地震津波であると推定する。

(豆州下田湊地震津波噺)

宝永四亥年　地震大津波　十月四日昼八ツ時

一　家数　九百拾弐軒　但八百十七流失・五十軒半潰。

一　船　大小　九拾三艘　破船

一　人数　男女共　拾七人

(八丈実記)三

一同四亥年麦作汐上り枯失秋作虫附損亡ニ付願出処夫食穀物代御手当金弐百四十三両三分永百五十二文四分　此米弐百石拝借被仰付

○

奥山日記云、宝永四丁亥年八月中旬ソシキ成虫出ル此虫雨ノ様ニ降至テ少シ色ハ五色麦作汐上リ枯失初作虫附損亡

(同書)六

○古覚集云、宝永五戊子(ママ)年十月四日津浪揚ル当嶋ニテハヨタ少入ル末吉村塩間(ママ)工浪ヨホドアガル御国本豆州下田上ミ国ニハ大分浪アガリ人民家蔵引払其上大地震人大勢死

△(増訂豆州志稿)(日ーNSW)

一、宝永四年丁亥十一月四日　五日地震　二十四日より富士山自然砂を降らし、昼昏く候ふこと十余

白

〔豆州内浦漁民史料〕四六九　○洗沢叙三刊

乍恐口上書ヲ以申上候御事

一長浜村ニ先年ゟ御菜鯛網弐状御座候而洪塩鯛相勤申候処ニ去ル四日之津浪ニ而右弐状之網　浪ニとられ申候　此網之儀　幸網長百尋余ゟあミ袋ニ拾尋余縄網手弐百尋余網手千尋余之網ニ而御座候得者　早速仕立申義　不ニ罷成一候　右之あミ無ニ御座一候而ハ御用難レ弁候間　網出来致候迄ハ御菜一納ニ鯛壱枚宛被ニ仰付一可レ被レ下候　然上ハ賞調候而急度御用ニ相立可レ申候　右之網無ニ御座一候而ハ御菜之義ハ不レ及ニ申ニ一百姓渡世も不ニ罷成一難儀仕候間　御慈悲ニ右通被レ為ニ仰付一可レ下候　偏ニ御介抱奉レ存候　以上

宝永四年亥十月

内浦組長浜村名主　四郎左衛門

小海村名主　八郎右衛門

御代官様

〔同　書〕五〇八

乍恐御訴訟申上候御事

一重寺村長浜村重須村右三ケ村網引場定納浮役銀弐拾六石五斗年ニ御上納仕候御事

一右村ニ之儀ハ漁猟仕候而成ル又ハ不レ仕候而も御定納御役仕　其上漁猟仕候ハ其内之魚三分一被ニ召上一ニ重之御役御座候ニ付去ル弐拾九年以前ゟ本小左衛門様御代官所之節　御訴訟由上候得ハ三ケ年ニ御赦免被レ為レ遊三分一只今迄御上納仕来候所ニ拾壱年以前亥之年大地震仕　津波上り海底ニ而迄魚猟も致にくく殊更近年芳ニ魚道ニ而新猟場数多出来仕　所ニニ而魚漁仕候　拙者共村ニ之儀ハ入江ニ御座候得ハ諸魚寄兼　段ニ不猟ニ罷成迷惑仕候　殊ニ近年諸色高直ニ御座候而大分之金子ニて御定納御役年ニ相勤難儀仕　段ニ家財売代皆御役御納所仕候故　連ニ相草臥御役ハ不レ及レ申　当分及ニ渇命一百姓退転仕　迷惑ニ奉レ存候御事

（一項目略）

享保二年
酉正月

御代官様

駿州君沢郡

嘉七兵衛
六右衛門
回右衛門
四部左衛門
治部兵衛
半兵衛
利左衛門
久左衛門
伊左衛門
半右衛門
惣網戸持

（芝川町誌）

宝永四年（一七〇七）一〇月四日夜半大地震が発生し振動三〇余回におよんだという。二の時富士山が噴火した。すなわち宝永の噴火である。火山灰は南は岡部から北は茨城に至るまで降灰をみたといわれ翌日も翌翌日も焼土を降らせ原吉原は数尺の高さにまで積った。この地震によって白鳥山が崩れ長貫部落その他に大きな被害を与えた。この時の震度はマグネチュード八・六といわれる。詳細は民間信仰供養塔の部に掲載する。

○

○長貫八幡宮（長貫字宮谷戸三二七番地）

祭神は応神天皇にして創建不詳明治八年二月一八日村社に列せらる。

社地改替元二の地より北の方の山上にありしを宝永五年二の所に降ろしたという。即ち今存する棟札はその時のものなるべし。

棟札　宝永五戊子正月吉日　駿州富士郡長貫村氏神之宮

境内神社

甲子神石像　建坪壱坪　慶応元年頃創建という

村民旧家の伝説

宝永四年富士山噴火の余響にて大地震あり庵原郡内房村の白鳥山くずれて川をふさぎて人畜多く圧死または流失し其の時村名主の家も埋没して一村の旧記ことごとく亡失せり。今の社地も其の時

出来たる小山なりという。この村はすべて富士川に沿いて長さ一里の村なり。安政元年の震災にも同所の山崩壊し川をふさぎたるを目撃せる古老ありと語る村人あり。

○

○竹養山正法寺由来

下って宝永四年富士山の大爆発の際震災により堂宇ことごとく崩壊しために第二の世日奨上人広く信徒に叶びかけ本堂祖師堂鐘楼七面堂番神堂庫裡慈眼坊道仙坊の諸堂を復旧し当山の面目一新す。故に日奨上人を推して中興の祖となす。

○

○楠金の八幡由来

宝永の頃瀬戸の沢家の前部落の西方に一の僧は祭られ部落の氏神としてうやまわれていたが大地震のため社殿が損傷し宝暦四年頃佐野八良右門並に佐野惣右衛門が願主となって現在の地に勧請したという。

毎年のお日待ち一〇日一六日には一の僧を祭ってある八幡社のご開帳を行なう。鍵取りは瀬戸の沢の代々の当主が行い仮令僧侶でもご開帳できないことになっている。楠金三二戸の氏神である。

○

宝永大地震供養碑

長貫部落の北線路脇の草の中に白鳥山に向って建てられている供養碑は宝永の大地震の際の大被害の供養のものである。

宝永四年一〇月四日突如大地震があり長貫部落の対岸白鳥山が崩壊しみるみる富士川をせき止めさらに長貫部落小洞の民家七軒を埋め男女二二人の惨死者を出した。この慰霊のため明治一一年建立したものである。

（志ば川の歴史・史話と伝説）○芝川町郷土史研究会編・上長貫の開田の章

慶長八年（一六〇三）時の代官井出藤右衛門に今の寺野の個所を堰上げて約二町歩の田地を拓いたがその夏の出水のため流域が変わり取水の役を果さなくなった。従って折角拓いた田甫も畑地と化した。その後度々復興につとめたが元に復する事は出来なかった。そして宝永年間富士山の大噴火と地震によってますます痛手はひどく住民は一種のあきらめのまま一〇〇年が経過した。その間種々の努力はなされていたが恒久的の処置は出来なかった。

〔庵原郡内房村誌〕○静県図歳

当村ノ北西富士川ニ沿ヘル所ニ白鳥山アリ。新選国誌云フ　宝永四年大地震ニ同峯崩壊シテ河流ヲ擁塞シ遂ニ対岸長貫村ノ地ヲ浸蝕シテ河身東ニ移ルコト三百間ニ反ビシガ一年有余ニシテ復旧スト

〔富士市史〕上

この地震で吉原宿では多くの半壊家屋を出した。

○

いっぽう　この頃における岩本村に関係のある潤井川の堤防を見ると　これについては　宝永四年（一七〇七）の「駿州富士郡岩本村潤井川通堤書上帳」（山崎文書）によって見ると　つぎのようになっていた。この書上帳は宝永四年一〇月四日　五日の両日　この地を襲った激しい地震で　堤防の何カ所かが崩れたので　その復旧工事に関係して提出されたものであった。

駿州富士郡岩本村潤井川通堤書上帳

一　堤長五百弐拾四間

敷三間半

但シ　馬踏七尺五寸　二ヶ所

高七尺五寸

右者当月四日　五日之地震ニ而崩　潤井川岩本田場江押入申候　前々御入用ニ而堤出来候場所ニ而御座候

一　長百五拾間

敷二間弐尺
但堀土手共堀坪
高五尺
是ハ岩本用水潤井川　辻畑堀　前々御入用ニ而被
為仰付候場所　此度之地震ニ而堤堀崩押込申候
一　長拾四間
横四尺
但シ石坪
高九尺
是者右堀筋前々御入用ニ而被仰付候場所　此度之
地震ニ而崩落申候　石堰ヲ以不仕候而ハ難不申候
石坪壱坪拾人程掛可申候　右之通用水之儀ニ御座候
間御入用を以早々被為仰付候様奉願上候　以上
　　寅永四年亥十月
岩本村
割本　又治右衛門　㊞
〃　与右衛門　㊞

名主　茂左衛門　㊞
〃　治左衛門　㊞
〃　六郎右衛門　㊞
〃　安左衛門　㊞
〃　孫左衛門　㊞
年寄　次郎右衛門　㊞
〃　伝兵衛　㊞
〃　治郎兵衛　㊞

とあるのである。

○

八幡信仰と村の人々

「駿州富士郡下方庄小木里　賀嶋郷横割村八幡宮之
御事　古今申伝候荒増書記候覚」という書き出しで
水戸中納言綱条卿の家臣　横割村住人の伊藤十郎兵
衛尉正勝という藩士が宝永六年（一七〇九）に書き
記したと言われる覚書（以前は横割八幡社に納めら
れてあったが、その後笹山十兵衛氏のところに保管

されていると伝えられている）が、「加島沿革誌」（神社仏閣）の部に収録されているので、次にそれを転載して置くことにしたい。

（○覚書前文略）

一、中去宝永四年十月四日五日両日之大地震。隣郷不レ残屋体潰。人馬半命助候得共。当村者人家一軒潰不レ申。怪我無レ之候事。偏産神之御神徳存候。然所同年自二十一月廿三日一十二月九日迄。富士山焼立。震動間断無二止事一。方一里之火煙天上。富士山焼崩。村里忽大地之底埋哉。肝魂失之処。氏子一同此八幡奉二祈誓一候所。石砂降不レ申。暗闇入不レ申。日数十七日而焼静所安穏罷成候事。諸人奉二難レ有思一。当村住人伊藤十郎兵衛尉正勝（私云、水戸中納言綱条卿家臣於二水戸一恩地村附三百石被二宛行一。当職足軽大将勤。……ヶ年之内四ヶ月江戸勤。八ヶ月当所休息ス）此趣吉田之御神職奉二告知一事願一。当村領主石川四郎左衛門尉政常以二添状一。宝永六（大歳己丑）之四月。伊藤宇右衛門尉吉則殿為二指登一候処。神慮之新事忽達二叙聞一。以二宣旨一正一位八幡宮之御綸旨並宣命一通御幣帛。右三種御宝納所。以猶天下泰平。国土安穏。所二繁栄之霊神奉レ仰乎。

千レ時宝永第六大歳己丑 五月廿四日（傍点筆者）

（静岡県富士郡大宮町誌）一 ○土屋勝太郎著

平等寺 大宮字青柳

過々宝永四年十月五日大地震あり 新舎 鐘楼 東南に相去る三尺 祭舎亦倒壊し已れば 其翌年五月衆工を集めて復旧工事をなしたりといふ。

万松院

永禄八年再建 宝永四年冬地震あり堂宇悉く大破に及び 天保十四年九世大俊の代 檀頭木村忠助 同興三司等大願を起し 其年四月十一日再建。

（「当山本宮記」）○「浅間文書纂」所収 静岡県富士宮市

一宝永四年丁亥十一月五日申刻大地震。又六日辰刻

如右震動、社中悉ク崩ル。山ハクズレテ川ヲ埋ミ陸地ニ舟ヲツナグカトウタガウ。民屋軒ヲナラベテ崩レ倒レテ男女東西走リ迷フ。（浅間文書纂）○静岡県富士宮市

去亥（寛文）ノ年十月四日、五日両度之大地震ニ神社等悉以及大破、或ハ傾或ハ潰シ申其節早速御注進申上候ニ付、地割絵図巨録差上置申。就夫（寛文十年）三十九年以前寺社御奉行差上申候通之絵図、委細之巨録等今般奉入御覧候。乍恐此上御見分被為仰付被下候様ニ奉願候、已上。

宝永五戊子年　　駿州富士大宮浅間本宮

六月　日　　大宮司　富士山城守（信資）

同公文　富士長門（能成）

同主　富士大学（信忠）

同大別当　宝泉院（法泉）

（富士郡神社銘鑑）○静岡県神職会富士郡支部

村社　八幡宮　芝富村長貫字宮ヶ谷戸

一剣建年代不詳ナレドモ伝説ニ曰ク「宝永四年富士山噴火ノ際大地震アリテ庵原郡内房村ノ白鳥山崩レテ富士川ヲ塞キ人畜数多圧死ス本社地ハ其時現ハレタル小山ナリ」ト云フ

一棟札ニ「宝永五戊子正月吉日駿州富士郡長貫村代神之宮」トアリ

（駿河志料）平　○中村高平原著

浅間社　安倍郡別録

浅間新宮

駿州総社

「二之鳥居」（八脚門の前鳥場にあり）高二丈一尺余（笠石下まで）濶一丈七尺余（貫石下迄）柱　寛永十一年大猷院殿御上洛の時、尊命に依て御造立（柱一本石今にあり）寛文年間地震に損じ、延宝元年常憲院殿の御代御建替ありしに（南前丈島の石なり）後亦宝永の地震に損せしかば　同六年御修理ありて　安政の地震には傾ざりき

「石灯篭」一両本社石階左右を始め社地所々にあり

往時献納の品宝永四年の地震　安永二年　天明八年の火災に損じ　近世に全きは稀なり

「東照宮」（〇富士郡村山）

延暦十九年庚辰十月　富士山炎焼に　社堂も頽廃せしに　坂上田村麿新に社堂造立あり　天文年前度々の火災に旧記焼失　詳ならず　天正十一年大神君諸堂社御造営あり　又元禄十年常憲院殿御代御造営あり　即造は太田摂津守なり　さるを宝永四年の地震に　社堂頽廃し　今仮殿となれり　已上嘉永元年堂社并別当三坊由緒書係要

「行者堂」（〇富士郡村山）

此二字ともに元御造宮所なりしが　宝永地震に頽れ　近世は二間許の堂一宇に安置す

（「山崎文書」）〇「静岡県史料」所収　静岡県富士郡

（〇上包）「宝永度大地震之節御普請に付多田平内様御書付」

多田平内書付

覚

一此度地震ニ而潰候家体・公儀より御手伝被ニ仰付一・修復被レ為レ遊候積り二候。依レ之七村之潰家半潰破損家可レ有レ之候間・只今迄有来通二家坪・或は板屋根萱葺等之儀も・前々之通り之積りに而。随分軽々・御入用目論見・帳面来ル十三日迄二可二差出一候。近日中上伝右衛門吉田新助・可レ被二差遣一候得共。其内目論見・帳仕立・入札等可レ致候。右目論見・仕様之儀・神原宿天川茂兵衛・興津甚蔵方より可レ被得二差図一候事。

一岩本村之儀は。神原宿入用積り・同前二可レ仕候事。

一岩淵村之儀ハ。所替御救金・被レ下候条。宿並二は御入用積り・難レ成候間。或は柱上道具其外・家道具折損じ用立不レ申分・計。御入用積り目論見入札・可レ被レ致候。引料人足・等御入用ハ。

前方御証文相済被二下置一候間。可レ被レ得二其意一候。

右之通御意二付。如レ此二候。早々帳面仕立入札可レ被レ致候。以上。

十二月九日

多田平内（黒印）
病気二付無加印
山口庄右衛門

岩淵村
岩本村
名主中

（「富士郡加島村誌」）。静景図歳

八幡宮
由緒

明治八年二月十八日附ヲ以テ村社二列セラル駿河地同志料拾遺二横割八幡宮横割十兵エ下横割両村ノ産土神ト有ル八当社ナリ

神祇管領授位ノ宣旨

宗源宣旨

正一位八幡宮（駿洲富士郡下方庄小木里賀嶋郷横割村）

右奉授極位者之啓状如件

宝永六年四月廿六日　神部伊岐宿祢奉

神祇道管領勾当長上従二位卜部朝臣兼水府藩士伊藤某宝永六年ノ筆記（之ハ社内ニ納メ置カレシガ今ハ十兵エ村庄山十兵エ方ヘ預ケ置ク）

駿州富士郡下方庄小木里加島郷横割村八幡宮ノ御事古今申シ伝ヘ候荒増書記候覚旨平家寄来候時頼朝公当所我成島被成御陣候刻此宮御華ニ付正八幡ノ由申上候頼朝被御悦喜則被遊御社参上指之御矢神馬被献平家追討ノ御祈願被成候所其夜ノ間平家滅敗退散仕忽被得御利運頼朝歓喜不浅思召此所ヨリコヒノ島御名附我成島賀島書申由候其已後賀島致親郷九十九島ノ村々出来候節此社地横割村初候故横割村名附今以賀島本郷申候其ノ後此処度々戦場成社堂破レ神領空主絶野畑之故小社一ツ有之候砌元亀三年九月従信玄

貢島内横内横割村伊藤八左エ門尉正久云者重恩被下置
候節此八幡御神徳尊神領令寄附神慮奉敬候処勝頼無程
被成没落正久宰出人成候故神領空罷成候其後御検地有
之候故霊神之奇特申立神領奉附之処又候哉延宝年中成
之春御検地之節霊神ノ縁起無之由而神領潰候得共正久
嫡孫代々年貢地致寄附小社立米之宮神主頼毎年九月九
日迄参礼社地出家拘置（私云放生院月耀法華経読誦以
願望此庵住ス）今以朝夕ノ勤行相勤候依之所目皆至
当時迄飢饉疫病之嘆不永火難水難無御座従昔度々津波
上隣郷之民家波被取在所荒果候得共当所者無恙種々大
難逃安体罷有候事偏当社之御加護存候就中去宝永四年
十月四日五日両日ノ大地震隣郷不残屋体潰人馬幸命助
候得共当所者人家一軒潰不申怪家無之候事偏産土神之
神徳存候然所同年自十一月廿三日至十二月九日迄富士
山焼立震動動雷無止事方百里之火煙天上富士山焼崩村
里忽大地之底埋哉肝魂失之砌代子一同此八幡奉祈誓候
処石砂降不申暗闇入不申日数十七日而焼静所安穏罷成
候事諸人奉難有思当村住人伊藤十郎兵エ尉正勝（私
云水戸中納言綱条卿家臣於水戸恩地村附二百石被宛
行当職足軽大将勤一ヶ年之内四ヶ月江戸勤八ヶ月当
所休息ス）此趣吉田之御神職奉告知事願当村ノ領主
石川四郎左エ門尉政常以添状宝永六己丑之四月伊藤
宇右エ門尉吉田殿為指登候処神慮ノ新事恐悦敢聞以
宣旨正一位八幡宮之御論旨並二宣命一通御幣帛右三
種御宝納附以猶天下泰平国土安穏所繁栄之霊神奉御
手

千時宝永第六大才己丑五月廿四日

調査人云本文ニアル宣命ト云フモノ今ハ無ケレド
モ多原八幡宮今泉十王子神社等皆同文ナルヲ見レ
バ当社ノモ推シテ知ルベシ

○

安立寺　中島上領ニ一

安永四年十月四日震災頽廃正徳四年七月日倩再建

（都司注）「宝永」の誤字であろう。

〈庵原郡江尻町誌〉。静景図載

東山院宝永四年十一月廿三日夜地震二度鳴動久已　已刻富士山焼矢高聳焦土降数十里南は岡部に至り艮は栗橋に至る翌日稍々止むや廿五日より六日迄大に焼散石を砕き飛し土砂息散る処下雪雨の如く原吉原の地高五六尺に至れり　其焼出る処大空穴となる　其傍に万山誕生す是を号して宝永山と称せり云々

〈吉原・島田沿革史〉

「大地震アリ吉原宿付近ノ家屋殆ド半壊トナル」

〈史話と伝説〉。「富士山麓の巻」・松尾四郎著

横割八幡宮

下横割　十兵衛両区の氏神として下横割に鎮座する

この社には　宝永六年（一七〇九）に記された　出縁書がある。それには……

（中　略）

昔から　此地だけは飢饉　疫病のなげきを受けず　火難水難もなく又度々津波で隣郷の民家は波にさらわれ田畑も荒らされたが　この社はそうした事がなかったのは全く神霊の加護とされている。

ことに宝永四年（一七〇七）十月四日五日の大地震に　隣郷残らず家屋はつぶれ　人馬にも被害があったが　当村は人家一軒もつぶれず　怪我人もなかった又同年十一月二十三日から十二月九日まで　富士山焼け立ち震動雷やむ時なく　富士山は焼け削れ　村里は忽ち大地の底に埋められるかと思い　氏子一同このお宮に祈願したところ　石砂も降らず十七日間にして静穏になったので村民一同は神徳のあらたかな事をつくづくありがたく思った……と記してあった。

〈蒲原町史〉

（前文略）又この外に海岸堤として神沢村の記録に

「延享二年（一七四五）神沢村川除止潮除御普請請取之儀御尋之品々左ニ申上候」

とある文書によれば「海表汐除」として

長サ三百拾間　敷五間　高サ七尺　馬踏「二」間
の汐除堤防があり　これは元禄十二年十月外山小作
代官の時津波で全体が崩潰したのを修理したとあるに
より神沢辺には元禄以前からあったらしい。此の頃神
沢村全長が三百三十三間とあるから　全村に亘り海岸
堤防が僅か七尺の幅員ではあったが　築堤されていた。
それが元禄の津波で潰れ　又宝永四年（一七〇七）十
月の地震の荒浪でふたたび潰れ　宝永五子年に修理し
享保十五年（一七三〇）八月二十九日にも波浪のため
に潰れたとある記録などから　海岸に面した処には堤
防があり　その上場は馬踏ともなる通路に用いられて
いた。

○

神沢村の汐除堤は　往還三百三十三間を守護する目的
から築堤されたが　往還守りの汐除堤とうたわれると
ころに　人命より往還の維持を希求した江戸時代の改
革が　両字の一つ一つに表現していて面白い。

この堤防は八木沢堤と同一規模で高七尺　馬踏二間
敷五間と記され　「お年書の返答」にはその歴史が
記されている。　元禄十二年卯十月とあるが八月の
ことであろう。外山代官の節　高波で屋台（土台）打
つぶれ御入用を以て修理し　その節米十一石八斗八
升を百姓に下された。その後能勢権兵衛代官の節宝
永四年十月地震波荒れ致し候ニ付とあり（この月は諸
国に地震のあった月であった）地震による津波があった
らしいことがわかる。この翌月　宝永山が爆発する
のである。十月とあれば　宝永山爆発の前月で　地
震によるものであろう。地震により破壊されたもの
の修理を宝永五年（一七〇八）に行ったところ　享
保十五戌年（一七三〇）八月二十九日の大波により
家がつぶれて、お助け米三石三斗六升四合の下附を
受けた。時の代官は山田治右衛門であったという。
以上が延享三年（一七四六）までの記録である。

〔神沢村御用留〕　○浦原町

○宝永四亥十月四日未刻　大地震

〔庵原郡神師村誌〕○静岡図蔵

宝永四年十月四日（一三六七）大地震アリ　破損隨ブル多シ。

同年十一月二十三日夜大地震アリ　富士山噴火ス（史料）

此際鳴動久シク止マズ巳ノ刻富士山上焼失高ク場リ焉土降ルコト数十里ニ至ル翌日猶ホ止ムヿ二十五日ヨリ六日ニ亘リテ岩石焼砕飛散シ土砂焦ケ散リ灰降ルコト雨ノ如シ原反吉原ノ地ハ高サ五六尺ニ積ルニ至レリ其噴出セシ所大噴火口ヲナシ其ノ傍ニ一小山ヲ聳生ス之ヲ名ヅケテ宝永山ト称セリ（駿国雑誌）

〔神師町誌〕○年表中

宝永四年十月四日　同（○大地震）　余震十日に亘り遠江国新井関泥む。

〔安倍郡大河内村誌〕○静岡図蔵

降リテ宝永四年ニ至リ駿河地大ニ震ヒ富士山噴火シ宝永山成ル此ノ時本所ニアリテモ所々ニ崩壊セシ所アリ人家ニテハ石垣ノ崩レシコト夥シ有東木ニアリテハ地震ニ伴ヒ火災アリテ人家ノ焼失アリ

〔同　書〕○「見城庄左衛門年代覚書」

宝永四年亥の十月四日八ツの二ろ大地震仕りほう〳〵あれくづれ此のむかひのくづれも其の時始まり大地なわれ河原にも所々五間十間横五、六尺程二われ申候四日より十日迄は庄屋方に村中の人より合　其内はあいなくゆり　其年中は時々ゆり申候　つゞいて十一日二十三日の晩より富士山すばしりのようやけ出其やけようは　黒くもの如くニて天へあがり　中にはくろがねのてっぽうのようにぼなり色は紫いろけぶは江戸へふきかけ　江戸までの間くらみ申　其間やけ石たまり其いし砂を国々へ（田畑）あけ石の石砂をとり申候

亥ノ十月四日大地震大荒帳

平野村名主四郎兵衛（望月兵蔵方蔵）

一面長七間高壱間柱迄浦長七間高一尺屋敷面浦共くづれ候事　弥右衛門

一面長七間高一丈家半分かけくづれ当分居住無之候事　六右衛門

一山いも作場いも共々一同無之くづれ候事　六兵衛

一面長四十間高四尺大門石かけくづれ上下の大通ふさがり申候事　小林寺

一浦石かけ長六間高三尺くづれ申候事　作右衛門

一山作場ニて押しこめられ相成申(ママ)等妻子六人只今めいわく仕候山作共一同無之候事　市兵衛

一面石かけ長十四間高七尺浦七間高五尺くづれ申候事　亟助

一面石かけ長七間高五尺麦畑壱枚そば共々ニくづれ一面無之事　助左衛門

一面長三間高四尺石かけくづれ申候事　市左衛門

一屋敷石かけ長三間高五尺家の内へくづれ込申候事　金兵衛

一屋敷石かけ長六間高九尺家の内へくづれ申候事　藤左衛門

一大豆地壱枚作共々一同無之候事　長右衛門

一はた地壱枚そば共々永代ニくづれ申候事　喜兵衛

一屋敷面石かけ廿間ニ高一間くづれ候事　七郎左衛門

一屋敷面石かけ長五間ニ高六尺くづれ候事　佐右衛門

一屋敷六門ニ三間の処永代ニくづれ申候事　金左衛門

一屋敷十一間ニ高四尺の石かけ七間ニ四間ゆりしづみ但ニ間四方しづみ

冠石本石の処五間ニ間御立(ママ)永代ニ無之山地六枚永

代ニくつれ候事　六左エ門

一本石之処六間ニ三間永代ニくつれ候事　作兵衛

一八間ニ六間の家の四方くつれかゝり申候事

五郎兵衛

外十郎兵衛　七右エ門　吉右エ門　弥右エ門

与五左エ門　伝左エ門　源左エ門　徳兵衛

三郎兵衛　小右エ門　七左エ門　味左エ門

源兵衛　与五右エ門　三左エ門　長次右ヒ門

惣兵衛　兵十郎　安兵衛并アレトモ略ス

右之屋敷ニ山作并一門無之難儀仕候間相見分被遊官敷被仰付被下候て難有奉存候以上

宝永四丁亥年十月日

安倍郡平野村名主四郎兵衛

御代官所様

（安倍郡服織村誌）○静県図蔵

宝永四年十月四日大地震破損頗ル多シ（二三六七）

同年十一月廿三日再ビ大地震アリ富士山噴火ス（同上）

（都司注）いずれも宝永年の誤写であろう。

（静岡県安倍郡誌）○寺院表中

本二見村下清水　光明寺　宝永四年震災ニ罹リ堂宇壊潰す時に本寺清見寺徒弟僧益岩住職をしてこと再建せしむ。

（江尻旧記）○（清水市史資料　通史編一）所収

御普請所之事

巴川通り分内川丈千百四拾間此内間口間高橋新田分百七拾四間江尻出作分江尻分与入込二而御座候川幅十八間より五拾三間迄　是は江尻御伝馬屋敷裏川上川久保御田地続き御座候処　宝永四亥年地震二而山より濁申候家裏通巴川河除堤ゆり崩申候ニ付為救助月左衛門様御手伝江戸町人丹波屋四郎左衛門与申者御請負仕遣レ家江御金三千両被下置御普請被成下候巴川通堤除之儀は金三百両御普請被成下候

一浪除堤長千弐百五拾間

馬踏　九尺

宝永六丑年

能瀬権兵衛様御代官之砌辻村御田地大地震ニ而土手ゆり崩シ申候江尻御伝馬家居並波打込候ニ付而色願ニ付御普請被仰付候

（静岡県安倍郡誌）

一宝永四年（紀元二三六七）十月四日大地震あり被害甚多し、二の時三保村にては昼六つ時より翌年正月まで震ひ、御屋敷の大家及民家ニ軒潰れ、村中海となり、村民御宮へ避難す。（三保村誌）

大里村は昼の八つ時より大地震始まり、其震動甚しく十一月廿三日に至り止みしという。（大里村誌）

（清水市史資料・近世編）一〇清水市所蔵史料四冊手之部四「覚」巻末年正月代官より御奉行へ支配引渡の節向御番所様ゟ御尋ニ付書上之控ゟ」

一町之内公儀御修覆所有之哉可書出旨被仰付候

此儀向嶋浪除石垣正保弐年酉年庁桐石見守様御巡見之節御普請奉願上候御支配駿府町御奉行落合小平次様神保三郎兵衛様御立会御見分之上石垣御普請被仰立御入用を以新規ニ御築立被下置候其後承応元辰年浪荒仕候ニ付御支配駿府御町奉行神保三郎兵衛様三宅太兵衛様江御願申上芙蓉輪町はし迄石垣御入用を以御築立被下候其後宝永四亥年大地震仕向嶋前川岸共ニ大破ニおよび申候ニ付御願申上候得共同七年寅年所御救として金子高三千九百六拾両被下置尤其節御代官鈴木三郎兵衛様御証文頂戴仕向嶋前河岸とも二石垣御普請成就仕候其後享保元申年御代官小林又左衛門様御支配之節前河岸之内芙蓉輪町裏通八拾五間破損并町はづれ6南七拾五間仕訳石垣新規ニ御築立被下置候其後年々浪荒ニ而大破仕候ニ付御代官大屋杢之助様御支配之節芙蓉輪町裏通り并町はづれ南通路通御願申上候処延享三寅年御入用を以御蔵江之通路斗杭柵ニ御築立被下置候同年卯年大風雨ニ而右杭柵不残流

失仕候早速御願申上候所寛政元酉年美濃輪町裏通百拾九間石垣破損御蔵江之通路九拾四間杭柵等御入用を以御築立被下置候

（「同　書」）○清水市所蔵史料「清水湊潮波除石垣普請につき代官より申付「覚」」

覚

清水湊潮除石垣大破ニ付御普請願出候趣を以段々相窺候処為御救御入用被下所之者江御普請申付候様ニと御証文相済候ニ付所普請申付候条湊中相寄御普請丈夫ニ築立可申候此節大分之御入用被下候間難有存少茂猥りヶ間敷儀無之様ニ入念可申候奉行も附置我等共見廻り可申候間不埒成仕方於有之は急度曲事可申付候以上

寅　正月

駿州清水湊　惣百姓　惣代　主屋　名主

鈴木三郎兵衛　御判

宝永七年

御勘定所

（「同　書」）○清水市所蔵史料「宝永四亥十月潰場一件につき清水町源師惣代他より紺屋町役所へ願書」

宝永四亥年大地震ニ而何嶋震込同七寅年為救御金三千九百六拾両被下置石垣長四百三拾間新規御築立被成下置其以来石垣外一円洲先迄之所自由進退漁業仕候処

（以下略）

（「同　書」）○清水市所蔵史料○「州浚金借金につき清水八ヶ町小前惣代より番所へ願書」

一宝永四亥年地震荒ニ付御支配御代官鈴木三郎兵衛様江奉願上差当り為御救御米被下置同七寅年御普請金三千九百六拾両余御下ヶ被下置候

（「同　書」）○清水市所蔵史料「湊書上物之写」

一宝□年大地震仕何嶋之地形弐尺三尺或は五尺七尺震込波打越荷物相賄候儀不相成候ニ付御普請成被下候様ニと御訴訟申上候処湊口本町6美濃町端ヶ何嶋堤石垣御入用金被下置則鈴木三郎兵衛様御証

文頂戴仕御普請成就仕御用私用共相弁シ申候
右之通ニ御座候清水湊之儀は小高之場所ニ地無御
座候間向嶋無之候而は御用　共ニ弁□業
も不罷成候ニ付波打越候節は御□被下置御
普請さへ被成下候場所ニ御座候□ニ被　仰
付候而は猶船商売人共ニ渡□難儀仕候　乍
恐被為聞召訳畏御慈悲を以前々之通被為　仰付被
下置候様ニ奉願上候以上

年　月　　新町　本魚町　本町　中町
　　袋町　美濃輪町　外町
　　小前名前略之

一同　書ニ〇清水市所蔵史料ニ正徳三年九月　江尻浦浪
除堤普請につき宿問屋年寄他より奉行へ願書」
乍恐以書付奉願上候御事

一駿州庵原郡御伝馬宿江尻浦浪除千三百間余之所六ヶ
年以前亥年地震ニ而大分震り崩シ居屋鋪裏迄波打込
申候ニ付能勢権兵衛様江奉得御見分其節従
御公儀様右浪除被為　仰付御普請出来仕候得共海際
之砂原ニ而御普請所持兼切々荒波打込大破仕候常々
仰々宛浦ト相替リ陸之地形低ク海ヒ与ひとしく御座
候ニ付波風烈敷節ハ却而海面高ク町之地形屋相見申
候事

一浪打込申候節ニハ宿内男女共走集当分之働を以防ぎ
申候得共御伝馬御用ニ懸合因茲之宿役人倒惑仕候事

一先年は三保洲先南ノ北江出江尻宿清水湊之波除罷成
候所ニ亥年地震之節右之洲先拾町程ゆりくつし其節
分荒波江尻浦江直ニ打寄先年ニすくれ抜群勢敷御座
候因茲磯深ニ罷成候事

右之通御見分被為遊被下御普請奉願上候此波除無御
座候得は御伝馬宿居屋敷共及退転并助成之加宿御田
地共ニ荒間ニ罷成申候御慈悲被為仰附被下候ハヽ
難有可奉存候以上

駿州庵原郡江尻御伝馬宿
　　問屋　伊兵衛印
　　同　金平次同

正徳二年辰九月

年寄　与右衛門　同
同　半左衛門　同
同　十郎右衛門　同
同　彦左衛門　同
同　八兵衛　同
同所鋳物師町　町頭　平右衛門　同

御奉行様

同所鍛冶町　同　三左衛門　同
同所本郷町　同　弥次右衛門　同
地方辻村　名主　金右衛門　同
同所　組頭　武右衛門　口（虫ヲ）
同所　百姓代　清助

右上申通無相違無御座候

御番所様

〔同書〕一〇清水市内蔵史料二文書之部一二五「州浚土砂取捨場につき清水町役人より番所へ届書」

乍恐以書付御訴奉申上候

洲浚土砂取捨場之儀ニ付紺屋町御役所ゟ私共御呼出絵図面口差出旨被仰渡則別紙絵図面相仕立差上候処右於口ニ清水湊之儀前々洲浚御普請被仰付候仕来有之哉之段御座候ニ付右は先年御蔵所最寄洲浚御普請御座候得共口之儀は去々寅年火災ニ而焼失仕候段御答申上候処右書類等は取調相成兼却而不都合候間其湊洲浚御普請之儀は口之心得ニ承知可致段被仰渡候尤宝永度地震災ニ付口除石垣御普請被、仰付義は御取用ニ相成申候依之此段乍恐御届奉申上候以上、

清水町

辰十二月八日　年寄　半左衛門
同　弥七郎
名主　左十郎

（清水町沿革誌）

宝永四亥年大地震ノ災ニ罹リ萱堤其他堤塘石垣破壊甚シ同七子年幕府ハ金三千九百六十両ヲ支出シテ其修理ヲ命シ同時ニ又萱堤ニ接続シテ南城水置場ニ至ル約百間余ノ堤塘ヲ築キ且堤腹ニハ多ク松樹ヲ栽植スル萱堤ノ如クス是即チ現今ノ字向島弐拾六番反十三番ノ地ニシテ（以下略）

○

宝永四亥年大地震ノ為向島石垣萱堤等ノ御普請所前、河岸共ニ大破セシヨリ以テ駿府御代官ヘ出願シ御代官ヨリ江戸御勘定所エ申立其許可ヲ得テ所謂御証文トルモノヲ下付セラル其文書左ノ如シ

（中略）

御勘定所御附紙所謂御証文　左の通

書面之駿州清水湊去ル亥年地震之節三保出崎向島震込湊江潮除石垣大破ニ而家居迄潮差込風波之時分迄（居候）惑申候ニ付御普請被仰付被下置候様内寄合江茂所之者共許出候尤其方にも度々百姓其許出候故場所（近辺）の委細見分被致候処願出候通無紛候ニ付御入用金四千四百六拾弐両弐分銀拾三匁余積帳面被差出候然る処ニ外之者共右入用之内壱割引下げ可請筈之由書附差出候ニ付猶又所之者共被致吟味候処最前（出雲）之積ニ壱割壱分余引下け候而金三千九百六十両ニて所御救之儀ニ候間請負度之由相願候由書附被差（大隅）出候ニ付其段土屋相模守殿江相伺候得者於然者吟味之上ニ候条所之者共江申付候様にと被仰付候間随分浪除堤石垣普請入念築立候様ニ被申付奉行ニ出候手代にも能々普請仕候様吟味仕候様ニ被申付（七右衛門）其方ニ茂見分可被致候勿論普請之仕方悪敷候ハヽ幾度も仕直候様急度可被申付候以上

寅　正　月

（宝永七年）

右御証文頂戴向島浪除石垣御普請左之通

長四百三拾間高サ六尺6四尺五寸迄裏江首尾数六
嶋鳥踏弐間犬走り長三百三拾五間高弐尺迄村境6御
城米置場南築留り前河岸之内本魚町6美濃輪町迄長
弐百四拾八間其外前河岸共ニ御築立被下度置候
以上記載ノ如ク宝永四亥年震災後ノ請普請ハ清水町ノ
願意許可セラレ其工費金三千九百六十両ヲ以テ土地普
請ニ命セラレ竣工ヲ見ルニ至リシナリ

○

此地ノ松林中九十五番地ニ在ル大松ヲ海豚(いるか)松ト名ク宝
暦中ノ旧記ニ「宝暦十三未年御裁許ニ相成候地所辻村
境6御林いるか松迄石垣外空地も右御林見通し迄云々」
トアリ之ニ由レハ宝暦中已ニいるか松ノ名称アリシヲ
知ルヘシ古老の口碑ニ云いるか松ハ往年海嘯浪荒ノ節
大海豚此松ニ懸リタルコトアリ因テ其時ヨリ此松ヲい
るか松ト呼ヒ做セリト編者按ニ口碑ニ伝フル往年ハ是
宝永年中海嘯ノコトナルヘシ
首堤ニ接続シテ南御城米置場ニ至ル約百間余ノ堤塘ハ
宝永四亥年ノ築造ニ係リ堤腹ニ松樹ヲ植ルコト総テ
首堤ノ如クス

○

清水湊御普請所御尋書上帳　（弘享二巳年）

水元浅畑之地6出当湊辻川丈弐里余

一巴川通　当港分内川丈拾町余
川巾三拾間余所々壱四拾間余

高七尺
八尺

是ハ三十六年以前宝永七寅年御代官鈴木三郎兵衛様
御支配之節御入用を以て御築立被下候其後年々之浪
荒にて右之内百間余只今及大破申候
右浪除及大破候儀ためし有之哉と御尋ニ御座候
此儀九十年以前明暦二申年駿府町御奉行神保三郎兵
衛様三宅太兵衛様へ御訴訟申上御見分之上湊口本魚
町分みのは町はし迄石垣御入用を以て新規ニ御築立
被下置候其後宝永四亥年大地震之節津浪ニ而右石垣

震込申候に付潮湍候節は町屋軒迄潮打越住宅成かたく
迷惑仕候依之其節御代官鈴木三郎兵衛様へ御願申上候
勿論向島四百三十間之浪除堤石垣共に御入用金三千九
百六拾両被下置候清水湊御救として所請負に被仰付候
其後正徳五未年大風雨浪立に而破損八拾五間出来享保
元申年仕次き波除石垣七拾五間共に御入用金百九拾九
両弐分余被下置是又所請負に被仰付候尤宝永四亥年大
地震津波之節は隣村御田地へは障り不申候へ共九十四
年以前慶安二丑年津浪之節は上清水村　下清水村　北
矢部村御田地に相障り申候
以上八並享二丑年浪荒ノ際巴川下流清水ニ於ル内川清
水地内ハ古来内川ト通称ス　川岸通リ大破ノ為官普請ヲ請願
シ其前例ヲ調査セラレタル答申トス

○

元和五年ニ八頼宣卿紀州へ移封シ爾来貝島御殿ハ清水
御殿ト共ニ寂寥ニ鎖サレタルモノヽ如ク後宝永四年地
震怒涛ノ為ニ貝島ハ殆ト其地形ヲ変スルニ至リ御殿
モ此時ニ全ク破壊ニ帰シ了レリ彼レハ祝融ニ催リ此
ハ陽候ニ奪ヒ去ラル而シテ彼ハ殿趾ノ存スルアリ此
ハ殿趾ノ観ルヘキナシ

○

宝永四年大地震海嘯

宝永四亥年十月大地震アリ海嘯起リ清水町被害尤モ
多シ港内浪除及巴川通石垣悉ク崩壊民家倉庫破壊算
無シ三保出崎海中ニ没ス此時向島御林内ノ大松ニ
海豚懸ル是ヨリ此松ヲいるか松ト云フ今尚現存セリ　以下海嘯ノ
非常ナリシヲ徴スヘシ此災害ニ対スル幕府ノ救恤ハ
古文書整ハサル為メ詳ナラス
災後向島浪除堤修築ヲ幕府ニ請ニ所請負トシテ工事
ヲ起ス工費金三千九百六拾両ヲ下付セラル
清水町旧記　宝永四亥年大地震之節津浪にて内川
通石垣震込申候に付潮湍候節は町家軒迄潮打込住
宅成難たく迷惑仕候依之其節御代官鈴木三郎兵衛
様へ御願申上候勿論向島浪除堤石垣共に御入用金

三十九百六拾両被下置候清水湊御救として、所請負に被仰付候。

（清水港枝木史）。清水港木材協同組合編。

貝島御殿も清水御浜御殿と共に頼宣が建て専ら富士の眺望を目的として富士見楼とも云われて居たが、宝永四年（一七〇七）地震と海嘯のため破壊し終った。

（明応七年、宝永四年、嘉永七年、地震資料）○清水市総務部編　原文横書き

一「清水湊向島石垣普請文書」（清水市蔵）

解説（これは宝永四年の大地震により大被害を受けた清水町が、幕府へ金三千九百余両の救済金の下付を願い、宝永七年に下付決定となった際の文書である。清水湊復興金の下付経過、使用についての注意事項が主な内容で、地震被害についての記述は簡潔である。）

資料　駿州清水湊は、去る亥年（宝永四年）の地震の際に、津波により三保出島（貝島を指すか）と向島が震り込んだ。また、清水湊の防潮、防波堤が大破して家屋まで潮が入り込むようになった。そして風波の高い時には被害をこうむるようになった。

二「清水町記録」、元文五年（一七四〇）のもの（清水市蔵）

資料　宝永四年に大地震があり、向島の地形は二尺ばかり三尺、あるいは五尺から七尺陥没した。そのため波が向島を越えてくるので、荷物の取さばきが出来なくなった。

三「江尻宿防波堤御普請願書」（清水市蔵）

解説（江尻宿の問屋（当時の江尻宿場の責任者）伊兵衛ほか江尻宿の役職者や辻村の名主らが、正徳二年（一七一二）九月に宝永大地震による被害状況を述べ、対策を駿府町奉行所に訴えた文書で

ある。巴川沿いの防波堤の崩壊　江尻地内の地形変化を述べている　また三保に関する部分の記述は「村内用事覚」の記事と一致し　「村内用事覚」の宝永大地震の記録の信ぴょう性を高らしめるものである」

資料　駿州庵原郡で幕府公用の御伝馬を勤める江尻宿は　海沿いに千三百間（二三四ｍ）余の浦浪除（うらなみよけ）（防波堤）があったが　六ヶ年以前の亥年（宝永四年）の地震のため大分（かなり）震れ崩れた。そして街道沿いの家屋まで波が打ち込むようになった。

以前は三保の洲先（真崎と意味するか）が南から北へ突き出ており　江尻宿と清水湊の防波堤の役割りをしていた。しかし亥年の地震で右の洲先が十町ほど震れ崩れ　それからというものは荒波が直接江尻沿岸に打ち寄せるようになった。そのため以前より一層磯深になった。

四「御再興願之日記」（清水市清見寺町　清見寺蔵

解説「清見寺の住職芝岸禅師は老朽化した清見寺の境内建物を修復するため　蒲原の海宝寺住職に江戸滞在を命じ　家康由緒の当寺へ幕府が援助するよう各方面にはたらきかけをさせた。その際の元禄十六年から宝永七年までの清見寺復興関係の日記である。海宝寺住職が江戸滞在中に大地震がおこり　清見寺では被害状況を書状にして飛脚で送った。この「日記」には書状の内容が収められており　宝永大地震の被害状況を知ることができる。」

資料　十一月十日　駿河より飛脚が着いた。（その手紙によると）去る四日昼八つ（午後二時）翌五日明六つ（午前六時）の両日地震があった。おびただしい村落　仏閣　民家が倒れたりした。前代未聞　稀有の事である。昼夜をわかたず二、三日は大騒動である。

清見寺破損の状況

方丈（本堂）は西へ傾き　屋根は破損して雨漏りがするようになった。本尊と御位牌置所は破損し御龍の間（家康が能と舞った座敷）の敷居　鴨居長押は離れてしまった。（それぞれの建材が分離しばらばらになったか　または相当のすき間ができたということをいうのであろう）。上段の間も　壁は残らず破損し　戸障子も同様である。玄関　方丈は西へ傾いた。

鐘楼は傾き　石垣が崩れた。

庫裡は壁が残らず破損し　小庫裡は大庫裡から東へ傾いた。

小者部屋は残らず倒れた。

庫裡前の石垣は長さ六間半崩れた。

表門は塀が倒れた。

裏門は破損し塀が倒れた。

総寮は残らず破損した。

寺中の亀沢院は　客殿　庫裡とも傾いた。瑞竜院は客殿　庫裡とも傾いた。桃源院は大破した。

五「中宿町明細帳」　延享三年（一七四六）のもの（興津公民館蔵）

資料　駿府代官　能勢権兵衛様が中宿町と治めていた宝永四年　興津宿中宿辺では東海道まで浪が打ち込んできて　防波堤は大破した。

六「村内用事覚」（清水市三保　遠藤邦夫氏蔵）

解説　元禄七年（一六九四）より明治二年（一八六九）までに三保村内でおこった事件を記録したものである。三保神社祭礼　火事　大風雨　塩製塩　あるいは伊勢参宮などを記録している。これには宝永四年　嘉永七年の大地震について詳述されている。また大地震前後の地震　富士山の噴火についての記事もあるが　これは省略した。

資料　宝永四年（一七〇七）十月四日　昼過ぎ　東の方から大地震が起り　御座敷の建物が振り潰れた。三保明神の御本殿と拝殿や辺りの家

には別条はなかった。しかし村内では二軒が潰れてしまい、そのほかの家々は残らず傾きよろんでしまった。「吹合」から「真崎」にかけては陥没（ゆり込み）し、「真崎」は松も繁っていたが、三尺から四尺廻りの松が、高さ一丈の余も海中に沈み、松の先端だけが見える光景となった。「吹合」から「江沢蔵」までは土地が低くなったけれども海にはならなかった。

「中あくら」より「真崎」までの間は村内を船が流れて通った。津浪が陸上に上り「家の前」の家々は波に打ち込められた。「江湖」では札の辻（高札場）下まで波がおしよせ、村中の男女は御宮へ逃げ、四、五日は家に帰れなかった。男の中には様子を見合わせて村に残る者もいた。

村松方面の家々は大分つぶれ、清水、江尻は全壊であった。

四日は一晩中ゆれ続き、明る五日の昼六つ時（午前六時）また大ゆれがあった。このために清水、江尻方面の町方は大分つぶれた。久能山の御宮は別条なく、坊がつぶれ、翌年に御普請があった。駿府城の石垣がつぶれ、翌年に諸大名の御手伝で御普請があった。御普請御手伝は榊原式部、松平越中守、松平伊豆守様で、江尻町や駿遠両国の幕府直轄地の町民が御手伝を命じられて建てられた。

この地震は日本国中が残らずゆれたといい、駿河が地震の元（震源）という風聞である。上方、四国まで大分ゆれて、大阪は津波によって港湾関係の人々が大分死んだ。およそ一万余人と聞いている。当駿河国では、興津在の山が崩れ、西より富士川を越え、東の村の長貫という所で三十人ほどが死んだ。そのほか、この近所では死人はなかった。清水では子供が一、二人死んだ。地震はゆれはじめてから四日から五日にかけて昼夜数えきれないほどゆれ、翌年正月三日までは一日に一、

二度ずつ揺れた。
（「安倍郡清水町誌」）○静岡図蔵
清水山成就院
宝永四丁亥年十月震災のため堂宇焼失し古文書を失ふ。
○
寛永四年大海嘯の時　社殿（○西宮神社）毀たれ　社地欠損す。後三町々民之を再建（以下略）
（「都司注」宝永の誤字であろう。）
○
貝島御殿址
貝島御殿址は三保村貝島にあり、慶長十四年四月造営　貝島御殿富士見櫓と称す。
宝永四年の震災に殿地陥没し　其後安政元年の大地震に海嘯起り湾内の地形一変し　再び貝島の地を残すとか。
○
宝永四年十月駿州地大に震し　海嘯起り　三保出島海中に没し　本湊浪除及巴川石垣大に壊れ（以下略）
（「安保郡三保村誌」）○静泉図蔵
宝永四年亥ノ十月四日昼ノ六ツ時ヨリ翌年正月マデ御屋敷ノ大家及ビ民家二軒潰ル　村中海トナリ　村人御宮ニ逃ル。
（「駿東郡玉穂郡誌」）○静泉図蔵
宝永四年（一三六七）十一月廿二日駿河遠江地大ニ震ヒ富士山ト足高山ノ間須走口火ヲ発シ　相武二州ニ砂及ヒ灰ヲ雨ラスコト方数十里　沙土積山ヨト深キモノ　平地数尺　田園皆埋ム処トナル。二十四日ニ至リ砂石自ラ飛ビ、富士山東南一堆山ヲナス　之レヲ宝永山トヲス。又三保州東南ノ地海ニ受ス　初メ火ノ起ルヤ声アリ雷ノ如ク　少焉アリテ天陰リ、晦冥黄昏ノ如ク黒海ヲ雨ラス霾ノ如シ　人未ダ其所以ヲ知ラズ　行路傘ヲ張リ笠ヲ戴ク　婦女恐怖年ヲ掩ヒ目ヲ閉ヅ居ルコト一二日稍々其由ル所ヲ聞知スト云フ（「弘賢筆記」「翁草続玉弋一覧」）

○

宝永四亥年（一七〇七）霜月廿三日砂降リノ際中畑善龍寺本堂並庫裏ノ間砂深サ一丈五尺境内ノ平地田畑四尺余積リタリ。

（清水市史）

こうしたなかで、宝永四年（一七〇七）十月四日と翌五日、関東から東海・四国地方にかけて突如大地震がおこった。久能山東照宮は破損し、駿府城内が壊れ、遠州新居関はくずれ、町は津波に洗われた。この地震は遠州灘沖と土佐沖にそれぞれ震源があり、ほぼ同時に活動したために太平洋岸全域に大被害をもたらした。この地震の規模はマグニチュードハ・四ほどであり、国の地震史上の超大型地震であった。駿河国では一三四三軒が倒壊、一九三〇軒が大破、死者は一三人であった。遠州では二四五町余の田畑が荒地となり、一九六〇軒が倒壊、二四六三軒が破損、一四二軒が流失、二〇人が死亡した。伊豆国では一一六八軒が流失し、死者一一人にのぼったのであった。

市域では清水湊が津波におそわれ、三保長島と向島が沈降し、薩埵峠がくずれ興津・江尻両宿の家屋が倒壊し、清見寺の青葉屋は残らずつぶれてしまった。富士浅間神社社僧鉅休庵は、二の時十六歳であったが、のちに当時を回想して、「立って歩くことはできず、ころびながらはいずって歩き、屋根や庇（ひさし）のごえの石が落ちかかって危険であった。神社仏閣は震れ傾き、地割れがして水が吹き出し、東海道は隆起し、人々は大地震のあとには必ずゆりかえしがあると伝えられていたため、仮小屋でまんじりともせずに夜をあかしたいと述懐している。清水町や江尻・興津の町場で津波を受けた人々をはじめとして多くの人々が不安な夜をすごした。幕府はただちに大社寺に地震鎮伏の祈祷を命じた。そして物価の値上げを禁ずるとともに諸国に巡見使を派遣して被害状況を調べさせた。

地震のため清水町では向島が地盤沈下し　石垣がくずれ　波は荷物置場を洗い家屋にまで潮が入りこむありさまであった。そのため石垣普請を駿府代官に願いたびたび江戸へ出向いて窮状を訴えた。清水町では普請費用を金四千四百六十二両と　銀十三匁余と見積り工事を清水町で請け負おうとしたが　御用商人と見られる者が幕府に清水町の一割引での請負い願いを出した。そのため清水町では再検討し　一割一分余を引き下げて金三千九百六十両で請け負うことがきまった。

清水町ではこの請負いを契機に建築資材や人夫の飯料を地元の商人が取り扱い　早急な景気回復とはかった。

この工事は勘定奉行荻原重秀や中山時晴らの協議と

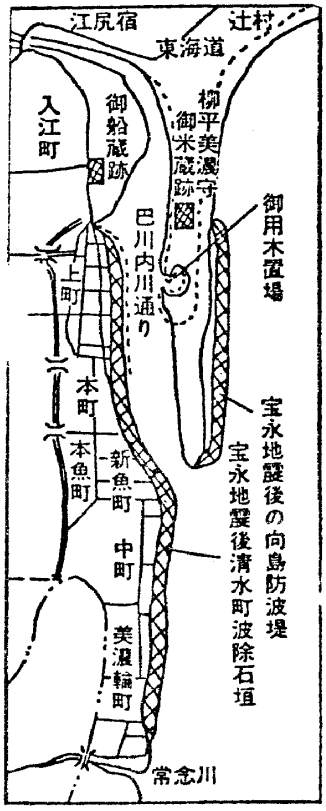


図4-8　宝永地震後の清水湊

老中土屋政直の決裁を受けて実施がきまった。駿府代官はこの決定を宝永七年（一七一〇）正月に名主・問屋らに伝えた。こうして宝永大地震後二旬余をへて　当時湊口といっていた本魚町から美濃輪町はずれまでの巴川河岸の石垣と向島の防波堤工事などを修築されたのであったが　この工事は復興と同時に流通拡大に対応した新たな設備拡張の意味もあったのである。

東海道の宿々には巡見使として酒井左衛門尉忠真が派遣され　江戸と畿内とを結ぶ幹線の修築が行なわれた。江尻宿では宿並みの裏の巴川の堤防一一〇間の修築が江戸町人請負いで実施された。また「江尻宿町囲辻村田地浪除囲」の海岸ぞいの防波堤一二五間（敷三間・馬踏九尺・高さ七尺）などこの時築かれた。

これは東海道にほぼ平行して流れる愛染川（江川）の形成した砂州に築かれたもので　堤に植えられた松林は「猫林」といわれた。

興津宿は　街道から波うちぎわまで十数間しかなかったため「少々の土手」を築いてはいたが　毎年八月上用のころには田畑が波をかぶり　元禄十二年（一六九九）の大風雨の時には　街道まで波がうち寄せ交通が危険となったほどであった。そのため興津宿では以前から防波堤の築造を願っていたがずっと無視されていたところ　宝永地震を契機としてようやく築造された。東海道から一三間離れた海辺にそって七五の間（敷三間・馬踏六尺・高さ九尺）の堤で　三の二間が興津宿分　四四八間が中宿町分であった。

（わが郷土清水）○鈴木繁三著

宝永四年（一七〇七）に大地震と津浪が起って　清水町と向島に甚大な被害をあたえた。この大被害のため波よけ石垣をきずいた。（石垣は当時として画期的な大工事で工費三千九百六十両を費している）

○

浜清水で最も古い寺は成就院で　この町の開拓とともに建てられ清水の成就（なしとげる）という意味をとって　山号を清水山成就院となえたといわれている。宝永四年（一七〇七）の大震災で建物がすっかり焼け　一切の古文書を失い　創立の年月は明らかでない。

（清水湊旧記）○「清水市史　近世編」　清水本町　石野氏文書

一宝永七寅年御代官鈴木三郎兵衛様御支配之節正保　向嶋波除石垣地震荒ニ付之度御普請被下置候金三千九百六拾両猶又御普請被下置金三千九百六拾両御下ヶ被下置候　享保八年也

（安倍郡入江町誌）。静嘉堂蔵

慈雲寺

当寺開創は何れの時世なるを知らず　過去帳に慶長二年五月一安和尚当寺に住しとあるのみ　其後宝永四年大地震の際火災に罹り諸堂及諸記録等悉く皆烏有に帰す。故に往昔の伝記無之過去帳も同じく火災

に罹り灰燼となれり　因て石碑其の他に記しありしと写し取りて過去帳とはなしたるものなるべし。
宝永五年二世東林禅師諸堂を建立す　二の堂宇八十余年を経過し宝永四年の震災にて悉く灰燼となる。正徳享保の頃七世松岳禅師諸堂を再建す。

宝久寺

宝久寺は静岡県安倍郡入江町入江にあり　当寺は慶長二丁酉年五月開山安中和尚創立す　然れとも宝永四年の大地震の際災火に罹りしかは往昔の伝記等悉く灰燼となれり　其後十余年を経て覚永(ママ)十三丙子年三月第四世衆峰和尚再建す。

○

宝永四年十月四日（一三六七）大地震破損頗る多し

〔安倍郡三保村誌〕○静岡図蔵

宝永四年亥年（一三六七）十月四日　大地震ニ　字吹合　字真崎　両所共陥落　三四尺廻リノ松樹ノ穂先ノミ見エ　松ノ間ヲ船乗通リタリ云云

〔安倍郡不二見村誌〕○静県図蔵

宝永四年（一三六七）十月四日大地震破損頗ル多シ

（同上）

〔「ふるさと百話」十九　○「清水御船蔵由緒書」静岡新聞社刊

（前文略）荒廃するにまかされていた興島御殿は宝永四年（一七〇七）富士山噴火の際の地震によって地盤が陥没し　加えて津浪の為跡形もなく流されてしまった。

〔名子離宮の記〕中　○藤原行正原著天保十一年刊久能山東照宮の説明文

てしまった。

寛永十三年社頭修理の事を公に願ひければ安倍郡の良林及び黄金をも賜はりて修理せしが　その後宝永四年の地震に　又社悉く破損しければ　再び修理の願を公に聞え上げゝるに　同じき七年三月二十七日に梶四郎兵衛　田中市郎兵衛　川口茂右衛門に仰て　破損のやうを検せしめ玉ひ　同じき五月に御免の奉加といふ事を許し玉ふ

（同　書）上　○藤原正行著　天保十二年刊

此御池　古へ水をもせき入れし　樋の口の跡なりとて水抜の穴の如く見ゆるあり　又西九清水御門と　坤御櫓との間なる御石垣にも　同じ樋の口の如きあり　然らば三ノ丸大西といへる辺の御石垣にも　樋の口のあるべきに　今なき事不審なり。

按ずるに　寛永四年十月四日の地震に　御石垣所々崩れしを　明る五年修理せられしが　其時大西の樋口は埋めしにもあるべきか　又右にいへる樋の口は水抜の穴なりといへる説もありて　樋の口とも一定し難し

（都司注）　寛永は宝永の誤字であろう。

（同　書）三　○藤原行正著　天保十三年　久能山の説明文

総合の鳥居

天より又　石の階を登るに御鳥居あり（高一丈七尺八寸）総合の鳥居といふ。是も元和三年の御建立なり。（はじめは木もて作らしめたるが、寛永九年に石の鳥居になし玉ふ。然るに寛永四年の十月四日大地震の為めに破砕せしかば　その年より唐銅の御花表となるせ）

（都司注）宝永の誤字であろう。

（郷土史）○静岡市大里学区

宝永四年十月四日　大地震　被害甚だし。

十月四日昏八ツ時分から大地震始まり　其震動数を知らず。五日の朝五つに入返し大地震なり。夫より十一月二十三日迄震い申候（旧記）

（久能山東照宮記）

唐銅鳥居は楼門内石階上にあって明神造りである。明き弐間四尺四寸、高さ参間壱尺五寸。最初の構造は不明であるが寛永九年石造と成り宝永四年十月四日震災で破損し唐銅製に改造　安永年間元年八月が暴風で又破損したので更に改造した。

（駿河国新風土記）○新庄道雄原著

小黒　ヨクロ　村は南安東の東にありて府にちかき所なり。

富士井　富士井戸は田の中にあり　宝永年中　富士山の焼し頃　初めて此水の湧出しと云　其水に浴すれば諸病を除くとて近年此水を湯になして人々湯治するこ

とあり　其治はいかゞありけん。

（久能山東照宮資料）○久能山叢書ニ所収

一宝永四丁亥十月四日地震、御山所々大破、亥子両年之御普請記録有別帳ニ。

（久能山経営記）○「久能山叢書」ニ収

（宝永五戊子年）見干雑記

一前年十月四日大地震、御山ニ所々御損所有之ニ付今年正月廿六日より御普請、尤少々之御修復ニ付正外　遷宮無之。

御普請奉行　間宮播磨守
横山藤兵衛

○

（宝永四丁亥年）　　照信言

（久能大地震参府同）

十一月十三日　三度被仰遣、

口上之覚

去月四日地震にて　疲元　御山御門御破損所御座候間、福、王市左衛門外両仕遣候　私儀　例年来月

中　参府仕候へ共　右の通御座候故　参府の儀如何可仕哉　御差図次第御用番迄可申上候、依之可得以御内意候。以上。

十一月十一日　　榊原越中守

加賀守様へ差出御使者　三郎左衛門

一十一月廿一日　御用番井上河内守様へ御連名之御状、三郎左衛門持参。

一筆啓上仕候。公方様　大納言様益御機嫌能被成御座恐悦至極奉存候。将又去月四日之地震にて爰元御山御門等破損御座候間、福王三郎左衛門外両仕置候。私儀例年来月中参府仕候へ共　右の御通御座候故参府の儀如何可仕哉、此段奉伺度以飛札申上候。恐惶謹言。

十一月十九日　　榊原越中守　判

御連名

参　人々御中

一十一月廿五日　御奉書井上河内守様御渡。

来札令披見候。公方様　大納言様益御機嫌能被成御座恐悦の旨尤候。将又其方参府之儀被相伺之候。委細紙面の趣各一覧の事に候　例年之通来月中可有参上候　恐々謹言。

十一月廿五日　　井河内守　判

榊原越中守殿

一十二月十四日　江戸御着

一十二月一五日　御登城御参府御礼被仰上

（駿国雑志）○榊原長俊原書　天明三年卯

宝永の地震　同年十月四日未刻大地震　同五日申刻大地震　両度之地震ニ而御城中所々大破損　別而三曲輪御石垣数ヶ所大破大崩し　依之右為御見分　同月十二日若年寄稲垣対馬守駿府来着　御城宝永山の降起　内御見分有之候　同年十一月廿三日より十二月八日之夜迄富士焼数十里四方へ灰砂降り　一両日以前より昼夜震動不止　夥敷震候而焼抜ヶ吹出し申候　焼砂一里四方程の山　富士の

東の方に出来申候是を宝永山と申候

城の候震　御城就地震及大破候に付為見分到着之面々

御普請奉行
水野権十郎　小普請奉行
間宮播摩守　小普請方
石川伝太郎

（駿河記）十〇紫宸殿旧殿著　有度郡、四　宇雑御社ノ条

天正十八年東照宮君宮社御造営あり。後宝永大地震の時破却す。後代再建。古の柱股の外今に存す。

（静岡市史）＝

宝永四年（一三六七）十月四日午後二時頃突如大地震襲来し　五日朝又到り　駿府城中所々大破した。六日高家織田濃岐守信明が京から帰りその趣を注進に及んだ。少老稲垣対馬守重富は久能山東照宮巡察を命せられ小普請方属吏を伴って駿府へ走った。其の他町中の被害も勿論相当甚しかったであろうが記録がなくて明らかにすることが出来ない。

不安の裡に一箇月をすごすと十一月二十三日には富士山が大噴火をした。宝永山は実にこの噴火の所産であった。「大地震歴年考」に当時の消息をつたへている。

十一月四日未刻大雷雨。同二十二日富士山麓須走口より山焼出し其響大雷の如く迫而大地震にして灰の如き砂ふりて暗冥咫尺もわかたず黒夜の如し。江戸白昼に灯火を用ふ諸人大に怖る。翌日に至りて天晴て晡日出諸人安堵す。同二十五日より又天くもり砂降り地震して暗冥たり。同二十八日に至り天晴れて常の如し。

富士山の噴火に依る被害は甚しく飢餓から領民を救ふ措置は考究された。関東郡代伊奈忠順は修治の役を命ぜられ公料にされた埋没地の修復に従ふことになった。

駿府城の破損については同月（十月）二十七日普請奉行水野権十郎忠順駿府町奉行水野小左衛門　小普請奉行間宮播摩守信明等が命ぜられ久能山東照宮修

復並に駿府城三ノ丸石垣御多門等修復の事に当り次で播州姫路城主神原式部大輔勢州桑名城主松平越中守下総古河城主松平伊豆守の三人が手伝となり翌五年（三六八）一月から破損小屋を仮設し五月には復旧を終った。又本丸並に二ノ丸の石垣修復は正徳元年（一三七一）十一月甲府城主松平甲斐守が手伝を命ぜられ、翌二年二月十六日宿継を以て江戸から次の達が来た。

今度駿府御城石垣御修復に付川船運送の為巴川筋北安東村之内御城近辺迄堀の船入に成候、追々取懸申候様御勘定奉行へ申達候、尤御普請相済候へば船入等相止候旨被仰下候。（駿城護衛系譜）

尚ほ往昔城普請の時石材送運の為め巴川筋より北安東村へ堀割が出来たという伝説があるがそれは此の時の事であった。つづいて同三年（一三七三）十月より翌四年八月にかけ本丸二ノ丸の堀浚ひがあって両堀から一万（〇三）二十本の石が揚った。此の復旧工事は八箇年目に全く竣成した。

（同書）四〇又能山東照宮

楼門内石階上に唐銅鳥居がある。明神造で明さ二間四尺四寸高三間一尺五寸寛永九年（一三九三）石造となり宝永四年七月四日震災のため破潰し唐銅製に改造安永年門元年八月が暴風で又破損したので更に改造した。

（静岡市史編纂資料）三

宝永四年（一三六七）に大地震と富士の大噴火とが連続して起った。大地震暦年考によれば「十月四日未刻（午後二時）東海道大地震にて破裂し海辺は洪浪にて人多く死す。此日風少しも吹かず空晴れ世界に震

見へず暑き事極暑の如く暫くありて東南よりゆり出し大地震す。其ゆるゝ事天地も一つになるかと疑ふ。大地三三丈にわりさけ水わき出山崩れ人家潰るゝ事一将棋倒しの如し諸人広場に走り出五人七人千に千をとり組うつぶしに伏すと雖三間四間のあひだを転ばし或は仰向になりまうつ伏しに返され半時ばかり大ゆり有て暫して止るその間に気を失う者数しれず」とある。

此の大地震は駿府にては十月四日昼過と五日朝と二回ゆり為めに城中所々大破を蒙り本丸二の丸三の丸とも石垣が数ヶ所崩壊し三。町の被害も勿論相当甚しかったらうと想うが記録がないので明でない。徳川実紀に「宝永四年十月四日大地震あり駿城内外破壊せるよし注進あるにより少老稲垣対馬守重富に久能山御宮巡察命せられて御手づから羽織を給ふ。小普請方属吏も重富に従ひかしこに赴かしめらる。十五日稲垣対馬守重富久能山より帰謁す。廿七日普請奉行水野権十郎忠順小普請奉行間宮播摩守信明久能山御宮御修理並に駿城石壘修理命ぜられいとまたまふ。(ママ)翌年六月廿八日駿城修治成功により　神原式部大輔政邦は時服十五松平伊豆守信祝は十給ひ駿城にあづかりし普請奉行水野権十郎忠順は金七枚時服二羽織一駿府町奉行水野小左衛門守美は金三枚時服二羽織一を給ふ」と見えて居る。

この時の修理の事は神原家駿城御普請文書によれば此年十二月九日駿府御城三の丸御石垣御多門等御修復に就き播州姫路城主神原式部大輔勢州桑名城主松平越中守下総古河城主松平伊豆守の三人御手伝を仰付られ　駿府町奉行水野小左衛門御普請奉行水野権十郎の両人御修復奉行仰付られ翌五年正月より破損小屋出来追々修復始同年五月残らず出来したとある。而して神原家の受持った工場は大手門の南側(御用邸前)の折れ曲の処及び少し離れた南寄の場所で水戸七百四十二坪高石垣八百三十五坪余の工事であった。

此の両家の工場は今もないが此の年は外観上要害上取り敢へず三の丸丈の修理を先きにしたのである。

本丸並に二の丸の石垣修復は　正徳元年（一三七二）十一月甲府城主松平甲斐守が手伝を命ぜられた。翌二年（一三七三）二月十六日宿継を以て江戸より次の通知状が来た。

今度駿府御城石垣御修復に付川舟運送の為巴川筋北安東村之内御城近辺迄堀の船入に成候近々取懸り申候様御勘定奉行へ申達候尤御普請相済候へは舟入差相止候旨被仰下候。　（駿城護衛系譜）

工事は同年四月より始り十二月竣工した。往昔城普請の時石材運送の為め巴川筋より北安東村へ堀割が出来たといふ伝説が二の地方に在るがそれは此の時の事であったのである。つゞいて同三年（一三七三）十月より翌四年八月にかけ本丸二の丸の堀浚があって両堀から一万弐十本余の石が揚った。此の復旧工事は八ヶ年目にすべてが完成した訳である。

又富士の爆発は大地震のあった翌年廿三日より十二月八日の夜まで活動をつゞけた。連日北風が吹いたから黒雲のやうな煙は大山の崩れるやうに東へ東へと広がり夥しい灰や砂を降らした。同月九日早天やうやく晴れ山の東の方に小山が出現した。即ち宝永山である。焼口は一里四方余であったと伝っている。降灰の被害につき徳川実記に散見する所を綜合すれば四年十一月廿三日けさ未明より府内震動とびたゞしはたして駿河の富士山の東偏火を噴出て砂灰吹出し近国の田圃みな埋没せしとぞ聞えし。廿五日けふも地震しばゝなり富士山の砂灰田圃を埋没せるよし聞えければ徒目付を巡察につかはさる。廿六日富士山焼により久能山に駅書をはせて御宮の安否をとはせ給ふ。十二月七日代官勘定の徒に守口を巡察せしめらるこれも地震によってなり。五年正月十六日令せらるゝは、武相駿三国の中去冬富士山焼にて灰砂埋没せし村里今に其儘になし置くよし聞ゆ。

春耕以前とりすてしむべき旨地頭より命すべし。多くは埋没して民力及びがたき地も先とりかゝらしむべしかねて査検せられし上にて賑救あるべし。五年閏正月七日令せらるゝは去冬武相駿災砂ふり積りし村里賑救の事あればこゝに重ねて各国役金を課せらるる公私領ともに百石に金二両宛の定もて上納すべしかつ領地遠近あればとりあつむるまで日数を経延滞すべければ万石以上は領主よりとりかえて三月限り上納し万石以下は六月を限りておさむべし。官長ある輩は一隊限りに受取り目録もて官長より納むべし。官長なき輩は上納の時ともかじめ達すべしはた五十石より下の家領並に寺社領は免さるべしとなり」云々とある。

（駿府御城代々記）○志賀家文書

一同年（宝永四年）十月四日大地震久能山府中御城大破。

（久遠山成道寺六百五十年史）○大林暁著

所在地　焼津市一色三一五

文保元年勉之肯搆（ママ）和尚を開山として臨済宗光源寺を創立したのが当時の始である。（中略）正保年間火災に遭い六世梁岱和尚七堂伽藍を建立。宝永四年の地震に大破　十世間禅和尚正徳三年諸堂を再建す。

○

六世梁岱和尚代遂に再建を完了した。梁岱和尚は七堂伽藍の完備した寺院を念願した。禅宗における七堂伽藍は仏殿・法堂・僧堂・庫裡・山門・浴室・東司（便所）を言うのである。しかしこの時の再建は本堂・衆寮・庫裡・山門等であったというがその規模についての記録を欠いている。

宝永四年十月四日、駿河、伊豆両国を中心として大地震が襲った。この強震によって、南は九州の果から東は関東にかけて沿岸地方は、その影響を蒙った程である。余震が続き十一月二十三日、遂に宝永山を噴出するにいたった。

この地震によって六世梁岱和尚苦心の建築になる諸

堂は尽く倒壊の憂き目に遭った。

〔静岡新聞社提供文書〕

乍恐口上書を以申上候事

一当亥十月四日大地震之節大浪ニ而下嶋村百姓刈置候稲大分流失仕候儀場所悪敷所江稲出し置候段百姓中不念ニ思召御詮儀被遊候尤至極ニ奉存候事

一右積置候所ハ村ゟ南浜方地形少々高跡々ゟ浪打上不申候場所ニ御座候ニ付百姓之内質兵衛八兵衛半右衛門ゟ申者畑之内ニ家を作り古来ゟ住所仕候

右三人之屋敷之内又ハ屋敷添ニ百姓八人之者共稲積置申候下嶋村百姓中不残右場所江稲積置申ス事ニハ無御座候百姓之内左五兵衛清兵衛助左衛門佐五平伝左衛門角兵衛次郎左衛門仁兵衛右八人之者前々ゟ稲積置申候相残百姓ハ面々田畑屋敷之内ニ而稲干束申候事

一右八人之者共積置候稲弐千弐百七拾五把流失仕候ニ付其段早速御注進申上候得ハ大分之稲ニ而御座候間決通念入吟味可致旨被仰付ニ付段々相尋申候而隣郷敷地村ニ而流稲七拾八把もらひ返し申候其外浜迚之村々ニ而八千前々々之稲流失仕下嶋村之稲取抜(?)し者一切無御座候ニ付右七拾八把指引仕流失稲都合弐千百九拾七把帳面ニ記差上申候此外ニハ浪ニ而半ぬれ之稲ニ而も一切無御座候事。

一右四日之地震昼八ツ時ニ而御座候惣而千置候稲八昼時分ゟ晩方迄取集積置申候ニ付右八人之百姓男女不残五六拾人罷出稲取集居申候得ハ平兵衛と申者浜ニ罷有沖ゟ大浪参候由崎(?)申ニ付何も驚取仕廻仕候所ニ無間も浪打込右場所ニ干積置候稲不残流失候其場所江罷出候男女之内浪ニ被打込(サカ)佐我仕其当座せつ志仕候へ共薬等為用ニすかり申候事

一右場所ニ罷有候百姓三人之家ハ兵衛半右衛門家ハ潰申ス大浪之時ハ右三人之家之上を小船打上北方方土手江押着申候四日大浪之高サ四丈程打上ゲ申候事

右之通少も相違無御座候千稲積置申候稲弐千百九拾七
把流失仕候儀少も紛無御座候若拙者共偽り申相違之儀
申上重而顕申候ハヽ御詮儀之上其者ハ不及申上名主組
頭迄如何様之曲事ニも可被仰付候為後日口上書ニ判形
仕差上申候　以上

宝永四年亥ノ十月

名主　次郎左衛門
組頭　甚右衛門
同　仁左衛門

阿部七郎左衛門様

（宝永年中より年代記）○駿府　小西源三衛門記　静県
図蔵

駿府大地震　宝永四丁亥

此頃ハ茂春在国　十月四日未刻

（成道寺誌碑）○焼津

（前文略）その後宝永四年の大地震に諸堂傾倒また嘉
永七年の大地震に倒壊

（小川町誌）○小川町は現在焼津市に合併する。

光心寺　小川字蔵免一一。四卦地の二

開創は宝永十一年（西一七〇四）である。その以前洪
当日遙か沖迄陸続きであった頃　大運寺という禅寺
があった。宝永十一年津浪の為流失し　本堂は日宗
に漂着（現在用宗の海蔵寺の本堂）本尊阿弥陀如
来は焼津海岸に漂着した。

（静司注）宝永八年四月に正徳元年と改元されているので
宝永十一年という年はない。また西暦一七〇四年は宝永元年
に当る。この津浪記録が宝永四年十月四日の地震によるも
のの年代誤記であるとすると焼津方面での津波の唯一の
記録であるということになるのであるがどうであろうか。

（安倍郡大里村誌）○静県図蔵

宝永四年十月四日大地震アリ被害甚ダシ
十月四日昼八ツ時分ヨリ大地震始マリ其震動数ヲ
不知五日ノ朝五ツニ又迫シ大地震也夫ヨリ十一月
迄毎日迫震申候（旧記）

〔相良誌稿〕上

一御殿之土手御断不申上切前治左エ門船　衆ニより通し候との御事

相良御殿所之義ハ元録二己年竹木不残入札ニ而払被遊落地罷成り治左エ門次郎左エ門六郎兵衛三人被成下開発仕御年貢御上納仕来り候此畑之廻りニ小笹生立手く禰ニ風除潮除之為ニ地付之地主勝手ヲ以林シ申候所ゟ、十月四日大地震之節津浪ニ而次左エ門持所之中屋舗畑と右被仰付候御殿小笹生立候く跡との間之堀之奥江治左エ門廻船被打入不及人足斗ニ而方之土ヲ以堀之口少し築留水をいかめ人足大勢入出シ船ニす仕申候　所　約無御座候然所ニ御殿之土手無断切崩シ不届之由市郎左エ門殿より被仰付一言之儀不申上前々之通り築立置候ニ付坪明様ニ存候処五ヶ条之内治左エ門越度ニ被仰付候

御殿十九年以前落地ニ罷成り土取り申所ハ両方共ニ治左エ門座ニ而御座候殊ニ地震之節ハ家蔵共ニ皆潰シ只壱船持候廻船ハ右申上通りニ御座候得ハ若歳者故別而十分ニ驚無念成義も御座候　と奉存候

〔島田古帖〕○島田市本通七丁目八木利一氏所蔵

「島田市史資料一」所収

宝永四亥十月四日昼過頃

一大地震ニ而町家々大分破損仕　尤此節東西筋共宿々何れも破損歩舗事ニ御座候　其後江戸ヨリ御普請被仰付候積ニ而御奉行竹村惣左衛門様其外平御勘定衆御出被成宿々入札ニ而御普請被仰付候　当宿之儀者江戸へ願書差上候而円後屋四郎左衛門ニ被仰付候　島田分金弐千九百両余之内町中相談之上ニ而金二千両ニ而下請仕候　御手伝として吉原宿ヨリ金谷宿迄酒井左衛門佐様西筋者本多吉十郎様御掛りニ而御座候

〔編年相良町史〕○川原崎次郎著

宝永四年一〇月四日　大地震大津浪なある。蕉園渉筆に「相良　遠州　灘地　波津　壊地接続して一邑の如し。

百年前　海嘯三邑殊ひす　而　八形山近きにあり民走って死を免る」。と見える。被害　潰屋二千九戸　死者四千九百人。

（島田　六合　大長　大津郷土史稿」／五　○紅林時次郎著

宝永四年十月四日巳刻　南海　東海の一般二道に渉り大地震があり島田宿の如き殆んど宿内全部倒潰と云う有様で被害は頗る甚大であった　当時の記録に

大地震にて町家大分破壊仕候　此節東西筋共宿々何れも破損夥しき事に御座候　其の後江戸より御普請の為め仰付積にて御奉行竹村惣左衛門様其代平　御勘定衆御出宿々にて御普請仰付候　当宿の儀は江戸へ願書差上候て丹後屋四郎左衛門に仰付候　島田分金二千九百両之内町中相談の上にて金二千両にて下請仕候　御手伝として吉原宿より金谷宿まで酒井左衛門様　西筋には本多吉十郎様御掛りにて御座候

とある。此の震災は秋の収穫時であった所から流言蜚語に災ひされ屋外の作業に安心して出掛けるもの有らく農家の野良仕事は非常に遅れ困憊を極めたと伝えられて居る。

○

（前文略）前が此の地に大地震が爆発して宿の大部分が空前の被害を蒙るに至った之れ実に宝永四年十月四日の事である。此の大地震の復旧の為めに御位階宣下上願の事は次漸中止の余儀なきに至ったけれ共、宿民の懇望に依り総べてを準備し已ら此の災害の為めに不可能に陥ったと云ふ事は宿役人として出来得ない事情の下にあったので宝永五年七月二日正一位の御位階を賜ったことにして表面を一時糊塗した。

（掛川市史」

宝永四年（一七〇七）十月四日八ツ刻　大地震があった。掛川城内外其他大破するものが多かった。

須田氏　峡名野に住す　今は栄次郎と称す　先祖須田対馬守広　法名正清　時の地頭渡辺石見守の代官にて　文亀大永年間の人也　其子隼人佐忠広　天文永禄の間の人也　其子図書助盛吉　永禄天正の間の人也　沢神社及神明の棟札に其名見えたり　対馬守の時　決の安城に住す　津浪以後　天文四年より此所に移る　又延命寺にある墓表に須田対馬守久盛其六世須田九兵衛広次　其長男弥右衛門貞徳　二男九兵衛広貞　三男三郎兵衛盛忠　此外の文字読がたし　須田氏家譜なき故に　世次詳ならず　栄次郎が外同氏多し　今の名主儀左衛門は栄次郎の分家なり

（都司注）天文四年は一七三九年　二三にいう津浪とは宝永四年十月四日の地震による津波のことであろう。

〔掛川城略年譜〕

浜松宿ノ被害甚タシ　依テ翌宝永五年掛川城主松平遠江守ハ金七百五十両ヲ六ヶ年賦ニテ浜松宿ヘ融通ス　同年十一月廿五日南西郷免定二川村八郎右衛門　八木庄兵衛　庄田弥右衛門ノ署名アリ。

〔概説掛川城と掛川城天守閣考〕○関七郎著

宝永四年松平遠江守の在城の時　十月四日諸国に大地震があり遠江の国は特に激しく掛川の駅家は一軒残らず転倒し　御城の櫓その他　御家中　町屋共に非常に大きな被害を受けた。この地震の後　城郭修復の工事に用いられた松平家の九曜星の紋の入った屋根瓦が多く用いられていた事を掛川誌が伝えている。

○

城代記に「宝永四年亥十月四日大地震御矢倉其外家数破損」とあり城郭の修復が行われ在城六年一七一一（正徳元）年摂津尼ヶ崎に移封され　武蔵岩槻より小笠原氏が六万石で入封壱岐守長煕　山城守長庸　能登守長恭と三代四五年在城一七四六（延享三）年陸奥棚倉に転ぜられた。

○

天守の丸御門　天守の丸東南にあり

正保城絵図に見られる当初は櫓門造りの櫓門であった。南面し門扉の上に庇屋根を設けその上に漆喰壁塗籠造りの門櫓を載せ格子窓を設けて門前の本丸より天守の丸に至る登り坂と本丸に対し掃射が可能で左右に櫓台石垣が積まれ東・東南・西の三方に天狭間が設けていた。宝永の地震で倒壊したものと見え小笠原候時代の図には四足門として描かれその後修復され安政地震以前は長屋造りの渡櫓門として描かれていた。

「横須賀根元歴代明鑑」の「遠江資料集」所収

の天和二年戌年西尾隠岐守志成公　二万五千石にて信州小諸より御国替にて御引越被成候　前本多殿は五万石にて御家中多く　今遍光寺内外皆中小姓屋敷にて小性町と云　其奥を中丁と云　又西大谷不動下に本多大膳殿は四千五百石にて住居被成御家敷并に御家中有之　番町も南北共に両側其外南丁御組屋敷山畔丁御組屋敷両側つゝ有　石津御家中も南側西尾隠岐守様御代に至って段々に御潰し被遊田地に成る御小身故也　越前守殿より隠岐守様へ御引渡の絵図を見るに　御城の前は入海にて並木の下石がけは波打　西は石津御家中の南裏通入江にて塩浜有之　三輪渡より横要寺門前迄入江也　誠に要害堅固の名城なりしに宝永四亥年大地震にてゆり上げ段々入海浅くなり　港も塞なり御城前は段原となりそうそろと新田と発き今は石津裏川迄新田となる　扨に渕は瀬となる飛鳥川とは此事ならん　天正壬申武田勝頼遠州横須賀へ出馬して沖之須村に陣を取る　横須賀にては家康公三社の山に御陣被成　大須賀五郎左衛門甲州勢へ被向江を隠して鉄砲の追合有しと云　然れとも勝頼江を渡らず引返し高天神城へ□□□□駿州へ帰りしとすれば　其頃は沖之須裏は大きなる江と見え□□□田地と成て深田も有　越前守御代には田町裏に馬場有しに今は田地と成　今丸池新田とも云も宝永の頃迄

は大き成池の由　是も地震にてゆり上げ新田と成　河内守殿御代迄は下新川河原崎え流れ丸池え落候由此代に掘替田町を通し申由。

○

宝永　大地震　富士大焼此時宝永山出来す。

（横須賀原始考）○「遠江資料集」所収

予其老母は昔大地震せし時の様を覚えしやと尋ねしに老嫗の曰く　老婦より年三つ四つまさりし嫗の話には それがし幼かりし頃は大地震にて七日ばかりは　日夜となくひたゆりにゆりて　数にのみうづくまりねたりしといふ。よりて旧記を考ふるに　横須賀の地震は宝永四年十月朔日未の刻よりゆり始めしという　二の姥文化二乙丑年百才は宝永三年の生れにして　それに三四まさりぬるからは　地震ふりし頃は五六にてもあらんかし。いかにも其頃の様おしはかられいとおそうし又予の知る所の浜松藩の老人のいひしは　其人の父なる人常々の物語に　井上公横須賀をしろし召され石津という所に居たりしが　其居宅のせどより十六七歩先は直様江浪うち寄せ　手船に掉さして投網など持ち行き江中を漁猟すれば　魚蝦の獲物夥しかりしとなん　これ等にても其頃の様知らるるなり。

○

横須賀の地昔は国々の船共ここに船がかりせる大湊ありていと賑はへる里なる由にて　今も昔の据残りて市中に示させ給ふ御条目にも他国の船などくつなぐべからずなどかかせ給ふ　制札御条目内に

一　港に長く船をかけ置く輩あらば　仔細をとこうの者に相尋ね　日和次第早々出帆いたすべし　其上にも令難渋ば何方の船と承届け　其浦々の代官地頭へ急度申すべく候事　其余の御条目略す。

寛文七年閏二月十八日

されば正しく古の様を思ふに足りぬべし。之により てここころの年月を多重ねさて　今は其後さへさだかには知れず。正徳五年に描きたる国図を見るに　今

の今沢村と中新田との門、升財天の川筋より御城前を西へ裏川までおし廻しての入江と見えたり　宝永の頃地震夥くありしにより　此湊のやをら浅くなりしか、蒼海変じて桑田となり今は天地も良田ならざるはなし。今の石津といふ所は江の面を横様にさしいで　其後へひき廻して入江のありしより横須賀と名も呼びなしなるべし　総てここらめたりの方言に砂原をすかといふより　横にさしいでたる砂原なれば横須賀とは云ふなるべし　白須賀掛須賀大須賀蓬須賀等いふも同じ心と思はるるなり。

（「磐田郡誌」）（日一へり）

○

王子神社　西浅羽村富里元鳥羽野字門田に在り。

永久三年二月十六日長田庄司貞家という者　尾張国より当村に移住し　同人の寄付に依り本社の拝殿を造立せしこと古老の由伝へなり。其の後　文正元年　及寛永四年の震災に罹りて潰壊し　天保五年の火災により神器書類等焼失すと雖も　其の後本殿を建立せり。

（郡司注）寛永は宝永の誤写であろう。

○

蔵本寺　於保村五十子字東本田に在り。

慶長二年　全久院第二世濶室文哉の開創なり。宝永五年　第三世林教堂宇を建昔へ　造営し自ら中興となる。

○

江川湊の由来（幸浦村）

西同笠の伯仙庵は　もと泊船庵と書けり。此村の西に江川湊ありて、船の泊する所なりし故名づけしなりとぞ。（郷里雑誌）

湊は往古江川湊と云へり。現時湊の南北砂地低窪段葺叢生する所、古口（ふるくち）と称し　古代港口なりしと云伝ふ。昔者諸井川東方に流れ　浅羽水害多く　伊奈忠次検地の時正南に掘割せしも其の幅狭く　農夫は担棒にて飛

越えたる程なりき。延宝八年海嘯にて弁天港塞り　中島河豚池へ近傍悪水集合海中に流出する吐口を作したれど　未だ船舶を繋ぐに至らず。二十七年を経　宝永四年地大に震ひ　福田中島の境に港口押開き　爾来百年の間に港口の移動四回に及び　享保年間現今の港口開けたりと云へば　江戸湊の古趾は其の間の名残ならんか。其の名を江川湊と云ひしは　曽て江川太郎左衛門茲に富し　其の名を此に止めけりとなん。（寺田彦八郎氏蔵本に依る）

（「豆駿遠風土略誌全」）○浜松市立図書館　老松園文庫

山田永三郎著　明治十年

福田港

宝永年間横須賀震災ニ仍テ港口梗塞シ後此港ニ繋船ス。

（「浅羽風土記」）○原田和著　年表中

宝永四　大地震　松寿寺倒れる。

（新訂注）宝永の誤写であろう。

○

宝永の大地震

天和二年三月　信州小諸藩主西尾隠岐守忠成が二万五千石をもって当城主となった。

宝永四年（一七〇七）十月四日正午ごろ　大地震が襲来した。土佐沖を震源地として　日向より伊豆にわたる地帯が主で潰家二万五千　死者四千九百といわれた。同年十一月二十三日午前十時ごろ　富士宝永山爆発と相次いで大災害を蒙った。当時の模様を長・清村桑原家の古文書によれば

二のたびの二度の大地震で横須賀港は塞がり　入り江一帯は地盤が隆起して各所に砂地　沼地　湿地や丘ができて城の前は葦原と化した。正徳三年二月一日　城主西尾忠成は港口の今沢村に堂宇を建立し八大竜王を祀って　港の再開を祈願した。（中略同文書は後掲）

横須賀港の最盛期は元禄年間で　当時回漕問屋として世に知られた豪商米家多七は　二の港を本拠に活躍し江戸小舟町に出店を置き　石材に至るまであらゆる物質を扱い　蝦夷松前から九州筑紫にわたり　本土の表海を縦横に交易した。

この地震により横須賀港は衰微してしまった。

（「ふるさと百話」）「横須賀藩略記」静岡新聞社編

江戸時代　元禄のころまでこの辺一帯は入海であって　遠州灘唯一の良港として船の出入が多く　当時横須賀港を姥が懐（おばがふところ）と呼んでいた。いかに風が強くても　波荒い時であっても　この港にはいればちょうど赤児が姥の懐に抱かれたように静かだったので　この名が付けられたのである。その後　宝永四年の大地震から地面が隆起して　港をなしていた入江が干上がって港としての用をなさなくなった。

（「同書」）

十三代城主は西尾隠岐守忠成で　（中略）忠成在城中　宝永四年（一七〇七）富士山の宝永山噴火によ

る大地震のため　横須賀港口はふさがり　入江は地底が隆起して丘となり沼地と化した。忠成は港口の今沢に弁財天を建立して港の再開を祈願した。

〔同　書〕十一

（前文略）宝永四年（一七〇七）富士宝永山噴火にともなう大地震のため地盤が隆起して　港口がふさがり　かつ安政元年の地震のわざわいもあって港としての用を果たさず　入り江は沼地湿地と変わり　ついに耕地と化した。

〔「長浦村開発摘記」〕○「桑原家文書」「浅羽風土記」

（原田和著）所収

宝永四年亥十月四日　昼九ツ時分にも候半や　地震渕出す　其刻田舎風にて諸人昼茶たきり呑候節にて　家々驚き先づ焚火に水を打ち外へ逃出　数の内には竹の根あって　地裂ざる由聞伝え　大抵数の内へ這入り竹に取付居候へども　弥々強く揺き候程に　取付候竹をも揺離され　例へば渕淵へ団子を入れてゆるが如く転び倒れ　初の程は親は子の手を取り　老人は若き者に助けられて　家を逃れ去りたれども　次第に強くゆる程に　親も子も　老いたるも取組候手を離され　東へ寄らんとすれば西へゆり倒され　所地裂て渕となり　井戸或は渕より大水をゆり出し　西の流れ川其節濁水に候処に　俄に水湧き出し川一杯に漲り候由　新田にて地震に逢候人々の咄に候　唯天地も一ツになるかと心細き所に　何所とも知れず一声に響渡り　海山一度に崩落るやと人々肝を消し　如何なることならんと驚見るに　石垣の家々皆一同に倒れ其響也　空の曇は家々倒候時の煙にてありける。倒れざる家村中に二三軒ばかり残り候　掘立柱の家は　傾く迄にて倒れ申さず候　拙者事其時八才の年にて　其節早にても候や　西の井溝干上り　友同士四五人　井溝の中にて飛びつ跳つ遊居候処に　右地震揺出候　偖其前の年大風俄に吹き来る。是は竜にてあるべしとて　家々にて戸障子を差候を　我等覚

之により是は竟なるべしと　垣に腚と取付居候所に
両手を揺離され顚倒揺れ罷在り候処に　母は我等を案
じて門を出で　我等を見付け走付かんとすれ共揺り倒
され　一足這って道畔へ倒れ　我等も母を見付け　母
の方へ行かんと這う程に　漸く一所に這寄り　手を取
り揺られ居候処に　何方よりか参りしにや　横須賀町
の柄杓売来り　之も揺り倒されて我等門の数畔へ這寄
り候　其内に漸く地震も止み　心安くなり候　借内へ
帰りて見るに　家倒れ申に付　火の元心許なく　囲炉
裏の屋根を切破り　火を改め水をかけ申候　西隣は家
倒れ申さずに付　彼方へ来り食物など　給居候へ共
其夜も揺り候間　家の中には居られ申さず　前の庭に
出で渋紙を露受けにして　其夜は其下に寝て　其後は
西隣の屋敷の庭に柿の木一本あり　此木に露受致し其
下に寝ぬ　其後は手前裏畝岸に　地蓋に小屋を作り
其年中二の丸にて暮申候　其後堀立小屋を作り住居致
し候　其節は磯の家には必ず居るなと申事に候　右の
通り肝を消罷在候処に　又十月廿四日亦震大に揺り
夫れより後は　一日の中に二度三度づつ昼夜揺らぬ
日はなく　揺り申候　又或る日の夕暮に　大に西の
方にて　ざわ〳〵鳴る音致候　諸人不審を立候　其
後承候処に　西流れ川へ汐差込候浪の音にて候由
是も地震揺り候に付ての事なるべし。
右永十月四日より其暮迄揺り　其後二、三年が間小
地震は揺り申候。

（「遠州横須賀城史談」）○藤田清五郎著

（前文略）戦国当時南方一帯は入海で　横須賀港と
して船の出入が多く　二の港を姥が懐と呼んでいた。
即ち風猛く浪荒い時でも　その港に入れば　丁度赤
児が姥の懐に抱かれた様に静かだったので　この名が
付けられた。
其の後　宝永四年の大地震によって地面が隆起して
港をなしていた入江が丘となり　現在の様に田甫と
なったのである。

横須賀港

室町時代以前から横須賀城附近は入江になって姥ヶ懐と呼ばれ 弁財天川が注流していた。筑城後は南遠唯一の波静かな良港であった。

宝永四年 十三代城主西尾隠岐守忠成の時 宝永山噴火に伴う大地震の為地盤が隆起して 港口が塞り尚安政元年の地震の災もあって港としての用を果さなくなった。入江は沼地湿地となり 遂に耕地と化した。

港として最も繁昌したのは元禄年間である。当時回漕問屋として 巨商と謳われた米家多七は横須賀港を本拠として活躍し 江戸小舟町に出店を置き 北は北海道松前から 西は九州筑紫にかけて交易した。石材なども扱った。現在町内清水家の林泉は米家多七の庭園であった。小谷田の楔要寺入口に有る釈迦の大石像は米家多七の寄進によるもので その傍に米家氏の墓がある。

松尾町

城の表道路沿いに家並が出来 城地の松尾山の名を取って町名となった。入江が無くなってからのことと歴史は浅い。

（中 略）

清箇谷

横須賀城の西北に当り 二の丸の西及び南は昔入海であって 当時船舶が風をのがれて出入りしたものであるが 宝永の大地震後 現在の様に沼田となり良田と化した。

昔は 里人の一部は塩焼く海人であったという。その頃山谷の間に潮さして石花貝が磯辺に多かったのでその名が広まって 寛永三年に地名となり清箇谷と名つく。

又 里人の一部は陶窯業で暮しを立てていた故陶（すえ）ヶ谷の地名という説もある。

（中 略）

沖之須

大昔この村の周辺は海で州が今の様になって村が出来たものと思う。この地は昔から戸数が多く田圃が少くて魚漁や船匠を業とする人が多かった。

（中略）東大谷川と西大谷川が大雨の都度土石を流出して川を塞ぎ、宝永の大地震に依って土地の隆起に伴い　今は三俣川の面影さえも残っていない。

今沢

横須賀港の港口で　弁財天川　坊子刈川の川口に当る。宝永四年の大地震の時海浅くなって入海も消え附近は田甫と変った。

当時はこの川口より船は入江に入り　城門前迄　或は小谷田　浦ヶ谷に乗り込むことが出来た。

十三代城主西尾忠成は港口の塞ったのを嘆き　この地の前より在って当時頽廃していた八大竜王弁財天の社と建立して　港口が開けるように祈願した。

「ふるさと竜洋」○竜洋町教育委員会

○宝永地震　宝永四年（一七〇七年）一〇月二八日　一四時すぎ　M八.四

この地震は　わが国における最大級の地震のひとつである。この地震の後　約一ヶ月を経て富士山が爆発し　宝永火口を形成した。この地震によって遠江南部の地盤は　急に南上りの傾動をし　遠州灘沿岸一帯が隆起した。隆起量は　御前崎付近で一～二mであり　横須賀では　地盤の隆起によって港として利用していた弁財天川河口部の入江が干上ってしまい港としての機能を失なった。これと同じようなことは　後の大きな地震にもみられる。

（新居町史）一〇宝永五年所替及津波被害

今度新居宿御忠誠を以　所替被為仰付候ニ付而入用之義地頭牧野大学方へ被為付候旨奉承知候

新居宿古来之御領所ニ而御座候所ニ七月以前御聞

所吉田附二罷成　則新居宿も其節ゟ吉田附二罷成申然上者御関所御用宿迄奉存候間　此度御関所御普請之御次而二宿之儀も　御公儀様之御入用を以被為仰付被下候様奉願候　六年以前未之年地震節之　小田原宿　箱根宿江御救被為下置　其上駄賃五割増被為仰付候例も御座候　新居宿之儀家数八百五拾軒余人数三千八百人余御座候　宿高本新共**繰**二百七拾石余御座候得共　年々潮入不作仕　大勢之人数半生之いとなみ御往還之御影并猟場之少せきに而渡世仕候所二　近年漁猟一切無之御座其上数度之火難に逢困窮仕罷在候処二　此度之津浪に而　高百七拾石余之内新田分七拾石余　亡所仕渡船猟船共に九拾艘余破損仕其外猟網船具等迄打流申候　尤も家数八百五拾軒之内弐百四拾壱軒流失　百七軒者潰申候　相残家も不残破損仕　衣類諸道具打流　及飢只今地頭介抱並以御役等相勤申儀二御座候　ゝ様二段々困窮仕非人同前二罷成御役難勤り御座候間　此度御慈悲を以

所替被為仰付候儀永々之御慈悲二御座候　御公儀様ゟ御救被為下置候様二奉願候　以上

宝永五年子正月

遠州新居宿
問屋　九郎左衛門　印

○

乍恐書付を以て奉願候

十月四日津浪之節　新居町渡舟百拾艘之内四拾艘流失仕り　只今七拾艘に而往還渡御役相勤申候　此節ハ御大名様方御上下も無御座候二付　七拾艘に而も当分相勤り申儀二御座候へ共　来春ゟ御通多く御座候得は七拾艘に而ハ相勤り申間数と奉存候　依之流失舟四拾艘造り立候儀　宿中のみに而不罷成候間御公儀様御入用に而御造り立被下　往還御用相勤り候様二奉願候　引越被為仰付候得ハ舟路少し遠ク罷成候二付　唯今迄の弐人水主の船ゟ此度造立候舟は大キ二仕　三人水主に而荷物等多く積　舟路相延候而も百拾艘に而舟手支不申様に可仕候　舟大キ二造

り立候得ハ色艘ニ付入用金拾五両程宛かゝり申儀ニ御座候得共　右申上候通此砌宿中の力ニ而不罷成候間御用を以流失舟四拾艘御造立御役相勤り候様ニ御慈悲奉願候、尤唯今有舟ニ拾艘之儀ハ何とそ宿中の精力を以て　段々大キニ修覆可仕候得共　流失舟四拾艘造り立候儀不罷成候間御慈悲奉願候　以上

亥十二月

遠州新居宿
問屋　九郎左衛門　印
年寄　武右衛門　印
船頭頭　六郎兵衛　印

御奉行様

○

乍恐口上書を以て奉願上候

東海道
浜松
新居
白須加
二川

一四年以前亥十月地震以後　新居渡海浪高く御座候故　御大名様方本坂越被遊候ニ付　奉願候得ハ御慈悲ニ去年浪除御普請被為仰付　渡海能罷成難有奉存候　然共道中筋馬士人足其外通り馬方上下之者勝手ニ成申儀ニ御座候而風聞悪敷申習し　御大名様方本坂越被遊候ニ付軽き旅人等迄本坂通り仕候　依之役人とも段々困窮仕及餓死候者御座候間　御役難勤り難儀至極仕候　新居渡海地震後も御朱印御証文ニ而之御通り御統飛脚御用物　御上使様ニ系大坂御番衆様諸御奉行様方御渡海被遊候　其上御普請御成就之後渡海能御座候処　今以御通り無御座迷惑至極仕候　向後御大名様方前々通り今切御上下被遊候様ニ奉願上候　御大名様方御通り無御座候而者御役相勤り不申間　本坂通り御止被遊御儀御座ハ候　右宿々御伝馬役人本陣旅籠屋相続仕候様ニ御慈悲奉願上候

右之通乍恐被為聞召分　右宿々之者共永く御役相勤候様ニ被為仰付下候ハヽ難有可奉存候　以上

宝永七年廿二月

浜松宿問屋
市左衛門
新居宿問屋
九郎左衛門
同所船頭頭
九郎次
白須賀宿問屋
庄左衛門
二川宿問屋
五左衛門
同断
清兵衛

御奉行様

（同書）一〇「新居町に関する古記録・七里飛脚之事」

一新居渡海船道之儀、古来ハ湊口舞坂宿中程ニ有之候処、段々西江寄其後者舞坂舟場南之方ニ在之、依之舟道深舟通路能御座候処、夫ゟ又遠ク西方江寄舟通路悪敷相成往来差支候ニ付、其節ハ牧野大学様御領知ニ而ニれあり、大学様ゟ公儀江被仰立、三拾年前以

前宝永四亥年九月江戸町人松浜屋喜兵衛と申もの
定波御普請御附被下候、右喜兵衛ハ死去仕候ニ付
只今万太郎御請仕罷在候、然処亥ノ年十月四日大
地震ニ而大浪打、湊口橋文西江寄前々三四丁も在
之候口ゟ凡拾丁余も広ク成荒海ゟ之波直ニ舟道江
打掛、渡船通路不宜候ニ付御大名様本坂御通行被
遊候而吉田ゟ浜松迄之六宿迷惑至極仕候ニ付、当
四ニ川白須賀新居舞坂浜松六宿江戸江罷下り、道
中御奉行所江御願申上候得ハ、宝永六丑年湊口新
居浜之方江乱杭御普請被為成下候ハヽ、渡船通路
能相成本坂御通行并御停止ニ被仰出候故本坂通相
止申候、其節御普進御奉行御目付伊勢平八郎様
御徒目付松永小八郎様、野田源兵衛様、其外御小
人目附衆六人、六月ゟ極月迄御附居御普請出来申
候由

但御成宿者舞坂ニ御詰居之由、右之節道中奉行

松平石見守様
大久保大隅守様　御勤メ

一新居町只今場所引越候訳者　亥之年地震ニて相居候処　荒海近く殊更地下キ(ママ)成所ニ而大浪之節引場も無之　以来住所引成地ニ無之候ニ付　宿中相談之上江戸江罷下り　道中御奉行所江罷出取替之御願申上子年当地江引越申候由　但大学様より地形被仰付引越金惣町中江弐十五百両御借シ被下候由

右金返納不仕得今以借用仕罷在候由

〔同　書〕一

一宝永四子年新居白須賀所替ニ而白須賀迄之道法相延白須賀二川之間　道法近ク相成候ニ付　新居白須賀之間　道法延候分御継飛脚御下行米御増被下候様ニと親九郎左衛門道中御奉行様江罷出御願申上候処御聞届被遊候由ニ而其御道法丁間竿御改二川白須賀之間ちゞまり候分二川ゟ請取候様ニ被仰下　三年分之御下行米二川ゟ請取　夫ゟ已来御増米之御継飛脚米

新見御代官様ゟ年々請取申候　（中略）

一宝永年中大地震ニ而今切湊口新居之方へ夥敷切レ込　住所も難成　猶荒海之汐渡船江打懸通船難成ニ付　御大名様初自余訳往来本坂越御通行被遊候故新居之義ハ不及申ニ浜松ゟ吉田迄之宿難義ニ付右宿々江戸表江罷下　御慈悲之儀奉願上り候処　御聞済被為下候被仰渡五ヶ宿ハ罷登り申候親九郎左衛門義ハ相残願之様子度々申上候処為御見分ト御目付伊勢平八郎様御徒目付御両人様御小人御目付垣方御登御見分被成又御下り被成候　又御登被成候而舞坂ニ御旅宿被仰付御逗留湊口乱杭御普請被仰付出来御出立江戸江御下り被遊候夫ゟ本坂御通行御停止被仰付人馬継候義無用之御書付見附宿御油宿江御出し被遊候　右之通九郎左衛門願請候義ニ御座候

〔同　書〕一〇享保二十卯三月御朱印御願

一右御願之儀前々も宿中打寄相談仕罷有候処新居宿

之儀、毎年通ℓ住居仕候故節々高潮入り或は大浪ニ
遂其上住居不成場所ニ付御願申上、三十五年以前所
替仕ℓ候弐拾九年以前大地震津浪以後所替仕、無間
も両度之引越ニ而一宿難相立体ニ悉困窮仕候故、御
願一年ℓ被延引ニ罷成申候、併自須賀宿神主江被下
置候御例も御座候様ニ奉存候、其上同国天竜池田村
古来之者共も、天正の御時代奉御奉公仕候為御褒美、
新居宿御同様之文言ニ而御判物被為下置、今以奉所
持候ニ付相勤罷在候御儀ニ御座候得ば新居宿之儀、
此度御判物御下ケ被為下置候様ニ御慈悲奉願上候
（中略）

享保二十年卯三月

遠州新居宿船守役人代
作右衛門

船守船頭頭
久右衛門
船守頭
九郎左衛門

御奉行様

○

作右衛門名ℓ以申上候
（ママ、系カ）
一十月四日大地震良刻津浪打、家数弐百軒余流
失、百軒余打ツぶし申候、惣て新居町之儀地ひき
ニ有之、殊ニ三方海ニ而少々の風雨浪荒ニも家居
損じ難儀仕候所、前々ℓ向中浜地高ニ而、御田地
も有之程ニ御座候而、此所荒海ℓ之かゐニ罷成
少宛之潮入候儀ハ難儀仕迄ニ而御座候、所々此度
の津浪ニ而向中浜地形打崩し、田地も此所ニ罷成
り中浜大分々込、前々ハ幅六町程も有之候処ニ瀬
弐町ニ罷成、其上浜地形打崩し地ひきニ罷成、此
以後少の浪荒にも新居町浪除囲ニ不罷成、左候ハ
荒海ℓ直ニ浪打かけ候而ハ危儀ニ御座候、第一今
切湊口大分新居の方江切込広罷成申候
一新居町東西の入口打切、只今船ニ而渡口方海ニ罷
成、潮の指引強く当分の住居も難仕足弱の者共は
在郷へ当分預ケ置候程の仕合ニ御座候、依之当分
ℓ御役筋難勤ℓ奉存候

一 今川渡海場近年悪敷罷成　夫故御泊休も無御座候処
に　又候此度の津波に而新居町の儀　向後ハ軽き旅
人迄も泊休は御座有間敷　依而難渋仕と奉存候　右
之通今程は四方海に而新居町は島の様ニ罷成候故
所之者共当分ハ尼奉存候得ハ　往還之御家中少之御
休も難被成儀ニ御座候　依之地高成所江引越の儀奉
願候　場所も見立申候所ニ新居近所松平式部少輔様
御領知内山村と申す所へ引越被為仰付候得ハ　第一
渡海之ため往還筋も如何様ニも致能儀ニ相見江申候
此所ニ米津周防守様　牧野大学様領入合之中野御田
所も御座候　内山村の内にも牧野大学領知少々御座
候　追而御下知次第絵図等認差上可申候
一 新居町之儀元来困窮仕候所　此度引越奉願候儀　人
々年久敷住居仕引越候儀　当分ハ難儀至極ニ御座候
得共尼所迷惑ニ奉存候　如此御座候　願之通被為仰
付被下候様御慈悲奉願候
一 地高成所江引越候ハヽ御役等勤り能　御泊休も可有
御座候并猟場之分も差支さわりも無御座候　渡船の
出入さゝわり無御座候　左候得は遠々ハ弥以相続
可仕候
右之通御慈悲奉願上候以上

宝永四年亥十一月

遠州新居宿問屋
年寄　九郎左衛門
同　八郎兵衛
同　市三郎
同　六郎右衛門
同　武右衛門
組頭　勘右衛門
同　市郎左衛門
同　次五右衛門
船頭頭　次郎右衛門
同　六郎兵衛
同　弥次兵衛

同　九郎次郎
同　佐右衛門
同　小左衛門
役人代　市左衛門
同　権兵衛
同　九兵衛

御奉行様

（「御関所由来并旧跡記」○「新居町史」所収

宝永四年同大学統于吉田之城ヲ領知ス依于御関所モ又元之如シ

凡慶長五年ヨリ宝永四年迄一百年二当ル乎僕新居之駅今切渡海開事ヲ考ルニ編年

（傍書ニハ（七年丁巳ハ

小史ノ曰明応八年己未六月十日遠州橋本村甚雨大風海

（乙未年也　庚子年也

（ママ）

（ママ）

吉ヲ伝云　橋本十軒九之橋本ハ今橋本之御関浜ナリ北山平軒今ノ北山ノ浜ノ方也　曰ヶ崎平軒　曰ヶ崎ハ新居御関所ノ向白洲浜　住吉　ハ王子ノ森ノ間御関所ヨリ南十二丁程乎当ルト云伝ル

明応ノ難ノ時或潰レ或没シ此時曰ヶ崎悉ク皆没シテ今ノ新居ノ駅ト改築シテ小史ニ記所相合ズ　橋本村尾崎孫兵衛ト云者有　彼ガ先祖曰ヶ崎ニ住ス　此時ノ難ニ柑子ノ木ニ登リテ助命スト代云云伝也

（○右の文の頭注をかかげる）

大学ハ出雲守之嫡子也庚子年ニ当ル丁亥年ニ于富士山御神火ノ節ニ当ル　明応八ヨリ十二年後也

俊漢合運ニ永正七庚子八月廿日遠州今切前出ト有又俗説ニ応永十二年トモ云其後永享四年壬子ニ大地震故前出トモ云又応仁二年戊子大風洪水ノセツトモ云然トモ今切ノ名ハ永正七年也初山法源禅師武蔵路記ニ出ス合運ト同シ分数本朝年代記十二丁明応八年六月十日大地震ニ大山崩而成湖在遠州名ニ新居ニトアリ云々

（○都同注）「遠州今切御関所日記」にも同一の文あり

○

嗚呼今切ハ東西之往還海陸之渡口也　僕今年丁亥秋

九月二十七日蒙り主命今切ニ至リ関ヲ守ル丁亥十月四日未上刻地大ニ震テ御関所潰レ津波ノ上ル事丈斗ニシテ三度然トモ口口(ムシ)御印鑑御証文御関所之囲ノ土手ニ上リ無恙　番人モ又然リ　此時僕番日ニ当リ　新居宿家潰事三百四十八軒　船流失スル事四十八艘溺死者二十七人渡海止ル事四五日　客来テ僕ニ問御関所ハ何レ之代ニ始リ建　僕モ又其所謂ヲ不知　客退テ憤思其所ヲ守　其濫觴ヲ不知ハ不祥ノ罪ニ不思ノ咎也トテ云ンベシ　幸然トシテ終宵小史ヲ読見シ風ニ起テ隣里之寺社ヘ尋開基并鐘之銘ヲ写シ取リ　且村邑之老夫ヲ吁集メテ証トスベキ諺言ヲ正シ　撰ンデ日旬ナラズシテ小冊成　猶月二十三日ヨリ筆ヲ始テ大晦日丑ノ刻ニ　書終テ愚味才不敏之智ヲ以記ス　後人必此書ヲ証トセン事ヲ恐ル　見ル者有テ遺漏編ヲバ筆ヲ加エヨ疑怪ヲハ是ヲ刪ン事ヲ待ト云ル爾

宝永四年丁亥猶月大晦日

三州吉田城主牧野備後守　僕

冨永政愈謹誌

（「新居橋本古事」）○「新居町史」所収

其後元禄十五年　吉田城主久世出雲守殿　御関所預らる　番頭　与力　同心江戸或は馬郡　篠原辺に住居せるもの、内　与力壱人　同心五人　御関所法式諸事取斗来内として　久世家江家来分爵申請け永く奉勤す　此時より番頭両人　給人十人　人改役弐拾人　南北に屋敷を建て相勤る　此時は船路もよく諸国の大船入津して　所にも廻船百艘余出来　海川の便都合よく　荒井の駅繁栄せり　六年をへて　宝永四亥十月四日未の刻より大地震にて　津波打ゐる事丈斗にして三度に及ぶ　荒井駅家数三百四十八軒　船四十八艘　溺死廿壱人　同五年に御関所并宿中一統　中ノ郷村の地に引移り　御除地四十二屋敷分八町八反壱畝九歩　居屋敷割付下され　内五町五反三畝十歩は　地所無之山にて下さる　引移りて新居の文字に改る　右津波の後　今カコ云く戎りて

切ん風波に船路危く　且後又高波の変ありて　渡船共
り難く　本坂越の往来既に三四年に及ぶ。依て公に願
ひ　御勢平八郎見分して　湊口普請始まり　白須賀
笠子の林を伐出し　数千の杭を湊口へ打って　船路通
路出来ぬれ共風波の節は　いまだ危けれは　吉田城主
牧野大学候江申立て　舞坂弧島の北三町汐除の蛇篭を
築出し　船路通路成就す　然れ共高波に洲砂押入り浅
瀬となり　渡船差支　又申立範囲之内　定波仰付られ
今に至る。船路壱里十八町　船賃弐百七拾五文と相定
る。

（「松山記」の「新居町史　史料編ヲ」所収
神社之御由緒及古書を左に記す

新居町役場に当地方古昔の掛図がある。

第一図　第二図迄には松山と云ふは記してなし。
第三図より松山と云が記しあり。
第四の図に慶長五年御関所始めの事。
第五図に元禄十四年高浪の変にて御関所を藤十郎山に
移す。
第六図に宝永四年十月津浪の変にて　三度御関所を
今の新居の地に移す。渡船壱里半とあり。

覚永四年休可が武州より甘田明神を再び勧請す。
当社は往昔栗原と云し頃の氏社にして向山に鎮座し
ありしが　津浪の為に村民退去後年久しく頽廃あり
しを再び勧請なして氏神となす。

（「駿遠豆の年輪」）○田中勝雄著

新居関

浜名湖の西南　小半島の先端に位置し　慶長五年
（一六〇〇）の創設。当時は大元屋敷にあったが　そ
の後たびたびの大津浪のため　元禄十四年（一七〇一）
中屋敷に移り　さらに宝永五年（一七〇八）　現在地
の新居町新居に移築された。現在の建物は安政二年
（一八五五）十二月に改築されたもので、間口一一間
奥行三間半の平屋で、屋根は瓦葺になっている。

〔遠江国風土記伝〕

旧荒井・中荒井等地水没、亡二人家一

古老曰、今荒井者古中之郷也、古荒井在二関東海中十二三町一、応永十二年、文明七年、明応八年及永正七年（一五一〇）等有二急波一、破二於荒崎一、湖水変為二潮海一矣、自二白須賀一至二荒崎十戸一、北山十戸、旧荒井・中荒井同時為レ海、於今切所写本荒井、於二松原中一、云二中荒井一也、礎石於レ今有焉、而後宝永四年十月四日、地震大波、関東十二町水没、而地大変矣、昔時、橋本・新井各十戸之郷也ト云リ（中略）

宝永四丁亥年、十月四日、牧野家臣富永政愈、当関司、有二急波矣一、古関在二今海岸以東十町計一、元禄以来今関所也、新井与二舞坂之中間一、海路廿七町計、

○

宝永四年関司政愈書曰「応永十二年大波破二此崎一、或曰文明七年八月八日、明応八年六月十日、甚雨大風、潮海与湖水之間駅路没、日笥崎千戸水没、在二関之東南十町計一白洲浜住吉八王子之森閒一、尾崎孫兵衛者之祖、繋二柑樹一抄

侍命矣、其孫今住二橋本一、永正七年八月廿七日、波涛中断於駅路、又破レ橋矣、従レ是以来、湖水変為二潮海一、橋本駅家没、置二新井宿一也、宝永四年十月四日地震、挙レ波三度、各高一丈計、崩レ関、潰レ家三百四十八戸、溺死廿一人、亡船四十八艘、渡海絶二五日一、

吉田城主牧野祭酒之臣富永政愈為二関成一、当レ難所二誌置一也、宝永四年十二月筆記」

（「ふるさと百話」七〇「姫街道の今昔」静岡新聞社編 宝永四年（一七〇七）の富士山噴火は各地に大震災を起こしたが、とくに浜名湖岸では近藤用清の知行所が、いっきょに三十九百石の田畑を失った。

〔浜名記〕○「三ヶ日町史料六」所収

移二居於新井中町一、移二関於藤十郎山一、移二町家於金山麓一、藤十郎山、今之関所也

同十年新関造営吉田城主久世出雲守宝永三年同城主牧野備前守同四丁亥年十月四日牧野家臣富長政愈上云者当番、日急波矣、古関ハ今海中在二十町計一、元禄以来今関所十リ

新居与舞坂ノ中間海路三十七町計リ。

（「湖西の史跡めぐり」）○彭坂良平著

（前文略）かっての白須賀宿は　今の元町であり　切論間屋場は元町にあった。ところが宝永四年（一七〇五）の大津浪に壊滅したため　翌宝永五年幕府の助成を得て現在の地に宿場を移したのである。

（「気賀近藤家系譜」）○「引佐郡誌上」所収　近藤用清

幼名内匠　経殿助の条

宝永四年丁亥年十月四日大地震之節領分遠州気賀海辺之田畑海に陥り其外亡所相成右気賀村昔被仰出　三河国八名郡吉川村遠江国鋪知郡都筑村同国豊田郡上新屋村同上野部村同合代島村同国笠竹之内村同篠原村同草崎村同七蔵新田村同一色村同富田村為御代地被下

享保十一丙午年正月十九日旧領気賀亡地毛附之分被下御代知遠江国豊田郡之内篠原村向笠竹之内村合代島村富田村一色村草崎村上野部村之内七蔵新田村返上之所高千石余者追々起返之上御返可被下旨被仰出

（鈴木茂左衛門文書）○「引佐郡誌」所収

一高二千六百五十四石三斗四升　気賀七ヶ村（古高）

内　三十三石八　海高川高
　　七石五斗八　葭野高

右は宝永四丁亥年気賀村七ヶ村大地震にて亡所に相成上知に御願則御願通上知被仰付候其代知の村訳末に記す

一高二千六百五十五石四斗三升五合　御代知村高

内

八百九十九石七斗一升六合　三河国八名郡吉川村

二百四十石　遠江国敷知郡津々木村

八十一石四升七合　同　豊田郡上新屋村

三百四十三石二斗四升五合　同　上上野部村

百四十八石五斗一升二合　同　上合代島村

五十七万(ママ)七斗九合三勺一才　同　上向笠竹ノ内村

七十六石八斗四升三合七勺九才　遠江国豊田郡
　　篠原村
五百五十八石八斗三升八合九勺　同上　草崎村
百四石六斗四升六合　同上　七蔵新田
百六石四斗五升五合　同上　一色村
三十八石四斗二升五合　同上　畠田村
享保十一午年気賀村々如元御引替被下置候節左之通り
一高二千六百五十四石三斗四升　気賀七ヶ村
　内
一高千三百七十二石四斗九升一合七勺六才
　（残高）
一高千二百八十一石八斗四升八合二勺四才
　気賀七ヶ村ノ内
是は宝永年中大地震にて海成荒地に罷在候処延享年中
（一四・四）頃より地高の場所起返少し宛出来仕り当時
御預所に被仰付候此の代地
八百九十九石七斗一升六合　三州八名郡吉川村
二百四十石　遠州敷知郡津々木村
八十一石四升七合　遠州豊田郡上新屋村
六十一石八升五合二勺四才　同上　上野辺村
享保十一午年小林又左衛門より御引渡相成候節七所
代知として残し置かる
右御尋に付申上候趣書面之趣に御座候尤も少々宛高
増減も御座候得共年久義に御座候に付早速難相知御
座候以上
　　近藤縫殿助家来
明和四亥年四月　　鈴木銀右衛門　印
　御勘定所
（「気賀町誌」）○「引佐郡誌上」所収
此の湖（○細江湖）往古応永十二年明応八年永正七
年宝永四年等の震災又は海嘯等の為に淡水変じて潮
水となれり
○
気賀近藤の気賀村領地には左の事実あり（気賀
近藤の他の領土には受りなし）

宝永四丁亥年十月四日大地震の節領分気賀領分海辺之田畑海に陥り其外亡所に相成候気賀村全部上知為御代地被下置（其事後に記す）

○

旧記を案ずるに気賀村は昔宝永四年十月四日大震災に罹村内細江湖畔の土地悉く陥没して稲田全く海に変じたれば地頭は遂に全邑を挙げて之を幕府に上知し他郷に代地を賜はり以て僅かに其泥土を存し農民は為に家産をと失して復生業を営むべき途なく殆んど将に離散せんとするの情況に沈淪し上下悲惨を極むること多年用随の代に至り大に心を民業に用ひ先つ震災亡所の復興を企画し自ら海面の深浅を調査し又目標を設けて潮水の干満を試量せしめ計成り図熟して之を幕府に請ひ中泉代官大草太郎左衛門の監督を受け邑内の農民を役して工事を起し夥多の溝渠を作りて泥土を取り且つ以て舟楫に便し又長堤を築きて潮除を設け又新に河川を鑿ちて水害の排除を計りし等（ママ）拮据経営具に之を尽し明和年中に至りて功漸く成り亡所太半起返りしを以て地頭は其の旧邑を復し農民は稍々其の堵に安んずることを得たりしが一旦陥没の水田尚低窪にして常に潮水の浸害を蒙り往々稲禾腐蝕して農民凶歉を免かるる能はず且つ広漠の海面土功未だ及ばずして空しく葭葦孤蒲の叢生に委するの土地少からず継殿助深くと之を憂へ広く適当の作物を索め豊後の国産琉球藺の能く潮田に生育するを聞き乃ち府内の城主松平氏に請ふて其種苗を得以て之を移植したり。

（中略）

而して此の一帯の土地は引佐細江の外洋と相通ずるを以て変災起る毎に潮水浸入の害を受けたること枚挙に暇あらず特に明応宝永等の災害に於ては被害の範囲頗る広く一般人民の困難せしことは夙に伝説に明かなりとす。

抑々宝永四年大震災の被害は又極めて惨憺たるものなりき是等の災害と領主近藤氏との関係は今一々之

を述ぶるを得ずと雖常に其の復旧と整理とに全力を傾注せられたるを見る

（中　略）

我が領主たる近藤用清用随用和用恒用永用明等歴代の地頭は皆能く其の祖先の遺風を紹述し質素勤倹の美風を確守し牧民の実を挙げたること極めて多かりし就中用清用随用和の三代は宝永四年の大震災にて細江湖岸一帯及都田川流域凡そ一千八百石余の土地陥落し沃野は忽ち変じて潮田となり収穫の途全く絶えて民悲惨に泣くの際なりしを以て用清は代官大草太郎左衛門と相謀り之れが復旧工事に力を尽すこと茲んど二十年約五百石の田地を恢復したり於是最に震災後上知せる気賀村は此に再び近藤氏の所領となり特に用随は其の後を紹ぎ堤防を築きて潮水の浸入を防ぎ新河を開鑿して河水の漲溢を除き溝洫を穿ちて排水灌漑の利を謀り舟楫の便を企つる等復旧工事の継続に努力すること茲んど三十年約八百石の田地を恢復したり用和用恒用永用明又相継ぎ孜々として復旧工事の完成を期し用明の時乃ち弘化元年を以て全く旧態に恢復したり。

宝永震災以後弘化元年に至る凡そ百三十年間我が地頭は其の心血を此の復旧事業に傾注せられたること此の如くして用随は是等起返りの田地に適合せる琉球藺の苗を豊後国府内より取りて植えしめたるの結果年と共に漸次隆盛に趣き現今に至りては遠州表の声価遍く海内に及び本町生産業の大半は全く斯業の発達に拠るに至れるは是れ皆用随以下各地頭の賜によらざるはなし。

（中　略）

若し夫れ宝永震災以後領主近藤氏歴代の力を此の復旧事業に輸すことなからんか陥没せる田畝は空しく水底に葬られ民は其所を得るに由なく必ずや悲惨の境遇に陥りて今日の有様を呈すること蓋し難かりしならん往を想ひ来を考へ転た感謝に堪えざるものあるなり。

○

宝永四年十月四日昼九ツ時地大に震ひ海波高く天を衝き沿岸良田潮水深く浸入し漸く熟の地空しく蒼茫々の場となるもの頗る多し斉藤烏久大に之を憂ひ恢復匡済の策を講す　明和元年領主近藤縫殿之助（沽民院殿田随）大坂大番頭を命せらるゝや扈従大坂に至る在坂中豊後杵築の城主松平市之正に面会し談偶々各地の産物に及ぶ烏久曰く我本国江涯汀潮水浸入五穀栽培する能はずと市之正曰く我領亦是に類する地少からず斯く潮水浸水する時は殆ど栽培する植物在るを見ず然れども之に適する唯一の琉球藺ありと烏久大に喜び其苗を請ひ帰国の後庭園の一部に植へ培養甚だ力む既にして漸く繁茂増加せしを以て下民に是を分与せり。

（静岡県社会文化史）上　○池田一夫編　姫街道の説明文

二の街道の交通が急に盛んとなったのは宝永四年（一七〇七）の大地震で今切津波のため渡船杜絶し　往還の旅人や荷物が本坂通りに殺到し、やがて今切渡しの設備が旧に復しても　なお旅人は道をこの街道にとるもの頗る多く　沿道宿駅及び助郷農民の困窮は甚しいものがあった。気賀町庄屋三左衛門名義を以て宝永四年丁亥十月（一七〇七）道中　奉行に次の如く注進している。

乍恐口上書を以申上候御事

十月四日地震にて新居今切渡海不自由に罷成候に付往来本坂越御通り被成　気賀町馬継に御座候処、御伝馬役無御座　御地頭御小身に御座候故　人馬少にて御払手支申候　此段烏御注進申上候　以上

亥十月十二日　　遠州気賀町庄屋三左衛門

御奉行様

（湖西の文化）○彦坂良平著

元禄年間（年月不詳）白須賀流ル。此ノ時潮見坂上ノ笠子山ニ移住シタルモノ最モ多シ　是レ風土記名所図絵等ニ此ノ時ヲ以テ移住シタル如ク記セル所以ナラン　サレドソハ誤ナリ

宝永四年十月四日白須賀流ル・（全ク流失セルモノ四十五軒　潰家五十一軒　半潰三十七軒　此外損害夥シ）此ノ時宿ヲ坂上ニ引越シタルナリ・白須賀宿の引越ハ宝永津浪ノ時ナリ・

地名辞書　風土記　東海道名所図絵等ニ　元禄中宿ヲ引越シタル如ク記セルハ何レモ誤ナリ・左ノ古証文ニヨリ宿引越ノ宝永年中ナリシコト証セン・

証文之事

一当正月従御公儀様白須賀町引越御普請被仰付　則江戸豊田屋源助　河内屋三右衛門　津満本屋十蔵御請負仕候。依之町相談之上金高壱万三百四拾両二下請仕候。右金高之内六百九拾五両八長谷　境宿へ相渡シ　八千百弐拾弐両弐分銭七百七拾弐文ハ白須賀引越地形并二家作入用御普請出来仕候。割免其外去亥十月地震以後分御普請中諸入用立合勘定仕立相払申候・右引残金千百弐拾弐両壱分銭三百七拾弐文此度町中へ受取何ノ出入無御座候。向後此度ノ御普請ニ付惣方互ニ少シモ申分仕間敷候。為後日惣判仍如件・

宝永五年子六月

注意＝右証文中長谷村　境宿村トアルハ白須賀宿中ニアリシ村ニテ各庄屋アリ　白須賀庄屋之ヲ総括シタルモノナリ。

宝永以後＝現今ニ至ルマデ変遷ナシ・今潮見坂下ヲ元宿ト称スルハ　宝永以前ノ白須賀宿ノ名残ヲ存スルモノナリ。

（同　書）○白須賀潮見観世音縁起（蔵法寺）

備前少将綱政公菩薩ノ霊感ヲ感ゼラレシ奇跡アリ其記ニ曰ク　少将関東ヨリ帰国ノ砌リ本陣大村庄左衛門ニ館セラル・（即チ当時ノ白須賀宿ニシテ今ノ元町ナリ）其夜霊夢ニ少将ニ告ゲラレケルハ　将ニ此ノ地ニ大急難アラントス速カニ去ルベシト　少将駭キ覚メテ駕ヲ命ス　従者評カルト雖モ君命止ムヲ得ズ四更御シテ二川宿ニ至レバ天将ニ明ケントス

時ニ少将村里ノ父老ニ問ハレケルハ　此ノ近境ニ観音ノ霊場アリヤト　父老拝諾シテ岩屋山ノ観音ヲ指ス　少将堂ニ至リ霊夢ヲ謝ス　実ニ是レ宝永四年三(ママ)月四日未ノ刻ナリ　此ノ時白須賀宿ノ南海鳴風カニ起リ海中頻リニ震動シ　怒涛涌クカ如ク看ル看ル民舎ヲ覆シ樹木ヲ抜キ　山ノ崩シ石ヲ転ジ暗雲吹(ママ)尺ヲ弁ゼズ　是ニ於テ従者始メテ其感応ヲ知レリトゾ。

（妙立寺年譜）○宝永四年項

一〇・四・大地震の為め客殿の後の山崩れ旗建松倒る。

（佐原由緒）

（注）この大地震に大津浪来襲、白須賀宿（現・元町）潰れ、宿場を汐見坂上に移す。

○享保三年の条　一〇・一　白須賀妙泰寺汐見坂より現在の所に移転す。（兼記）

（注）宝永四年大津波の災により白須賀宿汐見坂上に移る。之に伴い当寺も転寺せり。旧汐見坂途中にその遺跡を存す。

（旅篭町平右衛門記録）○「浜松市史・史料編二」

所収

一同四年亥之十月四日昼八ツ半時（午後二時）　当地大地震仕

○

○「旅篭町伝馬御許訟始末」

一連尺町之儀　当御城主様御代々御城内にてやね御ふき替之節　鳥ふき之手伝人足出し来　并御茶壺浜松に御泊り被遊候時　当御城主様より御拝領様方江御ふるまい被成候時　御徒衆様江御給治(仕)之物出し来　是計之役目にて御地子御免許町ニ御座候得共　旅篭町家数弐拾七軒にて　肴町・田町両町之家数多く町と同割之御役勤申候処に　宝永四丁亥年十月四日に大地震入候ニ付　荒井舟海悪く成り申候間　往来之御衆中様　御大名様方并ニ本坂越被遊候ニ付　御旅人多ク市野村通り　御用にて御通り被為遊候御方様者荒井ニ越し　又者是ゟ本坂越被成候ニ付　殊外伝馬役歩役共ニ員銭大分多く掛り　其故勝手ニ可成御大

名様方其外御家中様方町人衆まで多く市野通り　又者
当地ニ御泊り二御座候而も本坂通り被成候衆者遠尺町
伝馬町あるいハ田町ニも御泊　旅篭町ニ者御泊り一円
無御座候ニ付　至極困窮仕迷惑ニ奉存候ニ付当御城主
松平伯耆守様江度々御願申上候得者　御聞届被為遊候
而　金子銭御米共ニ御拝借被為仰付難有頂戴仕（以
下略）

○
（ママ）
宝永四丁亥十月四日之昼八ツ時（午後二）ニ　当地大地震仕候ニ
付　浜松町中之内ニ　潰家七拾壱軒有　半潰家弐拾九
軒有　大破損家五拾弐軒有　小破損家四拾八軒有　右
之家数都合弐百軒御座候処ニ　此家主共江当御城主
松平豊後守様より為御救御米被為下候

覚

宝永五戊子年正月
一御米千三百七拾四俵　被為下候御米也

右御米之内

一御米三拾俵　伝馬町杉浦助右衛門殿江被下候
一御米三百俵　往還通潰家弐拾軒江被下候
但シ家壱軒江御米拾五俵宛
一御米五百拾俵　裏町之潰家五拾壱軒江被下候
但シ壱軒江御米拾俵宛
一御米弐百三拾俵　往還通半潰家弐拾三軒江被下候
但シ壱軒江拾俵宛

「花屋記録」　三六　○浜松市旅篭町　杉浦氏所蔵
「浜松市史　史料編一」所収

一宝永四丁亥年十月四日之昼八ツ時　当地大地震
浜松町中ニ潰家七拾壱軒有　半潰家廿九軒　大破
損家五拾弐軒有　小破損家四十八軒有　右家数都
合弐百軒御座候処　此家主共江当御城主松平豊後
守様ゟ為御救御米被為仰下候

覚

宝永五戊子正月（一七〇八）
一御米千三百七拾四俵　被為下候御米也

右御米之内

御米三拾俵　杉浦助右衛門江

一御米三百俵　往還通潰家廿軒江被下候
但壱軒米拾五俵つゝ

一御米五百拾俵　裏町潰家五十一軒江被下候
但壱軒江米拾俵つゝ

一御米弐百三拾俵　往還通半潰家廿三軒江被下候
但壱軒三付拾俵つゝ

一御米三拾俵　裏町半潰家六軒江被下候
但壱軒三付五俵つゝ

一御米百五拾俵　往還通大破損家三拾軒江被下候
但壱軒五俵つゝ

一御米四拾四俵　裏町之大破損家廿弐軒江被下候
但壱軒弐俵つゝ

一御米六拾四俵　往還通小破損家三拾弐軒へ被下候
但壱軒弐俵つゝ

一御米拾六俵　裏町小破損家拾六軒江被下候
但壱軒壱俵つゝ

右御米外ニ
御米六百廿六俵　御役町五町江拝借仕候
伝馬町肴町四町旅篭町塩町

此節御米都合弐千俵出申候

御役町六百廿六俵割

一御米弐拾俵　杉浦助右衛門江拝借

一御米百三拾九俵三斗四升弐合七勺　伝馬町中

一御米四拾六俵弐斗四升九合弐勺　塩町中

一御米百三拾九俵三斗四升弐合七勺　四町中

一同断　肴町中

一同断　旅篭町中

御役町御拝借米町々江割候得者、米弐斗余多ク割之
節四斗入ら外ニ俵入米多御座候被存候
右潰家半潰大破損家小破損家共江被為下候

一御米十三百七拾四俵之内　七百五拾三俵　御役町
六百廿一俵　御役町

此割高七百五拾三俵之訳

一御米弐百八拾九俵　伝馬町

内三拾俵　助右衛門

七拾五俵　作六、喜太夫伊右衛門六右衛門孫七　潰家五軒

百四拾俵　半潰家十四軒

弐拾俵
廿四俵
一御米廿五俵
内 拾五俵
拾俵
一御米八拾弐俵
内 四拾五俵
廿俵
拾五俵
弐俵
一御米三百四俵
内 弐百九拾俵
拾四俵
一御米五拾三俵
内 三拾俵 清次郎 長右衛門 伝左衛門
拾五俵 平左衛門 徳左衛門 長左衛門

大破損家 四軒
小破損家十弐軒
塩町
遣家壱軒
半遣家壱軒
田町
遣家三軒
半遣家弐軒
大破損家三軒
小破損家二軒
肴町
遣家廿九軒
半遣家七軒
旅篭町
半遣家三軒
大破損家三軒

八 俵 八郎左衛門 三郎左衛門 小破損家四軒
才兵衛 勘右衛門
一地震以後御役町弥之外困窮仕 御城主様江御願申上 宝永五子年
御米七百四拾七俵 拝借仕
此御米之内割
米三拾俵 助右衛門
同断 市左衛門
同断 与三衛門
同断 田町 此節問屋当番ニ付 伝右衛門
同百拾俵 田町
同百三拾七俵 旅篭町
同三百八拾俵 伝馬町
右之拝借米之節 塩町肴町八御願不被成候訳八
肴町八亥年御米大分拝借被致候ニ付差引
一伝馬町ニ八此外ニ亥年御拝借米弐百俵有之 此代
金子年ニ返納被成候

宝永五子年拝借米上納之義八　三ヶ年二上納仕候
旅籠町ハ別而困窮故　享保五子年限二上納仕候
一此時吉田御城主牧野大学頭様ゟ御金弐千両拝借被仰
付　内三百両清須屋与右衛門　弐百両江戸屋新右衛
門　五百両惣旅籠屋中四拾軒　千両惣町中江拝借被
仰付候　但拾年賦
一同掛川宿御城主松平遠江守様ゟ金七百五拾両拝借被
仰付　六年賦二上納被仰付候

〔同　書〕　五七

一宝永四亥年十月四日昼八ツ時大地震二付　荒井川用
渡り悪ク罷成　御旅人様方本坂御往来之故　浜松・
舞坂・荒井・白須賀・二川・吉田・六ヶ宿御普請願
二江戸表へ罷下候宿々

徳益、武右衛門

一舞坂宿　和久田源右衛門　一荒井宿　疋田惣内
岸九郎次
一白須賀　大村庄左衛門　一二川　後藤五左衛門
中西与右衛門
一吉田　林弥次右衛門　一浜松　梅屋市左衛門
清水源左衛門
屋田善左衛門

右之方罷下願書御奉行所様へ差上候

乍恐書付を以奉願上候

一去ル亥年十月地震以後新居渡海風烈敷時分ハ　只
今迄之船にては無覚束被思召　御大名様方其外御
往来御上下共二本坂通御通被遊候二付　浜松・舞
坂・新居・白須賀・二川・吉田迄六ヶ宿御通無御
座迷惑至極仕候　往来之御影を以御伝馬御役相勤
渡世滞なく仕候処二　本坂通被遊候故　困窮之役
人共別而及渇命二難儀仕候御事、
一当御飛脚御朱印御伝馬之儀者前々之通り不相替
御通被為遊難有奉存候　乍恐御慈悲を以新居渡舟
能罷成候様二被為仰付　向後御大名様方今切御渡
海被遊候様奉願候　御通無御座候而者六ヶ宿之役人
共御伝馬役難相勤　渡世送り可申方便無御座　宿

中末々之者共まで及飢迷惑至極仕候事

一右六ヶ宿之儀往還御影を以御役并渡世仕候処、亥年以来往来御通無御座候ニ付、役人共并ニ本陣旅籠屋悉困窮及潰候ニ付、難儀仕候、尤御地頭様方ゟ度々御救被為下、漸取続御役相勤申候得共、三ヶ年別而困窮仕、当分御役渡世送り可申覚悟一切無御座、難儀仕候、乍恐、御公儀様ゟ御慈悲を以、御金一宿江三十両宛拝借奉願上候、返上納之儀者御下知次第差上可申候御事

右之通被為聞分永々相続仕御役相勤候様御慈悲奉願上候、以上

宝永六丑年正月　　六ヶ宿

道中　　出府人不残名前

御奉行所様　　調印

右六ヶ宿御願ニ江戸表江被下候得者、御江戸ゟ同年四月廿二日伊勢平八郎様・御徒目付松永小八郎様・御小人目付市川佐右衛門様・深谷十兵衛様・御被官前沢藤兵衛様・棟梁河原作左衛門様・川合利兵衛様・辻内又左衛門様、右之御衆中新居川御番所共御見分ニ御出、則御見分被成、五月廿九日御出立、江戸表へ御下向被遊候而、同年七月三日ゟ川普請御取掛り、同十一月五日迄ニ出来上り、十一月六日御役人衆中御江戸江御出立、右川御普請中御奉行様方

十人御目付
伊勢平八郎様

御小人目付
市川佐右衛門様
同　鈴木平兵衛様
同　鎌方弥三郎様
同　須藤半六郎様

御徒目付
松永小八郎様
同　野田源兵衛様

右之御方々様御普請中新居へ御出

（都司注）右の史料に見るように地震後東海道を通る人々は多く浜名湖北岸沿いの本坂越（姫街道）を選ぶようになり浜松をはじめ本街道六ヶ宿は旅客が急減し宿場は困窮した。これに対する政策として以下に幕府による「享保三年本坂越停令書」の史料が「浜松市史・史料編」に収められているが、地震そのものから話がそれてゆくので二三は割愛する。なお安政地震のさいも同じことがおこっている。

（同　書）六二

一宝永四己亥（丁亥カ）年十月四日昼八ツ時頃大地震御座候而
道中筋所々家潰半潰大破損家小破損家其節御料所宿
々江
御大名様方御手伝御仕被成候而　宿々江金子被下御
取立被遊候
一勢州四日市宿ゟ遠州見付宿迄　本多吉十郎様御手伝
御代官外細田伊左衛門様
一遠州袋井宿ゟ駿州由比宿迄酒井左衛門尉様御手伝
一由比宿ゟ相州小田原迄
真田伊豆守様御手伝
右宝永五子年正月ゟ同三月時分迄
一御城下所々ハ御城主様ゟ米金ヲ等被為下候
一当所旅篭町宝永三戌年ゟ至而困窮ニ付巳年十二月廿
四日御願御年貢米御上納高之内御米六拾俵御味進ハ
翌年四年亥五月廿四日金子ニ而上納仕候

（浜松市史）一

宝永地震

宝永四年（一七〇七）十月四日の昼八ツ時（午後二時）に大地震が起こり　浜松では潰家七十一軒　半潰家二十九軒　大破損家五十二軒　小破損家四十八軒　合計被害家屋二百軒もあった。そこでこれらの家に対して城主松平豊後守（のちに備者守）から千三百七十四俵の救米が出され　また御役五町に対しては六百二十六俵の拝借米（期限三ヵ年　ただし旅篭町だけは困窮ひどく十三ヵ年）も出された。その内訳は第1表のごとくである。

また　この地震によって　今切渡舟杜絶し　東海道が困難となり　旅人は本坂越をするようになり　浜松宿の休泊者激減して　宿場町は一層困窮におちいった。

この地震が東海道筋一帯に大きな被害をもたらしたことは　萩屋記録中のつぎの記事からその大よそを

知ることができる。

一宝永四丁亥年十月四日昼八ツ時頃大地震御座候て　道中筋所々家潰半潰大破損家小破損家　其節御料所宿々へ御大名様方御手伝御付被成候て宿々へ金子被下御取立遊候

一勢州四日市宿より遠州見付宿迄　本多吉十郎様御手伝御代官外細田伊左衛門様

一遠州袋井宿より駿州由比宿迄酒井左衛門尉様御手伝

一由比宿より相州小田原迄真田伊豆守様御手伝

右宝永五子年正月より同三月時分迄

とあるように　二の地震は東は小田原　西は四日市間の東海道筋に震災をおよぼした外側地震帯の活動であったことが明白である。

こういった大地震も　遠州灘の沿岸からやや隔たった山地には　あまり多くの被害をおよぼさなかったようである。

都田村年代手鑑には

大地震　十月四日九ツ時ゆる

救米				
被害家屋		軒数	救米	
			俵数	1軒当り
伝馬町杉浦本陣		1軒	30俵	30俵
潰家	往還町	20	300	15
	裏町	51	510	10
半潰家	往還町	23	230	10
	裏町	6	30	5
大破損家	往還町	30	150	5
	裏町	22	44	2
小破損家	往還町	32	64	2
	裏町	16	16	1
計		200(4)	1,376	—

拝借米	
御役町	拝借米
杉浦本陣	20俵・斗升合勺
伝馬町	139・3427
塩町	46・2492
田町	139・3427
肴町	139・3427
旅籠町	139・3427
計	626・

第11表　宝永地震による浜松宿の被害家屋に対する救米・拝借米

と きわめて簡単に記されているだけで 大きい被害があった様子はみられない。

（『同 書』）

姫街道が脇往還としてもっともその機能をあらわしたのは 宝永四年（一七〇七）十月四日の東海道地震の直後であった。このとき 今切の「御関所潰レ津波ノ上ル事大斗ニシテ三度」で「渡海止ル事四五日」（富田政愈「御関所由来并旧跡記」『新居町史史料編』）、それは、かりでなく「今切之渡海広罷成故 浪荒渡舟不自由」（「宝永の災害」『細江のあゆみ』三号）になったので 一時に姫街道に人馬が殺到するようになったのであった。『本坂御往来留書』にも「五日の朝より本坂江往還之旅人荷物迄通り享保二酉年迄御通行繁有之」とあって十月四日より十二月晦日まで上下通行百四十七回 四百七十七人 翌宝永五年は上下三百五十八回 そのうち千人以上が十二回 百人以上が六十四回におよび ことに同年六月四日松平民部大輔の通行には無慮六千人に達している。もってその混雑ぶりが想像されよう。これは浜松宿をはじめ東海道の諸宿にとって「御役難勤渡世経営不罷成迷惑」のことで 宝永六年三月には浜松宿をはじめ舞坂・新居・白須賀・二川・吉田の六宿よりの「見付宿より市野村 御油宿より世村江人馬継立不申様に被為仰付被下候は 難有奉存候」という歎願となった（『浜松市史史料編二』）。その結果本坂道通行の差留となったのが享保二年（一七一七）十一月で 地震以後十一年目であった。といっても 享保三年四月には浄円院（将軍吉宗の生母）の通行があるというようなわけで やはり本坂道を往復するものはあとを絶たなかったのである。このとき動員された人馬は嵩山から袋井までの六宿で五千九十二人 馬千八百十七匹であったという。

○

宝永地震は宝永四年（一七〇七）十月四日昼八ツ時（午後二時）で 浜松城下では潰家七十一軒 半潰二

十八軒・大破五十二軒・小破四十八軒　合計二百軒ほどの被害があった。領主松平豊後守資俊は御救米千三百七十四俵を放出し救済にあたっている。津波のため今切渡船が杜絶し東海道往復の旅客は姫街道筋に奪われ浜松宿が困窮したことはすでに述べた。宇布見村では田畑十余石が荒地となり塩高四百七十石余の塩浜は「海同様」になったという。

〔浜名郡誌〕

龍谷寺　新居町新居にあり。

寛文五年　庄海村より荒井駅に遷す。元禄の災に元新居より中新居（今龍谷堀なる地名存す）に移し、宝永四年の津波の為め　翌五年十二月七日江国和尚　今の地に移転す。

〔雄踏町史資料〕一〇「寛永四年辛未万年帳」のうち

「塩浜修理願」

荒塩浜覚

西うら

一中の下浜　四畝壱歩半　伊兵衛

宝永四亥年より荒し

西そね

一下々浜　七畝歩　五郎右衛門

宝永四亥年より荒し

西堂嶋

一下々浜　弐畝廿歩　五郎左衛門

右同断

（中略）

西そね

一下々浜　六畝歩　権七五右衛門

宝永四亥年より荒

〔舞坂町史・史料編〕二〇「本陣覚書」港口杭木御普請

四十八年（朱書）

一港口杭木御普請宝永七寅同八卯両年被仰付候

四十年（朱書）

一同所同断享保三戌年被仰付候

右両度之杭木ハ宝永四年亥十月四日大地震津浪にて

所々大破ニ付石垣土堤家作共ニ本多吉十郎様御手伝御
普請ニ御座候

（同　書）四の「起返り荒地合帳」

坪井地先

壱番　下ミ畑　四反歩　九兵衛

弐番　子亥浪荒汐除堤切所ニ罷成候　同　四反　同人

三番　同　四反　同人

四番　同　八畝十弐歩　同人

五番　同　四反歩　同人

六番　同　三反七畝廿壱歩　同人

七番　馬郡地先　同　四反歩　同人

八番　同　四反歩　同人

九番　同　三反弐畝拾歩　同人

十一番　同　四反歩　同人

十二番　同　四反歩　同人

十三番　同　弐反五畝九歩　同人

十四番　同　四反歩　同人

十五番　同　四反歩　同人

十六番　同　九畝十六歩　同人

十七番　舞坂地先　同　四反歩　同人

是ハ亥浪荒ニ而新田荒罷成候段汐除土堤取縮作付候
得共一円実のり不申蕪荒ニ被成候

十八番　同　同　四反歩　同人

十九番　同　同　四反歩　同人

一七番　同　壱反壱畝九歩　同人

右寄

高廿石五斗五升

石盛　三斗代

下ニ畑六丁八反五畝歩

舞坂宿

（都司注）ここにいう衰荒とは宝永地震による津波と考えられるが、風津波である可能性もある。

〔雄踏町誌・資料編〕九〇江馬氏と今切関所・柴田澄雄氏談

宝永四年（一七〇七）十月四日、地震・津波の為、総町移転（現在地引越後荒井は新居と改めらる）

〔寿栄公御遺訓〕の「元文三年午の仲春　旧記」「雄踏町史・資料編」所収

元文三年午の歳、我等六拾六歳なり。七拾年来色々の変是あり候得共、天下泰平に治り巳る御代に生れ、今迄年に罷成候て其日かぎりの渡世がるく送り申事、ひとへに天命にかないありがたき事に存るなり。

一生の変と申はまず六拾年以前、延宝八年申の八月大風津浪難敷事、前代未聞なり。我等宅床の上へ五尺浪うちあげ申候。家内は不残山の上へ引上り申候。翌酉の年洪水大雷諸処の高山くみ申候。我七歳の年なり。其節当村にて人馬ともに七人土の下になり死するものあり。扨又二十七年前宝永四年丁亥の十月四日昼九つ時大地震、高山さけ土地さけ、我等屋敷上の山くみ居屋土蔵おしつぶれ候。然共家族のもの壱人も怪我なく前の畑へ逃出候。しばらく過き津浪打上げ山へにげ上り候。同月廿三日富士山焼け鳴敷こくうなりひびき、其夜五つ時東の方に火出空を飛散り何とも知れず、唯火の雨ふり世界も今滅するかと女わらんべなきさけび申候。扨其節の地震につき無調法の次第申置なり。唯慎可申事は公事訴訟口論なり。申間敷事を公儀申上候へばたとへ理を申とも苦労いたし、金銀をつかいあやうき事なりまして、理法権の三つにて候得ば下々のもの重々の理にても上へ汁し候ては其理たちがたく、法と権威にて下の理うす

く なり申事なり　廿七年以前亥の十月四日右の大地震
津浪にて　新堤下田方潮に入作毛捨て申候に付　其年
極月へ入候て惣百姓申候は御拝借米弐百俵願上げくれ
候へと申に付て　其段御役人方へ申上候得共相叶い不
申　然共庄屋組頭四人小百姓七人江戸へ罷下り　其段
御願申上候処に国元へ罷帰候へと被仰付候へども　御
当地にて願の通被仰付被下候得と達て御願申上其段方
届に被思召　庄屋丑之助　権兵衛組頭刑部左衛門七郎
兵衛閉門追放に被仰付候　子の三月十五日の事也

（中　略）

一前畑は親人若き時分我等共幼稚の節取立被申候　水
あさなる所三尺　水深き所五尺の所を段々埋立大方
成就に罷成候　地震前荒の持立候処に地震にて地下
りに罷成　地震翌年より所を立去り候ゆへ　修覆打
捨置候得共十ケ年以前より有立潮除ケ堤石垣致し候

（「中村元治氏所蔵文書」）○「雄踏町誌・資料編」所収・領家

乍恐口上書を以御訴訟申上候

一宇布見村之儀　高千四百石余の村口口去ル十月大
地震津波にて田畑千余石荒地に罷成干今汐引不申
候　村々干方に罷成候時も田地ゆりさけ申候故
三尺水下に罷成潮引申事無御座候　只今之分にて
は永々荒地に罷成　此すへ百姓住居不罷成　男女
飢におよび申より外は無御座候　田地埋立申儀百
姓力に不罷成大難義仕候　御田地埋立被為遊被下
候様に奉願上候御事

一当村の儀新居湊さきに而御座候故　今切海辺の内
にても別而汐ゆらく田畑入海同前に罷成候　汐除
大堤弐千間余御座候　只今の分にては御田地かこ
い不罷成候　堤敷六間高さ弐間に御普請被為遊被
下候様に奉願上候御事

一塩高四百七拾弐石七斗八升壱合之塩浜不残ゆりこ
み海同前に罷成　在所第一のかせぎすたり飢にお
よび難義仕候　御普請被為遊被下候様に奉願上候
御事

一当村之儀うみ中之在所にて御座候、村立之儀は絵図
に仕差上ヶ申候田畑ゆりこみ少々残り申候、只今の
通りにては渡世不罷成迷惑至極仕候御事
古の趣紛れ無御座候、地震以後潮引申候はは元之在所
にも可罷成と奉存、一日一日とくらし由候得共潮引不
申候、以前の通り汐引申候とてもゆりさけ申候田地に
て御座候得は、永々荒地に罷成最早百姓住居不罷成大
難義仕候、御慈悲の御了簡をいて御地頭様御一同に御
田地御埋立、堤御普請被為遊被下候様に郷中惣百姓奉
願上候、以上

宝永五年
子ノ正月

松平豊後守様御通知行所宇布見村
庄屋　次兵衛
組頭　源五右衛門
同　孫左衛門
同　源次郎
百姓代　十三郎

牧野大学頭様御内
御奉行様

同　介之丞
同　五郎左衛門
同　左五右衛門
同　三右衛門

鍋嶋内匠様御知行所同村
庄屋　藤兵衛
組頭　彦太郎
同　清左衛門
百姓代　七兵衛
同　次五兵衛
同　長太夫
同　次左衛門
同　次三郎
同　清太夫

松平豊後守様御内
御奉行様

松平播摩守様御知行所同村
庄屋　勘右衛門
組頭　彦左衛門
同　清蔵
百姓代　次郎右衛門
同　権左衛門
同　李兵衛

鍋嶋内匠様御内
御奉行様

牧野大学頭様御知行所同村
庄屋　藤七
組頭　太郎右衛門
百姓代　伝右衛門

松平播摩守様御内
御奉行様

同　次右衛門
同　次郎九

（小山・中村稔氏文書）○雄踏町誌資料編二」所収

乍恐以口上書御訴訟申上候

遠州宇布見村御蔵入百姓　（次五兵衛 太郎左衛門 才次郎）

一上畑九畝廿七歩　但シ御年貢
御免定面壱ヶ年分　四斗六升三合厚ミも
年ニ作徳　九斗三升七合

右之畑代ニ我等共名敷ニ而御座候処、九年以前辰ノ四月廿八日ニ大森左右衛門様　畑御取上ゲ則観音寺江御附被成候間、其節より御返被下候様ニ段々御訴訟申上候得共、御取上ゲ不被遊迷惑ニ奉存候、其上御寺無用之御田地ニ而　小作ニ御預ケ被成候故　観音寺江我々共名敷之義ニ御座候得ハ御預ケ被遊御公儀並ニ御年貢指上ケ可申旨　度々申上候得共御承知無之候、然ハ去年十月大地震ニ而田畑不残潮入ニ罷成候故　小池藤太夫様江逢而御訴訟申上候得ハ　其方共願候畑之儀江戸ニ而殿様江奉得御意相返シ申筈ニ候　和尚江戸江被参候間御帰り次第御断申入候而畑請取　庄屋組頭ニ被仰付候故　御帰り被成候ニ付御断申上候得ハ　和尚被仰候ハ江戸ニ而田地之沙汰無之候間御下知次第相渡シ可申と被仰　又翌日右之段々御断申上候得ハ　田地之儀江戸ニ而殿様御寺ニ被成　御代官様迄被仰渡候故ハ国之役人衆ハ不得義ニ候間相返シ申筈不罷成と被仰　前後相違仕迷惑至極ニ奉存候御事

一御引渡之刻中泉ニ而小池藤太夫右之訴御手代様方江御断可申上と奉願候得ハ　和尚御帰被成候得ハ無相違相渡ス田地ニ而有之候間不及其義ニ候と庄屋　組頭ニ被仰渡候故相待罷在候処ニ　和尚江戸より御帰り被成候間庄屋我々共ニ罷越　畑御返シ被成候様ニと申上候得ハ　又右之通御寺須ニ御附置被遊候由御申被成迷惑ニ奉存候御事

一宇布見村之内三而内匠様御知行所　此度不残御引替
二罷成候処二　我々共田地計御寺へ御附置被遊候義
重々迷惑至極二奉存候　百姓之義ハ田地作仕立御年
貢指上ケ残作徳を以テ渡世仕り　殊二新居　舞坂在
還之御役等をも相勤候　田畑不残潮入二罷成大勢之
男女及飢二難義仕候間　右之畑御慈悲二御返シ被為
下候ハヽ難有可奉存候　先年より御田地二罷成申候
近郷二而志部名村御番御屋敷　篠原村御与力御同心
御屋敷　御替り之砌皆々本主へ被下候御例も御座候
間　御公儀様御用地並二御慈悲奉仰候　以上

宝永五年子五月　　次五兵衛㊞
　　太郎左衛門㊞
　　才次郎㊞

御代官様

（浜名史論）上　○高橋佑吉著

宝永四（一七〇七）十月四日大地震あり　宇志堤外より
入水田地荒る（岡本隆文書）

（ふるさと豊田）○豊町郷土を研究する会編

元禄十四年（一七〇一）と宝永四年（一七〇七）の再
度の津波で今切口がだんだん大きくなって一里にも
及び大口をあけてしまったので太平洋の波が直接打
ち寄せるようになって　この一里の渡海をさけて
姫街道の道を利用した。
「法螺でない荒井の津波路」とは　舞坂・新居間の
海の危険度を言ったもので　この渡船の危険を避け
て姫街道を利用した。

○

○年表中
一七〇七　宝永一〇　大地震あり　天竜川堤防割れ
用水路埋没農道割れ通行不能となる　気子島村七軒
転壊す　海岸大津波袋井全潰見付浜松半潰し翌日も
余震あり　10・5　宝永山ができた。

（振裾考記）○「新居町史」所収

（前文略）又浜名郡内遊比志神の社　大湖を見のそ

む。此湖に一口の開塞あり。是則ち神の守のなしたもふ事として名神大に祭り給ふ。文徳の正記(文徳実録十巻物)まへにしるせり。然るゆへに湊の開塞を守り給ふ神とて人よんで湊大明神といへり。これ角避比古の神と知るべし。

一説に角避為神社開塞を守給ふ神なりとあり。然則ハ今橋本の上下の社なるべし。昔は水海大海の流口松山の東より流出しと云説あれば、極めて上下の明神の社と見へたり。又浜名郡猪之鼻の社あり。此社号によって考ふれば、此神は水海の峯の上に鎮座とみえたり。今聞くに八王子の社もと浜辺の岡の上に有りしを、宝永五年(百十四代東山院御宇)戌子三月より六月迄、当所引越これあるに付て、社をも遷しの時、諏訪の社中今の所に移せりといへり。然れば八王子は若し猪鼻湖の社にはあらずや。但又諏訪の事にもあらすや。世の中うつりゆけは古名をうしなひ悪敷き名を呼ふことまゝ有ることなり。

○

宝永四歳丁亥十月四日午ノ下刻、大地震津浪にて五畿内東海道大浪打、人多死す。当国本坂往来諸人専ら有之

明歳子ノ三月より六月廿五日迄、荒井引越有之、吉田の御城主牧野大学様家中土肥孫兵衛殿東福寺に宿

(「浜名史論」)下○高橋佶吉著 猪鼻湖神社の説明文中

地理志料

尾奈村瀬戸明神、振裾記称号に依て考るに此神は湖の岸上に坐すとみえたり。今八王子社もと荒井の浜辺の岡の上に有しを、宝永四年所移りのとき諏訪の社中の今の所に移すと云へり。然れば八王子も猪鼻湖の神にあらずや

(「浜名郡篠原村誌」)○静岡図蔵

馬郡村

宝永四年亥十月四日昼八ツ時大地震一時程(今ノ二

時間）有リテ　七ツ時分浦浪打浜表堤十五ヶ所切田畑砂押込ミ　高五十石（今ノ十町歩）荒地ニ相成十三石海トナリ浜家十一軒破損　家三十八軒破損　船八艘往還五ヶ所切出　橋流失（菅沼家所蔵ノ記事ニ依ル）

（浜名郡舞阪町誌）○静岡図蔵

宝永四年十月地大ニ震レ重テ怒涛ノ侵ス所トナリ　本沢戸口過半溺没セリ　爾来漸次繁殖明治十七年度ノ調査ニ拠レバ人家増シテ三百八十五戸人口殖シテ一千八百十五人ニ至ル・明応以後歴歳ノ戸口詳ナラサレドモ土人ノ旧記ニ存スルモノヲ取リ　其概ヲ挙クレバ元禄四年家数二百十三戸人口千二百二十九名　寛保元酉年戸数二百四十三戸　人口千三百拾七人（男四百八十四人女五百四十七人）同三年戸数二百四十九戸人口千三百九人（男五百拾五人　女五百廿四人）　延享元子年戸数二百四拾九戸人口千六人（男四百九十六人　女五百十人）同二丑年戸数二百五拾二戸人口千六十八人（男五百十一人　女五百四十七人）也

（浜名郡新居町誌）○静県図蔵

其後元禄ノ変ニ元荒井藤十郎山ニ遷座シ　宝永四年ノ津浪ニ依テ今ノ新居町新居字源太山ニ遷座セシナリ（○村社湊神社）

○

正興山本果寺

所在地　新居町新居百番地（泉町）

中興和尚　九代目祐師ハ元禄　宝永ノ海嘯ノ為メ堂宇ノ荒廃セシヲ再興セリ

宝永五年中新居ヨリ現在ノ所ヘ移転セシハ十世日闇大徳ナリ

○

東湖山龍谷寺

沿革　萬牛和尚寛文五年産海村ヨリ荒井駅ニ遷ス　元禄ノ変ニ之新居ヨリ中新居（今龍谷　ナル地名存ス）ニ移シ宝永四年ノ津浪ノ為メ翌五年十二月七日江国和尚今ノ地ニ移転ス

○

宝永四丁亥年十月四日の災害打続甚しく到底永住の見込たたざるを以て翌五年現今の所に移れり　斯く関所は両度の海嘯の為めに三ヶ所位置を変じたるなり

○

天正山鷲栖院

所在地　新居町新居三百七番地（高見町裏）

天正元年荒井新福寺初世直伝和尚荒廃セシ当寺ヲ再興シ曹洞宗ニ改宗ス　慶長十九年開山一宇ヲ造立ス　元禄　宝永ノ地ニ移転セリ

○

新居関所

新居関所ハ人皇第百六代後陽成天皇ノ御代、慶長五年秋始メテ徳川家康公ノ設置セシモノナリ　創設ノ際ハ浜名湖ニ突出セル安礼之崎即チ新居大元屋敷ニアリシガ其後元禄ノ変ニ中屋敷ニ移リ　宝永ノ変ニ現今ノ新居泉町ノ東端浜名湖岸ニ移転シタルナリ　明治維新ニ至リ関所ハ廃サレシガ其建築物ハ依然トシテ現存シ小学校トシテ仮用セラレツヽアリ（詳細ハ旧跡ノ条ヲ見ヨ）

○

宝永ノ変

第百十二代東山天皇ノ宝永四年丁亥十月四日（紀元二千三百六十七年）大地震大海嘯アリ元禄ノ変ニ移転後未ダ幾何も経過セザルニ亦モ大ナル打撃ヲ被リタル人民ノ困憊察スルニ依レバ此難ノ為メニ新居宿家数八百五十軒ノ中二百四十一軒流失百七軒潰倒高百七十石余ノ内新田七十石分荒廃渡船百十艘中四十艘流失猟船五十艘破損其他漁網船具家具衣服等ノ流失ニ至リテハ数フルニ遑アラズ加角安全ナリト思ヒシ中新居モ亦住民ヲシテ其堵ニ安ビシムルニ足ラズ居ルコト僅カ七年ニシテ翌宝永五年（紀元二千三百六十八年）今ノ地ニ移転セリ斯ノ如ク新居宿ハ数度ノ天災ノ為メニ二回ノ大移転ヲ

行ヒ元新居（大元屋敷）中新居（中屋敷）現今ノ新居ト三ヶ所位置ヲ変ジタルナリ

宝永四年ノ地震ニ関スル古書類写

乍恐願書を以申上候

一十月四日大地震辰刻津浪打家数弐百四拾軒余流失百軒余打ツハシ申候惣而新居町之義地ひき有之殊ニ三方海ニ而少々風雨浪荒ニも家居損し難儀仕候所前ニより向中浜地高にて御田地も有之程ニ御座候依此所荒海より之かこい二罷成少宛之潮入候儀ハ難儀仕迄ニ而御座候所ニ此度之津浪ニ而向中浜地形打崩し田地も亡所ニ罷成中浜大分かけ込前ニハ幅六丁程も有之候処ニ漸弐丁ニ罷成基上浜地形打崩レ地ひきに罷成此以後少之浪荒ニも新居町浪除囲ニ不罷成左候得共荒海より直ニ浪打かけ候而ハ危儀ニ御座候第一今切湊に大分新居之方へ切レ込広ク罷成申候

一新居町表面之入口打切只今船にて渡口方海ニ罷成潮之指引強く当分之住居も難仕足弱之者共ハ在郷へ当分預け置候程之仕合ニ御座候　依之当分ハ御役才難勤り奉存候

一今度新居宿御慈悲を以所替被為仰付候ニ付て入用之儀地頭牧野大学方へ被為仰付候旨奉承知候新居宿古来ハ御領所に而御座候所ニ七年以前御関所吉田附ニ罷成則新居宿も其節より吉田附ニ罷成申然上者御関所御用宿迄奉存候間此度御関所御普請之御次ニ而宿之儀も御公儀様之御入用を以被為仰付被下候様奉願候六年以前未之年地震之節小田原宿箱根宿へ御救被為下置其上駄賃五割増被為仰付候例も御座候新居宿之儀家数八百五拾軒余人数三千八百人余御座候宿高本新共縄ニ百七拾石余御座候得共年々潮入不作仕大勢之人数平生之いとなみ御往還之御影并猟場之かせぎにて渡世仕候所ニ近年遠猟一切無之御座候其上数度之大難に逢困窮仕罷在候処ニ此度之津浪に而縄ニ高百七拾石余之内新田分七拾石余ハ所仕渡船猟船共ニ九拾艘余破損仕

其外猟網舟具等迄打流申候尤家数八百五拾軒之内弐百四拾壱軒流失百七軒打潰申候相残家も不残破損仕衣類諸道具打流及飢只今迄地頭介抱を以御役所相勤申儀ニ御座候ヶ様ニ段々困窮仕非人同様ニ罷成御役難勤り御座候間此度御慈悲を以所替被為仰付候儀永ニ之御慈悲ニ御座候御公儀様より御救被為下置候様ニ奉願候以上

宝永五年子正月　　遠州新居宿

問　九郎右衛門　㊞

年寄　武右衛門　㊞

御奉行様

乍恐書付以奉願候

十月四日津浪之節新居町渡船百拾艘之内四拾艘流失仕只今七拾艘ニ而往還渡御役相勤申候此節ハ御大名様方御上下も無御座候ニ付七拾艘ニ而も当分相勤り申儀ニ御座候得共来春より御通多御座候得共七拾艘にてハ相勤り申間敷と奉存候依之流失船四拾艘造り立候儀宿中之力ニ而不罷成候間御公儀様御入用ニ而御造り立被下往還御用相勤り候様ニ奉願候引越被為仰付候得ハ舟路少々遠く罷成候ニ付唯今迄之弐人水主之舟より此度立候舟ハ大きニ仕三人水主ニ而荷物等多く積舟路相延候而も百拾艘ニ而前支不申様ニ可仕候舟大きに造り立候得ハ壱艘ニ付入用金拾五両程宛かゝり申儀ニ御座候得共右申上候通此砌宿中之力ニ而不罷成候間御用を以流失船四拾艘御造り立御相勤り候様ニ御慈悲奉願候尤唯今有舟七拾艘之儀ハ何とぞ宿中之精力(ママ)を以段々大きニ修覆可仕候得共流失舟四拾艘造り立候儀不罷成候間御慈悲奉願候　以上

宝永四年亥十二月　　遠州新居宿問屋

九郎左エ門　印

年寄　武右衛門　印

船頭　六郎衛門　印

御奉行様

（中略）

一宝永四丁亥年十月四日ノ地震ノ記事（当時記セシモノ）

古聖ノ語ニ後なれは必ず失ふ所ありと誠に然なり宝永四丁亥年十月四日天地の間風なく混々沌々として陰陽もわからず清濁も弁へかたき空の色諸念ゆるみ過て常の産を忘るゝ斗りの打柄木の刻を覚しき頃地大に家を動かし屋根の石瓦を落し人の歩行も自由ならず次第に強く成て町家の動く事麻幹よりも軽く大地割れ泥を吹出すされ共壱人も踏こます恐しなんとまおろかなり驚破家こそ崩るゝぞと我先にと逃出る風地の震動より家のたおるゝ事半時斗りにて終るは町中好業倒に崩れけり予が家も倒れけるが逃出る時大に周章中の娘そめといふ小児見へず昼寝させて置さしが誰もつれて出でされば家内の者声を揃へてそめよ〳〵と呼びしかは泣き出したる者をしるしに壁を切ぬき見れば梁落ちて長持に掛り其下にそめふし居たり人々悦び取揚げ余の命を助かりさ

倒家に焚さりし火もへ揚り回禄となりけるが津浪来て忽ち打消し泉町は御関所裏ニ官居ます湊大明神の御庭へ逃込津浪を除ける今切の湊口は掛り有りし大船を忽ち中三郷平左エ門前へ打揚げ又湊口へ引返す如斯する事三度なり御関所の船場に御泊りの最中なれば諸往来の諸荷物おびたゞしく積れるが一時流失すあわれ成る事なり

〔静岡県大正風土記〕

「貞応海道記」

宝永年中有司来り今切の波頭に数万の杭を打て逆流をとゞめ又舞坂の方より左へ海中半道の間波戸を築く

〔詩と史の浜名湖巡り〕○牧野春蔵著

新居の関所は箱根の関所と並び称せらるゝものである。慶長六年（西紀一六〇一）（最近では慶長五年説）家康が置いた。今切の関所とも云う。創設当時の場所は浜名湖に突出した阿礼之崎と云う所で今大元屋敷と呼ばれて居る。その大津浪のため元禄十四年（西紀一七〇一）藤十郎山に移転（今中屋敷と呼び御殿という字名がある）更に津浪のため宝永五年（西紀一七〇八）移転して現在の場所に移った。

〔浜名郡白須賀町誌〕○静岡図蔵

宝永以後ハ現今ニ至ルマデ変遷ナシ今潮見坂下ヲ元宿ト称スルハ宝永以前ノ白須賀宿ノ名残ヲ存スルモノナリ

○

宝永四年一月四日　白須賀流ル

（全ク流失セシモノ四十五軒　潰家五十一軒　半潰三十七軒　此ノ外損外夥シ）

此ノ時宿ヲ坂上ニ引越シタルナリ

○笠子山移住ノ始リ白須賀人ノ始メテ笠子山ニ移リシハ明応ノ津波ノ時ナリ

○白須賀宿ノ引越ハ宝永津浪ノ時ナリ　地名辞書　風土記　東海道名所図絵等ニ元禄中宿ヲ引越シタル如ク記セルハ何レモ誤ナリ　左ノ古証文ニヨリ宿引越ノ宝永年中ナリシコトヲ証セン

証文之事

一当正月従御公儀様白須賀町引越御普請被仰付則江戸豊田屋源助　河内屋三右衛門　津満本屋十蔵御請負仕候依之町相談之上金高壱万三百四拾両ニ下請仕候　右金高之内六百九拾五両ハ長善　境宿村へ相渡シ八十百弐拾弐両弐分銭七百七拾弐文ハ白

須賀引越地形并二家作入用御普請出来仕候割宛其外去亥十月地震以後被御普請中諸入用立命勘定仕立相備申候右引残金千五百八拾弐両壱分銭三百七十弐文此度町中へ受取何の出入無御座候向後此度の御普請ニ付惣方互に少しも申分仕間敷候為後日惣到仍而如件

宝永五年子六月

注意＝右証文中　長善村　境宿トアル八白須賀宿中ニアリシ村ニテ各庄屋アリ　白須賀庄屋之ヲ総括シタルモノナリ

（今切御関所留）○静県図蔵

一宝永四年丁亥牧野大学領知之時十月四日大地震大津波打上ル事三度　此時関所急破壊新居町屋潰仆候事三百四拾四軒流レ失候　舟四拾余艘　溺死之男女弐十四人　渡海止事四五日　右地震にて番所つぶれ丈余の怒潮打上ルニ付而番人等関所之御条目　証文印鑑口諸帳以下道具等仕廻之様之土手江上り此難を避る　則早々吉田江相違吉田より江府江注進之

一同十一月坪内覚左衛門阿部式部道中筋為見分新居着

一同十二月為新居見分竹村惣左衛門御勘定組頭　細田伊左衛門御代官　青木郷助杉庄次郎　両人共ニ御勘定　到着　関所可改移之場所見分　吉田よりも大学役人等出之、尤新居着頭　五味六郎左衛門　国在番之目付同所町奉行出合被相尋候儀は挨拶之　源大山麓中之郷海又弥太郎と云ものゝ新田可然場所に付番所可引移地に見分極まる　見分の節言上之後弥此地に極り地主弥太郎には於本新居替地被下とい　此節新居町も只今之地に引移（此字衍）図儀願之

（中　略）

一正徳元年辛卯杭木打足し是又窪島一郎兵衛奉行之

一掛塚村三浦屋甚三郎請負之杭木金高員数不知

一舞坂之瀬浚請負人江戸白銀町松葉屋喜兵衛宝永四

年亥より来ル申年迄十ヶ年之間請負ニ而相詰る是者地震前に道中奉行安藤筑後守申付之

（遠江浜名橋記）○静県図蔵

（前文略）宝永四年黄十月四日未刻より大地震にて津浪打こゆる事丈斗りにして三度に及ひ　荒井駅家数三百四拾八軒　船四拾八艘　溺死弐拾壱人　同五年に御関所并宿中一統中の郷村地へ引移り　御縄地（カ）（他）四十弐屋敷と八町八反壱畝九合居屋敷に割附下され　内五町五反三畝拾分は地所無之山にて下さる．引移りそより新居の文字に改右津浪の後今切口広く成て　折々風浪に船路危く　其後又高浪の変あって渡船成かたく　本坂越の往来既に三四年におよぶ　依之公へ願ひ伊勢平八郎見分して湊口普請初り　白須賀笠子の林を伐出し数多の杭を湊口へ打て渡船路出来ぬれ共　風浪之節はいまた危けれは　吉田城主牧野大学様へ申立　舞坂弧島の北廿三町汐除の堤篭を築出し　船路通路成就す．然れども高浪に洲砂押いり浅瀬となり　渡船差支是久申立　堤篭囲の内定波仰せられ　今にて船路壱里拾八丁船員弐百七拾五文と定る．

昭和七年七月十八日新居町浜名橋本教恩寺（時宗）の本を借り写取る．

新居の里　庄田檀治

（甲斐国歴代年譜）

同年（○宝永七年　四年の誤か）（ママ）十一月大地震　海辺の津浪引地割候也

（富士川水運史年表）

宝永四年　十月四日より十一月十二日まで日々大地震あいつぐ

（増穂町誌）○山梨県

宝永の地震

宝永四丁亥（一七〇七）年　富士山大噴火前後より地震なあり　同年一二月二三日辰の中刻より大音響とともに火を噴き上げ　翌五年一月八日まで続いたという。

初めより二九日まで七日間の噴火が　最も

激しかったという。この噴火により出現した山は宝永山と名付けられた。この噴火に関連ある地震は富士山周辺の各地に被害を与えたが本町の降灰の被害は記録に残っていないが地震の被害は相当であって全壊半壊は町の東部地域に多く西部山寄りの大久保部落にさえ被害があり救急食糧の下賜があった。次にこの配分記事を見ることにしよう。(中略)

宝永四亥(一七〇七)年一〇月一四日(四日ともある)未の上刻(午後二時~二時半ごろ)急に起こった地震は東海道・南海道・畿内・東山道・西海道の一部など襲った。「国中村々家体潰れ四郡南すじ大分潰れる」とあり皆壊れに一俵ずつ半壊れに半俵ずつの御扶持米を下されたという。

大久保は地盤が割合堅く震災は少ないと思われるが前記「村中連判」のとおり地震救済米が下げ渡されている。本町東部地域は沖積層上の建築なので被害は相当強かったものと思われるが文献なく確かな数字は不明である。

〔増穂町誌・史料編〕○山梨県大久保伊藤清蔵家文書

（大久保村大地震に際し救米分配ニ付）村中

連判之事

村中連判之事

一去ル十月四日大地震ニ付村中大小之百姓家体潰損し難儀仕候ニ付右之趣御注進申上候得は今度従御公儀様御米七俵被下候ニ付難有奉存右御米之内壱俵年忍殿様御長久之御祈禧之御為ニ社僧方江指上ヶ申候同壱俵是ハ当分及難義ニ小百姓水呑又は老人別而家体破損多ク迷惑仕候百姓吟味之上帳面之以銘ニ割渡シ申候残而五俵之御米村中夫銭金ニ仕リ所居住之惣百姓割合頂戴仕候依之割合之趣村中相談之以割合申候上ハ右被下候御米之義ニ付名主長百姓御渡シ方少も相違無御座候若此儀ニ付六ヶ敷御座候共名主長百姓中江御難懸ヶ申間敷候為其惣百姓連判仍而如件

宝永四亥年十二月七日

〔河口湖町史〕○富沢英雄著　年表中

宝永四年一〇・四より一一・二三迄午ノ刻より大地震民家倒る。

〔中富町誌〕○山梨県年表中

宝永四年十月四日より十一月十二日まで日々大地震あいつぐ

〔飯田地方に影響を及ぼしたと思われる地震記録〕

○飯田市四蔵　宝永四年十月四日

大地震　大地震にて御城内町在々大破損　飯田町に潰家五十軒余　半潰百軒余　土蔵二十ヶ所　半潰六十八ヶ所「貧乏人に御下米　潰家一軒に材木十本　縄十把　半潰家一軒に材木五本　縄十把　領主より被下

市田村庄屋上原彦右衛門筆記歳中行事によれば　十月四日晴天午ノ下刻申西方より大地震おびただしき事　近年稀なる事どもなり　我家の下道動り破　長さ七間程　その他川東　山々のなぎ一度に崩れ　土

煙四方に立ち見ゆる、同時に動き止み候　飯田町屋
土蔵等方々崩れ夜に入り二度　夜明に一度　昼七つ時
より七度　夜明けまでに十度也　飯田町五十軒程　蔵
八十ケ所程動崩し由聞く。
（「町方役用記録」）　○飯田　今井源四郎刊　上御汗北原貞一
郎氏蔵

一至永四亥年十月四日地震覚
右地震ニ而　御城内大破追手之石垣崩　御門之戸不
立　但矢倉之引物さがり御門之戸ヲ押ル御門不立故、
為御番追手御門ノ外ニ小屋ヲ御立給人衆一人足軽衆
二人、
昼番御詰　水野伊太夫殿
斉藤十郎左衛門殿
右御両人様かハるがハる御詰
一追手鐘つき釜の石垣崩　依之時之鐘廿七日朝分大鼓
に代ル　二三日過鐘を追手の内八軒蔵之向数キ八ツ
つり度ニ而撞、

御城内石垣不残崩　少ツヽ疵不付ハ無　権四郎門
石垣崩居所ツブレ、
一山本家数弐百軒程之内つぶれ家百四十軒程と承
竹佐六郎左衛門家もつぶれ　北方村庄三郎家つぶ
れ
山本村　松下日向守様御領
近藤宮内様御領
家数合弐百廿三軒
内　百五十九軒　半つぶれ
　五十五軒　半つぶれ
死者五人
右之通山本与沢右衛門物語
一御領分弐万石之内町在
本潰　三百十五軒
半潰　五十七軒
内町方　本潰れ四十軒
　半つぶれ八十軒
又小宮山金太夫妹死人

又松尾町弐丁目政右衛門父死人

〔同　書〕ニ

一亥十月四日八ツ時大地震怒町ニ而五十軒潰家八拾七軒半潰　土蔵廿七ヶ所大潰九拾八ヶ所半潰合弐百六拾弐ヶ所自身番四人ニ而辻々ニ壱人ヅツ付ル　五日六日七日迄灯篭家並ニ出ス　其後五人組切ニ壱ツヅヽ増し番壱人ニ成り候小左衛門様市右衛門様御町御廻り

一右潰家之者かせぎも不仕今日を暮兼其上御町並之公役相勤申候義も難成申候由ニ而　田町ニて拾五人　大横町ニ而七人松尾町ニ而十人伝馬町ニ而壱人〆卅三人御助被下候様ニ水頭之者申参り吟味之上以書付申上候へバ　御左中御丁簡ニ而御米拾五俵被下候ニ付　口数ニ而帳面見合相渡候口数〆百廿人上飯田村より米請取相渡ス

〔信州塩尻　赤羽家　元禄大庄家日記〕○横山篤美刊

一宝永四年大地震も大風ふく　其上ふし山ノふもとゟ焼出し子ふし山出来　其ふき出しノすな六七万石ノ間　殊更東海道筋事ノ外悪敷罷成　さノ国津ノ国なとつなミ引　在々家も両引　拾人十万□依之御大名様其すほ取り二被仰付候。

其時御公方様ゟ天下不残石高百石ニ付金弐両ツヽ御かけ被成候・宝永五年二月割符・塩尻組へ金百廿九両四百四文掛り申候・其内郷原町へ四両三分六百六文かかり申　皆人難儀仕候。

右之郷原分高ニて庄や持高引□余引加様ニ公方様ゟ金子御かけ被成事前代未聞右之金高壱石ニ八十四文ツヽ・

〔河辺義正氏所蔵文書〕○松本市埋橋「長野県史五(3)」所収

宝永四年十一月　松本町地震ニつき拝借米配分覚

地震ニ付拝借御救之割

高五百俵

町方本前家〆百七拾八間

此枚三百五拾六表　但　小間壱間ニ枚弐表宛
　町方半崩家メ百七拾三間
此枚百四拾四表　但し小間壱間ニ枚四斗二升六合宛タハオ
　宮村町分ノ覚
一枚弐拾表　　本崩家小間拾間分
一同拾三表壱斗五升八合ハタハオ　半崩家十六間分
二口枚合三拾三表壱斗五升八合ハタハオ
　　（宝永四年）
　　亥十一月十七日　　物集女平八
　　　　庄屋
　　　与兵衛殿

（「熊谷家伝記」六〇下伊那郡神原村坂部（H-N2）
一同（宝永）亥十月四日　大地震。此節伯父庄右衛門
満嶋へ用事有て当家に一宿し　四日之昼過に福島へ
出　金田氏へ立寄　暫く休息して未ノ刻ニ移ル時分
ニ　松嶋通り満嶋へ被ル行筈にて　福嶋を出ける処
に　道に踏迷ひ　福嶋之上之松林所ニ出たれば　地
震ゆり出し不レ行ニ付　福嶋へ漸くゆり間を見合ハ
して帰りければ　金田氏被レ申は　松嶋道はあの
く所々欠崩れて候故　最早貴公再ひ被ル帰間敷
哀れいか成不思義にも無い志て　今一度之対面
も有かしと　神を祈り又は念仏を唱へ居り　松
嶋道を守り居候処にいかゝ被レ成て　危きを逃
れ　今又再び合見る事　偏に其元は神仏之加護
ならでは　と申されしとかや　誠に道にも迷は
す　松島へ行ならば　此地震にて伯父庄右衛門
命終成べし　殊に　此庄右衛門前方も度ゝ通り
道は案内也　又左様にぬかりたるに非す　然は
川伝ひの道を離れ凡三四町も登ル内に　何心も
なく登るといふも　誠に仏神の加守ならずして
ハ角は有間敷事也

（頭注）危きを逃れ　宮下本云　難儀と免れ

　度々　宮下本云　三度

（郡司注）（H-N2）の後略部分と頭注を右に示す。

〔上伊那郡誌〕

一宝永四年九月(ママ)地震ありて潰家多し　又富士山噴火し国中損害あり。

〔山本村誌〕○伊那

この地方は他地方に比して昔からあまり大きい特殊な災害に遭うということは少なかったが　それでも洪水とか或は長期にわたる冷雨のための凶作等は屢々あったことが村に伝わる史料や口碑によって知ることができる。そのうち特に著しいことの一つに宝永四年の大地震があった。これは当時の飯田町の町年寄山村氏の役用日記に記載されてあるもので　町年寄の山村氏は山本の与次衛門からの話によってこれを日記に書き記したもので　その部分を抜書きしてみると

一宝永四亥十月四日地震覚

一山本家数弐百軒程之内つぶれ家四〇軒程と承

竹佐六郎左衛門家もつぶれ北方庄三郎家つぶれ

山本村松下日向守様御領　近藤宮内様御領

家数合弐百廿三軒　内百五十九軒　本つぶれ

五十五軒　半つぶれ　死人　五人

右之通山本与次衛門物語

とある。これによると　その時の山本・竹佐一帯にわたる地震の災害は非常に大きなものであったことが頷かれ　また郡下はもちろん一般的に大地震であって　その被害のいかに大きかったかを想像される。

△〔飯田万年記〕○「伊那史料叢書三」所収（P.一〇〇）

一宝永四亥年十月四日地震強クユリ御城内町在々大破損　町中潰家五十軒　半潰百軒　潰土蔵廿ケ所半潰土蔵六十八ケ所有之　御領分中貧キ者ニ御慈悲ヲ以大和守親賢公ヨリ御米ヲ被下　其外潰家一軒ニ付木拾本縄十把ツヽ　半潰家ニ付木五本縄十把ツヽ被下置候　此時九月十日金弐拾五両江戸御屋替有依之御家老堀新左衛門様江戸ヨリ御帰り被

成三ヶ年賦二千御返済可有之御口上有之。

（都司注）（日-1100）の「飯田世代記」の文に似ているが右の文がやや詳しい。

〔松本市史〕

宝永四年十月四日昼八ツ時地震古来始めての強震と云ふ。中町飯田町博労町人家損害を蒙る。川北は左程にも無し　翌月迄小震続く。此時大阪大損害の由。

〔木曽妻籠宿書留〕○「信濃史料叢書三」所収

一享保六年より拾三年前二寅之年大なへ仕候　其年ハせけん一流永大坂大分そんし申候。

（都司注）　宝永六年に当る。おそらく宝永四年十月四日の大地震の事をさすのであろう。

204 宝永四年十一月二十三日（一七〇七・一二・一六）富士山大爆発する。東南斜面からおびただしく火山灰を出し相模、武蔵に厚くつもりこの方面の農作物皆無となる。噴火の止まったのは十二月八日である。宝永山を生じた。（日々記）

（伊豆の漁民）　○永山公遺著

なおこの爆発のときの江戸の模様についての記録があるので写して見ると、

＊

十一月廿三日巳中刻（午前十時頃）　実如空響きあり、戸障子は鳴りひびき、近くには気絶したものもあった。江戸では南西に青黒い蜃煙を見、午後一時から鼠色の灰降下、次々に大爆発起りて灰、岩などの降下其の後半月に及ぶ。

とある。

（駿京邪御殿場町誌）　○静岡県編

富士山噴火

宝永四年丁亥年十一月廿三日ヨリ富士山焼噴火、其嶺ヨリ灰焼砂吹キ出シ、駿東郡ノ諸村ハ降リソモリタル砂須走ノ如キ一丈二三尺、浅キ処ト雖モ三尺ヲ余サズ田畑人家悉ク砂ニ埋マレ満面一物ヲ見ザルノ惨状ヲ呈セリ。茲ニ於テカ荒地ハ領主ヨリ公ヘ差シ出サレシニ縣会御願所トアリ、漸ク延享四丁卯年小田原領トナリタリ、宝永山ハ当時ノ噴出セルモノナリト、

（宝永の噴火と北駿の文書）　○伴野京治刊

○御殿場市上町伴野松男氏文書

一、宝永四亥年（三六七）砂降りより。（一七四六）延享三年迄四拾年になる。

砂降以前此辺大地震成え十月ゆり、翌宝永四亥年十一月廿三日巳之刻（午前八時）より降始、昨日迄八日え間ふり、十二月九日、迄空曇り、ちゥくと降り申候、

高野勘右エ門様御見分にて、°中山出雲守様御見
捨地ニ相成候
砂降書上、御殿場村弐尺五寸余より三尺迄、須
走村辺は壱丈弐尺、此内伊奈半左エ門様年に一
万俵づつ之御扶持被下候と之事に御座候
（伴野注）

°近年三月巡見使の巡視あり巡見使は
三手石　島田庄五郎
下石　中尾勘右衛門
五百石　瀬名伝右衛門

°中山出雲守様

勘定吟味にて中山出雲守時春と云う。元禄十五年十一月
二十八日より正徳四年十月二十八日迄勘定奉行

○「林文書」、増田林右衛氏所蔵
（伴野注）
この文書は、「宝永六年田畑砂退并川流汗歩積帳」にあるもの。

宝永四年丁亥十一月廿三日巳ノ下刻、地震ニテ富士山
俄ニ鳴り出シ　其レヨリ南方半腹ヨリ焼出シ　石岩
焼テ如雨降ル、廿三日酉刻マテ焼石降　其レヨリ
十二月九日ノ卯ノ刻迄十六日砂降　夜ハ火ノ光照天
ヲ　昼ハ埋リ隠ス山ヲ　其ノ内雷鳴リ大地響キ　時
々地震シ　山鳴コト駭シ　砂降コト武州、相州　駿
州　別而御厨駄シク降リ　十六日ノ内　風ハ若西(ママ)吹
キ砂ヲ降ス　雲帯ノコトク至ル武州ノ方、当村砂ノ厚
サ三尺八寸
○「古沢文書」、古沢区、林原平氏所蔵
（伴野注）
この文書の全文は　後で書くが　当地方に大御神右主の噴火当時の一
とが、伝説のように伝っている。それと裏書するものがこれである。
尚して、この書物は宝永三年、巡見使に　四十九ケ村名主組頭惣百姓が連
署して、御定免願いを差出した下書、又は写と見られるもので、今は大
御神の所だけを抜書しておく。

大御神八村離ニて殊ニ麓近前廻禄ニ散敷、人数も少
キ故、名主六左衛門夫婦伯母共ニ三人　旦那寺祷仕
剃髪いたし　一所ヲ預ケ其上ニ座シ　引導焼香ヲ受ケ

候、然ニ喜士山焼鎮り世間評判仰天罷候仕方之様
ニ申者も有之　又ハ此村ハ麓近ニて□時々相異□ニ候
歟候へハ其上郡中飛而ニ流用水も絶烈故と存候　郡
中之者共十方ニ暮、只々呼叫罷有候　思付受武ヲ請
候趣神妙之よし申者し有之候　砂降止　御公儀様よ
り為御検分ト御三行衆御越シ被遊村々御覧之上　大
御神之訳ケ御聞被遊候　彼六左衛門被出　近頃不便
之次第此上ハ御救有之間天迄命可待由ヲ御申被遊
其内御手行様方江戸へ御帰リ郡中亡所之体并ニて
御神之次第逐一言上不便之由御案し候事
一　砂降砌四五日郡中男女十方ニ暮ハ呼叫罷有候、
南戸豆西国は無難之段　晴天有之よし風聞ニ候
面々老若幼稚之手を引背抱無難在所へ逃出候　然
ルニ砂降止候へ共渡世難致故　帰国之族多し又ハ
先々ニ拳公商売仕者も有之候事。

（伴野注）

北部の地には　今の所　宝永噴火後　伊奈半左衛門支配だけしか記録がないことが出来ない。伊奈氏は享保五年（一七二〇）正月十八日より支配し、延享元年まで三十七年間、二代にわたっている。（原文組合（今の原宝玉穂　印野　須山地区　今里まで含む）は　除砂工事進捗のため　享保元年には小田原領に復帰しているが、其他は延享元年まで伊奈氏延享三年より大屋宅之助支配し　延享四年には全部が小田原へ復帰している。

然し、噴火直後の様子は少しもわからない。

神奈川県山北町北部の里山に、鈴木隆造という方が居るが、この鈴木家は山北でも旧家で「旗横川改修の屋山家と共に　名主を勤められた家柄であるが、その祖先が書残しておいた　宝永四丁亥年　降砂ニ付小田原江（以下破れ）というのがあり、これによると詳細がわかるので　鈴木氏の許諾を得て、次に書き写した。（富士山宝永噴火特集）「山北町地方史研究会」発行「足柄乃文化」第四号（昭和三十五年十一月発行）のものを写したことを申添へておく。

当地もおそらくは　同じような行動をとったのではないだろうか。

○「山北鈴木文書」

注進状

宝永四丁亥

降砂ニ付小田原江（以下破れ）

一、小田原御城主　大久保加賀守様御時　宝永四丁亥年十一月廿三日四つ頃より震動（ゆり）ひびきすさまじく地をくつがへす。程雷のなること勿数　日は

昼夜　夜の星の光りのごとく　人ハ不及申ニ
牛馬諸鳥生類之分立所一命すたるかと所を消
シ候様ニ　駿州富士山焼出石の降積ル事　地よ
り六七寸　これより砂降事同十二月八日之朝迄
十六日之内昼夜共ニ降積り　初降之石共ニ砂之
様　富士山麓は壱丈四五尺より三四尺迄　当郡
中山家通は三四尺より二尺七八寸迄　当村之砂
深壱尺九寸より弐尺一二寸迄降積り、田畑野山
一面之砂場ニ罷成途方仕候ニ付　河村三ヶ村ニ
而壱通之御注進仕候　此方御代官様江指上ヶ申
候文言

乍恐書付ヲ以奉願候御事

一　去ル廿三日より之震動ニ而砂石六分降積
田畑ニ仕付申候反作並諸植物培リ申候　尤此
間村々少々宛も穂掃仕候得共　山附の村ニ而
地高より段々前落殊ニ雨今砂石降リ止不申候
故　御百姓共難儀仕罷有候　只今の様子にて
ハ田畑開発自力ニ難及奉存候　且又当御物
年々納様之分河村御上納米之儀五六分程ハ御
米にて御蔵入仕、残而並畑方夫食、真山荒中荒
江戸物等遣し諸色山荷物買出し商売　殊ニ駄
賃等を取り　又ハ薪等商売仕　御年貢上納
並渡世相続可申候所ニ　砂石ニて山家筋通路相
留リ　当分飢命ニ　および申候者共段々御座
候　尤百姓田畑共ニ売買無御座候ニ付　何分
ニも働ニ覚の手立も存付無御座候　山之根通
下ニ　罷有候者共ハ居宅埋リ住居難仕奉存候
勿論呑水も無御座候而ハ百人馬迷惑至極ニ候
御役等之儀も此節之儀ニ御座候間　御了簡
被為被遊下候様ニ奉願候　納添之儀も砂石ニ
而損シ御上納難成奉存候　他領寄公人之儀
前ニ御願申上遣シ候所ニ此節之儀ニ御座候間

家内口減ため済口有次第段々遣シ申候而有付所
進々御注進仕候様ニ被為仰付被下候様ニ奉願候
当畑方之儀当夏中段々御注進申上候通虫喰甲
候共　移物之類皆無ニ而菜大根十取り申候故
惣而雑穀夫喰不足仕候故　弥当分飢命仕候　右
之通村々迷惑仕罷有候　先頃ゟ御見分被為遊候
へ共段々其次第　今日迄も砂石降止不申　大分
砂厚罷成候間　又候　御見分被為遊被下置候様
奉願候以上

河村山北
宝永四年亥ノ十二月　河村　岸
河村向原

大西覚之右衛門様
青木仁右衛門様

（伴野注）
この注進には日附はないが、未だ噴火中に出されたものである。一体名主は村政一般を管掌したが、領主からすれば なんと云っても貢租を完納させることが第一条件であり、名主にすれば一番厄介なことである。不納者のためには立替納めもする。これがため、名主の職に留ることが出来ず、辞任した例が 召田にあり、借財のために 名主の職務が執行出来ず 廃業された御殿場名主もある。故に河村三ヶ村名主が宝永噴火の大変を見込し貢租の不可能を申出ていることは、これかうの税金問題に予防線と張ったというところ。北駿地方では未だ うた文言は見ないが、おそらく、同ようなことをしたのではなかろうか。
当時 小田原侯 大久保加賀守忠増は老中として幕閣に列していたので 江戸役金を現地に派遣し、其の意を伝へしめた。

領主の御意伝達

一、御郡中砂降候村々途方ニ暮迷惑仕罷有候処ニ江戸御役人 柳田九左エ門様十二月中旬ニ村々御順り被為御聞候は 殿様御意難有御旨被為成下故 被御聞其上御書付奉拝見

富士山焼候ニ付御郡中地下罷成

御意之趣柳田九左エ門申下候口上之覚

一、富士山焼候ニ付石砂降候村々之様子 追々小田原より及言上 上ニ茂二六時中 無心許被思召 上人民ハ不及申ニ牛馬等ニ至迄 不

尽飢令候ニ及々被仰出候得共　若所々より村々
離居有共ハ路直ニ立　両露にうたれ候か　又は
少斗の由縁ゆかりを尋　地頭之内に入込罷有候
有共も可有之候。　左様之者共は御領分之内に小
屋掛け仕候か　小田原江引取り候得て成共　牛
馬等に三返不及飢令候様に可仕候　御意ヲ以此
度御郡中村々ニ被等相廻ル可候　如此大慈悲之
被仰出ニ候得は此度難儀仕候者共有之候ハ、早
速可申出候　何ホニも御百姓助候筋可被仰出候
間　此上平生躰に相心得諸事万端無油断かせぎ
仕候様ニ　名主組頭之者共村中打廻り末々之者
共江　委相此趣可申聞候　末ノ年大地震以来打
続不作仕、御百姓困窮之段兼々達御耳ニ候処
又候此度ケ様之儀有之　上ニ代御気之毒ニ被思
召候　兼而被御出候御正道之筋　大御慈悲之
所をおゝ根に合　丈夫に相心得可罷有候以上

亥ノ十二月

自力開発の命に援助を願う。

右之通御正道之筋御模式の御書付幸仕様見候得共
人々代々の田畑山林砂場に罷成難儀之儀　御郡中三
筋ニ而百四ヶ村甲合　十二月廿六日ニ牛島江寄合
委通之願書認　江戸御役人柳田九左エ門様廿八日ニ
江戸江御帰り被成候ニ付　廿七日ニ指上ケ申候文言

乍恐口上書ヲ以奉願上候御事

一、此度富士山焼石降り御百姓途方ニ暮罷有候処
ニ　田畑開発之仕形被為仰付候ニ付村々惣百姓
立会砂并人足大数積リ　村切ニ御百姓存寄帳面
仕立指上ケ申候処ニ　右砂掃開発仕候儀　面々
御百姓自力ニ仕候様ニと被為仰付候得共（吸）広古
之儀ニ御座候得は自力ニ難成奉存候　殊ニ未の
大地震　甲斐ノ湧水今年雨風之大風損並ニ石砂
降り麦作苗作退転故　御百姓段々飢命ニおよび

迷惑仕候ニ付　弥以　御白畑開発仕候儀　乍恐難
成奉存候間　大慈悲を以御救被為遊被下置候ハヽ
永々御百姓相続可仕と御願申上候

宝永四年　　河村三ヶ村
　　名主組頭惣百姓代
　　松田二ヶ村
　　名主組頭惣百姓代

柳田九左衛門様
大津善左衛門様

（付箋）
これで見ると、殿様の御意はなかく人民のために紙に及ぶ事がないように、小田原へたなりと引取ってとまでと云いたら、後日は自力でやれと申渡したらしい。討潰時代の殿様が、討潰の言葉を面渡されたときは　さぞ感泣したであろうに……
村役人も　血の気の多い小田原侯の教育はゞみとなしと見て　江戸へ出て大公儀へ訴へんとした。

江戸出府に付小田原へ注進

一　柳田九左衛門様右之願書御請取　十二月廿八日ニ
江戸ニ御帰り被遊候　同廿八日ニ御郡中年寄衆
音堂ニ寄合　来子ノ正月三日ニ中之名村ニ寄合
可仕由早合候　時に宝永五子・正月三日ニ中之
名村ニ右之百四ヶ村寄合相談仕候ハ　砂降り候
ハヽ広大之儀ニ御座候へハ兎角江戸御訴訟可仕候
明四日ニ御郡中江戸支度ニ而小田原ニ罷下り江
戸行御断御注進状　大屋善左エ門様ニ差上ヶ申
候文言

乍恐書付ヲ以申上候御事

一、村々田畑砂掛之儀　広大之儀ニ御座候得ハ
御百姓当分及飢命ニ罷有候ニ付自力ニ難罷成
奉存候　左ロ村々之内　大助御伝馬之儀此度
石砂降　馬飼料不罷成御役之儀相勤不申候ニ
付　此段も江戸ニ御訴訟可申上候
一、御台所様御儀　六年以来未年大変ニ付　御城
御普請其以後　度々之洪水故川筋大川除御普

請ㇼ大分之御物入　其上去秋再度之大風損ニ而
不仕仕　御物成御不足ニ被召上候恐御台所御不
如意之御儀下々迄奉察上候　只今迄ハ度度之
御用捨米　其外御救被為下置候ニ付　困窮之御
百姓共難有相続仕罷有候然共此度石砂之儀御領
分広大之儀ニ付　御百姓共身ニ余り迷惑ニ奉存
候　乍恐江戸大御公儀様迄御願申上ニ　江戸江明
五日早朝罷越候為其御注進申上候　以上

宝永五年　　中筋村々
子ノ正月四日　　廿六ヶ村
大津喜左ヱ門様

（都司注）
以下困窮を訴えた農民と役人および公儀の復旧活動をめぐる虚々実実のかけひきの状況を示す文書がのっているが時代そのものから話がそれてゆくので本書では割愛する。興味ある方は原文を参照されたい。静岡県立中央図書館に一部所蔵されている。

〔同書〕　○再び北駿文書

①宝永五年閏一月中渡。　六日市場区保管。新橋区長保管

（伴野氏）

これは前に書いた如く足柄上下郡に閏一月十六日に石砂村へ出頭を命じられたか、北駿の名主達にも同じような一般が出されたことと思われる。日付が何れも閏一月十八日である。そして六日市場文書は完全に残されているが、新橋文書は中央が欠けている。

小田原領去々石砂積り候　村々石砂取の仕候儀
又者川筋埋り候ニ付　川浚御普請在之間　右之村
々当分御代官所ニ成　小田原領へハ代知相渡候
但御普請相済候て　又小田原領之可相渡候　其内
代官之所にて御手支上納可仕候　然共元来城附之
村々にて候間　若人夫急用之節は　小田原役人中
より触次第　無遠慮可相励候　右之段相触申渡者
也

閏正月　　荻原近江守

申渡覚

一、去冬村々ニ積り候砂　村中之百姓精出し　村切(むらぎり)に取のけ　山方野方海辺何方(いづかた)へ成共　最寄次第田畑之外　空地ニ砂捨可申事。

一、村中百姓は不及申　女童迄(も)毛頭出　少も早く砂取はか取候様ニ可仕候　各田畑之事ニ候間　地主ニ油断不仕口之事

一、砂取のけ候場所無之村々ハ　田畑屋敷之内ニ成共かた付ケ置候様　又ハ堀埋可申事

一、田畑潰不申候様　随分相考可申事

一、砂少積候て　田畑之障ニ成不申候所は　地主とも勝手次第可為可仕事

一、大分砂積り村中之人数ニて　難成所ニても　力におよび候程は　砂取のけ可申候は　内見分遣可申事

一、当麦作出来迄之食物は　去ル冬中貯置可申旨　飢不申候様ニ可仕候　重て吟味之上　夫喰御救も可在之事

一、度々見分遣　不届之仕方在之は為申事

一、独身之百姓　たかひに申合物合可申事

一、砂取のけ候儀ニ付　村々口論ニても不仕　隣之村などへ砂捨申間敷事

子正月

右ケ条　荻原近江守殿被仰渡候

一、小田原領村々今度当分御料所ニ成　我等支配所ニ被仰付候　御普請出来之上　又小田原領ニ相渡候ニ付　諸事御仕置等並　諸法度小田原一領之筋之通　相心得可相守可申事

一、砂取退之筋　前条之通　無油断取のけ　当年の耕作　聞ニ合申候分　随分仕付候様可仕事

一、人夫等急用之節　小田原役人中より能次第　先規之通　無遅滞可相勤事

一小田原領之節　材木薪類被代官候分　小田原役人中より被申付置候通可相心得事

一村々竹木櫓代申間敷事

一抱て生類憐之儀し　小田原一領之節之通　相心得弥堅相守可申事

一火之用心　無油断相慎可申候　万一出火等在之節は　近村之もの早速かけ付　消可申事

一村々水帳之儀　従先規其村名主所持致候分　紛失無之様ニ可仕事

子閏　正月十八日　　伊奈半左エ門

右被　仰渡候通　可承知仕　村中大小之百姓　不残申聞急度相守可申候　為後日仍如件

宝永五子年閏正月十八日

（伴野注）

この年に於つて小田原領かり　幕府直轄地になつたのであるが　実は宝永三年三月三日　奴公の誠かぬし　七日には幕府に収め　同月復領　資金として　百石に付三両を渡し　九日には五畿に対して　音信手伝いを命じている。（後述「富士の厂火」資料及解説の項参照）富士山噴火は三下の大変であり　その復興も容易ではない。小田原一帯の容易に出来ることでは出来ないことは想像できるが、この如く早く収公し、代地を与えるの手続の出来たことは　当時の小田原侯、大久保加賀守忠増が　老中として幕閣に列していたことは見逃がせぬことである。

山北鉛木文書に名主が出府するため酒匂川に宿泊した際　一月三日酒匂川正源寺において加納郷助より　役所御触頭立しからず一日前へ宇合御村へしとまで立候していたのに　下成のくさは御代官能くとあるのも　自分の出費を少くして　百姓に得て復旧は幕府の手でとの配慮が　うまく行きそうだと考えての微笑ではなかったかと思ぐることは　どうだろうか。

何にしても　幕府領となり　支配者として　伊奈半左エ門が命ぜられたことは　被害地のものにとつては幸福であったと云わねばならない。

足柄上下郡は山北鉛木文書に依り　復旧に付いての活動が推測出来るが　神奈川県では　どうだったか　当時のものはないが　延享二年巡見使に差出たる文書の一部がある。

延享二年巡見使に差出たる文書　古沢　林原平蔵

この文書は一冊に綴つてあるか　当時を知る上の好資料たるを失はず　依つて、その全文を書く。

（表紙）

元禄宝永大変

御定免御願書差上帳

大地震砂降

乍恐書付ヲ以御願見御奉行様江

郡中惣百姓御定免御願御訴申上候事

駿州駿東郡四拾九ヶ村名主相頼惣百姓

一当 郡百年以前より小田原御城付御私領罷成申候、然ニ当四拾三年以前 元禄十六年未ノ十一月廿三日之暁五ツ刻 大地震致し家々傾倒 人馬共ニ 夥死怪我も 有之ニ付還道 橋 田畑 井堰 頽落損大ニ付因茲仕候へ共 其節小田原御城頭倒いたし町々共ニ焼失 数千人即死及候故 御地頭様より御救し無之候得共 居宅ニ田畑 井堰等 自力ニ取立御年貢御上納仕処ニ 当丑より三拾九年以前 宝永四年ニて十一月廿三日朝四ツ時 富士山焼出し地震 雷電 同廿六日夕迄 常ニ相成リ十二月八日之朝迄 日数十六日間砂降リ 積 其時宝永山出現仕候 東国ハも三四日降(ふり) 砂少々宛降リ間相成候事

一、郡中砂深サ麓須走村ハ壱丈弐尺より壱丈迄 外交リ降故 家々半焼砂埋候 大御神村ハ六七尺中筋 北筋ハ五尺より三尺迄 南方ハ弐尺五寸より弐尺迄 降積 居宅 田畑 麦作共ニ砂埋七分之体ニ罷成リ候事

一然ルニ真之闇ニ相成候て 震動 雷電いたし 黒雲東国方江覆覆 硫黄焔 硝煙ニ 旬塩(うつお)交々 砂降悪候故ニ降故 十方(とほう)ニくれ 富士山候共不知御佛説ニ承リ居候濁悪 末世ニ至リ大地より却火焼出仕 世界生者 草木共ニ必滅仕由誠し

からす程遠(ほのか)故ニ □ 然ル時ニ常闇ニ成故 最早時節も 至来から御力可仕 村々一所ニ集リ老若男女呼叫 就中 大御神村ハ村離ニて 殊ニ

麁近　薪騒様ニ厳敷　人数も少き故　名主六左エ
門夫婦伺母共ニ三人旦那寺　荷(にな)仕　刺髪(ママ、剃カ)いたし
薪ヲ積ミ　其上ニ座ン引導焼香ヲ受ケ候　然ニ富
士山焼鎮リ　世間評判例天国章候仕方之様ニ申有
ニも有之　又ハ此村ハ麁近にて□時々相果故ニ　厳
敷候へハ其上　郡中同前ニ流水し絶烈故ト存候
那中之者共　十方ニ暮　只々呼叫罷有候　思付投
込ヲ請候趣　神妙之よし申吉し有之候　砂降止
御公儀様より　為御検分ト　御奉行様　御越(ママ)被
遊　村々　御□之上　大御神村之訳ヲ御聞被遊候
彼六左エ門御召被出　近頃不便之次第此上ハ御救
も有之間　大近命可待由ヲ御申被渡　其内御奉行
様方　江戸へ御帰リ那中七所之伝　左ニ大御神村
之次第　逐一言上被遊　不便之由御察し候事
一砂降効　四五日那中男女十万ニ暮し　呼叫罷有候
南伊豆　西国は無難之段　晴天有之よし　風聞ニ
候　百々老若幼稚之手を引負ひ無難在所江逃出
申候
然ルニ砂降止候へ共　渡世難致故帰国之族多し
又ハ先々ニ奉公商売仕着も有之候事
一砂降止　亥ノ十二月中旬より小田原御領分駿相
両国　至極困窮故　小田原御役所へ御扶御救願
出候処ニ被仰出も無之故　駿相百姓不残江戸表
大公儀様江出訴住可申由にて大勢罷出　半途迄
参リ候　然ニ小田原御役人中段々久付(ケ付カ)願之筋
柄　御聞届被遊候ニ付　承引仕帰宅仕　罷出不
申候　其上駿相江　当分之為　御扶持御蔵米一
万俵被下置　村々高ニ割　頂戴仕候　然ルニ
数万の人故　御救も難被遊(ニ)　相駿共ニ亥極月
至リ御上地ニ被遊候　並ニ御分知　大久保長門
守様　稲葉紀伊守様も　御上地ニ被遊　御分知
様　亥御年貢残　未荒之分斗(はかり)被下　別て御救も

一、右之通り　七所之体ニ相成候故　小田原御領分御分和共ニ御上地ニ被遊候ニ付　御代官　伊奈半左エ門様　御支配罷成候事

一、翌午子春　為御見分　中山出雲守様　河野助右エ門様　御出被遊　御覧之上　山野共ニ一面之砂故　開発難及　被思召付　何方へ成共　縁ヲ求メ勝手次第　離散致し　渡世可致由被　渡候得共　何国へと申　方便しなく　只々餓死ニ及候　日本国土　普く　私領　御料之差別なく　高百石ニ付金弐両宛砂役金　被仰付　駿州深砂場所御救並相州川掛　川除入用ニ御公儀様取被召上　其砌より郡中惣人別　非人共エ　御扶持として一日ニ男ニ米弐合女ニ壱合　馬ニ銭廿文宛之積ヲ以　壱年余被下置候事

一、須走村ハ百家埜救ニ金子被下　家普請　出来仕候

戌閏宮ヘハ修覆金ハ出不申候

一、柴怒田村ハ須走焼故　深砂にて俳徊出来兼駒門村エ御願仕　申請引越し申候事

一、卯年正月末頃より相州川掛　駿相者共へ　川除御普請方　藤堂和泉守様　御手伝　被仰付　男ハ拾四五より六拾迄　盛者ハ申ニ不及　村々喰ニ立　名主一同ニ罷出　相勤ル賃銭ハ　相州壱人分一日ニ銀壱匁五分　駿州ハ弐匁五分ヲ二人分ニて相州金子村御会所にて受取　日数百四五十日余相勤申候ヲ村々相助り候事

一、何国エも参り渡世可致　万便し無之夫々様ヲ求遠国より金子借用仕　又ハ着道具　衣類等売払砂取退　又ハ　戈御取ヲ以　水貫之　穴ヲ堀り井堰樋等至シ　砂ヲ流し少々宛ヲ日ヲ開発仕候　丑年秋ニ成て百石ニ付ヲ金子九両壱分之積ヲ以為砂退ト御公儀様下置候事（※印個所に二、三字欠字あり以下同）

一※年貢之儀ハ　御米吟味仕　廻船忍索(ロカ)致し　風ホヲ加へ四十弐升入俵弁取記し　中札　上札仕沼津河岸江付出し　弁ニ積江戸浅草御蔵へ名主罷越し斗立納申候
尤御米　面々村より附出し　五里ハ木主役※壱駄壱宝七四文宛　賃銭被下置候※より江戸迄船賃も被下置候　四五年※後ハ江戸商人ト相談、上　貢納仕候事　享保十七子年秋頃　西国方ハ雲霞(カスミカ)之　虫付御物成皆無　又ハ悪米　西国ハ困窮ニ付　大阪御城米トして　駿遠参三州　其外之国々　大阪廻米納ニ被仰付　子、十二月沼津より船ニ積　御廻船上乗　竹之下　惣内菅沼村　三次右二門　塚原村五郎左工門※地ニ登り大阪着弁ヲ以借　逗留仕候所ニ付来卯、三月末　着弁致し　御蔵納※至り名主上乗　帰国仕　駄賃困窮※海陸賃銭ハ先年之通り御公儀※被下置候※事

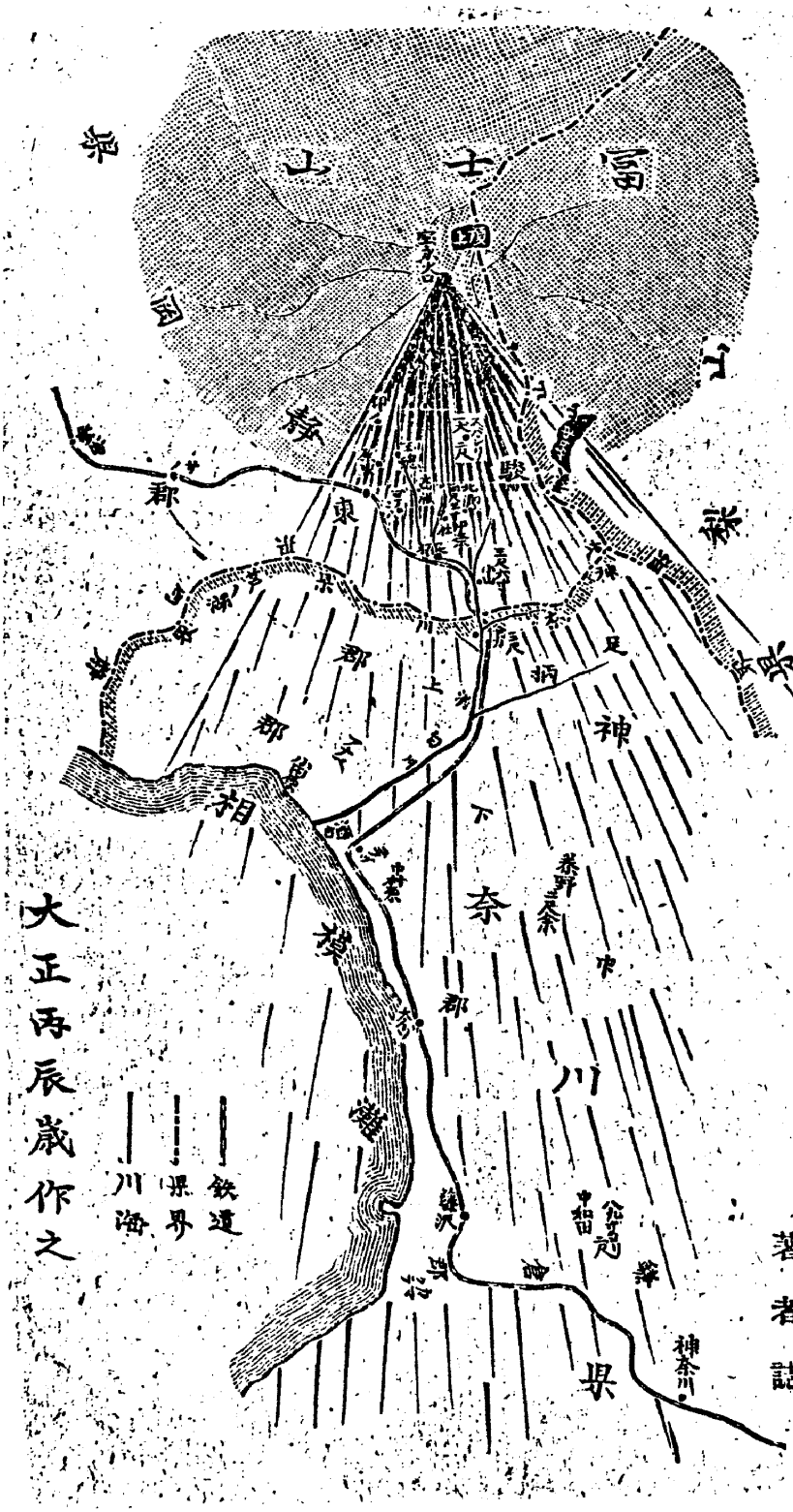
代官伊奈半左工門様　三十六年之間　御憐愍預り　御定免被仰付難有御事ニて　大借利足等も困窮も少々は　相休まり　然ルニ　寛保三亥年より　駿府御支配成候て　御吟味之上　在所一等被御召上候てより被下置候名主給　五厘引　立屋敷※新ニ御取付被召上候　其外之御吟味※先年両度之大変困窮※等未除　至極迷惑仕候付前々※御定免被仰付候様　郡中※一同偏奉願上候事右之趣　御慈悲ヲ以　先年之通り御定免被付被下候ハ　難有可奉存候　以上

駿州駿東郡
四拾九ヶ村名主組頭
四拾九ヶ村惣百姓印

（伴野注）
四十九ヶ村と云うのは　どこか？　南筋組が十一ヶ村　中筋組が須走村を除いて十二ヶ村　北筋組がヒヶ村　坂下組十一ヶ村　其他六ヶ村で四十七ヶ村　あとの二ヶ村が不明だが　何れにしても三島宿元年に小田原へ領帰した原方組を除いた北駿地区と思はれる。

これで見ると　国府津方面へ出掛けた農民は　足柄上下郡の人達だけでなく　被害地農民が心を合せてやったことであり、一万石の救恤米も被害地全般へのものである
又　山北松本文書によると「北辰砂降候場所合五拾五万石」とあり、これは数相武三ヶ国のものらしく　小田原侯領地では五万六千三百余石が公収された地である。

寶永四年冬（距今二百十年前）
富士山爆發
被害追想画



地維裂ケントスル大火焔天ニ冲シ赫灼タル砂礫ハ噴出シテ彗星形狀ニ飛散シ鉄ヲ鎖東北部一帯ヲ埋没シ、遠ク武相ニ及ボシ其災傷關八州ノ地青草ヲ見ズト云フ蓋シ過言ニアラザルベシ、前章ハ著者ノ研覈ニナリ、後文ハ文命提碑文ニ依ル

著者誌

伊奈半左衛門　　故渡辺弁治

此里の民を恵みて荒砂を
　かきなかしたる君ぞかしこき

同　　秋山安子刀自

御厨のさかゆくみても伊奈翁の
　めくみの露をたふとかりける

伊奈半左門翁仁徳略記

宝永四年乙亥十一月二十三日朝四ツ時富士山噴火ノ同二十六日夕七ツ時頃迄ノ間駿州駿東郡御厨一帯ノ天地天地晦冥ニシテ咫尺ヲ弁セス十二月八日朝迄日数十六日ノ間砂降リ積リ須走村ハ一丈余リ大御神村辺ハ七八尺位北筋中筋辺ハ五六尺ヨリ三尺位迄堆砂又夫ニ不毛有ノ礫石ナリシ御領主大久保加賀守殿大久保長門守殿稲葉紀伊守殿ノ御三方御一同ハ凶甚ナル御言ニ付領地支配ノ力ナントテ御上地ニ相成リ御公儀ニ於テハ関東那代職伊奈半左衛門殿ニ被言地御支配仰付ラレ越テ翌子年二月御公儀ヨリ御見分トノテ中山出雲守殿河野勘右衛門殿御出役遊ハサレ被言地ヲ御見分アリシニ田旧山野共一面ノ砂ニテ到底除砂開発ニ及ヒ難キニ付キ五十八ケ村ノ惣百姓共ヘ御申聞ケラレ何方ナリトモ縁ヲ求メ勝手次第ニ離散致スベキ旨仰渡サレタリ吁罹災地五十八ケ村百姓一同ハ御領主ヲ始メ御公儀ヨリモ見放サレ渺漠タル堆砂ノ上ニ周章シテ餓死スルノ外之レナカリキ而ルニ御支配伊奈半左衛門殿ニハ被言地ヲ実地御踏査ノ上親シク此ノ惨状ヲ目撃アリ御憐愍ノ余リ此ノ焼砂堆積祖先墳墓ノ地ニ空シク彷徨餓死セントスル百姓ヲ救助シ土地復旧ノ策ヲ立テラレンコトヲ独リ御深心遊サレ御公儀ニ稟申シ国中ノ御領私領共高百石ニ付キ金二匁ツツノ救助費賦加ノ方法ヲ立テラレ罹災地五十八箇村惣人別飢人共ヘ御救ヒ御扶持トシテ一人分一日ニ男米二合女一合馬一疋ニ銭二十文ツツ一年半有余下

ン置カレス被害地復旧ノ為メ水便ヲ利用シ酒匂川筋ヘ
砂ヲ流送スル様計画ヲ立テ河筋ノ流砂積溜ヲ防ク為メ
ノ堤防ハ費ハ全国ノ各領主ヨリ補助スル様ニ御取計相
成リ翌々二年正月下ヨリ砂流シノ工事御着手工事ノ御
手伝ニハ伊勢国津ノ城主藤堂和泉守殿御助合相成リ人
ニ十四五歳ヨリ六十歳迄ノ強壮ナル者ヲ近郷村々ヨリ
差出シ村々櫓ヲ立テ村名ヲ出張シ夫々相動メ此ノ人夫賃
銭ノ儀ハ相州附近ノ分ハ人夫一日ニ銀壱匁五分駿州附
近ノ分ハ一日銀二匁五分勘定ニテ相州全子村御会所ニ
テ毎日名主共ヘ御下渡シニ相成リ日数凡百五十有余日
勤メ同年秋九月高百石ニ付金九両壱分ノ積算ニテ砂退
ケ払料御手当トシテ御公儀ヨリ下シ置カレ除砂須旧ノ
田畑共見取リ三ケ年ノ内ハ御用捨下シ置カレタリ実ニ
御公儀御役人ニ於テ一旦見捨テラレタル土地田畑ヲ追
々除砂開発ニ相成リタルハ一ニ御支配伊奈殿ノ御仁政
ノ結果ニ外ナラサルナリ然ルニ復旧セル田畑ハ御支配
伊奈殿ノ御取計ヲ以テ三十六ケ年ノ間御定免租仰付
ケラレ五十八ケ村非常ニ御恵大ナル御沙汰ニ浴シ奉
レリ埋砂被害ハ五十八ケ村ノ内三十九ケ村ハ三尺以
上ノ深砂十九ケ村ハ二尺九寸以下ノ浅砂ナリキ埋砂
ノ厚薄ニ割付ケテ田畑一反歩ニ付キ銭三百文ヨリ金
一分迄ノ御手当ヲ頂戴致シタルモ深砂三十六ケ村ノ
百姓ハ御救ヒ金ヨリニテハ到底存命致シ難キヲ以テ
伊奈殿ハ此ノ百姓ヲ近国其他ニ奉公又ハ出稼サセン
トセランモ飢餓ニ瀕セル多人数ナルヲ以テ其ノ事
行ハレ難ク止ムヲ得ス茂葉ナキ樹木ヲ代ラシメ薪トシ
テ売却セシメントセラルル賞ハナク小田原沼津三島
等ノ市街ニハ道程七八里ノ遠キ運搬スル事能ハス窮
民救産ノ方法ニハ実ニ苦慮一方ナラザリシト云フ是
レ此ノ窮民ヲ捨テ置ケハ餓莩相望ミ死屍累々ニ至ル
ベキヲ以テ救恤ノ為メ御支配伊奈殿ニハ決然職ヲ賭
シテ駿府御屋町ニアル御才蔵ヲ開キ以テ飢餓瀕死ノ

窮民ヲ救助セラレタリ然ルニ御公儀ヨリ御調ベノ節同
御蔵ニ米一粒モ之レナカリシヲ以テ御役儿ニ相成レリ
伊奈殿江戸表ヘ御呼立ノ途次箱根山ニテ御厨ノ方ヲ回
顧セラレ覺々余ハ兎役ト相成ルモ御厨ノ百姓共ハ長ヘ
ニ祖先墳墓ノ地ニ生存スルコトヲ得ベシト言ハレシト
伝ヘ聞ク吾々罹災地ノ住民タルモノ誰レカ感泣嗚咽セ
ザランヤ然ルニ其当時五十八ケ村ノ百姓中一人モ江戸
表ヘ御伺ト致サズ且ツ御公儀ヘ何等ノ嘆願モ為サザ
リシト云フハ実ニ思義ヲ知ラザル極ミナリト謂フベシ
註ニ鴻恩追誦ノ微志ヲ以テ慶応三年吉久保渡辺井次郎阿多野言多善平治等
発起願主トナリ有志ト相謀リ十八箇村連合シテ一小祠
ヲ建立シ自系半左衛門源忠順君ノ神霊ヲ奉斎シ毎年御
忌日二月二十九日ヲ以テ御祭日トセン処明治十一年石
製祠宮ヲ造営シ吉久保水神社内ニ建立シ永久ニ祭祀ヲ
執行セリ
抑モ伊奈霊神ノ至仁至忠ナル御政事ハ三歳ノ児童モ常
之レヲ知ル歳華匆々流水ノ如ク霊祠昇天後茲ニ二百
二年ナリ郷人其ノ徳ヲ追慕シ噴砂当時ノ状況ト霊神
ノ御偉蹟トヲ問フ者モ少カラス因テ聊カ旧記ヲ参照
シ先考ノ記述セル梗概ヲ紹述スルコト斯ノ如シ若シ
夫レ霊神ノ遺徳ヲ発揚センガ為メ贈位ノ請願ヲナン
若クハ功業ヲ石ニ刻シテ百世ニ伝ヘントスルガ如キ
ハ正ニ是レ罹災地旧五十九ケ村人民ノ斉シク庶ルベ
カラザル事ニシテ敢テ卑職ノ喋々ヲ要スル所ニアラ
ザルナリ

静岡県駿東郡北郷村吉久保
村社日吉神社社掌

〔富口賢雄氏文書〕　○御殿場市山之尻、「御殿場旧記」よ
り抜書という

然処ニ安の十月四日昼四つ時、大地震致し、殊に
富士山・富士郡強く揺り申候と聞候、其節小じ山は

不断(ふだん)の事なく揺り候と承り候処に、冬霜月廿二・三日、大地震可仕と風聞致し申候付、世間人々地震小屋かけ、廿日時分より小屋に罷有り候、地震はげり(しげ)く同廿三日・三日たへずゆり、廿三日五つ(つづ)く(つづ)ゆり候、然処に、西の方より石礫ふり下り震動(しんどう)雷電(かみなり)しきりにして、天地もくらやみ計(ばか)りなり、さる程に老若男女逆(さか)さまに走(はし)り、如何(いか)ハせんと人々互に手をとりやり、胆(きも)をけし、夜ひるくらやみ候へバ、五間(新)七軒寄合(よりあい)て、危き命をつなぎ候へける、然処ニ、同廿五日の朝、少々あかるく見へけれバ、其時富士山焼(た)ると見出しける、只火炎山の如く、されバ震動雷電石砂も止事なく、伊豆下筋砂降ざる田圃、さらハ逃げんとすれハ、夜昼下道きりもなく逃行(にげゆく)人々、其中に年寄子供歩行や素足(すあし)にて、外にあれハ無りけり、跡に残る人はなし、砂降事十二月七日朝迄降申候、夫より木草菓(かれは)果、来春になりても青もの一円無(ない)之、ただ不断真黒に相見へ候、かこいの野菜に仕候、ホ々蔦、栽(さい)菜ほうぬものハ無(ない)之候、其内一番なんぎ仕候が用水なく砂水にて難儀仕候、砂前は御私領、砂降後は御料所(りょうよ)に罷成、伊奈半左衛門様御支配相極り、御代官可被(られ)下筈にて、日本諸大名・旗本家迄砂金として高百石ニ付金弐両宛御当被(あて)遣候と、風聞御座候へバ、方々へ逃散りし人は皆我村々へ罷帰り、其家々の人をへらし、馬并諸道具等売払申候、作場無(ない)之候故ハ、残る人の喰ものたくわへ候様に仕候、扨(さて)又貧賤之ものハ、近国罷出(まかりで)稼(かせぎ)仕、間々にハ在所へ帰り候しあり、ス々先々に住居し極め申候もあり、又ハ皆々砂少々充もとりのけはじめ、川辺かけはた砂をかき等し、毎日砂のけ候へハ、見之外ニ弐坪・三坪程づゝも日重候へて、さ(茶園)ゑん仕、或ハ干少々づゝもつくり申候、夫より場所よき所ハ、壱反ニ付金三両・五両にて売(う)り、かきのけ申候、砂降りより金銀銭引取(とり)遣一切無之、只金子貯(たくわ)ハ候者計(ばかり)、少々宛もりて五畝・

一五十八ヶ村へ砂降申候段々、江戸御奉行御見分被ㇾ遊、御改之上右之内三十九ヶ村深砂と御わけ被ㇾ遊、此村々へは子の春より惣扶持壱人ニ付木壱合づゝ男女隔なく五之暮迄弐年分被ㇾ下置ㇾ候、馬扶持も三ヶ月分被ㇾ下、七月末になり、麦種代少々づゝ被ㇾ下候へども、開発金は不ㇾ被ㇾ下候、五之暮に江戸表へ壱ヶ村にて弐・三人充罷出、御下走之屋相模守様へ御駕訴に付、歎き候へは、御勘定頭中山出雲守かたへ申渡し候と御意被ㇾ遊候、夫より高百石ニ付金九両三分より九両壱分迄深砂場へ被ㇾ下候、浅砂場子の正月開発金被ㇾ下候、

一其以後度々御救願申候得共、飢扶持計十年賦・廿年賦に御貸し被ㇾ遊候外ニハ不ㇾ被ㇾ下候

〔わが家の宝〕　○御殿場・岳麓新報社刊、青多嶺積氏家宝の説明文中

元禄十六年（一七〇三年）十一月大地震かあり、五年後の宝永四年宝永山の噴火で阿多野新田は埋没してしまった。

〔同書〕　○岳麓新聞社刊御殿場市山の尻の竜口氏所蔵

宝永噴火の図

宝永噴火の図は富士山宝永山から噴き出した砂塵が東方へなびいて降り須走村方面かとくにひどかったもようが手にとるようにわかる。「此山焼頃已来出来申候、焼砂吹出シ山ニ成申候様相見へ候、十一月廿三日午ノ刻ヨリ三子石ヨリ焼出シ十二月五日ニハ黒岩上迄焼登り申候也」の一文や、中畑村、印野村北畑村、十里木などの字句が読みとれる。宝永四年噴火のようを先祖が一枚の紙に書いた絵と伝えられ、東京、三越で開かれた展覧会や御殿場高校の文化祭展示会などに何度か展示されている。噴火のとき風がどのように吹いたか一目でわかる貴重品である。

（駿東郡誌）　○須走浅間神社由来

其後宝永四亥年十一月廿三日、富士山中腹より噴火し、砂礫を飛らすこと昼夜止まず、地上悉く埋没し、此地砂の深さ一丈二尺余に及ぶ　時の代官伊奈半左衛門幕府の命を奉じて、埋没村落の再興を謀る　当時此災害に罹りしを以て　本社再興のことを挙るを得ず　其儘に経過し、正徳四乙未年に至り寺社奉行石川近江守へ、先規の通り再建願出たる処、江戸市中勧跡を許可せられ、当時神官指揮励精の結果　享保三戌年に至り、漸く故の如く社殿再興の功を奏す。

○

宝永噴火の被害　宝永四亥（一三六七年庄七の主前二十年）の大噴火は須走柴怒田一帯の地を化して尽く焦土となし、岳麓一面つひに不毛の地に帰せしかば、頼尸の一族は相率ゐて原里村なる神場（今下柴怒田という）に避難せり、然れども柴怒田は祖先須墓の地にして年々開発の実も挙りたれば、故山に帰りて永住の地と定む。庄七が奉公は実に是より始まる。

因に記す噴火当時の代官を伊奈半左衛門といふ、氏は職を賭して噴火の後仕末窮民の救助等に尽力したる功績頗る大なり今に至るまで北郷村民は其徳を仰ぎて年々の祭祀を怠らず

○

北郷村大御神、天野氏の記録（漢文）に曰く、宝永四丁亥年冬十一月二十三日辰刻（午前八時）突然地大に震ふ、人々皆驚愕狼狽に暇あらず、走を扶け幼を携へて路傍に彷徨し　或は頭と柱と相撃ち或は身を障子に圧せられ、或は転顛して屎桶に溺る者あり、両面相撃ち自失するものあり、腰痛へて歩むこと能はず、足と手と相謀て匍匐す

るもあり、仆者全者、泣者叫者、倏忽千態怡も修羅道の現出せるが如し、須臾ありて、黒雲油然として西方に起り、忽ち天に滔り、六合晦瞑尺尺を弁ぜず声あり千百雷霆の如し、凄響訇然として耳を劈く、已刻（午前十時）に至り石砂隕落両ふるが如く、大なる者、碗鞠と猗反はす、破裂して火焔起り、草木為に焦け家屋為めに焚け数百度に発れて、飛鳥林に死す、皆以為く天柱折け、太陽の破壊せるならんと壮者は死力を尽して火を防き、老少婦女は仏前に坐して高声に仏名を唱へ、般勤に聖経を誦し以て哀を乞ふ、時又雷声あり、東西より来る、巨声轟然磕下して耳を聾し、電光閃々として眼を射る、衆大息して冥天に号叫して曰く、我輩罪なし天道我を虐する何ぞ太酷なるや、嗚呼已矣哉、寧ろ黄泉に赴て泉土を求めんかと、倶に経を誦して死の至らんことを祈る、頃之雷霆稍東西に分去す、此日数十里中、雷声殷々として、鳴動の屋上にあるが如く、寒胆せざるものなしと云ふ、夜半に至り雲間星光を見る、始めて天の未だ崩壊せざるを知る然れども眼界の砂石にして生物あるなし、想ふに天下必ず是の如くならん、然らば早晩必ず死せざるを得ず、死は一のみ、寧ろ死の速なるに如かずと、抱持して泫然転輾して号哭し、嗚咽経を誦して死を祈る、嗚呼天道是耶非耶、生民をして此の極に至らしむ、二十四日微明親子知めて相見る、然し石礫の隕落未だ止まず、大なる者は桃李の如し、二十五日雲間時々日光を現すも而も降礫尚過まず、往々桃李の如し、大なるもの

あり、此の時帰省するものあり、曰く是富岳噴火の為す所なり、東西数百里に遭ひ、西南地方依然として異なし、況や他邦をや、驚愕さて始めて蘇息の思をなし、踊躍して寝屐の折るゝを知らず、是に於て産を棄て宝を遺し、老を扶け幼を負ひ牛馬を牽き、争ひて西南に出奔す、此の時に当る食已に竭き、皃色藍面、瘠瘁骨立、兄弟妻子離散して、餓莩往々野に横はる、二十六日半晴半暗、尚砂を降らす、往々豆麦大のものあり、十二月八日雷鳴、又四方噪擾荷担して立つ、頃之雷声消滅し瘴を生ず、宝永山是なり、領主廩を発きて賑恤す生民始めて蘇へり、万歳を唱へ感泣して恩を謝す、領主又吏をして測量せしむ富嶽一村平地一丈二尺、崖壑谷は人力を以て量るべからず、富嶽を距る三里、即ち焼穴を距る九里許の地平均三尺五寸、其渓谷は一丈より七丈に至る、実に前世未聞の天災なり、是より先一旦吾を避け他方に流寓せる者今にして往々帰り来る、悉く奴僕を散遣し、妻を売り子を鬻ぎ、以て鍬鋤に易へ日夜眠食を忘れ疲労を忍び、累礫を以て屋上の砂礫を除き、水力を藉りて以て田園を疏潅し、千辛萬苦　歳月の久しき稍々古に復せり、其降砂の時燭を点じて之を見れば皆黄色にして鹹味ありしといふ、此記は海水の一滴九牛の一毛、孟軻子の弁　斑固子の筆尚状を尽す能はざるを恐る云々。

〔三島市史〕

宝永四年（一七〇七）十月四日には大地震が起り、伊豆・甲斐以西の諸国は倒壊家屋多く、大阪では民家一万戸以上が倒れて三千人の死人を出し、壱尺つゝも砂をのけ申候

中でも土佐（高知県）では田畑が多く海底に陥落し津波のため死者二千余人を出したという。（両報近世三百年史）続いて十一月二十二日八つ時（午後二時）より二十三日朝まで当地は度々地震に見舞われ二十三日朝四つ時（午前十時）には夥しい震動があって富士山が噴火した。

富士山の近くの村々では、焼け石の降ること雨の如く、石の大きさは一人してようやく持つほどの石又は茶釜・にぎりこぶしほどのもの等大小降り人家へ落ちて火事を起すところも出た。

二十六、七日頃より砂がまじり降って、四、五日の内に所によっては一尺以上或は一丈も降り積り三島より二、三里の近くまで逃げ来り宿を借りて住む者数を知らず、西風のため箱根より江戸までの道中は石砂夥しく降り、江戸も一両日は夜の如く暗くなり、二十七、八日よりようやく晴れた。

と矢田部文書は記している。五末には降灰と雪のため江戸周辺では「咳病」がはやって苦しんだという。三島宿では昼なお暗く、噴火による降砂は大地を厚く覆うたほどで、不断に震れること十余日に及び、家内にいる者は一人となかったという。三嶋大社では二十四日から一日まで鎮静安穏の御祈祷を社家総出で行なっている。（手尾・河辺・矢田部・町誌）なお宝永山はこの時噴出したものである。

（駿東地誌）　○駿地区教育委会編

宝永四年十月のはじめ頃より大地震があって、北駿地方も相当の損害を受け、なお十一月二十二日から二十三日の朝にかけて、富士山麓に十数度の地震があり、午前十時にわかに富士山が鳴動するとともに、富士山手腹の木山と砂山との境から火焔を噴き出し、雷のような響きさえ加わって天

地はまっくらになり　山頂の雪は解けて流れ、火焔といっしょに土砂・石片が飛んでものすごく、鳴動と噴煙は断続して翌十二月におよび八日になって猛烈な鳴動とともにやんだ。貞観以来の大噴火で、この時相模・武蔵の諸地方にも降灰があり、江戸も噴火と同時に空がくもって、灰が降り、地震を伴なって室内は暗くて灯を点じなければ見えず、道行く人は灰のためにせきをしたといわれる。そして噴火の静まるまで降灰があり、十二月一日の式日には大名の登城が少なかったという。戸塚・江ノ島付近迄焼石が飛び、酒匂川は一時閉塞されたとさえ伝えられている。

この噴火によって、災害五十九カ村は甚大な被害をうけ、小田原藩は米一万俵を放出して救助にあたったが、焼石に水で罹災者を救うことができず、復旧などにはとうてい手がまわらず、窮民はいたる所に横たわって餓死するものが多かったという。

昭和二十二年には桑木と深沢小倉野の境の六十センチメートルばかりの砂下から、水田と水路の一部が発掘された。宝永の噴火に埋れたものであろう。

罹災地五十九カ村とは、伊奈忠仁徳記によれば、

小山町・菅沼二ヶ村・藤曲・湯舟・柳島・中島・生土・小山

（田定柄村）　竹領・新柴・桑木・竹之下

（北郷村）　用沢・棚頭・大御神・中日向・上野・上野新田・阿多野新田・吉久保・大坊田・下古城二ヶ村・上古城・一色・下小林

（旧須走村）　須走

御殿場市（旧北郷村）古沢

（旧御殿場町）　御殿場・新橋・萩原・二枚橋・

東山新田・深沢・小倉新田・
西田寺・北久原・仁杉・東田中
（旧高根村）六日市場・増田・中丸・大堰・
清波・山の尻・山尾田・蚊原・
上小林・柴怒田・水土野新田
（旧玉滝村）中畑・川柳新田・くみ沢
（旧印野村）印野
（旧原里村）杉名沢・永城・保土沢新田・
板要・川島田

とある。これは名主が連署して公儀に嘆願した書中に記された村名である。

被害面積は、

一、**被害面積約**　十六万里

二、有　租　地　一七、八六九町五反一畝三五歩
　内訳　田　一、六四七町七反四畝八歩
　　畑　一、八五六町四反二畝一六歩
　　山林　六、六一九町二反六畝一六歩
　　原野　七、四三五町七反六畝一七歩

三、戸　数　五、五四四戸

四、人　口　二七、三二三人

伊奈忠順は、被害地を復旧するために酒匂川筋（砂を流す計画を立て、川に砂のたまるのを防ぐための堤防入費は全国の各領主から**御助**をつけ、**幕府**の許可を得て、宝永五年正月末から着手した。**幕府**は、工事御手伝として伊勢国津城主藤堂和泉守に命じ、人夫は十五歳から六十歳までの強壮なる者を近郷から差出させ、村々の穢（標識）を立て、村名主と**現場監督**にして復旧に力を注がせた。除砂復旧の田畑は三十六カ年間は免租されたという。しかし罹災民の生活は苦しく、僅かの救助金では生計が立つすべもなかった。この瀕死の窮民

を見るにしのびず、忠順は駿府祖屋町の御米蔵を開いて救助にあたったのである。

古老の話によれば　除砂あとには植物の生育もおぼつかないので、野草の苗を植えて雑草の生える素地を作ったという。

忠順が駿府の米蔵を開いた罪によって職を免ぜられて江戸へ赴く時、箱根山で御厨一帯をかえりみて「余は免役となるとも御厨の百姓はどこしへに、祖先墳墓の地に生存することができるだろうと」といったという。

慶応三年吉久保の渡辺丹治、阿多野の喜多長平治等が発起人になって、忠順の徳を追慕し、救助をうけた村々に呼びかけ、十八ヵ村連合して小祠を建て、明治十一年には石祠を造営し、吉久保に水神社を建てて三月二十九日を命日にして毎年祭典を行なうことになった。

忠順の墓地は、埼玉県北足立郡神根村赤山周光山源長寺にあって、戒名は「嶺頂院殿松巻奉運哲翁居士」である。

忠順の妻は長谷三位純昌卿の妹、後妻は折井淡路守の女で、忠順没後は紀州侯に仕えて年寄役を勤めた。

小山町吉久保に建立した石祠は　伊奈神社と称し、大正三年三月二十九日の二百年祭には頌徳碑の除幕式を行った。碑文は当時貴族院議員であった徳富猪一郎が書いている。頌徳碑文は次の通りである。

古之為レ民之牧者一、開物成レ務、唯規二公利一、不レ計二私一、利衆庶菱慕恰如二考妣一、是所謂現二宰官之身一而度者耶、如二吾伊奈忠順一則実其人也、宝永四年乙亥十一月二十三日、富士山噴火砂飛石舞、天地晦冥、不レ弁二咫尺一、其間十有六、

日、堆沙至二一大余一、岳麓一帯之地、五十九邨、即今之小山、足柄、北郷、高根、須走、御厨、玉穂、印野、原里等皆罹二其災一、山林田園、悉埋二没于堆砂之中一、衆無二以衣一、飢無二以食一、弟妹相擁而泣、領主大久保加賀守大久保長門守稲葉紀伊守三侯、以為不レ堪レ治レ之、還二納幕府一、幕府因命二駿府代官伊奈忠順一兼摂、又令二中山出雲守、河野勘右衛門来検、二人巡二視惨状一、絶望嘗歎、諭二百姓一曰、汝等須二離散一、求レ縁而去一、忠順独憐レ之、不レ忍二坐視一自誓曰、予救二此民一矣、因請二幕府一、命二国中領主一、以二賦課之事一、結搆経営、利二用水便一、搬レ砂除レ石、漸得二復旧時一、於レ是乎五十九邨、衆定二以衣一、飢足二以食一、此間事情旧記徴存、歴歴可レ証、忠順之為レ功大矣、而会竺下私関二府庫一、賑恤中窮氓上遂免二其役一、忠順之帰二江戸一也、途踰二箱根山一、遥願二御厨一曰、憶予讃レ謹、而岳麓五十九邨生霊、得レ安二於其父祖墳塋之地一乎、聞者無レ不二感泣一、此後慶応三年有志胥謀、営二小祠於吉久保一、奉二祀忠順之霊一、歳時行レ祭、至レ今弗レ云、癸丑夏予寓二青竜禅寺一、乗レ閒遍討二旧蹤一、父老説二忠順之事一太詳、曰吾儕父祖幸免二相与為一讃読之暗一者、実非二使君之恵賛哉、聞者亦欲下勒二貞珉一以中其功上属二予文一、予不レ辞紀二其大略一、此感二忠順之棄レ己救民、亦喜レ此郷人不レ忘二其恩一也

六正三　三月

○

貞享三年（一六八六）小田原領稲葉美濃守は山城に移り、阿多野は大久保加賀守の領地になった。元禄十六年（一七〇三）十一月の大地震、宝永四年（一七〇八）宝永山の爆発によって、開発さ

れた新田・水路は大破埋没するという不運に襲われた。

左の文書は奉行伊奈半左衛門が下したものである。

覚

一高三拾六石八斗四升一合
此反別三十五町八反三畝八歩
此分ヶ
下田十五町一反十四歩内一町五反一畝歩　新田
十分ノ一以下
　残拾参町五反九畝拾四歩　　亥砂埋
亥年分
亀九反六畝七歩　内九畝十九歩　新田十分一以下
　残八反六畝拾八歩　　亥砂埋
　此取ナシ
丑年分
亀九町七反六畝十七歩内九段七畝十九歩　新田
十分一以下　　亥砂埋
外ニ
一、米六升三合　　山役
是ハ丑年深砂積候ニ付当分御料取之并免除
右御物成米永亥冬砂積候ニ付免除セシムル者也
　宝永五年子十一月五日　　伊半左

長十郎はますます刻苦精励し、土砂を除くこと十数年の長きにおよび　はじめて復旧することができた。伝えるところによると長十郎はじめ人夫達は、一日の仕事が終ったのちはみな立臼に臥したという。安臥すると疲労が一時に出て翌日の動労ができなくなるからであると。

要するに開発当初から数度の災害を被り修繕復旧費を加えれば実に九千余両に達するという。明治九年（一八七六）の実地測量によれば、阿多野

新田戸数十八、人口百二十、田園宅地五十町三反三畝、雑種地一反一畝である。

（寺院名鑑）　○静岡県仏教会刊

鶏林山　松蔭寺沿革

弘安二年（一二七九）仏光国師法嗣天祥和尚開創す後数代にして大破中絶せし時、興津清見寺より大瑞宗育和尚慶安初年来つて復興し開山となる、宝永五年（ママ）宝永山の噴火地震にて大破荒廃せり、白隠禅師住持し在山五十年寺門の興隆と共に臨済禅を振起して宗風を挙揚す。（以下略）。静岡県駿東郡原町原一二八

善龍寺沿革

延徳元年正月焼亡、同三年再建す、宝永四年現在地に移築上棟の砌り富士大噴火あり一丈有余の砂に埋り、六十余年かかりて明和八年に完成し現在に至る。未だ棟に当時の砂を留む。静岡県御殿場市中畑一〇一一

（駿東郡須走村誌）　○静岡県図蔵　東原権現社

付記　代官伊奈半左衛門の略伝

当時の郷に徳を略記せん

宝永四年乙亥十一月二十三日朝四ツ時富士山噴火し、同日二十六日のタヒツ時までは天地晦冥にして咫尺を弁（辨）せず、翌二十七日に至りて事物の形態を識別するに至りたるも、降砂は須臾も停止せすして、同年十二月八日の朝に至りて歇む。その日数十六日間に及び、その被害地は実に面積約十六方里、有租地一万七千八百六十九町五反一畝二十五歩にして、戸数は五千五百四十四戸なりしと、当村ハその害最も甚く、当地の地盤は一丈余の地底に埋没せられたりき、

〔同書〕

宝永四亥年十一月二十三日朝四ツ時富士山の中腹（現時の宝永山）より爆発して、当村最も惨害を受け、積砂一丈四五尺、家屋悉く熱灰に埋没せられしを以て、領主大久保家より、救援なる被害にて領地支配の力なしとて幕府に上地せしかば、幕府代官は苦辛の結果、社内の工砂及当村の砂礫を排除して、旧観を現ずるに至りき。

〔駿東郡高根村誌〕　静岡図書

宝永四年十一月富士山噴火シ、砂石ヲ降ラスコト三昼夜、東西幅五六里長十三四里ノ地砂ニ埋モレ、人々困憊ノ極ニ達ス。殊ニ柴怒田ハ砂積ルコト丈余ニシテ、住所田畑ヲ失ヒ、原里村神場ニ移住ス。

〔駿東郡印野村誌〕　静岡図書

宝永ノ噴火ト一般ノ窮態

宝永四年（紀元二千三百六十四年）十一月二十三日□□富士山噴火ノ事アリ、降砂附近ヲ埋メ、独リ我ガ印野村ノミナラズ地方（砂本五十八ケ村ト称ス）一般多大ノ困難ヲ嘗メタル事アリ、而シテ当時地方ノ住民ガ如何ニ窮乏ヲ極メタリシカハ、左記嘆願書ニヨリ窺推知スルヲ得ベキナリ。

左記書付ヲ以テ奉願上候

宝永四亥年十一月二十三日朝五ツ時ヨリ富士山焼出シ同二十六日迄昼間ニ相成、十二月八日朝迄砂降リ積リ、須走村ハ壱丈二尺ヨリ壱丈位、大御神村六七尺　北筋八五六尺位迄相積リ大変ノ義故、御領主大久保加賀守様　大久保長門守様　稲葉紀伊守様御支配ニ相成、翌子ノ年二月為御見分　中山出雲守様、河野勘左衛門様御出被成為遊　山野共深砂故、御領私ノ差別ナク、高百石ニ付金弐両宛砂埋故並酒匂川筋砂流シ川除ヘ用諸国ヘ一般ニ

被下仰付、四十九ケ村砂埋ノ場所惣人別御救御状
持トシテ一日ニ米二合、馬飼料銭弐十文宛ノ割ソ
ヲ以テ一ケ年余被下置、翌丑年正月右砂流川除御
普請最中和泉守様被手伝被下仰付、拾四五キヨリ
六十四キ迄人足村々ヨリ差出シ、賃銭ノ義ハ相州
手近ノ分ハ一日銀壱両五分、駿州手遠ノ分ハ銀ニ
(ぞうさ)
両五分、相州金子村ニ御会所御建被成、毎日御渡
被下置、日数四十五日相勤申候就ニ難有御仁恵ニ
テ相助リ候事、同年秋九月高百石ニ付金九両壱分
ノ積リヲ以砂除手当トシテ従御公儀様被下置、其
上砂除開発立帰リ、田畑共見取三ケ年ノ内御用拾
被下置莫大ノ御仁恵ニテ難有御百姓相続候義、偏
ニ御代官伊奈半左エ門様御慰ニ預リ、三十六ケ年
間御支配中御定メ仰付候以上

乍恐口上書ヲ以テ御願申上候御事

一、駿河国駿東郡砂本五十八ケ村小田原御領分並ニ
大久保長門守様、稲葉紀伊守様御領分ニテ御座
候処砂積リ以後伊奈半左衛門様御支配ニ罷成候
ニ付、砂厚薄御吟味ノ上、五十八ケ村ノ内三十
九ケ村ハ三尺以上深砂ニ罷成、去ル子ノ三月ヨ
リ丑ノ二月迄大小人別壱人ニ付一日一合壱合宛
ノ御扶持米被下置候、弐尺九寸以下拾九ケ村ハ
浅砂ニ罷成砂退御救金所ニ月同十一日両度被下
置砂厚薄ノ御割村ニテ田畑壱反ニ付銭三百文ヨ
リ金壱歩余拾九ケ村ノ百姓頂戴仕候、銘々田畑
ノ儀御座候ヘバ、勢力及申程ハ昼夜共ニ砂取退
申候得共、深砂ナル故ハカトリ不申、子年ヨリ
丑ノ秋迄作毛手掛不申、迷惑仕村々人別ノ内産
着ナル者共ハ近国ヘ奉公又ハ稼ヤニ罷出、相残
リ候与寄子供ノ儀ハ暫ノ命ヲモ相延ヘ、御上様
ヨリノ御救相伝申迄ノ内、方々御ん食ニ罷出候
ヘトモ、何国ニモ一村切ニ□□……申候ニ付

付気食モ罷成不申、親子兄弟ノ義モ不弁(辨)、月日
飢死申候御事

一、五十八ヶ村ヨリ段々御支配様へ御訴訟申上候ヘ
ハ、去ル丑ノ五月為御見分河野勘左衛門様御越
被遊村々ヘ被仰渡候ニハ、砂迫井堰川浚共ニ奉
願候様ニト御意被遊候ニ付、田畑壱反ニ付金参
両ニ分ヨリ十三両余迄ニ積立、其外井堰川浚共
ニ御入用金高十七万両余ニ奉願候ヘ共、其以後
ハ深砂三十九ヶ村ノ内三十六ヶ村ヘ御救金百石
ニ付九両ヨリ九両ニ分三分余迄被下置、残リ弐
拾弐村ヘハ御救不被下置候御事

一、駿川ノ義ハ、砂積以後御手伝様方御普請ハ一切
無御座候ヘ共、右申上候御救斗リニテ相助可申
様無御座候、殊ニ相州ト違小田原、沼津、三島
ヘ道法ハ九里程宛御座候、片山家ニテ富士山ノ
雑木ハ五丈ニ弐丈砂ニ埋ミ、何ニテモ少々ノ稼等
一村ノ助力モ無御座、御上様ノ御救斗リニテ身
命ヲツナキ申ヨリ外無御座候処、只今迄ノ通リ
ニテハ右申上候通リ子丑両年作毛手掛不申候得
ハ、不残飢死迷惑仕候ニ付、去ル丑ノ十二月江
戸表ヘ罷出土屋相模守様ヘ惣百姓御訴訟申上候、
右積立指上申候、御入用金ニテ何分ニモ惣人別
相助リ申様ニ御了簡ノ上、被為仰付被下置候様
ニ奉願上候御事

一、右ノ段々、河野勘左衛門様中山出雲守様御見分
ノ上御役人様方ヘ数度奉願上候得共、今以テ相
助リ可申程ノ御救モ無御座、五拾八ヶ村惣百姓
命カキリニ罷成申候、迚モ飢死申義ニ御座候ヘ
ハ、乍恐此段御上様ヘ申上候迄ノ義ニ奉存候ハ
ヾ、重々難有仕合ニ奉存候以上

主永七年寅年

駿東郡竹之下村名主　六郎兵衛　印

同　炮　内　印

新紫村組頭　八郎右衛門
桑木村組頭　勘右衛門
小山村名主　銀左衛門
生土村名主　八郎左衛門
中島村名主　太郎兵衛
柳嶋村名主　嘉左衛門
湯船村名主　仁右衛門
棚頭村名主　炮左衛門
用沢村名主　伊左衛門
上古城村名主　喜右衛門
下古城村名主　□右衛門
増田村名主　□右衛門
大堰村名主　治右衛門
山之尻村名主　源之丞
山之尻村名主　万右衛門
大日市場村名主　重右衛門

塚原村名主　八左衛門
家原村名主　六郎右衛門
水土野新田名主　喜　七
中畑村名主　三郎兵衛
印野村名主　野右衛門
川柳新田名主　岡右衛門
深沢村名主　五兵衛
深沢村名主　伊左衛門
原田中村名主　八郎右衛門
東田中村名主　友左衛門
三枚橋村名主　権左衛門
西田中村名主　弁右衛門
川嶋田村名主　伊左衛門
程沢村名主　次左衛門
蔵曲村名主　半右衛門
菅沼村名主　彦右衛門
菅沼村名主　重右衛門

吉久保村名主　八兵衛
大角田村名主　治三郎
下古城村名主　平兵衛
阿多野新田名主　吾兵衛
上野村名主　源四郎
甲日向村名主　市右衛門
大御神村名主　清右衛門
一色村名主　市左衛門
上小林村名主　六兵衛
古沢村名主　喜右衛門
中丸村名主　治郎右衛門
清後村名主　九郎左衛門
山尾田村名主　重右衛門
山之尻村名主　万右衛門
下古城村名主　源之丞（重宏か同名別人か）
重右衛門

柴怒田村名主　善七
仁形村名主　弥左衛門
仁杉村名主　仁兵衛
北久保村名主　六郎右衛門
永塚村名主　吾兵衛
御殿場村名主　常右衛門
東山新田名主　仁左衛門
新橋村名主　常右衛門
萩原村名主　治左衛門
茱萸沢村名主　与右衛門
杉名沢村名主　杉右衛門
板妻村名主　久兵衛

（駿東郡玉穂村誌）　○静岡県図書

寛永四年（一六二七）十一月二十三日富士山焚ケ江戸黒灰降ルコト四日（結詳録）

（都司志）　宝永四年の誤写であろう。

〔駿東郡富士岡村誌〕○萩無部落誌、静県図載

宝永四丁亥年　富士宝永噴火　当地砂埋地九石

七斗二升

〔駿東郡北郷村誌〕○静県図載

覚

一用尺　　四尺五寸

一家数七拾四戸

内四拾四戸　村ニ居り申候

三拾戸　他所へ参り候

一人数四百弐拾九人

内弐百七拾六人　他所へ罷出候世帯候、

百五拾三人　村ニ居合申候子六、

一砂前馬百四匹

九十一匹　売払ひ

一棚頭村　　四尺五寸

一家数弐拾五軒

内拾弐軒　他所ニ移り

又八日傭かせぎ

拾三軒　居残り

一人数百五拾五人

内八拾人　引越又日傭かせぎ

村ニ居残り年寄り子供とも

一阿多野

一家拾三軒

内四軒　他所へ引越

九軒　在家

一人数百拾八人

内九十三人　他所へ引移り

六十五人　村ニ居り申候、

一馬弐拾匹

内拾八匹　　売る

一大御神

一家数三拾九軒

内拾九軒　　他所へ罹出渡世

弐拾軒　　居残り

一人数三百四十一人

内百三十人　　他所へ罹越し

百十一人　　当分村有之

一馬六拾弐匹

内五拾一匹　　売る

一上野　　四尺三寸

一家数四拾六軒

内拾二軒　　他所へ罹越し

三十四軒　　村に有る

一人数弐百五十八人

内八拾九人　　他所へ参る

百五十一人　　村へ当分居る

一馬六拾五匹

内五十五匹　　売る

一上野新田　　四尺一寸

一家五軒

内弐軒　　他へ引越し

三軒　　当分村へ有之

一人数二十三人

内拾一人　　他所へ罹出渡せいたし

弐拾二人　　当分へ罹有

一馬九匹　　不残売払可候

一中日向　　四尺五寸

一家数弐拾弐軒

内八軒　　他所へ罹出渡せいたし候

一人数百九十八人

内弐拾五人　　行方知不申候

百二十三人　他所へ罹出申候

一馬五十匹

内四拾七匹　売り払ひ

（郡割注）＊罹ママ　たたし「罷」の字であるべきと思われる。

〈白隠和尚〉　○　荻亀茶著

宝永四年、一月二十二日から二十三日の朝にかけて、富士の麓の村々には、家ぐるみハネ上げられるやうな地震があつた。住民たちはどうなることかと、胸をかゝへて野良にたつたのだ。

二十三日の刻になると、わが眼の前に千年の勇姿をさらけて、頭の上からオツかぶさるやうにたつ富士が、山をあけて動くやうに鳴動した。やがて、印野村の木山と砂山の境から、太柱のやうに火炎を吹くと、この世が砕けるような迅鳴りがつづいた。

その世に生きとし、生ける者の、いまだかつて見聞に及ばぬ大事件が到来したのだ。炎は冲天へかゝると東北へながれた。そして山頂の雪が溶けると、野川の末まで高音をたてゝ、みなぎり流れた。

灰が降る、砂が降る、礫さへ降つて来た。

その間、たえず、大地は鳴つてゐる、震つてゐる。

立つて居ても、身の安らかさはないのである。神明仏陀に仇かの祈りを捧げる外に、所作はなかつた。

夜もない、昼もない。行灯蠟燭の灯のないかぎりは、眼先のさかぬ闇の帳が下りたのだ。遠、相両国はもとより、江戸の街でさへ、降る灰に日光を奪はれ、家の中では昼夜をとはず、灯をかかげた。

「これやこの、行くもかへるも風ひきて、知るも知らぬも大方は咳」

そんな落首が貼られたほど、灰を吸はされた後には悪性の風邪に悩まねばならぬ市民であつた。

その凶みは十二月八日の夜までつづいた、およそ半月の間、遠近の人間は、生きた心地がなかったのである。

昼夜をとはぬ大地の震ひである。妥鷹山をへだてたとはいへ、手にとるやうな沼津、大聖寺の僧堂にゐて、天下をあげてのどよめきの中の、粟粒にもあたらぬ身の慧鶴であるが、堅固にかまへた禅定の座を崩さなかつた。

「慧鶴和尚ツ、劫火洞然の中にあつて、生を前さめは感心とはいへ、横死の下敷さになつて死ぬのが能ぢやあるまい」

裏に道をきいて夕に死すとも可なりとある。納はこの儘、死んで悔いない。止めてくれるな」

僧堂の打板が、世俗なみに狂ひ廻るのには一驚もくれず、たゞ黙々として、工夫三味の境にいつた。

安危のかゝる二門はない。大道は坦として心原に徹する底の覚悟にあつた慧鶴が、祇管の打坐は他所からみれば、狂僧にひとしい振舞であつたかも知れない。捨身のないところに成仏はない。前田の上の居眥り坐禅に、何の得所があつて耐るか。いかな天変地妖てさへ、慧鶴がかまへた金剛坐を、微塵と動かせなかつたのだ。

（「白隠禅師伝」　○通玄謫看

白隠さんは只無字の公案に参して、一心になつてゐた。原に帰ると間もなく大変災が突発した。即ち宝永四年十一月二十二日の夜から二十三日の朝にかけて、富士山麓一帯の村々には家ぐるみはね上る様な大地震が起つた。而して大鳴動を二三日続けると、今度は冲天に火柱があがつて、黒煙が濛々とあがつて、百千の雷が一時に落る様な大音響と共に、大爆発をはじめ、溶岩や焼け砂が飛

ぶ、焼け灰が降り、焼け礫が降る。住民は白布を鉢や桶を冠り、鍋や釜を頭に冠って、右往左往、手をつなぎ老幼男女、親子夫婦かゞひ合って逃げ走るあり様は、まるで阿鼻叫喚の地獄図の様である。かゝる状態が十二月八日迄約半月も続いた。

松蔭寺も同じ様に堂宇は鳴動して、屋は震ひ折れは落ち、住持の遠鱗和尚と小僧と老僕と悉く逃げ出して、堂外に退避した。白隠さんだけ一人堂中に在って坐禅して居た。心中に誓って云く、吾見性の眼を開き、天下に有川の者ならば、必ず活仏善神が擁護して、此の災害を免がれしめん、さもなくて見性の眼も開けず、世に益なき者ならば、棟や梁の下敷となって撲殺せらるゝのみと、禅兄古関さんが、父の云ひつけもあり寺へ発度も駆けつけて、危坐する姿を見て、危ないから早く堂外へ出よと叱っても、白隠さんは、我が生命は天にかゝってゐる、何の恐れる処はない、遂に父まで心配して来て堂外に出る様叱っても、捨身の修行の無い処に真の成仏は無い、安閑と布団上の居睡り坐禅に何の得力があるかと、嶮難の工夫を試みて、ひたすら金剛座に坐りこんで、微動だもしなかった。白隠さんが曾って得度式に際して、肉身にして火も能く焼く能はざる底の力を得ずんば ひ死すとも休せしの誓ひを全く実践し工夫する事が出来たのであった。

かゝる中に鳴動も止み、地震も止んだ。安堵と云ふか、身命を投げうって勇猛精進に修行する白隠さんを護法神が加護なされたのか、かすり傷一つ負はなかった。暫く静まって晴れ間に遥かに富士山を眺めると、東南に新たに山が涌出し、中腹に大々が出来た。いわゆる宝永山の大噴出である。

〔静岡県原町史〕　○原町教育委員会

原に帰ると、聞くなく大転変が突発した。それに宝永四年十一月二十二日の夜から二十三日の朝にかけて富士山の噴火に伴う大鳴動、大地震、火柱と大爆発が続き、焔岩で焼け砂、焼け灰が降り、住民は、すり鉢や桶などをかぶり、大声で呼びあいひしめき合って、さながら地獄図のような状態が半日も続いた。

松蔭寺の和尚も小僧も恐く逃げ室外に避難した。**菩顧**だけ一人室中にあって座禅していた。人々が心配して早く避難するよう言っても一向に動こうとはせず、はては、兄や父きてもてきて叱ってみても、「各自の修行のないところに真の成仏はない」と、松蔭寺の堂上に端座して峻難中のくふうをこうしたのであるが、ついに微傷だに負わなかった。

〔鹿岡町の民話と伝説〕　○静岡県鹿岡町教育委員会編

宝永四年（一七〇七）、十月四日各地に大地震起る遠江荒井関没す。○十一月廿三日富士山東南側爆発。貞観以来の大噴火。相模武蔵方面にも降灰。駿甲の岳麓地方は数十回の地震あり。十二日八日にも猛烈なる鳴動あり、宝永山はこの時の産物。標高二七〇二・三米。○内房村の白鳥山崩壊して富士川の水運遮断される。

〔鹿原郡浦原町誌〕　○静真図蔵

宝永四丁亥年十一月富士山焼火吹灰降コト累日死人多シ。

〔鹿原郡松野村誌〕　○静真図蔵

宝永四年富士山噴火ス、十一月廿三日地震動エル参十有余回人家多ク倒潰セリ　二十四日四ツ時ヨリ富士山麓シク鳴動ン黒烟捲騰山ト大地亦ゝ震裂ン天地暗冥夜間ニ至レバ大焔ヲ現ハシ石礫灰砂ヲ飛散ン其ノ降ルコト霰ノ如ク雨ノ如ク、二十里

四方ニ及ビ白日高々呎尺ヲ分ズル能ハザリキ　而ンテ本村ノ和キハ堆積十有余尺田園家屋悉皆埋没セリト云フ　村民ノ辛苦ヤ実ニ如何バカリナリシナラン　之カ為メ本村ニハ庭園ノ築山泉水等ヲ営ムニ最モ重用セラルヽ火水岩ノ産出極メテ多ク無尽蔵ナリト云ハンモ　敢テ過言ニ非ス・

（長泉郷土ヲ）

普向寺　例木富士字山道九一番地にあり　寛保元三・五月の古文書によれば　当年日仰霊堂宇とも寛永十七年天災のために悉皆破却　疫苦ス天下の人民飢餓に陥り半死半生の期に至り手跡覚内とも大部荷無間々篠屋築戎せり　時に中興理宗和向二十有余の道俗と心を同じくして門前なる凹地へ小伽藍を営み　数年後の道俗と力を口せ弐反有余ノ荒蕪地を開発し　聊家倍の粥田となし　以って四恩三有に報答ヒんと云えり　後香宅和尚作務中至永四年富士山焼砂降り右の粥田砂石のために相埋み多年の功業一時に滅却殆んと身体該迫す　又元文年中根上某なる者と右住僧香宅和尚と心を一にし　日を追い月を重ね砂石を除き此に粥田の開田地とはなれり　依って後鑑のため是を記取す。

（ふるさと百話）二十〇厳い自然災害二静岡新聞社刊

延暦十九年（八〇〇）と宝永四年（一七〇七）の大噴火がそれで、前者では山頂火口から噴出した多量の火山灰が、当時の足柄路を埋め、ために箱根路が開かれたという。後者では宝永火口からの大爆発によって、火山弾　火山灰が東麓一帯に厚く降り積もった。その厚さは須走で二・六メートル、小山町で一メートル、御殿場で〇・七メートルであったという。

（成島道荒不尽山紀行記）　〇「活間大百科事典」所収、静岡県富士宮市

宝永山共之冬、震地大雲、越日不止、一日至百余次。十一月二十三日時甚有火発不尽之東方、声如雷霆。既而焔気天、数日昼晦、火閃燦其中、砂石降数百里之外、河塞焉。相武之間、砂石深者大尺、民屋皆塡焉。民移他邦、洶々焉。不尽之神曰木花開耶姫之神、尸其祠者、有信安・祐泉・(大宮司)(別当)能成・信韶諸氏。当此時、信韶来晉江都。訟事不尽之祠荒廃、請修補于官、因有此行。有司召信韶命以祀禱攘災之事。信韶即日乗伝而返、与諸祝謀祠官之属斎戒、率諸部誦不尽之祠、旋者七日七夜、其翌明焔気忽収、大雨雪、望之皎然、及山之足。於是祠官之属来江都、詣闕上言、大宮司臣信安別当臣祐泉、公文臣能成、宰主臣信韶等恐死言、恭惟 国家敬神祇、恵黎元、明々令徳、峻極于天、神祇之説、万邦以寧、頃天地失序、不尽之山発火、災異所延十有余国、臣等欽命、祈禱七日七夜、焔気頓消、皇天雨瑞雪、匪藉国家威霊、豈能如此哉。伏聞、名山大岳鎮方、古之制也。山沢通気、一風一雨、神之牧祐。古称、討神者七十二王、所以崇山岳、尊神祇也。夫表東海、秀万巻者、無大於不尽焉。而山之神霊如是、亦国家鎮也、有司必聞、乃賜銀幣五鉾。硯明年修補祠。又賜黄金二千云。東海鳴鳳卿記所聞者如此。

享保癸丑之晋正月五日書于蓉峰
東都国晋府主簿錦江鳴鳳卿子陽甫(高島正武)

「此巻物、公文家所持ナリシカ、嘉永三年子夏他之手ニ渡リ、爾後家兄定経ノ所蔵トナル。」
安政二年乙卯晋三月念七写
(角田充吉)
佐野武五

〔当山本宮記〕 ○『浅間文書纂』所収、静岡県富士宮市一同年十一月廿三日当五日ヨリ不堪地震ノ事不止。然ルニ廿三日未ノ刻、富士東ノ腰ニ如盖傘煙出タリ。日ノ西山ニカタムフニ随テ弥広天、火ハ

如光明、電光煜り間(脱カ)ニ髪ヒテ大石ヲ雨ラス、震動止トキナク、東ノ方無川マテ砂ヲフラス。麓ノ民屋ハ数丈ヲ埋ム。干時武城将軍綱吉公依台命　当本社ニ鎮火ノ御祈禱被為仰付、十二月三日ヨリ甲乙、祠官ヲ七旬日ノ間柚丹誠　唯一ニ一万生ノ中臣夜修行ス。同九日結願ノ朝ニハ、煙リ空ニ立上テ、口ニ壱ツノ新山湧出セ、白雪満嶺ニ皓々タリ。同日四人大言司・公文・来王・別当(ママ)御祈禱ノ御王串武城へ下向。寺社御奉行本多弾正(兄脱)殿へ参府ノ御届ケ申上ル。御機嫌ノ上預御饗応　放宿へ着府。其後御城中へ御夜献上、為御祈禱料白銀五拾枚四人拝領ス。内拾枚ハ社家供僧へ配分ス。

〔静岡県富士郡大宮町誌〕　○土屋勝太郎著

宝永四年十一月廿三日、富士山七合目の東南隅(ママ)翌然噴火石飛び地震ひ、炎雲天に沖し、紅煙柱の如く降　灰東に注ぎ、墜埃北に流れ、東方一帯の林野挙げて焼土に化し、山麓の諸村人畜逃避し、民屋砂に没し、一望荒涼惨憺、名状すべからざりしも当町は幸にして火坑の西南に位置し、風向の上位にあるを以て、降灰甚しきに至らず、震動亦屋を倒すの惨なくして已む。

〔富士郡神社銘鑑〕　○静岡県神職会富士郡支部

無格社　熊野神社、伝法并伝法ニ一ハニ

一　宝永四年ノ創建ナリ即チ同年富士山噴火ノタメニ人心恟々トシテ堵ニ安ンズルモノナシコ、ニ於テ時ノ名主鈴木弥右エ門之ヲ憂ヒ出雲大社ヨリ来レル御師ト謀リ祖先ガ石坂ニ祀レル熊野大神御霊分霊ヲ勧請シ村西方ノ大石ノ上ニ小祠ヲ建テ村内安全ヲ祈リ翌五年秋社殿ヲ営ミシニ始マル

〔駿河郡志〕　○山梨玄庵承著　饭塚伝太郎刊

按横走駅考ニ詣延喜式一関如一郡然則当レ在ニ今御殿之左右一宝永年富士山焼南ニ沙土於遠近一而山麓為レ異甚至或沙深数丈故今之村落皆宝永已後所ニ創開一或其旧名或新称其之邑是以旧跡故事多不レ可レ考索者遥ニ路駅一次不多移易

〔富士市史〕上

この大地震の約一カ月半後の一一月二二日には、富士山の山麓各地で地震が頻発し　吉原では約三〇回の多きに達した。この地震のため先に半壊していた家屋は全壊となったが、死傷者はほとんどなかったことが記録されている。宝永山は一月二二日午前一〇時ごろ烈しい爆発をもって噴火し、多量の火山弾　火山灰を東麓いったいに抛出した。この噴火は八日間激しく継続し、以後次第に衰えて十六日目の夜九時ごろ止んだか、宝永山はこの噴火の際出現した。

〔続次海記〕　○静岡県富部誌所収

宝永四年十一月二十二日　駿州油井、蒲原、吉原大地震三十度程、家一軒も不残ゆり潰し、二十三日には富士山南の方半腹須走口より焼立候、其吉原数、昼は暗く夜は殊の外赤く　其上砂に小石交り降り候。云々

〔静岡県神社志〕　○静岡県郷土研究会編
県社　富浅間神社　駿東郡須走村目向鎮座

（前文略）宝永四年宝永山噴火し　降砂一大余に及び本郡領は上地して幕府直轄となった。次て社地の降砂掃除、社殿復旧を本郡領に命じたが、被害甚大にして復旧容易ならず、仍りて江戸府内に於て勧財募集を請ひ、享保三年に至り社殿悉く修造を竣った。是れ則ち現社殿である。

〔吉原・蒲田沿革史〕

コノ両日ニ起リシ大震レハ三拾回、前月ノ拾月拾日半潰トナリシ家屋ハ概ネ全潰トナレリ、ツイデ富士山ノ鳴動甚ダシク多数ノ男女喪心ニイルモ幸ニシテ死傷ナシ、鳴動ノ継続中拾一月二拾三日午前拾時宝永山出現シ来ル。

〔吉原市史〕二　○富士市史編纂委員会編

宝永地震とそれにつづく宝永山噴火などのいわゆる地変としての災害にもみまわれる機会は多く、山地では震動による岩石崩出や爆発は地表の形態に変化を与えた。その結果、平野部では家屋の倒壊や耕地の発生や降灰とともに火山灰の水路への流入による被害をみられる。

（前文略）しかしこの時の記録としては富原宿には何もないが、富原宿が管理していた富士郡岩本村でも家屋かやられて、その修理に幕府は御下賜金を下された記録の中に、富原でも大分家屋が損害したことが記されている。

〔袖師町誌〕　○年表中

宝永四年十一月二十三日、同（○富士噴火）、強震二度、宝永山出現

〔清水市史〕

（前文略）ところがこの地震からまもない十一月二十三日、こんどは富士山が大爆発し、この噴火は数日続き、火山灰の降下は十二月八日まで続いた。そして駿・甲・豆・相・武諸国の表作に甚大な被害をあたえた。市域には降灰の被害はなかったが、翌宝永八年（一七一一）閏正月、幕府は降灰除去のための国役金を全国に課した。大地震の直後であるからその負担は大きなものであった。

〔駿河志料〕　○中村高平原春

宝永山

宝永四年丁亥十一月自焼、炎煙聳之、数十里の間焼砂灰降る、駿豆両郡諸郡の地人家田園を埋み、五六尺積りし地もあり、印野、大畑、須走等は埋む事数丈なり、其焔吹出しあと空坎となれり、深さ量知るべからず、辻堂新内院と云、昼堌の下に其次出たる山となる、宝永山と唱ふ

今按に、御鉢、小御嶽、人穴、風穴、胎内と称するは、古へ焔発の峒穴なり

〔駿国雑志〕

十一月廿三日夜地震三度鳴動す、久しく已まず

己酉富山焼、炎高く聳、焦土降る事数十里南は岡辺に至、良は黒橋に至、狙曰稍く止む、又廿五日より六日に至、大に焼岩石を砕き飛し土砂焦散る、灰下事雨の如く、原及三原の地高五六尺に至れり、其焼出る処大空穴となる、其傍に一小山生ず是を号て、宝永山と称せり

〔柏園隠筆〕　○前生頁雑録著

宝永四年十一月廿三日ヨリ焼初十二日九日頃止ム

弐人の歌

時なれや小しの白雪色かえてすなをなる代の例にそふる

富士の近国灰砂ふる除之人夫銀天下救米百石の地金弐匁づゝ課役加え

　　西国にてよめる

富士か根の私領御領に灰ふりて今の弐匁にかかる国々

〔宝永年中より年代記〕　○駿府小西源三衛門記録留

富士山焼　同十一月廿三日より　焼始同廿七八日消

宝暦七丑年迄五十一年ニナル

〈ふるさと百話〉九　○「富士山の表顔」静岡新聞社刊

宝永噴火と人々

貞観六年（八六四）の富士山の爆発は、この山の寄生火山の一つ片蓋山のものであったろうといわれている。

この爆発は大変なもので、流れ出た溶岩によってそれまで一つであった剗の海と呼ばれた湖を、本栖、精進などに分断してしまった。

このような噴火を眼の前にみた、甲斐国の国司や、また駿河国の国司や郡司たちが狼狽し、復興を含めたその善後策に頭を悩ましたばかりでなくそこに住む多くの人々に、苦しい生活をもたらしていたことはいうまでもないところであった。

「人の噂も七十五日」という比喩にもあるように、富士山麓に住む人々の間では、年とともに爆発の恐ろしさや、それによる苦しみし忘れ、ただそこには富士山の静かさのみが続く約八五〇年の歳月はすぎていた。

富士山の噴火や爆発など考えたこともないこの裾野に住む人々に、突然襲いかかって来たのが、宝永四年（一七〇七）の十一月下旬から十二月上旬にかけての、富士山東側の中腹、御殿場地方の人々にいわせれば三子石と呼ばれる付近での大爆発であった。

この爆発によって、その付近には新しい山ができ、その山の名には誰がつけたか爆発した年の元号を付して宝永山の命名された。宝永山という山の名は噴火や爆発の、あの恐ろしい原体験と後世長く伝えようとする、人々の願いがこめられている。

しかし宝永山の名とともに、果たしてあの恐ろしい噴火や爆発の原体験が、今日に伝えられてい

るかといえば、それには自ら限度のあることでもあったから、ここで宝永噴火の恐ろしさと　人々の苦労を再生してみることも無意味なことではないように思う。

宝永四年十月四日（太陽暦では同年十月二十八日）し東海道沖および南海道沖の二カ所を震源とする推定地震規模八・四という大規模な地震が発生、伊豆の下田や、浜名湖口の新居などでは、地震による津波で多数の流失家屋や死者を出した。この地震の影響は富士山麓の村々にもあったが、その恐ろしさも日とともに薄れかけていた。

この大地震があってからしばらくすると、この富士山麓地方の村々では毎日不気味な無感・有感の小地震を経験した。しかしこの地震が富士山の爆発に関係があるとは誰しも考えないでいるうちに、同年十一月二十二日から翌二十三日の朝にかけて、体に感ずる大きな地震が続き　人々は何ともいえない恐怖の一夜をすごしていた。

宝永四年十一月二十三日午刻（巳刻という記録もあるし）というから、いまの午前十一時から午後一時にかけてのころであった。富士山中腹の三子石付近で、大音響とともに火を吹き、この爆発とともに大量の石や砂を吹きあげたので、あたり一面は暗闇のようになり、その暗闇の中に爆発する火柱や火の玉を加えてその焔や音そして地鳴りや地震などが続き、直接その影響をうけた御殿場地方の人々は、安全なところを求めて、南や東に逃げまどった。こうして始まった噴火活動は、爆発個所も拡大させながら、十二月五日とも八日ともいわれる日まで断続的に続き、漸く鎮静していった。

なお宝永噴火はその十月の大地震が引金の役割

果たしたのだといわれている。

この間富士山には雪も漸く降り積もっていたから、それが一度にとけて流れ出したり、爆発によって吹き出された大量の石や砂に家や田畑が埋まるなど、被害は甚大でその影響をうけた村は五十九ケ村、戸数にして五五四四戸、人数にして二二三二人、その広がりは実に二五〇キロであったという。

この噴火による被害は、直接的には御殿場地方の以上の範囲であるか、間接的には相模国や武蔵国にも及び、空に吹きあげた火山灰が一時その空をおおった江戸では、昼も暗く行燈を必要としたといわれている。

宝永噴火の有様は、当時の村の文書や記録などに残っているが、こうした記録のなかでもっとも興味のあるのは、宝永噴火の模様を一枚の絵にした、前ページのようなものであった。この絵は御殿場市山ノ尻、滝口文夫家が代々保存し、現在に伝えたものである。ただ誰が何時書いたものかがわからないのは残念であるが、おそらく噴火の鎮静直後噴火を望見したところを正確に描写し伝えたものとして注目していい。

当時富士山への各登山口を描き、そうして爆発した噴火口付近については「十一月廿三日午刻三子石　焼出、十二月五日ニハ黒岩上迄焼登申候」と記し、またその吹き出す噴煙は、当時の恐怖がまざまざと推察できるように書かれている。流れる方角も「北焼五黄ノ方へ斗参り候様相見へ申候」と、丑寅つまり東北の方角にのみ噴煙は流れていたというのである。

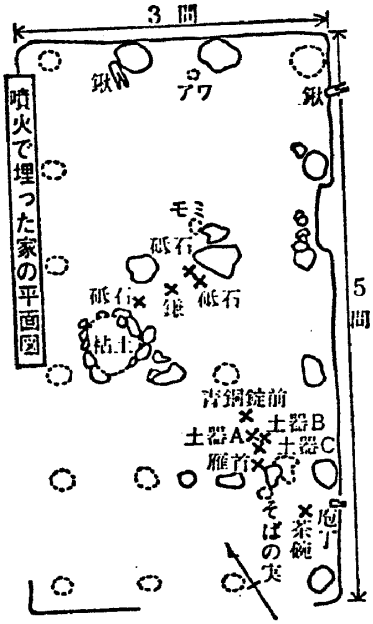
またこの絵にみられる噴煙は、かつてイタリーのベスビアス火山が爆発したとき、ポンペイの町

を廃墟と化した熱雲といわれるべきものではなかったという見方もある。熱雲とは空気より重い高熱のガスであるから、それが人里に流れ下りると、多数の死者を出したに違いないが、この噴火で死者の少ないのは、幸いそれが人の全く住まない須走村の北から竜塚坂峠付近に下りたためではないかという見方がある。もちろん須走村の全焼したのはこの熱雲に関係があるのかないのかも今後の研究課題である。そうしたコースをたどったことはいってしまえば不幸中の幸いであったというべきであろう。

もちろんそのような熱雲と判定する事には消極論が支配的であるが、熱雲でなくとも噴煙の流れる方角が人家の少ないコースをとっていたことは、恐ろしい噴火の恐怖を多少なりとも和らげる効果があったものであることは、せめてもの慰めであった。

このような「宝永山噴火の日」とともに、注目されるのは、昭和三十六年三月、御殿場市滝ヶ原の北の砂取り場で発見された長坂の住居跡であった。御殿場市の調査によると長坂はもと旧中畑村に属したところで、宝永噴火によって噴き出した砂や礫石で焼けたり埋まったりして廃墟になったところである。吹き出した砂に埋まる過程で家は焼けてしまい、いろりを中心に、農家の二つの作業場、そこには薬叩きの石や砥石、鎌などが散乱し、炊事場と思われるところには、宮下　茶碗、煙草の煙管の雁首などが残されていた。こうしたプランの上に、火山砂が一・八メートルから二メートルも堆積していたという。いったいここに住む人たちは、何処にいって住んだのだろうか。なおこの噴火のため廃墟となった家屋の平面図は御

殿場市教委報告書によると次のとおりであった。



この家は間口五間　奥行三間の小規模な家であるが、軒先にたくさんの軽石がつもっていたのは、この噴火が、初め白灰を降らせ、ついで大きな軽石を噴出し続け、しかもこの軽石は火気をもっていたというから、これによって焼けたものであろうといわれている。なお噴出した軽石で全村焼失したところに須走村などもあった。

このように噴出した砂に埋まり、焼失した家は多数にのぼるのであるが、激甚な被害をうけた五十九カ村のすべては、小田原大久保加賀守忠増の領地であった。

小田原藩は、噴火が鎮まると中山出雲守、河野勘右衛門らを派遣して実情調査に乗り出し、復旧方法などについても検討したが、堆積した砂の多いのに驚き、そのためであろう、開発復旧は困難であるので、親類縁者を求めて何処へいってもいいという触れを出し、莫大な支出をしてまでも復旧することを断念した。もちろん小田原藩はその替地を要求して、それが与えられるのであるか、何処へでもいって新しい生活を開けと命令された百姓たちは、いざとなると頼る親類縁者もあるわけでなく、また長年住み慣れた土地を離れるには愛着が多すぎたのであろう。幕府に自力復旧を申し出たのであった。

幕府もそうした多数の百姓の存在を見捨てることできず、新井白石らは宝永五年五月となると関東郡代伊奈半左衛門忠順を派遣、復旧と救済の仕事にあたらせるかたわら、他方天下の私領、御料の別なく百石につき二両の賦金を集め、四十数万両をもって復旧事業にあてようとした。しかし、集めた金はまず幕府の財政建直しのため流用、回、駿相の被害地へは十六万両を支出したのみであった。またこの支出も被害の程度の最しいところでは、それのみで復旧の見込みもたたず、長く食うや食わずの状態の村も多かった。堀頭村などもその一つであった。（中略）

宝永噴火の恐ろしさ、三たそれによる人々の生活の苦しさは、被災地でなかったところでも語り伝えられ、有事に備える人々の心構えを形成させていた。富士郡中里村（富士市）の村役人たちが、その後に発生した信州浅間山の噴火に異常な関心を示し、その詳細を克明に記録していたのは、いつ起こるともしれない富士山再噴発への警戒心でもあった。

激甚被災地御殿場地方は、代官伊奈らの活躍、それに加えて土地に執念を持ち続ける百姓たちの努力にとって、復旧の足どりは順次進むのであるか、自然条件のさひしさと、新しい火山灰地であるなど、生産の実績は上がらず、苦しい日々の連続であった。それだけに人の心の荒廃も進み、村も疲弊のどん底にあえいでいた。こんな時小田原居に仕える二宮尊徳の仕法が、藤曲仕法や、御殿場市カマド新田の小林平兵衛などを媒介にして定着するのも、宝永噴火の後遺症に悩む百姓と、後遺症回復への一つの道の選択として、注目しないわけにはいかないものがあった。

（以上若林淳之）

宝永の噴火は浅間山の爆発的な噴火とよく似た形式であった。昭和になってからも時々浅間山の火山灰が東京に降り、屋根にうっすらと灰色の火山灰が積もったことがある。宝永のときも江戸でまだ富士噴火の報が届かぬとき、灰が降りはじめたので「三十七、八年前浅間山の噴火にて沢山の灰が降った事がある。これは定めしまた浅間山の爆発であろう」と古老が言っている記事がある。

宝永噴火では直接の人死は少なかったが、山麓から厚石、平家辺まで数十センの火山灰砂層が堆積し、このため数年にわたって作物が採れず農民は大変難儀をした。

〔修訂駿河国新風土記〕下　○新井白蛾（天保十六年没）著　岩波文庫　飯倉晴武氏校訂

宝永四年の山焼たるは宝永四年十月元号元より二百十八年分類年代記に云　宝永四年十月二十三日、富士山中腹みくり・やの下より焼出、石砂をつき出し、雲中火の上ること数十丈、震動の声遠国に聞ゆ、相武二州悉く石砂降　十二月七日火消、大なる穴みゆる云云、天野氏の塩尻の記に御代官宇嶋市郎兵衛、公に奉れる其時の図の写しあり、十里木村の上の方、檜丸の尾と云所に当りて雪の降たる際、木立境三塚の辺より焼て煙りの穢ふこと三日四方に及ぶ、宝永四年十一月廿三日より焼初め十二日九日頃止む、或人の哥に

時なれや小じの白雲色かへてすそをなるよのためしにぞ小る。

又富士の近国灰砂ふる、これを除の人夫銀、天下夫米百石の地金二両宛の課役かゝる、両国にてよめる「富士が根の私領御領に砂ふりて今に二両のかゝる国々」、又尾張にて八三河猿投山の上より此煙見えたりと云り　駿府歴代記曰、宝永四亥十月四日未刻、五日卯刻、両度大地震、御城中所々

坂　三田論御石垣数ヶ所大崩、十一月廿三日より
同十二月八日夜迄富士山見之方焼出、数十里灰降
時候、焼出不申前、一両日震動地鳴昼夜不止、東
方小山出来、右之焼砂也、焼口一里四方之由、小
山宝永山と名付申候尤も実録なり須走村の人の口
須走村　古老の話にはじめ焼出す時白灰降しが
次第に石砂となりて恐ろしく、老少男女もろとも
に桶はち鍋釜の類をかぶりてにげ出たるに、南の
方のみ明かにていづれも煙にて見えざれば、其方
にりたれば須走より三里南の方、竈村といふ
あたりより砂ふることなし、此ほとりににげ来り
てからき命たすかりしが、火鎮りて村にかへりて
見さ　まを　みるに、田畑家居ともに砂に埋れて
居るべくもあらず、既に此村退転に及たるを時の
支配御代官田奈半左衛門巡見ありて、此所に民居
あらざれば相模甲斐の通路の難義たればとて、是
まで住る者どもに諭し賜ひ、永作の手当として十三
百余両の金を下されて、家を作りしめ厚き賜物に
て今の村は再びなれり、
（駿河小志）　○有倉雑九書、文化十三年
新城　藩封内（○駿府城）
（前文略）然不及旧時百一云、又七十一年宝永
丁亥冬富岳火　地震月余城郭大壊、明年命伊豆子
松平侯越中守松平侯式部大輔柳原侯修之、踰一年
又命出羽守柳沢侯修之竣
（駿河国志）
東山院宝永四年十一月廿三日夜地震二度鳴動不
止　巳刻富士山焼炎高煙焼土降於数十里、南至
関部民家橋梁日積止、又自廿五六日大焼岳砂飛
土砂焦散灰里原及吉原之地、高五六尺至江戸之地
高六寸而所焼出為大穴其傍誕生小山呼称宝永山

○禁ノ岩穴ハ上古ヨリアリ富士ノ人穴ト云　建仁三年六月将軍頼家卿仁田四郎忠常ヲシテ洞ノ中ニ入ラシム、径一昼夜後穴ヨリ出、洞ノ中数里始終流水足ヲ浸、蝙蝠凄飛頭面幾千万、有大河不能行、不見届シテ出ス

以上東鑑

（「糀屋記録」）　○浜松市管町、杉浦氏所蔵、浜松市史、史料編二所収

一、宝永四亥年大地震後、十一月廿三日　十二月八日迄、富士山焼申候而、大山近所え村々江　大白砂ふり、田畑ハ不及申、家々共ニ砂にてうづまり関東迄も砂ふり申候、石砂よけ御手伝始ハ

松平伊豫守様　小笠原右近将監様

御所被成候而砂よけ、其後当御城主

松平豊後守様も御手伝被仰付候処、其後漸皇和

泉守様御手伝

此即駿府御城　久能山御霊屋御普請御手伝神原式部大輔様、松平越中守様、松平伊豆守様右御三人

一、勢州長島御城下并田地うまり申候ニ付、酒井雅楽頭様・豊田豊後守様・細川然次郎様御三人御手伝

（「都田村年代手鑑」）　○「浜松市史、史料編二」所収

一（○宝永）四亥

△富士山焼　関東へ砂ふる

○大地震　十月四日九ツ時ける

（「河口湖町史」）　○萱沼英雄著、年表中

宝永四年二月23巳の刻より29日迄富士山大に焼ける、砂関東一帯に降る　余震十二月迄続く、砂掃役金を国中に課す、宝永山出ず、十二月3宝永（○ママ）山噴火祈祷、御沢三家臣　中村内匠、一一月23日一二月9噴火

〔富士川水運史年表〕

宝永四年　十一月二十三日より二十九日まで富士山大噴火

〔飯田地方に影響を及ぼしたと思われる地震記録〕　○飯田市図蔵

宝永四年十一月二十三日夜明けにも地震四つ時まで三度動く、五つ過より未ノ刻迄辰ノ方何回ともなく山なり雷のごとし、何時鳴るとも定めがたく皆人肝をつぶし候

夜五つ時より又強く鳴り出でなり申し候、世人不安にて終夜を過　夜七つより明方にいたり鳴止夜は九雪ケしづゝ降る

信濃国高谷太兵衛御代官新、御番所皆々所大破、潰家十九軒、死亡者八人

〔熊谷家伝記〕六、　○下伊那郡神原村坂部

一、宝永四亥十一月廿三日ゟ同十二日十日迄、富士山焼る。砂煙り天に上り、日月を曇す事、間廿日に及ぜ。此節富士山に忝て小山ニツ出ル。是を宝永山と号。右富士山の焼に先例有。人皇五拾代桓武天皇御宇、延暦十九辰三月　四月に至ると云へる。清和帝御宇、貞観六甲申五月焼、海州里を埋。此度三度と云ゝ・或伝記に日ク十一月廿三日に焼出し、同廿八日に止る共有。

〔松本市史〕

噴火　同年同月富士山噴火、東南山肩に一峰を現ぼす、名けて宝永山と云ふ。武州・相州・駿州降灰・箱根足柄山道横塞。幕府諸大名に課し之を開く。其為め翌五年当地御用金、高百石に付弐両つゞなり。此時の落書

足柄や四領五領に砂ふりて今は弐両にかゝる
国々

すりこうさ民はあへ物せはからしひは上から金は下から（飛騨匠日記）

〔中富町誌〕　○山梨県年表中

宝永四年十一月廿三日より廿九日まで富士山大噴火

〔勝沼古事記〕　○「勝沼町史料集六（上野晴郎編）所収

同（○宝永）四　富士焼て月中度々地震山流止
惑仕候

205宝永五年（一七〇八）八大小島小津波あり、（日ー八七）

206宝永五年閏一月三日（一七〇八ー日ー八七　八三六八九）
三河、駿河　相模、武蔵の諸国砂を降らす
（日ー八七）

207 宝永六年三月十四日（一七〇九・四・一六、ユリウス暦）
三宅島噴火する。（日－五六ノ）

208 正徳元年十二月二十八日（一七一一・二・四・
ユリウス暦）三宅島ヤマブキ沢より噴火、溶岩
流海に流れこむ、阿古村在家埋れ畑作全滅し牛
馬が死んだ（日－二八五）

209 正徳二年四月十四日（一七一二・五・一九・二三ユリウス暦）
十五日、伊豆に地震あり（日－二八七）

210 正徳四年三月十五日（一七一四・四・一九、
ユリウス暦）信濃国大地震、大町で全半壊三百、
死五十六人を出す、千国平の沢人家埋没する。
（日－二九一）
（上伊那郡誌）
一、同（○正徳）四年三月十五日安曇郡小谷口ヶ庄
大地震
一、同年三月十五日、夜地震あり。千国村、平の沢
上の山岳崩潰し、人家田畑皆埋没し、男女三千
人、牛馬八疋、死亡其他被害多し。

211 正徳四年十二月二十七日（一七一五・二・一、
ユリウス暦）、大垣大地震、松本でも地震あり、
（日－二九七）
（松本市史）
正徳四年十二月廿七日暁八ツ時前に地震あり。

212 正徳五年（一七一五）六月、木曽須原宿で山つなみ
あり、人家とも流される。
（木曽基本管理書留）○信濃史料叢書ニ所収
須原しやぬけ
一、正徳五年未六月、大しやぬけニて申ノ年、可永
共ニ引申候

（都司注）「しゃぬけ」とは、地すべり、山くずれ、土砂流れのこと。

23 享保年間（一七一六～一七三六）、伊豆対島村赤沢上流に山崩れあり、赤沢は全村流失した。

（静岡県田方郡誌）

一、対島村赤沢区の人家は、其の昔天神ヶ峯を下り、谷合なる下田往還の右側なる畠地に、一部落をなし居たりしが、享保年間赤沢上流に山崩を生じたるため、一時に大水流出し、全村悉く流失の難に遭へりと、今現に海岸地方の地中に、石碑哥片等の埋没せるを発見することあり。（対島村誌）

（対島村誌）

赤沢区の今昔

赤沢区の人家ハ其昔天神ヶ峯ヨリ下リテ谷相ナル下田往還ノ右側ナル畠地ニ一部落ヲナセシモノナ

カ享保年間ノ水害（俗ニ亥ノ満水ト云フ）ニテ全村悉ク流失ノ難ニ遭フト、被スルニ当時ノ出水ハ赤沢上流ニ山崩ヲ生シタルタメ一時ニ大水流失シテ土石ヲ流シ谷ヲ砕キ谷ヲ洗ヒ過マトシテ其勢ヒ人力ノ如何トモスル能ハズシテ忽チニ家屋ハ流サレ人畜モ亦是ト運命ヲ共ニスルノ止ヲ得サルニ至リシモノナラン　今現ニ海岸地方ニ於テ地中ニ石碑哥片等ノ埋没セルヲ発見スルコトアリ古老モ亦之ノ事ヲ言ヒ伝フ然レトモ当時ノ記文一モ存スルナケレハ之ガ確証ヲ得難シ、

（都司注）享保四年と同十六年が亥年である

24 享保二年七月二十三日（一七一七・八・二九）伊那大地震あり、八月十九日浅間山噴火あり、（日－NAKAI）

（飯田地方に影響を及ぼしたと思われる地震記

（録）　○御岡帳（寛保三年七月二十三日

大地震　五月中旬から旱でりが百日も続き、七月二十三日大地震あり、五穀は実らず、川路村では御年貢百四十五石二斗五合を減らして貰った。

八月十九日浅間山噴火。

25享保三年七月二十六日（一七二〇年八月二十六日）信濃三河、遠江、伊豆、日光に地震あり、南信州が最も強く、遠山、伊那、木曽の各地方に家屋破壊があつた。（日本ニュース）

（松本市史）

享保三年七月廿六日夜八ツ半時地震　兵数十数日余震止まず。

（飯田地方に影響を及ぼしたと思われる地震記録）　○飯田市図書　享保三年七月二十六日

大地震、長久寺の唐門倒る、郡内では遠山地方の被害は最も甚だしかつた。信濃の南端の一仙郷の中央和田高のすぐ後に盛平山（森平山とも書く）があり、その西麓に和田城址がある、ところがある時大地震があつて、盛平山西方の一角が忽ち崩れ落ち、土砂、岩塊を押出し、遠山川を堰きとめ同時に主峰から分離した一山を現出した、これが出山で、和田小学校のすぐ北東方に聳ゆる小峰である。堰き止められた遠山川は、漫々たる湖水となつて、また一時に決壊し、濁流は滔々と西方に溢流し、一夜のうちに広い河原を作つて、それが今の天竜川扇部落となつた。

又天竜遠山川は前からは数町も西方に移動し、現在の流路をたどつた、此の地震のとき唐の片町家の五人は茶摘みに出かけていたが、落下する大岩石の下敷になつて圧死し、その供養塔が残つている。

平山村遠山家氏文書（享保三戌八月）に去ね七月

二十六日大地震にて、御香屋石垣共建家共悉潰し、山崩にて押埋申候、（これは享保三年七月二十六日の大地震のため、高島御香屋悉く倒潰したる上山崩にて押しつぶされ、且つ番所の職権を示すために立てゝ置く三つ道具、（衝棒、刺又　そでがらみ）まで折れ損したから、その再建　再造を時の代官都築藤十郎に出願した書面の写下である）和田村竜渕寺過去帳に「享保三戌（ママ）七月二十六日地震にて寺大破、石橋不用故、両所二石二用之也、八尺間石橋、大町飾、倉小左衛門建立」和田村片町国吉氏文書によれば、享保三年七月の大地震で山崩れし、押し埋めたところを南望したけれど、年々土砂が押出してきてこまるから年貢を減らしてほしいと要望、和田村竜渕寺過去帳、同寺客殿建立奉加帳、熊谷家伝記等によると、この地震は享保三年七月二十六日午後二時～三時の間に起つたもので、和田付近が最も強い出山をつくり遠山川氾濫により穴川瀬部落を作り、以後その流路はかわり、寺の本堂は大破、人畜家屋被害多、飯田地方に及んだ言明うか、

大日本地震史料第二巻、享保三年七月二十六日信濃、三河、遠江、山城諸国に大地震、淀城少し破損、信濃国遠山谷においては、霜平山崩れ　出山出現とある。

（「千代村誌」）　○伊那

享保三年七月二十六日大地震があり、八月に出した野池の「書上帳」（大平久男氏蔵）によると、三〇ヶの野池のうち、五ヶは全潰し、あとの二五ヶは破損したとあり、井堰、溜井　掛樋も六カ所とも破損した。地震はその後永仁二年十一月四日にもあつた。

（木曽郡竜宮寺蔵）　○「信濃史料叢書三」所収

一同（享保）三年戌七月廿六日ニ、大なへ要竜村中田地大分くすれ家、蔵なと大分そんし申候、せん代ニ御座有間敷候、要竜より伊奈筋計ニて御座候、其外ハかろき事ニて御座候、此付米小形金壱分ニ六升五合仕候、銭かへ五百五十文

（「南信濃村史・遠山」）

正徳五年（一七一五）の「ひつじ雨水」は伊那谷でし最も被害の大きかった災害だといわれている。享保に改元されたが災害は続き、三保元年（一七一六）の洪水、翌三年の百日し続いた日でり、七月の大地震、八月の浅間山大噴火と矢継ぎばやの災害に当時の人心の混乱が想像される。

享保三年七月二六日に起きた大地震は、遠山地方に大きな損害を与えた。竜渕寺過去帳に、

享保三戌七月二十六日地震にて寺大破、石橋不ニ両落之石ニ用い之也、八尺間石橋大町鍋舎小左衛門建之。

下し恐書付を以奉ニ願上一候

私在地之内高拾弐石三斗四升四合目去ル四拾八年以前戌年七月大地震ニ而山崩仕押出候（後略）

と記されている。

和田城の西麓にあった盛平山の西方の一角が地震により崩れ落ち、夥しい土砂岩塊を押出し遠山川を堰きとめ、同時に主峰から分離した一山を現出した。これが出山で和田小学校のすぐ北東方に聳ゆる小峰である。堰き止められた遠山川は湖水となり、一時に決壊し、濁流は滔々と西方に溢れ出し一夜のうちに広い河原を作った。それが今の夜川瀬部落となった。以来、遠山川は前より数町も西方に移動し現在の川筋となった。此の大地震のとき、和田宿の片町家の五人は茶摘みに出か

けていたが、落下する大岩石の下敷になって圧死し、その供養塔が残っている。

216 享保六年七月七日（1721-VII-30、ユリウス暦）
木曽で豪雨のため山崩れあり。
〔木曽妻籠宿書留〕 ○「信濃史料叢書三」所収
享保六丑年七月七日之昼より大分いうたち、大キ成小リ少々ふり、大雨ニて、九ツ時分より七ツ時分迄ふり申候、八つ半時ニ地蔵沢・赤坂ノ堀切洪水ニて御さ候、馬籠方三留野方道橋大分そんし申候、両方ニても道そんし申候、其節尾州御順見衆様も左候よりミとのへ御越被成候間 七日之夜中ミとの間両方之道作り申候、其節人足妻籠宿ニ人足御座候間、御順見様方之御用人足八蘭、人足三留野へ頼遣し候、当地馬ハ先年より左候迄御迎ニ参申候ニ付、其節も遣申候。

217 享保十年七月七日（1725-VII-14、ユリウス暦）
伊那高遠地方を中心とする強い地震あり、高遠城の石垣くずれた。浜松、松本でも地震を感じた。
（日-ヒ/2）
〔松雲町平右衛門記録〕 ○「浜松市史、天料編」所収
一、享保拾ニ巳年七月七日昼地震仕候
〔松本市史〕
享保十年七月八日八ツ時地震。

218 享保十一年二月九日（1726-I-12、ユリウス暦）、
伊豆下田で三度地震あり、（日-ヒ/4）
〔静岡県大正風土記〕
下田
（前略）享保十一年二月九日三度地震あり

219 享保十四年二月九日（1729-I-4、ユリウス暦）
伊豆南部に強い地震起り小屋収を伴った。駿府で

も何度か地震を感じた。（日－ふえん）

（宝永年中より年代記）　○駿府・小西源三衛門記・新某日記

（享保十四年二月）

地震少々ソロ〳〵

同九日

220 享保十七年（一七三二）夏、八丈島潮上る

（八丈実記）六

同（○享保）十七壬子年夏汐上り麦作皆無。

221 延享四年（一七四七）二月、八丈島に津波あり、漁船多くさらわれる。（日－ふえん）

（八丈実記）六

奥山日記云、延享四丁卯年大賀郷漁舟多ク津浪ニ払ハル

222 寛延三年四月二十四日（一七五〇－ヘ－二九、ふえんのつぎ）伊那地震あり（日－ふのう）

223 宝暦元年四月二十五日（一七五一－ヘ－二〇、ふえんのつぎ）未明、越後高田大地震、信濃でも感じる。

（日－ふやノ）

（上伊那郡誌）

一寛延四年二十四日信濃、越後大地震。

224 宝暦元年六月二十五日（一七五一－ヘ－一七、ふえんのつぎ）沼津獅子浜で山崩れあり。

（沼津市誌）下

高蔵山本能寺、獅子浜

寛永十八年（一六四一）に本山の日延が復興したので、日延を中興開山と称している。寛延四年（一七五一）六月二十五日の山津波により宝物は流失し、この時寺宝・古記録などを失った。

225 宝暦元年六月二十七日（一七五一－ヘ－一九、ふえんのつぎ）伊豆大雨のため山崩れ死者あり、「未の荒」とい

7。

〔増訂豆州志稿〕

一宝暦元年辛未六月二十七日大雨、茶水山を崩し人畜を殺す、西浦沿海諸村も甚だしかりしと、之を未の荒と称す。

〔田方郡内浦村誌〕　○静泉図蔵

長峯山住本寺は長浜村にあり（中略）宝暦元年激湍のため流没せしも後再建せり

〔田方郡西豆村誌〕　○静泉図蔵

宝暦元年辛未六月二十七日大雨茶水山の崩し人畜ヲ殺スト（豆州茶水因縁起ニイフ）西浦沿海諸村尤甚シカリシコトヲ記セリ

226 宝暦元年（？）八月十五日（一七五一年九月二日）舞阪に津波おそう

〔舞阪町史・史料編〕ニ　○本陸見書の部、「慶長六丑年同廷文五元和三年並大之事」

右之御証文殊之外志み物付候儀（七十八年（朱書））延享八年（一七五一）八月十五日迄ハ之外大津浪打舞坂家共打流其節浪之内立退候時浪打付候ニ付志み付申候と申伝候

（都司注）右の記事、地震津波が風浪か不明、延享は五年七月に寛延と改元され、さらにその四年目に宝暦と改元されている。延享八年はこれらの改元を無視すれば宝暦元年に相当する一七五一年となるのだが、この年は未年で由年ではない。また延享年中に由年はない。

227 宝暦二年（一七五二）、駿東郡富士岡に地震あり。

〔駿東郡富士岡村誌〕　○該当部落誌、静泉図蔵

宝暦二年　大地震　文政二年同上

228 明和五年七月二十七日（一七六八－IX－7，2367059）
夜九ツ時、北の空に赤い光の筋が見える。
（横須賀根元歴代明鑑）
同年七月廿七日の夜九ツ時、北の方より空赤く成赤き中より仏の光明の如成筋出る。余り不思議の事にて寝たる人を起し見物する。夜更に随い段々消る。其後京都の仁兵り咄、京都には別に赤事甚し三が内灰取もせずと云依之三位土御門天文御考有当夏希有の妖星出る也、えは悪星にて此星水辰を吹上る故夏より秋に至て雨降る事なし、此星七月廿七日夜北海中え落入其光にて一天燿きたり、故に八月に至てより雨折々降る也委細ありしとも御考の通り度々雨降ルども細雨にて井水切ル難儀仕候。
（都司注）オーロラか。

229 安永四年（一七七五）、清水に地震津波あり。(?)
（清水町沿革誌）
安永四赤年地震海嘯アリ、
（都司注）赤は不明、亡永の誤りか。

230 安永四年八月十六日（一七七五－IX－10，2369610）、遠江国横須賀地震あり、
（横須賀根元歴代明鑑）。「遠江郷土資料」所収
同（○安永四年）、八月十六日晩七つ半頃に地震、

231 安永七年（一七七八）十一月頃より伊豆大島噴火する。その音遠江国横須賀に響く、（日－505）
（横須賀根元歴代明鑑）。「遠江郷土資料」所収
安永七戌年十一月頃より何回ともなく震動の如昼夜五六度ずつなり、段々と数が多くなり亥正月迄なり、或る日西大谷江女中薪取りに行き、余り鳴り恐れて帰り申事有、其後亥年回国の六部来りて咄に其節伊豆国を廻り候に、嶋にて地より火焼

出申候、其音山々江響きなり申候が右焼候由来右の六十六部共に咄申候、嶋にて不孝の者あり母一人手前夫婦幼少の一子有、或日夫婦作場に出母系を背負ながら晩方にも成候間、追付両人帰らんと思い釜の火をたき昜を見る系有よりこけ落釜に入即死す。時に老母あはて取上げなげき居たる所へ娘来り子細を語、母も死んと云い、娘孝心にて母の死を止め両人して歎き悲所に亭主来て、右の子細を聞き老母を殺さんと云、婦人かこいて和談すれども聞不入、両人共に打殺さんと云、婦人老母を連れて漸く遁隣家に行、其家の亭主彼の家に行他言すれども承知せず是非なく帰り又隣家にて二三人集り後家に行和談すれども不入間、最早夜も更候間各帰りて明日は打捨ノく候、兎角各の如信可仕候間母も女房も御帰し被下と真顔成て云、実尤と両人を渡し同道して帰る所に、其夜より明昼

迄大に穴をほり新を入置き、其穴に両人を入焼殺さんと終に其穴江両人を落さんとす、両人彼是とかくかし内に其男其穴へ落たれば、下より火出て其男焼死す、其火より焼口となり下より右焼出し海中に入、其春夏此海辺沢により申候、則かる石の如御座候。

232 安永八年（一七七九）八月、伊那に火山灰降る。

（日－六〇〇）

233 安永八年十月二日（一七七九－X－9、ユリウス暦1779/11/19）鹿児島桜島の火山灰、遠江、信濃に降る。

（横須賀根元歴代明鑑）。「遠江資料集」所収

安永八年十月二日、夜灰降る三日にも昼ふる稲の如見之申候。

（都司注）十月一日の鹿児島桜島噴火によるものであろう。

（「高森町史」）。長野県

安永八巳亥年

十月朔日二日、はいほうあつさ弐分斗りふり候、はいつふハみかき物ニ能御座候、後に承り候へハ、薩摩国より吹出し候と申沙汰ニ御座候

（小浜、平次久雄氏所有、歳代記）

安永八年桜島の噴火には、大熔岩流が噴出して、新燃島ほか安永諸島と呼ばれる島々が形成された。その時の火山灰が当地にも厚さ二分ばかり（幾）も降ったのである。

234 安永九年六月十八日（一七八〇－Ⅶ－19、23ウ/39ウ）から二十三日まで青ヶ島地震あり、二十七日迄の丸橋から噴火する。（日－ふ4－）

（八八丈実記）六　○「抜書」

承応元壬辰ニ地火アレトモ発セス、元文度御年入アリ民戸六十耕蚕怠ラス貢納ノ屋稲一百三十九斗ニシテ安永九庚子年ニ地火発テ土地荒無シ島中大ニ困ス、同十辛丑地火再発ニ依テ公務ハ八丈嶋ニ預ク、天明二壬寅県令江川氏祖支検行（代官）同三癸卯池ノ沢ニ神火出テ民戸六十三焼亡ス、同四甲辰貢税諸役免除同五乙巳水火沸騰シ男女二百二人ノミ八丈ニ遁ルハ丈三根村藤次高村三右エ門助成トシテ金子五百両ヲ施投ス、同七丁未同八戊申冥分竟政元己酉青ヶ嶋里長三九部起シ返シノタメ金三百五十両拝シ男女ノ来船七度ニ至リ或ハ漂流或ハ破船シテ本土ニ到ラス同三癸亥県令荻原氏祖克検行アリテヌシク無人不毛ノ地トハナリヌ。

235 天明元年四月十一日（一七八一－Ⅳ－14、23ウ/68ウ）青ヶ島地の沢「ミンネ」から噴火する（日－ふ4）

236 天明二年七月十四日（一七八二－Ⅶ－23、23ウ/ふ6）関東南部に大地震あり、小田原の被害最もはなはだしく箱根山所々崩る。房総半島に津波あり、静岡県では御殿場で用水路、道路に被害を生じ、静岡市の沿岸地方に津波がおそった。（日－ふ5）

清水での潮汐表をかかげる。

天明2年7月	満潮	満潮	干潮
13日	3h22m 140cm	10h32m 19cm	
	17h40m 157cm	23h12m 95cm	
14日	4h21m 150cm	11h14m 15cm	
	18h6m 161cm	23h44m 93cm	
15日	5h9m 157cm	11h52m 16cm	
	18h30m 162cm	—	

$H_0 = 92cm$

(注) 本表は静岡県庁編纂大日本地震史料による。

（御殿場市史）二 ○二子村文書

天明二年大地震にて破損井堰につき復旧願い。

乍恐以書付奉願上候御事

一、当村田水井堰共二相用候堰之儀、今十四日夜大地震二而御上様より御修復被下置候様之儀、両詰石垣共不残大破仕候、其外右堰筋二而長五拾三間余之場所六尺より八・九尺迄之内、上ハ山道崩レ落、大双二埋り申候、井長拾五間余之所は堰敷より下山江ゟみ下り申候、村中ゟ別二相用申候井堰之儀御座候得ば、当日より殊外難儀仕候、依レ之御慈悲を以右之場所早速御見分被レ為レ遊、右樋井堰筋共普請御成シ被下置候様奉二願上一候、右奉願上候通り被二仰付一被下置候ハヾ。村中一同難レ有可レ奉レ存候。

以上。

（一七八二）
天明二壬寅年七月、　二子村

名主　善右衛門
組頭　伝左衛門
同　　皆右衛門
百姓代　平左衛門

水方御役所様

右之通水方御役所様願書差上申候二付、写書差上ゲ申候、以上。

天明二壬寅年七月　二子村

名主　善右衛門
組頭　伝左衛門
同　皆右衛門
百姓代　平左衛門

森田文右衛門様
中嶋太治兵衛様

（同　書）三　○服原村文書

天明三年大地震につき夫食拝借願い。

乍恐以二書付一奉二願上一候御事

一、松共組合村々之儀、去寅年（天明二）之儀は七月両夜之大地震御田地并堤道橋等御百姓家居迄殊之外潰崩シ其上八月九月両度之大風ニ而又候御百姓家居・竹木等ニ至ル迄或は吹折、吹倒、右取繕ニ殊之外難儀仕候上、御田地之儀は畑作。稲作共大不作仕、既ニ御年貢御皆済も相届何敷哉と奉レ存罷在候処何分相届不レ申段小前之者共より願出申候。依レ之其節御拝借ニ而も御願申上度奉レ存候得共、右地震・風ニ付候而は、

御上様ニも大御破損被レ遊候儀ニ付、右御皆済之儀は、役人共ニ而取繕、斯々御皆済仕候、依レ之年取候手係も無ニ御座一、十方暮罷在候ニ付、反ニ月廻一小前之者共より何分御拝借御願申上、為ニ年取哀一候様ニ村役人共迄数度願出候儀ニ付、右御皆済之儀も斯々レ役人共差略を以相調置候儀殊ニ去年之儀は、世間一統之詰り故借り入等一切出来不レ申、如何可レ仕哉。於ニ私共一も誠ニ以テ為ニ年取一候方便無ニ御座一難儀千万奉レ存候、右ニ付私共より小前之者共江為ニ申聞一候は、当年之儀は余日も無レ之、御拝借御願申上候而も引廻り、口時分御取込中江申上候も恐入奉レ存候、段々利害為ニ申聞一、誠ニ望御座候物又は少々相残

り在レ之候植物迄も、或は債ニ入、売代賃、木之実、草之実、草之根等給（たべ）、漸々是迄為取続（とりつづけ）置申候依レ之御願申上候は、当春之儀は春起夫食無ニ御座一カヲ失イ罷在候ニ付、何卒（なにとぞ）田植夫食米弐百五拾俵御拝借被レ為ニ仰付一被ニ下置一候様ニ奉ニ願上一候御慈恵を以奉ニ願上候通被ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ御田地丈夫ニ仕付、御百姓永々相助、難レ有仕合ニ可レ奉レ存候、以上、

天明三癸卯年二月（一七八三）

増田村
名主　左左衛門㊞

大堰村
名主　治左衛門㊞

中丸村
名主　太左衛門㊞

清後村
名主　十左衛門㊞

山之荒村・山尾田村共
名主　栄　助㊞

六日市場村・下古城村共
名主　重郎左衛門㊞

坂原村
名主　五郎左衛門㊞

上小林村
名主　善左衛門㊞

富田与治左衛門様　紫怒田村
名主　善左衛門㊞

（同　書レ之　○道印村六箇一郎忠文書）

天明二年の大地震の模様

天明二年（一七八二）寅年七月十四日　夜九ツ時
同　十五日　夜五ツ時

大地震　きじ一向不レ鳴

右は十四日天気よく、夜ニ入四ツ時頃少々雨ふり、殊之外ものしづかニて寒入候頃、西の方より揺り始メ申候、夫より夜明迄ニ六・七度もゆり、翌十五日も時々ゆり、夜の五ツ時ニハ又々大地震也、前夜よりも甚大ゆり申候、夫より毎日昼夜十四・五度程ヅツ、廿一日迄少しヅツゆり申候、須走より坂下筋別而つよくゆり申候、

一、昔シ大地震より八拾年也、

宝永四亥年砂降より七拾六年ニ相成申候、

増田村

名主　庄左衛門

（同　番人）ニ　○采沢村文書

天明三年大地震による道路復旧工事請負願い

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

一、永拾貫弐百七十文九分四厘

右は仙石原通往来道去寅七月十四日・十五日両日之大地震ニ而大破損仕、人馬通路難ニ相成一御座候ニ付、此度御厨仙石原筋往還道作り私共両筋へ御頼被レ遊候得共、大石岩難場之場所は、人足賃銭被ニ下置一候段、依レ之右人足并賃銭積上申候ニ付、右之積を以村請ニ被ニ仰付一被ニ下置一候様奉ニ願上一候、尤亥応、鶴はし口俄は、御借シ被ニ下置一候様是又奉ニ願上一候、右奉ニ願上一候通被ニ仰付一被ニ下置一候ハヾ、難レ有仕合可レ奉レ存候、

以上、

天明三癸卯年四月

南方
中筋　村々

作方御役所様

〈駿東郡玉穂村誌〉　○静岡県図蔵

天明二壬寅年〈一七八二〉七月廿二日大地震起り大小破損甚ダ多シ、

〈都司注〉右の日付は文書の日付とそのまま写したものであろう。

〈御殿場市史〉一　○天明二年七月

地震に付取調べ

去ル十四日、十五日両夜之地震ニ而寺社仏閣破損・潰家・人馬怪我等無レ之候哉、寺社廻り之分早々取調可申出一候、尤差急ぎ候取調ニ付、配府着次第書付ヲ以早々相届ケ候様ニ可レ致候、神社仏閣破損無レ之村方ハ申出候ニ不レ及候、以上、

七月　　長野弥十郎

　　松山又左衛門

追而村下数ニ印形一早々相廻し、廻り留りより村継返却可レ致候。

以上。

〈史話と伝説・富士山麓の巻〉　○松尾四郎著

天明二年、武蔵、相模で大地震があり、此地方一帯は大飢饉となつた。それでどの村でも代官所に年貢を軽くして貰いたいと願出たが許さなかつた。

〈安倍郡服織村誌〉　○静岡県図蔵

天明二年強震アリ、大海嘯来ル。

〈安倍郡大里村誌〉　○静岡県図蔵

天明二年波浪高ク沿海ノ諸寺其害ヲ蒙ル。

〈安倍郡不二見村誌〉○静岡県図蔵

天明二年二四二強震アリ、蛇塚海岸一円大海嘯来ル〈村松、蛇塚記〉

〈静岡県安倍郡誌〉

天明二年強震あり、本郡沿海諸村海嘯の害を被りしと云ふ。〈不二見、大里村誌〉

〈編年相良町史〉○川原崎次郎著

七月（三、四日大地震、町内の土蔵等数多く破損。

（勝沼古事記）○（勝沼町史資料集成」（上野晴朗編）所収

（○天明二年）七月十四日十五日夜大地震当分之内は少々宛之地震は不断ニ御座候。

（上野原町誌）○山梨県、大神田追所蔵文書

天明地震の記録

天明二年（一七八二）、寅の七月十四日の夜五ツ時（午後八時）大地震ゆり出し東西南北一時になり渡り同十四日より十五日夜五ツ時、二夜大地震いたしこのとき諸国一同難儀つかまつり候。

（ふるさと豊田）○豊田町の郷土を研究する会編、年表中、

天明二、七・十四、大地震あり十六日まで余震続く。

（郷土史）○静岡市大里学区

天明二年、波浪高く沿海の諸村其害を受く。

---

237 天明三年三月十日（一七八三年四月二十三日）、青ケ島池ノ沢から噴火する。家屋小屋合わせ六十一戸焼失し、十四人焼死した。（日－六五九）

△（八丈実記）ニ（日－六五九）

一、同三月九日ノ夜丑刻頃、夥敷地震八度致候処寅之刻時分ニ相成池ノ沢ニ火穴出来、夥シク火石を空エ吹上ケ島中エ降下候故火石ニ当リ焼失ノ家数八神主山城家、蔵家貳共焼失拝殿ハカリ残候、清受庵堂家蔵家貳共焼失、名主七太夫家蚕屋、家貳共焼失、蔵八残、年寄五次郎組頭太郎右エ門家蔵家貳共不残焼失、組頭勝右エ門家八焼失、蔵八残其外百姓家数八佐五平、吉助、惣右エ門、弥助、左太郎、七右エ門、仁兵衛、与平次、彦四郎、弥太郎、孫次郎、源助、竹松重助、権次郎、惣四郎、由兵衛、金十郎、三五郎、新六、庄之助、次郎吉、惣左エ門、庄八、

出来歳、源次郎、忽吉、留之助、市之丞、合而
三十五軒其外堂小屋廿六軒、都合六十一軒焼失
仕候、右之通焼失大勢ノ者トモ十方ニ暮、桶類
戸板其外手ニ当リ候モノヲカブリ泉地ノ蔭或ハ
所々洞穴へ逃込、漸ニ相助リ罷在候内翌十日卯
之刻頃火石降止ミ、夫ヨリ砂降候テ又々泥土夥
降積、同日午ノ刻頃降止ミ申候、

一、降リ積ル土砂平地ノ畑へハ三四尺、山手坂地
ニハ一尺位降積リ、火穴ヨリ遠キ場所へハ五寸
位相積リ申候、

一、火石ハ人里へ吹登セシハ小石ハカリニテ五尺
六尺宛ノ大石ハ向々ニ吹登セ候得共人里エハ掛
リ不申候、

一、最業働キ湯治ノタメ地ノ沢エ罷越止宿イタシ
候者男十一人、女三人右同時ニ焼死、焼砂ニ埋
候哉死骸見エ不申候、

一、飼牛ハ右火石降リ節、仕方無御座ニ付野放申
候処、所々エカケ廻リ苦シミ越(ウシ)シエ飛落、過半
死床、当時三十疋程相残候分飼主無御座候ニ付
海手ノ越シエ賄子等被シ新ニ働ヲ以テ岩石或ハ
岩間ノ蔭ヨリ林芥アツメ只今迄ハ養ヒ置申候

一、水ハ地ノ沢ヨリ溜リ水等汲場給水ニ仕候処右
山焼ニテ通路不相成、島中評議仕候処越ノ川ト
申所ニ僅ナル清水有之トモ一溜ツヽ下ヨリ候ロ
故中々引足リ不申、雨降候時節ヲ相待ナルタケ
飲水ニ仕候、

（中略）

見分セントスルニ南風ニナリ地ノ沢ヨリ立登
ル黒灰砂ヲ人家エ吹カケ甚タ危キニツキ早速
帰帆スルノ処青ヶ島ノ男女四十五人乗船シテ漕
出スニ沖合七八里迄ハ灰砂シキリニ降リ来リ難
儀シケリ扨コヽニ青ヶ島ニ於テカタジケナキハ

唯太神宮ノ山バカリ火炎ヨラス、此処ニ遁レタル庶民ハカリゾ存命スト神徳ヲ尊ムベシ、又牛馬焼死スル中ニ人モ通フ事アタハザル岸上ニ一足ノ大牛ノ助リシハ後世ノ奇談トセリ青ヶ島ハモハヤ一般ノ大火聚トナリテ其恐ロシサトフヘキモノナシ、老少男女泳迄ニ下リテ潮ニシタリ岩ニスガリテナゲキカナシム声イトアワレナリ

四月廿七日ニ三般ノ助舟ヲ見テノヨロコビハマタイカバカリ嬉シカリケシ。

一百八人ノ男女スミヤカニ舟々ニ助ケ乗テイソギ漕居セバ、乗リオクレテ取残サレシ老人幼児火炎ニコガサレ畑ニムセンデ岩ノウエニフシマロビ救済ノウケニ泊泥シテ助ケクレヨト辺サケベド舟ハ少サシ人ハオヽシ、猛火ニ焦レ潮ニオボル苦シミヲ見ルニ忍ビス是非モナシ、大凡一百三四十人ノ死亡ト覚タリ青ヶ島尽ク焼亡スルニヨリテ在住ノ長幼二百二人、八丈エ遁レ疲シ者共知己ノ家々ニタヨルト雖モ衣食ニ困乏セリ、

以書付御注進申上候事

一、青ヶ島去々卯年三月山焼以来、未候御救扶食并当御島ヨリ御囲籾等御積送被下置候付、其御影ヲ以テ助命仕段々作場ハ地割付其外草木等モ追々ホキカエリ、諸作付并苗植付二至迄一同出情仕、作付ノ品々少シ宛収納モ相成候様ニ罷成并山海ノオヨキ物取合セ扶食多足出来仕可成ニモ相続可相成様子ニ存候処、当巳三月十日巳之刻頃池ノ沢ヨリ俄ニ山焼再発致シ白煙吹出シ、夫ヨリ追続キ黒煙夥敷立登リ島中真闇ニ煙覆ヒ、火石吹上、泥土降下リ雷震動激敷鳴響キ、右黒煙ノ内ヨリ稲妻ノ如ク炎燃上リ同夜半ヨリ泥土降止ミ砂土降下リ翌十一日迄同様ニ御座候処、

十一月卯刻ヨリ辰ノ刻マテ鳴音ヽ立登リ候火石相鎮リ候処巳ノ上刻ヨリ亦候激シク震動シ火石砂土夥シク吹出申候、

一、焼出シ候十日ヨリ今廿九日迄、昼夜共同様ニ火石吹上ケ砂土降下リ地震不相止、就中去ル十八日ヨリ激シク成リ中々以テ鎮リ可申体無之候、

一、人家ノ方ニハ砂土夥シク降下レトモ火石ハ掛リ不申候、

一、飲水ハ当時近相用候ハ池ノ沢大瀬ケ川ノ水ヲ給水ニ仕候処、右焼出候場所故右水汲取候事不成、其外沢々浦々ニ有之候清水ノ下ヨリ、越ノ川、新島ケ浦、クレナガ川、ゲンジヤウガ川、オツナヨガ浦、都合五ケ所有之、クレナガ川ハ去卯年山焼ノ節堰田ヶ越潰レ通路不成、新島ケ浦、オツケヨケ浦ハ先埋而山焼以来清水ノ下ヨリ甚タ乏シク難用立、ケンジヤウ川ハ池ノ沢焼出シ場所近クテ通路不成、越ノ川清水下ヨリ少シニテ中々以テ命続ニハ相成不申候、当時天水バカノ候リ候天水モ木葉ハ枯落テタヽ立木ノ枝ヨリ伝リ候水ヲ貯候処、砂土今以テ降下リ候故、草アシタ草、湯出上ケルニハ差障リナシ、蕨類等煮候而ハ支度有之ヨシ苦ミ甚ク決而被給不申候得共外ニ用水無之用申候所要ノ水ニ切レ天水トテモ旱ノ程難計在島ノ助命ヲ以何下相離候、

一、山畑等ハ火石ニ降埋メ里辺ノ作場ハ十日、十一日迄ハ砂土ハカリニ埋リ左程ニ痛ミモナキ処十一日ノ夜巳午風ニ吹変リ昼時ニ火気ノ煙ニ相痛ミ麦作其外諸作物ハ不及申、山野ノ草木不残枯果且少々作付タル芋、アシタ草等最初泥土ニテ根ヲ降埋メ其上ニ土砂降積作付ハ難相成候

一、蚕ハ当年余計ニ種子ヲ掃候処最初ヨリ出来宜シク相見ヘ候ニ付出精仕養飼リ候処、此度ノ山

焼ニテ島中ノ家木無残枯失昼養候事ハ不成候

一、水根川ヨリ中越ケ浦迄ハ一向通路不罷成、浦辺通リ岡辺ヨリ見レハ多分損失ニ候

一、東北山畑巻纏ケ沢嵐ノ沢ト、ウカ沢大石ケ沢等ノ場所ハ立木不残火石ニテ打埋メ候、

（八丈実記）ニ

一、当卯二月廿四日昼時頃ヨリ北大風吹出シ雨降候処、粕子ノ浦ト白青ケ島船着ノ場所相崩レ、赤砂移シ陸地工吹登セ、畑工三四尺或ハ二三尺程ツヽ降積リ、中原ケ平、コハチケ沢ト申所手入不成様ニ相積、同日暮時雨止ミ風ナキ申候

238 天明三年六月十八日（一七八三―八四、二三二四八ページ）

薩埵峠に高波おそい、東海道を損う。

（「袖師町誌」）。年表中

天明三年六月十八日、薩埵下大波、内洞之宮道を移す。

（「静岡県竜原郡誌」）

天明三年洞村浪荒　天明三年六月十八日、薩埵下一帯大浪打上、洞村民家数十ヲ没シ官道破壊甚シ、因テ内洞村ニ官道ヲ移シ、且ツ民家ヲ移サシム。

239 天明三年七月八日（一七八三―八四、二三二五〇ページ）

浅間山大噴火する。これに先立つ四月九日小噴火始まり、七月に入って噴火勢いを増す。七日大音響とともに大泥流を押出す。鬼押出しとよぶ、甲斐、駿河、伊那などでも降灰、あり、また鳴動伝わって来る。

（「ふるさと豊田」）。豊田町の郷土を研究する会編、年表中

同（〇天明）三、七、浅間山の噴火により当地まで火山灰が降り積もった。松向寺記録同四、上州方面から貰い人が押寄せた。（中略）―松向寺記録。

〔岡部町史〕

また天明三年（一七八三）におこった浅間山の噴火の活動により七月頃から震動が記録され、九月にはこのあたりまで火山灰が降ってきたようである。

〔横須賀根元歴代明鑑〕

天明三年七月に成江戸大水四日間砂降り申候、一日も降り髪の毛より少なき由、箱根三枚橋茶往来二三日留り申候、上州大水大豆蕪作同前伊豆小嶋大焼にて人民多死、残りし人は船に荒り逃申候由、木曽道中臼井峠山落に而往来留り候由、惣じて五六七月雨天多く晴小日は少し、六月小の月廿八日迄雨降り廿九日昼より北山鳴り出し、玉を落す如くとんとんと続て鳴り出し翌朝迄鳴申候、其鳴る音玉落ちし如く又雷に似たり星は地雷と申すもののよし、七月七日夜四ツ頃より鳴り出し別而甚く鳴り、家毎の戸障子開き閉り置きたる鍋釜動き申候、此夜は諸人寝る事もならず評判のみに而夜を明し心持悪しきことせ、往昔大地震の時七日前より斯様に鳴り申候由等申に付甚だ気遣仕候とんとんと鳴る時は北京の方にて花火の如く走り出し、六月廿九日頃の鳴り始めには乾の方にて鳴り、七月七日頃には艮の方にて鳴り申候、八日暮より少々鳴り九日の朝も少々鳴り天より鎖り申候諸人安堵仕候、秋荒山に而御祈祷有之候由、九日は曇り十日細雨夜入甚く降出し誠に希代の珍事と云ふべし京都にても聞き者否る事なし、只箱根より東へは不聞候、去寅年汐風凶作故当卯夏に至り大飢饉せ、銭相場落六貫二百五位夏に至米十七俵か売八十六匁麦一両に一石五六斗小豆一升九十七匁新小麦二口四十匁に成申候、向春実綿両に五貫弐位少々百匁に九十匁位、布一反八百匁他せ、尾

表伊勢辺大水故別而飢饉伊勢路の米金一両に七斗仕り候由、江戸口相場高直にて計御届も一向無之大難年也。

信州浅間山当年は大焼也、焼る火の中より何やら砂出し吾妻川・利根川共に当り多く両川へ落合落ち候所川水清立一丁斗り吹上げ、此熱湯に諸人牛馬共に当り多く死中候由、又泉橋へ熱湯吹き出し四ケ村地裂けて人民多く死損候由、然る所又草津山大焼也。

（上野原町誌）○山梨県大垈田進所蔵文書

天明三年卯七月六日の朝より何回とも知らずなり渡り信州浅間山やけ出し両八州灰降りこの間上野、下野、信州この三ケ国一面焼け石、砂降りそのほか、湯のごとく水なが小通る。

（勝沼古事記）○「勝沼町史料集成」（上野晴朗編）所収

（○天明三年）七月六日夜暮巻より何やらどんく鳴申候去年地震之跡故無難ニ金を積度なと申罷在候所鳴出し戸障子などかたく候此は何事と案事暮し候所信州浅間山火焼山上より泥流レ上州辺八人も殿数損村家も損シ候由。

（上伊那郡誌）

一、同（○天明）三年四月八日より浅間山噴火、黒煙天を蓋ふて白昼暗黒となる。七月二日大火石を噴出し、近傍数村を埋む、被害前代に聞かざる所、降灰十数里伊那地方にも降灰多し、其惨状言語に絶す。

（高森町史）○長野県

天明三癸卯年

浅間山やけ、其ふもとの村里損亡、人馬死亡夥しき由也、此辺までも少砂ふり、木草の葉も薄鼠色の灰にて埋しなり、その年凶作にて世の中騒しく、翌春に至り米価壱俵にて金壱両までしたり、

（山吹、片桐ちたね氏所有、源栄自記）

天明三年浅間山の爆発は極めて烈しく、特に関東地方に大災害を与えた。

（松本市史）

噴火、天明三年五月末より浅間山噴火し始め、一時小康なりしも、六月末より又々噴き出し、七月に入り猛烈となり、七月七日八日凄ましき音響轟き、噴煙焼石の外に熔岩泥流を迸出し、上州吾妻・群馬の両郡九十五ヶ村を湯尽し、人畜数万之に死す。松本辺は折々鳴動の音響伝はり、雲霧至を蔽ひ人心恟々たりしも直接の被害なし。但し南東諏訪塩尻辺は天曇り多少の降灰あり、先馬渡多の西山麓辺よりは、噴烟の湧き起る態と、夜は其火焔を望むを得たり。

240 天明三年七月十日（一七八三－八三－九、二三二五の六）

伊豆国地震あり（Ⅱ－一五三）

241 天明三年十一月二日（一七八三－八－二五、二三二六の六）から五日まで伊豆大島灰ふる。（Ⅱ－一五七）

242 天明四年（一七八四）、暴風雨のため清水巴川沿岸欠壊する。

（清水町沿革誌）

天明四年暴風大雨

天明四辰年暴風大雨巴川通石垣破損多シ上町天王社々地悉ク欠壊其他被害多シ、

243 天明五年三月十日（一七八五－三－一八、二三二九の二六）青ヶ島迄の海から噴火し、火山灰、火山弾の噴出おびただしく死者百数十名を出す。（Ⅱ－一八）

244 天明六年（一七八六）、安倍郡、庵原郡、大雨のため立岸崩れる。

（安倍郡不二見村誌）。静県図歴

天明六年三四六大雨昼夜注ク力如シ、立岸崩壊ス（同上。村政、地誌記）

〔鹿原郡柏師村誌〕○静県図彙

天明六年（一七八六）大雨昼夜注ぐが如クニ降リタメニ立陵崩壊スルモノ多シ（歴史要義）

245 天明六年（一七八六）、伊豆大島噴火し、火山灰降る（Ⅲ－十）

246 天明六庚七月十七日（一七八六－Ⅷ－9, 2373604）

伊豆下田上郷、洪水、山崩れあり、

〔下田年中行事〕十

一、天明六丙午ノ年名主中村忠兵衛役中七月十三日より十五日迄大雨打続き十六日少ク晴同夜より翌十七日終日雷雨大夕しく当夜に入て大雨車軸をなし上郷所々山崩れ赤黄有の洪水稲生沢川大二漲り乱水横流し当内川折節潮水満盈の時に当りて水溢れ町方へ六七尺押上ヶ小舟櫓を押て町家へ通路し人を救ふ或ハ地掘レ陥りて流失家拾軒河辺の倒レ家数を知らず幸と溺死の者なし武ノ浜石積御普請所共外中嶋御普請所所々破損斗り難レ一統の洪水田畑大二荒潮ハ路をなし瀬ハ淵と成潮水去泥鎮りて韮山御役所へ、訴上覆にして御見分有之翌未年松平主殿守様御手伝を以被仰川除堤長弐百間高七尺敷弐間馬踏五尺其外所々亡所御普請被成下此御入用金八百三拾五両余同年三月迄二皆出来也

今古川除ノ事・後ノ巻二出ス

247 寛政元年十一月四日（一七九〇－Ⅺ－20, 2375198）

信濃国地震あり、（Ⅲ－一〇）

〔上伊那郡誌〕

一、同（○寛政元年六月十七、十八日大洪水あり、十一月四日信濃国地震、

248 寛政三年六月二十三日（一七九一－Ⅵ－二三）

2375ページ）、松本地震強く、町家土蔵に亀裂が入った。飛騨でも地震を感じた。（Ⅲ－十）

〔松本市史〕

地震、寛政三年六月廿三日夜五ツ時地震、行灯の火一時に消ゆ。夜中街上に露宿する者あり。本丸高塀北の方三十間倒る。町家土蔵の壁何ヵ所も龜裂す。此時越後及京大阪強震ありと伝ふ。

249 寛政四年六月二十九日（1792－VIII－16, ユ3258の2）江戸地震あり、この時富士山震動して落石を生じ死ぬ人あり。

〔駿京雑志〕。静岡県図載

寛永四年（一四五二）六月二十九日夜富士山震動シテ岩石砲ビ死スルモノ二十余人。

（都司注）右の記事は宝永五年と天保六年の記事の間にある。また皇紀二四五二年（一七九二）は寛政四年に当るので寛政が正しいものと思われる。

250 享和三年十月一日（1803－XI－14, ユ3279の9）、伊豆大島噴火し、江戸に灰が降る。（III－150）

251 文化元年六月二十一日（1804－VII－27）

ユ3280の55）、安倍郡大河内村に強い地震あり。

〔安倍郡大河内村誌〕。静岡図載、「見成左衛門年代覚書」

文化元年子六月廿一日ひる時、大ぢしんゆり申候。

252 文化元年十一月四日、（1804－XII－5）ユ3280の94）、安倍郡長田村に強い地震あり。

〔長田村漫記〕。静岡県安倍郡長田村小坂市川家所蔵、文化元年子十一月四日大地震あり、

253 文化六年八月二十四日（1809－X－6）、ユ3282の59）、富士山に崩壊あり、（III－175）

254 文化七年七月二十六日（1810－VIII－25）ユ3281の3805）、伊那で白毛降る。（III－176）

255 文化八年一月三日（1811－I－27, ユ3282の540）、三宅島地震あり、鳴動し雄山頂上より火煙立ち上る。（III－193）

256 文化十二年七月二十六日（一八一五－Ⅷ－一〇）、伊那に白毛降る。

（上伊那郡誌）

一、同（文化）十二年七月二十六日天より白毛を降す。

（都司注）丙寅山の噴火の影響か、文化七年に同じ記事あり、いずれか、二方誤りか。

257 文化十三年七月十三日（一八一六－Ⅷ－六、ユリウス暦）駿河湾に津波上る。

（高田家忌厭勝雑纂）◎駿田震治著

文化十三丙年七月十三日、駿河湾津波上ル、富士郡吉池西北迄有良船ニ被打揚、寺町京出口より新橋迄並木浪ニ而打倒平成越より汐打入田方皆打毀ス、此時御救金銭百十六貫百六十文宛を三百八十七軒ニ割一軒ニ付三百文ヅヽ、但シ長百姓ハ除候。

（都司注）右の津波地震によるものか暴風によるものか不明、但に地震の記事がないので後者と推定されるが、いちおう記して結論の判断に委ねることにする。

258 文化十三年十一月二日（一八一六－Ⅺ－一〇）（ユリウス暦九月廿九日）伊豆松崎山津波あり民家流失し多く死者あり、（Ⅲ－一〇六）

259 文化十三年十一月十一日（一八一六－Ⅺ－一九）（ユリウス暦九月廿八日）、伊豆地震甚く十二月四日までしばしば地震あり、（Ⅲ－二〇六）

260 文政元年（一八一八）四月信濃国高井地方大地震あり、（Ⅲ－二〇七）

（上伊那郡誌）

一、文政元年高井地方大地震あり。

261 文政三年（一八二〇）八月、駿河国地震あり、久能山崩壊あり、（Ⅲ－二二五）

262 文政三年（一八二〇）、伊豆大島噴火し砂が降る文政七年まで続く。（Ⅲ－二三〇）

263 文政五年（1822）、駿河国地震あり、（Ⅲ-230）

264 文政七年（1824）、伊豆新島噴火する。（Ⅲ-243）

265 文政十一年、三年二十八日（1828-Ⅴ-11、2388854）、伊豆田方郡芋川村で山崩れあり、（Ⅲ-252）

266 天保年間（1830-1844）、伊豆大島噴火する。（Ⅲ-285）

267 天保五年四月八日（1834-Ⅴ-16、2391050）、富士山大雨の後南面に鉄砲水をおこし浅間領の民家流失する。（Ⅲ-441）

〔富士宮市文〕

天保五年（一八三四）四月八日には「富士山震動、南面の方よりにわかに大水押出し、当町浅間領の内民家流失、人馬及ニ死亡一」という災害が起った。

268 天保六年二月八日（1835-Ⅲ-6、2391744）富士山震動する。

〔駿東郡玉穂村誌〕 ○静岡図蔵

天保六年（一八三五）二月八日富士山震動シ亦堰破散ス（甲州猿丘氏記録）

269 天保六年九月二十一日（1835-Ⅸ-21、2391594）三宅島地震、鳴動し、伊谷村長根から噴火する。（Ⅲ-449）

270 天保十二年三月二日（1841-Ⅳ-22、2393582）駿河国に大地震あり、駿府城の石垣崩れ、久能山東照宮破損する。その他県内各地被害あり、松本でも小被害あり、（Ⅲ-453）

〔芝川町誌〕

天保十二年（一八四一）大地震があって、多くの被害が生じたという。

〔袖師町誌〕 ○年表中

天保十二年三月二日、府明神社石灯籠折損其他

被害あり、

（庵原郡袖師村誌）○静県図蔵

天保十二年（一二五〇一）、駿河国大二震ヒ久能山東照宮破壊ス、

（静岡県庵原郡誌）

天保十二年ノ地震、天保十二年駿河地大二震ス、久能山格照宮破壊ス。

（安倍郡入江町誌）○静県図蔵

天保十二年（一二五〇一）駿河国地大に震ひ久能山東照宮破壊す（地震古今集）

（安倍郡不二見村誌）○静県図蔵

天保十二年（一二五〇一）某月日駿河国地大二震ヒ久能山東照宮破壊ス（震史）増村記録二八三月二日トアリ、

（安倍郡服織村誌）○静県図蔵

天保十二年某月某日駿河国地大二震フ（一二五〇一）

（安保郡三保村誌）○静県図蔵

天保十二丑年（一二五〇一）三月二日地震、真崎鼻浜洲反耕地共凡十町歩毛陥落、松樹三四百位ノモノ悉ク海面ニアラハセリ云々、

○

〃　〃

天保十二年巳ノ三月二日昼ノ八ツ時

（憤徳院殿御実紀）五　○徳川実紀、「久能山叢書」ニ」所収

天保十二年

六月廿日、駿河国久能山震災によって、御宮その他修復検視として大工頭勘定がたのもの瞰下さる。

（久能山経営記）○「久能山叢書」所収

一、御修復　前年三月二日大地震依御破損也
　　寅四月朔日御鉋初同六月廿二日御成功

外遷宮四月廿六
御名代　織田淡路守

正遷宮六月廿九日

御名代　　喜連摂津守
御　固　　本多豊前守
御固控　　神原越中守
奉寺社行　　阿部伊勢守
御作事奉行代（御目付より）　中川勘三郎
御目付代（御番より）　山口勘兵衛

○

天保子寅　御修復御沙汰書
（天保十三壬寅年）
三月廿八日
御使番　松平小豊次
久能地震に付御宮御内陣並御宝庫御拝殿其外御山内為見分被遣之。
右於山吹の間、太田備後守申渡之。増山弾正少弼

待座。
四月十六日
金三枚　御使番　松平小豊次
駿州久能山地震に付為見分相越、罷帰候に付、被下之。
右於御右筆部屋縁頬、掃部頭老中列座、越前守水野申渡之。
四月十八日　御膳手より
駿州久能山地震に付見分仕廻罷帰候
御使番　松平小豊次
六月廿一日
金三枚　太蔵奉行迄　御大工頭　金田藤七郎
同二枚　時服二　御勘定　荻江石郎
駿州久能山　御宮御本地堂其外地震御損所の御修復為見分御用罷越候に付被下之。
右於御右筆部屋縁頬、越前守申渡之。増山弾正少

弼侍座

金弐枚　御作事下奉行　今井右左橘

同断に付被下之。

右於御躑躅の間、若年寄中出座、堀田摂津守口演之。

銀十枚づつ　御被官助　黒見清助

仮仮　中川安右衛門

同五枚　勘定役　勝田久蔵

同　大横目　辻内近江

同断に付被下之。

右於焼火の間、唐山満正少玄白演之。

九月朔日

入御の節、御遠慮御黒書院御勝手

駿州　久能御宮其外地震に付御候復見

分目

諭見御用仕廻罷帰候。

御表奉行格

御大工頭　金田藤七郎

御勘定　渡辺石部

御作事下奉行　今井右左橘

○

（天保十三壬寅年）御修復御沙汰書

二月十四日

御日付　岩頼内記

御使番　山口勘兵衛

駿州久能御宮其外地震にて御損の箇所御修復御用被仰下之。

右於芙蓉の間、老中列座、大炊頭申渡之。若年寄中侍候。

二月十六日

御勘定組頭　都筑金三郎

同吟味方改役出役　吉田条太郎

御勘定　渡辺石部

御大工頭　村上与五郎
御作事下奉行　今井右左橘
同　安西久次郎

駿州久能　御宮其外地震にて御損の箇所御修復
御用被仰付之。

右於御右筆部屋縁頬、越前守申渡之、遠藤但馬守
侍座。

二月廿二日　御沙汰書

金三枚
時服弐　御勘定組頭　都筑金三郎

御　勘　定　渡辺石部

同弐枚
時服弐づつ　同吟味方改　吉田条七郎
　　役出役

同弐枚
右御右筆部屋縁頬被仰渡　御大工頭　村上与五郎

同弐枚づつ　御作事下奉行　今井右左橘
銀拾枚づつ

右御馬の間被仰付　同　安田久次郎

御被官　赤城新左衛門
同　勘鍵見淳助
仮　役　中川安右衛門

銀五枚づつ　勘　定　役　小林平十郎
　　勝田久蔵

同五枚
右焼火の間被仰渡　大炊　梁　辻内近江

駿州久能　御宮其外地震にて御損の箇所の御修
復為御用罷越候に付被下之。

（中略）
三月十九日

（拝領物記入なし）　御徒目付　小野三之助
　　鈴木蔵助

駿州久能　山御宮地震に付御損の御場所御修復
御用罷越候に付被下之。

右於焼火の間、本庄伊勢守申渡之。

三月廿一日

御畳大工見習　中村弥惣兵衛

駿州久能、御宮其外御畳為御用罷越候付被下之。
右於焼火の間、本庄伊勢守申渡之。
（○中略）
六月四日

寺社奉行　阿部伊勢守

右駿州久能山、御宮其外地震に付て御損の箇所御修復に付、正、遷宮の節彼地へ可被差遣候間、可致用意旨、於某宅の間、老中列座、越前守申渡之。

（「天保正亮御修復公私日録」上。○「久能山蔵書」）

天保十二辛丑年三月六日

一、亥三日未上刻、久能表余程の地震有之、御山中御破損有之候に付、即刻在役共為見分登山、坊中院代立合見分有之、御損所荒増取調、翌三日差立候急幸便、今夕来着に付、即夕七半時御用番太田備後守殿へ御届書差出す。

当二日未刻、駿州久能甚敷地震にて御座候処御山内所々御損御座候付、其節徒在所より駿府町奉行加藤釣負へ相達申候段申越候、尤御宮御別条無御座候。委細の儀は追て可申上候之共、先此段御届申上候、以上。

三月六日　　榊原越中守

右御届書差出候処御落手、但富士川四日巳の刻迄差支後脚迄着の趣取次迄申述。

三月七日

一、右御破損の内、銅御鳥居御損じに付、御品柄の儀追ての御届迄引相成候ては不敬の儀故、御損箇所来覧書に致、備後守殿御勝手にて、公用人長塩平十郎面会前後の趣申述。右は至急の取調にて委細の儀は未相分、且追て御届の節と相違の儀も可有之。此段含奥候様申述差出候処、置過若手の旨申聞候由。

当二日駿州表地震にて久能御山御損所荒増左の通。

一、御宮向少々宛金元御損
一、御校門所々御損
一、銅御鳥居折損
一、御供所向所々御大破
一、御石灯籠不残倒損
一、御土蔵御大破
一、義学堂御大破
一、受右御大破
一、坊中各院所々大破
一、神宮寺所倒損
一、一の御門御櫓台右少々御損
一、御番所、下御番所共座所々御損其外所々少々宛御損、右の通御座候、以上。

三月七日　　磯原越中守家来

右に付大目付初鹿野美濃守へ御届の案内昨夕切紙差出。

三月十四日、

一、亥八日朝差立候急幸便、十日未刻より十三日富士川差支今夕迄着。

一、町奉行加藤教員より御老中方へ地震御損所御届写二通。

一、月番武蔵甚五兵衛より御損所届一通

右の通相廻る。加藤教員は亥四日御損所見分有之候由。

右町奉行届案見合、御損所箇所附取調候事。

但御損所御届は先例伝者出之候処、此度は御場所柄の儀に付、明日登城懸直達の事。

三月十五日

一、今朝月並登城懸御用部屋へ田原侯守殿へ罷越、

津村直八

公用人牧田貞之丞へ左の御届書差出、御落手、
去る六日、御届申上候当二日六刻薩州久能甚舗
地震御座候処、
御山中所々御破損左の通、

一、御神庫並御神衆所内外長押等惣体響入損
一、御楼門左右両目響入其外惣体破損、同所左右
二重塀頭塀南の方へ傾、東の方石柵破損、前通
石柵惣体いるみ出来、
一、御正面銅御鳥居礎際より震倒悉打砕、
一、御膳所外通り両目損、五重塔響入添充損
一、護摩堂正面柱長押後ろの方両目共大破、内廻
り建具等破損
一、御唐門下石手水鉢屋根破損
一、清涼より献備の石灯籠惣体震倒
一、御膳所脇並御鳥居脇用水桝破損、同所脇石柵
弐間余崩落

一、御塔下石階段其他鐘楼下四半石所々損
一、御鳥居脇角柵弐間余破損、同所石階段凡拾段
程欠損、神廐惣体響入損、
一、稲宜番所惣体南の方へ倒懸危相見、悉両目等
破損
一、受宮社後ろの方へ倒懸り甚危、並同所石鳥居
笠石震落、樑石共惣体破損、同所銅灯籠弐台倒
損
一、御供米蔵内廻り両目等損、外通り屋落又は響
入、屋根向瓦落懸り大破
一、稲宜会所所々屋落建具共惣体損
一、御供所上下台所並御宮役人勤番部屋共所々屋
落、両目長押等崩落、柱折、舗居、鴨居、建具
等大破、屋根向棟下より反落下り、外通り土台
震出し所々大破
一、一の御門御番台石垣所々損危相成、並腰掛目

東西共剝損、同壁少々損、同続南の方角柵控貫
抜損

一、上御番所西休息所共壁不残大損、目面番先東
の方庇控柱弐本共損並路次損

一、同所東の方裏通り弐ヶ所目板壱向屋根摺下り、
同続弐ヶ目板三尺程放危相成

一、下御番所面宙休息所共壁不残損、面番格子先
南の方弐ヶ目板損

一、同所廊下通、壁不残損、同南の方出口敷居放
小腰弐ヶ目損

一、御門外本高欄柔出下土少々崩落、並池山少々
崩落

一、坊中入院何ヶ所も大破

右の通・尤

御宮向御別条無御座候趣、在所表より申越
候、委細の儀は役所町奉行加筋衆より可申上候、
此段申上候、以上。

三月十五日　　榊原越中守

右に付大目付へ来ル切紙別紙御破損所書付も差出
す。

○

同年三月二十八日

御使番松平小豊次御破損所為見分御暇

三月二十八日

御沙汰書

御使番

松平小豊次

久能地表に付、御宮　御内陣　並御宝塔、御拝
殿其外御山内為見分被遣之

右於山吹の向傷敬守申渡之、増山弾正少弼御座
四月十一日

一、御宮向御破損所の儀、御中陰明にて三月二日

町奉行加藤敦貞伺済御届差出候旨急度候を以
申越候に付、御用番水野越前守殿へ左の御届書
差出。

去月二日駿州久能表地震に付、御宮向並御宝
塔其外御場所、猶又去る三日為見廻、駿府町
奉行加藤敦貞儀罷越御損所相伺候処、御本殿
向御弥目其外響入少々宛御損、御石の面内外
御弥目響入、喞縁通添充、御長押所々響入、
御彩色御損、御拝殿内外御弥目、御長押惣体
剝出来、御唐内御柱其外御損。御宮廻御玉垣
響入、惣体少々宛御損、御廊下同断、御宝塔
御正面左右石御灯籠弐台並銅御灯籠震倒、御
同所御正面石階段下石垣惣体剝、御鳥居前後
面側石柵惣体剝出来。御本地堂内外御弥目並
長押惣体響入御損相見申候由、在所京来より
申越候。委細の儀は加藤敦貞より可申上候。

此段申上候、以上。

四月十一日　　柳原越中守

右差出候処御落手、候者両々村直右衛門相勤居候
付大目付へ案内切紙差出す。

四月十六日

御沙汰書

御使番

金三枚　　松平小望次

駿州久能山地震に付為見分相越罷帰候付被下之、
右於御右筆部屋縁頬、掃部頭老中列座、越前守申
渡之。

四月十八日

御沙汰書

御勝手より、

駿州久能山地震に付見分仕廻罷帰候、

御使番

松平小夏次

右御目見

六月二十一日

同断、

御蔵奉行格

御大工頭

金三枚　　谷田藏七郎

御勘定

同二枚　　渡辺石部
時服二

駿州久能山、御宮御本地堂其外地震御損所の御修復為見分御用罷越候に付被下之、

右於御右筆部屋縁頬、越前守申渡之、増山弾正少弼侍座

御作事下奉行

金弐枚　　今井右左橋

同断に付被下之、

右於廊下の間、若年寄中出座、堀田摂津守申渡之

御被官助　　鶴見淳助

銀十枚づつ、

仮役

中川要右衛門

勘定役

同五枚　　勝田久蔵

大棟梁

同　　辻内近江

同断に付被下之

右於焼火の間、増山弾正少弼申渡之、

九月朔日入御の節遣恩御黒書院御勝手

駿州久能御宮其外地震に付御修復見分日論見御

月仕廻罷帰候、全日蔵二部、浜辺石部、今井石左衛、

六月廿八日

一、柳原式部大輔殿より候者岡島但見罷越、此度久能地震に付献備銅御灯籠倒損候付、修復並居直の儀御別当徳音院より申立有之、石工積書も差添差出候に付、前々の通此方にて取扱呉候様頼の儀被申越。

但、石工積書も相廻す。

修復懸入用　金七両壱分二朱と銀三匁、

右積の処格別高価と申にも無之候え共、尚又減価の儀も懸合呉候様、是は別紙早便候由。

右に付七月二日上野徳音院宿坊へ津村直八罷越減価の儀院代綸旨房へ及談候処、最早徳音院出立相済候に付、久能表へ申遣可及挨拶旨白前引取

一、右減価の儀久能表へ申遣候処、成丈減少の積申付候事故、即も減価へ不レ出来候旨綸旨房より申越候付。右末紙岡崎但見方へ相廻候処、承知の旨にて其後否不申来候間、先方の左右相待居候処、八月十八日同所留守居武藤門吾より右修復の儀、徳音院々代より催促有之候旨申越候に付、翌十九日岡島但見方へ直八罷越、右は全く行違にて延引に相成候間、早々右にて存寄無之候は、院代へ可申通旨申聞候処、承知にて何も存寄無之候呉候様にとの事、尤兼て院代より右修復の儀前々の通前金渡致候旨申聞候事故其儀も申聞候処、八月廿一日岡島方より料金七両一分二朱と銀三匁相廻候に付、同廿六日院代方へ代金相渡、受取書執之岡島但見へ相廻す。

六月十五日

一、去四日徳音院々代信行房より在所役人共へ文

通、右は御本地堂へ此方より献備の石灯籠壱基当春の地震にて損に相成候間、形の通修補有之候様申来候に付、右は何れ見分の上尚又可申聞旨定便書状に白元、且御灯籠銘文一通、是又相廻る。

奉寄進石灯籠　一基

久能山

某前如来　御宝前

元禄十二己卯年正月吉祥日

従五位柳原越中守源照光

亨和三癸亥年三月吉祥寺

従五位柳原越中守源照郁

再興

（久能山蔵書）三〇「久能山東照宮資料」

天保十三年御宮其外共地震に付御修復出来栄見分の儀申上候書面

（別筆）天保十三、十癸卯年
御修復見分帳

駿州久能山

御宮其外共地震に付御修理
出来栄見分の儀申上候書面

加藤敦貞
池田岩之丞

駿州久能山

御宮其外共地震に付、御修復之廿一日皆出来仕候段、中川勘三郎、山口勘兵衛より申聞候に付、同廿二日私共罷出、出来栄見分仕候処左に申上候。

一、御宮殿

是は御初目御内回り御模の所、下地御手入被し、箔押様、御宮廻り其外御銅物御船底共、悉皆被為仕立直、猶又

共致、御屋根向総体拭漆、御組物御彩色払掃除致、

一、御本社

是は御高欄廻り損傷致、御組物其外千透引込致、御彫物欠損剛圧付、堅御唐戸釣合くろろ鉄物台柄村鉄物其外共焼漆致取付、土台銅物御柱巻銅物風窓ひこ銅物其外共其儘色付直、御切目縁木口銅物煮黒目煮洗色付直、御高欄廻り御銅物御脇障子並木連輪樹子縁長押共御唐戸口廻り御妻戸御扉良戸其外共滅金御銅物箔差直繕共致くろろ銅物黒目色付直致し、御斬廻り桟唐輪其外共総体御銅物滅金箔差直致、破風笘水付南御紋前包御銅物共漆箔押直、御外廻り御組物枡肘木唐御紋胡桃形置上雲紋極彩色丸桁金地雲紋平彩色堅繧持通肘木唐御紋置上極彩色仕直繕共致陸天井金地雲紋平彩色上下通肘木并小羽目同断

平彩色枇杷板浅黄地草花の御絵共繕致し蟇股御彫物絵箔極彩色御柱貫金地雲紋平彩色御柱上無地金絵箔仕直繕共致、木鼻御彫物生彩色仕直御長押下御羽目獅子の御絵極彩色、御脇障子唐神の御絵金泥入書繕同断上竹の節御彫物金泥入極彩色、御羽目鳳凰唐草置上極彩色、同折雲の御絵仕直繕共致、御縁下廻り真壁合塗、御縁裏草掻合塗銅ひこ格子縁花塗、御切目縁御高欄廻り総体下地并柄御柱無目御縁長押幣軸楯方建御唐戸御羽目御妻戸舞良戸御脇障子仕立蠟色柱子縁竹の節塗立蠟色共下地繕塗直小庇繕武事共致、同唐神の御絵御羽目舞良戸神板箔下塗下地繕塗直箔押直、蟇股桝堅輪其外共御斬廻り塗立蠟色下地繕塗直、木鼻御彫物灰汁洗箔押繕共致、破風廻り塗立蠟色下地繕塗直、懸魚笈輪六葉樽の口御羽目虹梁欄間唐草葉共箔下塗下地繕塗直箔

押直、御幣殿御正面柱廻り其外滅金御銅物共拭
帯致、登り御高欄御階板滅金御銅物箔差磨拭帯
致、登り御高欄廻り御階段御縁板小柵具共仕立蝋
色下地繕塗直、柱廻り漆拭帯致、丸桁御組物通
肘木竪鍮持通肘木柱貫居御紋胡桃形置上雲紋極
彩色陸天井小柵目金地平彩色鳳凰唐草金箔の御絵
共御繕致、御灯篭釣銅物漆箔押直、御幣殿御内
陣御内々廻り共御内廻り御唐戸人形坪縁座、高座
御船錠、御高欄階板、格天井御長押、御翼塀瓦
折釘其外共滅金御銅物拭帯致、丸御正御長押無
目敷居鴨居戸当り御唐戸廻り御唐戸其外御階段
御鏡板共仕立蝋色小漆塗仕立直拭帯共致、御高
欄廻り本床金城帯御拭板真塗合釜下地繕塗直、
御柵目廻り箔下塗手入致若地繕御天井格縁漆拭
帯致、御柱金銅巻御柱貫御天井持通肘木剣紋置
上雲紋極彩色、通肘木小柵目金地平彩色、枕、枇

板組青地置上面箔極彩色、蟇股御彫物生彩色、
御組物斗肘木唐御紋くろみ形置上面箔雲紋極彩
色、庇天井金地極彩色平彩色共善繕致。

一、御石の間

是は干造引込致、御唐戸手入致約合直、白洲
構其外共鉄物仕蔵前同断敷土台銅物黒目色付直
御長押滅金銅物箔差直、御唐戸口廻り滅金御銅
物御本社同断致、御唐戸銅物箔くろみ共黒目色
付直猫座滅金箔差直、御敷廻り垂木竪鍮其外共
銅物漆箔押直御内廻り御長押御銅物滅金箔差繕
共致、格天井同断御銅物其儘拭帯致、才立櫓御
翠簾掛折釘滅金箔差直差繕致、軒裏雲通取付緑
青塗致、御外廻り御組物唐御紋胡桃形置上面箔
雲紋極彩色丸桁金地雲紋平彩色共御繕致枇杷板
御本社同断致、竪鍮持通肘木剣紋置上雲紋極彩
色御柱貫金箔平彩色共御手入致、木鼻御彫物生

彩色、蟇股御彫物絵之通極彩色仕直、御桁目要の
御紋極彩色御塗致、御内廻り御組物長御紋胡桃
形置上面箔雲紋極彩色、御天井持通肘木劈紋置
上同断御彩色、同裏の方紫土塗共損塗仕直共致
桁目付通肘木劈紋置上雲紋極彩色通肘木共仕様
同断、庇天井金地雲紋平彩色肘木向小桁目共仕
様前同断致、御柱金襴巻同貫置上雲紋極彩色、
御長押両桐の御紋、同下鳥の御紋共極彩色金泥
入御塗直、土台御柱御唐戸口廻り御唐戸其外共
仕立蠟色下地塗直、蟇股桝堅繧垂木其外共御
軒廻り塗立蠟色下地同断塗直、木鼻御彫物漆箔
灰汁洗押塗致、御内廻り御柱御桁目其外共、御
外廻り同断塗長押御腰板共同断塗、御唐戸面
本朱塗共、下地同断塗直、御天井竪繧格縁小格
子共塗立蠟色漆拭帰致、御拭板真塗台下地同断
塗直、

一、御拝殿

是は御内外御組物御切目縁御高欄共損の所刻
木引込致、御妻縁土台蔵込刻木致、御彫物欠損
彫足付、竪向拝箱踏段仕合御唐戸御錺共手入致
釣合直、御唐戸くろ鉄物其外共仕様前同断い
たし、御床下御銅物黒目色付直　切目縁木口銅
物御高欄廻り縁金御銅物御本社同断致、御縁長
押戒金御銅物箔差塗、御柱金襴巻、向拝柱下迫
繧戒金御銅物箔差直　御部銅物黒目色付せらか
塗銅物戒金箔差直、板唐戸銅物御唐戸口廻り、戒
金御銅物箔差直差塗共致、御軒廻り御銅物御石
の間仕様同断いたし、雌雄風千鳥破風留銅物共
外共漆箔押直、御内廻り御唐戸口廻り其外共、
御外廻り同断御長押戒金打釘箔差塗、格天井御
銅物共儘拭帰致　節約銅物黒目色付直、御柱金
襴巻置上極彩色、御組物斗肘木居御紋胡桃形置

上面菊雲色桜形杉色下地磨仕直共致、天井持通附木割紋置雲紗桜形杉色下地磨仕直共いたし、基股御彫物絵箔同色御紋置上面菊雲紗桜形杉色、同上小桝居御紋くるみ形置上面菊雲紗桜形杉色枇杷板御座貫共置上雲紗桜形杉色仕直磨共致、御長押上御刷目金地天人の御絵桜形杉色惣磨いたし、向拝御組物丸桁金地雲紗平形杉色竪持通附木割紋置上雲紗桜形杉色、御座前金箔雲紗平形杉色塗磨仕直共致、手挟御彫物絵箔桜形杉色仕直、御縁下廻り御本社同断塗御来縁廻り下地共下地磨塗直、向拝几帳面取御座真箔塗、同面箔下塗木尊御彫物雲附木同断塗下地磨塗直箔押直共致、御階段仕立蠟色御高欄廻り御切目縁共下地共柄塗長押無目御座御居戸口廻り御居戸御敷共仕立蠟色錺締板箔下塗木鼻同断塗下地磨塗直箔押直押磨共致、向拝並木其外御垂廻り浜風廻り態点六葉

塗立蠟色其外共御本社同断致、御内廻り御座其外廻り同断塗致、御天井格縁灰汁洗、小格子同断漆拭等致、御拭板御石の内同断いたし、垂幅仕様同断、御本社、御石の間　御拝殿共御屋根廻り鬼板経巻其外とも前々鉄締致、大棟御紋高弐尺千本勝男木其外唐草巴木口御銅物漆箔押直押磨共致、御屋根廻り総体黒漆塗致　御本社後御玉垣外御石垣損の所定石致築直、其外不足取合共致　奥院唐銅御灯籠損磨取直総体黒目色付直、石御灯籠損の分取替取直共致、御同断御手水鉢屋根足木取付共墨塗致、角柵新敷造直。

一、御宝塔御門

是は柱根腐の分数継致、唐戸勾合直、柄村鉄物其外共焼漆致取付基石座入御銅物黒目色付直、御唐戸銅物漆箔押直、楣上額目隠の絵図表上絵板股内紺青地唐御紋置上金箔桜形杉色左右額目御

絵極彩色共仕直柱塗黄土塗裏板胡粉塗共致、総体下地弁柄塗下地繕塗直ル帳面塗立鼠色御唐戸同断、面東裏甲塗立鼠色共下地同断塗直、太平京結綿虹梁渦肘木蟇股置斗紋共箔押直、御屋根鉄葺黒漆塗致、巴瓦木口唐草鬼板注連筋漆箔押直押縁共致、蛇口流板蓋弐ヶ所疋木取付直、

一、御供廊下

是は土台損の分取替引木共致、柱損の分数艦致、同通利物目疋木取付、御彫物欠損彫足付堅床カ廻り取放候分足木差直、後側龍縁物目損の所疋木取付、建具損の分手入致、障子紙張建合御唐戸釣合柄杓鉄物其外共焼漆致取付、柱腰巻其外共銅物黒目色付直、御唐戸銅物漆箔押直、長押切倍銅物共滅金箔差直、内外共下地弁柄塗御唐戸塗立鼠色面東塗共下地繕塗直　花盤御彫物箔下塗下地同断箔押直、柱子縁塗立鼠色　両通子青漆塗、破風板懸魚唐草、裏白直捻合塗、下地同断塗直、花盤御彫物、生彩色仕直、屋根裏胡粉塗　檜木口黄土塗共仕直、御屋根鉄〆黒漆塗直、唐草　巴瓦　木口共　漆箔の所箔押直押縁共致、銅樋縁青塗直、置台弐ヶ所下地弁柄塗致。

一、御宮廻り御玉垣

是は土台損の分取替、柱柱損取替、其外根包損の分仕直、御彫物欠損彫足付堅箔押直生彩色仕直　化粧裏板胡粉塗、垂木裏黄土塗共仕直、土台柱繋銅物其外共銅物黒目色付直打滅金銅物箔差直　総体下地弁柄塗下地繕塗直、花如形菱組柱子縁塗立　鼠色下地同断塗直、菱組青漆塗御彫物箔下塗下地同断箔押直、裏甲控柱根包真接合塗致、御屋根鉄〆総体黒漆塗致、巴瓦木口唐草共箔押直押縁共いたし。

一、御唐門

是は御唐戸鎌手摸の前手入致、釣合柄杓鉄物其外共焼漆致取付、御銅物添箔押直、御柱根巻猫座菓座銅物黒目色付直、台輪減金御銅物箔差直同上総体御銅物御紋共漆箔押直御唐戸之如形御彫物新敷其外欠損彫足、御唐戸腰貫上御彫物共総箔極彩色仕直其外木鼻御彫物箔押直生彩色仕直、松の御彫物総箔極彩色枡肘木胡桃形置上面箔雲総極彩色仕直、虹梁地紋彫、太平元菱御彫物花鳥桐鳳凰御彫物共漆箔押繕生彩色仕直、渦御紋共御彩色仕直、横桁下御彫物雲板左右菱柄目御彫物生彩色仕直　並木唐箔押直押縁共致総体濃緋塗、虹梁丸桁鼻菖蒲懸魚桁輪並木柑子縁破風裏甲唐草共塗立蠟色下地総塗直、蝙蝠菱魚共箔下塗下地総塗直箔押直、屋根廻り総体鉄〆黒漆塗致、唐草経巻木口共箔押直、銅樋縁青塗致。

一、御本地堂腰御門

是は柱根包仕直、御唐戸手入致、釣合柄杓鉄物其外共焼漆致取付、菖石座入御唐戸銅物漆箔押直、猫座菓座銅物黒目色付直、両妻破風廻り銅物六葉葡の口巴木口唐草とも漆箔押直押縁共致、御組物枡肘木胡桃形雲紋平彩色仕直、軒桁板黄土地雲紋平彩色、台輪柱貫小桁目丸桁雲肘木紋振雲紋平彩色仕様前同断、裏板胡粉塗、地木口黄土塗共仕直、総体下地弁柄塗下地総塗直、御唐戸塗立蠟色面皮裏甲唐草鰭魚童子頭塗立蠟色共下地総塗直、柱根巻真捨合塗致、屋根鉄〆黒漆塗致。

一、御本地堂

是は御須弥壇御表出柱根板張の分敷替致、御切目縁共直貫葡萄板首切目板御高欄廻り損の

分取黄付土台賽斗栱目其外足木取付直、御内廻り敷居鴨居引木、御彫物欠損彫足付、堅柱根巻土台倍銅物黒目色付直、高欄廻り隅板首銅物漆箔押直台輪釘隠銅金箔差縁致、向拝蟇股蟇絞同桝胡桃形蟇絞平彩色、木鼻手挟御彫物極彩色共仕直、丸桁木口附木鼻垂木木口共黄土塗、裏板胡粉塗共仕直、長押胡粉地菊唐草蟇絞平彩色、柱板黄土地唐草平彩色、蟇股紺青緑青面木、同上小桝蟇絞平彩色、花鳥御彫物絵箔極彩色共仕直縁共致、屋根面妻破風桝附木木口黄土塗、蟇股目裏板共胡粉塗直、御唐戸手入致、釣合柄杓鉄物其外共庄し漆焼致取付、基石座入唐戸銅物猫座鳥座落くろ黒目色付直、須弥壇廻り六葉釘隠我金銅物御天井銅物共掛帛致、絶体下地弁柄塗下地錆塗直、御唐戸塗立鐵色面床懸魚塗立鐵色とも下地錆塗直、長押内陣天井共胡粉塗御

彫物其外御彩色仕直、御須弥壇上桝目真塔台塗、角遣子青漆塗、柱子縁御舞良戸格子戸共塗立鐵色下地錆塗直掛帛とも致、破風廻り唐草杉葩の前刻木致、銅屋根鉦〆黒漆塗致、巴木口漆箔押錆致、蛇口疵福前敷取付。

一、神庫

是は附土台杉檜の分引木取付直、柱敷盤致、木格子足木取付直、切目縁疵損の分取替共外敷盤致、切目縁廻り高欄共損の分取替取付直共致、

猫座唐戸手入釣合柄杓鉄物其外共焼漆致、基石座土台倍銅物長押銅物其外共黒目色付直、高欄廻り銅物長押釘隠銅物漆箔押直、長押黄土地杜丹唐草同上小桝目同蟇絞平彩色共下地錆上彩色仕直、柱間羽板面戸木貫共同下端破風蟇桝目共胡粉塗直、隅木附木木口其外疵木口とも

黄土塗仕直、総体下地弁柄塗、唐戸塗立縁色面朱漆仰目青漆塗共下地錆塗直、破風裏甲懸魚共真塗合塗仕様同断致、樽の口漆箔押直、屋根黒漆塗、巴木口箔押錆致、石岩岐筋漆喰致、

一、荒神社

是は土台刳木致、唐戸釣合柵葺直、木階宮板刳木共黒塗改取付、土台銅物黒目色付直、長押藏金唐銅物箔差直、総体木地弁柄塗下地錆塗直唐戸懸魚破風裏甲共真塗合塗致、

一、神糸所

是は切目縁廻り足木改、切目縁長押唐銅物釘共黒目色付直、釘隠藏金銅物箔差錆、内廻り同断、煮黒目銅物其儘取揃いたし、上長押黄土地唐花割紋雲形平彩色仕直、裏板破風裏仰目共胡粉塗直、肘木桁隅木棰鼻黄土塗、懸魚鰐牡丹唐草御彫物箔押直庄彩色仕直、外廻り総体下地弁柄塗下地錆塗直、都鄙唐戸共塗立縁色下地同断塗直、屋根総体黒漆塗改、両妻破風廻り銅物液箔押直同断、脇南の方並木塀建直戸立合総体弁柄塗致、白洲幅修復改懸合、

一、御臨所

是は附土台損の分取替、柱根継敷盤改、敷居鴨居無目共取付直、水垂所仰目志廻り共定木取付屋根大板葺仕直、箱疵新敷外廻り彫縁仰目足木取付前側椽縁損の所手入足木改、外廻り長押藏金銅物箔差錆、建具損の分修復改、障子紙表立合、破風破懸魚真塗合六葉椽の口箔下塗下地錆塗直箔押直、屋根廻り総体黒漆塗いたし、破風廻り其外共銅物漆箔押直、同所南の方仕切立木塀足木取付扉釣合直

一、五重塔

是は切目縁廻り椽縁の所朽木改、切目縁板足

木取付直引込共致、唐戸柄杓鉄物其外共焼漆致
取付、碁石座入釣合共致、切目縁廻り銅物黒目
色付直、長押滅金銅物箔差直、御須弥壇高欄長
押釘隠滅金銅物内廻り其儘掛帯、内廻り柱御須
弥壇羽目無目共箔押直捧共致、柱金欄巻羽目
道の絵極彩色長押天人の絵、御須弥壇胴板共極
彩色仕直繕共致、長押黄土地剣紋平彩色御紋置
上金箔銅物形下端黄土地壮丹唐草雲紋平彩色仕
直繕共致、柱箔下塗無目敷居楣方建塗立蝶色柱
貫羽目共真掻合塗下地繕塗直、御須弥壇三方鏡
板共塗立蝶色面床御高欄逆蝙蝠色共漆掛帯致、
御高欄床塗掛帯、唐戸幣軸花如形地板相手縁塗
立蝶色面床縁剣唐渋塗置御紋箔下塗仕其外下地
弁柄切目縁廻り木地弁柄共下地繕塗直、綿板置
御紋箔押直、内廻り繕共致、

一、鐘　楼

是は壇壁地覆腰子板共擬の分足木取付、所々
手違引込刻木床カ釘メ共致、唐戸釣合肘木焼漆
致、肘木座銅物其外腰長押銅物共黒目色付直、
長押六葉釘隠滅金箔差繕致、鐵壁唐戸楣方立羽
目廻り共真掻合塗下地繕塗直。

一、山王社

是は土台取替、柱根継致、阿逼利羽目長押鏡
板擬の所取替、風窓正木取付、向拝台輪長押銅
物唐戸打懸銅物御船錠共滅金箔差直差繕共致、
屋根柿葺直、木瑞鬼板取付共黒塗いたし、柱木
口黄土塗直、総体木地弁柄塗下地繕塗直、唐戸
真掻合塗釣合。

一、庚申
弁天　相社

是は土台柱阿逼利羽目引込刻木共致、風窓取
付直、屋根柿葺直、木瑞鬼板取付共黒塗致、唐
戸釣合直、長押倍銅物黒目色付、錠前磨直、総

体木地并柄塗下地繕塗直、唐戸真挟合塗、肘木
桁廻柱破風板木口共黄土塗直。

唐銅御鳥居新規鋳立、総体黒目色付、左右沓
石居直、同前下石階段足石居直。

一、神厩

是は土台損の分取替、柱敷盤敷床ヵ廻り弐目
共足木取付、建具修復致、建合、総体下地并柄
塗下地繕塗直、肘木桁廻其外共黄土塗致、屋
根化粧小舞、同裏板とも損の分取替、茅負裏甲
野根とも足木取付、瓦座巻竹打柄塗直、木瓦葺
瓦致葺直、棟包漆喰致、同前前蛇口通新規取付。

一、楼門

是は黄子縁高欄廻り所々引込致、弐目廻り四
分市金剛柵共欠損繕致、唐戸手入いたし釣合柄
并鉄物其外開閉錺海老錠共焼漆致取付、基石座
猫座蟇座板唐戸銅物柱根巻地覆上端包銅物共黒

目色付直、天井格子向胡粉塗仕直、墓股付彫物
とも損繕取付、墓股縁雲紋平彩色、同彫物絵箔
極彩色、枇杷板浪の絵内廻り胡粉地鉄仙唐草上
組物研肘木胡桃形雲紋平彩色、枇杷板胡粉地雲
の絵平彩色、丸桁廻木口共仕様前同断、垂木丸
桁木口共黄土塗直、通肘木向小弐目垂木向両妻
破風壁弐目入母屋化粧裏板共胡粉塗いたし総体
下地并柄金剛柵青漆塗共下地繕塗直、角連子同
断塗、庇天井竪羽目共真挟合、柱弐目廻り御
唐戸其外扉共とも下地并柄塗下地同断塗直六葉
樽の口箔押直風鈴風鐸緑青塗直、高欄廻り銅物
漆箔押直、上下長押銅物黒目色付直、六葉釘隠
漆箔押直、屋根総体黒漆塗いたし両妻破風廻り
鬼板御紋鳥臥ま木口銅物根八双置御紋漆箔押直
登輪商漆箔押繕いたし。

一、楼門左右弐重腰頭塀

是は土台柱屋根廻り共損の所足木致取付釘隠
銅物黒目色付直、総体木地并柄塗下地塗直、屋
根板葺揉合塗同断致、

一、祢宜部所

是は土台柱共損の分取替根継敷盤共致、床大廻
り所目廻り足木取付、長押足木、釘隠銅物黒目
色付直、建具修復致障子紙張立合、前側板下地
台共新敷いたし、屋根裏板足板致、品板足木付
瓦座足木取付、巻竹押縁打、土居葺直、木瓦足
瓦致葺直、漆包漆喰致、

一、御供米蔵

是は土台取替、柱損の分所々根継敷盤いたし
阿逼利所目床カ大引板共足木致、棚廻り取付直
壁下地より上塗漆喰致、戸前同断塗直、附所其
外共焼漆致、釣合、大戸手入致、建合、屋根庇
損の分足木取付、北柱小舞瓦座巻竹打土居塗共
致、本瓦足瓦致葺直、漆包漆喰致、入口庇柱根
継敷盤共致、床カ取付直、屋根棟葺桟瓦足瓦致
葺直漆喰致、外廻り簡縁下見足木取付直共黒塗
致、同所脇人留柵取建、

一、祢宜食所

内

土間

附テ

庇

是は土台柱損の分取替其外所々根継敷盤致、
床カ廻り所目共足木取付直、水遣所床カ所目違
子窓共足木取付、壁損葛候分下地より内廻り白
土其外上塗漆喰いたし、建具損の分修復致、障
子紙張建合、壁張付複共張直、引手銅物取付建
子紙張致、前側榑縁取付直、木家屋根庇裏板其
外共足木取付瓦座巻竹押縁打、土居葺直、庇中

柿葺本瓦桟瓦共足瓦いたし葺直、標色漆喰塗、
所々板底仕直、新植取付、弐壹立雪隠足木同所
笠木塀直、御宮後通り石垣上角棚御本地堂構内
廻鐘楼後通り楼門内御植木囲、神厩廻り、後唐
社、御坂登り左右其外共、御山上所々角柵足木
建直、柵扉仕付并柄塗渋墨塗共致 御本社脇銅
水樋蓋傷候分致渋墨塗致、御山上所々水流損の分
取替蓋新規修復共致、渋墨塗致、御山上所々水
樋網足手摺笘雨覆足木仕付渋墨塗いたし、御山
上所々石柵四半石土台石、布敷石、石垣、石階
段下水溝石共損の所足石居直、不陸直共致并彫
洗等洗共致、所々地形高下直、砂利洗敷平均共
致、御本社後奥院御道左右御供水井戸脇坂上其
外共葭竹矢来仕直、御唐門外石御手水鉢雨覆手
入致渋墨塗致、

一、護摩堂

内

須弥壇

附テ

須弥壇張出

庇 廻

是は土台柱損の分取替根継敷盤共致、床力相
障候分取払取付直、天井板長押敷居共損の分取
替、節約合直、唐戸手入致釣合墓石座入猫座柄
材鉄物節約共くろ〻鉄物共焼漆致取付、御唐戸
縁長押倍銅物共黒目色付直打、長押六葉煮黒目
色付直打、唐戸塗立蠟色下地錆塗直、逗具傷復
致建合外廻り縁板切目縁束損の分取替其外
敷盤致縁板足木取付、屋根化粧裏板張巾野垂木
共損の分取替、野裏板足板致、瓦座巻竹押縁打
屋根棚葺庇共葺直、本瓦桟瓦共足瓦致葺直
標色漆喰塗、石階段居直、前漆喰塗、

一、愛宕社

是は側柱根継鉄巻致、床カ廻り風窓足木取付
切目縁取付直、腰長押廻り観斗栱目外の方の方
竪栱目枇杷板共足木取付、御唐戸蔀舞良戸共手
入致釣合御唐戸銅物其儘掛直、屋根棚葺繕、桟
瓦足瓦いたし葺直、棟包直漆喰致、露盤宝床銅
物黒目色付直、銅御灯籠壱対の所手入取建直黒目
色付御紋其外漆箔押直、

一、稲荷社

是は土台取替、床カ廻り観斗栱目長押共手入
取付直、板唐戸釣合直、屋根棟取懸直、木標建
板共刷毛取付直、渋墨塗致、総体木地并柄塗下
地塗直、縁木口黄土塗直、鳥居弐ヶ所足木取
立并柄塗、笠木根尻共掻合塗、石鳥居壱ヶ所壇
の分定石致取建、御坂土木杉樹の分足木致取付
居直共致、

御供所

一、上段

附テ

戸棚

一、同次の間

附テ

戸棚

一、同次

一、台所

一、上段踏込板の間土間共

一、勝手拭板土間共

一、同続拭板の間土間共

一、同続水遣所部屋共

内

押入

一、御供所頭部屋

内
押入
一、同物置所
一、御供被部屋
附テ
戸棚
一廊下拭板
一役人部屋
附テ
押入
一承仕部屋
一児子部屋
附テ
床ヨリ押入
一御物置所
是は土台柱共損の分取替、所々根継致盤いた

し床カ廻り敷居鴨居無目共損の分足木取付、天井村下りの所約直損足木致、壁損の所其外扇裏共下塗より上塗、其外中塗上塗漆喰とも致、建具不足仕正損の分修復致、障子紙表裏張付、所目下地繕上張致、縁損仕正塗直、引手銅物不足仕足打建合、総体神縁前戸敷居鴨居戸袋共定木取付所々寸足不致、水還所箱流台共取付、同所床カ所目廻り共足木取付、水船仕付入口腰扉手入致、鉄物焼漆致約合、台所水還所拭板足木張直箱流共取付、釜殿足石築直、竈廻り銅包火袋其外共色付直、屋根水流庇裏甲裏板野垂木野裏板とも損仕正、瓦座巻竹押縁打、所々板底取付野地約合、破風手入致草摺台塗直掛魚鱗本地弁柿塗仕直、屋根土居葺直、煤包破風廻り其外共漆喰致、渡廊所壱ヶ所柱根継致、廻り所目敷居床カ共足木仕直、踏段仕合、屋根廻り、足木柿葺

桟瓦足瓦共葺直、棟包漆喰共、雪隠弐ヶ所足木
共廻り見隠笠木塀新敷いたし、木塀共、竹樋共
共修復致、水溜桝足共輪替、雨覆足木置合、所
々人留柵仕付、

一、御番屋

附テ

庇

是は土台損の分取替、柱根継取替共、桁梁共盛致、
床カ廻り足木取付直、天井材下り共直、廻り廂
目足木取付、建具立合直、壁損の所下地塗仕上
直致、無双遣手縮釘〆いたし、屋根裏板足木
共、中柿葺直、瓦座打、桟瓦足瓦共葺直、頂包
屋根漆喰共いたし、大板庇総体新敷、同所破
丸太柵取建、

一、新小屋

是は土台損の分取替、柱損取替、所々根継と
も共、廻り羽目足木取付直、無目遣手縮釘〆い
たし、屋根中柿葺直、桟瓦足瓦共葺直、棟包漆
喰共、大戸脇壁共立合、御供所内柱柱足木共、
扉き、入閑貫仕合、桁足木共、屋根上柿所付共葺
直、上棟仕合居鋼物色付打、同所外石垣角より
根塀際迄笠木塀、木戸門共新敷致、御供水井戸
廻り石亀甲石下水共居直、同屋根形柱足木取替
残り根継鉄砲、屋根廻り足木取付、白柿葺立桟
瓦足瓦共葺直漆喰共、釣瓶新敷仕付、水替清替
共致、

拝光院

一、玄関

附テ

弐台

一、座敷

附テ

床カ
違棚戸棚共
一、仏間
内
廊下
一、小部屋
一、入側
内
附書院
一、次の間
一、学問所
一、納戸
内
押入
一、居間
附テ

床ヨ
押入
一、茶の間
一、台所
内
物置
土間
附テ
木違所戸棚共
拭板
湯違所
松岩院
一、玄関
附テ
式台
一、座敷

内
床
違棚
附テ
附書院
一、入側
一、同続廊下
一、小部屋
一、座敷前入側
一、次の間
一、仏間
内
仏壇
一、居間
附テ
違棚戸棚共

一、同入側
一、納戸前溜
一、納戸
内
押入
一、茶の間
一、同溜
一、台所
内
押入
附テ
水遣所拭板共
一、同土間
一、湯遣所部屋共
玉泉院
一、装束所

附テ
床

一 同次の間
附テ
玄関式台

一 座鋪

一 仏間
内
仏壇戸棚共

一 次の間

一 居間

一 納戸

一 入側

一 次の間

一 茶の間

一 同次

一 同続部屋
附テ
床ヨコ

一 台所溜
附テ
揚入

一 内玄関
附テ
式台

一湯殿渡廊綴
一湯殿向境共
宝性院
一玄関
附テ
式台
一座敷
附テ
床コ
棚
附書院
一仏間
内
仏壇
附テ
同断

一次の間
一入側
内
拭板敷
戸棚
小部屋
同次
附テ
押入
一居間
附テ
廊下
一台所次
内
押入
一茶の間

一 台所土間共
内
土間
附テ
水遣所

一 湯遣所
内
戸棚

一 部屋湯遣所共

一 勝手
内
押入

附テ
水遣所

一 土間
附テ
部屋

大寿院

一 玄関
附テ
弐台

一 座鋪
附テ
床ニ

棚

附書院

一次の間
一入側
一茶の間
一居間
附テ
床ニ
違棚
押入

一次縁
一廊下

内
押入

一仏間廊下共
一部屋

一次の間縁部屋
一台所湯殿所部屋押入共

内
土間

一台所上り口

長円院

一玄関
附テ
式台

一座鋪
附テ
床ニ

附書院

一仏間

内
仏壇

附テ
棚
一 仏間後部屋
一 次の間
内
床ヨ棚
一 入側
一 居間
一 学問所
内
押入
一 茶の間
一 台所
附テ
水遣所
一 男部屋

一 土間
附テ
張出土間
一 部屋
一 湯遣所
定智院
一 玄関
附テ
式台
一 座敷
附テ
床
附書院
一 入側
一 次の間
一 中の間

一仏間
附テ
棚
一畳廊下
一居間
附テ
床ヨ
一納戸
附テ
押入表出共
一取次部屋
一茶の間
内
押入
一同次
一小座敷

一納戸
一台所
内
土間
附テ
水遣所
一男部屋
一小部屋
一湯遣所
一廊下
一米置場
一物置
一同土間
三明院
一玄関
附テ

式台
小部屋
一座敷
附テ
床ユ
附書院
一中の間
附テ
床ユ
一茶の間
一入側
一小座敷
内
床ユ
棚
押入

一小部屋
一仏壇
一納戸
内
押入
一居間
附テ
床
附書院
押入
一小部屋
一台所拭板の間水屋所部屋共
一台所土間
一拭板敷
一湯殿所
是は土台損の分取替、柱損取替　其外根継敷

繕致、床力廻り敷居鴨居内法長押損の分足木取付長押所々釘メ致、銅物不足仕足打天井竿縁板共所々剝損取替手入村直共致、絶体張付縁仕足下張より上張仕直、四分市打、壁損の所下地より其外中塗上塗漆喰共致、違其不足仕足、損の分修復致、障子紙張襖下張上張いたし、縁損仕足塗直、引手銅物不足の分仕足立合、台所拭板足木張直、箱流台共取付、廻り廂目仕付、土間上り口踏段板足木取付、違子窓同断仕付、所々板庇新敷致、釜段築立塗直、所々石炉新規居直共致、絶体葺縁雨戸敷居鴨居戸袋所々窓廻り共損の所足木取付外廻り廂目仕付、湯遣所流板張直、樋取付、廻り廂目足木取付直、玄関式台廻り足木取付、小屋根東表裏軒桁間木共損の所取替、本家庇共屋根棰木茅葺裏甲共損取替葺直、板仕足打野棰野小舞、足木取付、瓦座巻竹押縁打、庇上横板取付、同樋釣台、屋根土居葺中所葺直葺繕共致、木瓦桟瓦共足瓦改葺直、棟包屋共漆喰致、座敷入側廻り其外雪隠小間所損の分仕直修復共致、外廻り上の方吹抜囲塀其外所々仕切並木塀裏板打丸太棚共新敷、人留棚仕付鋸縁屏足木取付直、所々入口門損の分足木取違、所々物置損の分足木取違、長円院物置式階共同断致、屋根所葺繕、桟瓦足瓦いたし葺直、棟包漆喰致下雪隠物置いたし、玉泉院、長円院井戸屋形足木取付、壱ケ所は屋根大板葺仕直、壱ケ所桟瓦葺足瓦改葺直、棟包漆喰致、鑓甲石下水共居直箱下水損仕直、石井筒巻鉄物仕付、井戸水替清替致、土台石、縁石、石垣損の分手入致、下水改方致、玉泉院鞭馬式ケ所損の分足木致取付、屋根葺直、桟瓦足瓦致、棟包直、屋根漆喰致、長円院後山崩所周板葺新敷仕付、

一、一の御門

是は柱数弐阿通利丽目其外共剥木いたし、鴨脊新敷仕付、柱根巻銅物扉筋銅物共鉸メ裏目色付、肘坪鉄物共塩焼漆ともいたし、屋根標瓦付直漆喰被、石垣際水吐植仕付。

一、与力番所

一、同心番所

附テ

渡り土間

是は土台損の分取替、柱損取替、根継敷盤共致、亦カ廻り敷居鴨居共損の所足木取付、廻り丽目損打替、天井材直いたし、絵体椹縁板縁外廻り敷縁竪丽目共足木取付、屋根裏板広木舞共損の分取替、亦布縞枝瓦足瓦致葺直、屋根漆喰被軒廻取付、壁損の所下地より其外中塗上塗

合、雪隠損の分足木取付直、見隠板塀取付、直具違新敷取付、白州横仕直、置台洗方致、渡御懸左右其外共裏板打、角柵丸太柵共足木取違、水溜桶数手桶共足木踏台共致、後通り箱下水仕直、一の御門内外共地形不陸直、岩岐石居直、一の御門外土出板新敷致取付、同上手摺足木違直、所々石柵足石致、笠石継手干切入堅、角柵足木取付直、掃除口三ヶ所柵扉仕付、下馬札廻り角柵新敷致、下馬札古用柱新敷取替。

一、御内原御玉簾

是は御翌簾下地紫衆の竹、太白糸にて亀甲織付御紋太白糸にて両面の唐縫、御縁御水引赤地の金襴御総角の大組、太白糸の唐打、白ヶ糸の大房、御腰緒太白糸の四ツ打、風鈴摺箔飾御金物前々御有形の通り、但、五枚の内三枚分総体

御新調、弐枚分風炉瓔珞蒔閉鎰小丸房被の御金物共煮洗下地用上差箱弐箱不足の分新規仕足。

一、御帯殿御玉簾

是は御翠簾下地黄竹紅糸にて亀甲織付御紋黒糸にて両面の唐縫、御縁御水引赤地の金襴、御総角の大組紅糸の唐打、白ヶ糸の大房、黄赤黒三段に染分、御懸緒紫糸の四つ打、前々の御有形の通り、但、五枚の内弐枚分総体御新調。三枚分風炉瓔珞蒔閉鎰小丸房被の御金物共煮洗下地用上差箱弐箱不足の分新規仕足。

一、御石の間御翠簾

是は御翠簾下地黄竹紅糸の乱糸綯、御縁御水引赤地の金襴御総角の大組紅糸の唐打、白ヶ糸の大房、黄赤黒三段に染分、御懸緒紫糸の四ツ打、前々の御有形の通り、但、右鎰小丸房被の御金物共煮洗下地用上差箱弐箱不足の分新規仕足。

一、御拝殿御翠簾

是は仕様前同断

御宮向御畳其外前々畳

一、御宮薄御縁壱枚御表鏡上々備後表、御縁赤地金入御裏鏡紅梅刺二重御中入下備後表弐枚入、

一、七畳拾五通新床ゴ上々備後表浮裏近江中表畳縁

一、台薄縁五枚半、上備後表裏近江中表畳縁、

一、七畳拾五通新床ゴ上々備後表浮裏近江中表両美重縁、

一、弐畳御床ゴ近江下表裏当メ直、拾畳半御床ゴ其儘用、右拾弐畳半共上備後表浮裏弐畳同其外近江中表紅梅刺二重下縁紅梅

一、壱畳御床ゴ近江下表裏当メ直、弐拾六畳半御

床ユ其儘用、右弐拾七畳半共表前同断浮裏弐畳用、其外近江中表両美縁下織大紋縁、

一、御縣共弐枚半、御表白紗子御裏覚紅梅柳二重御縁雲紋四方縁、御中ノ下備後表三枚入

一、台薄縁半枚中備後表、裏近江中表紅梅柳二重縁

一、弐畳御床ユ其儘用、上備後表浮裏用雲紋重縁

一、弐畳御床ユ表前同断浮裏共畳用、其外近江中表両美重縁、

一、半畳御床ユ表前同断、浮裏用、雲紋四方重縁

一、台薄縁三枚半、上備後表、裏近江中表、織小紋縁

一、同弐拾六枚半、中備後表、裏近江下表布小紋縁

一、奥院台薄縁弐枚表裏前同断、大紋縁、

一、同拾枚表裏同断、布小紋縁

一、御本地堂弐拾三畳、御床ユ其儘用、中備後表浮裏弐拾畳用、其外近江中表、織大紋縁下縁白布、

一、半畳御床ユ表前同断、浮裏用、布大紋弐方重縁、

一、台薄縁拾枚、中備後表、裏近江下表、布小紋縁

一、神泉前拾八畳、御床ユ其儘用、中備後表浮裏用、紅梅柳二重縁、

一、拾八畳御床ユ前同断、下備後表、浮裏用、布小紋縁、

一、常薄縁六枚、下備後表、布小紋縁

一、台薄縁三枚、表縁前同断、裏近江下表

一、神庫三拾畳、御床ユ其儘用、中備後表、浮裏用、布小紋縁、

一、議事堂壱畳、拾三通り、新床ユ、壱畳琉裏当メ直、九畳御床ユ其儘用、右拾壱畳共ユ備後表浮裏九畳用、其外近江下表、繊大紋縁下縁白布

一、半畳拾壱通新床ユ中備後表、浮裏近江中表、繊大紋弐方重縁

一、六畳御床ユ其儘用、下備後表、布小紋縁

一、五畳格拾四畳、御床ユ其儘用、中備後表浮裏用、繊大紋縁下縁白布、

一、半畳御床ユ表前同断浮裏近江下表、繊大紋弐方重縁

一、愛宕社四畳御床ユ前同断、下々備後表、布大紋縁

一、合薄縁四枚、下々備後表、裏近江下表、布小紋縁

一、御腰掛四畳半、御床ユ其儘用、中備後表浮裏弐畳用、其外近江下表、布小紋縁刺くるみ、

一、壱畳拾三通新床ユ壱畳琉裏当メ直、六畳御床ユ其儘用、右八畳共下備後表浮裏五畳用、其外近江下表中高宮縁、

一、合薄縁拾壱枚、下々備後表、裏近江下表、中高宮縁

一、御供所七畳半、下々備後表、布小紋縁

一、四拾三畳半、表前同断、中地縁

一、拾六畳半、中琉球表、縁前同断

一、七畳、中近江表、縁前同断、

一、三畳、中琉球表、無縁、

一、右床ユ六畳拾三通新床ユ、五畳九通新床ユ、拾九畳古表、裏当メ直、四拾七畳半其儘用、

一、合薄縁六枚、下々備後表、裏近江下表、中高

宮縁

一 同壱枚表裏前同断、中地縁、

一 同弐枚、近江中表、裏同下表、縁前同断

一 同壱枚中琉球表裏下琉球表、縁前同断

一 祢宜食所弐畳、拾壱通新床コ、拾畳古表、裏当〻直、弐拾三畳床コ其儘用、右三拾五畳下備後表、中地縁、

一 合壱縁五枚、下々備後表、裏近江下表、縁前同断、

一 祢宜番所拾弐畳、床コ其儘用、下備後表、中高喜縁、

一 合壱縁半枚、表裏共古表用、中地縁、

一 一の御内四拾壱畳半、下々備後表、中地縁

一 拾四畳、中琉球表、縁前同断、

一 弐畳、表前同断、無縁

一 右床コ壱畳九通新床コ、弐拾畳古表、裏当〻直、三拾六畳半其儘用、

一 合壱縁四枚半、下々備後表、裏下琉球表、中地縁

一 同壱枚表裏共古表用、縁前同断、

一 八ケ院四畳、下備後表、裏三畳半用、其外近江下表、織大紋弐方刈くるみ。

一 拾三畳表前同断、布小紋縁

一 三百五拾三畳半、下々備後表、似り縁

一 弐百弐拾七畳半、表前同断中地縁、

一 六畳半、中近江表、縁前同断、

一 八拾四畳半、中琉球表、縁前同断、

一 拾八畳、表前同断、無縁

一 右床コ半畳拾三通新床コ、六拾六畳拾壱通新床コ、六拾五畳半九通新床コ、百拾九畳古表裏当〻直、弐拾六畳新裏〻直、四百三拾畳其儘用

一 合壱縁九枚下々備後表、裏近江下表似り縁

一　同九枚半、表裏前同断、中地縁、

一　同拾弐枚半表縁前同断、裏下琉球表

一　同三枚、表中琉球表、裏縁前同断、

右御場所出来形帳に引合、見分仕候処、相違無御座候、御屋根向下地并床力下共外見掛りに無之場所、減金類返数、御石垣築直の場所、裏込等、雖相分処、仕形掛りへ相尋候処、何れも注文通一々立会、入念仕立御不丈夫成儀無之旨申聞候、一体御修復御出来栄宜御不丈夫成儀相見不申候、此段申上候。以上。

寅

六月廿八日

加藤敦貞

池田岩之丞

（松本市史）

同年（一〇天保十二年）　三月二日昼八ツ時地震

酒屋組屋被害。

271天保十三年（一〇四二）、安倍郡千代田村明王寺震災に破損する。

（安倍郡千代田村誌）。（静岡県）

大高山明王寺八千代田村下足洗二アリ、天保十三壬寅年震災二罹リ堂宇悉リ灰燼ス故二仮堂ニテ数年間経過セリ

（都司注）天保十三年三月二日、の誤りか。

272弘化四年三月二十四日（一〇四七・五・一五）、信濃、越後の両国大地震あり、善光寺町（長野市）飯山方面でほぼ全家屋倒壊する。虚空蔵山の山崩れにより犀川に湖出現、明科まで水をせき上げた後、四月十三日崩壊して下流筑の井、長野、飯山地方に洪水をもたらす。伊那遠江、駿河地方にも余波が及び島田、安倍郡玉川

村などで被害が出た。善光寺地震」（ヨーロッパ）

（島田県忘厳録稿纂）○翠微志著、志太郡史稿前田「紋政元年寄所一代記」

○弘化四未年三月二十四日、大地震にて焼死者（ママ）
諏枝十九人、田尻北村五人、北新田二人、小川四人、島田三人、上の越一人、小山十三人、

（安倍郡大谷村誌）○静岡図書

地震

善行寺地震（ママ）

里人呼ンデ善行寺（ママ）地震トイフ嘉永ノ初年信濃国ニ大震アリ倣震遠ク此ノ地ニ及ブ、

（都司注）善光寺地震は弘化四年三月二四日に起った。この三年二月嘉永と改元している。

（安倍郡五川村誌）○静岡図書

地震

区域モ広大ニ極メテ甚サモ激烈ナル震動ニシテ七昼夜ニ亘ル恐ロシキ強震ナリキト、恐ノ焚火ヲ消シ要慎ヲ厳密ニナシ外ニ遁ル、然而各字各区ハ協同避難所ヲ設ク、茲ハ地方ニヨリテハ河原ニ或ハ平垣ニシテ地盤ノ完全ナル箇所ヲ撰定シ木材等ヲ以テ高キ櫓ヲ組立テ有合セタル木枝及板子板等ヲ葺メ不完全ナガラモ全員難ヲ避ルニ足ル、一定ノ場所ニ老若男女ヲ避難セシメ昼間ハ男子ノミ家ニ出デ食ラバ各戸ヨリ持運ビ戦々慄々何時命ノ果ツル時ノ来ルヤモ図ラズトテ不安其極ニ達ス時被那人怨ヲ離ル想仏ニ誓願ノ外道ナカリシト。

今、其惨劇ヲ記サンニ抑モ震災ノ非トシテ広ク界隈ニ敢ハレタル。

弘化四年の四ツ時に三三

景シテ赤震ス、震源持ニ西方忘々タル村落十戸ノ村人家和尚墓石等倒ルルアリ前ルアリ人若シ歩行セント欲セバ忽チ倒レ雪の飛躍セントシ落ケナンノミ、鳥類獣類家屋フ、立樹ハ悉ク左右ニ振ラレ

先端地ニ付カン斗リ也、用水桶ハ張リ溢ルノ惨ヲ呈セリ、

山岳ノ崩壊処々ニ起リ其音響又凄然タリ大岩石ノ山嶽ヨリ落下ス、又淋漓タリ、地盤ハ各所ニ落シク断切ス、見ルヽ々河川荒流荒シク其ノ惨状限リナク名状スベカラズト云、

死者ノ数ヲバ出サズトモ負傷ノ数ハ多カリシト云フ。

（清らかな山河・新五川村誌）

弘化四年（一八四七）四ツ時に七昼夜にわたる震災があったと言われます。

（飯田地方に影響を及ぼしたと思われる地震記録）○飯田市図書、弘化四年三月廿四日、

大、地震善光寺最も甚し、当地方にも相当の震度があったか、飯田附近では大した被害はなかったようである。善光寺領家死亡〇人、〇ら〇人（畑

〇〇ら人〇〇〇人）外に疲従〇人、中家〇〇人、妻戸一人、大勧進家来〇人（以上男〇人女〇人）、大本願家来〇人（畑〇ら人外〇〇人）、長野市の還家〇〇〇軒、焼失〇〇〇軒焼失せざるもの〇〇〇軒、外に還ルすして焼けし家〇〇軒、□□□□屋の焼失35軒、参詣人及旅人の死者〇〇〇人、

（南佐久郡誌）

弘化四年（一二五〇七年）三月二十四日午後十一時俄然烈震あり、二川善光寺大地震の余波にして、人々家を出でて難を避け、家屋の破損及び千曲川沿岸の崩壊せる所多し。

（高森町史）○長野県

弘化四天年

当年三月廿四日大地震ゆり申候。当国善光寺

大ゆり二而人馬大きに死ス。

（大鳥山、大洞隆氏所有、藩貢目
著作物覚）

この地震は前掲善光寺地震といわれるもので、折から善光寺如来の御開帳に当り、諸国から参詣の善男善女が群集していたので、死者約二千五百人を出し、家屋の倒壊焼失したもの二千九十四軒に及んだ。

（変化抄）○（浜松市、史料編四）所収、

三月廿七日夜信州大地震、丹波川四十日計留り千余となり岡のごとしと言。

（松本市史）

弘化四年丁未三月廿四日夜四ツ時、川中島と中心とせる大地震あり。善光寺町平押しに潰家潰れ引続く火災にて全市焼失、住僧開帳中にて諸国参詣の男女宿泊繁昌の折柄、町人旅人過半圧死す。但し本堂山門経堂残りたり。其他稲荷山、飯山を始め、水内更科埴科三郡の町村、過半家屋倒潰焼失、又所々山崩れあり、土中埋没の人家勘からず此時の松代領丈の損害にても潰家七千六百七十軒圧死人二千七百七十人、飯山城下千七百人、稲荷山七百人とあり、善光寺其他を合すれば二万人以上に到りしならん。

之と同時に水内納町より半里程下流たる河原、
虚空蔵山（岩倉山とも云ふ）崩潰し、其麓たる下平、桜井、上尾、孫瀬、岩倉の五ケ村を埋没し、又其対岸たる花倉山も崩潰し、此両岸落ちくづれたる土塊もて犀川渓谷を塞ぎ、完全に本流を遮留め、一滴も洩さゞりければ、河水次第に高し、翌月十日頃迄に流上両岸三清路迄廿四ケ村を水底に浸し（内松代領十九ケ村松本領五ケ村）長さ七里幅二里の大湖と化し、住民悉く山へ逃げ上り、遠まじき光景なり。彼の有名なる久米路の橋も湖面に沈み上り、元位置より

二丁程上方に揺戻せり。かゝるうち四月十三日昼七ツ時頃に、此能適せる水量一時に決潰し、轟々の響を伝へ、懸河落天の勢を以て川中島に殺到し見るゝ〳〵田園村閭を浸蕩し、川下たる飯山迄十数里の間、昨日に増したる大海を現出し、家屋の流及、人畜の溺死夥し。此時の被害九十七ヶ村、溺死一万八千二百余人なりといふ。

前記地震巳死を合すれば正に四万に近からんとす。誠に我信州に於ける有史以来前代未聞の災厄と云ふべし。

此時松本も可なりの震動にて、連夜戸外に露宿す。土蔵壁のくづれたるありたるなど、北信に比し物の数ならず（※北信には多少の震家あり）但し松本領内より善光寺へ参詣し、其震圧死したる者九十八人あり。領内にしては川手庄板及小谷渓谷にて潰家或死家死者若干あり。此等へは藩より夫々救恤あり、尚藩氷中新町方面へ救六十俵川舟にて差送りたり。又善光寺道者の生還せる者、乞喰同様にて来り過ぐる者多く、其為め安原先きに小屋を掛け、有志の寄附にて三町より役人出張、握飯草鞋及び行先十里に付百文の割にて路用を給し、夕方以後に至れば旅宿して無賃宿泊を許げしめたり。

右地震以後四月迄頻小震止まず、其夜回数漸次遠くなりしも小震尚継続し、或人の記録に依れば翌申年迄毎月二三回の小震あり、翌々酉年の二月迄にて漸く止みたりとあり。尚其に依れば申年九月松本平降雪ありたる等、同月上田領塩尻辺夥しく小蝶の舞出たる事。十月初松本着水辺岩石ひびき、冬に至り気候温く、翌酉の春に到り始めて氷結ぶと見ゆ。此等地震関係の有無、将来の資料にもと念の為め記し置く。

〔上伊那郡誌〕

一、弘化四年三月二十四日、善光寺附近を中心とせる大地震あり。善光寺大水と言あり。地裂け水噴出し山崩れ白光紫電閃き震動激しく、一ケ月間九百余回あり。虚空蔵山長さ百三十八間、幅四十六間、高さ二十二間崩れ、犀川を塞ぐ。時恰かも彼岸にして開帳に際し、全国の善男善女の集まるもの無数、火災四方に起り、圧死三千余人に至る。此死者は信濃中各地に多く、伊那地方の者も亦多数なり。此地震に際し上伊那地方も屋内に生活するを得ずして、屋外に居りしたるものも尠からず、之を善光寺の大地震と称す。犀川の水は上流十余里に逆流して山清路に達し、生坂辺を浸水し、宛然一大湖水をなす。湛水二十餘日にして、四月十三日午後閉塞せし岩石は一時に潰れて、高さ二丈餘の奇涼空を排して川中島に突出し、七千の家屋を倒し、或は浮流し四千の死者を出せり、損害高数三万四五千石なりしと云ふ。

〔天保八年より安政五年迄、下石田村名主伴右衛門記録〕○信濃市立図書館刊郷土史料叢書七」

一、同年三月信濃国大地震右国之内一番飯山二番、松城三番善光寺町人死不知数別而善光寺前帳に而諸国人参詣に而何万人と毎不知死失亡地震に而出火いたし飯山松城者御城も潰候五六里之間人種絶候事に候其上丹波河上に而山崩数し水一切下る事なく川底と成竭く間水上大水甚村々堤之如く相成百姓難渋筆紙難尽四月十三日に相成右水本一同に切し大水押出し大荒人死夥敷善光寺地震之節善光寺町家壱軒も残りなし坊中も同様本堂本坊厄寺右三ケ所無難誠前代未聞之幸也。

此辺より参詣に出候もの死失余産有之其外危ヲ逃ル及辛もの称也。

273 嘉永元年五月九日（一八四八-六-9, 2396 1488）、二時頃、伊那地震あり（ニ-2）

274 嘉永三年（一八五〇）、二月(?)、伊豆松崎大地震あり死傷者多く出す。

〔松崎町史〕

嘉永三、二、五州松崎村に大地震起り死傷者多数を出す。

（御司注）嘉永七年十月の誤記であろうが原文を尊重してここに掲げる。

275 嘉永三年六月二十二日（一八五〇-七-30, 2396969）、磐田郡強い地震あり。

〔磐田郡誌〕

嘉永三年庚戌月日不詳、激震。被害少からず。

〔残雨風土記〕。原田和著、年表中

嘉永三、六、二二、東海道激震。

276 嘉永四年二月二十八日（一八五一-三-30, 2397212）、伊那地震あり（ニ-ニ）

277 嘉永四年十月二日（一八五一-X-26, 2397422）興津に大津波のそい潰家、死者あり。

〔富田禁忌厭勝雑纂〕。坂野徳治著、志太郡中根新田、「寛政安三新川一代記」

○嘉永四亥年十月二日、大津波にて被害上の越三百軒、興津宿庁側濱川百余人死亡、さつた坂の西ほうの村海へ押出し全滅。

（御司注）地震津波ではなく風津波であろう。

278 嘉永五年十二月十七日（一八五三-I-26, 2397080）信濃国、震あり、（ニ-ニ）

279 嘉永六年二月二日（一八五三-三-ニ, 2397424）小田原を中心とする大地震あり、小田原で全潰家千石、関所破損する石、御殿場、駿東郡北部、芝川に被害あり、（ニ-ニ）

〔静岡県庵原郡誌〕

嘉永六年地震、嘉永二月二日、駿河、伊豆、相模、遠江、三河の地大に震ヒ、小田原城市被害殊に多シ。

（都司注）各町村誌ほぼ同文

〔小沢清海氏文書〕。「御殿場市史」所収、旧駒門新田

覚

一、本家
一、土蔵
一、灰小屋
一、物置
一、馬家

右五軒之分潰家、半潰ケ所調之事、

一、田畑荒所
一、山崩、堤崩
一、川欠
一、石倉
一、道橋

右六箇之分ケ所何数共取調之事、

一、人牛馬

右怪我之有無取調之分

右は昨二日地震荒之分取調、来ル八日迄御役所へ届出可ニ差出一候、尤ケ条之外荒候分も有之候ハヾ、是又可ニ相届一候、且荒所無之村方も其旨可ニ申出一候、

以上、

二月三日

嶋村又市

○

覚

一、御棚蔵迫結置、

右は仙石原御関所所々御掃損候ニ付、掛り村々致シ割合、早々出来候様可ニ申付一候、

以上、

丑二月四日

地方御役所

○

此度地震ニ付而ハ、何レも難渋いたし候向、右ニ付而ハ大工、為其外諸職人日雇等ヲ始メ都而直上ゲ致候義不相成一、米穀食物、竹木等其外諸色則置候物共ハ、相当之直段ヲ以□、メ売等いたし申向敷、万端実意ヲ以相互ニ助合可レ申候、若心得違之もの有レ之候ハヾ、即刻、急度可レ及ニ沙汰一候間、小前末々迄不レ洩様役人共より可ニ申付一候、此段申達候、

以上、

二月八日

嶋村又市

○

覚

一 御関所家根葺取普

一 下雪隠 一 前塀

定番人居宅

一 家根葺替

右は仙石原御関所并定番人居宅損候ニ付、掛り村々致ニ割合一、早々出来可レ致候、

以上、

丑二月十六日

地方御役所

○

覚

一 御関所両御門回り四寸

一 同本家回り四寸

一 同下家四面半損

一　小壁板弐百不残損

一　板戸拾壱本損

一　ぼう立五ヶ所損

一　壁六坪損

一　蔵内石垣四拾壱間崩

一　根太（ねだ）不残

　　定番人居宅

一　本屋回り五寸

一　煙突不残崩

一　壁四坪損

右地震ニ付、仙石原御関所并定番人居宅ニ損候

（御殿場市史）三　〇相模村之書

嘉永六年道主より地震見舞金

（一八五三）
嘉永六年

御殿様より御手本金頂戴控帳

三月十九日　名主　佐次兵衛

覚

一　金弐分ト四百七拾七文

右は地震ニ付、相・駿・豆御領分江為（な）ニ御見舞と一下被（くだしおかれ）置候。　以上、

右御金之義四百七拾七文は村中へ割渡申候、弐分金之義は村役人ニ而預り置申候事。

（同書）三　〇駒門新田之書

嘉永六年地震による仙石原関所修復の入用割合

（一八五三）
嘉永六年

駒門新田
中清水村

地震ニ付

仙石原御関所御修復入用割合帳

五百　　半番　中山村

大坂村

一 上杉弐荷
代八百文
一 盆平 壱枚
代百文
一 並板半荷 仙石原ニ而買入
代百四拾八文
一 石垣積四拾壱荷
代金壱両一分弐朱弐(貳)匁五分
一 家直手伝人足四人
銭八百文
一 壁付人足弐人
銭四百文
一 屋直し木摺料
銭百文
一 大工弐拾四人
代金三分

一 金弐朱 宿江礼
一 上酒六升 御関所
御定番
役人江遣候分
代七百四拾八文村
一 銭三百文
仙石原江諸品附送賃
一 同弐百文 紙代
一 銭三百文 宇山村迄飛脚賃
四月四日
一 同壱貫文
是ハ石垣之義ニ付永原半兵衛方江立合ニ用
一 同弐貫五百六拾文
同断半兵衛方江四月九日立合ニ用
一 同壱貫八百文
中山村、杉名沢村両人初見分路用、但三日
掛り。

一 同八百文

初見分之節百遣候大工二日掛ソ 但宿共

一 銭弐貫文 釘穎・釘代共

両度小田原行

一 同四百文 立替金利

一 同四百文 釘代

是ハ御下ケ被レ下候釘ニ而不足ニ付買入候分

一 同六百文 勘定立合入用

メ金弐両壱分銀弐匁五分

銭拾三貫四百六拾文

此銭

弐拾八貫百弐拾八文

高三千九百四拾七石五斗七升

高百石ニ付

銭六百八拾三文九分七厘六毛

但長銭也

高弐千五拾七石壱升

一、銭拾四貫六百五拾四文、 南筋

高千弐百四拾石四斗弐升

一 同八貫八百三拾六文 原方

高六百五拾石壱斗三升

一 同四貫六百三拾一文 八ケ郷

一 銭壱貫七百五拾七文 茶菓沢村

一 同壱貫六拾四文 西田中村

一 同壱貫四百八拾九文 川嶋田村

一 同四百拾弐文 杉名沢村

一 同百三拾文 神場村

一 同弐百三拾五文 板妻村

一 同四百長五拾文 永塚村

一 同六百九拾三文 印野村

一 同壱貫百三文 消 深山村

一 同六百拾弐文　済　　下和田村
一 同四百七拾三文　済　　今里村
一 同四百四文　　保土沢新田
一 同弐百廿九文　　秋葉村
一 同六百文　　沼田村
一 同五百七拾三文　　二子村
一 同壱貫四百八拾三文　　中山村
一 同弐百三拾八文　　中清水村
一 同弐百八拾九文　　駒内新田
一 同弐百八文　　大坂村
一 同壱貫百五文　　壹新村

右之通来ル廿八日迄ニ中山村名主名左衛門方迄無相違御届可被成候、以上

五四月廿一日

中山村名主　名左衛門
駒内新田名主　勝三郎

深山村名主　五郎次

南前組合村々
原方組合村々

〔同書〕三〇深山村、武蔵国多摩郡

嘉永六年大地震につき御年貢手元金下付

駿豆相
御領分村々役人共へ

此度は格別成地震ニ付、先達而御見舞被遊候村々役人共へは、御直々ニ被下候ニ付、御届候迄之儀ニ而、一同不ニ一方可致ニ難渋ニ、潰家等之向は猶更、即死怪我人等ハ別而深御憐察被遊、依之厚恩召之儀も被遊ニ御座候得共、此節柄不被為在、左様兼而御心掛置被遊候御手元金之内、駿、豆、相御領分村々へ金五百両被ニ下置ニ候、誠ニ少分ニ而御寸志迄之儀と実々も被ニ仰出ニ、誠ニ以テ、御仁恵之儀於テニ御役所ニ一も難ニ有儀ニ付、村役人共ハ勿論小前

末々ニ至(ル)迄不(レ)渉(ル)、様申聞、実加至極之義と難(レ)有相心得、家作手入等をはじめ何事も実意を以(テ)互ニ助合、農業出精致し、質素倹約を相用(ひ)永続之道心掛(ケ)、御妨堪之端ニも相成候之様心懸可申、且遠村之儀は御厚(く)ニ而御巡見先江別段御呼出し不被為(レ)在候ニ付、同様厚(く)可申聞ニ旨御沙汰ニ付、其旨相心得、小前末々迄不(レ)洩様可申聞候。

嘉永六丑年三月廿一日四ツ時

右於(テ)ニ地方ニ申渡ス。

〔袖師町誌〕。干表中

嘉永六、二月、大地震、海岸遠浅となる。

（御司法）安政元年十月の誤と思われるが原典を尊重しそのままに載せておくことにする。

〔天保八年より安政五年迄、下石田村名主伴右衛門記録〕。（静岡市立図書館刊「御二史聞叢書」七）

一　嘉永六丑年二月二日朝四ツ時頃大地震仁此辺者在程にも無之箱根宿より小田原宿夫より小田原近辺大変之事箱根二子山大石崩連雷馬駕籠通路五六日之間往来止ル歩行者二日計止り夫より足之者より場本通り通行小田原而見附遠(ママ)ニ土蔵御格損シ御家中家並長家数多ゆり潰レ御城下土蔵千余潰連其外家毎大破旅籠屋商宿十日計泊り出来不申小田原御領分四万石之内即死人百十九人怪我人七百人余潰家弐千軒余誠前代未聞之事也地震五日計之間日々折々由連候也。

〔駿東郡北郷村誌〕。静岡県図蔵

大地震、田代喜作記録

嘉永六年丑二月二日朝正四ツ時大地震、中日向損毫最モ甚シク、居二軒半潰、馬屋二棟半、本家潰十一棟其外土蔵堂半潰、山ノ神天神様社潰、田地用水堰二百四十間程潰ルルニ付、領主ニ便使ヲ頼フ、他村ハ潰家ニ至ラザルモ家柱歪ヲハヅレタルニ付手入

同三月廿一日村々一人ツヽ役所へ御呼出ニ相成
殿様ヨリ夫加金ヲ賜ハル、
言渡
此ノ間御成地震ニ付先達殿様御巡視被遊（中略）
兼而御心懸置(のカ)促被遊、御手元金之内救豆相御領分
村々へ金五百両被下置候、誠ニ少分ニ而、御すゝ
迄之儀ニ、実々茂被仰出御仁恵之儀、猶御役所ニ
モ難有義ニ候付後人共は勿論、小前末ニ至迄不渡
様申聞、実加至極之義難有、相心得家作手入等を
始め何事も実意を以て互ニ助合、農業出精致し債
素倹約を相用永続之通心掛、御安堵之端々も相成
候様心掛可申云々
一、金八両三分弐朱ト五百三十壱文
此内訳
一、金壱分七百文　下古城
一、金壱円ト百八拾九文　大胡田
一、金弐朱ト七百三十二文　上古城
一、金壱両三分ト四百四拾七文　古沢寺
一、金壱分八拾三文　下小林
一、金壱両壱分二十三文　一色村
一、金壱両弐朱ト七百四拾四文　用沢村
一、金弐分弐朱ト百三十八文　棚頭村
一、金三分二朱ト三百五十八文　中日向
一、金壱両弐朱ト六十文

---

280 嘉永六年二月六日（ユリウス暦1853年2月19日）、富士郡芝川この日から一ヶ月地震続き山崩れ、家屋被害あり。
（「芝川町誌」）
嘉永六年（一八五三）二月六日から一ヶ月にわたって大地震が続き、山崩れ、大地の亀裂、家屋の倒壊などの多くの被害を生じた。
（都司注）何の書に拠るか不明、二月二日か。

28/安政元年十一月四日、五日（ノやらメー×ロ-ん3、 2メ、 んふりゆらうの、んふりゆらうン）。

この地震に関する史料は全部を一つにして、下巻に収録してあるので、そちらを参照されたい。

282 安政元年十二月一日（1854-1-4 2398682）飯田に地震あり。

「飯田地方に影響を及ぼしたと思われる地震記録」○飯田市図蔵、安政元年十二月一日

又地震あり、其後猫が屋根を飛びても驚きしと、

283 安政元年十二月六日（1855-1-22 2398807）伊那地震あり八日まで度度揺れる（ニ-ヤ-470）

284 安政二年一月二十七日（1855-3-14 2398658）夜志太郡強震あり、その後夜明まで余震続く、伊那でも感じる。（ニ-ヤ-471）

「藤枝町誌」

同年十二月五日安政と改元仰出され明れば二年乙卯年の春をむかへ安堵の思をなせしが、又もや正月廿七日夜八時頃存外の地震にて家々残らず逃出し戸障子にて露宿をなし其の夜は野宿せるもの多し、明方迄十二度のゆれあり難渋其極に達したり。

「飯塚兵左衛門一代記」○志太郡宇根新田、「島田慕志蔵勝雑纂」（坂野徳治著）所収。

安政二卯年正月二十七日　夜四ツ時分地震二而家毎難義す大なる事去霜月四日朝地震の関脇也、宗高辺つふれ家九軒下江留五軒大井川堤前の地震二而ゆれ込ありしをよふ〳〵堤出来あかりし処又正月二十七日夜地震二而堤ゆれ込蛇竜なと四五軒位田の中へなけ込ありしよしおそろしき事なり其夜度々ゆれなる音魂をけし夜の中二凡三十度くらひと思ひ候去年の地震に豆州下田八津波二而不残ひかれ此度先年唐丹のかうゑき場と定メ夫故公儀二而元の如くに御普請被仰付候末夕普請の出来さる前に火打笘すり針すり木桶いろ〳〵小道具一軒〳〵に被下候米も家内人数によりて二斗三斗位黄申候誠二ありかたき事言尽しかたし

285 安政二年（1855）二月、志太郡八雲山崩壊し死者五人を出す（ニ-ヤ-473）

「島田、六合、大津、大長、四ヶ町村郷土年代記」○紅林時次郎著

同（○安政）二年、大長村伊太八倉山崩壊し家族五名の一家悉く埋没され、伊太谷川の水を堰き止めたので八倉池が出来た。（二月）

286 安政二年九月二十八日（1855-X-23 グレゴリオ暦）暁、遠江国大地震あり。浜松で家屋被害あり。有玉村、太田川流域などで被害が大きかった。尾鷲で津波があった。

（I-475）

〔地震海溢記〕○岩瀬文庫　所蔵、愛知県豊尾市図

西村氏来状、去ル九月廿八日暁七ツ時過小地震夕七ツ半過同断暮六ツ時前大震昨年霜月五日位ニテ短シ六ツ過二度小震夜九ツ前小震廿九日暁八ツ前中震三十日昼八ツ過小震暮六ツ半時同断先以無別条罷在候御安意可被下候其御地如何御座候哉御見舞申上候此方山田松坂辺八庭灯篭倒し棚ニ有之品マロ上落候由承申候　碧西村三良右衛門

〔浜松市史〕一

安政二年（一八五五）九月二十八日暮六ツ（午後六時）に起こった大地震の記録は変化抄に詳しく出ているので、つぎに要約しよう

浜松では、寺院の本堂あるいは庫裏の潰れが六か寺にみられ、山門の潰れたのが二か寺あった。町方では全壊七軒、大城長屋も潰れた。土蔵の大破損はかぞえきれないほど多かった。御城長屋にも倒潰や大破損が出た。この地震で浜松の死者は二人であった。

浜松の近郊をみると、米津村二十七軒皆潰、白羽・中田島辺では泥水が吹き出した。三島村から下の方は潰家が多く、さらに泥水も吹き出した。田畑高低に変地した。卦塚湊では家屋の潰れ二百軒、また潰れ同様に破損した家三百軒という大被害があり、ここでも所々から泥水が吹き出した。天竜川沿いの池田は案外潰れ少なく、下前野・保六島辺は残らず皆潰。福田、駒場辺はことに全壊家屋が多い。中泉の被害はさほどでもなく、横須賀・相良・川崎

辺の家屋は過半が潰れた。見付宿では裏通りに潰家多く、死者七人を出している。袋井は皆潰の上、火災が起こって焼失し、死者六十余人を数えるという悲惨な目に逢い、掛川もやはり皆潰・焼失、死者が多かった。掛川城内も大破。山梨も潰家が出た上、火災も起こっている。山地入口の森はあまり被害を受けなかった。(○山梨は甲斐甲府)

こうしてみると、安政地震では、嘉永七年の場合が関東から東海にかけての激震で全国的に有名であり、駿府は大被害を受け、伊豆下田は津波に襲われたのであるが、浜松の被害はこれらにはおよばぬ程度といえよう。また安政二年の地震は袋井付近が激震地となり、浜松ではそれほどではなく、駿府方面ではほとんど被害はなかったように思われる。このように考えてみると、浜松というところは、ここが激震地になったという実例はなく、震災からは比較的まぬがれた住みよい自然環境の所といってよかろうと思われる。

「同書」ニ

(安政二年)七月二十六日の大風雨は潰家も数えられるほどの被害を与え、九月二十八日ふたたび大地震が襲い、地割れや砂の吹きだす田畑もあって、前年の地震のうえにさらに大きい打撃となった(安政二年の引米は有玉下村で四百三十石三斗七升のうち三十三石三斗四升四合であった)。江戸の井上河内守の「御上屋敷半潰、青山御屋敷潰え上御焼失、六間堀御屋敷之方ハ何共不相分……右二付金子御入用」と代官・手代が村々の有力農民を訪問、出金を依頼して廻らねばならなかった(『高林家日記』安政二年十月七日条)。こうしてこれまで資金調達に努力した者に、麻裃拝領・御合印御免等の褒賞を与え(『高林家日記』安政二年十一月十三日条)、十一月二十三日には主立った世話掛りとして七十一名の村役人を集めて酒食を饗応し、資金の調達を依頼した(『高林家日記』)。この調達金をめぐって、有玉下村を例にとると

村役人たちは十一月二十八日夕方　正光寺に小前の内主立った者を呼び出し「可相成丈ケ出金いたし呉候様申聞且此義ハ村名目ニテ被仰付候へハ村高書入レ札、一般農民も承知のことでなければならないので、各より「最寄々にて小前不残入渡り候様」に話してほしいと申しわたした　今回の調達金は村全体から出した形にするが、村役人をはじめそれとつながる有志の者によって、請け負う覚悟であったようである。たびかさなる調達金のことであり、しかも藩の示した仕法改革は、不測の天災のためとはいえ、あまりにもその場かぎりの感が強いといってよいであろう。

「島田禁忌厭勝雑纂」の著者沼津志太郡中根新田「飯島左衛門一代記」

同年（○安政二年）九月二十八日夕大地震遠州掛川道中止ム

「中泉町誌」

安政二卯年九月二十八日地震アリ前五ノ如ク　修害ヲ呈セザリシモ、前大地震ニ対スル恐怖心ノ為メ、一時騒擾ヲ極メタリトハ古老ノ言ナリ。

287 安政二年十月二日（1855－メ11－9）江戸を中心に大地震がおこった。江戸下町地区は激震、ほうぼうに火災を生じた。江戸における死者は約四千人、潰家は一万四千を数えた。静岡県では伊豆地方はさほどでもなく御殿場富士岡などでは前年の東海地震では被害なくこの地震で多く被害がでた。磐田郡光明山南の大沢口崩壊して川をせき止め新湖を生ず。

「老母を囲んで」○沼津中蔵河図書館刊、沼津、水野浅士の娘、奥さま聞き書き、江戸での話。

「安政の大地震の時は確か妾が四つか五つの時でしたが能く覚へて居ますよ。夜でネ、其の時の女中

はおもとと云ってネ、母が早く寝かして仕舞ひ、母が妹のお恒をお負つて夜なべ仕事をして居ましたらグラ〳〵ッて大変な地震で、台所の床板が二三枚跳ね上がって仕舞ひましてネ。父は其の時、俳句の会か何かで留守で、飛んで帰って来て、夫れに父が平素気前がよく六尺などへ能く心付けしてやっていましたから二人の六尺が直ぐ駆け付けて来ましてネ。其の時、佐々木のおかねさんと云ふ人は梁が落ちて胸へ当って死にましてネ。

其の当時火葬は一向宗のみで其他は皆んな土葬でネ。それで父と由辺の伯父とで江戸中の葬式屋を飛び廻って漸くに佐々木の死人を生け込む壺を二ツ手に入れることが出来たのでして、其他の方々の家では死人を入れる壺が売切れで容易に手に入らず皆んな大困りをしたものですよ」

「綱代村誌」

一、安政二年十月三日の夜も又地震あり前年の如し

「プーチャチンと下田」○木村毅著

十月二日、江戸の大地震を下田に於ても感じ、地震に関する風説あり。

「松崎町史」

安政二、一〇、松崎村、江奈村の海岸に再度大津波来襲し死者、行方不明者多数を出す。

（都司氏）日次不明なので江戸地震とは無関係な風津波によるものかも知れない。

「田方郡西豆村誌」○静岡県

又二（の安政）年乙卯十月二日夜地震アリ、元年ノトキヨリ伊豆ハ軽シトイフ。

「静岡県田方郡誌」

一、安政二年十月二日夜大地震あり前年の如し（綱代村誌）。

豆州志稿には二日夜とし豆州は元年の災に比すれば甚だ軽しとあり。

「反射炉取建日記」○「江戸担庵全集」（戸羽山瀚編）所収。

十月二日　晴

一、今夜亥上刻余程之地震有之候事

同月四日　晴

一、今暮六つ時頃、韮山表ゟ書状を以申越ス、従江戸御用掛到来之処、当二日亥上刻、大地震当御屋敷御本家御役所皆潰、御長屋ハ曲りなり助り詰合之面々御馬にも無別条、御親類様方、無御別条、河内守殿始奉行衆同断、御本丸無御別条、西丸ハ相潰候由、丸ノ内不残焼亡、市中所々ゟ出火、怪我人夥敷由に候趣、未夕巨細之儀難相分段、江戸ゟ申越候趣ニ候事

〔駿東郡御殿場町誌〕○蔚景図蔵

安政二年乙卯前回ニ劣ラザル大地震アリ、伊豆三島ノ如キ為ニ家倒レ、火災ヲ起シ　目モ当ラレヌ惨害ヲ受ケシト　コレヲ三島地震ト称シタリト、

（都司注）三島に火災を生じたのは安政元年十一月四日安政東海地震によるものである。右記事に言う安政二年地震とは同年十月二日安政江戸地震のことであろう。この記事の直前に文政十一年地震の記事あり、「前回」とはこれをさすか。ただし文政十一年地震の記事は安政元年十月の誤記である疑いが濃い。

〔天保八年より安政五年迄　下石田村名主伴右衛門記録〕○沼津市駿河図書館刊「郷土史料叢書七」

一、同年九月十三日出立に而不得止事、八兵衛伴右衛門出府前同様本多加賀守様御奉行所へ願出候処御調中十月二日夜四ツ時頃江戸表大地震其上所々出火燃上り候事、八方三拾五ケ所大火に而消事不叶死人怪我人何万人と言数不知哀れ成事言語に難延(ママ)、丸え内大手前酒井様両御屋敷より桜田鍋島様御屋敷迄竜え口辺八代すがし和田倉辺大火潰家其外石垣崩れ候事町家御屋敷方共眼も当られぬ事也殿様桜田御屋敷半潰浜町御中屋敷不残潰れ二長屋焼失

八兵衛伴右衛門両人旅宿馬喰町弐丁目山城屋弥市方少々痛無難五日計之間食物売家なし湯屋もなし迚も右様故御奉行所御調無之趣御張紙にて

候に付十一月八日迄立戻り帰村願致し候処早速御聞済に相成候然る処国許風聞悪敷ゆへ重三郎久左ヱ門両人上土町キの屋与三郎大阪屋清七両人迎に来る八日江戸出立十日帰宅

「御殿場市史」ニ

地震による材木の高値に付触書

大目付江

此度江戸表地震出火ニ付、材木其外之諸色商人共より在方江注文申遣候ハヾ、元直段成丈下直売ニ出し、運賃等決而引上ケ申間敷候、若無謂高直致し候もの於有之ハ、可為曲事者也、

右之趣御領は御代官、私領は地頭より不洩様可被相触候、

右之通可被相触候

十月

右之趣従公儀被仰出候間、其旨可相心得候、尤寺社江も可申通候、以上、

卯十一月五日　地方御役所

「同書」ニ〇六日市場村文書

安政三年地震による倒壊家屋調べ

（表紙）

（一八五八）
安政三丙辰年
潰家調書御預帳
九月十二日　六日市場村

一本家壱軒　皆潰　仙助
一本家壱軒　同断　平右衛門
一本家壱軒　同断　順右衛門
一本家壱軒　同断　治右衛門
一本家壱軒　同断　要右衛門
一本家壱軒　同断　治兵衛
一本家半潰　栄右衛門
一本家半潰　清兵衛
一本家半潰　政右衛門

一本家半潰　友右衛門
一本家破損　直左衛門
一本家破損　伊左衛門
一本家破損　三郎左衛門
一本家破損　清右衛門
一本家破損　弥左衛門
一庄家壱軒　破損　各宇兵衛

（都司志）安政元年十一月四日の安政東海地震によるものか、同三年十月二日の安政江戸地震によるものか不明だが、他の文書の状況から見て後者と推定する。

〔駿東郡富士岡村誌〕

震災　安政二年のものを以て大なるものとなすべし、時刻刈の時期にして野に出でをる人馬多かりしが、馬は歩行し得ず、人ホ死を覚悟し、一同集まりて死なんとて呼び合へり、「マンザイ」の声暫くは止まざりきといふ（地震の時「マンザイ」と呼ぶ風習あり）夜中揺れて危険なるを以て竹藪に明かしたるもありといふ。

〔同書〕○神山部落誌

震災　安政年間（ニ乙卯）ノ大地震ハ当区ニ多大損害ヲ与ヘ、地形モイタク異常ヲ呈シタリト古老ノ言ヒ伝ヘナリ。大抵ノ家屋ハ倒壊シ十二日ノ間屋外ニ生活スル程ナリシ。石崖等ハ殆ンド全キモナキ程ナリ。御蔵米ノ俵ガ全部転落セリト云フ。

〔油師町誌〕○年表中

安政二、十月二日大地震

〔静岡市史余録〕

翌安政二年五月二日には江戸に大地震あった死者四千二百余人重傷者二千七百余人という大地震であった。次の「鯰太平記混雑ばなし」は其の時に出来たもので、一読頭を解く戯作であるから掲げた。

鯰太平記混雑ばなし　市中隠士

大道散人戯作

地に居て乱を忘れずとかや。爰に八万奈落のぬ

し、鯰ぬらた郎水底の揺高といへる者、おのれが強力無双なるに慢り。家蔵堂社をおびやかし、人命をそこね、天道に逆くこと度々なれば、そのむかし、鹿島大神、経津主尊、天照大神の勅を承り、はせ向て生捕り給ひ、土の獄舎に押し埋めて、かんじん要の磐石をおさへとし、是を征したまゐしかば、ゆるがぬ御代と栄えけるに。時なる哉、頃は安政二年の初冬、八百万の神々、先をあらそひ、出雲の国へ出陣ありし御留守こそ幸なれ。時こそ来れと。揺高は忽ち逆意を震ひ、謀叛の色を現はしつゝ、会文もて味方を招くに。手て期したる一味の面々。先一番に馳来るは飛火野筆太家焼、その火のもえ出しには火おどしの鎧に、さしこの兜頭巾をいたゞき。火柱の指物、膝栗毛の弥二馬に、もえたつ計りなる紅の厚総かけ、火勢盛んに馳せ加はり。二番には雷語路五郎音高。二本角の前立打ったる兜に、夕立おどしの鎧、稲妻の大刀に虎の皮の尻鞘かけ、黒雲の駒にまたがり。一ト鞭打つて馳せ加はる。第三番には伊豆の国住人突浪冠者出水の太郎を始として、異類異形の魔王の面々。我劣らじと、よりこぞれば、惣大将鯰の揺高は、一々に手配を定め、海手の方へは突浪出水を伏勢とし、五七の雨。六ッ八ッの風を相図として、火事雷を前後に備へ。鯰は自身負北に進んで、ぐらくとしてゆり出す。その形勢恰も天地をくつがへすかと思ふばかりに恐ろしく。市中方の大将には土蔵の守厚堂、鬼瓦の兜に観音びらきの大鎧。土台の石の駒にまたがり。丸太の鎗を小脇にかひ込み、夜打と見るより無二無三にゆらるゝ中へ突て入れど。何かは以てたまるべき。忽ち数ヶ所の深手を蒙り、崩れ立て引退く。入替つて馳出るは敷瓦巴え助。棟木牛え助。鴨居戸庄司。平屋安全なんどいへる一騎当千の面々。揺高目がけて討つてかゝれど、手にたつものはあらばこそ。微塵に

成て敗走なす。鯰方には悪風さっと吹き来ると等しく、二陣にひきかへし飛火の加勢三十七ケ所、一度に火の手をあげる程に煙り焔々として天をこがし。深夜もさながら白昼の如く、諸々八方へ焼き立て焼き立て、火花を散して戦ふにそ、おくればせなる逃足ひよろ助。唐田千地丸。身骨久治吉。張下茂該太。目の玉出太郎なんと呼べる臆病武者。万歳楽としるしたる旗指物を押し立て、陣を張たる前後より、もみ立て焼き立て攻かけられ。親うたるれども、見かへらず。焼かるれども救かにひまなく、これも同じく敗走す。勝手方に控へたる竈将軍火の元の消佳は、火消壺の兜に吉井女作の火打鎌の前立ものに、あぶりこおどしの鎧、荒神と名つけたる絵馬に跨がり。ゑ容の手綱かいぐり、七りん〳〵と乗出せば、附き従ふ面々には銀金茶賀丸。鉄錆薬鑵太夫底盛。瀬戸物割の助ひび武。蓋物小鉢郎三組。徳利焔四郎。酒月猪九郎。本膳椀九郎。坪の平助を始じめとして、手に〳〵吹竹金火箸或は鉄久・さい箸の得物々々を引提けて板の間が原へ押し出せば、諸道具正にこはれんとするに。がらくたのよくさく。ゆくこと能はずぐら〳〵と崩れ立ち　微塵になって飛び散りたりされば八百万神の留守を預る表三郎。此騒動を聞くと斉しく、出雲の国へ飛脚を以て注進櫛の歯を曳くが如くなれば、大社に於て天照大神驚き給ふ事大かたならず。即ち諸神をめしつどへ、早速に御評議有て、鯰征伐の追討使として鹿島大神を大将軍と定め、又大火防の為として愛宕なる権現を副将軍と定め給ひて、其夜のうちに下し給ふ。斯くて両神は僅かのひまに関東へ御帰陣有て　悪魔降伏、怨敵退散の陣を張り既に御勢を出し給ふ。爰に鹿島の股肱たる要石之助は我先陣と呼ばりつゝ、ぬらくらだったる鯰勢の真中へわたって入り。髭をつかんで碌にとり、打ちつぶし、たゝき伏せ

当るを幸ひ押へとれば。これが為にへきえきして、終に降参したりしかば、大将揺高を高手小手にいましめて、磐石をもつて押へとし、是に番を附置て地震番と名付けたり。その余の小鯰共は半台へ入れ置き、後に蒲焼屋へ下されけるとぞ。又火防方の大将愛宕山大権現は水神に御下知有て、諸方の火の手を防がしめ給ふ。その面々は玉川茶水助清澄、神田川用水奉行釣瓶。竜越玄番。天水桶吉等一手に成て、麦を先途と防ぎつゝ、火水に成つて戦ひけるにはや夜も明て日輪の光りに火の手は下火となり。四方に廻る水の手口、打消されてそ見えければ。軍は勝ぞと、一同に時を作つてるいく喜ぶ。此時おくれて走せ来る味方の遊軍職人勢。手間高大九郎家立。加部の左官太仲塗。土方日やとひ助成。高張丸太郎家押。渋板はめ六釘打等追々にかけ付たれども、はや鎮まりし跡なれば。家蔵堂社の軍兵達が手疵破損をいたはりて介抱修復致しける。是によつて市中一統に心を落付、始めて我にかへりたる思ひをなし、皆太平を祈へける。されどもかゝるぶつそうなる折なれば鯰や火事の残党ども、若しあちこちに隠れ忍びて、不意に起らば一大事と七日が間、焼原に野陣をはり、篝を焚て寒夜を凌ぎ、火の元、身の元、厳重にかまへけるに、日数を経ても難なければ、人々野陣を引はらひ、我城廓に引篭れば、鹿島愛宕両神も末社の神をひきつけて鎮座の社へ御帰陣ある。四海の浪もおだやかに万代不易千秋楽、揺がぬ御代ぞめでたけれ、めでたし〳〵。

「安倍郡服織村誌」○静嘉図蔵、「小瀬戸崎宗一郎氏方日記」

地震

安政二卯年四月二日江戸始関東筋大地震人家倒人多ク死ス

「磐田郡誌」

同年（○安政二年）十月二日地震。光明山南の大沢口崩壊、為に沢水湧滞、一時大海の観をなしたりき。

「島田禁忌厭勝雑纂」○野徳治著、志太郡中根新田「飯塚兵左衛門一代記」

同年（○安政二年）十月二日　夜四ツ時分大地震関東大変ニ而江戸家つふれ出火致し六七分焼申候。

「雄踏町誌・資料編」ニ　○宋・山本家資料

拝借金書付　　河野円阿弥

覚

一金四両

右者安政二卯年十月地震に付、同年十二月拝借金被仰付、去る巳年より拾ヶ年賦返納え積を以書面之通拝借仕候、以上

「飯田地方に影響を及ぼしたと思われる地震記録」○飯田市図蔵　安政元年十二月六日

又地震、八日迄度々揺る。

安政二年十月二日（大地震修覆料として領主に三千両献上）江戸表死人多し

「南佐久郡誌」

安政二年（一八五五年）十月二日夜四時劇震あり、被害微少なり、これ江戸大地震の余波なり。

288 安政三年六月十五日（1856-VII-16）七時頃、伊豆三宅美に地震あり。（V-666）

289 安政三年十月七日（1856-X-15-4）朝、江戸強震、浦原、伊豆、信濃で感じる。（V-694）

「神沢村御用留」○浦原町

安政三辰十月七日朝五つ時　中地震ゆり申し候。

290 安政三年十二月十七日（1857-I-13）夜、浦原、二度地震あり、伊豆吉佐美でも感じる。（V-685）

「神沢村御用留」○浦原町

安政三年十二月十七日　小雨ふり申候　夜四つ時、中地震ゆり、又、同九つ時過中地震ゆり申し候。

291 安政四年五月二十三日（1857-VI-14）夜、浦原強い

地震があって潰家を出した。伊豆でも強震を感じる。
(二V-686)

「島田禁忌厭勝雑纂」○坂野徳治著、志太郡中根新田、飯塚兵左衛門一代記

◎安政巳年五月二十二日、夜七ツ時大地震倒壊家屋多し

「安倍郡服織村誌」○静県図蔵

同年(○安政四年)五月廿三日地震アリ

「安倍郡木ノ見村誌」(C静県図蔵)

同年(○安政四年)五月二十三日大地震アリ、此年夏ヨリ秋ニカケ虎列刺大ニ流行ス(南矢部記)

222 安政四年五月二十日(1857-V-27/2396487)庵原郡に強い地震あり

「庵原郡袖師村誌」○静県図蔵

安政四年五月三十日(二五一七)大地震アリ

「庵原郡辻村誌」○静県図蔵

安政四年五月三十日(紀元二五一七年)大地震あり

この年夏より秋にかけて虎列拉病大に流行し罹病者の死亡するもの多し

駿河雑誌

「郷土の先覚者・野村一郎」○富士市・野村一郎頌彰会編、吉原港の説明文

また、安政三年(一八五六)の高浪は、百年に一度といわれ、湊口百間をふさぎ、堤防二百間をこわし、逆流した潮水は千町歩の田畑をうずめ、四年このかた毎年おしよせた暴風雨の被害と重なって、作物がまったくとれないという大被害をあたえました。そのうえ安政元年十一月四日の大地震に引きつづいて起こった同四年五月の地震で、三十四カ村の百姓は、まったく生きた心地もしませんでした。

223 安政四年閏五月二十三日(1857-VII-14/2398516)安倍郡・志太郡に強い地震あり、藤枝田中城に被害あり。(二V-682)

「藤枝町誌」

安政四年閏五月廿三日午前八時頃大地震ありしも

此辺幸にして倒れ家もなく怪我人なし此日終日小地震四度あり田中御城内破損所少からず參考の為写せば次の如し。

私在所駿州田中去月廿三日明六半頃余程の地震にて居城内外破損所等左の通りに御座候

一本丸塀傾覆
一本丸続塀五十四間倒
一本丸二の門桝形石垣損
一本丸桝形石垣損
一御用米蔵三四の蔵少破
一大手一の多門台損
一大手番所傾損一ヶ所
一新宿一の多門少破並石垣損
一新宿二の多門壁痛
一白子口木戸番所傾損一ヶ所
一左車口木戸番所傾損一ヶ所
一火消用道具置場潰　一棟
一諸稽古所傾損　一棟
一米蔵屋役所傾損　一棟
一米蔵釜屋少破　一棟
一厩傾損　一棟
一人馬怪我等無御座候
一諸番所少損
一馳走屋傾損　一棟
一作事所傾損　一棟
一米蔵大破　一棟
一地方役所損並長屋門傾損　一棟
一焔焇蔵少破

右之通に御座候此段御届申上候尤も領分左所破損の儀も可之有候へ共未相知不申候間追而取調の上御届可申上候以上

六月朔日　本多豊前守

〔静岡県志太郡誌〕

一、安政四年閏五月二十三日午前六時頃大地震、此

の辺幸にして倒れ家もなく、怪我人もなし。此の日終日小地震四度あり。田中城内破損少からず。（藤枝町誌）

294 安政四年六月十日（1857-VII-30）朝、蒲原に小地震あり。

「神沢村御用留」○蒲原町

安政四丁巳、六月十日朝五つ時、小地震ゆり申し候。

295 安政四年七月八日（1857-VIII-23）蒲原御殿山、大雨に崩れ、民家二百余戸を埋め、死傷者三十余名を出す。

「蒲原町史私考」○梅島鉄次郎著

嘉永七寅年（安政元年）の大地震の際、蒲原宿北側の御殿山に大亀裂が生じた。以来、降雨の度毎に崩れはしないかと、人々を恐れさせていた。遂に安政四年七月八日、地響をともなって、多量の土砂が本町から諏訪町の北側山麓一帯にかけて、なだれ落ちた。殊に竜雲寺辺がひどく、寺社、民家合わせて二百ケ余り埋没し、死傷者三十人程の大惨事が起きた。

古老の語るところによると、この山津波で崩れ落ちた土砂を、明治三十年頃、東海道本線を敷設する際、線路の盛土に使ったという。現在、本町、天王町、八幡町、諏訪町辺の線路の堤の土が、その時の土砂で、新蒲原駅ホームも、この盛土の上にある。新蒲原のホームから、本町の本願北側の山と、竜雲寺の北側の山を眺めると、はっきり当時の山崩れの跡が見られる。

安政四年及び翌年にかけての大雨は、以上の他に、蒲原・由比辺に大きな被害が出た。神沢村同御用留の中から、そのまゝ記す。

「蒲原、くら沢、堰沢、川向と大あれ

安政五午六月廿三、廿四日両日夜、大雨

廿三日夜半頃、らい水あれ、どん〳〵のはか不残、山崩、押出し墓さんらん仕候

安政四年、巳の七月八日、大雨にて、くら沢村山

崩、押出し、家八軒損　人四人死す。
安政五年　六月廿三日、廿四日、大雨、雷にて、
志田氏石塔不残押出し、浦へ押被出申候、
くら沢、家十八軒潰れ、人損なし。
浦原東町　家十七軒潰　人四人死す。」
「浦原町史」

二、安政の山崩れのこと　世にいう浦原の山崩れのことで、安政元年（一八五四）の地震で地盤のゆるんだ所に安政四年六月二十四日朝来雨降りつぎ山崩れとなったもので、宿内の神社仏閣をはじめ人家百余戸埋没したという浦原史上最大の山崩れであった。渡辺家日記によれば、渡辺退平金蔵の嫡子同名利左衛門の時である。

安政の山崩れは二年に渉りひき起こされた。はじめは安政四年七月八日のことで、同日の項に「近来にない大雨で昼すぎからながし風甚だしく雨降り止む時なし。夜に入れば益々大雨にて街道は大河の如く、自他共人家へ水流入り川の如くであった。五ツ時（午後八時過）頃恐しき響して雷鳴の如くであった。此音二度した。此の時竜雲寺山が峰より崩れ落ち、同寺は埋没した。夜の八ツ時雨やみ静かになった。竜雲寺の本堂は山に押出され七八間前ににぢり出し、柱は全部折れて、屋根ばかり地に座っていた。庫裡物置は跡形もない有様で山よりは松、雑木が根こぎとなりころげ落ち水風呂桶より大なる石から百貫位の石は数知れぬ程であった。……（中略）……竜雲寺は地震の被害は軽く済んだが、山崩れで皆潰れとなった。寺僧大雨の節過去帳其の外の書類持参り、油屋利助方立退間もなく山崩れがしてきたと物語られている。山居沢は長野屋裏にて切れ、嶺の大松数多縦横に重り恐しき有様なり。小泉の裏大洲留が崩れて街道に流出する。長野屋より西方は街道が川となり、軒別に洲留して防いだ。近来稀なる大荒れであった。と記されているが、これ程の大災害で

はあったが、一人の死傷者も出なかったことを伝えている。ところで翌年の安政五年の頃では「六月二十四日雨であった。早朝山崩れの報に、早速下男善吉をして見廻に出した処、町内氏神社が埋没して漸く太鼓を堀り出したといってきた。又もや朝五ツ時（朝の八時）に俄に山崩れとなり町内油屋作右衛門宅が皆潰れとなり、それから追々あちらこちらが潰れはじめ皆潰れあり　半潰れあり半時位の間に人家十軒余皆潰れとなり恐しき有様なり。私は病中にて裏の所好堂の座敷からこの有様を見ていた、という。

皆潰の家は長蔵、由兵衛、新兵衛、伊右衛門、なかの内利十、平右衛門、金七、百姓代作右衛門、組頭格源助計九軒

半潰の家は松蔵、亮太郎、政右衛門、角屋市郎左衛門、さくや弥右衛門、計五軒

寺では東漸寺、前地震後本堂なしにて庫裡ばかりにてありしを又山崩れにて皆潰れとなる。城源寺は山崩れにて皆潰れとなる。

山裾沢大荒にて長野屋皆潰、柏屋、三度屋皆潰れ、皆仮屋であった。小金、中村、堰沢の寺々も皆潰れとなるこの夜大雨大雷に付老母子供江戸屋に避難す。

二十五日、各処で死人堀出す。中の内おなか。伊右衛門娘の両人を堀出す。

二十八日、昨日代官山崩れ検分皆潰の家一軒に付見舞金三分、半潰一軒に付二分、男子一人付二合女子供一合日数三十日間拝借するとあり、今にいうところの災害救助法適用の如きものである。

この災害は時期的にみて梅雨明けの豪雨によるもので、昭和三十年八月三十日当町を襲った向田川災害の局地的大雨に類似したものであったろう。

（原宿郡浦原町誌）○静岡県図蔵

山崩れ

安政元年大地震ノ際生ジタル御殿山上ノ大亀裂ハ降雨毎ニ崩壊モアラン力ト人々懸念ヲ抱キシモ事ナク

シテ三年ヲ経過セリ然ルニ同四年七月ノ大雨ニ彼ノ地着シク浸蝕セラレタレバ人々恐怖シテ立退カン等語リ合フ間モナク地響ト共ニ土砂辷リ落チテ当町字本町ヨリ諏訪町ニ至ル北部山麓ノ地ハ神社仏閣ヲ始メトシテ二百余戸埋没セラレタリ唐突ノ事故人々ノ驚愕ト痛心トハ顔色ヲシテ蒼白ナラシメタリサレド幸ニシテ昼間ノ出来事ナレバ死傷者三十名ヲ数フルニ過ギザリキ雨来該山南方一帯ノ傾斜地ハ官有ナリシガ大正元年払下ノ認可ヲ経今ハ町有トナレリ。

296 安政四年八月十三日（1857-IX-30, 2397955388,）四時と十四日十六時過ぎ、伊那地震あり。（ツ-688）

297 安政四年十月十二日（1857-XI-28, 2397964477）飛騨、信濃地震あり。

298 安政五年（1858）、庵原郡高部村山崩れあり

「庵原郡高部村誌」○静県図蔵

元文四年巳未法印元圭庫裡を再建し宝暦六丙子年法印有圭代観音大破となる故新に造立す安政五戊午年裏山崩れ庫裡破壊となり又現住職高橋典海修理をなす。

299 安政五年（1858）庵原郡地震山崩れ各所にあり

「庵原郡庵原村誌」○静県図蔵

安政五年ニ於テ地震ノ変災アリシモ山崩レニテ各所ノ損陥没ノ害アリ、米作其他ノ収穫ニハ多少ノ損害凶作ヲ見タルモ人畜ノ損傷程度ニ於テハ他地方ノ如ク非常ナル惨害ヲ受ケタルコトヲ伝ヘズ

300 安政五年（1858）駿府地震あり、（?）

「駿河志料」三九○中村高士原著、駿府花陽院由来

花陽院殿御宝塔、境内にあり

御墓印の松四囲許もありしが、年歴を経、枝折、朽入りてありしに、安政五乙卯（1858）年地震火災のとき空洞に飛火入て焼亡し、只根のみ残れり。

（○都司注）安政五年は戊午年であり、乙卯年は安政二年である。右の地震は安政元年の大地震のことであると思われるが、いま原文を尊重してここに載せることにする。

301 安政五年（1858）静岡市柚沢の子安神社地震により崩潰する。（?）

「静岡県神社名鑑」○静岡県神社庁編

子安神社　静岡市栃沢二二八

創建の年月は不詳である。延享元年十一月再建したと言う。（中略）元木村庄本に鎮座されたが、安政五年の地震により崩潰したので、同年今の社地に移した。

（都司注）安政元年の誤りか。

302 安政五年二月廿五日（1858-IV-8）夜、蒲原に地震あり。

「神沢村御用留」○蒲原町

安政五戊年、二月廿五日夜九つ半頃、中地震ゆり申し候。

（都司注）飛越大地震の余波か。（三-672）

303 安政五年三月五日（1858-IV-18）伊那に地震あり。（三-732）

304 安政五年三月十日（1858-IV-23）朝、信濃松代を中心とする地震あり、伊那、蒲原で感じた（三）

「神沢村御用留」○蒲原町

安政五戊年、三月十日、天気、朝四つ時、小地震。

305 安政五年四月五日（1858-V-17）諏訪地方強震あり。（三-732）

306 安政五年（1858）六月、丹那地方畑の地獄沢山崩れ二人生き埋めとなる。

「丹那地域風土記」○服部孝著

六月大水にて畑の地獄沢山崩れ、為蔵・藤蔵押埋められ畑・丹那総出でさがしたがわからなかった。

307 安政五年（1858）六月、蒲原城滅寺の裏山崩れ本堂庫裡潰れる。

「蒲原郡蒲原町誌」

万松山城源寺

蒲原町字新田ニアリ

殊ニ安政五午年六月霖雨ノ為メ崩レニテ本堂庫裡皆潰レトナリ礎モ埋マリ（下略）

308 安政五年八月二十三日（1858-IX-29）夜駿河中之郷

村黒土の牡狩、鷲津の二山崩壊し民家、田畑を埋め、死者あり。(V-733)

△「静岡県奄原郡誌」

安政五年中之郷山崩　安政五年八月二十三日、中之郷村字黒土ノ西部ニ当ル牡狩、鷲津の二山崩壊シ、田園二町歩民家四戸ヲ埋没ス、死者一名アリ、是亦前年震災ニ由リテ亀裂シタル地ナリトイフ。

「奄原郡富士川村誌」○蒲原図蔵

山崩

安政五年八月廿三日夜中之郷村字黒里ノ西部ニ当ル牡狩鷲津ノ二山崩壊シ為メニ字黒里ノ宅地家屋及田畑二町歩余ニワタル地所ハ悉ク埋メラレ且家四戸死者一名ノ損害アリキ、此原因ハ安政之大地震ノタメ地盤ニ亀ミヲ生ジタ□□□□□、雨ノタメ遂ニ斯ル惨状ヲ見ルニ至レルナリトイフ。

309 安政六年一月二十八日(1859-II-2.)夕、蒲原地震あり。

「神沢村御用留」○蒲原町

安政六未、天気にて、正月廿八日夕七つ時、中地震ゆり申し候。

310 安政六年二月一日(1859-II-5.)夕、蒲原地震あり。

「神沢村御用留」○蒲原

同年(○安政六年)二月朔日夜六つ時、中地震ゆり申し候。

311 安政六年五月十七日(1859-VI-13.)信州木曽奈川村寄合渡山崩れ人家十六戸流出す。

「西筑摩郡誌」

安政六年五月十七日奈川村寄合渡山岳漬崩人家十六戸土蔵一棟押出され流失す。

312 安政六年六月十日(1859-VII-9.)伊那、蒲原地震あり。(V-737)

「神沢村御用留」○蒲原

同(○安政六年)六月、天気、朝四つ時分、中地震

ゆり申し候。

313 安政六年七月二十二日（1859-VIII-29 24002792）伊豆、地震あり。（IV-737）

314 安政六年八月二十二日（1859-IX-18 24003096）伊豆、地震あり。（IV-737）

315 安政六年九月六日（1859-X-1 24003519）、伊豆、伊那に地震あり（IV-738）

316 万延元年二月二十三日（1860-III-15 24004285）伊豆、地震あり。（IV-739）

317 文久元年二月十三日（1861-III-8 24006858）夜、蒲原で二度地震あり

「神沢村御用留」○蒲原町、万延二年の条

二月十三日夜八つ過時、地震ゆり申し候。

318 文久元年二月十四日（1861-III-9 24006859）昼、蒲原小地震あり。

「神沢村御用留」○蒲原町

又、（万延二年二月）十四日昼七つ時、小地震ゆり申し候。

319 文久二年五月二十三日（1862-VI-30 24007322）朝、蒲原に強い地震あり

「神沢村御用留」○蒲原町

同年（○文久二年）壬五月廿三日明け七つ時、大地震ゆり申し候。家損無之候。

320 慶応元年一月二十七日（1865-III-22 24012298）伊那地震あり。（IV-748）

321 明治十六年五月二十七日（1883-V-22 24029758）「クニカトア火山」噴火し、津波、下田に来る。

「歴史地理」伊豆半島」○日本地理学会

極新しく遠方からの原因の津浪を受けたのは明治十六年即ち千八百八十三年に、瓜哇島とスマトラとの間にあるクラカトワといふ火山島がありますが、其火山が破裂の原因で、これは世界の火山の中で最も甚しい破裂でありましたが、これが伊豆の下田に感じて居る。大分距れて居るに拘らず斯ういふ風に着

しく感ずる所から見れば無論近き太平洋の海底地震からの津浪は感ずるのである。

年代不詳の地震・津波史料

駿東郡小山、竹の下字百地震、山崩れあり。

（「岩田文書」）○静岡県小山町、伴野家古刊

その所（○駿東郡竹之下村大雄山宝境寺跡）今に字百地蔵と号し畠中に五輪の塔四五座存せり辺り川を地蔵堂川といふ或は地震あるひは山崩れ等あり千変万化の有様と云ひ伝ふ

八丈島に往古津波あり「タヽババの伝説」

（「並南史」）

世に伝ふ、往昔海嘯あり、怒涛全島を浸犯し、人種全滅せしを、独り妊婦の艫を抱いて生存する者あり。大賀郷川口河に留りしが、尋で男子を産し、成長するままに母子相通し、子女を数多産みしより、枝族漸くに蕃殖したり。故に後人これを種婆と呼ぶ、と。今大賀郷蔵津に其の墳墓あり。其他噴火ありて桑海の変を来たし。海嘯の襲来に因て、生霊の殆んど絶滅に帰せんとせしこと、一二数ふべからずといふ。（八丈島志稿）

（「八丈実記」）○「抜書」

アシ川ノ坂ノ上ニ松樹三本シゲレル古廟アリ伝エイフ往昔大津浪ノ節妻ガコミ女子トイフルヽ婦人タヽ婆ノシルシト明治元年戊辰ニヽ建シテ求国トナゼリ、ヲシムヘシ

（「同　書」）

ムカシ海嘯アリ島ノ口碑ヲ綜覈断証云イツレノ時ニヤアリ（ケン）シ八丈島ニ沓潮オコリテ民戸トモニ湮没セシガ一妊婦ノミ舟ノ艫ニスガリテ大岡郷川口ヶ洞ニ助命シテ一男子ヲ出生シ後ニ母子交会シテ類族繁茂スヽコノ婦名ハタヽ婆泥号ヲ抱艫長女ト叫ヘリ、サレハ又ツナミヲ怨ルヽ故其後ハオヽク山腹ニ住居セリ、西山ノ半腹永郷トヨヘルモヽカミ民居ノ村落ニテ家居之郷ト文字ハ書（ス）トカヤコヽニ慈鎮守三嶋大明神ノ古跡アリ、今ハ永郷ノ庁見留島ノ神社ト虚詞ヲ（アヤマレリ）

不-3 八丈島下植掛沢に津波あり。

（「八丈実記」六 ○「抜書」）

下植掛沢　コバシ山　コバシトハ魚ヲ釣ルニ餌ヲマクヲ云フムカシハ此辺マテ浪ノヨセシト伝フ

不-4 八丈島に津波あり、中国の移民住家三千軒津波に破壊される。

（「八丈実記」）

次ニ諏訪方（スハシテウ）トテ浜辺スベテ松原ナルウチニ祠アリ、為朝御曹子ノ公達虎政君ノ祠トハ空言也。

比平原ニ住居スル在処大凡ソ十八ヶ所、又西山ノ麓ニ千鳥ヶ金土、谷戸金土、今八戸ト書ス、在リ。イツレモ人家充満シテ、昔シ七軒百住ト云ヘルオモカゲハナケレトモ（モトヨシ）朱朝ニ三千余家トイエルハ永郷ノ土地ニテ、津浪ニ崩サレヌ。

不-5 鎌倉時代の末、八丈島に大津波おそう。

（「八丈実記」六）

口碑云、鎌倉家時代ノ末ニヤ、菊地某ノ邸宅大庭トナヘテ山ノ麓ノ海岸ニアリ。スベテ津浪ノ前ハ此処ニ民居七リ。然ルニ大津浪ニテ人家ヲ破却セシニ依テ、五ヶ村見立テ、山ヲタヒラゲ、居宅トス。今ノ藍ヶ里ナリ。八丈年代記云、康正二丙子年代官左衛門太郎嶋ニ入ル。又左衛門五郎朝雅、寺ハ永正十六巳卯年ト霊牌ニ現存シテ其家有ルヲ見レハ、室町将軍（足利家）治世ナリシ欤。其大庭ト八、今田宮（ママ）ヶ沢ト名ク。永田ノ初ハ大田、寺ヲ土内（ツチナ）郷ト云フト御田原最初ナリ、コノ田ヨリ諸社ノ祭礼米供フ。今絶タリ。

不-6 永享年の直前（一四二〇ごろ）八丈島津波あり。

（「八丈実記」）

海島志云仏刹（ママ）額峯山宗福寺、風土記ヲ考ルニ旧西山ノ麓ニ在リ、香炉山弥陀寺ト号ス、海立ニ破壊シ、永享中端翁宗的ト云僧大賀郷大里原ニ寺ヲ徙シ建立ス。

（「同　書」五）

∴宗福寺ノ来由云
一伊豆国附八丈嶋飯峰山天松院宗福寺開闢之儀次郎源為朱也、剃髪して入道宮為宗と云、父ノ冥福ヲ修寺ヲ開基し弥陀寺と号、其寺之側ニ小山有リ此山今ニコシキ山ト云頭ヨリ常ニ火気を生ずる事譬ハ飯を掛て飯を炊ニ似たり、故ニ往古より飯峰と名附称する、焚なるを以飯峰を山号とす、則為朱住職して寺社嶋長兼司たり、子孫血脈相続して無本寺也、然ルニ年暦不知巌ノ火気発して寺を焼、民家を焼、此時寺宝旧記等焼失ス、且為朱以来之代々還俗ハ現在せりと雖共、開闢之縁記等焼失して年月知れがたし。

不-7 式根島、津波により新島と分離する。

〔八丈実記〕

シキネジマ
式寝嶼

昔ハ本島ト地連キタり海溢(ツナミ)ニテ切レシ故ニ海溢山トモ云、水入家及寺ナドモ有シカ皆廃ス、

不-8 下田で津波のため文書流失あり。

〔下田年中行事〕○平井平次郎刊(天保十四年)

「 村差出張之事。

一、村差出張の事。明細帳とも仕来り状ともいふ。最古来より書上来りたる村の仕来の事包まず録して差出す故の村差出状といふ。御支配の御代官毎年差出す帳也。其代々の差出状の写は流失焼亡等にて伝らず。ここに宝暦十辰年江川太郎左エ門様へ差上し写一帳あり。(下略) 」

不-9 伊豆松崎町船田に津波達する。

〔掛川誌稿〕十二○伊豆国那賀郡の条

船田村

吉田の東にあり、村中船津氏多し、昔船津氏開墾せし所なるべし、或云、津浪にて海船を此処まで打上し故に村名とすと、

〔増訂豆州志稿〕○伊豆松崎町の項

船田、八幡の上梁文に拠に、役人代々船津氏也、昔

船津氏の聞きし故に船田の名あるか、或云、海立(つなみ)の時船を此処迄打上げし故名づくと、

不-10 伊豆下府野村向池決潰して洪水を起す。

（静岡県田方郡誌）

一、下府野村日向池決潰して陸津浪を起し、非常な勢を以て流れ落ち、府野川を押し切り、越えて大平竜泉寺まで流れ込みしといふ。（年代未詳、下府野村誌）

不-11 伊豆大瀬崎、往古陸起した、

（伊豆の漁民）○秋山公道著

古伝によれば、西浦の突端大瀬岬も昔地震によって海底から浮かび上がったと言う、

不-12 伊豆田方郡久連(くづら)の亀島もと陸続きであったものが津波でくずれ島となったという、「久連」の地名はこの事に由来する。

（都司註）室永以前の文書に「くずら」の地名が出現するのでそれ以前の津波である。

（静岡県田方郡誌）

一、西浦村平沢字峰畑の沖、放町の海中に亀島と呼ぶ一小島あり。現今干潮の際は、徒渉して到るを得るも、此地元と半島状をなしたりしが、大地震（年代未詳）の際、海嘯のため土地崩壊して海となり、其の先端崖に存して該島を形成せりといか。久連の語原は、崩(くづれ)にて、元来此地変に基づけりと云ふ。（西浦村誌）

（田方郡西浦村誌）○静岡県図誌

現今平沢字畑ノ沖放町ノ海中ニ一小島アリ。亀島トイフ。干潮ノ時ハ徒歩シテ渉ルヘシ。島上ニ古松アリ。其下ニ小祠(カ)ヲ安ス。往昔大地震ノ時海嘯ノ為メ土地崩壊シテ海トナリ、其尖端崖カニ存シテ諸島ヲ形成セリトイフ。故ニ久連ノ地名ハ此時ニ起源セシモノニテ此海嘯ニテ土地崩落セシヲ以ッテ崩(クヅレ)ト称セシカ土地ノ名称ハ成ルヘク美的ニスベシトノ考ヘヨリ崩ノ字音ヲ今ノ久連ト称セリ。該地ハ平沢区地域

二係セシトモ古ハ然ラサリキ

〔増訂豆州志稿〕二 ○静岡県図蔵

久連（クヅラ）村

祝詞簿マタ天正十八年豊臣氏ノ文書ニクヅラト記ス海ズルニ久蓮ハ後世ニテクヅレ（崩壊）ヨリ起レル称ナラムカ、

〔沼津市誌〕下

久　連（くづら）

西浦平沢字峰畑の沖、数町の海中に亀島と呼ぶ一小島がある。現在でも、干潮の時には徒歩で渡れることからみて、もとは本土と連なって半島のような形をしていたであろう。それが往古に起った大地震のため中間が崩れて海中に沈み、その先の部分が残って亀島になった。久連の地はこのすぐ東隣であるが、その語源は「崩」（くづれ）で、この地変を物語るものといわれている。

不-13 沼津市香貫に日蓮訪れる直前、（一二五九ごろ？）この地に津波あり。

〔沼津市誌〕下

竜王山　妙海寺　下河原

寺伝によると、正嘉二年（一二五八）一月六日、日蓮は駿河国岩本の実相寺に蔵されている一切経を閲覧するため、鎌倉を発足したが、八日夕刻には沼津宿の海浜にあった一草堂に宿を取った。里人がその翌早朝、海に出かけようとして沖を眺めたところ、海辺の老松の上に燈りのような光り物が、上下する光景を見て非常に驚いた。そこで里人は大勢を呼び集めて見ると、例の草堂に見知らぬ一僧侶が、一心に読経三昧に入っているのに、再び驚きの眼をみはった。その僧の風貌が常人と異なるのを察して、この地方が年々津波に苦しめられるのを訴え、災いよけの祈祷を請うたところ、上人は静かに一座の法筵を修したが、その後この地方には津波の災厄が絶え

た。

〔駿東郡誌〕

式内村社大朝神社

楊原村下香貫字山宮に存り、往時当社境内に小なる池あり、其畔に大石あり、手洗石、又烏帽子掛岩と云、伝云、古へ拳幣使此岩に烏帽子を掛け手洗す、因て此名ありと、又云、往昔此辺津波押上げ、田園を荒したること多く、時に日蓮此地を過ぎ、神社へ曼陀羅を掛けて祈り、霊験により津波の害を遮く、今社の脇に曼陀羅ヶ原の地名残れり、

〔沼津市誌〕○昭和十二年版、同名の書が昭和三十六年にも発行されている。

大朝神社

沼津市下香貫牛臥にあり。往古は潮留明神とも山宮明神とも称せり。

村社式内大朝神社

日記に当人皇七十三代堀河院御宇、寛治年間之頃有此社前は潮満干りて滄海に続く大湊也。諸国通船社前之岩に大船を繋ぎ風波の難を免ると云ふ。其頃此港に数度の津波打上げ人家の破損不一方次之人々数死歟、神力の依加護、津浪之難を免ると云云、然る後潮留明神とも称し来るなり。

社伝云、当社は延喜式神名帳所載式内村社其ノ社なり。〔中略〕又古府此の辺津波押上げ田地を荒すこと甚し。文永中日蓮上人此の地を過ぎ当社へ曼陀羅を掛けて祈請し、其の霊験に依りて津波の害を免れると。依りて神社の附近をば曼陀羅が原といふ、其地名今尚存せり。其頃より潮留大明神と称すと言ひ伝ふ。

〔沼津市史〕下　○昭和三十六年版

曼陀ヶ原（まんだがはら）

我入道より牛臥村近にかけて、曼陀ヶ原の小字名がある。この付近は往時津波が押し上げ、田畑を荒すことが多かったが、鎌倉時代に僧日蓮がこの地

過ぎ、村迄の潮留明神（のちの大朝神社）の松樹に
曼陀羅をかけて祈祷した。その霊験によって、津波
のおそれもなくなったので、それにちなんで、ここ
を曼陀羅原と呼ぶようになった。

不-14 吉原に昔、津波おそう

（「駿河記」三五　○柔良嶽原著、富士郡吉原

無量院

伝云、昔時巨浪（つなみ）にて此地民家損じ人多く死す。其屍
を一処に集て埋たる跡に一宇を建たりとぞ。

○吉原湊

此湊浅高ければ砂を上て湊口留り、海潮川にのぼ
り溢て近郷の田地潮入となり、或は水損す。昔年駿
東一本松村の洪、また賀島蓮蔵川の堀に湊口を堀し
跡あり。是富士川の流道定ごりしに依て、其流通
に随て処々に湊口を開きしものなり。

不-15 久能山院主坊文政（一八一八―一八三〇）以後の地震
に頽廃する、

（「久能山叢書」一四　○「院主坊」の説明文は
文政年間までは六ヶ坊ありしが、近年頽廃し、仏像
も迄き震災に散失し、千歳の古跡も荒れき、院主
の坊のみになれり。

不-16 久能山沿岸に津波あった

（「静岡県伝説昔話集」C静岡女子師範学校郷土史研究
会編

余程の以前の事だと云ふ。久能山の近くの浜に大
津波があった。大変な荒れで、村人はどうする事も
出来ず、只騒ぐ許りであった。其時突如として久能
山のお社の扉が一文字にさっと開いて、中から金色
の鳩が一羽南の海の沖を目がけて飛んで行った。す
ると、それと同時に、入家や田畑を一呑みにしよう
として押寄せたさしもの大波もすっと退いて仕舞ひ、
一里位中の方まで、水がすっかり干てしまった。そ
して其処には波に運ばれた、大小数多の魚
がピチノ＼はねてゐたので、村人は総出でそれを拾

って、お蔭で大もうけをした。それから後は益々久能山を崇め奉る様になったと云ふ。（関光子）

不-17 三保羽衣の松、津波に倒れる

（駿河三穂神社記）

古へ羽衣の松有口碑ニ所謂仙女攀羽衣ノ松也往年暴波倒没シテ今ヤ七シ往昔ノ神祠モ亦波濤ニ没シ沙漠テ社地ヲ遷前年遠山氏某石祠ヲ奇奉シ先某銘ヲ誌ス、

（駿河国志）〇天明三年、増原長修著

羽衣の松跡　浜辺に下れば右の小社あり、羽衣の松の跡也、古は吹上より五六町も先にありしが度々の津なみにて打こはしたる故、古の羽衣の松も波に流れしにより引退け今の所にうつせしかど其社も風波に度々ついへくちはる故、近き頃は石の社となせしなり、

（並南史）五

或又云、羽衣の旧址は、三保社より南六町余、外洋の海浜にあり、いにしへは数十町へだたりしを、漸きしをくづし、羽衣松も波にながれて、今の所に社をうつせり（駿河草）と。

不-18 安倍郡塩地浜往古津波あり、

（静岡県安倍郡誌）

（塩地浜松崎浜）古来足久保口組八十町に塩地浜と唱ふる所あり、又足久保川の河口松崎天神岩の根通りを松崎浜と称す、伝云。往古海嘯襲来の時一度は、塩地浜まで押寄せたりと年代不詳なるも里人今に至るまで右の二ヶ所を呼びて浜といひ、神に祀願の時或は不浄を払ふ時此処の水を以て浄めをなす風習なりといふ。

不-19 円宗で津浪のため突堤破壊する、

（駿河小志）〇文化十三年、羽倉用九著

（持舟）、古港也、在府南里余、烈祖之在駿城築石堤三百弓于海中、以便碇泊、一歳海嘯長堤尽壊、今海中名量潮石者長堤之遺也。港頭岸潮堤長一百八十弓、有二石門、以泄港北諸水、其西石部多塩戸、

不-20 藤枝了善寺、数度地震の害にあう。

（寺院名鑑）○静岡県仏教会刊

了善寺、藤枝市市部五の九

天和二年に至り、十四世本堂を新築し阿弥陀如来を本尊し、旧本尊善導大師は別堂を建てここに安置す。以来堂宇は数回の震火災によりて破焼す。旧記由緒等詳かならず。

不-21 往古安倍郡、志太郡津波あり。

（駿河記）十九○桑原藤泰原著、志太郡六

王取神社

古老伝に、当社の神体は上古焼津神社に座す処の神璽なり。彼郷海立の時失たりしを、此谷の里人拾ひ取り、当里の小院に持来て寺僧に一預せしむ。信云尾は此神璽なり。俗家に置は災あるべしとて、祠を建て境中に蔵め、安置して王取明神と斎祭ると云。

（同　書）十○益津郡一

焼津神社

一説には、此市弁島廻は日本武尊の時に給ふ水石火石と云宝を彼命の神体となされ、武尊みづから焼津の里に斎祭り給処と云。彼宝王任清の時一顧失て後、朝夷郷王取の里王取明神の神体と成と云。或云、往昔焼津神社は今の海なる沖に鎮座ありしが、任清に亡て今の宮地に遷座し奉るとも云。

○

那閉神社、浜当目

上古物部氏の勧請にて、当目上山に斎祭る処なりと云。或今の世海沖の観音岩と云。其岩上に鎮座なりしが、上代任清ありて那閉崎崩亡て今の処に宮社を遷す。観音岩と云は神（カム）の岩と云ことの訛なりと一説あり。

（中　略）

按に那閉崎は則浜当目村に当る。昔当目山東海中に聚出たる洲崎ありて、其形鋼弦の如し。今沖に見ゆる観音岩は此方より続きたる尾先の内なりしと。

今も海底は当目出より岩石連綿たり。此石迄凡百十八町許、度々の波瀾にて洲崎亡失たりと、云云。

○

羽車社、羽車磯田社離宮

志貴氏社記に云。社は本社を去ること南六町余、外決の海畔にあり。此社古へは個数十町隔しに往年狂濤突し漸く汀渚を没してより、社地を退となり。土俗此を羽衣の松の旧跡といふ。

○

連汀眞向島に至る事十余浦、青草島那波浜羽衣前この地古へ羽衣の松あり。口碑に所謂仙女曝羽衣の松なり。往年暴波倒没して今は亡びたり。

〔駿河国神祇考〕

焼津

入江大明神

厭社并天社

即ち焼退けて遷り出でまして賊徒等の屍を焼給ひた

る地を焼津と言ふなり。

されば日本武尊を奉祀あるは当然の御事たりこりながら尊の持たせ給ひし火石水石云云の社伝は尊以外の御祭神古伝の存し給ふにして、此の二種の明王の一顆が津浪の為に流されて郡下王取明神の御神体となりたりと云。

〔静岡県志太郡誌〕

又海岸に瀕せる地方、就中東益津村・焼津町・小川村の如きは、古来高浪の為に着しく其の陸地を蝕退せられたるもの〻如し。

不-22 往古御前崎に津波あり

〔静岡県原町史〕

「民話と伝説――富士山麓の巻」で吉原市中里、菊岡茂三郎氏は次のように語っている。大昔、駿遠りでは検新田が一番先に洲になった。いつの頃か、遠州御前崎に津波があって、家を流された漁夫たちが、寺の和尚に相談したら「富士郎船津

の興隆寺の和尚を知っているから、そこを訪ねて身の振り方を相談せよ。」との手紙を貰って、丸木舟に乗って船津に来た。

不-23 浜松松林寺、震災にあったことあり。

〔浜松市史〕

御国山松林寺、名残町に在り、

（〇前文略）其の（〇元亀三年の）後屡風火震災等に罹り旧記亡失事歴詳ならざるも、油屋町善正寺の支坊となりたるに付、現住住職なし、

不-24 新居本巣寺に津波おそう

〔遠江国風土記伝〕

本巣寺嘗て聞くに、旧名は善正坊にて旧荒井に在り、急波の時移居すと、

不-25 白須賀吉美中之郷、津波おそう。

〔遠州国風土記伝〕

〔大神社社〕

俗名鈔に浜名郡大神郷有り、吉美中之郷　神座等に当る、俗に曰ふ中之郷村二之宮祇神これなり、小篠道仲曰ふ、式内大神の神社は白須賀宿の大神宮なり、昔沃波ありて本社流失す、俗に大神の文字に依りて大神宮と称す、今は神明社と書くと、

不-26 新居藤十郎山に数度津波おそう。

〔新居町史〕一〇「今切御関所遷陽并関守歴代」

同（〇元禄九年）丙子、成瀬滝右衛門　佐野与八郎半右衛門ニ代る

此時新居今の中町裏ニミソガ谷と云ふ所に移す。成瀬佐野両氏并与力同心共にミソガ谷に住す。故に時の人ミソガ谷家と云トソ。ミソガ谷は内山の地内にして、三方山なり。地高して津浪の為に便宜ありとて爰に居を移す。今の中町裏要津寺門前作場也

同年頃、台閣に新御番所を藤十郎山に築き、新居駅の民家も同所に引移す、是数度の津波ニ御関所危く民家も破壊往還立難に依也、明応の難以後ニ立始新居之地を元新居と唱て、今新居の内入口の中に二島

あり、今作場と成、此二島の内＝御番所の跡、御殿跡あり、今御番所并成町中町辺の地を藤十郎山と云ふ事、往古勢州の工匠藤十郎と云者、此山下に住て此山林を支配す、依而俗伝呼テ藤十郎山の名あり。

地変・その他参考史料

伊豆八木沢は往古海湾であった。また小下田は浸食がはげしい所である。

〔西豆村誌〕

一、西豆村八木沢の平地は、往古海湾たりしことは今に伝へらる、現今の長藤部落は、当時の沿岸にて、尚現存する古老の言に拠れば、今の八木沢寺常高等小学校敷地の辺は海面にして、何十石何百石とも云ふ帆船入り来りて荷物の運搬を行へり、郷庫として米を貯蔵したる建物も海岸に存せりとぞ。此辺に土工を興す時は、地中より船杙の出づることあり。

一、西豆村小下田の地は、八木沢に反して海水の浸蝕を被り、海岸より山地に部落の移動を見るに至れり。藤沢なる部落は、此逃遁者に始まれりと云ふ、現今海岸の低地の地中より、陶磁器類の破片の出づることあり。

〔田方郡西豆村誌〕○静岡図蔵

古老ノ伝フルトコロニヨレバ本村八木沢平地ノ如キハ往古湾ヲ形成シ居レリトイフ、現時ヨリ考ヘテモ其ノ説ノ確カナルヲ想像セラル、サレド今ヨリ何年前或ハ紀元何年頃ナルカハ不詳ナリ、先ヅ当時ノ沼岸トシテ最モ早ク開ケタルハ今日ノ長藤ハ長福寺ト称スル大寺立上ニ建立シアリテ其ノ辺ノ地名トナリシモノナリト、然レドモ年所ヲ経ルニ随ヒ漸次発寺トナリ其レヨリ変化シテ長藤ト称スルニ至レルナリ、尚現ニ齢古稀ヲ数フル方々ノ話ストコロニ依レバ今八木沢寺常高等小学校敷地ノ辺デハ海面ニシテ何十石何百石ノ船入リ来リテ荷物ノ運搬ニ従

○

（前文略）又今日港ト称スルトコロ水田ト化シテ居ルヲ見テモ地形ノ変異アリシヲ知ル。今日土工ヲ起ストキハ船杙ナド地中ヨリ出ヅルヲ発見スト。

小下田ハ海岸絶壁ナレバ陸地ノ浸蝕セラルヽコトア

ルトモ陸地ノ増シタルコトハナカラシ口碑ニ曰ク古来築盛ヲ極メタル人家ハ大海漲ノ為メニ流失倒潰ニ帰シ、只僅ニ逃レタルモノ山地ニ至リテ住居センモノナリト、今日ノ藤沢ハ其ノ逃遁者ナルモノ住居シタルニ初マリント、今日海岸近キ低地町ノ田ハ則チ之レ海漲ノ厄ニ遭遇セシ所ニシテ、地形ヨリ考ヘテモ其ノ説ノ疑フベキモノニアラザルヲ信ズ、今日田普請等ヲナスニ其ノ地中ヨリ陶器器ノ破片出ヅルヲ見ルトイフ。

参-2 伊豆江梨、昔大池あり

〔静岡県田方郡誌〕

豆州誌稿に江間村の諸源を説明して、海川の入りし処、並に池沢をも江と云ふ、此地昔大池あり池と山との間に人家始りし故に名とすとあるを参考とすべし。

参-3 下田、元禄十六年、宝永四年の二度の津波の後防波堤工事を行う。

〔プーナヤケンと下田〕○森義男著、武ヶ洲浪除(附、川除、渡場)略年表、年代、災害、場所、概要、工事、費用、摘要の順に、

元禄十六年十一月、大震津浪、浪除、石積破壊、修復、九八五両、—

宝永四年十月、大震津浪、浪除、石積破壊、修復、—、

記録焼失享保三年修復、

嘉永七年十一月、津浪、浪除、欠損、復旧、二九〇二両外ニ人足二六一九人—、

〔益南史〕五〇正保二年

此歳、下田代官今村正長、俸を捐て防波堤を築く。高さ二丈、長さ三百九十歩、以て海嘯の防禦に充て、其内を以て港となせり。然れども港口浅ければ、大船は満潮を待たざれば入る能はずといふ。堤は、町の東北、稲生沢川の、海に朝する江口に在るなり。

〔豆州志稿〕

○正保三年八月

豆州下田町、武浜防波堤の起工碑成り、之を武山麓

現社境内に建つ。此度は、下田町奉行今村伝四郎正長の、私費を抛ちて造築する所にして、家臣鳶田景次・太田正次等二人、工事を監督し、工を竟ること二十年に起し、去年八月に至て竣工せしものなり。其の詳かなるは、碑文を見て知るべし。

竊以、豆州賀茂郡川津庄下田津者、東西海舶之所レ泊也、本朝以テ㆓伊津・華旭浦津・洞津一為ス㆓三津ト一、今視ルニ㆓下田津之勝景ヲ一、豈逊ニ㆓三津而已ニ一哉、八登レハ㆓其右旁ニ一、即チ四方現遊之美ヲ、以テ歴歴トシテ在リ㆓枝履之下ニ一、望メハ㆓東南ヲ一、即チ滄海浩乎トシテ天与レ海接シ、舟舶大小之風帆、漁艘来去之夜篝、隠㆓顕于松竹煙雲之際ニ一、古人所レ謂ハ、呉・楚東南ノ坼、乾坤日夜浮ト、即言レ之ヲ乎、西巌スレハ則チ秩田芳溪、波水常足リ、如シ数千頃君瑶瑞田ノ者、且ツ若キモ㆓人家ノ鱗ノ如クニ一在リ㆓于此ニ一、南鶴立翺飛シ、以テ翼翼然トシテ侯ツ、誠ニ豆州之一都会ニシテ而有レ場一益ヲ之亜称也、北嚮スレハ則チ有リ㆓崇山峻嶺、茂林修竹一、映ス㆓于左右ニ一、輳テ以テ踏ミ焉、俯シテ以臨ム焉、四面斗絶、而直下十丈也、何人ニテモ一旦早与レ晩之異、一歳春復秋之変、千態万状、拍掌可レ観者、天之所レ与ル、而所㆓以人力之不レ及ハ一也、曽聞、東奥之松島、南紀之丽浦、芸陽之嚴嶋、并陽之成相、挙テ世皆称ス㆓佳境ト一、然レトモ足未レ到ラ則チ徒ニ㆓仮想ヲ一而已、今此古城幽辺僻遠ニシテ、而不㆓繁花ニ一、可ク以テ俯仰ス一、可シ㆓以宴楽ス一、瀛海万里之舟モ、蓬島五色之雲モ、本是レ凡案之物ニシテ而無レ価之風景也、何別ニ尋㆓佳境ヲ一乎、然ルニ閲年、大風浪打㆓砕キ西崖之岩ヲ一、恐ル㆓洪潮浸来ニ一、下田之民家ニ、故往返旅舩、不レト能ハ㆓泊スルニ一于下田津ニ一、積歳、漁民枕藉以患フ焉ヲ、於テ是、領司今村伝四郎藤原正長、聞キ㆓漁民之憂ヒヲ一、令ム㆓家臣鳶田景次・太田正次ヲシテ、築カ㆓石壁ヲ一西崖南二町程之海上ニ一、其高二丈、其長六町半、力士星馳場レ石、巧匠陳列シテ運ラス斤ヲ、時ニ諸子来テ曰ク、築ク㆓石壁ヲ一者、非ス㆓正長公之資用ニ一、為メ㆓漁民ト与ノ㆓客船ノ一也、棄テ㆓家産ヲ一以テシ可ニ㆓経営ス一焉、正長謂テ㆓民ニ一曰ク、頃者諸州飢饉、汝等棄テテ㆓耕耘ヲ一築カハ㆓石壁ヲ一、仕ス可シ㆓謂ヒ不幸之石壁ト一、然則敢不可ヲ㆓倍ルニ漁民ノ力ヲ一、諸氏

即話、各ミ退去以勤ニ農業ヲ、正長遂令ニ臣築堤、始ニ于寛永癸未ニ至正保乙酉秋八月大成矣、於レ是、源民敢無ニ風波之患ヲ、往来之旅泊如レ織、歌乃之声無レ断也、故下田之諸民、各ミ相議曰、今有ニ正長公之仁心ヲ、其徳被レ庶民ニ、旦波深クシテ不レ驚、沙鴎翔翫、錦鱗遊泳、岸芝汀蘭、木郁郁青々、嗚呼公足所ニ以専利ニ諸民ヲ、而不レ為レ身謀ル、故書ニ公名於版ニ、以鳴レ之乎、只其恐久而字画漫滅、不レ如刻ニ之于石ニ、以輝ニ沙徳ヲ放後世ニ、至ニ無窮ニ、縁レ是故令ニ予当ニ其記ヲ、予不レ敢レ辞、邑民請之不レ已、遂ニ不レ能レ固レ辞、漫書ニ其庶民之所ヲ以言ヲ以為レ記、亦賦ニ唐律二章ヲ、述ニ其景慕之実ヲ云爾。

有徳清名吾郡公　常将ニ吉服ヲ慕ニ仁風ヲ
時人豈識ニ古城泉ヲ　農夫譲レ田遊ニ苑中ニ。

吟哦素願登ニ城楼ニ　蒼海浸レ天舶亦幽
日落ニ西山ニ窮ニ眼界ニ　沙鴎飛尽思悠悠。

正保二歳竜集乙酉秋八月吉日

惣野別当　満蔵院　達書

松本八共衛尉種光

下田名主　服部九郎右衛門尉行房

桜田与三右衛門信行

沼津市下香貫は、昔入海であった

（「沼津の昔を語る古老座談会」○沼津市立図書館刊）

大野　八木さんのおいでになる下香貫は、海が入りくんでいたので、塩満、塩場という名称があるが、島郷は海に入りこんだ島のようになっていたが、そのへんのことの言い伝えがなにかはっきり聞いたことがあったら一つご説明願いたいと思います。

八木　これは塩満といいますから、あそこまで潮が来たということは聞いておりますが、桃郷は今は字が変っておりますが、その頃は島の郷と書いたあれがつまり海の中の島だったろうと思うのです。あれは奥新田といいまして、今経師屋をしております

ヤナイ氏（？）が塩満から島郷に越していったのが元祖だといっております。

参-5 富士郡の地、昔入海であった。

「駿河記・付纂」上　○桑原藤泰原著

富士郡の土地は皆富士山の裾野原にて、南は入海なりしが今云加島の辺　海潮の乾き変て陸と成に、不尽河の流沿々湧として州中に経緯に流れはびこり、其洲に草木生ひ、年（とし）を重（かさね）て民人高所によりて栖家を営み新田を開く。

参-6 駿東郡原の沼沢地に浮島あり.

「駿河記」　○桑原藤泰原著

浮島原地名

天明二年壬寅の秋、藤泰駿東郡原駅の官舎に至ることあり。（中略）

或時駅家の東田野の畔を渡るに、地の震ふ処あり。身体を動すれば震ふこと数歩に及ぶ。三四間の竹竿を田中にさし入こゝろみるに、手もとに至れ共尚将た入べし。其地に泥深こと計知べからず。安三年癸卯六月下旬再び官舎に至る。時に大風雨洪水滄海波を揚て、海水は塩除堤に至る。西の方砂山の麓小須の湊口に或吉原湊旧名雄度至り見るに、狂濤砂を打揚て湊口をふさぎ、潤川・沼川の両流逆奔して、大沼の辺り共水漲り湛へて、稲田土ながら浮流れ、あるは西し或は東す。里人等こゝかしこに杜打て繋ぎ止る処もあり、流出て所在を失ふもあり。風波しづまりて後小須の奥口（みなとぐち）を切流しつれば、両川直に流て海に落入、沼水あせて引退く時に、彼浮出たる稲田あるは他の稲田の上或は堤の上にありしなり。是れ浮島が原の本縁なり。

参-7 駿東郡原の要石（かなめし）は地震の害を防いでいる.

「駿東郡原町誌」　○静岡図蔵

要石

富士登山ノ条＝要石ハ駿東郡原町一本松新田ノ海浜＝アリ、傍＝石ノ祠アリ、高潮上グルトキト云モ此ノ石ヨリ上、陸地＝来ル事ナシ故＝呼ンデ要石ト云

フトアリ

現地ノ人其ノ社ヲ要石神社ト云ヒ一月九月ノ二季ニ祭典ヲナス、耳遠キ人此ノ社ニ祈願シテ穴明水ヲ貰スレバ瞽疾忽ズ平癒トテ参詣スル人常ニ多シ、

又云フ要石ハ地上ニ顕ハレタル部分ハ誠ニ僅少ナレドモ、地中ニ隠レタル部分ハ実ニ大ナリ、即該村ヨリ北丸三町ヲ隔ナタル大橋共蔵作氏宅地内ノ井戸場迄ノ間ニ広ガリタル長ク広キ一面ノ岩石ニシテ、大古地中ニ大鯰魚アリテ屢々ニ動キテ地震ヲ起シ、人畜ヲ害ス、依ッテ此ノ大岩石ヲ彼ノ鯰魚ノ頭上ニ据エテ自由ニ動ク事ヲ得ザラシメタリ、因ッテコレヲ要石ト云フ、要ハモト鰹子ノ骨ヲ約スル為メニ用フル釘ナリ、鯰魚ノ自由ヲ約センヨリ本要ト云ヒタルナリ、

（郡司注）「長泉郷土史」に同旨の文あり、

参-8 袖師町鹿島神社に要石（かなめ）あり震災を防ぐ

（「袖師町誌」）

一　鹿島神社の要石

曲久保鹿島神社背後の山裾に先端を現わした大巨大の神石で、昔石工がこれを割ろうとした時、石の穴から血が走り出したので、それ以来注連縄を張り神石として崇敬されている。古書に「要石の根底深く図り知れず」とあり、昔からどんな天災地変にも微動だもしないと伝えられている。今でも石工の「のみ」穴跡が残っている。

参-9 中世、清水港、巴川干上ったため江尻港から河口より浜清水へ移転する、また慶長以後江戸期を通じ向島発達しつづける。

（「わが郷土清水」○鈴木兼三著

港町の中心が、入江・江尻港から浜清水にうつった原因がもう一つある。それは河が変ったことだ。

中世のころまで広い河幅をもって、今川・武田氏の時代に、にぎやかであった入江・江尻港は、そののち、巴川の水量がだんだん減って、大きな船をこ

こまで、さかのぼらせることができなくなった。

〔註〕この成水について、大のようなことがいわれている。家康は慶長六年(一六〇一)から十三年(一六〇八)にわたって、駿府城を大々的に築いたが、それとともに井宮村(現在は静岡市内)に深防をつくって安倍川を南下させ巴川に合流させた。そのため、今まで巴川に流入していた安倍川の水がせきとめられ、巴川に流入しなくなって、水量が急に減じ、流域の沼地は干上り河幅は小さくなった。

さらに、対岸の向島砂洲はだんだん大きくなって南下したので、入江・江尻港は、ずっと奥まったところとなり、もはや、港としての働きができなく、幕府の交通政策によって宿場町として、あらたな出発をした。こうした入江・江尻地区の宿場町と、浜清水の港町とは、完全に繁落としての働きが分れてしまった。浜清水は江戸時代二百六十余年にわたる、はなやかな港町時代となった。

〔清水町沿革誌〕

我清水町地着上殿モ変遷ノ甚シキモノヲ向島トス乃チ現今ノ清水受新田及入江受新田ノ地ハ古来字向島ト総称シ来リ新開畑等アリシモ大縄場ニ属シ見取場ト称スル其他ノ砂地ハ多ク潤干場ニシテ内川ニ沿ヒタル元船造場ハ和船ヲ製造セシ処船揚場ハ冬期ノ間漁船ヲ引揚置ヒ置タル所トス此等ノ地今皆宅地ニ変換シタルナリ按スルニ往古ハ向島ナル地ナク当時総テ海面ナリシモノ慶長以来数次ノ地震風清ノ変災ヲ経テ遂年沙洲ヲ生シ其結果漸次地盤ヲ加ヘテ遂ニ向島ノ称呼ヲ生スルニ至ル所謂滄桑ノ変ナルモノ向島ニ在リテハ固リ異事トセサルナリ、

参-10

三保、往古から地形変化がはげしかった。

〔安倍郡三保村誌〕○静岡図蔵

三保ノ変遷

三保島ハ海潮風浪ノ影響ニヨリ一部ヲ洗ヒ去ラレタルアリ、或ハ寄洲ヲ生シタルモアリ　又地震ノ影響ニヨリテ、土地ノ一部ヲ陥落セシアリ　土地ノ一部ヲ隆起セシモアリテ洲帯発達変遷シ　遂ニ今日ノ如ク陸地ト連続スルニ至リシモノナルベシ　若シ三保村ガ最初海島ニ生成シタリトセバ　何レノ時代ニ於

干陸地ト連続セシ力明カナラズ

不二見村沿革誌ノ著者　金子儀氏ノ考証ニヨレバ

往古　折戸ト駒越トノ中間ハ海底ニシテ　潮流急激ナル瀬戸ナリト断ジ　人麻呂ノ歌「千早振　有度のわたりの早き瀬に　逢すありとも　後に我妻」ヲ引証シ　又折戸ノ古名瀬折戸トイフハ　瀬ニ下リロトイフ義ナリト訳セリ（取書）旁考ノ為メ抄録ス

○

羽衣浜ハ　古洲砂約二三町沖ヘ突出シ　彼ノ有名ナル羽衣ノ松ハ　風浪カ地震ノ為メ二海底ニ没シタルモノナリトイフ　其年暦詳ナラズ　今日ノ羽衣ノ松ト称スルハ　極メテ新シキモノナリト云云

（駿河記）○桑原藏泰著

頭書に云、並木ヶ崎は今の本郷の方の海なり。今伝馬町と云処の浜筋なり。

此合戦の頃並木ヶ崎と名付たる所なし。駿河国武田の領と成、七年の後、天正中穴山梅雪江尻小芝の城に在住の時、今の向島より二町計も江尻の方に並松を植て、並木ヶ崎と名付しよしなり。

其後天正の末より慶長年中まで、段々海へ欠て不残海と成る。今の向島は、並木ヶ崎と云所より、今入清水湊へは凡七八丁程の遠干潟の海なり。今の地勢とは大きに変たり。今の三保の貝島は、本郷へ五六町も段々と欠込海となるなり。天正の頃の清水の田地高石も欠込海と成、実相寺妙慶寺へ今川家より寄附の田地も、今の美の輪の海中にあり。又今の庄府と清水の境の橋あり。天正の頃この（巴川幅二十間余もありて、深き川にて湖のごし引あり。また天正の頃までは江尻より清水へ陸続の道はなし。今の向島は連々と出洲にて其後出来たり。貝島は連々と海に成、寛永年中迄は貝島に駿河大納言忠長卿御浜御殿ありしなり。夫にて考合すれば、人馬にて今の様に渡事は難成所なり。今引汐には自由に向島へ往来成と、云云

以上中田氏の祖記録する処なり。今其往昔の地勢

を考るに便なればここに録す。

（都司注）「頁書」とは「今川軍記残篇廿四巻」をさす。また「此の合戦」とは永禄十一年十二月の武田信玄軍と今川勢との戦いをさす。

（安部郡不二見町誌 一〇 静岡県図誌

地形ノ変遷

不二見村ノ地形ノ古代ヨリ変移シタル形跡ノ存スルコトハ屢ミ記載シタル所ナルカ　ソノ変遷ヲ来シタル原因ニツキテハ種々アルヘケレトモ其ノ著シキモノハ流水ノ作用　海潮ノ作用並ニ地変カトニヨリテ海底ノ隆起ヲ生シ古ノ海辺ハ遠ク西ニ走リテ現時ノ地形ヲ見ルニ至リシモノナラン

不二見村ヲ流ルヽ河川ハ皆ソノ水源ヲ有度山ニ発ス有度山ハサマデ高キニアラスヌ大ナルアラス　而モ亦之ヲ構成スル地質ニモ大ナル変化アルニアラサルカ如シ　ワレト太古ヨリ大気ニ暴露セル山骨ハ褐断ナキ風化ノ作用ト人為ノ作用トニヨリテ其ノ表面ヨリ漸次崩壊剥爛シ雨水ハ之ヲ山下ニモタヲシ大雨ハ土砂ヲ流出シテ山下江海ヲ埋没シテ田野砂洲ノ地ト化シタルコト多カルヘク特ニ巳川ハ現今ハ本村ニハ直接関係ナシト雖モ上古ハ有度村ノ浜川吉川及入江町元追分上清水等ノ地ト共ニ実ニ其ノ河口ニ当リタルナリ田記ニ

安倍川ハ往古静機山ノ麓ヲ過キ東流シテハ南流シテ大谷ヲ過キ海ニ入リソノ本流ハ当谷ヲ過キ上リ土ニ出テ浅畑ヲ水ト合シテ巳川トナリ清水ニ入ルワレハ元弘　武ノ頃ハ駿河入江庄ハ海道一ノ難所セトノ称アリシカ慶長六年乃至十三年徳川家康府中城ヲ築キテ安倍川ヲ上流宮村ニ阿キ南下シテ業科川ニ合流セシメテヨリ巳川流域ハ大ニ縮少シタリ

之ニヨリテ慶長以前ノ巳川ヲ見ルニ　ソノ流域ノ広大ニシテ水勢ノ急激ナリシコトハ　現時ノ安倍川ニ見テ之ヲ知ルニ難カラス　故ニ此ノ川ニヨリテ横亘流下セル土砂ハ前記有度山諸川ノ流下セル土砂ト相

合シテ海口ニ入リ駿河湾ノ風涛ノ作用ト相俟チ　又駿河湾ニ起レル幾多ノ大地震ノ低地隆起ノ作用ト相合シテ土地ノ変遷ノ原因ヲナシタリ　今ソノ変移ヲ尋ヌルニ現所本村ニ於ケル耕地　浜田或ハ磯田ト称ヘテ清水内海ニ臨ムモノハ勿論有渡山麓ト中央部落トノ中間ニ位スル稲田モ地勢低窪ニシテ之レ皆上古河海ノ流域ニシテ其ノ痕跡歴トシテ徴証スヘシ　又是等ノ田地ニ於テ井ヲ鑿チテ往々蛎殻ノ層　牡蠣ノ層ニ合シ又船具漁網ヲ発堀シタルノ事実ニヨリテモ其ノ然ル所以ヲ証スヘシ更ニ古地名ニ考証スルニ至リテハ一層信スルニ足ルヘキモノアリ

一棚清水　民部省図帳ニハ其ノ広袤ヲ記シテ東西七里五間三尺南北十二里三間トアルコト前記ノ如シ今之ヲ実際ニ徴スルニ如此広袤ノ地ヲ以テスレハ之ヲ宮加三加茂以北ノ地ニ求ムルニ有度村浜川吉川ノ地ニ過クルモ尚ホ足ヲサルカ加シ　此ノ地ハ或ル一部ヲ除ケハ当時多クハ無人ノ海島若シクハ砂洲ニシテ散在二分レ所謂棚清水ヲ以テ呼称セラレタルモノ、如シ　矢部村松　深沢ノ村落ハ皆当時有渡山麓ニ在リテ現時ノ清水町ノ地ハ未タ成立セサリシナルヘシ

二矢部渡　矢部渡ハ上代南矢部ト北矢部トノ中間ニアリシ瀬戸ナリシコト前記ノ如シ　今コノ地形ヲ相スルニ南矢部ト北矢部トノ中間耕作地ハ馬背ヲナシテ水流ヲ南北ニ分ツ　又北矢部ト南矢部芦ヶ崎トノ間ハ地域特ニ狭小ニシテ一色沢ヲ通シ小海峡ノ痕跡アリ　矢部渡トイフハ北矢部ノ旧地ヲイヘルナリ　蓋上古ハ海水深ク山麓ニ及ヒテ南矢部ト北矢部トノ中間ニ於テ瀬戸ヲナシ　此ニ因テ之ノ名ヲ得タル者ナルカ如シ　駿陽名君実代記ニ云、

元禄元亀（ママ）ノ頃ヘ紀元二千二百二十五年ニ当ル

三十二年ニ武田信玄久能ノ観音ヲ追立城山ニセシ時江尻小芝城ニテ勢ヲ揃ヘ小芝城ノ水門ヨリ船ニ乗リ七日市場ヘ着南小坂ヨリ□山光明

寺境ノ内前通リ南矢部ヘ越　補陀落山妙音寺境ヨリ殿沢ノ渡ヲ越シ蔵ヘ出ル能山ヘ取詰タルコト三度終ニ攻入ル

トアリ此ノ記文ニヨルトキハ即チ海水ノ深ク有渡山麓ニ達シ清水内海ノ潮水ハ妙音寺附近ヨリ駒越殿沢ノ地ニ及ヒシコトヲ知ル　此ノ事実ヨリ推究スレバ殿沢及妙音寺附近ト地勢概ネ一帯ノ低下ヲナセル南矢部　船越ト北矢部下清水トノ中間ノ地ハ恐ラク亦海潮ヲ湛ヘシナルヘシ　信玄通過ノ条ニ「南小路ヨリ□山光明寺前通リ南矢部ヘ越」トアリ証スヘシ

又北矢部村雲門山新定院済家ノ西大沼ト称スル所アリ　又同寺ノ寺領ニ葦野トイフ所アリ　又一色沢（村松トノ境ナリ此沢昔ハ入海ニシテ橋ヲ渡フ慶長年中有度橋トイフ川下ニシテ和泉殿川ト云）ノ辺ニ葭ヶ崎（アシ）ノ字アリ　是等ヲ以テ考フレハ昔ハ美濃輪ノ入海大沼マテ差入テ長ニ渡ヲナスカ　此地スヘテ大ニ窪シ又中河原ハ北矢部ノ旧地ト南矢部ノ間ニアリテ元追分金屋橋ノモトニ入ルトヲ以テ考ヘ合セハ矢部渡カ北矢部ノ地域ニ在リシコトヲ知ルヘシ

三有度橋　前節一色沢ノ割註ニ此沢昔ハ入海ニシテ橋ヲ渡フ慶長年中有度橋トイフトアリ　此地ノ小字タリシコトヲ証スルノミナラス橋ヲ渡フト云ヘハ即チ船ヲ浮ヘテ橋トセシコトヲ知ル　是レ上代矢部渡駅船ノ遺風カ　慶長年中マテ猶存セシモノナルヘシ　其後北矢部ト南矢部芦ヶ崎ノ双方ヨリコノ地ヲ埋メテ道路ヲ築キ中央ニ板橋ヲ架シ低地ハ堤防ヲ築キテ水田トセルナリ

四中河原　南矢部　船越ト北矢部下清トノ間ヲ経テ元追分金屋橋ニ入ル　中河原附近一帯ノ低地ハ上古入江町北方ヨリ巳川ヲ経テ潮水ノ回旋曲入シテ妙音寺附近ノ海潮ト矢部渡ニ於テ合シタル流域ナルヘシ　矢部渡ノ西岸ニアル船越ハ慶長十四年ノ創立ナレトモ其ノ村名ハ上古ノ遺跡ニ取レルモノ

ナルヘシ　猶不駒越殿田沢ノ渡ニ船越ノ地名存ス
ルカ如シ　又上清水ノ南方ト清水光明寺附近ニ接
シテ外不過潘屋殿トイヘル地名アリ　光明寺附近
西南ノ稲田ハ概ネ低窪ニシテ水流ハ北天部ノ西ヲ
経テ一芭沢ニ入ル中河原ト方向相反ス　以テ天部
ノ地勢ヲ知ルヘシ

五殿沢渡　駿国雑誌云有渡郡駒越村ニアリ　駿陽名
若手代記云大永ノ頃ハ紀元二千百八十一年ニ千
百八十七年ニ迄ハ別府殿沢駒越三村一所ニシテ入
海ナリ　故ニ船渡シテ通ル是ヲ殿沢ノ渡ト云殿沢
ヲ舟渡シテ駒越ハ渡タル故駒越ノ越ヲ取リテ船越
トモ云タルベシ　此ノ渡ヲ埋メテ田地トシ村松
三沢　鴨　駒越ノ村々ヘ封彊ヲツキ橋ヲ架ケ土堰
ヲ入レ久能海道トナリタルハ元和二年ノ事ナリト
アリ　現今駒越殿沢ノ対岸ノ地ニ船越　磯田ノ地
名アリ　元和二年ノ此ノ大工事ハ村松　宮加三
駒越　増　蛇渡ノ有マル広大ナル永田ヲ開拓セリ

目下ニ於テモ加茂ノ入海ノ痕跡ハ南ヨリ西ニ廻リ
北進シテ村松海長寺ヲ背後ニ過キテ原ノ地ニ達シ
駒越入海ノ痕跡ハ駒越ノ北ヲ回リテ西ニ土手殿沢
ヲ過キテ別府ニ及ヘリ

六有渡浜　風土記云富渡郡有渡浜　自ニ久能浦一
至ニ御穂宮服之神社前一都行程七里　自ニ有渡浜一
駿河名跡志ニ有渡郡有渡洪スヘテ本部ノ東南ノ浜
海ヲ云也　童蒙抄ニ
むかし駿河国の有度浜に神女あまくだりて舞し
をつつして今の世にするか舞とて東遊にするな
り
後拾遺　式部大輔資業　伊予守に侍りけるとき
彼国の三島明神に東遊して奉りけるを読める
能因法師
うとの浜にあきの羽衣むかしきて
ふりけん袖やけふのはふり子
七有渡ノ渡　有渡郡有渡浜ニアリ今ハ絶タリ

六帖　　人麻呂

千早振有渡のわたりの早きせに
　逢すありとも後にわが妻

有渡浜ノ地ハ西久能ヨリ東三保ニ至リ其間折戸駒越ニ於テハ土地幅広ク中部ハ地勢高クシテ松林アリ　之ヲ越エレハ白田アリ　曾ヲ過キテ坂路ヲ下レハ海汀ニ達ス　此ノ地ハ風カト海潮トノ作用ニヨリ安倍川其他駿河ノ諸川ノ流出スル土砂ヲ沈積シテ永享月ノ間ニ其ノ面積ヲ増加セルモノニシテ此ノ作用今モ継続ス　即チカノ北作用ニヨリテ潮流急激ナリシ有渡ノ渡ハ泰長朝以後ニ遂ニ埋メラレテ平地ト化シ了ハレリ　コノ渡ノ旧地ハ駒越ト折戸トノ中間ニ存シテ外海ト内海トヲ隔離スル狭隘ナル平砂ノ地ニ当ル　今此所ノ地層ヲ見ルニ駒越五軒家附近ト三保村折戸トノ地層トハ之ヲ概并ノ、状況ニ徴スルニ上層ハ一般ニ細沙柔軟ニシテ之ヲ過ケレハ挙大ノ石塊層ナリ　コノ石塊ノ層ハコノ地層ヲ急潮ノ流威タリシ痕跡ト認メ得ヘキモノニシテ石塊ノ層ヲ過クレハ普通海底ニ見ル所ノ青砂ノ層アリ　井水ハ石塊ノ層ヲ穿テハ波ユニトヲ得ヘシ　潮候ニ従テ多少井水ニ増減アリト云フ

又駒越附近ノ伝説ニ依原景時コノ渡ヲ騎渡シタリトモ　マタ義経ノ臣鈴木三郎カ騎渡シテ三保ニ入リタリナト云ヘハ有渡ノ渡ノ地カ此所ニアリシコトヲ得ルヘク三保磯山ノ名　三保海島ノ名ノ旧記ニ見ヘタルト風土記ノ駿河東南海島多而河流帯レ之焉トアルニ対照セハ相発明スル所アルヘシ

地形ノ変移斯ノ如ク往古以来野渡海磯ノ桑田ニ化シタルモノ甚タ多シ　更ニ尚本邸田ニツキ要約スルニ天部渡ノ埋没ハ北天部及原村ノ転住ト開墾トヲ促シタルヘク慶長十四年船越村ノ創立ハ天部渡ノ古地ニ荒蕪地猫多カリシニ因ルベシ　有渡ノ渡ノ埋没モ其ノ附近ニ人民ノ移住ト開拓トヲ促シテ駒越ニ斉藤諸氏十三戸ノ部落ヲナシ殿沢ノ渡ヲ廃シタルハ元和二

年ニシテ之ヲ為ニ駒越・鴨　三沢・村松ニ於テ広大ナル水田耕地ヲ得タリ　駒越ト加茂トノ中間内海ニ臨メル地ハ嘉永ノ末年ニ於テ開墾サレタリ　下清水及北天部ト清水町トノ中間ニ存スル水田ハ慶長年中江川ト称シテ潮汐ノ通スル所舟ヲ浮ヘタリシカ　其ノ後漸次ニ開墾セラレテ水流ヲ縮小シタリシモ　安政大地震ノ際ニテハ猶海潮モ来リテ鬼童ハ垂釣ヲ試ミタリシナリ　サレト今ハ五六尺ノ巾ノ清ヲ残シテ僅カニ汚水ヲ通スルノミ　村松清水地先新田及村松宮加三・浜海新田ハ慶応元年ニ於テ開キシモノナリ

清水松井町にて多くの人骨出る。昔の地震津波による死者か。

（静岡県安倍郡誌）○清水市の条

（万霊碑）松井町松ヶ崎神社境内にあり　光格天皇天明二年播磨屋作左衛門　此の地の暴波浪の為めに侵され御蔵屋敷まで海水の浸入することあるを以て之を築かん為めに石垣を築きしに　多くの髑髏の出でしかば之を集め葬りて　供養の法会を営みて碑を建つ　形石灯籠の如し。

（海船橋）海船橋の古跡は入江元屋敷にあり　里人いふ、古此辺まで海船入りし故に然かいへるならんと又今川氏の開船蔵も此辺にありと雖その年代詳からず。

（安倍郡清水町誌）○静景図会

万霊碑

万霊碑は松井町松ヶ崎神社境内にあり　天明二年播磨屋作左衛門　此地の暴波浪の為めに侵され御蔵屋敷まで海水の浸入することあるを以て　之を築かん為に石垣を築きしに　多くの髑髏の出でしかば　之を集め葬りて供養の法会を営み　万霊碑を建つ（中略）此地より多くの髑髏出でたるは　地理学上の考証となるべきことなるが　古き絵図に依れば　此辺より今の巴川を越えて向島の地にかけて　海中に突出て居りしが　寛永　明暦　天和　宝永年間数度

の震災海嘯等によりて海となりて　天明の頃に至りしものゝ如し。

此辺妙生寺の旧地なりしことは　妙生寺の条に既に記すが如し。蜀魂は或は妙生寺所属の墓地のものならんが　又享保十七年御米蔵の建てられし頃まで此辺に火葬場ありて　同十八年他に移せしこと旧記に見えたり　これ等の関係より蜀魂の出でしにはあらざるか　記して疑を存す。

参-12 神師は太古海であった。

（「奄原郡西河内村誌」）○静県図蔵

現今ノ神師村ハ太古ハ海ニシテ道路ハ遥ニ山手辺ニ在リシ由ナレドモ年代古クシテ詳知シ難シ古ノ一道中記中上方ヨリ下ル者ノ記録ニ「洲着島（今ノ鈴木島ノ遥ニ右方ニ見ユル」云々トアリ後星霜ヲ閲スル事多ク此ノ間モ亦二連続シテ陸地トナリシ者ナラン現ニ西久保区西部ノ高地ヲ発掘スレバ往々蜊貝ニ似タルモノノ化石シカカリタル物出ズル事アリ

参-13 安倍川源流大谷崩れ　十六世紀から十八世紀に崩壊をくりかえす

（「ふるさと自話」）二十　○「厳しい自然災害」　静岡新聞社編

山地崩災も本県の大災害の一つである。安倍川源流の大谷崩れは　俗に日本三大崩れの一つともいわれる巨大な崩壊地であるが　この崩壊は十六世紀から十八世紀の初めごろまでに起こったもので　その際繰り返された土石流は　大谷川、安倍川の谷を数十メートルの厚さで埋めて　七キロ下流にまで達したという。このため谷底近くにあった集落は　焼畑地のある山腹　山稜頂に移住せざるを得なかったともいう（町田洋氏による。）また有名な大沢崩れは富士山のやわ肌をきざむ浸食谷の中では最大の谷であるが　ここではこの谷のでき始めから現在までの約十年間に　数十万立方メートルの浸食が行われたという。県内にはこれらのほかにも大崩壊・大地す

べり地が数多く分布するが　それは本県の山地が急峻である上に　地質がもろく　また雨も多いからである。

参-14 焼津　往古より侵食をうける

〈焼津市誌〉

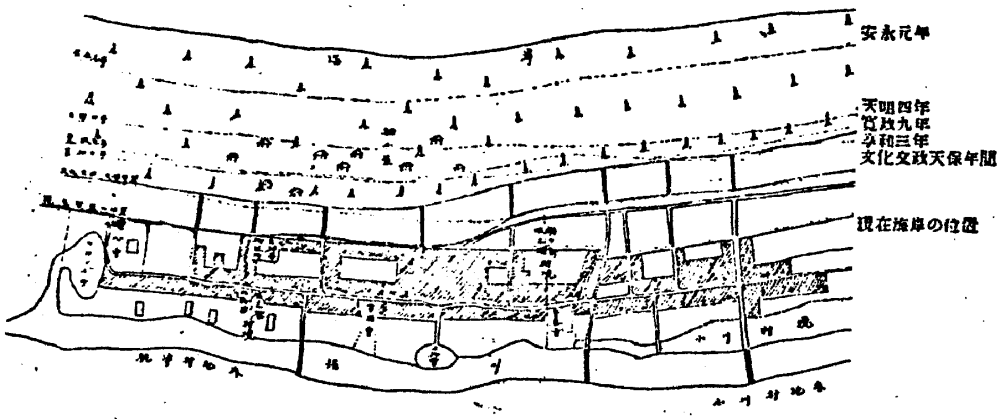
本市は　駿河湾を隔てゝ太平洋に臨んでいるので往古からしばしば波浪に侵されてその災害を被ったことは枚挙に遑がない。昔は現在の海岸から十数町隔てた海中が人家のあった処で　東益津村坂本林実院の旧地は数町歩きの海中にあったと言い伝えられている。

参-15 焼津はしばしば津波の害を受けた。

【駿河記】○桑原藤泰案ずるに　焼津の条
然るに其後此地野火或は海立の災度々ある地なれば　早く神社を国の西に今三社頭郡焼津遷宮し奉て此地は焼津の地名を改て旧の大野荒妙にて小野なるを砂大野に作るものか）砂山浮島原なんど　土地のありさまに名を変革せしなるべし。

【焼津市誌】上　○昭和三十年版

焼津海岸は　天然に何等の被覆がないので往々激浪が陸地に押寄せ　従って海岸は浸蝕され時代と共に大なる変遷を来すに至った。即ち安永年間以前には　二条の護岸堤防と一つの河川があって　海岸には幾多の松樹が林立し広濶たる海浜であった。安永元年の破浪のために護岸堤の一部は破壊され　更に天明四年に再び被害し　寛永九年には更に激浪のために打こわされた。享保三年の頃には僅かに残った一条の河川は堤防と共に全くこん跡を止めない有様となった。文化十二年から海浜は益々減少し　今日に至るまで約百メートル余りの陸地が浸蝕された。



焼津海岸浸蝕図

（静岡県志太郡誌）

東益津村小浜海岸は　安倍郡長田村石部海岸と連り　大崩山脈海岸に聳え　砂浜極めて狭く　山麓を来むるに非らざれば海岸を通ずる能はざる個所あり　小浜・浜当目は岩礁突出し　暗礁散点す。其の他の海岸は砂浜なり　従て海底も小浜近海は岩石なれ共他は砂礫にて　曳網使用に適せり。然れども沖に出づれば泥土を以て被ふ。先きに述べし如く海岸は砂浜なるが故に　海岸線も従て変遷し易し。即ち東益津村小浜附近は着しき変遷なきも　其の西方なる当目は　瀬戸川漂砂のため土砂堆積し　年々平均二丈内外の陸地を広む。

焼津は　浜当目に反し　陸地は漸々浸蝕せられ　従て年々五尺内外の砂浜を減ず。

小川村の内会ヶ島は　焼津の如く甚だしからざるも　年々約三尺位宛を浸蝕せられつゝあり。

和田浜及静浜村にては　著しき変動なきも　年々

約一尺内外は陸地を増す。

西端吉永村に至りては　年々歳々陸地を増加し来り。就中飯淵は　今尚ほ年平均一丈八尺以上　利右衛門は六尺　吉永は五尺　高新田は四尺の割合にて其の増加に差あるは　大井川に出水ある毎に土砂を漂はし来り　海流は西より東に流るゝが故に　漂砂は川尻に多く　漸次遠ざかるに従ひ減ずるが故なり。吉老の言に　六十年前より飯淵は三町余　利右衛門吉永は　一町内外を増加し　而して其の地には松樹を移植すといふ。

○

焼津港　焼津町に属し　瀬戸川の下流海に入る処をいふ。広東西二十五町袤南北一里二十町に達し　天然に何等の被覆を受けざるにより　往々激浪を起し往々陸地に押寄せ従て海岸の浸蝕となり大に変遷を来せり。即ち安永以前には　二條の護岸堤防と一つの河川とありて　海岸には幾多の松樹林立し　広潤なる海浜たりしが　安永元年に破浪のため護岸堤の一部を破壊し　以て天明四年再び破害　寛永九年更に激浪のため打壊され　享保三年の頃に至りては一条の河川と堤防とは全く痕跡を止めざるに至り。文化十二年よりは海浜益々減少し　以来今日に至る迄約一町余浸蝕せられたり。

参16 遠州相良の船夫　伊豆に津波あることを予想し　内中する。

（蘆園漫筆　一〇　山本桑山原著　文政八年

卜風雨

相良の船夫予め風雨晦明及び波の高低を卜す。他州の船舶に勝る。言ふ処必ず（不明）爽しならず　七年前善太なる者雇して将に発せんとす。曰く豆相の間必らず海嘯あらむと人皆曰く海気平穏如何が海嘯あらむやと。後救曰にしてこを聞けば豆の下田海浦家を覆し人を傷ふと聞して同舟せず。善太は相中の尤深なる者なりと云ふ。

参-17 相賀の広おさ山　大風　大雨の時震動する

（静岡県史話と伝説）○飯塚伝太郎 法月岳志巻著

広おさの震動

相賀の小字に広おさと云う山がある。この山はどう云う訳か昔から大風が吹いたり　大雨が降ったりする時は不思議に震動するので　人々は恐れて　此の地底には何か魔物が潜んでいて　魔物が怒って暴風雨と呼ぶのか　或は暴風雨があればこの魔物が暴れ出すか　どちらかであろうと云っていた。そして嵐になると近所の人はこの地下の魔物の心を和げるよう祈っていた。ところがそのうち　この正体は地中に棲んでいる螺貝のためであると云われるようになった。古書にも

「里人云　当地にヒロオサと云う地名あり。此の辺大風雨ある時は必ず土地震動す。疑らくは螺などの地中に潜めるにや」と　それからは螺なら心配することはないと云うようになった。

参-18 島田に地震　津波の予知法伝承される

（島田築島歴史雑築）○坂野徳治著

○暴風や地震にて棒虹が立つと大風か津波の兆

○地震の時は其の直前遠雷の様な音がする

○地震の直前稲光り様の白い光を発する事がある

○此の時音のする時としない時がある

○井戸水が急に増したり枯れたりすると地震の前兆

○井戸水に白青色の濁り水が混ざると地震の前兆

○朝焼けが茶褐色で雲迄同じ色だと地震の可能性が強い（此れは私の体験から）

○夏以外でむし暑く感じ風が全くない日は地震が起きやすい

○陽炎の様な白気が空に上ると地震　又は津波の前兆である。

○季節外れに地中の生物などが　地上に出て来るのは大地震の前兆

○ねずみが急にいなくなると蛇が住んだか　火事

又は地震の前兆

○燕が急に来なくなると蛇が住みついたか、火事の前兆

○夜中に鶏が鳴くと火事の前兆　又騒ぐのは天災地変の前兆

○蜂が家又は家の附近に巣を作ると其の年は火事が起きない

○虹が海の方向に真直に出ると津波の前兆

○犬は微動の地震にも感へ私の体験から）

○犬の長なき又は遠吠えは　其の附近に火事　又は凶事あり

○海鳥が山に入ったり　民家の屋根にうずくまる時は津波の前兆

○地鳴りがする時は地震が起きやすい

○俗に良すぎる天気は危険　俄か雨がなければ天地に異変が起きやすい

○津波は暴風に依っても起る

満月　新月の頃の暴風に伴って大高潮がおそう事がある。

○暴風の直後に突風が吹く

高田でつむじ風　竜巻　はやて等と言う突風は低気圧の周囲に起るので暴風の通過後に出来る事が多い

○地震　暴風等に依って天気が急変する事がある

○悪い天気が数日続くか　又は数時間前に荒り当てなり程の引潮の時は津波の前兆

○頻繁に海鳴が起きると津波が出来る

参-19
遠州横須賀往古より隆起続く

（横須賀原始考）○「遠江資料集」所収

石津という所もこの所入江の頃江中の津にして船より何くれのものをあぐるものなり、されど風波のうち寄する荒磯なるべければ　石にて囲めたるし其石ことごと敷見ゆれば石津というならんか　今より六七百前より福田浜口を結ばせ給ふとて土人に仰

言ありければ　此石津の陸田の中より石を出すこと夥し　此辺元よりの砂地にして石のあるべき所ならねど　土にもいろ往年波よけの為めに石もて固めたることと思ふべし　鹿城子曰く　石の字古語には石といはず石といふはいと近き頃のことにや　古くは岩をこそ云ひけめ　されば石よりして石津と名を負はせたらんには近きわたりのことなり詞の上にて石と呼び来りぬらん　今はいかめし等の意味していと厳重に見えつる津なるべきか　砂の重りたるを云へるにや　日本記に重りかし厳矛(いかしほこ)なるをいふ。

此辺凡て江によりたる所なれば　石津のうちに泰岩寺の山号を江崎山といふ　撰要寺の山号を景江山といふ　外な江によりて名を負ふせたり　御城の前一片の大江あり乾泣ひさまめして入江あり　うしとら連山景峰せし所なれば地の利第一の所として　大須賀氏も此所に城地を占められしなるべし　御城前を中土居といふも　前は江浪岸をうちこなたには御濠にて　その中の大路なれば中土居とはいひなはせしなり　西大洲は天王森といふ所の東に松樹の古木今に船繋ぎの松という　是も古入江の時此松へ大船の大綱などつなぎしといふ　又清ケ谷村の中に河岸揚げといふ所あり　此所も昔荷物を河岸に揚げし所となん　撰要寺山の後に姥母が懐といふ所も大湊の頃　此所に舟がかりすれば嬰児の姥母が懐に入りし心地せしより舟長共の誘にいいしとなん　これ等は大昔のことにしていつにまれ大江にてありしと　村村の地名も水によりてなづけしこと多し　大洲村今沢村岡崎村の類なり　関東崎というも高天神の城攻戦の頃　関東の兵どもを出したる所なれば、かくいう或は関東の人ここを開さし故にいふなどいへれど　愚按に此所も大江の時関東の荷物何くれとあげし所故関東崎と思はるるなり　（中略）今中新田村の土橋を出て右の方に百姓家共二軒あり　是もここに入江ほそりても尚江の幅広きままに　舟にて往来の人

を渡しけるが　其時この百姓家は渡し守にてありける故　中新田の村並を外れて只二軒のみ堤の際に民家あるとぞ。

〔横須賀根元歴代明鑑〕

遠州城東郡横須賀の城は　天正六戊寅三月十一日より馬伏塚の城を引いて御普請初り　御城出来して城飼郡を城東郡と改しとも云　又近代遠州の国絵図を浜松より横須賀へ被仰付　出来の節郡の儀窺候後は　城東郡と唱可申候由御上意也　此城御築し節は城の西南は汐さし引の有入海にて　北は深泥沼の池にて水の中に城存有故　長蛇の陣方両頭の蛇をかたどり　西大手　東大手と名付給うと云　山写敵応山松尾の城と号す。

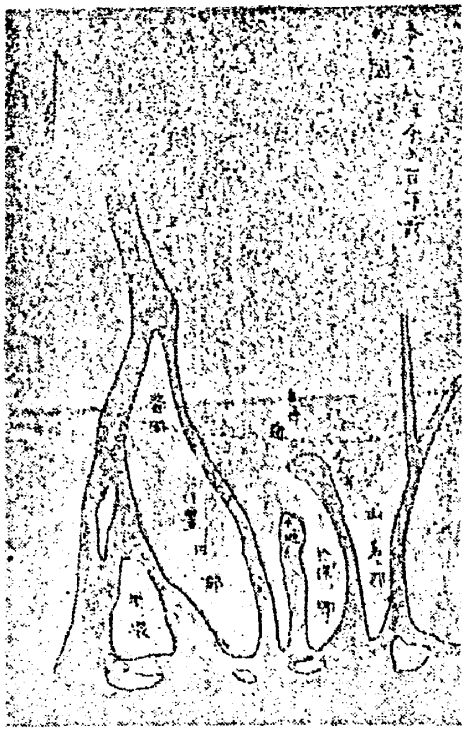
参-20
太古遠江中央　天竜川流域に「磐田海（いわたのうみ）」あり

〔ふるさと竜洋〕○竜洋町教育委員会

大の浦

遠江風土記伝巻第一「国之大体」の条頃に　太古遠江の中央に「磐田海」と呼ばれた入江があり　東西三里　南北五里の広さをもって　三方原と磐田原の間に湛（たた）えていた。故にその国名を「遠津阿不美」と称したと記されている。しかし遠江の名称がそれによって生まれた程大きな湖沼が　歴史時代に入って　磐田原と三方原との間にあったと決めつけることは　地形上からも　地質学上からもやや無理なようである。だが太古は　磐田原の南端見付台地は海中に突き出ていた。その為　海波は直接この台地の南岸を洗っていた。比較的土質が弱かった中央部が浸蝕され　約二kmほど北方へ入江をつくった。それが現在の城の崎と府八幡宮の西台地に抱かれた「今の浦」の湿田地帯（現在は住宅地に変りつつある）である。その中央を今の浦川が流れ　この情景から太古の入江と南部に広がる磐田海を目に浮かべることができる。現在今の浦川とその上流である中川との境界付近を「川尻」と呼ばれているのも　河口の

意味を持つものと思われる。そしてこの今の浦が外海の磐田海に直結していたのは　今から二千年か三千年以上も古い時代ではないかと推察される



今より凡そ1,500年前の図

その後　この磐田海＝大の浦は　土地の隆起活動と　南西部の天竜川から流出される土砂に埋められ　また南東部の太田川からも押し出される土砂が堆積して　平地が次第に水面に現れてきた。従って北方の台地に近い方の海底は埋め残され　ここに取り残された海跡湖を生んだのである。この海跡湖は西方の天竜川に比べると　比較的土砂搬出量の少い東方の太田川方面に延びていた。こうして出来た海跡湖即ち後世の大の浦は　石器時代から金石併用時代にかけておそらくは現在の浜名湖のように　当初は更に大きな湖口を太平洋に向って開いていた半塩半淡の湖沼であったに違いない。それは磐田原台地南縁の貝塚から出土される貝殻の大部分が蜆であり　しかもその貝殻は全部例外なしに半塩水に産する大形のものであり　あとは海水産の蛤　浅蜊（あさり）等であることからも立証される。こうして出来た入江は　金石併用時代から古墳時代のはじめにかけて　次第に江口をちぢめ遂には開塞され　水もまた自然に淡水に変わり　天竜川太田川の河道が変るにつれて　流れ込む水の量も従って増減し　時代によってはこの湖の面積も拡まり現在の浅羽町から小笠連山の丘陵に達する程の大湖と現出したとも考えられる。このことは恐らく有史以前の有様であり　その後太田川や原野谷川の川尻は次第に土砂を流出して　この湖の

東部を次第に埋めていき現在の浅羽平野を形成していった。（中略）



今より凡そ7,800年前の図

有史時代に入り　大の浦の形は次第に縮小されていった。その後見付の地に国府が置かれた奈良時代の大の浦の景観は　白砂靡波　豊漁の地として遠く郡の聖武天皇のお耳にまで達した程の名勝地であった（万葉集巻八）。

降って鎌倉時代にも東関紀行その他の諸書に　大の浦についてふれている。更に安土桃山時代には徳川家康が屢々ここに鷹狩を催したことが伝えられ磐田市御殿はその名残である。この時代になると湖沼も次第にその水域が狭く　浅い沼地となり慶長初年の太田川改修後は　河水の逆流がなくなったので葦、蒲類が群生して水鳥の棲息には最適となり　狩猟の名地ともなった。従って干拓も容易となり　湖沼の姿を全く失って　今日では直径わずかに四百mにも足らない「大池」となって大の浦の昔の痕跡を残している。

このように早く埋れて平地となった所には田畠が相ついで起り　湖中の洲であった高めの箇所には集落がつくられた。大原　大之郷　大和田等の地名は大の浦の「大」をとった名残であり　その他「岡」「島」「原」「池」「野」「平」のつく部落名からも発生当時の様子が想像される。その内「島」のつく部落を拾ってみると　内の島　北島　雲雀島　保六島　堂島　豊島　鮫島　小島　海老島等々極めて多い。（中略）

現在掛塚地内に「江口」という部落名があることから　その辺が河口であったものと推測される。室町時代中期の書物には　文明十七年（一四八五年）僧湊桶万里という人が浜名湖を渡って引間（現在の浜松市内）に出て　風待ちのために引間に一泊しようやく天竜川を越えて掛塚に着いたと記され　引間に一泊したのは二里（八km）の海があったからとある。この頃には　現在の浜松と掛塚との間には二里の海が横たわり　港としての形も整い　現在よりもずっと湾入したところに位置し　天竜川河口も今よりもずっと広かったようである。

（遠江国風土記伝）七の巻四部

大海

郷人曰く　此地は昔水湛えて海と為る　故に大海と按ずるに三代実録貞観七年五月八日　遠江国正六位上淡海石井神に従五位下を授く、今大海の南方に磐未詳田と云ふる井村あれども是の社無し

○

上件の上島より以下倉中瀬まで十八村は　池田庄園の西北　凡そ倉中瀬に至る二里羽、上島に至る三里半余なり　昔は磐田の海中なり　潮涸れて島と為る　故に島名を負ふ

○

（今之浦）取南にあるなり　古老曰ふ、昔入海の時は　海潮鳥の東北に到る　故に魚貝の産あり　又入見神社坐すと　今此社なく　又魚貝なし　既に潮去って田と為る　中に一水の流あり　福田海に入る　時として大潮到り則ち田苗を損す　秋曰（ナヨシ）名吉　波是と捕ふ（ハゼ）

○

富士記行　帰に　遠江の府近く成て今の浦と申す海あり湖水なり
残る日も入海ちかく見えてけり　此夕暮のけしき
浦浪　萩亮考

（校正郷里雑記）一〇遠江

大乃浦（オホノウラ）

其郷は今の見付ノ駅の南ノ方に二ノ宮ノ庄と云し所あり　これなり。即今も大之郷村と云村其所にあり。さて其浦は今は皆陸になりて　古の飲宝ノ郷　後に云し二ノ宮ノ庄の村々にて宮る大池の新田と云田地より始て　東南の方に広く続ける山名ノ郡の高なる村々　城飼ノ郡の西ノ堺まで皆古は入海なりけりと見ゆれば　此入海を大乃浦とは云へるなるべし。さて其長浜とあるは　今の西之島　大立野　和口　竝に現今南御厨村戸羽野　また西ヶ崎　初越　松原　東山　梅田　松山など云村々西より東に長く並びてあり。又其南にも大野　同笠　湊　大島　福田など海に浜ひて並ける村々あり。

○

名義ハ此郷大乃浦ノ東ノ極ニテ入海ノ畔ナリケレバ　深キ湖ナドモアリテ飲宝ノ湖ト云ハレシガ　郷ノ名ニモ負ヒケリト知ラレタリ

（磐田郡誌）一〇東浅羽村

本村の成立を案ずるに　往古は海なりし事　地質の状態各地の名称等に依りて　明かなれども　其の何れの時代より　陸地となりて移民の来往せしかは得て考ふ可らず。

（一〇中略）

横須賀郷里雑記に曰く　山名郡の高なる村々城飼郡の西堺まで　皆古は海なりけり。今の西之島　大立野　和口　戸羽野また西ヶ崎　初越　松原　東山　梅田　松山などいふ村々　西より東に長く並びてあり。又其南にも大野　同笠　湊　太郎助　大島　福田など海に浜して並び居る村々あり。此に並ぶの村どもも　当時はかばかしき家居などもなくて　只海中に引続きたる松原にて有りき。

（一〇中略）

横須賀の城の西南海辺に属する村三つあり。郷名も

なく　河の庄などいふ事もなし。されば此あたり昔は海なりけるが、漸々浅せて洲となりたるに　田地を開して住居始し程固なればなりけり。

○見付町

往昔海水湾入し　所謂入海付之地(いりうみつくのところ)なるを以て見付と号けしならむとは　内山真竜翁の説なり。大日本地名辞書に拠れば見付は其の古名を伊摩と謂ひしとありて　考証頗る正確なるに似たり。伊摩と今と国音(○○○)稍同じ　されば伊摩の駅に沿ひたる入海と今の浦といひたるならん。而して伊摩は即ち今にして　其の以前は駅路北方にありしが　入海の址漸々乾固となりて　こゝを交通し　駅家も亦移りて　此地に在るに至りしかば　今即伊摩の名を負ひしか。さらば見付は入海より得たる名にして　浦の名は駅より得たるなるべし。

○

諏訪神社　天竜村天竜字笹子森に在り。

社記に曰く　往古天竜川　浜松附近より東　可睡山脈の南端　天竜村を堺して大海なりし当時は　渡船担当の所なり。

六所神社　天竜村千手堂字村中に在り。

旧古老の伝ふる所に依れば　此の地　往古大方浦の海浜たりしに依り　海神六神を鎮座して産土神と崇敬したりと云ふことあり。

（雄踏町史遺稿）○松舎茂著「雄踏町誌」資料編四所収

子をして暫く夢と思はしめよ。

太古陸地陥落当時を想像すれば　此辺東海地方は三つの大なる海湾を構成し居たるにはあらざるか即ち東は駿河湾　西は伊勢湾其の中央は我遠江湾と(○○○)す。東西の二湾は面積広大且つ水底深きに反し　遠江湾は水浅くして面積も亦小。加之湾内磐田曳馬の二台地ありて半島状に湾内に突出し　湾を三区に分画し東は磐田湖（昔の今の浦）西を浜名湖　中央は

天竜の河(ママ)盂を形成す。

参-21 磐田市新豊院　貞享以後二度の震災にあう

（磐田市誌）下

新豊院　向笠竹之内一四番地

貞享年中（一六八四―七）炎上　その後二回の震火災あり　仮堂のまま現今に至ったが　昭和三十一年（一九五六）本堂等落成して旧観に復す

参-22 遠江新居の二寺　天災に遇ったが移転しなかった

（浜名郡新居町誌）○寺院図載

白羽山神宮寺

天災地変等ノ為メニ移転ナシ

○

橋本山教恩寺

天災地変等ノ為メニ移転シタルコトナシ

参-23 浜名湖の猪鼻支湖西岸　地盤沈下する

（遠江国風土記伝）○現三ヶ日町宇志の条

【宇志】高は三百七十三石三升三合　旧地水没して百姓高平の処に移居す　猪鼻湖中に礎石存す　本多百介益に生る　俊名鈔の宇苔郷是か

参-24 浜名湖は昔　猪鼻　引佐細江　佐鳴湖　今切湖の四つであった　それが中世のつなみのため一つの湖となり　海が切れて塩湖となった。

（遠湖賦）○足立温水着　明治三六年

浪の音遠津あふみの国は　湖より産れる名にして皇都にとほき故をもて号けられたるものとかや　湖水古は国の中央まで広がりしも　桑海の変とかさねて今は西部にのみ形を存せり　浜名湖は浜名の郡名より出り　猪鼻湖の称は猪鼻の地名よりなる　引佐細江は北部の名にして　佐鳴の湖は東部の称なり　今切の湖と呼べるは後小松天皇応永十二年より後柏原天皇永正七年迄　前後四回の海嘯のために沿岸の村落多くは湖底の水屑となりて　淡海は湖と変り四つの小湖は併されて一つの大湖とぞなれりける　此時しも人よびて今切とはとなへしならむ　しかし

て古の今ははやくも今の古となりて遠湖は北湖の総称とはなりにけり　湖水南北五里東西三里周続の水郷二百余村　弁天島　竹島　亮の崎は万葉集にうたはれ　高師の浜はあだ浪に名高し　引佐細江のみをつくしは千載万葉の諸集に見え　白菅の港は天不前後撰の詠による　扇山湖面をあふぐが如く朝日山旭を迎うるに似たり　橋本の君に何をか渡すべきとは、源頼朝が橋本の駅の旅のすさびごとにして　今は駅と共にその俤もなし　古の浜名の橋はその長五十六丈陽成天皇の御宇正税稲一万二千六百三十束もて作られたりとあるは海開以前の形勢なり　新居の関、板築の駅は橋廻勢が哀れをとどめ　（以下略）

（郡司註）「四回の海嘯」とは応永十二年（一説十三年、一四〇五又は一四〇六）、文明七年（一四七五）、明応八年（一四九九）、永正七年（一五一〇）の津波である

参-25 嘉祥三年（八五〇）八月　浜名湖口開塞さだまらず人民が難儀していたので、これを鎮めるため両道彦神社が造営された。

（文徳実録）に

嘉祥三年人皇五十四代仁明天皇ノ年号庚午　秋八月戊申朔己酉　遠江国ニ浜名郡両道彦社列ニ官社ニ。先レ是彼国奏言。此神叢社厳ニ而大湖ニ。湖水所レ浜挙レ土頽利。湖有ニ一口ニ開塞無レ常。湖口塞則民被ニ水害ニ。湖口開則民致ニ豊稔ニ。或開或塞神実為レ之。請加ニ叙典ニ為レ民祈レ利。従レ之ニ

（浜名湖）○浜名郡引佐郡町村長会

平安朝の中期ごろには前記の浜名川によって外海と通じていたが　その後の応永年間　文明年間の大地震　大津波によって現在の舞阪町の浜は大きく（ワカリ）して一面海となり　大洋の怒涛がそのまま潮内に浸入し周辺にあった部落はことごとく流出して多数の被害者を出したほどであった。この大変によって　潮水が湖内に浸入し　現在のような今切口を生じ　このとき以来浜名湖は鹹水湖となったと言われ　さらにその後の地震　津浪等により湖口は一層拡大した。

それ以後湖口はこの付近を中心として　東へあるいは西へ移動し　又河回となく地震　津浪に襲われ湖口はある時には閉塞状態に近くなり　又あるいは拡大し　いずれの場合にも湖内周辺に対しては災害と反ぼしてきた。

（遠湖賦）○正立遠水喜　明治三六年頃成立　遠江資料集」所収

衰の音遠津あふみの国は　湖より起れる名にして
皇都にとほき故をもて号けられたるものとかや　湖水古は国の中央まで広がれりしも　桑海の変をかさねて今は西部にのみ形を存せり　浜名湖は浜名の郡名より起り　猪鼻湖の称は猪鼻の地名よりなる　引佐細江は北部の名にして　佐鳴の湖は東部の称なり
今切の湖と呼べるは後小松天皇元応永十二年より後柏原天皇永正七年迄　前後四回の海嘯のために沿岸の村落多くは湖底の水屑となりて　淡海は鹹湖と変り四つの小湖は併されて一つの大湖とぞなれりける

此時しも人呼びて今切とはとなへしならず　しかして古の今ははやくも今の古となりて遠湖は此湖の総称とはなりにけり

（浜名郡白須賀町誌）○静県図誌

帯の湊　三河国然首ノ渡ト同一視スルモノアレドコハ全ク誤マルモノナリ

浜名湖ノ出テ、西流シテ海ニ入リシ浜名川ノ河口ニアリシナリ　一度高浪起リテ今切ヲ成スヤ破潰セラレテ今ハ只浜名川モ湖ノ湊モ僅カニ其名ヲ遺スノミ

（静岡県大正風土記）

『遠湖振福記』再遊比古神社は大湖と見給ひましく一口の開塞あり是則神のなし給ふと文徳の御記に記せり然るゆゑに湊の開塞と守り給ふ神とて人呼で湊大明神といへりこれ角遊彦神とするべし。

No.	和暦	西暦	ユリウス日	記事	「史料」
314	安政6－Ⅷ－22	1859－Ⅸ－18	2400306	伊豆に地震あり	393
315	安政6－Ⅸ－6	1859－X－1	2400319	伊豆伊郡地震あり	〃
316	万延1－Ⅱ－23	1860－Ⅲ－15	2400485	伊豆に地震あり	〃
317	文久1－Ⅱ－13	1861－Ⅲ－23	2400858	蒲原に二度地震あり	〃
318	文久1－Ⅱ－14	1861－Ⅲ－24	2400859	蒲原に小地震あり	〃
319	文久2－V－23	1862－Ⅵ－30	2401322	蒲原に地震あり	〃
320	慶応1－Ⅰ－27	1865－Ⅱ－22	2402290	伊郡地震あり	〃
321	明治16－V－27	1883－V－27	2408958	クラカトア火山噴火し下田で津波感じる	〃

年代不詳の地震・津波史料

地変その他参考史料

No.	和暦	西暦	ユリウス日	記事	「史料」
282	安政1－XII－1	1855－I－18	2398602	飯田に地震あり	373
283	安政1－XII－6	1855－I－23	2398607	伊郡地震あり	〃
284	安政2－I－27	1855－III－15	2398658	志太郡地震あり	〃
285	安政2－II－	1855－	－	志太郡八雲山崩壊する	〃
286	安政2－IX－28	1855－XI－7	2398895	遠江，熊野大地震，熊野は津波あり	374
287	安政2－X－2	1855－XI－11	2398899	「安政江戸地震」御殿場で被害あり	376
288	安政3－VI－15	1868－VII－16	2399147	伊豆吉佐美地震あり	384
289	安政3－X－7	1856－XI－4	2399258	江戸，駿河，伊豆信濃に地震あり	〃
290	安政3－XII－17	1857－I－12	2399327	駿河，伊豆地震あり	〃
291	安政4－V－23	1857－VI－14	2399480	駿河，伊豆に強震あり	〃
292	安政4－V－30	1857－VI－21	2399487	駿河庵原郡に強震あり	385
293	安政4－閏V－23	1857－VII－14	2399510	駿河安倍郡，志太郡に強震あり	〃
294	安政4－VI－10	1857－VII－30	2399526	蒲原に小地震あり	387
295	安政4－VII－8	1857－VIII－27	2399554	蒲原御殿山大雨で崩れる	〃
296	安政4－VIII－13	1857－IX－30	2399588	伊郡三度地震あり	390
297	安政4－X－12	1857－XI－28	2399647	飛騨，信濃地震あり	〃
298	安政5－	1858－	－	庵原郡高部村山崩れあり	〃
299	安政5－	1858－	－	庵原郡地震各所に山崩れあり	〃
300	安政5－	1858－	－	駿府地震あり(?)	〃
301	安政5－	1858－	－	静岡県栃沢地震あり(?)	〃
302	安政5－II－25	1858－IV－8	2399778	蒲原に地震あり	391
303	安政5－III－5	1858－IV－18	2399788	伊郡に地震あり	〃
304	安政5－III－10	1858－IV－23	2399793	信濃松代に強震，伊郡，蒲原有感	〃
305	安政5－IV－5	1858－V－17	2399817	諏訪地方強震あり	〃
306	安政5－VI－	1858－	－	丹郡，畑の地獄沢山崩れる	〃
307	安政5－VI－	1858－	－	蒲原城滅寺裏山崩壊する	〃
308	安政5－VIII－23	1858－IX－29	2399952	駿河中之郷で山崩れあり	〃
309	安政6－I－28	1859－III－2	2400106	蒲原地震あり	392
310	安政6－II－1	1859－III－5	2400109	蒲原地震あり	〃
311	安政6－V－17	1859－VI－17	2400213	木曽奈川村寄合渡山崩れる	〃
312	安政6－VI－10	1859－VII－9	2400235	伊郡，蒲原地震あり	〃
313	安政6－VII－22	1859－VIII－20	2400277	伊豆に地震あり	393

No.	和暦	西暦	ユリウス日	記事	「史料」
251	文化１－Ⅵ－２１	1804－Ⅶ－27	2380165	安倍郡大河内村強震あり	３１２
252	文化１－Ⅺ－４	1804－Ⅻ－5	2380296	安倍郡長田村に強震あり	〃
253	文化６－Ⅷ－２４	1809－X－3	2382059	富士山に崩壊あり	〃
254	文化７－Ⅶ－２６	1810－Ⅷ－25	2382385	伊郡白毛降る	〃
255	文化８－Ⅰ－３	1811－I－27	2382540	三宅島噴火する	〃
256	文化１２－Ⅶ－２６	1815－Ⅷ－30	2384216	伊郡に白毛降る	３１３
257	文化１３－Ⅶ－１３	1816－Ⅷ－6	2384558	駿河湾に津波上る	〃
258	文化１３－Ⅺ－２	1816－Ⅻ－20	2384694	伊豆松崎山崩れあり	〃
259	文化１３－Ⅺ－１１	1816－Ⅻ－29	2384703	伊豆に強震，その後十二月四日まで余震	〃
260	文政１－Ⅳ	1818－	－	信濃高井に強い地震あり	〃
261	文政３－Ⅷ－	1820－	－	駿河国地震あり．久能山崩壊あり	〃
262	文政５－	1822－	－	伊豆大島噴火，文政七年まで続く	〃
263	文政５－	1822－	－	駿河国地震あり	３１４
264	文政７－	1824－	－	伊豆新島噴火する	〃
265	文政１１－Ⅲ－２８	1828－V－11	2388854	伊豆田方郡年川村山崩れあり	〃
266	天保年間	1830～1843	－	伊豆大島噴火する	〃
267	天保５－Ⅳ－８	1834－V－16	2391050	富士南面に鉄砲水おこる	〃
268	天保６－Ⅱ－８	1835－Ⅲ－6	2391344	富士山震動する	〃
269	天保６－Ⅸ－２１	1835－Ⅺ－11	2391594	三宅島地震，噴火する	〃
270	天保１２－Ⅲ－２	1841－Ⅳ－22	2393583	駿河国大地震あり	〃
271	天保１３－	1842	－	安倍郡千代田村地震あり	３５７
272	弘化４－Ⅲ－２４	1847－V－8	2395790	信濃，越後大地震「善光寺地震」	〃
273	嘉永１－Ⅴ－９	1848－Ⅵ－9	2396188	伊郡地震あり	３６３
274	嘉永３－Ⅱ(?)－	1850(?)	－	伊豆松崎強震あり	〃
275	嘉永３－Ⅵ－２２	1850－Ⅷ－30	2396969	磐田郡に強い地震あり	〃
276	嘉永４－Ⅱ－２８	1851－3－30	2397212	伊郡地震あり	〃
277	嘉永４－X－２	1851－X－26	2397422	興津に大津波おそう	〃
278	嘉永５－Ⅻ－１７	1853－I－26	2397880	信濃国強震あり	〃
279	嘉永６－Ⅱ－２	1853－Ⅲ－11	2397924	小田原大地震あり	〃
280	嘉永６－Ⅱ－６	1853－Ⅲ－15	2397928	芝川で１ヵ月地震続く	３７１
281	安政１－Ⅺ－４，５	1854-Ⅻ-23.24	2398576.7	「安政東海地震」「安政南海地震」	３７２
	（この地震の記事はすべて下巻にあり）				

No.	和暦	西暦	ユリウス日	記事	「史料」
219	享保14－Ⅱ－9	1729－Ⅲ－8	2352631	伊豆南部強震，小津波あり，静岡で有感	292
220	享保17夏	1732－	－	八丈島潮上る	293
221	延享4－Ⅱ－	1747－	－	八丈島に津波あり	〃
222	寛延3－Ⅳ－24	1750－V－29	2360383	伊郡地震あり	〃
223	宝暦1－Ⅳ－25	1751－V－20	2360739	越後高田大地震，信濃でも感じる	〃
224	宝暦1－Ⅵ－25	1751－Ⅶ－17	2360797	駿東郡獅子浜で山崩れあり	〃
225	宝暦1－Ⅵ－27	1751－Ⅶ－19	2360799	伊豆大雨，山崩れ各所に起る「未の荒」	〃
226	宝暦1(?)－Ⅷ－15	1751－X－4(?)	2360876	舞阪に津波おそう	294
227	宝暦2－	1752－	－	駿東郡地震あり	〃
228	明和5－Ⅶ－27	1768－Ⅸ－7	2367059	遠江横須賀で赤い光の筋みえた	295
229	安永4－	1775－	－	清水に地震津波あり(?)	〃
230	安永4－Ⅷ－16	1775－Ⅸ－10	2369618	遠江横須賀地震あり	〃
231	安永7－Ⅺ－	1778－	－	大島噴火しその音遠江で聞こえる	〃
232	安永8－Ⅷ－	1779－	－	伊郡に火山灰降る	296
233	安永8－X－2	1779－Ⅺ－9	2371139	桜島の火山灰遠江，信濃にも降る	〃
234	安永9－Ⅵ－18	1780－Ⅶ－19	2371392	青ケ島地震，九日後噴火	297
235	天明1－Ⅳ－11	1781－V－4	2371681	青ケ島噴火する	〃
236	天明2－Ⅶ－14	1782－Ⅷ－22	2372156	小田原大地震，駿河に津波おそう	〃
237	天明3－Ⅲ－10	1783－Ⅳ－11	2372388	青ケ島池ノ沢から噴火する	306
238	天明3－Ⅵ－18	1783－Ⅶ－17	2372485	薩唾峠高波のため崩れる	307
239	天明3－Ⅶ－8	1783－Ⅷ－5	2372504	浅間山大爆発，鳴動甲斐駿河に伝わる	〃
240	天明3－Ⅶ－10	1783－Ⅷ－7	2372506	伊豆地震あり	310
241	天明3－Ⅺ－2	1783－Ⅺ－25	2372616	伊豆大島灰ふる	〃
242	天明4－	1784－	－	清水巴川沿岸欠壊する	〃
243	天明5－Ⅲ－10	1785－Ⅳ－18	2373126	青ケ島池ノ沢から噴火する	〃
244	天明6－	1786－	－	駿河大雨，丘陵崩れる	〃
245	天明6－	1786－	－	伊豆大島噴火する	311
246	天明6－Ⅶ－7	1786－Ⅷ－9	2373604	伊豆下田上郷山崩れあり	〃
247	寛政1－Ⅺ－4	1790－Ⅻ－20	2375198	信濃地震あり	〃
248	寛政3－Ⅵ－23	1791－Ⅶ－23	2375413	松本に強震あり	〃
249	寛政4－Ⅵ－16	1792－Ⅷ－16	2375803	江戸地震あり，富士山落石死者あり	312
250	享和3－X－1	1803－Ⅺ－14	2379909	伊豆大島噴火する	〃

No.	和暦	西暦	ユリウス日	記事	「史料」
187	元禄1－	1688－	－	富士山噴火あり	104
188	元禄3－Ⅸ－	1690－	－	八丈島郡発地震あり	〃
189	元禄8－Ⅲ－2	1695－Ⅳ－14	2340250	伊豆大島噴火あり	〃
190	元禄9－Ⅵ－19	1696－Ⅶ－17	2340710	江戸大地震あり	〃
191	元禄9－X	1696	－	八丈島しばしば地震あり	〃
192	元禄11－V－17	1698－Ⅵ－24	2341417	伊豆，長雨のため各所に山崩れあり	〃
193	元禄13－	1700－	－	富士山噴火する	105
194	元禄14－Ⅸ(?)	1701(?)	－	小田原大地震あり(?)	〃
195	元禄14－Ⅺ(?)	1701(?)	－	小田原大地震あり(?)	〃
196	元禄15－Ⅺ－26(?)	1703－I－13(?)	2343080	伊東に大地震，津波おそう(?)	〃
197	元禄16－Ⅷ－	1703－	－	駿河安部郡地震あり	106
198	元禄16－Ⅷ－	1703－	－	伊郡地震あり	〃
199	元禄16－Ⅺ－18	1703－Ⅻ－26	2343427	伊郡強震あり	〃
200	元禄16－Ⅺ－18	1703－Ⅻ－31	2343432	関東南部大地震「元禄地震」	107
201	宝永1－Ⅵ　旬	1704－	－	箱根に強震あり	110
202	宝永2－Ⅵ－16	1705－Ⅷ－5	2344015	富士郡白鳥山崩れ富士川をせき止める	118
203	宝永4－X－4	1707－X－28	2344829	東海，南海，四国地方大地震津波「宝永地震」	221
204	宝永4－Ⅺ－23	1707－Ⅻ－16	2344878	富士山大噴火し宝永山ができる	227
205	宝永5－	－	－	八丈小島小津波あり	286
206	宝永5－閏I－3	1708－Ⅱ－24	2344948	関東，東海地方砂ふる	〃
207	宝永6－Ⅲ－14	1709－Ⅳ－23	2345372	三宅島噴火する	287
208	正徳1－Ⅻ－28	1712－Ⅱ－4	2346389	三宅島噴火し，溶岩流出する	〃
209	正徳2－Ⅳ－14	1712－V－19	2346494	伊豆地震あり	〃
210	正徳4－Ⅲ－15	1714－Ⅳ－18	2347193	信濃大地震	〃
211	正徳4－Ⅻ－27	1715－Ⅱ－1	2347482	大垣，松本で地震あり	〃
212	正徳5－Ⅵ－	1715	－	木曽須原宿山つなみあり	〃
213	享保年間	1716～1736	－	伊豆対島村山崩れあり	288
214	享保2－Ⅶ－23	1717－Ⅷ－29	2348422	伊郡強い地震あり	〃
215	享保3－Ⅶ－26	1718－Ⅷ－22	2348780	伊郡に大地震あり	289
216	享保6－Ⅶ－7	1721－Ⅶ－30	2349853	木曽で山崩れあり	292
217	享保10－Ⅶ－7	1725－Ⅷ－14	2351329	伊郡高遠に強い地震あり	〃
218	享保11－Ⅱ－9	1726－Ⅲ－12	2351539	伊豆下田で三度地震あり	〃

No.	和　　暦	西　　暦	ユリウス日	記　　事	「史料」
155	寛永４－Ⅰ	1627－	－	引佐郡強震あり	９６
156	寛永5(?)－	1628－	－	富士郡に大地震あり	９７
157	寛永５－Ⅺ－１８	1628－Ⅻ－13	2316022	浅間山噴火する	〃
158	寛永８－	1631－	－	清水沿岸高波に損われる	〃
159	寛永８－	1631－	－	諸国に異物降る	９８
160	寛永９－	1632－	－	御浦湖，高波のため浜名本湖と連なる	〃
161	寛永１０－Ⅰ－２１	1633－Ⅲ－1	2317561	小田原大地震，伊豆で強震あり	〃
162	寛永１０－Ⅰ－２３	1633－Ⅲ－3	2317563	松本地震あり	９９
163	寛永１４－Ⅶ－７	1637－Ⅷ－26	2319200	伊豆大島噴火する	〃
164	寛永１９－Ⅲ－１	1642－Ⅲ－31	2320878	三宅島噴火する	〃
165	寛永末年	1643ごろ	－	駿河庵崎，高波で崩壊する	〃
166	寛永２０－Ⅱ－１２	1643－Ⅲ－31	2321243	三宅島噴火する	〃
167	正保２－Ⅰ－２６	1645－Ⅱ－24	2321937	浅間山大噴火する	〃
168	慶安１－Ⅳ－２２	1648－Ⅵ－12	2323143	相模強震，駿東郡でも感じる	〃
169	慶安２－Ⅵ－２０	1649－Ⅶ－29	2323555	江戸地震強く，伊郡にも感じる	〃
170	承応１－	1652－	－	清水美濃輪町高波で損なわれる	〃
171	承応１－	1652－	－	青ケ島池中から噴火する	１００
172	承応３－	1654－	－	青ケ島噴火する	〃
173	承応３春	1654－	－	白須賀の海怪異ありという	〃
174	明暦２－	1656－	－	清水美濃輪町の田畑高波で欠壊する	１０１
175	寛文２－Ⅴ－１	1662－Ⅵ－16	2328260	近畿，名古屋地方強震，駿河で有感	〃
176	寛文２－Ⅷ－２７	1662－Ⅹ－9	2328375	伊豆洪水，山崩各所に起る「亥の満水」	〃
177	寛文１０－	1670－	－	伊郡に土砂降る	１０２
178	寛文１０－	1670－	－	青ケ島噴火，以後十年続く	〃
179	延宝４－	1676－	－	清水向島，高波で「出来島」を生ずる	〃
180	延宝５－Ⅸ－９	1677－Ⅹ－5	2333850	八丈島，青ケ島に津波打上がる	〃
181	天和２－	1682－	－	清水本魚町，高波で欠壊する	〃
182	天和３－	1683－	－	安部郡大河内村地震あり	１０３
183	天和３－Ⅴ－２４	1683－Ⅵ－18	2335932	日光大地震あり	〃
184	貞享１－Ⅱ－１６	1684－Ⅲ－31	2336219	伊豆大島，三宅島噴火する	〃
185	貞享１－Ⅷ－	1684－	－	伊豆新島に津波おそう	〃
186	貞享３－Ⅷ－１６	1686－Ⅹ－3	2337135	遠江，三河に強震あり	〃

No.	和暦	西暦	ユリウス日	記事	「史料」
124	天正13－Ⅰ－29	1585－Ⅱ－28	2300028	遠江強震あり，津波を伴う（？）	86
125	天正13－Ⅺ－29	1586－Ⅰ－18	2300352	近畿，中部地方大地震「天正地震」	〃
126	天正16－Ⅸ－	1588－	－	駿河，遠江地震あり	87
127	天正17－Ⅱ－5	1589－Ⅲ－21	2301510	駿河，遠江，三河大地震	〃
128	文禄4－Ⅹ－21	1595－Ⅺ－22	2303947	三宅島噴火する	88
129	慶長1－Ⅴ－2	1596－Ⅴ－28	2304135	伊豆に地震あり	〃
130	慶長5，（6？）	1600，(1601?)	－	伊豆大島噴火する	〃
131	慶長9－	1604－	－	駿府に音あり，浅間山の噴火音か	〃
131-2	慶長9－Ⅺ	1604－	－	浅間山噴火	〃
132	慶長9－Ⅻ－16	1605－Ⅱ－3	2307308	東海，南海，西海の諸道大地震，津波あり	〃
133	慶長10－Ⅱ－10	1605－Ⅲ－29	2307362	駿府地震あり	90
134	慶長10－Ⅸ－15	1605－Ⅹ－27	2307574	八丈西山噴火する	〃
135	慶長10－Ⅻ－15	1606－Ⅰ－23	2307662	八丈島近海海底噴火あり新島を生ずる	91
136	慶長11－	1606－	－	焼津に津波おそう	92
137	慶長12－Ⅵ－13	1607－Ⅷ－5	2308221	駿府に地震あり	93
138	慶長13－Ⅱ－13	1608－Ⅲ－29	2308458	駿府で太陽異常に見える	〃
139	慶長15－Ⅹ－21	1610－Ⅻ－6	2309440	駿府に音あり	〃
140	慶長16－Ⅱ－22	1611－Ⅳ－5	2309560	駿府に地震あり	〃
141	慶長16－Ⅶ－7	1611－Ⅷ－14	2309691	駿河庵崎，清水貝島波に損う	〃
142	慶長16－Ⅹ－3	1611－Ⅺ－7	2309776	駿府小地震あり	95
143	慶長16－Ⅹ－10	1611－Ⅺ－14	2309783	三島地震あり	〃
144	慶長17－Ⅰ－3	1612－Ⅱ－4	2309865	駿東郡桃沢神社神木鳴動する	〃
145	慶長17（か18）春	1612(か1613)	－	伊豆大島噴火する	〃
146	慶長17－Ⅱ－20	1612－Ⅲ－22	2309912	駿府，地震あり	〃
147	慶長18冬	1613－	－	安部郡大河内村地震，山崩れあり	〃
148	慶長19－Ⅲ－28	1614－Ⅴ－6	2310687	太陽色赤くなり数日続く	96
149	慶長19－Ⅷ－25	1614－Ⅸ－28	2310832	駿府地震あり	〃
150	慶長19－Ⅸ－6	1614－Ⅹ－9	2310843	駿府地震あり	〃
151	慶長19－Ⅹ－25	1614－Ⅺ－26	2310891	越後高田に大地震，伊豆でも感じる	〃
152	元和2－Ⅱ－22	1616－Ⅳ－8	2311390	駿河地震あり	〃
153	元和2－	1616－	－	遠江地震あり	〃
154	寛永2－Ⅱ	1625－	－	奥州山鳴動する	〃

No.	和暦	西暦	ユリウス日	記事	「史料」
92	明応8－Ⅰ－2	1499－Ⅱ－20	2268609	甲斐地震あり	40
93	明応8－Ⅰ－5	1499－Ⅱ－23	2268612	甲斐地震あり	〃
94	明応8－Ⅴ－2	1499－Ⅵ－19	2268728	甲斐地震あり	〃
95	明応8－Ⅵ－10	1499－Ⅶ－27	2268766	浜名湖口開き，湖内に津波おそう	〃
96	明応9－Ⅵ－4	1500－Ⅶ－10	2269114	甲斐強震あり	71
97	永正1春	1504－	－	八丈島潮位下がる	〃
98	永正年中	1504～1521	－	三宅島噴火あり	〃
99	永正6－Ⅷ－27(?)	1509－Ⅸ－11	2272464	遠江沿岸に津波おそう	〃
100	永正7春	1510－	－	八丈島大地震あり	〃
101	永正7－Ⅷ－8	1510－Ⅸ－21	2272839	近畿中心に大地震，駿河，甲斐強震津波あり	〃
102	永正7－Ⅷ－27	1510－Ⅹ－10	2272858	浜名湖口に津波おそう	73
103	永正8－	1511－	－	富士山鎌岩から噴火する	82
104	永正11－	1514－	－	八丈島噴火する	〃
105	永正13－	1516－	－	八丈島潮位下がる	〃
106	永正14－	1517－	－	八丈島に強震あり	〃
107	永正15－Ⅰ－9	1518－Ⅱ－28	2275556	八丈島噴火し数年続く	〃
108	大永2～3	1522～1523	－	八丈島大岡郷の富士山噴火する	83
109	大永5－Ⅸ－4	1525－Ⅸ－30	2278327	伊豆田方郡山崩れあり	〃
110	大永7－	1527－	－	八丈島強震あり	〃
111	大永7－Ⅳ	1527－	－	浅間山噴火し，伊那に砂降る	〃
112	享禄4－Ⅺ－27	1532－Ⅰ－14	2280624	浅間山噴火し，各地に砂降る	84
113	天文3－	1534－	－	浅間山鳴動する	〃
114	天文5－	1536－	－	甲斐地震あり	〃
115	天文13－Ⅻ－16	1545－Ⅱ－7	2285397	伊豆田牛に津波おそう	〃
116	天文18－	1549－	－	八丈島西山噴出する(?)	〃
117	天文18－Ⅳ－14	1549－Ⅴ－21	2285961	甲斐に強震あり	〃
118	永禄年間	1558～1570	－	蒲原地震，山崩れあり	〃
119	永禄3－	1560－	－	富士山噴火する	85
120	天正1夏	1573	－	駿府に怪音あり	〃
121	天正2－Ⅵ－30	1574－Ⅶ－28	2296160	駿河各地に山崩れあり	〃
122	天正6－	1578－	－	大井川岸崩壊して蛇崩を生ずる	86
123	天正6－Ⅺ－29	1579－Ⅰ－6	2297783	静岡県地震あり	〃

No.	和暦	西暦	ユリウス日	記事	「史料」
60	建長4－	1252－	－	甲斐に強震あり	16
61	弘安5－X－13	1282－XI－21	2189626	武蔵池上大震動する	〃
62	正応3－VIII－14	1290－IX－25	2192491	遠江相良に強い地震あり	〃
63	永仁3	1295－	－	鎌倉大地震あり	17
64	徳治1	1306－	－	伊豆片瀬津波おそう	〃
65	正和1－IV－12	1312－V－26	2200404	相模湾，駿河湾海水赤く変色する	〃
66	嘉暦年中	1326～1329	－	駿河桃沢池，山崩れに埋まる	18
67	元弘1－VIII－7	1331－VIII－19	2207428	地震のため富士山の一部崩れる	〃
68	延元3	1338－	－	伊豆大島噴火する	19
69	正平15－II－4	1360－II－29	2217849	遠江に強震あり	〃
70	正平16－II－4	1361－III－19	2218233	遠江に地震あり，26日にもあり	〃
71	元中の末年	1392ころ	－	信濃に大地震あり	〃
72	応永3－VIII－3	1396－IX－13	2231195	遠江に大地震あり	〃
73	応永4－III－4	1397－IV－9	2231403	遠江白須賀に津波おそう	〃
74	応永12－秋	1405－	－	遠江に津波おそう	20
75	応永13－VIII－25	1406－X－16	2234879	駿河地震あり，遠江津波おそう	21
76	応永17－I－21	1410－III－5	2236115	那須山噴火し，伊豆大島も鳴動する。	〃
77	応永22－IV－4	1415－V－21	2238018	伊豆大島噴火し，海水沸騰する	〃
78	応永23－VIII－2	1416－IX－2	2238488	伊豆大島噴火する	〃
79	応永28－IV－4	1421－V－14	2240203	伊豆大島噴火し，海水沸騰する	〃
80	応永34－VI－4	1427－VII－7	2242448	富士山と浅間山噴火する	〃
81	永享4	1432－	－	伊豆下河津地震，山崩れあり	〃
82	永享4－IX	1432－	－	伊那地方強震あり	22
83	永享5－IX－16	1433－XI－7	2244763	相模，陸奥，甲斐大地震	〃
84	嘉吉2－VII	1442－	－	伊豆大島活動始める	〃
85	宝徳2－	1450－	－	浅間山噴火する	〃
86	享徳3－XI－23	1454－XII－21	2252477	関東，東北地震あり，甲斐でも感ずる	〃
87	文明1－XI－12	1469－XII－24	2257959	三宅島噴火する	〃
88	文明7－	1475－	－	浜名湖口に津波おそう	〃
89	長享1－XI－13	1487－XII－7	2264516	八丈島噴火する	23
90	明応7－VI－11	1498－VII－9	2268383	京都，三河，熊野大地震	〃
91	明応7－VIII－25	1498－IX－20	2268456	東海地方大地震，津波あり「明応地震」	25

No.	和暦	西暦	ユリウス日	記事	「史料」
29	承和3－Ⅲ－	836－	－	富士山噴火する	9
30	承和5－Ⅶ－5	838－Ⅷ－2	2027347	神津島付近で海底噴火あり	10
31	承和8－Ⅶ－	841－	－	伊豆大地震あり	〃
32	嘉祥3－Ⅷ－	850－	－	浜名湖口異常あり(?)	〃
33	仁寿1－X－	851－	－	伊那(?)に地震あり	〃
34	貞観6－V－25	864－Ⅶ－6	2036817	富士山大噴火する	〃
35	仁和2－V－24	886－Ⅶ－3	2044849	伊豆諸島に火山活動あり	11
36	仁和3－Ⅶ－6	887－Ⅷ－2	2045244	越後，信濃に地震あり，越後は津波	〃
37	仁和3－Ⅶ－30	887－Ⅷ－26	2045268	五畿七道諸国大地震，津波あり	〃
38	承平2－X－13	932－XI－18	2061788	富士山噴火する	12
39	承平7－XI－	937－	－	富士山噴火し，溶岩流出する	〃
40	寛弘5－Ⅲ～Ⅳ	1008－	－	富士山西麓から噴火あり	〃
41	寛仁1－	1017－	－	富士山北斜面から噴火する	〃
42	治安1ころ	1021－	－	伊豆仁科に津波おそう	〃
43	治安2－V－	1022－	－	富士郡強い地震あり	〃
44	長元1－XII－	1028－	－	富士山噴火する	13
45	長元5－XII－16	1033－I－25	2098380	富士山噴火する	14
46	長久2－	1041－	－	庵原郡地震あり	〃
47	永保3－Ⅱ－28	1083－Ⅲ－25	2116701	富士山噴火する	〃
48	永保3－X－	1083－	－	富士山7ヵ所から噴火	〃
49	応徳2－	1085－	－	三宅島噴火する	〃
50	永長1－XI－24	1096－XII－17	2121717	畿内大地震，伊勢，駿河津波あり	〃
52	天永1(?)－I－9	1110－Ⅲ－9	2126546	八丈島噴火し五年続く	〃
53	天永2－X	1111－	－	伊豆諸島に噴火あり(?)	15
51	天仁1－Ⅶ－21	1108－Ⅸ－5	2125996	浅間山爆発し火山弾を出す	〃
54	天治1－	1124－	－	浅間山噴火する	〃
55	久寿1－I－	1154－	－	三宅島噴火する	〃
56	久寿2－X	1155－	－	三宅島噴火する	〃
57	文治1－	1185－	－	駿河湾に地震津波あり(?)	〃
58	建久6－XII－16	1196－I－24	2157913	伊豆成就院，怪異振動あり	16
59	承元1－Ⅸ－4	1207－X－4	2162184	伊那地震あり翌日に及ぶ	〃
59	寛治1－I－	1247－	－	伊豆で陥没あり	〃

（№1～№280，№282～№318，「年代不詳」「参考資料」はⅠ・上巻に収録。№281（安政元年11月4日）のみ一つにしてⅠ・下巻に収録。）

静岡県・山梨県・長野県南部地震津波年表

№	和　　暦	西　　暦	ユリウス日	記　　事	「史料」
1	孝安天皇2－Ⅱ－3	BC391－	－	富士山出現するという	1
2	孝安天皇21－	BC372－	－	伊豆諸島噴火あり	〃
3	孝安天皇92－	BC301－	－	富士山出現し，琵琶湖を生ずという	〃
4	孝霊天皇5－	BC286－	－	富士山噴火し，琵琶湖，浜名湖を生ずという	〃
5	仁徳天皇40－	352－	－	賤機山に怪異あり	2
6	清寧天皇3－	482－	－	富士山噴火する	3
7	宣化天皇の時	535～539	－	富士山出現するという	〃
8	欽明天皇のころ	539～571	－	駿河つるぎ池鳴動する	〃
9	欽明天皇13－Ⅳ－12	552－Ⅴ－22	1922816	江ノ島出現するという	〃
10	金光6－	574－	－	甲斐大地震あり	〃
11	仁王3－Ⅴ－14	625－Ⅵ－27	1949514	甲斐大地震あり	〃
12	天武天皇12－X－14	684－Ⅺ－29	1971219	諸国大地震あり，「白鳳大地震」	4
13	和銅1－Ⅲ－	708－	－	安部郡椎田池鳴動する	〃
14	霊亀1－Ⅴ－25	715－Ⅶ－4	1982392	遠江大地震，有玉川を埋める	5
15	天平19－Ⅲ－3	747－Ⅳ－20	1994005	駿河鯨ケ岡から大水湧出す	〃
16	天平宝字6－Ⅴ－9	762－Ⅵ－9	1999534	飛騨，信濃，越後大地震あり	〃
17	宝亀11－Ⅷ－	780－	－	富士山灰ふる	6
18	天応1－	781－	－	駿河大地震あり（？）	〃
19	延暦19－Ⅲ－14	800－Ⅳ－15	2013359	富士山噴火し，火山灰が足柄路埋める	〃
20	延暦19－Ⅵ－6	800－Ⅶ－5	2013440	富士の火山灰盛んに降る	〃
21	延暦20－Ⅱ－	801－	－	磐田海水減少する	〃
22	延暦21－Ⅰ－8	802－Ⅱ－17	2014032	富士山東斜面から噴火する	7
23	延暦22－	803－	－	有玉郷の海干上って陸となる	〃
24	弘仁3－Ⅰ－15	812－Ⅲ－5	2017701	駿河賤機山鳴動する	〃
25	天長4－Ⅷ－12	827－Ⅷ－11	2023338	京都，越後，信濃地震続く	〃
26	天長9－	832－	－	神津島噴火する	9
27	天長10－X－2	833－Ⅺ－20	2025631	遠江大神郷に津波おそう	〃
28	承和2－	835－	－	伊豆「走り湯」湧き出す	〃